古典学の現在Ⅲ

平成13年9月

ヘーゲルと『老子』
堀池信夫

イスラーム法の存立構造［ハンバリー派フィクフ神事編］
中田　考

文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「古典学の再構築」

はじめに

この巻には中国学分野とイスラーム学分野の２編の論文を納める。

堀池信夫氏（A01「原典」班・筑波大学）による「ヘーゲルと『老子』」は、ヘーゲルが老子解釈に用いた資料をたどりつつ、西洋、中国の両資料からヘーゲルの老子観を立体的に解明している。フランス啓蒙主義をうけて理性を軸とする世界史理解を試みたヘーゲルが、中国の宗教を、原始段階を脱したばかりの最初期段階の宗教と位置付けたことは周知の事実である。堀池氏はその解釈が基づいた資料を克明に検証された。近代古典学の体をなしつつあった当時の中国古典学の水準とともに、ヘーゲル個人の、あるいは時代の主観が解釈にいかに作用したかが明らかにされて興味深い。

中田考氏（A04「古典の世界像」班・山口大学）による「イスラーム法の存立構造――ハンバリー派フィクフ神事編」は、ハンバリー派のフィクフ（クルアーンとスンナに基づく行為規範学）を初めてアラビア語から邦訳し、詳説したものである。ハンバリー派は、サウディアラビアがこのフィクフを司法の「法源」としているため、スンナ派イスラーム世界唯一の「生きた学派」とされる。ハンバリー派の古典が、初めて正確に紹介された意義は小さくないであろう。

旬日来、アメリカの同時多発テロ事件とこれに対するアメリカの対抗措置をめぐって、世界は騒然としている。暴挙によって亡くなられた数千人の方々に心から哀悼の意を表したい。もとより「文明の衝突」としてこの事件を捉えることは、真底にその要素が皆無ではないにせよ誤りであろう。だが現代が、諸文明の多様な価値観を互いに十分尊重する世界であったならば回避しえたのではないかという思いを禁じえない。

多様な価値観の尊重は、それらの正確な認識から出発しなければならない。「古典学の再構築」はそのためにも、諸文明の世界観、人生観の正確な記述と翻訳の提供を一層推進してゆきたいと希うものである。

本巻編集の労も木田章義、李長波の両氏がとって下さった。記して厚くお礼を申し上げる。

平成13年９月25日

領域代表　中谷英明

もくじ

はじめに ——— 1

ヘーゲルと「老子」

堀池信夫 ——— 5

イスラーム法の存立構造

[ハンバリー派フィクフ神事編]

中田　考 ——— 31

1. フィクフとは何か ——— 32
2. ハンバリー派入門 ——— 52
3. フィクフの基本概念 ——— 82
4. ハンバリー派フィクフの展開 ——— 95
5. ハンバリー派フィクフ概論（神事編） ——— 306
6. 『満足を求める者の糧』神事編訳注 ——— 325

ヘーゲルと『老子』

堀池信夫
A01「原典」班・筑波大学・哲学思想学系 教授

I　ヘーゲルにおける東洋（中国）哲学の位置

ヘーゲル（1770－1831）と東洋の関係という問題は、ヘーゲルがみずからの哲学体系をいったん構築し終わったあとの、いわば彼の晩年期において問題となってくるものである。それはおおむね一八二一年（ヘーゲル五一歳、ヘーゲルは六一歳で死去）に、ベルリン大学において宗教哲学の講義を開始し、翌年の一八二二年に歴史哲学の講義を開始してより以後になる。この時期、ヘーゲルはすでに『エンチクロペディー』によって、彼の哲学の体系をひとまず完成させていた。その中での歴史についての哲学的認識として、普通指摘されているのは、「現実とは理性の要求が実現される場であり、歴史とは、理性による自由の実現が発展して行く過程である」ということであった。そしてこの時期の彼の課題は、こうした歴史の哲学を、現実の歴史の上に論証して行くことにあった。晩年の講義、すなわち宗教哲学の講義と歴史哲学の講義は、その課題解決のための企図という性格ももっていた。

歴史の問題という点についていえば、彼の哲学体系のもつ「全体」的性格上、そこにはまず必然的に「世界史」という観念が登場する。そしてヘーゲルによるとその世界史とは一般的に、「自由の意識を内実とする原理の発展段階を叙述するもの」（『歴史哲学講義　上巻』武市健人訳、岩波書店、一九七六、九三頁。G., S.92.）であり、また「世界史は自由

の意識、自由の精神の発展と、この意識によって産み出される(自由の)実現の過程を叙述するもの」(『歴史哲学講義　上巻』一〇二頁。G., S.101.)であり、さらには「世界史においては一切のものをただ精神の現象と見る」(『歴史哲学講義　上巻』一二二頁。G., S.119.)ものであった。すなわち、世界史とはヘーゲルにおいてまず「一切のものをただ精神の現象と見る」ところの絶対的理性(絶対主体・精神)の自己実現としてあるものだった。だが、その観念的世界史も、現実において具現されることにおいてこそ、具体的世界史として成立する。現実の歴史における検証があってこそ「世界史」の歴史哲学は全きものとなる。そもそもこの「世界史」という観念については、ヘーゲルにはその若き日、『キリスト教の実定性』という著作において、「世界史の図式」というものを示していた。その内容は、第一期＝ギリシャ・ローマのポリス時代、第二期＝神聖ローマ・ドイツ帝国の時代、第三期＝フランス革命を通じて世界史が新しい時代に入ろうとする時代、ということであった。つまり、その段階において彼は、「世界」をまったくヨーロッパにのみ限定して考えていたのであり、それは時間的にも空間的にも、きわめて限定された狭い範囲での構想だった。そして、絶対的理性の自己展開の場としては、たしかにヨーロッパ世界は、相応しいものであった。

しかし、彼が晩年の講義を行うころ、ヨーロッパにはすでに東洋やアフリカ、アメリカなどの情報が十分に伝わっていた。当時の常識からみて、彼の若き日の「世界」の観念は、あまりにも狭すぎた。彼は、具体的「世界史」の対象として、地理学上の全世界を射程に入れる必要に迫られていたのである。ただし、アメリカについては地理情報などはかなり伝わっていたが、その歴史となると、まだ白人が入植したばかりの時代であって、歴史は端緒についたばかりと考えられていた。白人以前のアメリカに歴史があったなどとはとうてい考えおよばない時期であった。したがってヘーゲルの拡張された世界史の構想からは、まずは新世界は除外された。かくて「世界」として東洋とアフリカを射程に入れたとは

いうものの、その拡張された世界史の構想においても、「理性」の世界として中心的でありつづけたのは、やはりヨーロッパであった。この認識は彼の中では不変であった。

地中海は……世界史の中心点である。……地中海を除いては世界史は考えられない。(『歴史哲学講義　上巻』一三四頁。G., S.130.)

世界史の檜舞台である旧世界（ヨーロッパ世界)。(『歴史哲学講義　上巻』一三四頁。G., S.130.)

ところで、地理的に拡張された世界史の構想においては、まずはじめに視野に入ってくるのは、古代以来、西洋の対極にあるものとして考えられつづけていた東洋であった。だがヘーゲルの、世界史は「自由の意識（理性）を内実とする原理の発展段階」という認識からすれば、東洋はそのような「自由の意識（理性)」が存在した世界ではなかった。つまり東洋は「世界史」の射程には本来的に入らなかった。それゆえ、東洋・アフリカを込めて拡張された世界史の構想にあっては、「世界史」の概念自体の内容に修正が必要となる。そこでヘーゲルは、その拡張に応じて、「理性」の展開の歴史のみならず、「理性」への展開の歴史という視点を組み入れ、具体的世界に適用しようとしたのである。そして「理性」への展開というこの新しい視点を契機に、東洋はヘーゲルにとって積極的な意味をもちはじめることになる。

ヘーゲルは、まず歴史の階梯を東から西への展開と設定し、またそれが精神の展開とパラレルであるという構想を立てる。そして東洋の中の最東端にある中国を世界史の端緒であるとする（そしてそれは当然精神の展開の端緒でもあった)。

世界史は東から西に向かって進む。というのはヨーロッパこそ世界史の終結であり、アジアはその端緒である。(『歴史哲学講義　上巻』一五五頁。G., S.150.)

シナと蒙古から歴史は始まる。(『歴史哲学講義　上巻』一六九頁。G., S.159.)

精神の光と、したがってまた世界史とはアジアに始まった。(『歴史哲学講義上巻』一五〇頁。G., S.145.)

さて、歴史哲学の講義と同じ時期に宗教哲学の講義が行われていたことは先にも触れたが、この宗教哲学の講義にも、歴史哲学の講義とまったく並行する構想が示されていた。今は細々した記述には立ち入らず、そこに述べられている構想を一覧表の形にして示す。〔表・1〕である。

〔表・1〕 ヘーゲル『宗教哲学講義』の構想表

<table>
<tr><td rowspan="12">規定された(実定的)宗教</td><td rowspan="9">自然宗教</td><td rowspan="2">直接的宗教(自然的宗教)</td><td>精神的なものと自然的なものの統一</td><td>原始宗教(理神論)</td></tr>
<tr><td>宗教的契機が感性的なもののうちにあり,超出の契機が自然性のうちに閉じこめられているもの</td><td>呪術</td></tr>
<tr><td rowspan="3">意識の自己内分裂</td><td>度量の宗教</td><td>中国の宗教</td></tr>
<tr><td>想像の宗教</td><td>インドの宗教</td></tr>
<tr><td>自己内存在の宗仏教</td><td>仏教</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自由の宗教への移行段階の宗教</td><td>善の宗教・光の宗教</td><td>ペルシャの宗教</td></tr>
<tr><td>苦痛の宗教</td><td>シリアの宗教</td></tr>
<tr><td>謎の宗教</td><td>エジプトの宗教</td></tr>
<tr><td rowspan="3">精神的個性の宗教・自由な主観性の宗教</td><td>崇高の宗教</td><td colspan="2">ユダヤ教</td></tr>
<tr><td>美の宗教</td><td colspan="2">ギリシャの宗教</td></tr>
<tr><td>合目的性の宗教・悟性の宗教</td><td colspan="2">ローマの宗教</td></tr>
<tr><td>概念・絶対的宗教・完成された宗教</td><td colspan="4">キリスト教</td></tr>
</table>

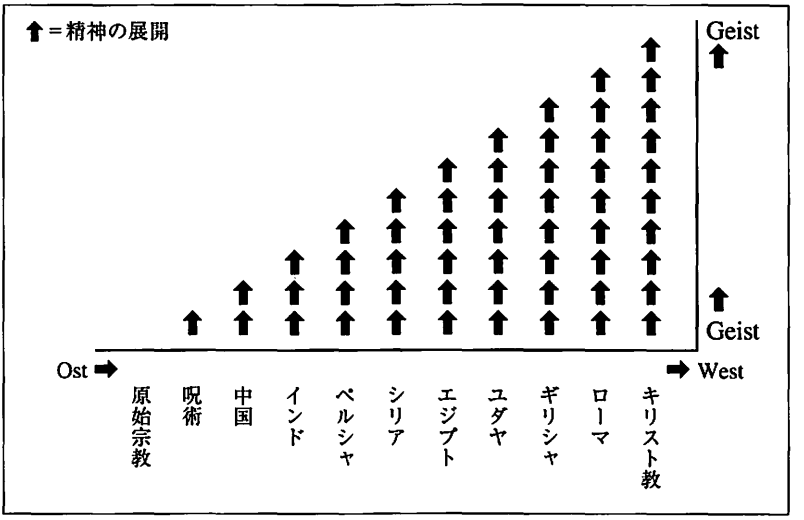
以下、この〔表・1〕によりつつ説明を行う。まず原始宗教や呪術は、いってみれば地域的偏差のない、あらゆる地域において存在したものであった。人類共通の原始的・基盤的な思想・宗教意識である。その次に、精神がその原始的段階より少しだけ展開した段階が示されるが、表では「意識の自己内分裂」というところにあたる。そして中国の宗教はこの段階に含まれる。つまり、原始からほんの一歩だけ進んだ、いまだ素朴な精神の段階ということになる。先に指摘した「端緒」である。ここで中国の宗教は「度量の宗教」と訳してある。これは岩波版の訳語にしたがったものであるが、この「度量」の原文は'Maβ'である。この場合'Maβ'の意味は、何か物事を計測する場合の基準のようなものを示すと思われる。いいかえれば何らかの規範という意味である。とするなら、中国において規範的に機能した概念といえば「礼」のことだと見当がつく。したがって、ここに「度量」と訳された'Maβ'はほぼ「礼」のことを指すとみてよい。つまり「度量の宗教」とは、「礼の宗教」のことと考える。そしてそうすると、分かりやすさはだいぶ増す。ただ、ヘーゲルがあえて「礼（Li)」というタームを使わなかったのは、「礼」という特殊的術語を使うことが、ヨーロッパの人々にはかえって分かりづらいと考え(「礼」という語自体はすでにカントが用いているが)、あえて一般的な語彙によって表そうとしたのだろうと思われる。しかしこのことは、われわれ東洋人にとっては、むしろ分かりにくくなっているというしかない。

こうして、この表においては、中国は世界史の発端であり、精神の光が洩れ出始めた段階であった。そして、世界史と精神の展開が進んで最高・最大限の段階になったところがキリスト教であり、それは理性の宗教であった。理性の宗教であるキリスト教にたどりつくためには、世界史と精神は、東から西に向かって展開してゆかねばならない。つまり、世界史と精神の東から西への展開は、「理性」へ向かっての展開として捉えられるのである。そして「理性」に向かって進みはじめるその一番

発端が中国であって、ヘーゲルにとっては、中国とは（そして中国の精神＝哲学・宗教は)、「理性」の展開する最高・最大の段階に到達するための、第一歩として位置づけられるものとなったのである。山登りに例えれば、ふもとの登り口に当たる。必ずそこを経てから山に登らなければならない重要な場所である。だが登り口は、すでに山の頂に到達した後に見るならば、はるか下の方にかすんでいるか、あるいは途中で越えてきた尾根や沢の彼方に隠れてしまって見えなくなってしまっている、そのようなものである。

これが、ヘーゲルにおける東洋、とりわけ中国およびその哲学・宗教の位置である。ただし、付け加えておかねばならないのは、原始段階から精神が少し開けた段階とは、中国だけにあったものかというとそうではない。その段階はどこの地域のどの宗教にも存在し、それを経過したものであって、理性の宗教においてもそれは例外ではなかった、とヘーゲルは見ていたことである。山に登るのには、必ず登山口を通らなければならない、というようなものであった。中国の場合は、原始段階から少し精神が開けた段階で、そのまま停止し、そのままになってしまったもの、つまり登山口からちょっと登ったところでそのまま登るのをやめてしまったものと、ヘーゲルは捉えていたのである。中国よりも西に位置するインドについても、事情はほぼ同じである。しかしインドは中国よりも少し西にあるだけ、中国よりも歴史も精神も少しは開かれていたのではあるが、しかしやはり山のふもとあたりにそのまま止まってしまったものと考えていたのである〔図・1〕。すなわち、これがかつて非常によく論議された、いわゆる「アジア的停滞」である。

〔図・1〕 宗教と精神の展開・イメージ図



Ⅱ　十七～十八世紀の中国哲学情報とヘーゲルの中国哲学知識

さて、次にヘーゲルの中国哲学に関する知識について見てみようと思うが、それに先立ち、ヘーゲル以前のヨーロッパにおける中国哲学あるいは中国思想・宗教に関する情報について、概略を追っておきたい。

ヨーロッパへの中国情報はすでに十三世紀ごろから、モンゴルの世界制覇にともなうローマ教会のモンゴル派遣使節の情報という形でもたらされはじめていた。ローマ教会の使節情報であるから当然のことであるが、その情報の中には、宗教・思想に関するものがだいぶ含まれていた。そして、ヨーロッパ側でもそうした思想情報に反応した哲学者が、少数ながらも現れた。たとえばロジャー・ベーコンなどはその一人であったが、そのように東方の思想情報は、それが伝わりはじめた初期から、西側の知識人を刺激するものであった。ただ、大モンゴル帝国が崩壊する

と、東西の交通は非常に不便なものとなり、その後の中国情報は、まったく散発的に、宣教師や旅行者によってもたらされるにすぎなくなった。

事情が一変するのは、いわゆる大航海時代に入ってからである。ポルトガルを中心とするインド航路と、スペインを中心とする太平洋航路が実用的なルートとして確立するにともない、思想情報の伝達も滑らかになり始めるのである。大航海時代以前の思想情報は、旅行者や使節などの報告が主であった。いってみれば外側からの観察・経験にもとづく情報であった。一部、漢籍を入手してそれを翻訳させて学問・思想情報を入手したものもいたことはいたが、その評価はおおむね中国は異教徒(Pegan)の国であるという認識に止まっていた。というのは、ヨーロッパ人が中国の思想文化を判断する際、その基準となったのは当然ながらキリスト教であり、その視線から中国を見るとき、彼らの目にまず飛び込んできたのは、多くの場合、寺院や仏像をもつ仏教、それに道観・神像をもつ道教であった。そのため、中国の主要宗教はこれらのものであり、中国の哲学・思想の基盤となるものもそれらであると考えられていたのである。

しかし、これらの、いわば表層的理解は、大航海時代の後、イエズス会が中国宣教に乗り出すことによって、一気に変化しはじめる。というのは、イエズス会の宣教方針には、現地語を習得したのちに宣教に入るということがあったので、中国語の読み書き会話のできるヨーロッパ知識人（イエズス会の宣教師は、当時のヨーロッパにおいて第一級の教育を受けた人々からなっていた）が、中国本土内に多く在住するようになったからである。彼らからはローマに向けて、さまざまな中国情報が発信されたが、なかでも思想・宗教情報は重要な情報であった。

そして多くのイエズス会宣教師の中で、エース的存在となったのが、マテオ・リッチであった。マテオ・リッチの最大の功績は、中国の哲学・宗教の中に、儒教が存在していることを発見したことであった。儒教は教育とか学問とか政治とか、いってみれば日常の生活システムの中にあ

まりにも融合していたため、外国人の目からは非常に見えにくいものであった。それまではそれはたんに「文人の学問」と考えられて、まったくの世俗的なものとされていた。哲学的・宗教的にも中国において根幹的な位置を占める思想だとはなかなか気づかれなかったのである。マテオ・リッチの儒教発見によって中国思想には、儒教と道教と仏教の三教が存在するということがようやく明確となったのである。そしてカトリックにとって本当に真剣に対応すべき対象は儒教であるということもはっきりしてきたのであった。そしてリッチは、儒教を中心とする中国哲学は、根本的には有神論であるとし、キリスト教との融和の可能性の高いことを主張した。そしてこれより以降、ローマへの中国思想情報の重要な主題は、儒教は有神論であるのか、無神論であるのかという問題となる。というのは、宣教の必要上、儒教がキリスト教の有神論性とどのような兼ね合いをもつものか、キリスト教と儒教との間のスタンスの取り方が、重要な問題となるからであった。そこで、以下に、マテオリッチ以後の主な中国思想情報について記しておく。

1623 Nicolas Longobardi（ロンゴバルディ）: "Traité sur Quelque Points de la Religion des Chinois".（『中国の宗教に関する二、三の議論』）

【1623頃・ラテン語抄本（未刊）／1663・ポルトガル語訳抄本（未刊）／1676・スペイン語訳刊／1701・フランス語訳刊】

1687 Couplet, Intorcetta, & etc.（クープレ、イントルチェッタ等）: "Confucius, Sinarum Philosophus".（『中国の哲学者孔子』）

1696 Louis Le Comte（ル・コント）: "Nouveaux Mémoires sur l'État Présent de la Chine".（『中国現状新誌』）

1717-74（ou 1702-76）

"Lettres Édifiantes et Curieuses, Écrites des Mission Étrangers, par quelque Missionnaires de la Compagnie de Jésus".（『イエ

ズス会宣教師によって外国宣教について書かれた教訓的で好奇的な書簡集』（略称『レトル・エディフィアン』））

1735 Du Halde（デュ・アルド）: "Déscription géographique, historique, chronologique, politique, et physique de l'empire de la Chine et Tartarie Chinoise".（『中華帝国全誌』）

1776-1814
"Mémoires Concernant l'Histoire, les Science, les Arts, les Mœures, les Usages, etc., de Chinois, par Missionnaires de Pékin".（『北京の宣教師による中国の歴史、学問、芸術、風俗、慣習等に関する報告集』（略称『メモワール』））

1786 "Second supplément aux Mémoires Concernant l'Histoire, les Science, les Arts, les Mœures, les Usages, etc., de Chinois, par Missionnaires de Pékin".（『続メモワール』）

1791 J. J. M. Amiot（アミオ）: 'Extraits de diverses Lettres'.（「さまざまな書簡からの抜粋」）, à "Mémoires Concernant.....", Tome XV.

1823 A. Rémusat（アベル・レミューザ）: "Mémoires sur la vie et les opinions des Lao-Tseu".（『老子の生涯と思想』）

最初にあげたロンゴバルディは、マテオ・リッチ死後、その後継者として中国布教の責任者となった人物である。示した『中国の宗教に関する二、三の議論』は中国哲学情報としてはきわめて重要な文献である。彼はイエズス会士でありながら、マテオ・リッチの中国哲学有神論説に反対して、中国哲学無神論説を強力に説いた。そのためこの書はイエズス会内の宗教的主導権闘争における問題文献とされ、刊行がだいぶ遅れることになった。しかしこの書物は十八世紀以降、ヨーロッパの哲学界に影響を与えはじめ、中国に対するヨーロッパ側の視線が固定化してゆく大きな契機となるのである。

つぎのクープレ、イントルチェッタ等の『中国の哲学者孔子』は、彼ら二人をふくめたイエズス会士四人の共著であり、中国哲学有神論の立場から著されたものである。また、『論語』等の儒教の基本経典の初めての体系的翻訳が含まれているため、その後、ヨーロッパ人にとって中国哲学を知るための一つのスタンダードとなった。

ル・コントの『中国現状新誌』は、やはり中国からの宣教師情報を編纂したものであり、有神論説の立場からの報告である。

『レトル・エディフィアン』は、これもまた宣教師情報であるが、それまでのものとは圧倒的にスケールが違い、三十四巻からなる膨大な報告集である。イエズス会の情報であるから、基本的に中国哲学有神論説の方向での論調が多い。ただ最初の刊行は、ニュース報道のように報告の到着日付順に印刷に付されたため、南北アメリカ・インド・中国という地域的区別も、主題ごとの区別もないという雑然としたものであった。だが、再刊からは地域ごとの区分編集になり、使いやすくなった。その後、何度も再刊されてヨーロッパでは非常に普及した。ただし、その内容としては宣教実績の報告が主であり、思想的情報は皆無とはいえないが、あまり多くはない(1)。

つぎの『中華帝国全誌』は、在欧のイエズス会士であるデュ・アルドのもとに寄せられた中国情報と、『レトル・エディフィアン』情報などを混ぜ合わせて編纂されたものである。

『メモワール』は、中国の哲学・思想・宗教情報としては、おそらく以上のうちで最も重要な文献である。もちろん基本的には中国哲学有神論説の方向での報告が多いが、宣教実績報告を主とした『レトル・エディフィアン』とは異なり、中国の政治・歴史・思想・音楽・医薬学・科学など、文化を中心とする情報が全十六巻にわたって膨大豊富に伝えられている。おそらくこれによってヨーロッパの知識人の前に、もっともビビッドで具体的な中国文化情報がもたらされたといえる。そしてヘーゲルも、この『メモワール』を相当利用していた。

次のアミオの「さまざまな書簡からの抜粋」は、この『メモワール』の中に入っている文献である。ここにとくに抜き出しておいたのは、後に論ずることと関連するからである。

続くレミューザの『老子の生涯と思想』は、おそらくヨーロッパにおいて最初にまとめられた『老子』についての学術論文である。レミューザはソルボンヌの初代の東洋学講座の教授である。この文献はそれまでの報告類とはことなり、純然たる学術論文の様式をもつが、情報の内容自体は宣教師報告に依拠する部分が少なくない。

ヘーゲル以前の主たる中国哲学・宗教の情報には以上のようなものがあった。一方、次に示すものはヘーゲルの原典に、参考文献として明記されているものである。

◆『宗教哲学』
- "Mémoires sur les Chinois". (『メモワール』)

◆『歴史哲学講義』
- "Mémoires sur les Chinois". (『メモワール』)
- 『マカートニー卿使節日記』

◆『哲学史講義』
- "Confucius, Sinarum Philosophus". (『中国の哲学者孔子』)
- "Mémoires concernant Chinois". (『メモワール』)
- Windischmann: "Die Philosophie im Fortgang der Weltgeschite". (『易』に関説)
- Abel-Rémusat: "Mémoires sur la vie et les opinions des Lao-Tseu".

マカートニー卿の日記(2)と、ヴィンディッシュマンを除けば、ヘーゲルはおおむねすで見てきた資料に依拠していたと見てよい。そしてすべてにわたって登場する文献はやはり『メモワール』である。ヘーゲル

が極東中国のことを考える資料として用いていたものの中心は、『メモワール』であったということが、ここにおいて言うことができるだろう。

Ⅲ　ヘーゲルの道家思想（老子）知識とその依拠文献

以上のようにヘーゲルの中国知識において、『メモワール』は中心的なものであったが、では『老子』の知識はどこから来たかというと、やはり『メモワール』からきていた。『メモワール』第十五巻に載るアミオ（Jean-Joseph-Marie Amiot［Amyot］, 1718-93）の中国哲学に関する書簡がそれである。さらに併せて、彼はアベル・レミューザの『老子』に関する論文（1823）をも用いた。ただこのレミューザの論文の刊行は一八二三年であるので、ヘーゲルの講義開始よりも後である。したがってこれによって、ヘーゲルは講義開始後も、次々に資料を加えていったのだろうということが推測できる。実際『歴史哲学講義』の場合、その初期の草稿には道家ないし老子の記述は実は見えておらず、その部分は後になってから書き加えられたか、あるいは初版出版の際に編集者が別の資料から付け加えたものだといわれている(3)。レミューザ論文の利用はその典型的な一例である。そしてここで注意しておきたいことは、実はレミューザ論文はかなりの部分をアミオの書簡に負っているという事実である。ヘーゲルがレミューザを見ていたということは、そこで間接的にアミオに依拠したということになるが、ヘーゲルがアミオ書簡を見ていたことも間違いないわけで、そうするとヘーゲルは二重にアミオに依拠していたということになる。先に少し指摘しておいたが、アミオの書簡はこの点において重要といえるのである。

さて、『老子』解釈においてヘーゲルは彼ら以外にも依拠していた文献はあったのだが、しかし、まずはこの両者は抜きん出て重要であった。そこで、以下にヘーゲルの『老子』解釈をめぐり、アミオ、レミューザ

の両者への依拠を中心に、その他のものも参照しつつ見てゆこう。(以下、◇印はヘーゲルが依拠したと考えられる資料)

①「道家［Taosse］ではその生活原理を「道」(即ち理性の規準または理性の法則)と称する」(ヘーゲル『哲学史 上』一七五頁。G., S.159.)(4)

◇「『易経』では大いなる棟木（太極、grand faste）となづけられ、孔子はその『春秋』で原理（元、principe）とよんでいる。『老子』では理性（道、raison）である」〔阮籍『通老論』による——筆者〕。これが共通語における道の定義である。しかし道士の言語においては、その言葉には、より高められた、より広い意味が得られる。この党派は、根源的な理性を示し、世界を構築する知性と、精神が肉体を支配するように世界を支配する知性を提示するために、この言葉をもちいている。その意味でそれ(道士の学派)は、理性の信徒、つまり道士といわれるのである。彼らはその学派を Tao-Tao、道の法則（loi du Tao)、ないし理性の規準（doctrine de la raison）とよぶのである」(Rémusat: p.19.)

◇「道とは、非常に古い辞書である『説文』や『爾雅』によると、道（chemin）であり、一つのところから他のところへ連絡する方法（moyen）を意味する。……『広韻』によると、通路であり、経路であり、方向、物事の軌跡、理性、そして存在のあり方である……」(Rémusat: p.18.)

◇「道という言葉は、中国人においてはきわめて広い意味がある。それはわれわれが一般にフランス語で、徳(vertu)・知(science)・理性（raison)・規準（doctrine）などの語で表現するものを意味する」(Amiot: p.209.)

②「シナ人たちの間にはまたすでに、内面的なことに没頭する人びとの一階級がある。これらの人びとは天の一般的な国家宗教に属するば

かりでなく、思索に耽り、真理を自覚しようと努める一派である」(ヘーゲル『宗教哲学』九五頁。G., S.351.)

◇「(道の知識を全体的に獲得するために) 彼らは……もっぱら集中的に精神を集中 (専心, uniquement de l'étude) し、瞑想 (contemplation) に努めるのである」(Amiot: p.210.)

③「そこから生じる次の段階は意識の自己自身への還帰であり、意識は自己自身のうちへ省察するものであるとの要求であって、これが道教(5)である」(ヘーゲル『宗教哲学』九五頁～九六頁。G., S.351.)

「彼ら (道家) は、その生涯を理性の研究にささげる。そうして理性を根本的に認識するものは全く普遍的な学問、普遍的な救済手段および徳を所有することにまでなると言う」(ヘーゲル『哲学史 上』一七五頁。G., S.159.)

「とりわけ道士、すなわち理性の崇拝者と称する特別の宗派がある。彼らは庶民の生活から離れた生活をするが、彼らの考え方の中には狂信的なもの、神秘的なものが多分に混じっている。すなわち、彼ら理性を識る者はそれこそ万能の普遍的な手段を所有することになり、超自然力を得て、天に昇ることもできれば、決して死にもしないと信じている。(大体、それは曽てわれわれヨーロッパ人の間で云われた万能の液薬のようなものである。)」(ヘーゲル『歴史哲学 上』一九六頁。G., S.188.)

◇「「…… 『老子』では理性 (道、raison) である」。これが共通語における道という語の定義である。……その意味でそれ (道士の学派) は、理性の信徒、つまり道士といわれるのである。彼らはその学派を Tao-Tao、道の法則 (loi du Tao)、ないし理性の規準とよぶのである。……彼らは、道 (理性) の根底、普遍の学問において、普遍的治療薬 (remède (＝救済)) および完ぺきな徳を認識するものの存在を確信している。……これらの全て

の観念は、生成論、エクスタティークな無への復帰、普遍的な霊魂への回帰に関するインド的な概念に結びついて、形成されたものである」(Rémusat: pp.19-20.)

④「これと連関して、思想、すなわち内的なものへ帰り、思想の抽象に専念するこれらの人びとは同時に、それ自体として純粋な不死の存在になろうという意図を有した。そしてこれらは彼らが、或いは自らまず聖浄の域に入ることによってであり、或いはまたその目標たる聖賢の道に達し、自分自らを実存・現実の上でも一そう次の存在と見なすことによってであった」(ヘーゲル『宗教哲学』九六頁。G., S.351.)

「或いは、天にのぼることもでき、また死にもしないという超自然的力を獲得するとも言う」(ヘーゲル『哲学史　上』一七五頁。G., S.159.)

◇「彼らは道に専心するためにその生活を聖化する。……それは超自然的能力を獲得することであり、空中を通って天に昇りうるということであり、死ぬことはないということなどである」(Rémusat: p.20.)

◇「このすぐれた教説において、師［道士］(mâitre) と呼ばれる人は、独身で生活するために、この世界を放棄し、多数で共用の住居に一緒に住んだり、あるいは各人がひそかに隠遁生活のなかで一人住いをする教派に属している……彼らは神 (Chen) となるべく、あるいは仙 (Hien) に上昇するのに値するものたるべく、……努めるのである」(Amiot: pp.209-210.)

⑤「古人によく引用されている有名な文句に次のものがある。「道生一。一生二。二生三。三生　万物」。人びとは、この中に三位一体への手がかりを見つけ出そうとした」(ヘーゲル『哲学史　上』一七五頁～一七六頁。G., S. 159-160.)

◇「『史記』によると、その昔、皇帝は三年毎に、三位一体（Trinité）と一者（Unité）の霊魂、すなわち Chin-san-ye 神三一を、おごそかに祠ったという(6)。ヨーロッパでよく知られている『老子』という書物には、「道は自然であるがままのものである。第一のものは第二のものを生み、二は第三を生む。三は全てのものになる」という」（「イエズス会のアミオ師の漢字に関する書簡」（'Lettre sur caractères Chinois par le P. Amiot, de la Compagnie de Jésus'. ("Mémoires Concernant.....".Tome I.) p.300.）

⑥「道教にあっては、思想という純粋なエレメントに移行することが端初である。この点で注意に値することは、道と呼ばれる統体性において三という規定が現れるということである。一は二を生じ、二は三を生じ、これが宇宙を生じる。それで人間が思惟的態度をとるやいなや、直ちにまた三という規定が生じた。一は規定を欠いており、空虚な抽象である。それが生命性と精神性との原理をもつべきだとすれば、規定へ進展していかなければならない。統一は自己のうちに二を含む限りにおいてのみ現実的であり、かようにして三が与えられる。しかるに、思想へのこのような進展をもってしてはなお高次の精神的宗教は基礎づけられなかった。すなわち、諸規定は完全な抽象にとどまっており、生命性・意識・精神的なものは謂わば道そのものに属するのではなく、むしろ全くなお直接的な人間に属しているのである。われわれにとって神は一般者であるが、しかしそれ自身において規定されている。神は精神であり、神の実存は精神性である。しかるに、ここでは道の現実性・生命性はまだ現実的・直接的な意識であり、従って道は確かに老子その人と同じく死せるものであるが、しかし他の形態に変形されて、その僧徒たちのうちに生きており、現実に存在しているのである」（ヘーゲル『宗教哲学』九六頁～九七頁。G., S.352.）

◇「全世界は、老子のすばらしい一節を知っている。それはクープレ師によって初めて翻訳され、それ以後多くの著作中に引用されている〔ロンゴバルディにも「道生一、一生二、二生三、三生万物」の訳が載るが、それが一般に知られるのはクープレよりだいぶ遅れる〕。それは四十二章の最初の所の言葉であり、徳経のはじめのあたりに当たる分である。……「§42. 道（la raison 理性）が一を生む。一は二を生む。二は三を生む。三は全てを生む。全ては物質において安定し、エーテルにおおいこまれている。蒸気ないしそれらを統一する風が、それらにおける調和を維持している」……」（Rémusat: pp.30-31.）

◇「四十二章は道徳的観念を全く含んでいない。それはほとんど全く宇宙生成論的なものである。しかしここでは、ピタゴラスやプラトンの哲学におけるのと同様、宇宙生成論は、すでに指摘したように、本質的に心理発生的なものである。たしかに、老子は完全にプラトン学派の教義に合致するやり方で、二つの原理、つまり天と地の原理、あるいは粗雑な気とエーテルが、それらの間でそれらを合一して調和を生み出す風によって、いかにして結びつけられるかということを説明したのである」（Rémusat: p.36.）

◇「彼（老子）が事物の生産について論じる際、次のような文章を、他の文章の間で述べている。そして教派のものたちは、その文章をあたかも彼の哲学の公理のもっとも尊いものとして不断に読唱する。すなわち「道は一を生じ、一は二を生じ、二は三を生じ、三は万物を生ず」というもので、これはつまり「法（Lex）、あるいは理（ratio）は、一を生んだ、一は二を生んだ、二は三を生んだ、三は全てのものを生んだ」ということである。これらの人びとの発音は、曖昧でぼんやりとしているが、ほとんど古代人の祈りのごとくするのを常としている」（クープレ、イン

トルチェッタ等『中国の哲学者孔子』「説明第一・第一節」p.xxiv.)

◇「道士の教派の創始者老子も老子経という著作で次のような隠喩に富んだ数と用語を用いて世界の生成を説明している。道即ち最初のカオスが太極即ち二次的質量である一を生み出し、一は両儀の二を生み、二は三即ち天地人、天地と人間を生み出し、三は万物を生み出した。以上から彼の教義は儒教と同じであることがわかるであろう」(ロンゴバルディ『中国の宗教に関する二、三の議論』第五節)(7)

⑦「「無名天地之始。有名万物之母。故常無欲以観其妙。常有欲以観其徼」。アーベル・レミューザは、道に一番よくあたるのはギリシア語のロゴス(logos)だ、と言っている」(ヘーゲル『哲学史 上』175頁。G., S.159.)

◇「この道という言葉は、至高なる存在・理性・言葉、あるいはまた話す動作・理性を働かせること・理性をもたらすことを表現するためという、三つの意味からすると、ロゴスという言葉であり、またその派生物でないとしたなら、うまく翻訳できるようには思えないのである。それはもちろん宇宙に対応するプラトンのロゴスであり、ゼノンやクレアンテスその他のストア学派の普遍的理性である」(Rémusat: pp.24-25.)

⑧「このI－hi－vei〔夷、希、微〕またはI－H－Vは、さらに絶対的の無底(abgrund)とか無(Nicht)を意味するとせられる。即ち最高者、万物の根源はシナ人にとっては無、虚無、全く無規定なもの、抽象的普遍であって、それはまた道とも理性とも名付けられる。……全ての規定は抹削されている。実際、単なる抽象的本質だけによるとすれば、こういう全くの否定による以外は、……仕方がなかったのである。しかし哲学が、こういう表現以上に出なかったとすれば、

それはまだ原始の段階に立つものである。ところでわれわれは、この全教説の中で何を見出すだろうか。〔何も見出さない！〕」（ヘーゲル『哲学史　上』一七六頁。G. S.160.）

◇「IHV[8] は、注釈者はいうが、空虚（vide）ないし無（rien）を意味する。それは存在に対抗するものによってではなく、物質の排除によって理解さるべきものである。というのは、中国人は精神をしばしば、本来、真空（vacuum）や虚無（nihil）を意味する　hiu-wou（虚無）という語で示すからである」（Rémusat: pp.42-43.）

以上がヘーゲルの『老子』解釈の大概とその所拠である。ヘーゲルが『老子』の思想に対して基本的にはネガティブであったということが見てとれるだろう。明らかなのは、ヘーゲルがアミオとレミューザによって『老子』を解釈していたことである。そしてこれらの解釈において用いられている種々の概念はヘーゲルの本来的な概念内容とは異なる用法というしかないものである。たとえば「理性」がそれである。そこには『老子』の最高概念である「道」ないし「無」が、「シナ人にとっては無、虚無、全く無規定なもの、抽象的普遍」であると捉えられているような、そうした問題が原因として存在する。ここにいう「無規定」とはどういうことかというと、『論理学』においてヘーゲルが「有」すなわち「ある」ということを、「無規定」としていたことと、ちょうど対応する意味をもっている。「ある」、あるいは「～である」「～がある」ということは、あらゆる規定に先立つ無規定で直接的な事態である。それは最も一般的で、最も根本的で、最も普遍的な事態であって、「ある」がなければ考えることそれ自体が成立しなくなる。それはそれ以上の論究を全く必要としないもの、あるいはできないものである。ヘーゲルにおいてはそう考えられていた。そして「ある」がそうであるからには、「ない」もそれと同様ということになる。ヘーゲルにおいて『老子』の「無」は

そういった意味のものであり、それゆえそれは哲学的思索に先立つものであり、哲学的問い以前にあるものであった。そうした「無」ないし「道」が「理性」と呼ばれることは、ヘーゲル自身の体系からすれば、とても妥当なこととはいえない。つまりヘーゲルはこれらの「理性」という言葉を、彼自身の用法として使用しているのではなく、アミオやレミューザの用法に従って用いているにすぎないのである。これらの文脈における「理性」は、ヘーゲル本来のものではなく、ヘーゲル自身の用法から見ればむしろ「非理性」ともいうべきものということになる。

あるいはまた、ヘーゲルは「道生一、一生二、二生三、三生万物」の「一」については規定を欠くもの、「二」「三」は規定的なもの、あるいは規定へ進展する可能性のあるものとしているが、それにもかかわらず、この場合の諸規定は完全な抽象に止まっている（つまり真に規定されものではない）ものであり、キリスト教の「神」のごとくそれ自身において規定されているものとは全然違うとする。その点において「道」の系列上の諸概念は結局哲学的思弁・思索のはるか以前に止まるとするのである。

さらにIHV問題である。いうまでもなく、IHV〔エホバ〕は、中国にユダヤ教の影響を見ようとする宣教師たちの願望が反映して、提起された問題であった。ところでユダヤ教は、ヘーゲルにおいては克服されるべき実定（規定）宗教に位置づけられるものであった。かりに「道」がIHVであるのなら、それは宗教的には実定的（規定的）であるとしかいえない。その面においてまず「道」は否定的なものであった。また、ヘーゲルの宗教・精神の展開の構想からすると、中国がユダヤ教の影響を受けたというのは、発展の方向性を逆転してしまうものでしかない。この面においてもIHVには否定的にならざるをえないのである。

かくてヘーゲルは、老子の思想は本質的に規定を欠くものに基盤をおいたものであり、哲学的思索以前の原始の段階にあるものであり、「哲学」的にはほとんど意味を持ち得ぬものと位置づけたのであった。一般

にいわれている老子の思想の広大性・豊饒性・否定の意義等々のもろもろのことがらは、ヘーゲルにとっては無意味であり、無縁であった。彼はそのようなところには価値を見出さなかった。老子の思想における根源的な一般性・抽象性そして普遍性に、むしろ「哲学」としての没価値性を見たのである。そのあたりについては、彼は、「東洋文明の形式に魅了されて、それを近代文明と対等またはより以上におこうとする考えに対して、さしあたり一般的な注意をしておきます」(9)とさらっと述べているのである。

Ⅳ　おわりに

ヘーゲルの老子解釈は、それは「哲学」にとって何の有意義性もない、ということであった。「一・二・三」のように規定に向けて進展する可能性を見たものについても（そしてそこにはいわば前哲学ともいうべきプリミティブな哲学の可能性を見ていたとはいうものの）、結局は没価値的であった。しかし、ヘーゲルの歴史哲学の構想は、実は無規定のものから規定へ、そして理性へと展開するという構造をもっていた。それゆえ、以上のように老子の思想がネガティブなものとされていたといっても、彼の歴史哲学の構想全体からすれば、まさにそれが無規定であるからこそ、またネガティブであるからこそ、意味を持ち得たということができるのである。そこに、ヘーゲルにおける老子の意義が示されるといえるのである。

こうしたネガティブな意味での有意義性というヘーゲルの東洋思想の位置づけは、（先のアジア的停滞と相俟って）実際その後のヨーロッパにおける東洋文化への、そしてまた中国文化への、まなざしを決定づけるものとなったのであり、そうした流れは今日に至ってもなお、解消されてはいないのである。ヘーゲルは実際そうした意味においては決定的

な哲学者であった。かかる事態をめぐって、メルロ＝ポンティが述べる次の言葉を引用して、本稿を終えることにしたい。

「東洋の思想は独特なものであって、……まだ宗教でもないし、まだ哲学でもないといったあいまいな地帯にその存立の場がある……このようにしてヘーゲルは、東洋の思想は道に迷った型破りの思想であるとみなし、……こうしたヘーゲルの見解は、いたるところに流布している」

（メルロ＝ポンティ「どこにもありどこにもない」）

注

(1)『レトル・エディフィアン』の中国関係の報告はすでに相当部分が日本語に翻訳されている。平凡社の東洋文庫の矢沢利彦訳の一連のシリーズがそれである。

(2) 平凡社の東洋文庫に翻訳がある。

(3)『歴史哲学講義』は、ヘーゲルの死後、残された何種類もの講義録や草稿から弟子たちによって編纂されたものであったから、継ぎ足しなどがあった可能性はある。

(4) この部分の原文は、'Täosse（Anhanger der Vernunft; ihre）Lebensweise, Tao-Tao: Richtung, Gesetz der Vernunft'. である。以下のレミューザの文をそのまま用いたものであることが分かる。

(5) '……das ist die Sekte des Tao'.

(6) ヨーロッパ人が中国の宗教に三位一体を見いだそうとすることは古くからあった。メンドーサ『シナ大王国誌』も中国に三位一体を見いだそうとしていた。ただし、メンドーサの場合は老子の「一・二・三」ではなく、明代の儒仏道の三教一致（夏教）をもってそれを三位一体を示すものと見たのであるが。堀池信夫『中国哲学とヨーロッパの哲学者　上』（明治書院、一九九六、三六五頁）参照。

(7) 訳文は福島仁「『中国人の宗教の諸問題』訳注（上）（中）（下）」（『名古屋大学文学部研究論集』CII、哲学三四、一九八八。『フェリス女学院大学紀要』二四、一九八九。『フェリス女学院大学紀要』二五、一九九〇）による。

(8)「イエズス会のアミオ師の漢字に関する書簡」('Lettre sur caractères Chinois par le P. Amiot, de la Compagnie de Jésus'. ("Mémoires Concernant....." Tome I) p.300.）では「Khi/Hi/Ouei」と音写している。

(9)『哲学史講義　上巻』（長谷川宏訳、河出書房新社、一一四頁）

テキストについて

◆「G」は Glockner 版。

◆『哲学史〔講義〕上』〔'Voreslungen über die Geschichte der Philosophie.' ("Georg Wilhelm Friedrich Hegel: Sämtlich Werke", Band 17., Hermann Glockner, Stuttgart 1928.)〕

◆『歴史哲学　上』〔'Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte' ("Georg Wilhelm Friedrich Hegel: Sämtlich Werke", Band 11., Hermann Glockner, Stuttgart 1928.)〕

◆『宗教哲学　中』〔'Vorlesungen über die Philosophie der Religion' ("Georg Wilhelm Friedrich Hegel: Sämtlich Werke", Band 15., Hermann Glockner, Stuttgart 1928.)〕

イスラーム法の存立構造

[ハンバリー派フィクフ神事編]

中田　考

A04「古典の世界像」班・山口大学教育学部 助教授

イスラーム法はイスラーム文明の中核とも言われ、その重要性はつとに指摘されてきたところである。しかし本邦には現在に至るまでイスラーム法学の古典のアラビア語原典からの翻訳は一冊も存在しない。

イスラーム法学は神事編と人事編に大別されるが、本書で扱うのは、イスラーム法の基本である神事編である。本書はイスラーム古典法学のあるがままの姿を出来るだけ忠実に描くことを試みた。

本書の構成は以下の通りである。

1. フィクフとは何か
2. ハンバリー派入門
3. フィクフの基本概念
4. ハンバリー派フィクフの展開
5. ハンバリー派フィクフ概論（神事編）
6. 『満足を求める者の糧』神事編訳注

1. フィクフとは何か

(1) フィクフの定義

「フィクフ（fiqh)」とは、「理解する、知る」を意味するアラビア語語根「F-Q-H」の動名詞形であり、語源的には「理解」を意味する(注1)。

預言者ムハンマドとその直弟子たちの時代には「フィクフ」の語は、宗教的文脈においてはイスラームの教えについての深い理解を意味した。

ヒジュラ暦2世紀の半ばに没したハナフィー学派の学祖アブー・ハニーファ(d.150/767)のアキーダ（信仰論）に於ける著作は「大フィクフ(*al=fiqh al=akbar*)」と命名されており、この時代においてもまだ「フィクフ」の語がイスラームの理解一般を指していたことを示している(注2)。

その後イスラーム諸学が細分化し、クルアーン学、ハディース（預言者の言行録）学、アキーダ（信仰論)、アラビア語学などが独立の学問として成立していく過程で「フィクフ」の語は特に行為規範を扱う学問を指すようになる。

この後世の用法に於ける「フィクフ」を、伝統的イスラーム学は、「個別的な典拠（adillatu-hā al=tafṣīlīya）から演繹されたシャリーアに基く行為諸規範（al=aḥkām al=shar'īya al='amalīya）の学（'ilm)」と定義する(注3)。

「フィクフ」の語は本来、右の定義にあるように「学問」を意味するが、フィクフの学問の成果である規範体系も「フィクフ」の名によって呼ばれることもある。それゆえ本書でも「フィクフ」の語を「学問」、及び「規範体系」の意味で両義的に用いる。

(2) フィクフとシャリーア

「個別的な典拠から演繹されたシャリーアに基く行為諸規範の学」との定義は、フィクフとシャリーアが相関概念であることを示している。

シャリーアとは、「アッラーフから啓示された宗教（al=dīn al=munazzal min 'ind Allāh)」を意味する(注4)。

イスラームに関する日本語文献では、フィクフとシャリーアの双方に「イスラーム法」の訳語が当てられている場合が多い。しかしフィクフとシャリーアは別の概念であり、また「イスラーム法」の訳語はどちらに対しても適当とは言えない。

シャリーアは、フィクフの主題である行為規範のみならず、アッラーフへの信頼、忍耐、親孝行、同胞愛、弱者救済、勧善懲悪などの修身、道徳、アッラーフの本質、属性及び、天使、復活、天国、火獄などの不可視界についての記述、天地創造、過去の諸民族と諸預言者の歴史などを包括するアッラーフの御教え自体、即ちクルアーンと真正のスンナ(預言者の言行）の教えの総体である。このような「シャリーア」の概念が西欧の「法」概念と全く異質であることは言を俟たない。

天啓のシャリーアはアッラーフの神意の顕れであり絶対無謬である。一方フィクフはこのシャリーアを解釈し行為規範を演繹する学者の知的営みであり、あくまでも人為の産物に過ぎず、神意に適っているとの保証はない。シャリーアの理解をめぐってイスラーム史上、多くのフィクフの学派が生まれているのはこのためである(注5)。

フィクフとは一義的にはシャリーア解釈の知的営みであり、紛争解決手段としての裁判規範たることを必ずしも前提とするわけではない。西欧的な意味で「法」にあたるものは、むしろカリフの定めた行政命令（カーヌーン、ファルマーン）である。

フィクフはシャリーア（＝アッラーフの神意）の解釈をその任務とする。それゆえたとえフィクフの行為規範と部分的に符合することがあろ

うとも、シャリーア以外のものを法源とするイスラーム世界の国々の現行の「法律」は決して「イスラーム法」ではない(注6)。

それゆえシャリーアは言うに及ばすフィクフとイスラーム世界の国々の現行の法律を混同し、「イスラーム法」の名の下に共に論ずることは厳に慎まなくてはならないのである。

(3) フィクフの発生とその必要性

アッラーフは文盲の商人ムハンマドを神の使徒として選ばれた。

クルアーンの言葉は決して難解な学術用語ではなく、また使徒ムハンマドも平明な言葉と表現で教えを説いた。

しかし言葉は発せられた具体的状況を離れて記録された言葉となり、時空を超えて人々に伝えられていくとき、必然的に当初の自明性を失う定めにある。クルアーンとハディース（ムハンマドの言行録）といえどもこの運命を逃れることはできない。

文法的にはアラビア語の「命令法」は、きわめて明晰に識別できる形式を有しているが、クルアーンの命令法表現を全てアッラーフの命令であると考えることができるかというと、そうではない。

5章2節の「…しかし汝らが巡礼の潔斎を解いた後では、狩りを行え…」の「狩りを行え」の語は文法的には命令法であっても、狩りが命じられているわけではなく、巡礼の潔斎中は禁じられていた狩猟が潔斎を解いた後には解禁される、との許可を意味する。

71章28節の「…わが主よ、我を許せ…」の「我を許せ」も文法的には命令法であっても、アッラーフに対する命令であろうはずはなく、祈願を意味する(注7)。

またクルアーンは23年にわたって段階的に啓示されたものであり、初期の啓示が後期の啓示によって補完された、あるいは変更を被った場合もある。

飲酒に関するクルアーンの4章43節の「信仰する者よ。汝らは酩酊している時には、(酔いが覚めて)自分が何を話しているのか自覚できるようになるまでは、礼拝に近付いてはならない…」の啓示は、泥酔して礼拝を行うことを禁じただけであったが、5章90節の「信仰する者よ、酒、賭博、偶像、賭矢は、不浄な悪魔の業である。それゆえそれを遠ざけよ。…」の啓示が下るに至って、酒は全面的に禁止されることになったと言われている。

クルアーンの章句の正確な意味を知るためは、アラビア語の語彙、文法の正確な知識のみでは十分ではなく、アラビア語の表現法、修辞法に通じ、クルアーンの啓示の下った状況の記録を調べその年代を確定するなどの研究が必要となる(注8)。テキスト自体が確定していない預言者のハディースについてはなおさらである(注9)。

預言者とその薫陶を受けた直弟子たちが世を去ると共に、クルアーンとハディースの意味の自明性が失われる。またイスラーム世界の拡大、多様な慣習を有する異民族のイスラーム化によってウンマ(イスラーム共同体)の同質性が崩れ、同時にクルアーンとスンナに直接の教示がない問題が発生するようになった。フィクフの成立は、こうした歴史的事態に対応しているのである。

それゆえフィクフの成立と展開に、近代西欧的な「学問の進歩」のイメージを投影することは慎まなくてはならない。イスラーム史上、最善の世代は預言者の直弟子の世代であり、次善の世代は更にその弟子の世代、即ち預言者の孫弟子の世代である(注10)。光源から遠ざかるにつれて光が弱まるように、時代を下るにつれて知と信仰は失われる。フィクフの展開とは、知と信仰の衰弱を補うための営為であり、フィクフの整備と洗練は、イスラームの理解の深化ではなく、イスラームの理解の喪失に歯止めをかけようとの努力の結晶に他ならないのである。フィクフの価値はその努力の真摯さにのみ存ずるのである。

(4) フィクフの主題

フィクフの目的は行為規範の定立にあるが、その領域は人間生活の全領域に及ぶ。

章立ての詳細は、『ザード・アル＝ムスタクニウ（満足を求める者の糧）』の目次に譲り、本章ではフィクフの基本的区分のみを挙げる。

フィクフは (a)イバーダート（神事≒宗教儀礼）と (b)ムアーマラート（人事≒社会関係行為）に大別されるが(注11)、学者によってはムアーマラートに更にいくつかの下位区分を設けている。

例えば現代の高名な法学者アル＝ズハイリーの『イスラーム法とその典拠』は、フィクフの領域を、(a)イバーダート、(b)ムアーマラート、(c)ウクーバート（刑法）、に3分している(注12)。

また『アル＝ファトフ　アル＝ラッバーニー（主による勝利）』(注13)の分類によると、フィクフは、(a)イバーダート、(b)ムアーマラート、(c)アクディヤ＆イフカーム（司法）、(d)アフワール・シャフスィーヤ＆アーダート（身分法＆慣習）、に大別される(注14)。

しかし章立ての細部に相違はあっても、第1巻を「儀礼的浄化」にあて、以下、礼拝、喜捨、斎戒、巡礼と、先ずイバーダートを順に論じ、その後にムアーマラートに移ることは、学派を超えてフィクフの確立した著述スタイルとなっている。

またフィクフも後期になると、ハナフィー派の『解明の光り（*Nūr al=Īḍāḥ*）』、マーリキー派の『修行者の導き（*Murshid al=Sālik*）』、シャーフィイー派の『シャーフィー派学者たちのフィクフにおけるハドラミー序論（*al=Muqaddima al=Khaḍramīya fī Fiqh al=Shāfi'īya*）』のように初学者向けにイバーダートのみを纏めた綱要がフィクフ入門の名で編まれるようになる。このことからもイバーダートがフィクフの最重要領域であることが理解できる(注15)。

このようにフィクフにおいては、「個人の良心の問題」である宗教儀

礼の細則の規定のような西欧の「法」概念には馴染まない問題が最重要課題となっている。このことだけからもイスラームの「フィクフ」を「イスラーム法」と訳すことが誤解を招きやすく、慎重を要することが理解されるであろう。

(5) フィクフと国家

ヨーロッパ起源の法哲学に於いても「法」の概念規定には見解の対立がある。ヨーロッパ法の伝統においても、「法」は狭義の法律のみならず、行政命令、判例、慣習法等を含む概念である。しかし現代の「法」観念に於いては、「法」概念のモデルは国家の制定した「法律」であるということができよう(注16)。

一方でフィクフが考察の対象とするシャリーアは、人間に対する神授の啓示であり、理念的にシャリーアが国家に優越することは自明とされている。イスラームに於いてはシャリーアが国家の目的、形態、機能を規定するのであり、国家がシャリーアを制定するわけではない(注17)。

「シャリーアの国家に対する優越」は単なる理念ではない。歴史的にも国家によるシャリーアの解釈の独占は決して生じなかったし、カリフの行政命令であるカーヌーン、ファルマーンが、シャリーアの地位にとってかわることもなかった(注18)。

西欧帝国主義の植民地支配の遺制である近代国家制度によってイスラーム世界が分断された現代においても事情は変わらない。現在でも国のいかんを問わず敬虔なイスラーム教徒の子弟は、幼少時よりアラビア語のフィクフの古典を教科書として用いてシャリーアを学んでいるのである。

「シャリーアの国家に対する優越」の理念は、国境を越えた普遍的イスラーム文明圏の構築を可能とした。また「シャリーアの国家に対する優越」の理念の存在は、シャリーアに照らして既存の国家体制を批判す

ることを可能とし、イスラーム共同体に常なる自己革新の契機を提供しているのである(注19)。

近代西欧法の効力が最終的には国家の強制力、即ち軍事力、警察力を背景にした強制執行、刑罰による威嚇を拠り所にしているのに対し、シャリーアの権威はアッラーフへの信仰、死後の審判への信仰に由来する。

フィクフの中で、現世の国家権力による罰則が定められているものは、むしろ例外である。アッラーフと人間の関係を定めるイバーダート（宗教儀礼）の殆どには罰則の規定がなく、西欧法では刑法で罰せられる詐欺、横領、恐喝などにも罰則の定めはない(注20)。また有名な豚肉の禁止、利子の禁止なども、特に罰則が定められているわけではない。フィクフの行為規範の遵守は、基本的にあくまでも個々人の内心の信仰にかかっているのである(注21)。

(6) フィクフの平等主義

イスラームは国家のみならず、いかなる組織、いかなる個人にもシャリーアの独占的解釈権を与えない。イスラームにはアッラーフと信徒を仲介する聖職者もいなければ、無謬の教皇も公会議も存在しない(注22)。

フィクフを修めた者をファキーフと呼ぶが、誰がファキーフであるかを決める公的機関は存在せず、ファキーフには「公的」資格はなく、位階制度が存在するわけでもない。

またファキーフはカトリックの神父のようにミサや結婚などの「秘蹟」を執り行ったり神と信徒を仲介して信徒の罪を許したりする権能を有することもない。また仏教の僧侶のようにファキーフへの布施によって信徒が功徳を得るということもない。

またキリスト教や仏教では神父や僧侶のような聖職者には、妻帯の禁止のような平信徒にはない特別な規律が課されるが、イスラームに於いてはファキーフのみに課される特別な規律、戒律は存在せず、フィクフ

の規定は全てのムスリムに平等に適用される。

フィクフの平等主義はファキーフと信徒の関係に於いてだけではなく、権力者と民衆の関係に於いても貫徹される。礼拝、喜捨、斎戒、巡礼などの義務を課され、飲酒、姦通、金の装飾、絹の衣装の着用を禁じられるなど、フィクフの規定に服する点に於いて、イスラーム国家の元首であるカリフといえども、他のムスリムと何ら異なるところはないのである。

(7) フィクフの歴史

イスラームの征服に伴い、多くの教友たちが預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の町マディーナを離れ新たな征服地へと移住し、預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)の教えをイスラーム世界の隅々にまで広めていった。

預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）とその直弟子（教友）たちの時代にあってはイスラームは信仰と知と行為の統合体であった。しかしこのイスラームの統合性は時代の経過と共に解体し、修行道と学問と政治に分化し、更に学問も細分化されてゆく(注23)。

教友たちの次の世代には、マディーナ、クーファ、バスラ、マッカ、シリア、エジプトなどのイスラーム世界の諸都市ににフィクフの専門家として名を残した学者たちが現れた。中でも最も有力であったのはマディーナ学派とクーファ学派であった。マディーナ学派は預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）と教友たちの伝統を伝える学風で、その代表がマディーナの7フィクフ学者と呼ばれたサイード・ブン・ムサイブ(d.94)、ウルワ・ブン・ズバイル（d.94)、アブー・バクル・ブン・アブド・アル＝ラフマーン・アル＝マフズーミー（d.94)、ウバイド・アッラーフ・ブン・アブド・アッラーフ・ブン・ウトゥバ・ブン・マスウード（d.98)、ハーリジャ・ブン・ザイド・ブン・サービト（d.99)、ア

ル＝カースィム・ブン・ムハンマド・ブン・アビー・バクル（d.107）、スライマーン・ブン・ヤサール（d.108）である。一方クーファ学派は自由裁量（ra'y）を多用することで知られており、その代表はイブラヒーム・アル＝ナハイー（d.96/715）であった(注24)。

しかしフィクフが独立の学問として次第に形を整えるのは、アブー・ハニーファ（d.150/767）、マーリク・ブン・アナス（d.179/795）、アル＝シャーフィイー（d.204/820）、アフマド・ブン・ハンバル（d.241/855）らスンナ派フィクフの学祖たちの生きたヒジュラ暦2世紀から3世紀にかけてである。但しこの時代にあってはフィクフとハディース学はまだ明確には分離していない(注25)。

彼等のフィクフに於ける教説をその弟子たちが保存し、それを奉じてそれぞれの「学派」を形成するようになり、学祖とその高弟たちの研究の成果が学派の通説として「フィクフ綱要（matn）」の形に纏られるのはヒジュラ歴3、4世紀であり、フィクフの基礎概念が反省的に定義され、術語が確定するのもこの時代である(注26)。従って独立の学問としてのフィクフの研究パラダイムが確立されたのは、ヒジュラ暦3、4世紀であると言うことができよう。

フィクフの成立後、それぞれの学派において個別の問題を扱った専門書、また新たな研究を踏まえて古典「綱要」を解説する「注釈」、更にその「注釈」を解説する「脚注」、フィクフの学説を集大成した「フィクフ大全」、「フィクフ大全」を再度まとめ直した新たな「要約」、また人々のフィクフに関する質問に対する大学者の回答（ファトワー）をフィクフの章立てに編集した「ファトワー集」などが編まれるようになった(注27)。

「イジュティハード（自由推論）の門は閉ざされた」などとも言い慣わされるように、ヒジュラ暦3、4世紀以来、既存の学派の権威は固定し、もはや新しい学派は生まれえず、「古典」フィクフは「完成期」に入ったものとみなされた(注28)。

この意味では「前近代」のフィクフの歴史を一括して「学派共存期」と呼ぶことも出来る。

(8) フィクフの現在

ヒジュラ14－15世紀にかけてフィクフは新しい展開を見せつつある。学派の権威、拘束性を否定、あるいは学派間の相違を解消しようする「復古主義（salafīya)」、あるいは「非学派主義（la madhhabīya)」と言われる潮流の顕在化である。

学派の権威を否定し、クルアーンとスンナへの回帰を唱える「復古主義」の主張は「学派共存期」においてもアフル・アル＝ハディース（ハディース遵奉者）の一部の学者の間には底流として存在した(注29)。しかしこの「復古主義」がイスラーム世界全体に普及するのは、ムハンマド・アブドゥフとその弟子ラシード・リダーの率いた「マナール学派」の啓蒙活動及び、（第3次）サウディアラビア王国の建国によるワッハーブ派の宣教によるところが大きい(注30)。

いずれの学派の立場にも拘束されない「復古主義」に立脚する「非―学派的」著作の増加と並んで、異なる学派の学説を網羅する「通―学派的」作品の成立、あるいは国家プロジェクトによる「フィクフ百科辞典」編纂の試みなども、現代における学派の権威、拘束性の稀薄化を示す現象のうちに数えられよう(注31)。

フィクフの「学派共存期」が終りを告げるのか、学派共存体制が維持・再編されるかについては、現時点では結論を下すことはできない。しかし現在フィクフが変革の過程にあることは否定できない事実である。

学派主義の退潮以外の現代フィクフの学問状況の特徴としては、フィクフ文献出版の飛躍的増大、フィクフの学問領域の拡大、フィクフ教育の西欧化、西欧法学の概念構成のフィクフへの浸透、非ムスリム・オリエンタリストのフィクフ研究への参入などが挙げられよう(注32)。

出版、印刷技術の革新がフィクフに影響を及ぼしたように、現在進みつつある情報処理、通信手段の進歩、IT化、グローバル化もまたフィクフに変革を促すことになろう。一方で先進技術への過度の依存は、教育制度の「世俗化」と相俟って、フィクフの「宗教性」を稀薄化する危険性をも蔵しているように思われる。

(注1) 例えば、「彼等は言った。『シュアイブよ、私たちはおまえの言うことの殆どを理解できない (mā nafqahu) …』」(クルアーン11章91節)

(注2) 'Umar Salmān al=Ashqar, *Tārīkh al=Fiqh al=Islāmī* (フィクフの歴史), Kuwait, 1989, pp.11-15.

(注3) この定義はアル＝シャーフィイーに遡ると言われる。cf., Wahba al=Zuḥailī, *al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-h* (フィクフとその典拠), Dimashq, 1989, vol.1, p16, 'Umar Salmān al=Ashqar, *op. cit.*, p.16.
「典拠 (dalīl, ḥujja)」とは、アッラーフの御言葉であるクルアーン、ハディース等を指すが、何がフィクフの「典拠」とされるべきかは「フィクフ基礎論 (uṣūl al=fiqh)」に於いて論じられる。

(注4) cf. *ibid.*, p.18.

(注5)「シャリーア」と「フィクフ」の違いについては、*ibid.*, pp.18-20参照。
アル＝シャアラーニー (1560年没、シャーフィイー派フィクフ学者) は言う。

> 修行者 (insān muta'abbid)、あるいは職を有する信者 (mu'min muḥtarif) は、クルアーンとスンナに明言されたことだけを行っていれば十分であり、(クルアーンとスンナから推論によって) 演繹されたことを行う必要はない。なぜなら演繹されたことの全てが、いと高きアッラーフの無謬のシャリーア (shar' ma'ṣūm) ではないからであり、それ故に (ファキーフの間にも) 見解の対立が生じているのである。
> …中略…知る必要があるのは、いと高きアッラーフが明文で定められたことだけである。なぜなら (アッラーフの) 僕が最後の審判で審問されるのは、それを知っているかどうかだけだからである。というのはそれらの

内容は「何かを成せ。何かを避けよ。」といった（明瞭な）ものであり、誰でも苦労なく理解でき、その習得にために仕事を投げ出し長期間を費やさねばならないようなものではなく、どんなに学のない民衆でも悩まず理解できるのである。

ムジュタヒド（独自の推論でフィクフの規範の演繹を行う学者）の学匠（a'imma）たちが定めたものについては（事情は）異なり、誰も最後の審判の場でそれについて審問されることはない。またその理解は困難であり、見ての通り、仕事を投げ出し長期間を費やさねばならないのである。'Abd al=Wahhāb al=Sha'rānī, *al=Durr al=Manthūr fī al='Ulūm al=Mashhūr*[『よく知られた（イスラーム）諸学の神髄に関する散りばめられた真珠』], Beirut, Cairo, n.d., pp.36-37.

ムスリムが従うべきはシャリーアであって、フィクフではない。両者の混同は厳に慎まなければならない。しかしフィクフが、シャリーアに従って生きようとの先人たちの14世紀にわたる真摯な知的努力の蓄積の結晶である以上、その成果を無視し顧みないというのも正しい態度とは言えないであろう。

ちなみに現存するフィクフの学派は、ハナフィー派、マーリキー派、シャーフィイー派、ハンバリー派のスンナ派4学派、12イマーム派（ジャアファリー派）、ザイディー派のシーア派2学派、ハワーリジュ派の流れを汲むと言われるイバーディー派の7学派であるが、本章では原則的にイスラームの主流派であるスンナ派のフィクフのみを扱う。

（注6）例えばイスラエルでは、ムスリムに適用される家族法はフィクフの規定とかなりな程度まで一致している。またオスマン帝国の『法典（*al=Majalla*）』の一部は、現在に至るまでイスラエルで、部分的な修正を施されたのみで通用している。しかしそれらの法規の妥当根拠が、アッラーフの命令たることでない以上、それらの法規は決して「イスラーム法」ではない。理念上、シャリーアの至高性を掲げるサウディアラビアを除いて、イスラーム世界諸国の法規についてもイスラエルのムスリム家族法と同じことが言える。

イスラエルにおける所謂「イスラーム法」の施行については、cf., Robert H. Eisenman, *Islamic Law in Palestine and Israel,* Leiden, E. J. Brill, 1978, Amos Shapira, & Keren C. Dewitt-Arar (ed.), *Introduction to the Law of Israel,* Hague-London-Boston, 1995.

（注7）イブン・バドラーンによるとアラビア語の命令法には22の異なった用法がある。cf., 'Abd al=Qādir bn Badrān al=Dimashqī, *al=Madkhal ilā Madhhab al=Imām Aḥmad bn Ḥanbal,* Beirut, 1981, pp.223-226.

(注8) 例えば古典フィクフ基礎論の標準的教科書であるアル＝バイダーウィー (d.685/1286) の『基礎論の知識に関する到達の道 (*Minhāj al=Wuṣūl fī Ma'rifa 'Ilm al=Uṣūl*)』の構成は、

フィクフ基礎論とフィクフの判断の定義などを論ずる序論、

第1部：クルアーン、

第2部：スンナ、

第3部：イジュマーゥ (合意)、

第4部：キヤース (類推)、

第5部：異論のある典拠、

第6部：対等と選択、

第7部：イジュティハード(裁量)とイフターゥ(裁定布告)、となっている。

更に第1部を例に取ると、第1部：クルアーン、は以下のように5章に分かれる。

第1章：語；意味設定、語の分類、派生、同義、多義、本義と比喩、難解語の対立、文字、語の表意の形態、

第2章：命令と禁止；命令語、命令法、禁止、

第3章：普遍と特殊；普遍、特殊、特殊化、

第4章：明瞭と不明瞭；明瞭語、不明瞭語、要明瞭者、

第5章：廃棄者と被廃棄者；廃棄、廃棄者と被廃棄者。

フィクフ基礎論については、イブン・ザイヌッデーン著／村田幸子訳『イスラーム法理論序説』、岩波書店、1985年、アブドル＝ワッハーブ・ハッラーフ著／中村廣治郎訳『イスラムの法』、東京大学出版会、1984年、参照

(注9) 現行のオスマーン本クルアーン (一般にオスマーン本クルアーンとして流布しているのはハフスがアースィムから伝えた読唱法に則って読唱記号が付されたものであり、オスマーン本そのものではない) が預言者ムハンマドに啓示されたままの原形を保っていることが文献学的に証明されており、従ってクルアーンのテキストの真正性が確立されているのに対し、預言者の言行録であるハディースに関しては、最も権威があるとされるアル＝ブハーリーのハディース集成に収録されたハディースですら偽作である可能性が原則的に排除されず、現在に至るまでハディース学者の間で真偽の確定作業が続けられている。

(注10) イスラームの歴史観によると、預言者の直弟子の世代が最善の世代であり、その後ウンマは次第に堕落するが、ウンマが堕落を極めた段階で、マフディー (救世主) が現れ、次いでイーサー (イエス・キリスト) が再臨する。従ってイスラームは巨視的には「下降史観」を取る。しかし他方では、

各世紀の初めに「ムジャッディド（宗教改革者）」が現れる、とのハディースに基づく、「改革」の思想も存在する。それゆえ微視的にはイスラーム史が直線的に下降線を辿ると把握されているわけではない。

(注11) cf., 'Umar Salmān al=Ashqar, *op. cit.,* p.20.

(注12) cf., Wahba al=Zuḥailī, *op. cit.,* vol.1, p.81.

(注13) ハンバリー学派の名祖アフマド・ブン・ハンバルによる伝承者別分類ハディース集成『アル＝ムスナド（遡及伝承）』を、現代のハディース学者アフマド・アル＝バンナーが主題別に再編集したもの。

(注14) cf., Aḥmad 'Abd al=Raḥmān al=Bannā, *al=Fatḥ al=Rabbānī,* Cairo, nd., vol.1, pp.25-26.

(注15) オリエンタリズムの「イスラーム法」研究を代表するシャハトの『イスラーム法入門』は、イバーダートの全体を非一法的要素として彼の「イスラーム法」の概説から完全に削除している。cf., Joseph Schacht, *An Introduction to Islamic Law,* Oxford, 1964, pp.1,112, 200-1.

シャハト以降の欧米の「イスラーム法」研究は概ねシャハトの先例にならっているが、このような方法論的前提は、イスラームの「法思想」の内在的理解の妨げにしかなるまい。なおこうした前提は、欧米の非ムスリム・オリエンタリストのみではなく、ムスリム・オリエンタリストにも共有されている。例えば、cf., Asaf A. A. Fyzee, *Outlines of Muhammadan Law,* Delhi, 1976.

(注16) 自然法法哲学、法社会学、法史学、法人類学、比較法学等はこの限りではない。

(注17) フィクフは法人概念を認めないため、正確にはシャリーアの規定するのは、ウンマの首長であるカリフの使命、職務、条件等である。但し現代のフィクフ学者の中には、フィクフの規定の中に「法人概念」を見い出だそうとする研究者も存在する。しかしその立場に立った場合でさえ、フィクフにおける法人概念は極めて未発達であり、「ワクフ」などの限られた領域においてのみその萌芽が認められ得るのみである。cf., Wahba al=Zuḥailī, *Juhūd Taqnīn al=Fiqh al=Islāmī,* Beirut, 1987, pp.71-87.

なおシャリーアの一般的性格については、イブン・タイミーヤ（湯川武、中田考共訳)、『イスラーム政治論』、日本サウディアラビア協会、1991年、

160－172頁(付録1．シャリーアとは)、柳橋博之、「比較法上のイスラーム」、竹下政孝編、『イスラームの思考回路』(講座イスラーム世界4)、栄光教育文化研究所、1995年3月、73-104頁参照。

(注18) シャリーアの解釈の国家による独占、「立法化」の初めての試みは、シャリーアの法典化の実験であった1876年のオスマン帝国の『法典 (al=Majalla)』の編纂である。『法典』は商法、訴訟法のハナフィー学派の学説を項目別に1851条に整理したものであった。『法典』はオスマン帝国の滅亡まで帝国領域内で適用されたが、決してシャリーアと並ぶ権威を得ることはなく、またフィクフの領域においても『法典』が伝統的フィクフに取って代わることはなかった。cf., 'Umar Salmān al=Ashqar, *op. cit.*, pp.193-194.

なおいわゆる「イスラーム諸国」の民法、家族法などの一部にフィクフの諸規定が部分的に取入れられている事態は、フィクフの法典化とは区別されなければならない。

フィクフとアラブ諸国の実定法の関係については、cf., Wahba al=Zuḥailī, *Juhūd Taqnīn al=Fiqh al=Islāmī*, Ṣubḥī Maḥmaṣānī, *al=Auḍā' al=Tashrī'īya fī al=Duwal al='Arabīya*, Beirut, 1981.

(注19) イスラームには「悪法も法」との実定法思想が生まれる余地はない。西洋では自然法思想が中世の王政の批判の理論的基礎となったが、国家と法の関係に於いてイスラームのシャリーアは西欧の自然法に構造的に対応しているのである。

(注20) たとえば太陽の南中時に礼拝を行うこと、犠牲祭の日に斎戒を行うことは禁じられているが、いずれも罰則規定はない。但し義務の礼拝の故意の不履行自体は、ハッド（法定）刑犯罪の一つである背教罪に該当するため、背教罪の死刑が適用される。

またイバーダートの中にも贖罪の規定があるものもある。たとえばラマダーン月の斎戒中に故意に禁を破ったものに、斎戒を破った1日について、(a)奴隷の身請け（解放)、(b)連続2か月間の斎戒、(c)60人の貧者に食事を施すこと、のいずれかによる贖罪が定められている。しかしこうした贖罪の実行はやはり当人の責任にまかされており、その履行の強制が国家の義務とはされていない点で、やはり実定法上の罰則規定とは区別される。

フィクフに刑の規定のある犯罪はハッド（法定）刑犯罪と呼ばれる(1)窃盗、(2)姦通、(3)強盗、(4)飲酒、(5)姦通誣告、(6)背教（及び7番目として内乱を含める場合もある）のみである（傷害、殺人は被害者の遺族に、同害報復か損害賠償か赦免かの選択権がある)。但し刑法における厳密な罪刑

法定主義の原則はフィクフに存在せず、刑罰の定めのない罪に関しては、独自の判断で適当な懲罰を課す権限がカリフに与えられている。

(注21) 争いが裁判所に持ち込まれた場合でさえ、アッラーフへの畏怖が、シャリーアの実効性を支える基盤となっていたことが、歴史資料からも立証されている。

多くの訴訟において、原告も被告も共に証拠を有さず、被告は誓いを立てることによって勝訴する機会を与えられているのに、自動的に敗訴するにも拘わらずそれ（誓い）を拒否しているのである。こうした拒否は時には死刑を求刑する殺人罪の起訴にもつながる。こうした訴訟においては動機付けの力が本当に、罪の意識、あるいはアッラーフへの恐れであることは明白である。こうした状況は我々の文書においてあまりに普通であった…中略…

ある贈与された財産をめぐる訴訟では、は約13年にわたって長引いた結果、最終的に相手に対して誓いを立てることによって決定されることになった。それゆえ煩雑な、そしておそらくは多くの出費を強いたであろう13年にわたる紛争の末に、一方が誓いを立てることによって自動的に勝訴することが出来ることになったのである。ところが自動的に敗訴することになるにもかかわらず彼は（誓いを）拒否したのである。Haim Gerber, *State, Society and Law in Islam,* Albany, 1994, p.49.

(注22) シーア派では預言者ムハンマドの後継者であるイマームは無謬であるとされるため、イマームがシャリーアの独占的解釈権を有する。しかしシーア派の絶対多数を占める12イマーム派の教義では、12代イマームはヒジュラ暦329（西暦940）年に姿を隠しており、最後の審判の前まで信徒の前に姿を現すことはないとされているため、現時点ではシャリーアの独占的解釈者は事実上存在せず、この点に関しスンナ派との間に実質的相違はない。

またシーア派には、アーヤ・アッラーフ・アル＝ウズマー（アッラーフの最大の徴）、アーヤ・アッラーフ（アッラーフの徴）、フッジャ・アル＝イスラーム（イスラームの証）などの位階が存在するが、これらの位階制度が整備されたのは最近のことであり、「フィクフ学者の統治論」を国是とするイラン・イスラーム共和国においてさえ、これらの位階認定権を独占的に所有する特定の国家機関が存在するわけでもない。

またスンナ派においてもシーア派においても、フィクフ学者がフィクフ学者と認定されるのは、自分の直接の師匠であるフィクフ学者からの個人的な免許皆伝（ijāza）の授与によってのみである。フィクフの教授システムについては、cf., George Makdisi, *The Rise of Colleges,* Edinburgh, 1981, pp.9-34.

(注23) 預言者の高弟たちは、清廉潔白な知事、裁判官、軍司令官、宣教師、求道者、などの役割を一個の人格の中に統合していた。しかし時代が経つにつれ、信仰の純化を求める者は禁欲修行者、神秘家に、学問を追及する者はイスラーム諸学の学者に、政治に関わる者は、軍人、官僚になるといった職業分化が進みに、全ての徳を一身に兼ね備えたムスリムの存在は希になっていった。

(注24) cf., 'Umar Salmān al=Ashqar, *op. cit.,* pp.80-87.

特定の方法論を有する大フィクフ学者を名祖と仰ぐスンナ派4学派の成立以前には、マディーナ、クーファ、シリアなどに地方の慣習を反映した地方の強い学派が存在していたというのが通説である。詳しくは、cf., Joseph Schacht, *The Origins of Muhammadan Jurisprudence,* Oxford, 1950, N. J. Coulson, *A History of Islamic Law,* Edinburgh, 1964, 'Umar Salmān al=Ashqar, *op. cit.*.

(注25) 現存する最古のフィクフの作品はザイド派の名祖アル＝イマーム・ザイド (d.122/740) の『ハディース集成 (*al=Majmū' fī al=Ḥadīth*)』と『フィクフ集成 (*al=Majmū' fī al=Fiqh*)』を弟子のウマル・アル＝ワースィティーが編集した『集成 (*al=Majmū'*)』と言われる。cf., Muḥammad al=Zuḥailī, *Marja' al='Ulūm al=Islāmīya,* Dimashq, 1992, p.545.

アブー・ハニーファについては、フィクフの著作が現存しない一方で、ハディース学の業績である『遡及伝承 (*al=Musnad*)』は伝えられている。またマーリクの『平坦な道 (*al=Muwaṭṭa'*)』はハディース集成及びその注釈という性格の作品であり、アフマドの主著『遡及伝承 (*al=Musnad*)』は純然たるハディース集成である。またフィクフの書の体裁を整えているアル＝シャーフィイーの『母典 (*Kitāb al=Umm*)』もまだハディース集成の色彩を色濃く残している。

スンナ派6ハディース正伝集と呼ばれる『サヒーフ・アル＝ブハーリー (d.256/879)』、『サヒーフ・ムスリム (d.261/870)』、『スナン・アブー・ダーウード (d.275/889)』、『スナン・アル＝ナサーイー (d.303/910)』、『スナン・イブン・マージャ (d.273/887)』、『サヒーフ・アル＝ティルミズィー (d.279/892)』が成立するのもヒジュラ暦3世紀である。そしてこれらの書の章立てがいずれもフィクフの章立てにほぼ対応していることも、ハディースの集成とフィクフの成立の間に密接な関係があったことを窺わせている。初期のフィクフの性格については、cf. Norman Calder, *Studies in Early Muslim Jurisprudence,* Oxford, Claredon Press, 1993.

またヒジュラ4世紀の資料によると、当時はまだハンバリー派がフィクフ

の学派であるのか、ハディース学者の集団であるのかについて評価が分かれていた。cf., George Makdisi, *The Rise of Colleges,* Edinburgh, 1981, pp.3-4.

(注26) ハナフィー派の al=Ṭaḥāwī (d.321) の *Mukhtaṣar al=Ṭaḥāwī*、シャーフィイー派の al=Muzanī (d.264) の *Mukhtaṣar al=Muzanī*、Ibn Zakariyā al=Rāzī (d.395) の *Ḥilya al=Fuqahā'*、マーリキー派の al=Khashnī (d.361) の *Uṣūl al=Futyā*、al=Qairawānī (d.389) の *al=Risāla*、ハンバリー派の al=Khiraqī (d.334) の *Mukhtaṣar al=Khiraqī* など。

またフィクフの基礎付け、概念の定義などを行う「フィクフ基礎論 (uṣūl al=fiqh)」もまた西暦10世紀 (ヒジュラ暦3/4世紀) に成立した。cf., Wael B. Hallaq, "Was al=Shafi'i the Master Architect of Islamic Jurisprudence?", *International Journal of Middle East Studies,* vol.25, 1993, pp.587-605.

ムハンマド・ファーディルは、主として、マーリキー派とシャーフィイー派の例に基づき、綱要 (mukhtaṣar) の成立をヒジュラ暦7/8世紀とし、それは法的安定性の要求から学派の見解を統一するためであり、それゆえヒジュラ暦7/8世紀以降には、重要な綱要は編まれていない、と述べているが、間違いである。cf., Mohammad Fadel, "The Social Logic of Taqlīd and the Rise of the Mukhtaṣar", *Islamic Law and Society,* vol.3, No.2, 1996, pp.227, 232.

ハンバリー派を例にとっても、最も権威ある *Mukhtaṣar al=Khiraqī* はヒジュラ暦4世紀に既に成立しており、7/8世紀以降も、10世紀の *Zād al=Mustaqni'*、*al=Iqnā'*、10/11世紀の *Dalīl al=Ṭālib*、*'Umda al=Rāghib*、*Akhṣar al =Mukhtaṣarāt* などの重要な綱要が新たに編まれており、他学派についても同様である。

(注27) このような展開については、ハンバリー学派についての例を次章で詳しく論ずる。

(注28) 一方イブン・ジャリール・アル＝タバリー (d.310/923) に従うタバリー学派、ダーウード・アル＝ザーヒリー (d.269/882) に従うザーヒリー学派等は、この間に消滅した。ヒジュラ暦3世紀の始めまでに、特定のフィクフ学者を奉ずる約500の学派が消滅したとも言われる。cf., George Makdisi, *op. cit,* p.2.

(注29) 中でもイブン・タイミーヤ (d.726/1326)、イブン・アル＝カイイム (d.751/1350)、ムハンマド・ブン・アブド・アル＝ワッハーブ (d.1206/1792) などが有名である。

(注30) 「マナール」学派は、雑誌『アル＝マナール』によって、「サラフィーヤ（復古主義）」の思想を広くイスラーム世界全体に伝え、イブン・タイミーヤの多数の著作を刊行した。ワッハーブ派の宣教は、イブン・タイミーヤとムハンマド・ブン・アブド・アル＝ワッハーブの著作を理論的基礎とする「復古主義」であるが、ワッハーブ派の宣教を建国理念とする「宣教国家」がイスラームの2大聖地メッカ、メディナを擁するアラビア半島に成立したことは、現代の「復古主義」の普及の主要な要因の一つになっている。

(注31) 現代のフィクフ各論の作品の殆どは、特定の学派的立場から書かれてはおらず、非一学派的であるか、通一学派的でるかのいずれかである。

フィクフ総論の「非一学派主的」作品の代表的作としては Saiyid Ṣābiq の *Fiqh al=Sunna*（スンナによるフィクフ）（全3巻）、Muḥammad Bakr Ismā'īl、*al=Fiqh al=Wāḍiḥ min al=Kitāb wa al=Sunna*（クルアーンとスンナに基づく明快なフィクフ）（全2巻）、Abū Bakr al=Jazā'irī の *Minhāj al=Muslim*（ムスリムの道）（同書は信仰論、倫理学も含む）、Yūsf al=Qarḍāwī の *al=Ḥarām wa al=Ḥalāl al=Islāmī*（イスラームの許容するものと禁ずるもの）、'Abd al=Qādir 'Aṭa の *Hadhā Ḥarām wa Hadhā Ḥalāl*（これは許容されたもの、これは禁じられたもの）、Aḥmad Muḥammad 'Assāf の *al=Ḥarām wa al=Ḥalāl fī al=Islām*（イスラームに於いて許容されたものと禁じられたもの）、「通一学派的」作品としては Wahba al=Zuḥailī, *al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-h*（フィクフとその典拠）（全8巻）、'Abd al=Raḥmān al=Jazīrī の *Kitāb al=Fiqh 'alā al=Madhāhib al=Arba'a*（4学派のフィクフの書）（全5巻）、Aḥmad Muḥammad 'Assāf の *al=Ahmām al=Fiqhīya fī al=Madhāhib al=Arba'a*（4学派のフィクフの諸規定）（全2巻）、Muḥammad Jawād Mughnīya の *Kitāb al=Fiqh 'alā al=Madhāhib al=Khamsa*（5学派のフィクフの書）などがある。

また「フィクフ百科事典」の編纂としては、エジプトの「イスラーム問題最高会議」による版（1961年開始）と、クウェイトのワクフ省による版（1967年開始）が刊行中であるが、いずれもまだ完結していない。cf., 'Umar Salmān al=Ashqar, *op. cit.*, pp.205-208.

なおフィクフの現状ついては小杉泰著『現代中東とイスラーム政治』昭和堂、1994年、第8章. 2.「イスラーム法学のルネサンス」参照。

(注32) フィクフ文献の増大は、イスラーム圏での大衆教育の普及に伴うフィクフ文献購読者層の拡大に対応しており、新しい業績が量産されているばかりでなく、写本の校訂、古典の復刻版の刊行も盛んである。

フィクフの領域の拡大の例としては、イスラーム政治学とイスラーム経済学の成立を挙げることができる。

現代のイスラーム世界ではフィクフの専門教育は、近代的大学制度に組み込まれ、シャリーア学部で行われている。その結果、生徒の選抜、講義、卒業などのシステムが他の自然、社会、人文科学の学部と横並びとなり、師と弟子との人格的関係に支えられたフィクフの伝統的な口伝による免許皆伝方式の教育は、イランのホーゼ・エルミーエ、インドネシアのプサントレン、インド亜大陸のマドラサなどを除いて、消滅の危機に瀕している。

西欧による植民地支配を被ったイスラーム世界の国々は、独立後も西欧法系の実定法を採用したため、裁判官や弁護士は大学の法学部の卒業生からリクルートされている。ところが法学部では通常実定法、西欧法と並んでフィクフが教えられている。それゆえ今日では法学者によるフィクフ研究が増えつつあり、特にムアーマラートの分野では西欧法学の概念構成のフィクフへの応用が試みられている。

また19世紀以来の非ムスリム・オリエンタリストによる文献目録の作成、写本の校訂・出版などの業績はフィクフの研究に大きく貢献している。他方、初期フィクフの歴史に関して現行のハディースの大半を偽作と断ずるJoseph Shachの*The Origins of Muhammadan Jurisprudence*（ムハンマド教法学の起源）のような研究はイスラーム圏では否定的評価を受けている。

なおオリエンタリストによる「イスラーム法」の研究動向の現状を概観するには、三浦徹、東長靖、黒木英充編、『イスラーム研究ハンドブック』、栄光教育文化研究所、1995年、23-28頁（柳橋博之「法学」）が便利である。

2. ハンバリー派入門

(1) アフマド・ブン・ハンバルの生涯

ハンバリー派の名は、同派の学祖アフマド・ブン・ハンバルに由来する。

アフマド・ブン・ハンバルはヒジュラ暦164年（西暦780年）バグダードに生まれ、イラク、ヒジャーズ、イエメン、シリアなどで多くの師につきイスラーム諸学を学んだ。彼の学んだ師の中には、ハナフィー学派の祖アブー・ハニーファの高弟アブー・ユースフ（d.182/798）、シャーフィイー学派の祖アル＝シャーフィイー（d.204/820）なども含まれている。

当時のアッバース朝の宮廷では「クルアーン被造説」を説く非寛容な思弁神学の徒ムウタズィラ派が勢力を有していた。「クルアーン被造説」に反対したアフマドは、ムウタズィラ派をアッバース朝の「公認学説」としようとしていたカリフ・アル＝マァムーンの命により投獄される。アフマドは次のカリフ・アル＝ムウタスィムにより召喚されイスラームの教義に関して審問を受けたが、なおも自説を曲げなかったために笞刑に処され、投獄された。その後許され出獄するが、この間約2年をアフマドは獄中で過ごしたことになる。これがイスラーム思想史上有名な「異端審問（miḥna）」事件である。

アフマドはアル＝マァムーン、アル＝ムウタスィム、アル＝ワーシクのアッバース朝の3代のカリフの治世にあってムウタズィラ派による迫害に悩まさ続けた。スンナ派主義宣揚政策を採用したカリフ・アル＝ムタワッキルがヒジュラ暦232年（西暦847年）に登位したことにより、その晩年になってようやくアフマドは公に講義を行うことが可能となったのである。

アフマドはヒジャラ暦241年（西暦855年）バグダードで75歳で没し、「殉教者」墓地に埋葬された(注1)。彼の葬儀には100万人の民衆が参集したとも言われている(注2)。

(2) アフマドの学問

アフマドはフィクフ以外にも、ハディース学、アキーダ（信仰論）、ズフド（修行道）などの分野で大きな業績を残している。

アフマドは100万のハディースを暗記していたと言われる(注3)。彼は「ハディース学派（ahl al=ḥadīth）」の巨匠であり、その『アル＝ムスナド（遡及伝承）』(注4)はスンナ派の最も権威あるハディース集成の一つと見做されており、ハンバリー派フィクフの主たる典拠の一つともなっている。またスンナ派6ハディース正伝の一つである『スナン・アビー・ダーウード』の編者アブー・ダーウード（d.275/888-9）もアフマドの弟子に数えられる。

アキーダ（信仰論）に於いては、アフマドはムウタズィラ派の観念論を否定し、クルアーンとハディースのテクストの語源学的分析に基づき、「クルアーン非被造」説、「信仰可増減」説、「見神可能」説などを擁護した(注5)。

ムウタズィラ派のアル＝アシュアリーがアフマドの立場への帰依を表明するに及び(注6)、スンナ派の信仰論の主流はアル＝アシュアリーを名祖と仰ぐアシュアリー派「神学」に移り、ムウタズィラ派は消滅し、アフマドの擁護した「クルアーン非被造」説、「信仰可増減」説、「見神可能」説等はスンナ派の「正統」教義となる(注7)。

アフマド・ブン・ハンバルが正統スンナ派の信仰の擁護のために果たした役割を称え、彼の同時代人の高名なハディース学者アリー・ブン・アル＝マディーニー（d.234/848）は、以下のようにように述べたと伝えられている。

アル＝マディーニー：アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の（逝去の）後に、アフマド・ブン・ハンバルほどにイスラームに尽くした者はいない。

アル＝マイムーニー（'abd al=Malik, d.273.h）：アブー・アル＝ハサン（アル＝マディーニー）よ、（初代カリフ）『篤信者』アブー・バクルも違うのですか？

アル＝マディーニー：「篤信者」アブー・バクルでさえ違う。なぜなら「篤信者」アブー・バクルには彼を援助する者、同志がいたが、アフマド・ブン・ハンバルには援助する者も同志もいなかったからである。

アッラーフは2人の男によって、この教え（イスラーム）に栄光を与え給うたが、最後の審判に至るまで、第3の男は出まい。その2人とは背教(戦争)の日(々)の「篤信者」アブー・バクル、「異端審問」の日(々)のアフマド・ブン・ハンバルに他ならない。(注8)

一方、アシュアリー派がスンナ派信仰論の主流となってからも、「ハディース学派（ahl al=ḥadīth）」の中には、アシュアリー派「神学」をも含む全ての「神学（'ilm al=kalām）」を「異端（bid'a）」として排斥する潮流が存在した。イブン・クダーマ（d.620/1223）、アル＝アンサリー・アル＝ハラーウィー（d.481/1088-9）、イブン・タイミーヤ（d.738/1238）、イブン・アル＝カイイム（d.751/1350-1）、ムハンマド・ブン・アブド・アル＝ワッハーブ（d.1206/1792）ら「反神学」の代表的論客がハンバリー派の出身であるのも決して偶然ではない(注9)。

ズフド（修行道）に於いても、アフマドは当時のバグダードの高徳の禁欲修行者の一人に数えられており、その『敬虔の書（*Kitāb al=Wara'*）』は、アブー・ターリブ・アル＝マッキー（d.386/996）の『心の糧（*Qūt al=Qulūb*）』やアル＝ガザーリー（d.505/1111）の『イスラーム諸学の再生（*Iḥyā al='Ulūm al=Dīn*）』などの後世のスーフィズム文献にも影

響を与えたと言われている(注10)。またイスラーム世界最古・最大のスーフィー教団であるカーディリーヤ教団の名祖であるアブド・アル＝カーディル・アル＝ジーラーニー（d.561/1166）もフィクフにおいてはハンバリー派に属していた(注11)。

(3) アフマドのフィクフ

自己の判断を禁欲してクルアーンとハディースをして語らしめる徹底したクルアーンとハディースのテキストの重視がアフマドの学問の特徴である。

ハンバル・ブン・イスハーク（d.273：ハディース学者、アフマドの従兄弟）は「アブー・アブド・アッラーフ（アフマド）は自分の意見や判断が少しでも書き留められるのを嫌っていた」と伝えている(注12)。アフマドはフィクフの学者たちの見解がクルアーンとハディースのテキスト以上に重んじられることを恐れ、学者たちの見解に拘泥せずクルアーンとスンナを直接に学ぶことを弟子たちに命じ、自分自身ではフィクフの書を著すこともなく(注13)、弟子たちが自分の見解を書き留めることも嫌った。彼は弟子の一人に次のように語ったと伝えられている(注14)。

> アブー・ウバイド（Qāsim bn Sallām, d.222/837）の著作を読むな。またイスハーク（Ibn Rāhwaih, d.237/851）、スフヤーン（al=Thaurī, d.161/778）、アル＝シャーフィイー、マーリクの書いたものも（読むな）。おおもと（クルアーンとハディース）を学ぶことがおまえの義務である。

アフマド自身は自説が書き留められることを嫌ったが、弟子たちがフィクフについてアフマドの見解を伝え(注15)、それが後に集大成され研究が加えられた結果、アフマドの説に基礎を置くフィクフの学派として

のハンバリー学派が成立したのである。

フィクフに於いてアフマドが典拠として採用したものは(注16)、(1)クルーンとハディースの明文、(2)預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の教友たちの見解、(3)教友の間で見解が分かれている問題についてはクルアーンとスンナに適合する見解、(4)伝承者の名の欠けたハディース（mursal）(注17)、及び信憑性の薄いハディース（ḍa'īf)、(5)キヤース（類推）と言われる。

アフマドはクルーンとハディースの明文が存在する問題についてはその明文に従い、明文に反する以上、いかなる教友の意見、いかなる学者の推論といえども顧慮しなかった。次いでクルーンとハディースの明文が無い場合には、教友たちの間に見解の相違が知られていない問題については、教友たちの見解に従い、教友たちの間で意見が分かれている問題については、クルーンとハディースに最も適合性が高い見解が見付かった場合はそれを取り、見付からなかった場合は判断を留保した。右のいずれも存在しない問題については「伝承者の名の欠けたハディース(mursal)」、及び「信憑性の薄いハディース（ḍa'īf)」であれハディースを採用し、それをキヤース（類推）に優先させ、どうしても必要な場合('ind al=ḍarūra）に限ってのみキヤース（類推）を用いた。

(4) ハンバリー派の歴史

アフマドの言説は2人の実子サーリフ（d.266/879-80)、アブド＝アッラーフ（d.290/903)、アル＝アスラム（d.273)、アブー・バクル・アル＝マルワズィー（d.274）などの門弟たちによって伝えられた。これらの門弟たちの伝えたアフマドの言説を集大成したのが、アル＝マルワズィーの弟子アブー・バクル・アル＝ハッラール（d.311/923-4）であり、その『アフマド師の学問の集大成の書（*Kitāb al=Jāmi' li-'Ulūm al=Imām Aḥmad*)」は後のハンバリー派フィクフの基礎文献となった(注18)。

一方アフマドの説を整理しハンバリー派の最初のフィクフ綱要『アル＝ヒラキー綱要（*Mukhtaṣar al=Khiraqī*）』を著したのがアブー・アル＝カースィム・アル＝ヒラキー（d.334/945-946）である(注19)。

フィクフの形成期において、ハンバリー派が独立のフィクフの学派であるか、ハディース学者の集団であるのかを巡って争いがあった(注20)。しかし遅くとも13世紀までにはスンナ派4フィクフ学派体制が確定し、ハンバリー派はハナフィー派、シャーフィイー派、マーリキー派と並ぶ「正統法学派」に「公認」され、東アラブ世界の主要都市では、他の3学派と並んでハンバリー派からもカーディー（裁判官）が任命された(注21)。信奉者の数に於いてはスンナ派フィクフ4学派の中で最小の学派ではあったが(注22)、ハンバリー派はスンナ派フィクフの歴史に名を残す学者を輩出している。

アル＝カーディー・アブー・ヤゥラー（d.458/1064）の『統治者の諸規則（*al=Aḥkām al=Sulṭānīya*）』は、シャーフィイー派のアル＝マーワルディー（d.456/1066）の同名の書と並び、スンナ派フィクフの政治理論を初めて体系化した作品であるが、アル＝マーワルディーの『統治者の諸規則』と較べてより「民主的」色彩が強いことから、現代の研究者の間で高い評価を受けている(注23)。

イブン・クダーマ（d.620/1223）はハンバリー派フィクフに関して多くの著作を残しているが、『アル＝ヒラキー綱要』に対する彼の注釈『大全（*al=Mughnī*）』は、ハンバリー学派の最重要文献であるにとどまらず、スンナ派フィクフを代表する最も優れたフィクフ大全の一つとみなされている(注24)。

イスラームの宗教改革者として知られるイブン・タイミーヤ（d.728/1328）もハンバリー派の出身であり、クルアーンとスンナのテキストを最優先する学祖アフマドの方法論に立返る必要を唱え、「ハディース学派（ahl al=ḥadīth）」の立場を理論化した。イブン・タイミーヤの「改革」の射程はフィクフのみならず、信仰論、スーフィズムなどイスラー

ム学全体に及び、彼の残した膨大な著作は、近現代のワーハッブ派、サラフィー主義者の「改革運動」に理論的基礎を提供している(注25)。

アラビア半島中部のナジュド地方の豪族サウード家の協力のもとにイブン・タイミーヤの「改革」のプログラムを実現したのが「ワッハーブ派」の創始者ムハンマド・ブン・アブド・アル＝ワッハーブ（d.1206/1792）である。ムハンマド・ブン・アブド・アル＝ワッハーブもイブン・タイミーヤと同じくハンバリー派の出身であり、ワッハーブ派のフィクフはハンバリー派の一分派とみなすことができるが、サウディ・アラビア王国の「ワッハーブ派」への手厚い庇護はハンバリー派フィクフの普及に大いに貢献している(注26)。

(5) ハンバリー派フィクフの方法論

フィクフの方法論が反省的に理論化されるのは西暦10世紀頃であるがハンバリー派においてはやや遅れる。同派のフィクフ基礎論（Uṣūl al=Fiqh）を最初に理論化、体系化した現存する最古の作品はアブー・ヤゥラー（d.458/1064）の『フィクフ基礎論の備え（*al='Udda fī Uṣūl al=Fiqh*）』であるが(注27)、同派のフィクフ基礎論のスタンダードな教科書となるのはイブン・クダーマ（d.620/1223）の『考察者の庭園、討論者の盾』(注28)である。

ハンバリー派のファクフ原論は、基本的に他のスンナ派フィクフ諸学派のものと同一の構成を有し、その内容も共通するものが多い。たとえば『考察者の庭園、討論者の盾』によると、「義務賦課（taklīf）」を「義務行為（wājib）」、「推奨行為（mandūb）」、「合法行為（mubāḥ）」、「自粛行為（makrūh）」、「禁止行為（maḥẓūr）」に5分し、それぞれに以下のような定義を与えているが、この「5範疇」は学派間に共通するものであり、その定義もまた大同小異である。

「義務行為」とは「それを行わないことに（来世での）懲罰（'iqāb）

が約束されているもの」である。

「推奨行為」とは「命令されてはいるが、それを行わないことで非難(dhamm) を浴びないもの」、「合法行為」とは「アッラーフがそれを行うことも行わないことも許し給い、それを行う者も行わない者も非難も称賛も受けないもの」を意味する。

「自粛行為」とは「それを行わなう方が行わないよりも良いことであり、時に『禁止行為 (maḥẓūr)』を指すこともあり、行わないことに懲罰が課されなくとも、忌避されて (tanzīhan) 禁止されていること (man-hīy 'an-hu)」である。

「禁止行為 (ḥarām)」とは「義務」の対義語である(注29)。

フィクフ基礎論の詳細な議論に立ち入ることは本書の目的ではない。ここではフィクフ基礎論の基本構成においてハンバリー派に他学派との相違の見られる「法源論」のみを取り上げよう。

『考察者の庭園、討論者の盾』の挙げるハンバリー派フィクフの「法源」は (1)アッラーフの書、 (2)預言者のスンナ、 (3)イジュマーゥ (コンセンサス)、(4)イスティスハーブ (継続) である。

「アッラーフの書」とは勿論、アッラーフの御言葉である「クルアーン」を指す。フィクフ、フィクフ基礎論は「クルアーン」を「アッラーフの書」、あるいは単に「書物 (al=kitāb)」と呼ぶが、本稿ではこれをクルアーンと訳す。

預言者のスンナには、不特定多数 (tawātur) によって伝えられた伝承と、単独伝承者のみの伝える伝承があるが、どちらも典拠となる。

イジュマーゥとは「宗教問題に関するムハンマドのウンマ (宗教共同体) の一世代の学者 (全員) のコンセンサス」を意味する。なぜならばウンマ (イスラーム共同体) は全体としては無謬であり、全員が揃って誤りを犯すことは有り得ないからであり、教友のイジュマーゥに限らずどの世代のイジュマーゥも全て無謬でありフィクフの典拠となる。また「学者」とはクルアーンとハディースに通じイジュテイハード (独自の

判断）の能力を有するフィクフの専門家を指し、同時代の学者の間に一瞬であれコンセンサスが達成されればその時点でイジュマーゥが成立する。同時代の学者が全員が死に絶えるまでそのコンセンサスが破られないことはイジュマーゥの条件とはならない。

イスティスハーブ（継続）とは、「明示（dalīl）への固執（tamassuk）」と言われ、変更を明示する根拠が示されるまでは現状が継続すると判断することを意味する。

なお『考察者の庭園、討論者の盾』は、(1)イスラーム以前の律法、(2)教友の見解、(3)イスティフサーン（選好）、(4)イスティスラーフ（利害考量）については、それらをフィクフの論拠とすることを否定している(注30)。

(6) ハンバリー派フィクフの主要文献

『ハンバリー派フィクフの鍵』はハンバリー派の文献を1924点、『アフマド師の学派の文献の題名に関する真珠の輪』は464点を挙げている。これらはフィクフ以外の分野の作品も含まれているが、その多くはフィクフ関連の著作である(注31)。

現在まで読み継がれている現存するハンバリー派のフィクフの主要文献としては以下のようなものがある(注32)。

[1]『イブン・ハーニーの伝えるアフマドの問題集（*Masā'il Aḥmad li-Ibn Hānī*［*Isḥāq bn Ibrāhīm al=Nīsābūrī*［d.275］）』

[2]『実子アブド・アッラーフの伝えるアフマド師の問題集（*Masā'il al =Imām Aḥmad li-Ibn-hi 'Abd Allāh*［d.290］）

[3] アル＝ヒラキー（d.334）著『アル＝ヒラキー綱要』

『アル＝ヒラキー綱要』には300点以上の注釈が書かれたと言われるが、古典注釈としては『大全（*al=Mughnī*）』、アル＝ザルカシー（d.774）の『アル＝ザルカシー注釈（*Sharḥ al=Zarkashī*）』、現代の脚注として

はムハンマド・ブン・アブド・アル＝ラフマーン・ブン・フサイン・アール・イスマーイールの『アル＝ヒラキー綱要・脚注』が出版されている。

また『アル＝ヒラキー綱要』の用語集としては、イブン・アル＝ミブラド（d.909）の『アル＝ヒラキーの用語解説の清浄な真珠（*al=Durr al =Naqī fī Sharḥ Alfāẓ al=Khiraqī*）』が出版されている。

[4] アブー・ヤァラー（d.458）著『フィクフ問題集（*al=Masā'il al= Fiqhīya*）』

『フィクフ問題集』はアブー・ヤァラーの『二つの伝承、二つの見解の書（*Kitāb al=Riwāyatain wa al=Wajhain*）』の写本516頁のうち466頁を占めるフィクフ部分のみの現代の研究者による校訂。

[5] イブン・アビー・ヤァラー（d.526）著『補完の書（*Kitāb al=Itmām*）』

[6] アブー・アル＝ハッターブ（d.516）著『導き（*al=Hidāya*）』

『導き』にはマジュド・アル＝ディーン（d.652/1254-5）による注釈『最終目的（*Muntahā al=Ghāya*）』がある

[7] アブー・アル＝ハッターブ（d.516）著『大問題における勝利（*al= Intiṣār fī al=Masā'il al=Kibār*）』

『勝利』は刊行途中であり、現在イバーダートの部分のみが完結している。

[8] イブン・クダーマ（d.620）著『満足（*al=Muqni'*）』

『満足（*al=Muqni'*）』にはアブド・アル＝ラフマーン・イブン・クダーマ（d.682）の『大注釈（*al=Sharḥ al=Kabīr*）』、イブラーヒーム・ブン・ムフリフ（d.884/1479-80）の『卓越（*al=Mubdi'*）』、アル＝マルダーウィー（d.885/1480）著『公正（*al=Inṣāf*）』などの注釈、アブー・アル＝ナジャー（d.960）による要約『満足を求める者の糧（*Zād al=Mustaqni'*）』がある。

なお『公正（*al=Inṣāf*）』にはアル＝マルダーウィー自身による要約『満ち足りた精査（*al=Tanqīḥ al=Mushbi'*）』、ムハンマド・ブン・アブド・アル＝ワッハーブによる要約『要約・公正（*Mukhtaṣar al=Inṣāf*）』、

『大注釈』にはムハンマド・ブン・アブド・アル＝ワッハーブによる要約『要約・大注釈（*Mukhtaṣar al=Sharḥ al=Kabīr*）』、『満足を求める者の糧』にはアル＝バフーティー（d.1051/1641）の注釈『新緑の牧場（*al=Rauḍ al=Murbi'*）』、アル＝ブライヒー（d.1992/ad.）の注釈『葡萄酒（*al=Salsabīl*）』、現代のサウディアラビアの学者ムハンマド・ブン・サーリフ・ブン・ウサイミーンの『「満足を求める者の糧」への悦ぶべき注釈（*al=Sharḥ al=Mumti' 'alā Zād al=Mustaqni'*）』（刊行中）があり、注釈『新緑の牧場（*al=Rauḍ al=Murbi'*）』にはアブド・アル＝ラフマーン　アル＝ナジュディー（d.1392/1972）、アル＝アンカリー（d.1373/1954）が脚注を付している。

[9] イブン・クダーマ著『十全（*al=Kāfī*）』

[10] イブン・クダーマ著『支柱（*al='Umda*）』

[11] マジュド・アル＝ディーン（d.652/1254-5）著『良書（*al=Muḥarrar*）』

[12] アブー・アル＝ハッターブ（d.516）著『導き（*al=Hidāya*）』

『導き』にはマジュド・アル＝ディーンによる注釈『最終目的（*Muntahā al=Ghāya*）』（d.652/1254-5）がある

[13] バドル・アル＝ディーン・ムハンマド・アル＝バアリー（d.778）編、『エジプト・ファトーワー要約（*Mukhtaṣar al=Fatāwā al=Miṣrīya*）』、

[14] アラーゥ・アル＝ディーン・アリー・アル＝バアリー（d.803）編、『学問的選集（*al=Ikhtiyārāt al=Fiqhīya*）』

『エジプト・ファトーワー要約』、『学問的選集』は、いずれも後世の学者がイブン・タイミーヤのフィククの領域のファトワーを法学の章立てに則って要約整理したものである。

また現代の学者によるイブン・タイミーヤのファトワーの要約としてはフサイン・アル＝ジャマル編、『現代人に役立つファトワー集（*al=Fatāwā al=Nāfi'a li-Ahl al='Aṣr*）』、アフマド・マワーフィー編の『「学問的選集」の集成によるフィクフの早分かり（*Taisīr al=Fiqh al=Jāmi' li - (al=Ikhtiyārāt al=Fiqhīya*）』がある。

[15] ムハンマド・ブン・ムフリフ（d.763/1362）著『枝（*al=Farū'*）』

[16] バドル・アル＝ディーン・ムハンマド・アル＝バアリー（d.778）著『法学簡便（*al=Tashīl fī al=Fiqh*）』

[17] イブン・アル＝ミブラド（d.909）著『教育者大全（*Mughnī Dhawī al=Ifhām*）』

現代のサウディアラビア人の学者アブド・アル＝ムフスィン・ナースィル・アール・ウバイカーンによる『教育者大全』の注釈『希望の究極（*Ghāya al=Marām*）』が現在刊行中である。

[18] アブー・アル＝ナジャー（d.960）著『得心（*al=Iqnā'*）』

『得心』にはアル＝バフーティー（d.1051/1641）の注釈『覆面の開示（*Kashf al=Qinā'*）』がある。

[19] イブン・アル＝ナッジャール（d.972）著『追及の終点（*Muntahā al=Irādāt*）』

『追及の終点』にはアル＝バフーティー（d.1051/1641）の注釈『注釈・追及の終点』がある。

[20] アル＝マルウィー（d.1033）著『学生の手引（*Dalīl al=Ṭālib*）』

『学生の手引』にはアブド・アル＝カーディル・アル＝シャイバーニー（d.1135）の注釈、『目標の達成（*Nail al=Ma'ārib*）』、イブン・ダウヤーン（d.1352）の注釈『街灯（*Manār al=Sabīl*）』、ムーサー・ムハンマドの要約『研磨された黄金（*al=Dhahab al=Munjalī*）がある。

[21] アル＝マルウィー著『目標の究極（*Muntahā al=Ghāya*）』

『目標の究極』にはムスタファー・アル＝スユーティー・アル＝ルハイバーニー（d.1240）による注釈『知恵者の求めるもの（*Maṭālib Ūlī al =Nuhā*）』がある。

[22] アル＝バフーティー（d.1051/1641）著『希求者の支え（*'Umda al =Rāghib*）』

『希求者の支柱』にはウスマーン・アル＝ナジュディー（d.1100）による注釈『希求者の導き（*Hidāya al=Rāghib*）』がある。

[23] アル＝ハズラジー (d.1083) 著『最短要約 (*Akhṣar al=Mukhtaṣarāt*)』

『最短要約』にはアブド・アル＝ラフマーン・アル＝バアリー (d.1182) の注釈『深窓の令嬢の公開 (*Kashf al=Mukhaddarāt*)』がある。

[24] アル＝ハカミー (d.1377) の『正道 (*al=Subl al=Sawīya*)』

『正道』にはアル＝マドハリーの注釈『露に濡れた小枝 (*al=Afnān al =Nadīya*)』がある。

[25] アブド・アル＝ラフマーン　アル＝ナジュディー (d.1392) 著『諸規範の基本 (*Uṣūl al=Aḥkām*)』

『諸規範の基本』にはアル＝ナジュディーが自ら付した注釈『確証 (*al =Iḥkām*)』がある。

[26] ムハンマド・イブラーヒーム・アル＝トゥワイジィリー、『イスラーム法要綱 (*Mukhtaṣar al=Fiqh al=Islāmī*)』

以上の文献はいずれもフィクフの全領域を網羅する包括的作品であるが、ハンバリー派フィクフにはアル＝カーディー・アブー・ヤゥラー (d.458/1064) の『統治者の諸規則 (*al=Aḥkām al=Sulṭānīya*)』、イブン・タイミーヤ (d.728/1328) の『シャリーアによる統治 (*al=Siyāsa al=Shar 'īya*)』、『イスラームに於ける市場監督 (*al=Ḥisba fī al=Islām*)』、イブン・アル＝カイイム (d.751/1350-1) の『庇護民の規定 (*Aḥkām Ahl al =Dhimma*)』、『シャリーアによる統治に於ける裁判の在り方 (*al=Ṭurq al=Ḥukmīya fī al=Siyāsa al=Shar'īya*)』などイスラーム統治論に於ける重要な作品が著されている。

また現代ハンバリー派の経済規定の研究としては、ムハンマド・ザキー・アブド・アル＝バッル (*Muḥammad Zakī 'Abd al=Barr*)，『ハンバリー派における経済行為規範 (*Aḥkām al=Mu'āmalāt al=Mālīya fī al= Madhhab al=Ḥanbalī*)』, Qaṭar, 1986、がある。

またハンバリー派フィクフのファトワー (回答) 集としては有名なイブン・タイミーヤ (d.728/1328) の著作を纏めた『イブン・タイミーヤのファトワー (回答) 集 (*Majmū' Fatāwā Shaikh al=Islām Aḥmad bn*

Taimīya)』（全37巻）などがある。

(7) ハンバリー派の現在

ハンバリー派の信奉者が多数を占める国はアラビア半島のサウディアラビアとカタルでのみであり、ハンバリー派の信奉者の数から言えば、スンナ派4法学派中最小である。しかし現代のイスラーム世界においてハンバリー派は、その信奉者の数に比して遥かに大きな重要性を有している。

その理由としては、第1にハンバリー派が現代のスンナ派イスラーム世界でシャリーアに基づく政治の原則を掲げる唯一の国であるサウディアラビアの「公式」学派であることがあげられる。

サウディアラビアの統治基本法は、第1条に「…その憲法はクルアーンと使徒のスンナである…」、第7条に「統治の権威はクルアーンと使徒のスンナに由来し、クルアーンとスンナがこの基本法及び全ての国家法を規定する」、第23条に「国家はイスラームの信条を護り、そのシャリーアを適用し。善を命じ悪を禁じ、アッラーフの宣教の義務を果たす」と定める(注33)。

サウディアラビアの「公式」学派はハンバリー派の中でも最も学派色の薄いワッハーブ派であるが、1928年のアブド・アル＝アズィーズ王の勅令によって、サウディアラビアの司法はハンバリー派のフィクフの古典を司法の「法源」とすることが定められた(注34)。シャリーアは人間の信仰、倫理、経済、社会、政治等、生活の全領域を包括する総合的な行為体系であり、国家による適用をまって初めて完結するとも言える。この意味では「公式」学派としてハンバリー派フィクフを採用する国家を有するハンバリー派は、スンナ派イスラーム世界唯一の「生きた学派」とも言うことができるのである。

現代イスラーム世界でハンバリー派が重要性を増しつつ2つ目の要因

としては、ハンバリー派の分派とみなされるワッハーブ派(注35)が、現在のイスラーム復興運動の主たる担い手である「復古主義（salafīya)」の代表であることである。

「復古主義」はクルアーンとスンナの直接参照の義務を説き、フィクフの学派の拘束性を否定する。この意味で「復古主義者」はハンバリー派学祖アフマド、「中世」のハンバリー派の巨匠イブン・タイミーヤ、「近世」のハンバリー派「改革者」ムハンマド・ブン・アブド・アル＝ワッハーブなどを「復古主義」の先駆者、模範と見做している。それゆえ「復古主義」はスンナ派4学派の中でもハンバリー派に親近感を示す傾向があり、「復古主義」的傾向の強いイブン・タイミーヤ、ムハンマド・ブン・アブド・アル＝ワッハーブなどの著作のみならず、イブン・クダーマの『大全』、アル＝バフーティー『新緑の牧場』などの「学派的」作品もハンバリー派を越えてスンナ派「復古主義」者の基本参照文献となっているのである。

サウディアラビアではアブド・アル＝アズィーズ王がイブン・クダーマの『大全』、イブン・アビー・ウマルの『大注釈』、サウード王が、イブン・タイミーヤのファトワー集（全37巻）の出版を助成するなど、国家的にハンバリー派フィクフの研究の促進を図っている。近年では1986年の現イスラーム問題・ワクフ・宣教・善導相アブド・アッラーフ・アブド・アル＝ムフスィン・アル＝トルキーによるイブン・クダーマの『大全』（全15巻）（1986年）の新しい校訂、前イフターゥ常設委員会常任委員アブド・アッラーフ・ブン・アル＝ジブリーンによる『アル＝ザルカシー注釈』（全7巻）（1991年）、アブド・アル＝ラフマーン

アル＝ナジュディーの『新緑の牧場・脚注』（全7巻）（1992年）の校訂などハンバリー派フィクフの古典が校訂、出版されている。

またサウディアラビアの最高ムフティー（判定者）故アブド・アル＝アズィーズ・ブン・バーズ、大ウラマーゥ機関メンバー故ムハンマド・ブン・サーリフ・ブン・ウサイミーン、前イフターゥ常設委員会常任委

員アブド・アッラーフ・ブン・アル＝ジブリーンなどのワッハーブ派の高名なファトワーはフィクフの領域に限定されるものではないがファトワー集として纏められ出版され、アラブ世界全域で広く読まれている。また大ウラマーゥ機関の下部機関であるイフターゥ常設委員会が刊行するファトワー集は、集団的ファトワーの実験例として注目すべきものである。

また現代を代表する「復古主義」ハディース学者ムハンマド・ナースィル・アル＝ディーン・アル＝アルバーニー(注36)によるイブン・ダウヤーン『街灯』の引用するハディースの真偽判定の書『「街灯」のハディースの出典確認における渇いた者への給水（*Irwā' al=Ghalīl fī Takhrīj Aḥādīth Manār al=Sabīl*）』（全8巻）もハンバリー派フィクフの業績に数えることもできよう。

（注1）cf., Encyclopedia of Islam, (article, "Aḥmad bn Ḥanbal"), vol.1. pp.272-273.

（注2）参集者の数は、男性80万、女性6万とも、総計150万とも言われる。cf., Ibn al=Jauzī, *Manāqib al=Imām Aḥmad bn Ḥanbal,* Beirut, 1983, pp.415-416.

（注3）cf., *ibid.,* p.59.

（注4）「イスラーム史上最も偉大な著作の一つであり、ヒジュラ暦2、3世紀に編まれた現存する作品の中で最も多くのハディースを集めた書物である。」Muḥammad al=Zuḥailī, *Marja' al='Ulūm al=Islāmīya,* Dimashq, 1992, p.277.

高名なハディース学者アル＝スユーティー（d.911/1505）も「アフマドの『ムスナド』に収められたもの（ハディース）は全て信用できる（maqbūl）」と述べている。Aḥmad Abd al=Raḥmān al=Bannā, *Bulūgh al=Amānī* (*al=Fatḥ al=Rabbānī*), vol.1, p.8.

（注5）cf., 'Abd al=Qādir bn Badrān al=Dimashqī, *al=Madkhal ilā Madhhab al*

=*Imām Aḥmad bn Ḥanbal,* pp.52-56.

(注6) アル＝アシュアリーはアフマド・ブン・ハンバルを「有徳の導師、完璧な指導者であり、アッラーフは彼によって真理を顕し、彼によって迷妄を防ぎ、異端の徒の異端（bida'）、逸脱者の逸脱、懐疑の徒の懐疑を抑え給うた」と称え、アフマドの道を固守することを宣言している。cf., Abū alḤasan al=Ash'rī, *al=Ibāna 'an Uṣūl al=Diyāna,* Cairo, 1987, pp.20-21.

(注7) アフマド・ブン・ハンバルがスンナ派正統教義の確立において果たした役割については、George Makdisi, *The Rise of Colleges,* Edinburgh, 1981, pp.6-9参照。

スンナ派正統神学については拙稿、「アル＝シャーフィイー師の道（学派）に則って宗教学を初めて学ぶ者の悦び」訳注(1)」、『東洋文化研究所紀要』第127冊、1995年、236-267頁参照。

(注8) Ibn al=Jauzī, *op. cit.,* pp.110-111.

(注9) ハンバリー派の「反神学」文献としては、Aḥmad bn Ḥanbal, *al=Radd 'alā al=Jahmīya,* Ibn Qudāma, *Taḥrīm al=Naẓar fī Kutub al=Kalām,* al=Anṣārī al=Harāwī, *Dhamm al=Kalām,* Ibn Taimīya, *al='Aqīda al=Ḥamawīya al= Kubrā, al=Radd 'alā al=Manṭiqīyīn, Naqḍ al=Manṭiq,* Ibn al=Qaiyim, Muḥammad bn 'Abd al=Wahhāb, *Kitāb al=Tauḥīd* などがある。

(注10) cf., Encyclopedia of Islam, (article, Aḥmad bn Ḥanbal), vol.1. p.274.

(注11) cf., Encyclopedia of Islam,(article, Ḥanbalīya), vol.3. p.160.

ハディース学、フィクフ、教義学、スーフィズムなどのイスラーム諸学における総体としてのハンバリー派の歴史を概観した研究としては、Henri Laoust, "Le Hanbalisme sous le califat Bagdad (241-855/656-1258)", *Revue des é tudes islamques,* 1959, vol.27, pp.67-128, "Le Hanbalisme sous les Mamlouks Bahrides(658-784/1260-1382)", *Revue des é tudes islamques,* 1960, vol.28, pp1-71, Gary Leiser, "Ḥanblism in Egypt before the Mamlūks", Studia Islamica, LIV, pp.155-181, George Makdisi, "Hanbalite Islam", Merlin L. Swarts (trans.&. ed.), Studies on Islam, New York-Oxford, 1981, pp.216-274、参照。

クルアーン学におけるハンバリー派の業績に関しては、Su'ūd bn 'Abd Allāh al=Funaisān, *Āthār al=Ḥanābila fī 'Ulūm al=Qur'ān,* n.p., n.d.、参照。

(注12) Ibn al=Jauzī, *op. cit.*, p.193.

(注13) cf., 'Abd al=Qādir bn Badrān al=Dimashqī, *op. cit.*, pp.123-125. それゆえ礼拝の関する書簡を除き、アフマドのフィクフに関する著書は存在しない。cf., *ibid.*, p.124. 因に、この書簡は刊本で30頁の小著であるが、冒頭の約1頁分を訳出すると以下のようになる。

人々よ。私はあなたがたと共にモスクで礼拝した。ところがあなたがたのモスクの中でイマーム（導師）より先に屈身礼、跪拝、前屈（khafḍ)、伸身（raf'）を行う者がいるのを私は見た。イマームより先行する者には礼拝は（有効で）ないというのに。

それについては、預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)とその教友たち—アッラーフが彼ら全てを嘉されますように—から伝承が伝えられている。

預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は「イマームより先に頭を上げる者は、アッラーフが彼の頭をロバの頭にお変えになるのでは、と恐れないのか」と言われたとのハディースが伝えられている。

というのはそれが彼の礼拝を害するからである。なぜならそのような者には礼拝は（有効で）ないからである。もし彼にも礼拝が（有効で）あったなら、（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は）彼のためにに(むしろ）その報奨を期待されたはずであり、アッラーフがその者の頭をロバの頭に変えられるというような懲罰の心配はされなかったであろう。

また預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は「イマームはお前たちより先に屈身礼を行い、お前たちより先に身を起こす」と言われたとも伝えられている。またアル＝バラーゥ・ブン・アーズィブは以下のように言ったと伝えられている。

「我々は預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の背後にい（て礼拝し)たが、彼が直立の姿勢から跪拝のために身を屈められた時には、我々の誰一人として、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が額を地につけられるまで、背を屈めなかった。預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の教友たちは、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が身を屈め、『アッラーフは至大なり』と唱え、額を地につけられるまで、彼の背後で直立したままじっとしており、その後で初めて彼に追随し（て跪拝し）た。」

また預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の教友たちは、「我々がまだ跪拝をしている時に、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は既に直立しておられた」と言ったと伝えられている。

またイブン・マスウードからは、イマームより（礼拝の動作を）先に行う者を目にして「あなたは一人で礼拝したことにもならず、あなたのイマームに従ったことにもならない。一人で礼拝したことにもならず、自分のイマームに従ったことにもならなかった者には、礼拝は（有効で）ない。」と言ったとの伝承が伝えられている。

イブン・ウマルはイマームより（礼拝の動作を）先に行う者を目にし、彼に向かって「あなたは一人で礼拝したことにもならず、あなたのイマームと共に礼拝をしたことにもならない」と言い、彼を打擲し、礼拝をやり直すよう命じた、と伝えられている。もしアブド・アッラーフ・ブン・ウマルが、その男には礼拝が（有効で）あった、と考えていたなら、その男に対してやり直しを義務づけはしなかったであろう。…以下略 Aḥmad bn Ḥanbal, *al=Risāla al=Sunnīya fī al=Ṣalā,* n.p., n.d., p.2.

(注14) Ibn al=Jauzī, *op. cit., ibid.,* p.192.

(注15) にも拘わらず、アフマドの生前からその弟子たちが時に叱責を受けながらも師の言説を書き留め、アフマドもそれを追認していたことが文献的に確認されている。cf., Sālim 'Alī al=Thaqafī, *Miftāḥ al=Fiqh al=Ḥanbalī,* vol.2, n.p., 1978, pp.318-320.

(注16) アフマドのフィクフの典拠については、cf., Ibn al=Qaiyim al=Jauzīya, *A'lām al=Muwaqqi'īn,* vol.1(part.1), pp.29-32. 'Abd al=Qādir bn Badrān al=Dimashqī, *op. cit.,* pp.113-119.

(注17) cf., *ibid.,* pp.113-122.「伝承者の名の欠けたハディース」とはハディースの伝承経路のうちで預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）から直接ハディースを伝えた教友等の名が欠けているものを指す。またここで言う「信憑性の薄いハディース」とは、アフマドの用語では偽作のハディースではなく、「真正なハディース（ṣaḥīḥ)」とは断言できない「良好なハディース（ḥasan)」を意味する。cf., *ibid.,* 116.

(注18) cf., Encyclopedia of Islam, (article, Ḥanbalīya), vol.3, p.158.『アフマド師の学問の集大成の書』は散逸し現存しない。cf., Encyclopedia of Islam, (article, Aḥmad bn Ḥanbal), vol.1. p.274, Ziāuddin Aḥmad, "Abū Bakr al-Khallāl - The Compiler of the Teachings of Imām Aḥmad b. Ḥanbal", *Islamic Studies,* vol.9, 1970, pp.245-254..

但し近年、『アフマド師の学問の集大成の書』の現存する写本の一部が公

刊されている。Abū Bakr bn Muḥammad al-Khallāl, *Aḥkām Ahl al=Milal min al=Jāmi' li-Masā'il al=Imām Aḥmad bn Ḥanbal,* Beirut, 1994, Abū Bakr Aḥmad bn Muḥammad al-Khallāl, Kitāb al=Tarajjul min *Kitāb al=Jāmi' li-'Ulūm al=Imām Aḥmad bn Ḥanbal,* al=Riyāḍ, 1996.
公刊状況の詳細については、cf., *ibid,* pp.32-42.

(注19) cf., Encyclopedia of Islam, (article, Ḥanbalīya), vol.1, p.159.『アル＝ヒラキー綱要』には300点を超える注釈書が著されたと言われている。cf., *ibid.* p.159.

(注20) アル＝スブキー (Tāj al=Dīn al=Subkī, d.771/1370) によると4/10世紀初頭に存在したフィクフの学派はシャーフィイー派、マーリキー派、サウリー派、ハナフィー派、ダーウードィー (ザーヒリー) 派であり、またアル＝マクディスー (d.375/985) によると4/10世紀末に存在したフィクフの学派はハナフィー派、シャーフィイー派、マーリキー派であり、いずれもハンバリー派をフィクフの学派に数えていない。cf., Makdisi, *op. cit.,* pp.3-4.

(注21) *ibid.,* p.6.

(注22) アル＝サカフィーは「民衆の間に同派 (ハンバリー派) の信奉者は少なく、バグダードに同派が生まれた時点でのバグダード及びその近郊と、サウディ王家の主権の確立以降のアラビア半島の大半の領域を除いて、いかなる地方でも大衆の多数派を占めたことはなかった」と述べる。cf., Sālim 'Alī al=Thaqafī, *op. cit.,* p.438.

アル＝サカフィーによると、同派が少数に留まったのは以下のような理由による。

(1)同派が生まれた時点で、既に他の先行した3派がそれぞれ地盤を占めていた。(2)同派には行政職としての裁判官 (qāḍī) になる者が少なかった。(3)同派が「異端」、「風紀紊乱」に対して厳しい態度をとった。(4)同派には宗教生活に没頭し大衆への同派の浸透という現世的事柄に関心を示さない傾向が強かった。cf., Sālim 'Alī al=Thaqafī, *op. cit.,* pp.438-440.

(注23) アブー・ヤゥラーのカリフ論は以下の3点に於いて、アル＝マーワルディーに比べてより「民主的」である。(1)カリフ選出には、ウンマ (イスラーム共同体) の有力者、有識者の多数 (jamhūr ahl al=ḥall wa al='aqd) の同意が必要である。(2)前任カリフの後継者指名は、ムスリムの証人を経てはじめて有効となる。(3)覇権によるカリフ位は無効である。cf., Ḥasan Kū

Nākātā, *al=Naẓarīya al=Siyāsīya 'inda Ibn Taimiīya,* Riyadh-Dammmam, 1994, p.33, Abū Ya'lā, *al=Aḥkām al=Sulṭānīya,* pp.23-25.

(注24) ウマル・スライマーン・アル＝アシュカルは「古典フィクフ完成期」の最も優れた作品として、イブン・ハズム (d.456/1064) の『装飾 (al=Muḥallā)』、アル＝ナワウィー (d.676/1277) の『集成 (*al=Majmū'*)』と共にイブン・クダーマの『大全』を挙げている。cf., 'Umar Sulaimān al=Ashqar, *Tārīkh al=Fiqh al=Islāmī,* pp.131-132.

(注25) イブン・タイミーヤについてはイスラーム世界、非イスラーム世界で多くの研究が蓄積されているが、イブン・タイミーヤ研究に先鞭をつけたHenri Laoust, *Essai sur les doctorines sociales et politiques de Ta ī-d-Dīn Aḥmad bn. Taimīya,* Cairo, 1939、が今日にいたるまで基礎文献としての価値を失っていない。最近の研究については拙稿「ハディース遵奉者の論理」、『オリエント』、1989年、第32巻第2号、76-89頁、イブン・タイミーヤ著 (湯川武、中田考訳)、『イスラーム統治論』、日本サウディアラビア協会、1991年、Ḥasan Kū Nākātā, *op. cit.* 参照。

なお17世紀までのハンバリー派の主な学者の生涯と業績については、柳橋博之、「ハンバル派私法学の歴史的意義とその現代サウディアラビアにおける適用」、『中東イスラム諸国におけるイスラムと現代的思潮』[平成7年度科学研究費補助金研究 (B)]、平成8年、19-24頁、参照。

(注26) サウディアラビアのワッハーブ派の立場は以下のアブド・アル＝アズィーズ王 (d.1953) の言葉に簡潔に言い尽くされている。

「我々は排他的に一つの学派にはこだわらない。(スンナ派) 4学派のどれか一つに強力な (クルアーンとハディースの) 根拠を見出だせば我々はそれに立ち返り従う。しかし強い根拠を見出ださなかった場合には我々はアフマド師の説を採用する。」Muḥīy al=Dīn al=Qābsī, ed., *al=Muṣḥaf wa al=Saif,* al=Riyadh, n.d., p.86.

現在サウディアラビアではワッハーブ派の学者たちによってハンバリー派フィクフ研究の最新の成果の発表に加え、ハンバリー派の古典の校訂、出版が精力的に進められている。

(注27) al=Qāḍī Abū Ya'lā(d.458), *al='Udda fī Uṣūl al=Fiqh,* vol.1, al=Sa'ūdīya, 1990, p.48.

(注28) フィクフ基礎論においてイブン・クダーマの『考察者の庭園、討論

者の盾』が占める地位はフィクフにおける彼の『満足（al=Muqni'）』の地位に匹敵し、ハンバリー派フィクフ基礎論を知る最良の書と言われる。cf., 'Abd al=Qādir bn Badrān al=Dimashqī, *op. cit.*, pp.464-465.

ハンバリー派のフィクフ基礎論で公刊されている作品としては以下のようなものがある。

1. al=Qāḍī Abū Ya'lā(d.458), *al='Udda fī Uṣūl al=Fiqh,* 5vol., al=Sa'ūdīya, 1990. 2.Abū al=Khaṭṭāb al=Kalwadhānī(d.510), *al=Tamhīd fī Uṣūl al=Fiqh,* 4 vol., Jidda, 1985.

2. Ibn Qudāma, *Rauḍa al=Nāẓir wa Junna al=Munāẓir,* Kuwait, n.d..

3. Ibn al=Najjār(d.972), *Sharḥ al=Kaukab al=Munīr* (al=Mukhtabir al=Mubtakir), 4vol, Dimashq, 1980-1987.

Sharḥ al=Kaukab al=Munīr は、'Alā' al=Dīn al=Mirdāwī(d.885)の *Taḥrīr al =Manqūl wa Tahdhīb 'Ilm fī Uṣūl al=Fiqh* の Ibn al=Najjār による要約 *al= Kaukab al=Munīr* (*Mukhtaṣar Taḥrīr al=Manqūl wa Tahdhīb 'Ilm fī Uṣūl al= Fiqh*)の Ibn al=Najjār 自身による注釈である。

4. Shihāb al=Dīn Abū al='Abbās Aḥmad bn Muḥammad(d.745)(ed.), *al= Musauwad fī Uṣūl al=Fiqh,* Beirut, n.d..

al=Musauwad は、Majd al=Dīn Abū al=Barakāt 'Abd al=Salām (d.652) とその子 Shihāb al=Dīn Abū al=Maḥāsin 'Abd al=Ḥalīm (d.682/1284) とその子 Taqī al=Dīn Abū al='Abbās Aḥmad (d.728/1328) のタイミーヤ家の三代の学者が書き継いだ研究ノートを同じくタイミーヤ家の学者が編纂したものである。

5. Ibn Qaiyim al=Jauzīya(d.751), *A'lām al=Muwaqqi'īn,* 2vol.(4parts), Beirut, 1977(2.ed.).

6. Najm al=Dīn Sulaimān al=Ṭūfī(d.716/1316), *Sharḥ Mukhtaṣar al=Rauḍa,* 3vol., Beirut, 1988.

Sharḥ Mukhtaṣar al=Rauḍa は Ibn Qudāma の *Rauḍa al=Nāẓir wa Junna al =Munāẓir* のアル＝トゥーフィーによる要約 *al=Bulbul fī Uṣūl Madhhab Aḥ-mad bn Ḥanbal*（ハンバリー学派フィクフ基礎論におけるウグイス）のアル＝トゥーフィー自身による注釈である。

（注29）cf., Ibn Qudāma, *Rauḍa al=Nāẓir wa Junna al=Munāẓir,* Kuwait, n.d., pp.16,20,21,23.

ちなみに maḥẓūr と ḥarām は同義であり、「それを行う者が非難されること」を意味し、mandūb は sunna、mustaḥabb、taṭauwu'、ṭā'a、nafl、qurba、murragab fī-hi、iḥsān などとも言われる。cf., 'Abd al=Qādir bn Badrān al=Dimashqī, *op. cit.*, pp.152-153.

他学派に於ける5範疇とその定義についてはついては、cf., Wahba al=Zuḥailī, *Uṣūl al=Fiqh al=Islāmī,* Dimashq, 1986, vol.1, pp.46-92.

(注30) 通説ではスンナ派で一致を見ている「法源」は (1)クルアーン、(2)スンナ、(3)イジュマーゥ、(4)類推である。cf., *ibid.,* p.417.1

但し結果的には「考察者の庭園、討論者の盾」も「類推」を認めているため、実質的にはこの点においても他学派と大きな違いはない。

各法源についての説明については、イブン・クダーマの『考察者の庭園、討論者の盾』によるが、イスティスハーブに関しては不明瞭な同書の説明に代えて Encyclopedia of Islam の記述を参照した。cf., Ibn Qudāma, *Rauḍa al =Nāẓir wa Junna al=Munāẓir,* pp.33-87, Encyclopedia of Islam, (article, Aḥmad bn Ḥanbal) vol.1. p.276

この「イスティスハーブ」を例にとり、ハンバリー派フィクフ基礎論の展開を、アブー・ヤァラー、イブン・クダーマ、アル＝トゥーフィーの作品によって具体的に示そう。

先ずアブー・ヤァラー (d.458) の *al='Udda* ではイスティスハーブは以下のように論じられている。

フィクフの基礎(uṣūl)とシャリーアの典拠(adilla)は、法源(aṣl)、法源の含意するもの(mafhūm)、原状のイスティスハーブ(継続)の3種である。…

法源はクルアーン、スンナ、イジュマーゥの3種である。…

法源の含意するものは、言説の含意するもの、その（言説）の明示するもの（dalīl)、その（言説）の意味（ma'nā）である。…

原状のイスティスハーブ（継続）は2種類に分かれる。

第一は、「義務」に関する、シャリーアの明示がない限りの義務賦課の不在（barā'a al=dhimma）の（原状）のイスティスハーブである。そしてこれは学識者のイジュマーゥによって真である。

ハンバリー派がウィトル（夜の義務の礼拝の後の奇数ラクアの礼拝）が義務ではない、というのがこの例である。なぜならシャリーアの典拠によってそれ（ウィトル）が義務であることが明示されるまでは、その義務賦課はないことが原状であるからである。

第二は、イジュマーゥの判断のイスティスハーブである。ウンマがある判断でイジュマーゥ（合意）に達したのちに、合意のなった問題の性格に変化が生じ、それに合意した者の間に異論が生じた場合については、見解の相違が現れた後でも、それについて（シャリーアの）典拠が伝えられるまでの間、イジュマーゥのイスティスハーブを認めるべきか否かについて

は、人々の間で意見が分かれている。この問題については至高なるアッラーフが望みたまえば、後述しよう。al=Qāḍī Abū Ya'lā, *al='Udda,* vol.1, pp.71-73.

イブン・クダーマ（d.620）になると、イスティスハーブの説明は以下のように変わる。

啓示による諸規範（aḥkām sam'īya）は、理性によっては把握できないことを知らねばならない。しかし理性は諸使徒の派遣以前においては、義務賦課の不在、行為と不作為に関する負担の免責（suqūṭ al=ḥaraj 'an al=ḥarakāt wa al=sakanāt）を示している。

規範の判断は、肯定か否定かのいずれかである。肯定については、理性はそれを行うには不十分である。ところが否定については、それを変更する啓示による典拠（dalīl al=sam' al=nāqil 'an-hu）が示されない限りにおいて、理性はそれ（否定）を指示し、両者（肯定、否定）の一方（否定）に根拠を見いだす。例を挙げるならば啓示が示すところの5回の礼拝により、第6の礼拝は、啓示がそれの否定を明言していなくとも、義務でないままにとどまる。なぜならその（啓示の）言葉は5回の礼拝の義務のみに限られており、その（第6の礼拝の）義務は存在せず、その義務を確認していないため、否定の原状が継続するのである。…

シャリーアの典拠のイスティスハーブについては、例えば特定化がなされない限りの一般規定（'umūm）のイスティスハーブ、廃棄（naskh）がなされない限りの明文規定（naṣṣ）のイスティスハーブなどである。

継続（dawāma）に関するシャリーアがその確定を示しているとことのイスティスハーブの例には、確定した所有権があり、その尊重と破損についての責任（dhimma）が生ずる。

またラマダーン月や礼拝の定刻が繰り返しやってくることのように、（義務の）契機が繰り返された場合に、遵守も繰り返されるとの判断（のイスティスハーブ）も同様である。

それゆえ「イスティスハーブ」とは、「理性あるいは啓示による根拠(dalīl)の固守」を表すことになる。それは根拠の不在に由来するのではなく、（原状を）変更するもの、あるいは確証（'ilm）がない場合の蓋然的根拠（dalīl ẓann）に由来するのである。

争点に関するイジュマーゥの原状のイスティスハーブについては、多数説はそれが論拠（ḥujja）となるとしている。一方アブー・イスハーク・ブン・シャークラー（Ibrāhīm bn Aḥmadbn Shāqlā, d.369, ハンバリー派）などフィクフ学者の一部はそれが典拠（dalīl）となると述べ、以下のよう

な例を挙げている。

「タヤンムム（砂による浄め）について、もし礼拝の途中で水を見つけた場合、その（タヤンムムによる礼拝）が有効であり、その有効性が継続することについてはイジュマーゥが成立している。我々は我々にそれを廃棄させる論拠が示されない限り、それ（有効性）がイスティスハーブ（継続）しているものとみなす。」

これは誤りである。というのはイジュマーゥは（水の）不在の場合に限ってそれ（有効性）が継続することを示しているのみであり、それが存在する場合については意見が分かれているからでる。意見が分かれているところでは（そもそも）イジュマーゥは存在しない。そしてイジュマーゥがないところでは、イジュマーゥのイスティスハーブもあり得ないのである。
Ibn Qudāma, *Rauḍa al=Nāẓir wa Junna al=Munāẓir,* pp.79-80

これが Rauḍa al=Nāẓir のアル＝トゥーフィー（d.716）による要約と、アル＝トゥーフィー自身のその注釈では以下のようになる。

その本質は、「理性による、あるいは啓示による根拠（dalīl）を、それを変更するものがあらわれるまでは、固守すること」である。

前者について言えば、シャリーアの判断は肯定—理性はそれには不十分である—か否定のいずれかであるが、理性はシャリーア（の啓示）がない限りそれ（否定）を示しており、シャウワール月の斎戒や第6の礼拝の義務の不在のように、イスティスハーブ（継続）が措定される。… al=Ṭūfī, *al=Bulbul fī Uṣūl Madhhab Aḥmad bn Ḥanbal,* vol.3, p.147.

「理性による、あるいは啓示による根拠（dalīl）を、それを変更するものがあらわれるまでは、固守すること」の句は、以下の意である。

つまり、「その判断を変更させる根拠が明らかになるまでは」の意である。

我々がこの説を取るのは、以下の理由にほかならない。

イスティスハーブは、理性の根拠の判断に関わることもある。例えば義務非賦課（barā'a）の原状のイスティスハーブである。なぜなら理性は、原状が義務非賦課であり、（肯定）判断が義務能力者に賦課されないことを示しているからである。

例としては「債務における被告の原状は無罪である」との我々の（法）学説がある。つまり理性は債務（返済）が彼の責任下にないことを示しているのである。なぜなら理性は証拠（dalīl）のないことには肯定の判断を下さないからである。

またイスティスハーブは、一般語やイジュマーゥのイスティスハーブの

ようなシャリーアによる根拠の判断に関わることもある。

債務（返済）が被告の責任下にあることを示す証拠や、一般語に対する特殊化（takhṣīṣ）、見解の相違の顕在化におけるイジュマーゥの放棄などのように、イスティスハーブを措定された根拠の判断を変更する根拠が明らかになった場合は、その（変更の根拠の採用が義務となる。…

「前者について言えば」の句は、以下の意である。

つまり「理性による根拠（dalīl）を、それを変更するものがあらわれるまでは、固守すること」を意味する。なぜならば我々は「原状のイスティスハーブとは、『理性による、あるいは啓示による根拠（dalīl）を、それを変更するものがあらわれるまでは、固守すること』である」と既に論じ、その後にその詳述、説明を行ったからである。

つまり、「理性による根拠（dalīl）を、それを変更するものがあらわれるまでは、固守すること」が論拠（ḥujja）であるというのは、「シャリーアの判断は肯定か否定のいずれかである」が肯定については、「理性はそれには不十分である。」

つまり理性は導き（hādī）、指針（murshid）ではあっても、規範定立者、義務賦課者ではないが故に、理性はシャリーアの（規範）判断の定立（thubūt ḥukm）を示すことはできないからである。否定、つまりシャリーアの判断の否定については、「理性はそれ（否定）を示しており」、「イスティスハーブ（継続）が措定される」。

「理性は判断の否定（否定判断）を示す」というのは、判断結果（maḥkūm ʻalai-hi）、判断の根拠（maḥkūm bi-hi）、判断の対象（maḥkūm fī-hi）はいずれも判断の要素（lawāẓim）であるが、我々はそれらの不在を確実に知っているからである。というのはそれらは世界の総体の一部であるが、我々は世界がその生成以前、無限の過去において不在であったことを確実に知っており、要素（lāẓim）の不在はその基体（malẓūm）の不在を示すからである。特定の時におけるシャリーアの判断の不在が我々に証明されれば、既述のイスティスハーブの証明の議論（翻訳では省略）に基づき、我々はその判断のイスティスハーブを措定する。

イスティスハーブの意味は、事物の存在、あるいは不在の判断が、我々の思念（iʻtiqād）、心、脳に残存することである。

シャリーアの判断の否定の例は、ラマダーン月以外の例えば「シャウワール月の斎戒の義務の不在」、義務としての「第6の礼拝」の不在などである。というのはもし我々がシャリーアがその不在を明示していないと仮定するなら、既述のイスティスハーブによって理性がその根拠となるからである。その例は数多く、シャリーアがその否定を明示していないか、その肯定も否定も明示していない判断の全てである。al=Ṭūfī, *Sharḥ Mukhtaṣar al=Rauḍa,*

vol.3, pp.147-152.

第二のものは、特殊化や廃止が生じない限りでの一般語と明文のイスティスハーブや、所有権や破損に対する責任賦課のように確定した判断のイスティスハーブである。

彼（タヤンムムを行った者）がそれ（礼拝）に入ることの有効性のイジュマーゥに基く、タヤンムムを行った者が水を見つけた時の礼拝の無効の不在（の措定）の固守のような、見解の別れている問題についてのイジュマーゥのイスティスハーブについて、イスティスハーブが措定されるか、については、アル＝シャーフィイー、イブン・シャークラーは違うが大多数は「それは論拠にならない」と述べている。

我々は以下のように考える。

イジュマーゥは水が不在である場合についてのみ成立している。それ（水）が存在する場合についてはそうではなく、それについては見解が別れている。見解の相違はイジュマーゥと矛盾し、それ（イジュマーゥ）はそれ（見解の相違）と共存することはできない。

それは「否定の原状（al=nafy al=aṣlī）」と「それを変更する啓示による根拠（al=sam'ī al=nāqil）」との関係についても同様であるが、一般語や明文や理性の根拠とは違う。というのはそれらと見解の相違は矛盾せず 、それ（見解の相違）があってもそれら（一般語や明文や理性の根拠）を固守することは正当であるからである。アッラーフこそ最もよくご存じであらせられます。

… al=Ṭūfī, *al=Bulbul fī Uṣūl Madhhab Aḥmad bn Ḥanbal,* vol.3, p.155.

「第二のものは」の句は、「理性による根拠（dalīl）を、それを変更するものがあらわれるまでは、固守すること」のことであり、それは（明瞭で説明は）不要であろう（al=kāfī）。

「特殊化や廃止が生じない限りでの一般語と明文のイスティスハーブなどである」とは、一般語を特殊化するものが明らかにされていない限りでの、その（一般語）の判断のイスティスハーブと、明文を廃棄するもの（別の明文）がない限りでのその（明文）の判断のイスティスハーブである。ただ私は（*al=Bulbul* において）「連結（liff）と拡張（nashr）」の（修辞的）表現を使ったのである。「所有権や破損に対する責任賦課のように」全ての「確定した判断のイスティスハーブ」も同様であり、売買や贈与にようにそれ（所有権）を消滅させるもの（シャリーアの定める事由）が見いだされない限り、（の意なの）である。

また「責任賦課（shughl al=dhimma）」とは、債務を負っているなら債務の返済によって、何かを破損した場合にはその価格の補償によるなどの、責

任を果たさせるところのものが見いだされない限りの、様々な（責任の）賦課のことである。…

「タヤンムムを行った者が礼拝に入ることの有効性のイジュマーゥに基く、タヤンムムを行った者が水を見つけた時の礼拝の無効の不在（の措定）の固守のような、見解の別れている問題についてのイジュマーゥのイスティスハーブについて」については（「イジュマーゥに基く」）とは「彼（タヤンムムを行った者）がそれ（礼拝）に入ることの有効性」、つまりタヤンムムによって礼拝に（入ることの有効性）、について我々はイジュマーゥ（合意）に達している、と述べることによって（の意）である。「イスティスハーブが措定される」とは、つまり「その（タヤンムムによる礼拝の）有効性の原状の」（の意）である。

「アル＝シャーフィイー、イブン・シャークラーは違うが大多数は『それは論拠にならない』と述べている」

アル＝アーミディー（シャーフィイー派）は、「アル＝ガザーリー（シャーフィイー派）とフィクフ基礎論学者のある一派は、見解の相違がある問題についてのイジュマーゥの判断のイスティスハーブ（の措定）を禁じており、他の一派はそれを許している」と言う。彼（アル＝アーミディー）以下のように述べている。

そちら（許可説）を採るべきである。それは二つの穴（肛門と尿道）以外からの汚物の排出以前の（ḥadath）の浄化の成立について、その（汚物の）排出の後にもイスティスハーブが措定されることで我々がイジュマーゥに達しているのと同じである。

私（アル＝アーミディー）は言おう。それは、「同様にイフラーム（巡礼の入斎）以前の狩りの獲物の所有者に、イフラームの後もその所有権のイスティスハーブが措定されることで我々がイジュマーゥに達している」、「同様に背教の前に占有していたものの所有者が背教後もその所有権のイスティスハーブを措定されることで我々がイジュマーゥに達している」などの我々の説と同じである。

イブン・アル＝ミゥマール・アル＝バグダーディーは、「アブー・サウル、ダーウード、アル＝サイラフィーは、『それ、つまり見解の相違のある問題におけるイジュマーゥの原状のイスティスハーブ、は根拠（dalīl）である』と述べている。」と述べている。

「我々は以下のように考える」の句はつまり、このイスティスハーブが論拠とならないことについては、以下の理由である、との意味である。

例えばタヤンムムの例では、「イジュマーゥは水が不在である場合についてのみ成立している」。そしてそれ（水）が存在する場合について、「それについては見解が別れており、見解の相違はイジュマーゥと矛盾し」、それゆ

え両者は同時に存在し得ない。それゆえ例えば水がない場合にもイジュマーゥと見解の相違が共存することできない。…

それは「判断の不在を示す否定の原状（al=nafy al=aṣlī）」が「否定の根拠（nāfī）を変更する啓示による根拠」と矛盾するため共存することができないのと同様である。そしてこれは「一般語や明文や理性の根拠とは違う」。つまり（理性の根拠とは）類推などである。

なぜならこの判断における「見解の相違はそれら（の根拠）と矛盾せず」、見解の相違があってもそれら（一般語や明文や理性の根拠）を固守することは正当であるからである。それはイジュマーゥの場合と同じではない。というのは見解の相違は（そもそも）イジュマーゥ（合意）（という概念と）と矛盾するからであり、それゆえそれ（見解の相違）があるときにそれ（イジュマーゥ）を固守することは正しくないのである。*Sharḥ Mukhtaṣar al=Rauḍa,* vol.3, pp.155-157.

（注31）cf., Ibn Ḥumaid al=Makkī al=Ḥanbalī, *al=Durr al=Munaḍḍad fī asmā' Kutub Madhhab al=Imām Aḥmad,* Beirut, 1990, Sālim 'Alī al=Thaqafī, *op. cit.,* pp.583-668.

（注32）主要文献に関しては、アル＝ディマシュキーの前掲書の7章（ハンバリー派文献解題）を参照しつつ現在入手可能な刊本のみを挙げた。cf., 'Abd al=Qādir bn Badrān al=Dimashqī, *op. cit.,* pp.423-456.

（注33）イブン・タイミーヤのファトワー集（全37）巻は個人のファトワー集としてはイスラーム世界でも最大のものであるが、うちフィクフに関する巻は第21巻～第35巻である。

（注34）'Īd Mas'ūd al=Juhanī, *al=Shūrā wa Fann al=Ḥukm fī al=Mamlaka al='Arabīya al=Sa'ūdīya,* n.p., n.d., pp.436, 438, 442.

（注35）この勅令の定める法源は以下の一次法源と二次法源に分かれる。

一次法源：(1)*Muntahā al=Irādāt,* al=Fatūḥī(d.972.h), (2)*Sarḥ Muntahā al=Irādāt,* Manṣūr al=Bahūtī(d.1051.h), (3)*al=Iqnā',* Mūsā al=Ḥijāwī(d.948.h), (4)*Kashshāf al=Qinā',* Manṣūr al=Bahūtī

二次法源：(1)*Zād al=Mustaqni',* Mūsā al=Ḥijāwī, (2)*al=Rauḍ al=Murbi',* Manṣūr al=Bahūtī, (3)*Dalīl al=Ṭālib,* al=Mar'ī bn Yūsuf(d.1032.h), (4)*Manār al=Sabīl,* Ibrāhīm Muḥammad al=Ḍawyān(d.1353.h) (5)*al=Mughnī,* Ibn Qudāma(d.620), (6)*al=Sharḥ al=Kabīr,* 'Abd al=Raḥmān bn Qudāma

(d.682)

cf., Ibrāhīm bn 'Uwaiḍ al=Tha'lī al='Utaibī, *Tanẓīmāt al=Daula fī 'Ahd al= Malik 'Abd al='Azīz,* Riyadh, 1993, pp.225-226.

(注36) ただしアル＝アルバーニー自身は、ハナフィー派のフィクフ教養は有するようであるが、フィクフ学者ではなく、あくまでもハディース学者である。cf., Muḥammad bn Ibrāhīm al=Shaibānī, *Ḥayā al=Albānī wa Āthār-hu wa Thanā' al='Ulmā' 'alai-hi,* vol.1, al=Kuwait, 1986, pp.45-46.

3. フィクフの基本概念

フィクフは「法」とも「道徳」とも異なる性格を有する。それゆえフィクフを理解するためには、先ずフィクフの前提となっている概念を知る必要がある。そこで本章では、フィクフの理解の助けとなるように、その特徴的なイジュティハード（独自裁量）の概念、義務、人間の範疇について概観する。

(1) イジュティハード

フィクフの規範は「法」とは異なり紛争解決の手段ではない。そして学問としてのフィクフは行為規範定立の学である前に、クルアーンとスンナの解釈学である。

フィクフの規範はシャリーア、つまりクルアーンとスンナの教えから演繹されなくてはならない。クルアーンとスンナに明文の規定の存在しない問題に関して、自分自身の判断でフィクフの規範を演繹する作業をイジュティハードと呼ぶ。

イジュティハードの語義は「最善を尽くすこと」である。旅先でキブラの方向が分からない場合に、太陽や星の位置を頼りにキブラの方向を推測することがイジュティハードと呼ばれるのは、言葉の本来の意味に近い。どの瞬間においても、アッラーフの御心に添うべく自分の知識と能力の限りにおいて「最善を尽くすこと」としてのイジュティハードは、全てのムスリムにとっての義務である。

しかしフィクフの専門用語としてのイジュティハード、つまりクルアーンとスンナから導出され、理念的に全てのムスリムを拘束することを意図する「普遍的」な行為規範を定立する行為としてのイジュティハー

ドは誰にでも許されるわけではない。イジュティハードの行使の条件の考察はフィクフ基礎論の仕事である。

フィクフ基礎論学者たちは、イジュティハードの条件として、様々な資格を挙げている。ここでは一例として、ハンバリー派のフィクフ基礎論学者であり、カイロのカーディー（裁判官）を務めたIbn al=Ḥamdān (d.603) の『ファトワー（判断）、ファトワーを発布する者（muftī）、ファトワーを求める者（mustaftī）の性質』に従ってムジュタヒドの資格を纏めよう。

クルアーンとスンナの中の行為規範関連事項を熟知していること。

それには以下のような事柄が含まれる。

(a) 字義通りに解釈すべき本義（ḥaqīqa）と字義通りに解釈できない転義（majāz）

(b) 命令（amr）と禁止（nahy）

(c) 包括的な規定（mujmal）とそれを説明する規定（mubīn）

(d) 明確な規定（muḥkam）と曖昧な規定（mutashābih）

(e) 一般規定（'āmm）と特殊規定（khāṣṣ）

(d) 無条件規定（muṭlaq）と限定規定（muqaiyad）

(e) 先の規定を廃棄する規定（nāsikh）（後法）と廃棄された規定（mansūkh）（前法）

(f) 例外（mustathnā）と原則（mustathnā min-hu）と例外（mustathnā）

(g) 真正なスンナ（ṣaḥīḥ）と瑕疵のあるスンナ（saqīm）

(h) 不特定多数の伝える（tawātur）スンナと個人の伝えるスンナ（āḥād）

(i) 預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）から直接誰が伝えたかが知られているスンナ（musnad）と預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の孫弟子から先の伝承者が不明なスンナ（mursal）

(j) 伝承者の系譜の連鎖が（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）迄）つながっているスンナ（muttaṣil）と連鎖の途切れているス

ンナ（munqati‘）

イスラーム史上の全ての世代のフィクフの規定に関する全ての争論と合意事項についての知識。

論拠となるもの（adilla）と争点（shubha）と両者の相違の知識

類推とその諸条件と関連事項の知識

ヒジャーズ地方、イエメン、シリア、イラク及び辺境でのそれぞれのアラビア語の方言と語法の知識。（cf., Aḥmad bn al=Ḥamdān al=Ḥarrānī al=Ḥanbalī, *Sifa al=Fatwā r wa al=Muftī wa al=Mustaftī*, Bairūt-Dimashq, 1397, p.16.）

イジュティハードのこれらの全ての条件を満たした者は、無条件的（muṭlaq）ムジュタヒド（イジュティハード行使者）と呼ばれる。フィクフの専門用語としての完全なイジュティハードは、この無条件ムジュタヒドにして初めて行うことができるのである。

無条件ムジュタヒドは他のファキーフ（フィクフ学者）・ムジュタヒドの意見に拘束されることなく完全に独自の判断でフィクフの規範を演繹することが許される。

「無条件ムジュタヒド」にはスンナ派フィクフの4学祖はアブー・ハニーファ、マーリク、アル＝シャーフィイー、アフマド・ブン・ハンバル、また4学祖と同世代のアル＝アウザーイー（d.157）やスフヤーン・アル＝サウリー（d.161）、ダーウード・アル＝ザーヒリー、イブン・ジャリール・アル＝タバリーなどのフィクフの巨匠たちが含まれる。

イジュティハードの語義は「最善を尽くすこと」である。イジュティハードの全ての条件を満たさず無条件ムジュタヒドのレベルに達しない者にとっては、フィクフの規範の演繹の独自の方法論を打ち立てた過去の無条件ムジュタヒドの判断に従うこともまた、彼のイジュティハードである。

無条件ムジュタヒドのいずれかの規範演繹の方法論に倣いその判断に

倣う学者の集団が学派（madhhab）である。それぞれの学派内の学説の全てに通じている学者が学派内ムジュタヒドである。学派内ムジュタヒドは学派の学説の範囲内でイジュティハードを行うことが許されるが、学派内ムジュタヒドを更に細分することもある。

スンナ派の現存する4学派はハナフィー派、シャーフィイー派、マーリキー派、ハンバリー派の4学派であるが、無条件ムジュタヒドのレベルに達しない学者がこれら既存の4学派のいずれかに帰属する必要があるか否かについては議論がある。学派拘束の問題は現代のフィクフ学者の間の最大の争点と言っても過言ではない。

しかしここで注意すべき派、学派への帰属義務はフィクフ学者にのみ関わるの話題である、ということである。フィクフの教養を欠く無学者（jāhil）にはそもそも学派への帰属自体が存在せず、理解できる範囲で知っているクルアーンとスンナの明文に従えばよく、またそれも不可能であればファキーフに相談することも許され、それが彼のイジュティハードなのである。

(2) フィクフの義務範疇

法には大別して二つのタイプのルールがある。義務を課すルールと権能を付与するルールである。フィクフも義務を課すルールと権能を付与するルールの双方を扱う。

先ず義務を課すルールであるが、フィクフにおいては、義務は5段階に分類される。

イスラームの教えの根幹はアッラーフのみに崇拝を捧げることであり、最大の義務はアッラーフのみを唯一の神と認めることであり、最大の罪は偶像崇拝である。人の行いの価値には差があるが、人間には全ての行為類型の価値を網羅的に定めることはできない。そこでフィクフは行為を義務行為、推奨行為、合法行為、自粛行為、禁止行為の5つの範疇に

整理する。

[1] 義務行為

義務行為（wājib、farḍ）とは、行わなければ来世で罰を受ける行為である。1日に5回の定時礼拝、ラマダーン月の日中の断食などが義務行為である。

[2] 推奨行為

推奨行為（mustaḥabb、mandūb、sunna）とは、行わなくとも来世で罰は受けないが、行えば来世で報奨が得られる行為である。病人を見舞うこと、傷害の加害者に対する同害報復と賠償の請求を取り下げることなどが推奨行為である。アラビア語では mustaḥabb、mandūb、sunna などの同義語があるが『満足を求める者の糧』の翻訳では原則的にムスタハッブに統一した。ちなみにイスラーム学の用語ではスンナとはアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）のスンナ（言行）を意味するが、フィクフの規定で「スンナ」と言えば、アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言行によって勧告されている行為の中でも義務ではないものを指す。

[3] 合法行為

合法行為（mubāḥ、jā'iz）とは、行っても行わなくとも来世で罰も報奨もない行為である。合繊の服を着る、玄米を食べる、木造住宅に住むなど、フィクフに特に規定のない衣食住などの日常行為は全て合法行為となる。

[4] 自粛行為

自粛行為（makrūh）とは、行っても来世で罰は受けないが、自粛して避ければ来世で報奨が得られる行為である。正当な理由のない離婚や食用トカゲの肉を食べることなどが自粛行為の例となる。

[5] 禁止行為

禁止行為（ḥarām）とは、行えば来世で罰を受ける行為である。飲酒や婚外交渉などが禁止行為である。

フィクフにおいては「義務を課すルール」は、我々の考える法と道徳を共に含んでいる。またフィクフにおいては「義務を課すルール」は、国家権力による制裁ではなく、アッラーフによる来世での制裁と報奨によって定義されている。フィクフの定める現世での国家による制裁の規定は、ハッド（法定刑）強盗、窃盗、飲酒、姦通、誣告、内乱、背教に対するハッド（法定刑）と、殺人、傷害に対するキサース（同害報復刑）に限られている。

またフィクフは、一部の義務の不履行、禁止行為の侵犯に償い（kaffār, fidya）を定めている。

巡礼を例にとると、巡礼の儀には複雑な義務と禁忌があるが、その全てを完全に行わなければ巡礼が成立しない訳ではなく、救済措置としての償いが定められている。例えば巡礼月の10日の夜はムズダリファの地での夜明かしが義務であるが、これに遅れたか、あるいは夜半前に通り過ぎてしまった場合には、羊一頭の犠牲が償いとなる。また巡礼には狩猟が禁じられているが、狩猟の禁を犯した場合には、獲物と等価格の家畜を犠牲に捧げることが償いとして課される。

償いはあくまでも犯してしまった罪の償いであって、償いが定められているからといって、後で償えばよい、といって義務を怠ったり禁忌を破ることが許されているわけではない。

フィクフにおける償いの規定は、斎戒や誓願を破った場合、「ズィハール」離婚の取り消し等に限られる特例措置である。イスラームには「善行は悪行を帳消しにする」との原則があるが、クルアーンとスンナに明文のある「償い」を除いて善行と悪行の貸借帳簿を作ることはフィクフの関心の外にある。

フィクフは、義務—禁止を規定するのみならず、浄—不浄をも規定する。

不浄とされるものには排泄物、豚肉、死肉、血、経血、悪露等がある。また性交、背教、発狂等も儀礼的浄化を必要とする不浄とみなされる。豚肉、死肉、酒などの不浄物は、そもそも接触自体が原則的に禁じられ

る。排泄、月経、出産、性交等による生理現象による不浄はそれ自体が禁じられるわけでは勿論なく、その状態で礼拝等の儀礼行為を行うことが禁じられる。これらの不浄は儀礼的浄化によって解消される。儀礼的浄化は、不浄物を取り除いた後に、水によって清めるのが原則であり、手足、顔、頭のみの洗浄と、全身を洗う沐浴の2種類があり。

また礼拝、斎戒、巡礼などの儀礼を行う間は、忌みの状態に入り、普段は許されている行為の一部が禁じられる。例としては、礼拝中のお喋りの禁止、斎戒中の日中の飲食の禁止、巡礼の狩猟の禁止等が挙げられる。

「権能を与えるルール」に適った行為は「有効（ṣaḥīḥ）」であるが、不適格な行為は「無効（bāṭil）」となる。　行為が有効であるためには、「構成要件（rukn）」が満たされている必要がある。また行為が有効であるためには、行為の時点で必要な「条件（sharṭ）」がそろっていなければならない。

行為が有効であるためには、構成要件と条件を共に満たさなくてならない。構成要件を欠くか、条件を満たしていない行為は儀礼行為であれ社会関係行為であれ無効である。構成要件と条件の違いは、構成要件が行為の不可欠な要素であるのに対して、条件はその行為とは別個の事象であることである。礼拝を例にとると、跪拝することや、立ってクルアーンの「開扉の章」を読むことは礼拝の構成要件であるが、事前に穢れの浄化を行うこと、恥部を隠すこと等は礼拝が有効であるために条件である。

また婚姻の構成要件は新郎の側からの申出と新婦の側の受諾であるが、二人の証人を立てること、両者が婚姻禁止関係にないこと、女性の後見人の同意は婚姻が有効であるための条件である。

また有効な契約には解約ができない確定契約（lāzim）と解約が可能な未確定（jā'iz）契約がある。

売買契約は、両当事者が契約の場に同席している間は、解約が可能である。契約にあたって予め解約期間を条件付けた場合はその期間が過ぎ

るまでは、その契約は確定しない。また婚姻契約は床入れによって初めて確定する。

他方寄託者の側からの解約が常に可能な信託のような契約は、未確定契約と呼ばれる。

礼拝、斎戒、巡礼などの義務は定刻内に行われなくてはならない。定刻内に行われた場合が「定刻内履行（adā'）」である。しかし定刻内に行われなかった場合にも履行義務は消滅しません。定刻を逃した義務を定刻外に行った場合が「定刻後履行（qaḍā'）」である。

巡礼の定刻外履行は翌年の定刻、つまり巡礼月を待たなくてはならない。しかし礼拝、斎戒の定刻外履行は違い、例えばファジュル（夜明け前）の礼拝の定刻外履行は翌日のファジュルではなく、日の出後のなるべく早い時間であり、ラマダーン月の斎戒の定刻外履行は、翌年のラマダーン月の前に済ませなくてはならない。

(3) フィクフと人

この世に同一の人間は二人と存在しない。人は生まれてから死ぬまでの間に不断に変化する。それゆえ人間が共同生活を行うためには、年齢、性別などを基準に「人」をいくつかの範疇に分類し、それぞれの義務と権利を定める必要が生じる。

イスラームは極めて平等主義的な宗教であり、フィクフの規定は原則としては万人に平等に適用される。しかしそれはフィクフが全ての「人」を同一のものとして扱うことを意味しない。

フィクフの規定は、通常「心身の健常な自由人成人男性ムスリム」の理念型を念頭において構成されている。しかし一方でフィクフは年齢、性別、判断力、自由度、血統、人格等を基準に「人」を範疇化し、一部の規定に差異を設けている。

[1] 年齢

(a) 胎児

胎児はある時期を越えると「人」とみなされる。従ってムスリムの両親か片親がムスリムの場合は、流産の胎児の遺体にもイスラーム式の葬儀を行い、ムスリム墓地に埋葬することが義務となる。

また胎児の生命は尊重されるので、妊婦が死罪が確定した場合には出産まで刑の執行が猶予される。

胎児は出生と同時に権利能力を得るため、乳児にも遺産相続権などの権利が生じる。乳児が成人するまでその生命、財産を正しく管理することは後見人の義務となる。

(b) 幼児

幼児は母親と暮らす権利を有す。子供が幼児の間は奴隷の婢であっても、その子供と別々に売ることは許されない。また両親が離婚した場合、幼児は母親と暮らすことを選択することができる。

(c) 小児

物心（tamyīz）のついた小児は、礼拝や斎戒などの儀礼に参加することができるようになる。小児の儀礼は有効であり、アッラーフからの褒賞を得るが、成人するまでは儀礼の参加は義務とはならないので、怠っても来世における罰はない。但し小児に対して父親が体罰によって礼拝の「躾け」を行うことは認められる。

また小児は、状況によっては法廷での証言なども認められる。

(d) 成人

子供が性的に成熟すると成人（bāligh）である。成人すると義務能力者（mukallaf）となり、全ての義務を負い、違反すると罰を受けることになる。

(e) 行為能力者

自分で危なげなく取引を行えるだけの社会経験を積む年齢に達した者が行為能力者（rashīd）である。子供は行為能力者となると後見人の手を離れる。

(f) 老人

老人になると、斎戒の義務が免除され、女性の服装規定が緩和されるなど、若干の義務が免ぜられる。しかし原則的には心身が健康である限り、老人は権利、義務において行為能力者とみなされる。

[2] 性別

宗教儀礼、商行為、刑罰などフィクフの殆ど領域においては男女の権利、義務は若干の例外規定を除いて同等である。しかし婚姻、離婚、相続などの身分法、服装規定などにおいては男女の役割、権利、義務の差は明白である。一般的に男性は女性に比べて大きな権利を有する一方で、重い義務を負う。

(a) 男性

男性はジハードの出生、金曜団礼拝参加の義務など女性にない義務が生じる。一方で国家構成法の分野ではカリフ位のように男性しか就けない職務があり、また法廷においては男性の証言は女性の証言以上の価値がある。

身分法では男女の権利、義務の違いは明白である。婚資の支払い、結婚後の妻子の扶養が男性のみの義務である一方で、男性のみに4人の配偶者をもつ権利、一方的離婚権があり、男子の相続分が女子の相続分の2倍であるなど男性の優位が認められている。

(b) 女性

宗教儀礼においては女性には月経、出産などに伴い礼拝の免除など特別な規定がある。身分法上は女性は女性は婚姻に際して婚資を受け取る。他方、婚姻契約には後見者の同意を必要とし、また女性の側から離婚を申し出る場合には離婚の成立には裁判官の同意が必要である。

(c) 両性具有

フィクフは男性であるか女性であるかが明確でない者を両性具有(khunthā)と呼ぶ。両性具有者は、いずれか一方の性徴がはっきり勝る場合は、勝った性の規定に準ずる。真性両性具有者の規定の原則は、男

女のどちらであっても差し支えないように慎重（iḥtiyāṭ）を期することである。例えば礼拝では真正両性具有者は男性の列と女性の列の中間に立つ。また真正両性具有者は、女性には許されているが男性には禁じられている絹や金を身につけることは自粛すべきとされる。

[3] 判断力

十全な判断力を有する成人は「理性人（'āqil）」と呼ぶ。もっともフィクフの'āqilの語感は哲学的な「理性人」というよりもむしろ「常識を弁えた大人」に近いものであるため、翻訳の中では適宜訳しわけている。

フィクフが「理性人」に達しないとみなす範疇には以下のような者が入る。

(a) 未成年

未成年はまだ十分な理性を有さないとみなされるため義務を免除される。未成年とは既述の幼児、小児を指す。

(b) 愚者（ma'tūh）

愚者は所有権、相続権などの権利能力は有するが、行為能力、義務能力はないと見做される。民事の契約は、後見人が行い、宗教儀礼や刑罰は免じられる。

(c) 禁治産者（safīh）

浪費癖があるなど、財産の管理能力がないとみなされる者は「禁治産者」と呼ばれる。禁治産者の契約は後見人によって解約できる。

(d) 狂人（majnūn）

狂人の規定は愚者に準じる。しかし愚者と違って狂人は時に正気に戻ることもありうる、とみなされており、正気の間は理性人と同じ義務と権利が生じる。しかし再び発狂すれば、正気の間に犯した罪の罰の執行は次に正気に戻るまで猶予される。

[4] 自由度

奴隷は財産権を有さず、その扶養は所有者の義務となる。一般に奴隷

は自由人に比べて権利が少ない反面、義務が軽減される。例えば奴隷にはジハード参戦、集団礼拝参加、巡礼は義務とならない。また自由人女性は顔を手を除く前身をヴェールで覆わねばならないが、婢は自由人男性と同様に臍から膝までを覆えば済む。奴隷にも結婚は認められているが、自由人とは結婚できない。但し婢の子供が主人の認知を受ければ、その婢は解放される。

奴隷の中でも、自分自身の稼ぎによって将来自らを身請けするとの契約を主人と結んだ「自己身請契約奴隷（mukātab）」、主人たちの一部から解放された共有奴隷「部分解放奴隷（muba‘‘aḍ）」、主人が死んだ時点で解放されることを約束された「解放予定奴隷（mudabbar）」等は一般の奴隷より「自由度」が高く、権利も大きい。

解放奴隷は自由人の規定に準じる。但し相続や後見などにおいて、解放奴隷と元主人の関係が親族関係に擬される場合が若干ある。

[5] 血統

フィクフは若干の領域で、特定の血統に特別な規定を設けている。フィクフの認める血統はアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の子孫、クライシュ族、アラブ出身部族である。また婚姻においては血統が考慮され、後見人が家柄の劣る花婿候補との婚姻を決めた場合には女性には婚姻契約破棄の血統がある。なおこのフィクフで言う血統は男系出自を指し、言語や肌の色とは無関係である。

(a) アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の子孫

アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の娘ファーティマの男系の子孫は一般にサイイド（主人）、シャリーフ（貴人）の尊称で呼ばれ、イスラーム社会では非常な尊敬を受けている。しかしフィクフがアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の子孫に定める規定は特権ではなく、アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の子孫はザカー（法定喜捨）の配分を受けてはならない、との禁止のみである。但しシーア派フィクフによると、アッラーフの使

徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の子孫は5分の1税の配分を受ける。

(b) クライシュ族

クライシュ族とは、アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の時代のマッカの貴族であり、使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の出身部族ハーシム家もクライシュ族の支族だった。このクライシュ族の出自がカリフの資格条件となる。

(c) アラブ

婚姻においては女性に対する男性の「釣り合い」が求められる。後見人が「釣り合い」の取れない花婿候補との婚姻を決めた場合には女性には婚姻契約破棄の権利がある。「釣り合い」には資産、信仰などと並んで血統が考慮され、アラブ女性は後見者の決めた非アラブ男性との婚姻を拒否することができる。

[6] 人格

カリフや裁判官などの一部の「公職」には、良きムスリムとしての人格（'adāla）が求められる。また商行為や裁判において証人となるためにも、公正な良きムスリムであることが必要とされる。

4. ハンバリー派フィクフの展開

序.

フィクフは成立以来、今日に至るまで高度の安定性を保っている。にもかかわらず歴史の中でフィクフの内実と様式が微妙な変遷を遂げていることも事実である。

フィクフはクルアーンとスンナの解釈学であり、そうであるが故に、そこで用いられる表現様式は結論と同じ、あるいはそれ以上に重要である。フィクフの歴史的発展を理解するためには、それぞれの時代において演繹された規範の間の異同を知るのみでは足りず、それを表現する文体の変化をも理解しなくてはならない。

そこで第2部では、具体的に、「礼拝の纏め」と「庇護民の規定」の2つの問題を取り上げ、ハンバリー派・フィクフの発展段階を代表する文献の該当箇所の全訳を時代順に例示することによって、フィクフの内実と様式の双方の変遷の鳥瞰図を描く。

同時にそれぞれの末尾に、現代の代表的「通—学派的」フィクフ文献である『イスラームのフィクフとその典拠』の該当箇所の訳を付記すことによって、スンナ派フィクフ学派の具体的相違と同時に、フィクフの現代的文体をも理解できるように配慮した。なお『イスラームのフィクフとその典拠』はシーア派に関しては網羅的に扱っていないため、シーア派（12イマーム派）については、別途、同派の標準的な古典フィクフ綱要の該当箇所の翻訳を付した。

オリエンタリズムの伝統では、フィクフ文献から恣意的に選択した僅かな例のみに基づいて、フィクフの変遷を政治・社会の変動の結果から

「説明」する粗雑な議論が横行している。

社会、政治状況の変化と深く関連する「庇護民の規定」と、殆ど影響を受けない「礼拝の繋め」の双方における時代的変遷の詳細な比較検討は、フィクフの歴史の政治・社会的「説明」が文献学的検証に耐えないことを明らかにするであろう。

歴史的比較研究の便宜を図るため、簡潔な文献解題を行い、著者の伝記を略述することにする。

1. 文献改題

本書では、ハンバリー派フィクフの発展段階を代表する作品として以下の8冊、及び「通—学派的」作品1点、シーア派の作品3点の計12点を選んだ。

(1)『主の勝利（*al=Fatḥ al=Rabbānī*)』 Aḥmad 'Abd al=Raḥmān al=Bannā（d.1958 a.d.）（全22巻）

アフマド・ブン・ハンバル自体は、フィクフの書物を残していない。アフマドの「思想」は先ず、彼の残したハディース集成『遡及伝承（*al=Musnad*)』それ自体の中に探らなければならない。それゆえ『遡及伝承』はフィクフではなくハディース学の作品であるが、ハンバリー派のフィクフの原初段階を知る資料として、最初に挙げられねばならない。しかし『遡及伝承』は伝承者別に編集されているため、本書では、現代のハディース学者 Aḥmad 'Abd al=Raḥmān al=Bannā がフィクフの章立てに則って『遡及伝承』を再編集した『主の勝利』をもって、便宜上『遡及伝承』の代用とする。

(2)『アル＝ヒラキー綱要（*Mukhtaṣar al=Khiraqī*）』 al=Khiraqī (d.334)

「ハンバリー派においてこの綱要以上に有益な書はない」とまで言われる同派の最初のフィクフ綱要である。『アル＝ヒラキー綱要』には300点以上の注釈が書かれている。cf., 'Abd al=Qādir bn Badrān al=Dimashqī,

op. cit., p.426.

(3)『大全(*al=Mughnī*)』 Muwaffaq al=Dīn Ibn Qudāma(d.620)(全15巻)

『アル＝ヒラキー綱要』の最も浩瀚かつ有名な注釈。クルアーン、スンナの典拠を述べ、他学派の見解と比較対照の上で、ハンバリー派の学説を擁護する形式で書かれている。

ハンバリー派においては、既述のように名祖のアフマドが自分の説が書き留められるのを嫌ったという事情もあり、またアフマドの言説を集大成したアブー・バクル・アル＝ハッラール（d.311/923-4）の『アフマド師の学問の集大成の書（*Kitāb al=Jāmi' li-'Ulūm al=Imām Aḥmad*）』が散逸し現存しないため、学派成立期の姿を完全な形で今に伝える作品が存在しない。それゆえ『大全』は現存する最古のハンバリー派フィクフの大全とみなされる。

エジプト版は、本文全編に母音記号が付されており、巻末には人名、地名、事項別、引用ハディース等の索引があり、本文で引用されたハディースには脚注で出典が示されている。

(4)『満足（*al=Muqni'*）』 Muwaffaq al=Dīn Ibn Qudāma（d.620）

イブン・クダーマは上級者向けの注釈書『大全』の他に、自ら初級者向けの『支柱（*al='Umda*）』、初級修了中級準備者向けの『満足』、中級者向けの『十全（*al=Kāfī*）』の大中小3冊のフィクフ全書を著している。中でも中規模の『満足』は、『アル＝ヒラキー綱要』、アル＝マルダーウィー（d.885/1480）著『満足すべき精査（*al=Tanqīḥ al=Mushbi'*）』と並び、ハンバリー派における最も高名な綱要の3冊の1冊に数えられている。cf., 'Abd al=Qādir bn Badrān al=Dimashqī, *op. cit.*, p.434.

(5)『満足を求める者の糧（*Zād al=Mustaqni'*）』 al=Ḥujāwī（d.968）

『満足』の要約。現代において最もよく読まれているハンバリー派綱要であり、サウディアラビアの二次法源ともなっている。カイロ版、ダマスカス版、リヤド版、ベイルート版など多くの版があるほか、全7巻

のカセット・テープも発売されている。[ハンバリー派フィクフ入門・注(35)参照。]

(6)『公正 (*al=Inṣāf*)』 al=Mardāwī (d.885) (全12巻)

『満足』の注釈。ハンバリー派内の様々な学説を網羅した典型な「学派的」注釈書。上記の『満足すべき精査』は、この『公正』のアル＝マルダーウィー自身による要約。

(7)『新緑の牧場 (*al=Rauḍ al=Murbi'*)』、al=Bahūtī (d.1051) の注釈

『満足』の標準的注釈。サウディアラビアの二次法源ともなっている。[ハンバリー派フィクフ入門・注(35)参照。]

(8)『新緑の牧場・脚注(*Ḥāshiya al=Rauḍ al=Murbi'*)』、al=Najdī(d.1392/1972) (全8巻)

『新緑の牧場』の現代のワッハーブ派による脚注。規定の典拠となるクルアーン、スンナの引用が多い。

(9)『イスラームのフィクフとその典拠 (*al=Fiqh al=Islāmī wa Adillahu*)』 Wahba al=Zuḥailīḥ

現代を代表する「通—学派」的フィクフ全書。フィクフ全般にわたってクルアーン、スンナの典拠を挙げ、スンナ派4学派の学説を列挙し、時にザイディー派、イバーディー派、ザーヒリー派の見解にも言及する。巻頭でフィクフの専門用語の解説、歴史的度量衡の換算法、巻末には事項索引を置く。また各学派の学説を述べる際に、出典となるフィクフ文献を脚注に挙げてある。

(10)『宗教の規定における学生の洞察 (*Tabṣira al=Muta'allimīn fī Aḥkām al=Dīn*)』 al='Allāma Ḥillī (d.726/1326)

初学者向けに書かれたものであったが、後のシーア派フィクフ学者の重要な参考文献となった。cf., Hossein Modarressi Tabātabā'i, *An Introduction to Shī'ī Law*, London, 1984, p.47.

(11)『ダマスカスの光明 (*al=Lum'a al=Dimashqīya*)』 al=Shahīd al=Auwal (d.786/1384-5)

12イマーム派フィクフにおける最も簡便な綱要で、今日に至るまで教科書として用いられている。イブン・ザイヌッディーン著・村田幸子訳・解説『イスラム法理論序説』、岩波書店、1985年、519頁参照。

(12)『イスラームの諸法（*Sharā'i' al=Islām*）』、al=Muḥaqqiq al=Ḥillī (d.676/1278)

アル＝ムハッキクの著作の中でも最も重要。『イスラームの諸法』はal=Shaikh al=Ṭūsī (d.460/1068) の『終極（*al=Nihāya*）』に代わり、12イマーム派フィクフの教科書となった。同上、517頁参照。

2. 略伝

(1) Abū al=Qāsim 'Umar al=Khiraqī (d.334/945-946)

生年は不詳であるが、290年頃に生まれたと思われる。彼の父アブー・アリー・アル＝フサイン・アル＝ヒラキー (d.299) は、ハンバリー派の大学者であったアブー・バクル・アル＝マルワズィー (d.274) の高弟であり、アル＝ヒラキーは父アブー・アリーからハンバリー派フィクフを学んだ。321年頃、バグダードからダマスカスに移住し、334年そこで亡くなる。

アル＝ヒラキーはハンバリー派の多くの作品を著したと言われるが、書物を保管していた家が焼失したため、後世まで残ったには『綱要』だけである。cf., Ibn al=Bannā, *Kitāb al=Muqni' fī Sharḥ Mukhtaḥar al=Khiraqī* ('Abd al='Azīz bn Sulaimān bn Ibrāhīm al=Bu'aimī, Dirāsa wa Taḥqīq), vol.1, Riyāḍ, 1993, pp.27-52 (解説).

(2) Muwaffaq al=Dīn 'Abd Allāh Ibn Qudāma (d.620)

ムワッファク・アル＝ディーンは541年、エルサレム近郊のジャンマーイールに生まれる。551年頃、十字軍戦争の戦火を逃れて一家でダマスカスに移住する。クダーマ家はハンバリー派の学者一家であった。彼は先ず父についてイスラーム学を学んだが、彼の兄アブー・ウマル

(d.607)、従兄弟アブド・アル＝ガニー（d.600）も高名な学者であった。

560年にはムワッファク・アル＝ディーンはバグダードに赴き、従兄弟のアブド・アル＝ガニーに学び、またアブド・アル＝カーディル　アル＝ジーラーニー（d.562）からハンバリー派フィクフを学んだ。バグダードに4年間滞在した後、ダマスカスに戻り、567年には再度バグダードを訪れ、1年の滞在の後にダマスカスに帰り、574年にはマッカ巡礼を果たした。巡礼から帰国後、『大全』の執筆を開始し、同時にハディース、フィクフなどを講じ、620年、ダマスカスで没した。

イブン・タイミーヤ（d.728/1328）はムワッファク・アル＝ディーンを評して、「アル＝アウザーイー以降、ムワッファク・アル＝ディーン師以上にフィクフに通じた学者はシリアに現れなかった」と述べている。cf., Ibn Qudāma al=Muqaddasī, *al=Muqni'*, Bairūt, n.d., pp.5-9（序）.

(3) Sharaf al=Dīn Abū al=Najā Mūsā al=Ḥujāwī（d.968）

生年不詳、エルサレムからダマスカスに移住し、ダマスカスのハンバリー派のムフティーを務め、968年に同地で没した。生前からシリアのハンバリー派フィクフの最高権威であったが、彼の『説得（*al=Iqnā'*）』は後代のハンバリー派の基本文献となっており、サウディアラビアの第一次法源の一つでもある。cf., 'Abd al=Qādir bn Badrān al=Dimashqī, *op. cit.*, pp.441-442.［ハンバリー派フィクフ入門・注（35）参照］

(4) Manṣūr al=Bahūtī（d.1051）

生年不詳。エジプトのバフート出身。ハンバリー派フィクフの当代随一の権威であり、彼の許にはシリヤ、エルサレム、ナジュドからもハンバリー派の学生が参集した。

『満足を求める者の糧』に対する彼の注釈『新緑の牧場』の他にも、上記のアル＝フジャーウィーの『説得』に対する彼の注釈『覆面の開示者（*Kashshāf al=Qinā'*）』、及びal=Fatūḥī（d.972.h）の『願望の終点（*Muntahā al=Irādāt*）』に対する彼の注釈が『願望の終点・注釈』もサウディアラビアの第一次法源となっている。al=Bahūtī, al=Rauḍ al=Murbi', al=

Qāhira, n.d., pp.11-12(解説). [ハンバリー派フィクフ入門・注(35)参照]

(5) 'Alā' al=Dīn 'Alī al=Mardāwī (d.885)

817/1414年パレスチナのマルダーに生まれ育ち、838年頃ダマスカスに移住し多くの師について学び、後にカイロに赴き、再びダマスカスに戻り、885年に同地で亡くなる。カーディー(裁判官)を務めたが、晩年には職を辞した。生前からイスラーム世界全土に彼の著作は流布し権威と認められていた。ハンバリー派の「検定者(muḥarrir)」、「精査者(munaqqiḥ」とも呼ばれる。cf., 'Alā' al=Dīn Abū al=Ḥasan 'Alī bn Sulaimān al=Mardāwī, *al=Tanqīḥ al=Mushbi'*, al=Qāhira, 1406, pp.13-16(解説).

(6) 'Abd al=Raḥmān bn Qāsim al=Najdī (d.1972 a.d.)

1312/1901年、リヤド近郊のアル＝ビールで生まれる。マッカの政府出版局、リヤドのサウディ図書館で、古典の校訂、出版等の監修を務めたが、定年後著述に専心し、1392/1972年に没する。

ハンバリー派フィクフの作品としては他にも『裁定の諸原則(*Uṣūl al=Iḥkām*)』と彼自身によるその注釈『裁定の諸原則の裁定(*Iḥkām Uṣūl al=Iḥkām*)』(全4巻)がある。現代のナジドの代表的ハンバリー派フィクフ学者の一人。cf., al=Najdī, *Ḥāshiya al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, n.p., 1992, pp.3-6, *Mu'jam al=Kuttāb wa al=Mu'allifīn fī al=Mamlaka al='Arabīya al=Sa'ūdīya*, al=Riyāḍ, 1993, p.122.

(7) Wahba al=Zuḥailī

現代のフィクフ学者。ダマスカス大学シャリーア学部・法学部教授、アラブ首長国連邦大学シャリーア学科長。

フィクフの領域の主な業績としては『イスラームのフィクフとその典拠(*al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu*)』、『イスラームのフィクフにおける戦争の法的効果(*Āthār al=Ḥarb fī al=Fiqh al=Islāmī*)』、『新文体のイスラームのフィクフ—社会行為、刑法、聖戦、司法、立証法(*al=Fiqh al=Islāmī fī al=Uslūb al=Jadīd - al=Mu'āmalāt, al=Jināyāt, al=Jihād, al=Qadā', Ṭurq al=Ithbāt*)』(全4巻)、『イスラームのフィクフにおける保

証、或いは民事、刑事責任の諸規定（*Naẓrīya al=Ḍamān au Aḥkām al=Mas'ūlīya al=Madanīya wa al=Jinā'īya fī al=Fiqh al=Islāmī*）」、「イスラームのフィクフの立法化の努力（*Juhūd Taqnīn al=Fiqh al=Islāmī*）」等がある。その他、フィクフ基礎論、信条等に関しても多数の著作があり、また彼の「照明の釈義（*al=Tafsīr al=Munīr*）」（全30巻）は、現代における最大規模のクルアーン注釈書である。

(8) al='Allāma Ḥillī (d.726)

648年、イラクのアル＝ヒッラに生まれ、726年、同地で没する。12イマーム派・フィクフで「碩学（'Allāma）」と言えば彼を指す同派の大学者の一人。cf., al=Zerekly, *al-A'lam,* vol.2, p.227.

(9) Muḥmmad bn Makkī al=Shahīd al=Auwal (d.786)

734年レバノンのアーミルに生まれ、イラク、ヒジャーズ、エジプト、ダマスカス、パレスチナを遍歴。スルタン・バルクークの時代に12イマーム派の素性を隠してスンナ派フィクフを講じていたことが発覚し、1年間の入獄の後、処刑され、「最初の殉教者 al=Shahīd al=Auwal」と呼ばれるようになった。「ダマスカスの光明（*al=Lum'a al=Dimashqīya*）」は、獄中で余命1週間と知り、その間に書き上げ極秘で12イマーム派同胞に手渡したものである。cf., al=Zerekly, *al-A'lam,* vol.7, p.109, イブン・ザイヌッディーン著・村田幸子訳・解説「イスラム法理論序説」、岩波書店、1985年、519頁参照。

(10) al=Muḥaqqiq Ja'far bn al=Ḥasan al=Ḥillī (d.676)

602年、イラクのアル＝ヒッラに生まれ、6768年、同地で没する。12イマーム派フィクフの当代の最高権威。cf., al=Zerekly, *al-A'lam,* vol.2, p.123.

12イマーム派・フィクフで「鑑定者(muḥaqqiq)」と言えば、彼を指す。

Ⅰ.「礼拝の纏め」

1. al=Fatḥ al=Rabbānī, vol.5, pp.119-130
Aḥmad ‘Abd al=Raḥmā al=Bannā（d.1951）

「旅先では2つの礼拝をいずれかの定刻内に纏めることが許されることについて」章
第1節：ズフルとアスル、マグリブとイシャーゥの繰り上げと繰り下げの纏め

（1235）クライブの伝えるところ、イブン・アッバースの伝えるところ、彼イブン・アッバースは言った。「私があなたがたに礼拝中のアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の礼拝について話して聞かせようか」

我々が「はい」と言うと、彼は言った。

家に居るときに（南中を過ぎて）太陽が西に傾いた場合には、（旅に出るために乗用獣に）乗る前にズフルとアスルを纏められました。

家に居る間に太陽が西に傾かなかった場合には、アスルの時間になるまで進んでから、泊まってズフルとアスルを纏められました。

家に居るときにマグリブになれば、それ（マグリブ）とイシャーゥを纏められましたが、家にいる間に時間になれなければ（旅に出るために乗用獣に）乗り、イシャーゥの時間になると両者（マグリブ、イシャーゥ）を纏められました。

（1236）ムアーズ（ブン・ジャバル）の伝えるところ。

預言者—アッラーフが彼とその一統を祝福し平安を与え給いますように—はタブークの戦役において、（南中を過ぎて）太陽が西に傾く前に（旅に出るために乗用獣に）乗った場合にはズフルをアスルと纏めるまで遅らせ、両者を纏めて礼拝されました。（南中を過ぎて）太陽が西に傾い後で（旅に出るために乗用獣に）乗った場合にはズフルとアスルを

纏めて礼拝し、それから前進しました。マグリブの前に（旅に出るために乗用獣に）乗った場合にはマグリブをイシャーァウと共に礼拝するまで遅らせましたがマグリブの後で（旅に出るために乗用獣に）乗った場合にはイシャーゥを早めマグリブと共に礼拝されました。

(1237) アーイシャの伝えるところ、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は旅行中はズフルと遅らせアスルを早め、マグリブを遅らせイシャーゥを早められました。

第2節：ズフルとアスルの纏めに関する伝承

(1238) アナス・ブン・マーリクの伝えるところ。アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は（南中を過ぎて）太陽が西に傾く前に（旅に出るために乗用獣に）乗った場合にはズフルをアスルの定刻まで遅らせ、それから（乗用獣を）降りて両者（ズフル、アスル）を纏められました。（旅に出るために乗用獣に）乗る前に（南中を過ぎて）太陽が西に傾いた後であった場合にはズフルの礼拝をし、それから（乗用獣に）乗られました。

(1239) アブー・キラーバ　—彼は「私はただそれが彼に溯ったことしか知らない」と言う—　が伝えるところ、イブン・アッバースが伝えるところ、彼は言った。

彼がある場所に泊まり（他のヴァリアントでは、—旅に出てある場所に泊まり)、その場所が気にいれば、ズフルをアスルと纏めるまでズフルを遅らせた。進行中に良い場所に巡り会わなければ、場所が見つかるまでズフルを遅らせ、ズフルとアスルを纏めました。

(1240) ハムザ・アル＝ダビーの伝えるところ、私はアナス・ブン・マ

ーリクが（以下のように）言うのを聞いた。

アッラーフの使徒―アッラーフが彼とその一統を祝福し平安を与え給いますように―はどこでも泊まればズフルの礼拝をする迄は（乗用獣に）乗られませんでした。

彼は言う。ムハンマド・ブン・ウマルがアナスに「アブー・ハムザ、それは日中（niṣf al=nahār）でもですか」と尋ねると、彼は「たとえ日中でもです」と答えた。

第2節：マグリブとイシャーゥの纏めに関する伝承

（1241）ジャービル・ブン・アブド・アッラーフの伝えるところ。

アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は日没時にマッカを出発し、マッカから9マイルのサリファ（マッカ北部、アル＝タンゥィームの近郊の地）に着くまで礼拝されませんでした。

（彼から別の伝承経路で）預言者（アッラーフが彼とその一統を祝福し平安を与え給いますように）はサリファで日が暮れた時、マッカに着くまでマグリブの礼拝をされませんでした。

（1242）アブド・アッラーフ・ブン・ムハンマド・ブン・ウマル・ブン・アリーは、その父を経由して祖父から伝えるところ。

アリーは太陽が沈み暗闇になるまで前進してから（乗用獣を）降り、マグリブの礼拝をし、そのあとそれに続けてイシャーゥの礼拝をし、「私はアッラーフの使徒（アッラーフが彼とその一統と教友たちを祝福し平安を与え給いますように）がこのようになさるのを見た」と言った。

（1243）アブー・アル＝ズバイルの伝えることろ。彼は言った。

私がジャービルに「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はマグリブとイシャーゥを纏められましたか」と尋ねると、彼は

「はい。我々のアル＝ムスタリク族との戦いの時に」と答えた。

(1244) アムル・ブン・シャアイブがその父経由で祖父から伝えところ。

預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はアル＝ムスタリク族との戦いに際して2つの礼拝を纏められた。

(1245) アーフィウの伝えるところ、イブン・ウマル―アッラーフ、彼ら両名を嘉し給え―の伝えるところ。

彼は残照が消えた時にマグリブとイシャーゥの2つの礼拝を纏め、「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は旅路を急ぐときはこの2つを纏めておられた」と言った。(別のヴァリアントでは、―旅路を急ぐときは夜の4分の1（が経過する）まで両者を共に遅らせた」

(1246) アサド・ブン・アブド・アル＝ウザイユ族のイスマーイール・ブン・アブド・アル＝ラフマーン・ブン・ズワイブの伝えるところ。彼は言った。

我々はイブン・ウマルと共にアル＝ヒマーに出掛けた。日が沈んだ時、彼に対して「礼拝です」と言う勇気がなかった。終に地平線の残照が消え、イシャーゥ前の残光が消えた後で（乗用獣を）降り、我々を率いて3（ラクア）と2（ラクア）の礼拝を行われ、我々のほうを向いて、「私はアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がこのようになさるのを見た」と言った。

(1247) ナーフィウの伝えるところ。彼は言った。

イブン・ウマルは2回の礼拝を1度纏めた。彼の許にサフィーヤ・ビント・アビー・ウバイドについて彼女が病気であるとの便りが届いた。

そこで彼はアスルの礼拝を終えた後で重荷を残して（旅に出るために乗用獣に）乗り、旅路を急いだ。マグリブの定刻になったので彼の同行

者の一人の男が彼に話しかけ「礼拝です」と言ったが彼はその男に何も答えなかった。その後他の男が彼に話しかけたが、彼はその男にも何も答えなかった。その後更に他の男が彼に話しかけたが、すると彼は「私はアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が旅路を急ぐときには2つの礼拝を纏められるまでこの礼拝を遅らせられるのを見た」と言った。

（別の伝承経路で彼の伝えるところ）イブン・ウマルはサフィーヤを助けるように求められて前進し、その夜に夜が更けるまでに3夜（分）の行程を進んだ。私が「礼拝です」と言っても、彼は振り向きもせずに進み暗闇になるまで前進した。そこでサーリム、あるいは別の男、が彼に「夜になりました。礼拝です。」と言うと、彼は「使徒は旅路を急ぐときにはこの2つの礼拝を纏められた。私はこの2つを纏めようと思う。それゆえ前進せよ」と言い、残照が消えるまで進み、それから（乗用獣を）降りその2つを纏めた。

（1248）アブド・アッラーフ・ブン・マスウードの伝えるところ。彼は言った。

マグリブとイシャーゥを纏めて礼拝されたのと、当時ファジュルをその定刻以前に礼拝されたという、この2つの礼拝を除いて、アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が礼拝をその定刻外に礼拝されるの私は見たことがない。（別のヴァリアントでは）イブン・ヌマイルは「（『この2つの礼拝』の代わりに）2つのイシャーゥを、この2つを纏めて一緒に礼拝された」と言っている。

「雨などによる纏め」章

（1249）ジャービル・ブン・ザイドの伝えるところ、イブン・アッバースの伝えるところ、彼は言った。

アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はマディーナで危険があったわけでもなく、雨に降られたわけでもなくとも、ズフルとアスル、マグリブとイシャーゥを纏められたものでした。

イブン・アッバースは、「『それらなしに（危険があったわけでもなく、雨に降られたわけでもなくとも）』ということで、何を意図されたのでしょう」と尋ねられて、「彼のウンマ（宗教共同体）に重荷を負わせないことを意図されたのである」と答えた。

(1250) イブン・アッバースの伝えるところ、彼は言った。

アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はマディーナで住人であり旅行者でなかったにもかかわらず、7（ラクア）（マグリブの3ラクアとイシャーゥの4ラクアの纏め）、8（ラクア）（ズフルの4ラクアとアスルの4ラクアの纏め）の礼拝を行われたものであった。

(1251) アブド・アッラーフ［イブン・ウヤイナ］が我々に語ったところ、「父が私に語ったところ、スフヤーン（Ibn 'Uyaina, d.198）が言うには、アムル（Ibn Dīnār, d.126）が私に、ジャービル・ブン・ザイドがイブン・アッバースが（以下のように）言うのを聞いた、と語った」

私はアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）と一緒に、8（ラクア）（ズフルの4ラクアとアスルの4ラクアの纏め）と7（ラクア）（マグリブの3ラクアとイシャーゥの4ラクアの纏め）の礼拝を纏めて行いました。

彼は言った。

私が「アブー・アル＝シャウシャーゥ［ジャービル・ブン・ザイド］、彼はズフルを遅らせアスルを早め、マグリブを遅らせイシャーゥを早められたのでは、と思うのですが」と言うと彼は「私もそう思う」と言った。

「纏めた2つ（の礼拝）の間に随意礼拝を挟まぬ1回のアザーンとイカーマによる纏め」章

(1252) アブド・アル＝ラフマーン・ブン・ザイドの伝えるところ、彼は言った。

私はアブド・アッラーフ・イブン・マスウードの（礼拝の）纏めに同席した。彼は2つ（マグリブ、イシャーゥ）の礼拝を、両者の間に夕食を挟んで、それぞれにつきイカーマとアザーンを伴って礼拝しました。またファジュルの白んだ頃、―別の者の言うには、「ファジュルが昇った頃」、また更に別の者の言うには「まだ（ファジュルは）昇っていなかった」―ファジュルの礼拝を行いました。

彼が（続けて）言うには、アッラーフの使徒―アッラーフ、彼とその一統と教友たちを祝福し平安を授け給え―は「この2つ（マグリブとファジュル）の礼拝は、人々が夜が更け切るより前に（ya'timū）（礼拝の）纏めを急いで行わないようにと、この場ではそのふたつの（本来の）定刻からずらされたのであり、またファジュルの礼拝はこの時間である」と言われた。

(1253) アル＝ハカムの伝えるところ。彼は言った。

サイード・ブン・ジュバイルが我々の礼拝を先導し、1回のイカーマによってマグリブの3（ラクア）を纏め、―彼が言うには―それから平安を祈願し（礼拝を終え）、それからイシャーゥの2ラクアの礼拝を行い、「アブド・アッラーフ・ブン・ウマルがそのように行い『アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がそのように行われた』と述べた」と述べた。

(1254) アブー・アイユーブ・アル＝アンサーリーの伝えるところ。

預言者―アッラーフ、彼とその一統と教友たちを祝福し平安を授け給

え—は1回のイカーマでマグリブとイシャーゥの礼拝を行われたものでした。

(1255) イブン・ウマルの伝えるところ。

預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はマグリブとイシャーゥを纏めて礼拝し、マグリブの3（ラクア）、イシャーゥの2ラクアを1回のイカーマ（だけ）で礼拝されました。

(1256) サーリムがその父から伝えるところ。

アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は1回のイカーマでマグリブとイシャーゥの礼拝を行われ、両者の間にも、またどちらか一方の後にも（アッラーフの）称賛［礼拝］を行われませんでした。

(1257) ウサーマ・ブン・ザイドの伝えるところ。

アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はアル＝ムズダリファに近づくと（ラクダを）降りてウドゥーゥ（洗浄）を行い、念入りにウドゥーゥ（洗浄）を行われた後、イカーマが唱えられるとマグリブの礼拝を行われ、その後全員がそれぞれの宿営にラクダを休ませると、またイカーマが唱えられるとその礼拝を行われ、その両者の間には何も礼拝をされませんでした。

（これについて別の伝承経路で彼の伝えるところでは）彼は言った。

アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はアル＝ムズダリファに到着するまで（ラクダを）駆られ、そこでマグリブのイカーマを行うと、人々はそれぞれの宿営にラクダを休めたが、（鞍、荷物は）解かず、その後イシャーゥのイカーマが唱えられると礼拝し、人々は（鞍、荷物）を解いた。

（これについて別の伝承経路で彼の伝えるところでは）彼は言った。

アル＝ムズダリファに着くと、人々はマグリブの礼拝を行いそれ

から鞍を解き、私は彼を助け、それから彼はイシャーゥの礼拝を行われた。

「旅行中の付随（スンナ）礼拝の規定」章
第1節：旅行中のそこ遂行に関して伝える者について

(1258) イブン・ウマルの伝えるところ。彼は言った。

私は居住地と旅先（の双方）でアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）と共に礼拝した。居住地ではズフルは4（ラクア）とその後の（スンナの）2ラクアを礼拝され、アスルは4（ラクア）の礼拝を行われましたがその後には何もありませんでした。マグリブは3（ラクア）とその後の（スンナの）2ラクアを礼拝され、イシャーゥは4（ラクア）の礼拝を行われました。

旅先ではズフルは2ラクアとその後で（スンナの）2ラクアを礼拝され、アスルは2（ラクア）の礼拝を行われましたがその後には何もありませんでした。マグリブは3（ラクア）とその後の（スンナの）2ラクア、イシャーゥは2（ラクア）とその後の2ラクアでした。

(1259) ウサーマ・ブン・ザイドの伝えるところ。彼は言った。

私はターウースに旅行中の賛美（随意礼拝）について尋ねると、彼は言った。

かつてアル＝ハサン・ブン・ムスリム・ブン・ヤンナークが座っていたが、ターウースが聞いているところでアル＝ハサン・ブン・ムスリム・ブン・ヤンナークが話したところ、ターウースはイブン・アッバース（アッラーフ、彼ら両名を嘉し給え）から伝えて我々に（以下のように）語った。彼は言った。

アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は居住地と旅先の礼拝を義務として課された。居住地でその（義務の礼拝の）

前と後に礼拝するように旅先でもその前後に礼拝せよ。

ワキーウは言った。「1回。旅行中にはそれを礼拝せよ。」

(1260) アル＝バラーゥ・ブン・アーズィブの伝えるところ。彼は言った。

私は18回にわたって預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）と共に旅をしたが、彼がズフルの前の2ラクア（のスンナ礼拝）を行われなかったのを見たことは1度もない。

第2節：旅行中の奇数礼拝と深夜礼拝の推奨

(1261) イブン・アッバースの伝えるところ。彼は言った。

アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は旅先では礼拝は2ラクアと定められた（sanna)。それは完全な形であり、旅先での奇数（ラクア）礼拝（witr）はスンナである。

(1262) ジャービルの伝えるところ。

私はサーリム・ブン・アブド・アッラーフがイブン・ウマルから彼が(以下のように）言ったと語るのを聞いた。

アッラーフの使徒―アッラーフ、彼とその一統を祝福し平安を授け給え―は旅先では決して2ラクア以外の礼拝はなさりませんでした。但し夜には深夜の礼拝を行われました（yatahajjadu)。

ジャービルは言った。私はサーリムに「2人［預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）とイブン・ウマル］は奇数（ラクア）礼拝をなさりましたか」と尋ねると、彼は「はい」と答えた。

第3節：旅行中には随意礼拝が無いことに関して伝える者について

(1263) イーサー・ブン・ハフス・ブン・アースィムがその父から伝え

るところ。彼は言った。

我々はイブン・ウマルと出掛け義務の礼拝を行ったが、彼は自分の幾人かの子供の前で随意（礼拝）を行ってみせた。するとイブン・ウマルは言った。「私は預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ)、アブー・バクル、ウマル、ウスマーンと共に旅先で礼拝したが、彼らはその（義務礼拝の）前後で礼拝をなさらなかった。」イブン・ウマルは「しかしもし随意に行うことにしたなら、完遂する」と言った。

[別の伝承経路で彼が伝えるところ] 父は私に（以下のように）語った。彼は言った。

私はイブン・ウマルと旅に同行し、ズフルとアスルを2ラクア、2ラクアと礼拝した。それから彼の絨毯の方にに立ったが、人々がその後で賛美（随意礼拝）を行うのを見て、「彼らは何をしているのだ」と尋ねた。そこで私が「彼らは賛美（随意礼拝）をしているのです」と答えると、彼は「もし私がその前後に礼拝をするとすれば、それを完遂しよう。しかし私は預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が（天に）召されるまで彼に同行しましたが、彼は（義務礼拝の）2ラクアに（随意礼拝を）増し加えられませんでした。またアブー・バクルにも彼が（天に）召されるまで（同行した)。彼もその2（ラクア）に増し加えず、ウマルもウスマーンも同様でした。

2. *Mukhtaṣar al=Khiraqī* (in *al=Mughnī*), vol.3, p.127
al=Khiraqī (d.334)

◎「273－問題」の句は *al=Mughnī* の校訂者による付加。*Mukhtaṣar al=Khiraqī* には「礼拝の纏め」の章はなく、ここの訳出したのは、「旅行者の礼拝」章の中の礼拝の纏めに関わる部分である。

273－問題；彼（アル＝ヒラキー）は言う。：[旅人が出発を望んでいるときにズフルの時間を迎えた時には、その礼拝を行ってから出発する。もしアスルの時間を迎えたならその礼拝を行う。同様にマグリブも、後のイシャーウも。もし道中にあり、最初のものを後の時間まで遅らせたいと思えば、それは許される。]

3. *al=Mughnī,* vol.3, pp.127-141.
Ibn Qudāma（d.620）

273－問題；彼（アル＝ヒラキー）は言う。：[旅人が出発を望んでいるときにズフルの時間を迎えた時には、その礼拝を行ってから出発する。もしアスルの時間を迎えたならその礼拝を行う。同様にマグリブも、後のイシャーウも。もし道中にあり、最初のものを後の時間まで遅らせたいと思えば、それは許される。]

簡単に言うと、「学者の多くの意見によると旅行中は2回の礼拝をどちらか一方の時間に纏めることが許される」、ということである。

これが伝えられている者には、サイード・ブン・ザイド、サアド、ムアーズ・ブン・ジャバル、アブー・ムーサー、イブン・アッバース、イブン・ウマル（らの教友）らがいる。またターウース（d.106）、ムジャーヒド(101/2/3/4)、イクリマ(d.107)、マーリク、アル＝サウリー(d.161)、アル＝シャーフィイー、イスハーク（Ibn Rāhwaih, d.238）、アブー・サウル（d.240）、イブン・アル＝ムンズィル（d.309）がこの説を取る。

ズライク・ブン・ハキーム（d. ？）の甥スライマーンが以下のように語ったと伝えられている。

ナーイラ・ブン・ラビーア（d. ？）とアブー・アル＝ジンナード（'Abd Allāh bn Dhakwān, d.130）とムハンマド・ブン・アル＝ムンカディル（d.130/1）、サフワーン・ブン・スライム（d.132）が、我々

マディーナの長老のもとにやってきた。そこで我々は彼等の宿舎を訪ねたところ、彼等は出発するところで、太陽が南中を過ぎたときに彼等はズフルとアスルを一緒に礼拝しました。ついで我々はモスクに行きましたが、そのときにズライク・ブン・ハキームが人々ためにのズフルの礼拝を執り行なっていました。

アル＝ハサン（d.110）、イブン・シーリーン（d.110）、自由推論学派（aṣḥāb al=ra'y）の徒は、「アラファの日（巡礼月9日）のアラファでとムズダリファの夜（巡礼月10日）のムズダリファで以外には、（2回の礼拝の）『纏め』は許されない」、と言う。これはイブン・アル＝カースィム（d.191）の伝えるマーリクの見解であり、彼の採る説である。彼らは、「（礼拝の）定刻（mawāqīt）は「大多数の伝える伝承（tawātur）」によって確定されているのであるから、一つだけの伝承によって、それ（定刻）を無視（tark）してはならない」と論ずる。

我々（ハンバリー派）には（典拠として以下の）ナーフィウ（d.117）によるイブン・ウマルの伝承がある。

彼（イブン・ウマル）は、道を急ぐ（jadda bi-hi al=sair）ときは「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は道を急ぐときはこの2つを纏めて行われました」と言いながら、マグリブとイシャーァを纏めて行っていました。

またアナスも次のように言ったと伝えられている。

アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、旅に出る前に日が傾いた時には、先ずズフルの礼拝を行ってから鞍に乗りました。（アル＝ブハーリー、ムスリム）

またムスリムが預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）から伝えるところによると、預言者は急ぎ旅の際には、ズフルをアスルの時間まで遅らせ、両者を纏めて礼拝し、またマグリブを遅らせ、残照が消えたときにマグリブとイシャーゥを纏めて礼拝されました。

ムアーズ・ブン・ジャバル、イブン・アッバースも（礼拝の）「纏め」を伝えているが、この二人の伝えるハディースについては後述する。

彼ら（「礼拝結合」不認可論者）の「我々は『大多数の伝える伝承』」を無視しない」との議論には、「我々はそれを無視しているわけではなく、それを「特化（takhṣīṣ）」しているだけである」と答える。

「大多数の伝える伝承」の真正な伝承による特化は、イジュマーゥによって認められている。クルアーンですら、一人（の伝承者だけ）の伝える伝承によって特化することがイジュマーゥによって認められている。それならスンナのスンナによる特化すること（が認められること）はなお更である。これは非常に明らかである。

またもし、「これらの伝承にある『纏め』とは、先の礼拝を後の礼拝の定刻の最後に行い、後の礼拝をその時間の定刻の最初に行うことを意味する」と言うなら、我々は「それは2つの点で誤りである」と言う。

第1に、後述するように伝承は「預言者が2つの（礼拝の）時間のいずれかに両者を纏められたものである」とはっきり明言している。アナスの言葉でも「ズフルをアスルの時間まで遅らせ、その後（鞍を）降りて、両者を纏めて礼拝し、またマグリブを遅らせ、残照が消えたときにマグリブとイシャーゥを纏めて礼拝されました」となっており、（論敵による）この解釈は誤りである。

第2に、「纏め」とは（義務）軽減措置（rukhṣa）であるということである。もし彼らが言う通りであったとすれば、（逆に）それは各礼拝を各々の定刻内に行うよりも困難で厄介である。なぜなら各礼拝をその定刻内に行う方が、先の（礼拝）時間をそれ（礼拝）を行うだけの時間を残すことによって双方の時間の両端を厳守するより、楽だからであるう。

この問題を熟考すれば、それが我々が述べた通りであるのが分かる。

またもし「纏め」がそのようなもの（論敵の言う通り）であれば、アスルとマグリブ、イシャーゥとスブフ（ファジュル）を纏めることも許される。ところがそれが禁じられていることに関しては、ウンマ（イスラーム共同体）の中に異論は存在しないのである。

それゆえ伝承を、先ず頭に浮かぶ意味にとって実践する方が、このような牽強付会に優る。アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉に対してそのようなこと（牽強付会）は慎まれる（べきである）。

この結論が出たとすれば（次に問題に移るが）、アル＝ヒラキーの言葉の意味するところは「先の（礼拝の）定刻内に旅行中であれば、後の定刻まで遅らせた後でその2つを纏める場合にのみ『纏め』は許される」ことであるのか。アル＝アスラム（d.260～）はアフマドからこれ（が彼の説であったこと）を伝えている。またサアド、イブン・ウマル（ら教友）、イクリマ（d.107）からも上記の2つの伝承を根拠としたこれに類する説が伝わっている。

一方アフマドからは、第2の礼拝を第1（の礼拝の）の時間への繰上を許可したとも伝えられている。そしてこちらが正しく、ハンバリー学派の多くがこの立場である。アル＝カーディー（Abū Ya'lā, d.458）は言う。「第一（のやり方、つまり繰り下げ）がより良く（faḍīla）推奨される（istiḥbāb）が、もし2つの（礼拝の）うちの早い方の定刻内に（繰上げて）2つの礼拝を纏めて行いたいと欲しても、許される。それはその者が停留していようと、移動中であろうと、あるいは「（礼拝の）短縮」を妨げない（日数の）宿泊で町に滞在していようともである。

これは以下のムアーズ・ブン・ジャバルの伝える伝承に基づき、アターゥ（d.126）とマディーナ学派の大半、アル＝シャーフィイー、イスハーク（Ibn Rāhwaih, d.238）、イブン・アル＝ムンズィル（d.309）の採る説でもある。

我々はアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）と共にタブーク遠征に出かけました。（使徒は）日が傾く前に鞍に乗られる時には、ズフル（の礼拝）を遅らしアスル（の礼拝時間）に纏め、2つを合わせて礼拝され、日が傾いた後で鞍に乗られる時には、ズフルとアスルの礼拝を纏めて行い、それから出発されました。また日没前に鞍に乗られる時には、マグリブの礼拝を遅らせ、イシャーゥの礼拝と共にを行われました。日没後に鞍に乗られる時にはイシャーゥの礼拝を早められ、マグリブの礼拝と共に行われました。

アブー・ダーウードとアル＝ティルミズィーがこれを伝えているが、アル＝ティルミズィーは、これが正しい（ḥasan）ハディースであると述べている。

またイブン・アッバースは預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)から、ズフルとアスルについてこれに類することを伝えている。またこれはアル＝ブハーリーとムスリムが共に（そのハディース集に）収録しているとも言われる。

これ（らのハディース）は争点についての明快（な回答）となっている。またマーリクは『踏み均された道（*al=Muwaṭṭa'*）』の中でアブー・アル＝ズバイル（d.126）からアブー・アル＝トゥファイル（d.110）が、ムアーズがアブー・アル＝トゥファイルに、以下のように述べた、と伝えている。

彼らはアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）と共にタブーク遠征に出かけたが、アッラーフの使徒はズフル（の礼拝）とアスル（の礼拝）、マグリブ（の礼拝）とイシャーゥ（の礼拝）を纏めておられた。―ムアーズが続けて言うには―ある日は礼拝を遅らせ、それから外に出てズフルとアスルを纏めて礼拝され、その後（一旦）中に入り、それからまた外に出てマグリブとイシャーゥ

を纏めて礼拝されました。

イブン・アブド・アル＝バッル（マーリキー派、d.463）は、これは伝承者の連鎖の証明されている真正なハディースである、と述べている。また預言者の伝記作家たちによるとタブーク遠征はヒジュラ暦9年のラジャブ月のことである。

このハディースは、「旅程が困難な時以外には2つの礼拝を纏め（てはなら）ない」と言う者を論駁するのに、最も明瞭に論点を解明する最強の典拠である。というのは彼（使徒）は移動中ではなく停留し、自分のテントに居住しており、2つの礼拝を纏めて行い、またテントに戻られたからである。

このハディースをムスリムもその『正伝集』に収録しており、「アッラーフの使徒はズフル（の礼拝）とアスル（の礼拝）、マグリブ（の礼拝）とイシャーゥ（の礼拝）を纏めておられた」と述べている。

このハディースは、反対できる者がいない程に規範の導出（ḥukm）について確かで明白であるから、（規範導出の典拠として）採用されなくてはならない。

なぜなら「纏め」は旅の（義務）軽減措置の一つであり、「（礼拝）短縮」や「（靴）拭い」と同じく、移動の状態のみに特定されないからである。但し遅らせる方がより良い。なぜならそれは万全の措置（iḥtiyāṭ）となり、「纏め」を肯定する者の間の見解の相違を離れており、また全てのハディースを実践したことになるからである。

［節］：「纏め」は「（礼拝の）短縮」を許す旅以外では許されない。マーリクと、2つの説のうちの一つでのアル＝シャーフィーは、短い旅でも許される、と述べている。なぜならマッカの住人は、短い旅であるにも拘らず、アラファとムズダリファでも（礼拝を）纏めているからである。

我々の（論拠）は（la-nā）、それは旅行中の不便を除くために定めら

れた軽減措置であるから、「(礼拝の) 短縮」や3回の「(靴) 拭い」と同じく、遠距離の場合に限られる。またそれは崇拝行為を定刻から遅らせることであるからであり、それゆえ斎戒を解くことに殉ずるのである。(従ってラマダーンと同じく遠距離旅行に限られる) また「纏め」の典拠は預言者　の行為であるが、行為は (表意) 形式を有しない。それは一回限りの事例 (qadīya fī 'ain) に過ぎない以上、その類型以外については、その規定は確定されない。ところが預言者が遠距離の旅行以外で (礼拝を) 纏められたと (の事例) は伝えられていないのである。

[節]：雨を理由にマグリブとイシャーウ (の礼拝) を纏めることは許される。イブン・ウマルからそれが伝えられている。またウバーン・ブン・ウスマーン (d.105) マディーナの住民の間でそれを行い、またそれは (マディーナの) 7ファキーフ (いずれも第2世代の学者)、マーリク、アル＝アウザーイー (d.157)、アル＝シャーフィイー、イスハーク (Ibn Rāhwaih, d.238) の見解でもあり、マルワーン (Ibn al=Ḥakam, d.65)、ウマル・ブン・アブド・アル＝アズィーズ (d.101) からも伝えられている。

しかし自由推論学派はそれを許さない。

[節]：我々の (論拠としてあるの) は、アブー・サラマ・ブン・アブド・アル＝ラフマーン (d.94 or 104) が、「雨の日にはマグリブとイシャーゥ (の礼拝) の纏めがスンナである」と述べていることである。これはアル＝アスラム (d.260〜、アフマドの高弟) が伝えている。そしてこれはアッラーフの使徒のスンナに遡るのである。

ナーフィウ (d.117) は言う。「アブド・アッラーフ・イブン・ウマル (教友) は知事たちがマグリブとイシャーゥを纏めたときには纏めていました」

またヒシャーム・ブン・ウルワ (d.145/6) は、「私はウバーン・ブン・

ウスマーン（d.105）が雨の夜、マグリブとイシャーゥの2回の礼拝を纏めるのを見ました。そして彼がその2回の礼拝を纏めて行ったとき、ウルワ・ブン・アル＝ズバイル(d.94)、アブー・サラマ・ブン・アブド・アル＝ラフマーン（d.94 or 104)、アブー・バクル・ブン・アブド・アル＝ラフマーン（d.94）も彼と共にいましたが、彼等もそれを拒否しませんでした。彼等の時代（第2世代）には、彼等の間には反対者の（存在）は知られておらず、それはイジュマーゥであった。アル＝アスラム(d.260～）がこれを伝えている。

［節］：ズフルとアスルの「纏め」は許されない。アル＝アスラム(d.260～）が言うには、アビー・アブド・アッラーフ（アフマド）は、「雨にはズハルとアスルの『纏め』がありますか」と問われて、「いいえ、私は（そのような伝承の存在は）聞いていません」と答えたということである。これはアブー・バクル（al=Marwadhī，アフマドの高弟、d.274)、イブン・ハーミド（ハンバリー派、d.403）の採った説、マーリクの見解である。

アブー・アル＝ハサン・アル＝タミーミー（ハンバリー派、d.371）は、「これについては2つの説がある」と言っている。(雨の日のズハルとアスルの纏めは）問題ない、というのが一つの説で、これはヤフヤー・ブン・ワーディフ（d. ？）がムーサー・ブン・ウクバ（d.141）から、ナーフィウ（d.117）を経てイブン・ウマルから伝える「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ)はマディーナで雨の日にズフルとアスル(の礼拝）を纏められた」との伝承を典拠とし、アブー・アル＝ハッターブ(d.510）の説、アル＝シャーフィイー（派）の学説なのである。なぜならこれは「纏め」を許されたことを意味するからである。

我々の（論拠としてあるの）は、「纏め」の伝承経路の確定した典拠は、記述のアブー・サラマの言葉とイジュマーゥであり、マグリブとイシャーゥについてしか（「纏め」が許されると）言われていないという

ことである。彼等（許可論者）の（引用する）ハディースは（権威のある）「正伝承集」や「スンナ集」の書物には収録されておらず、真正（なハディース）ではないのである。アフマドの「私は（そのような伝承の存在は）聞いていません」との言葉は、それ（許可論者の引用するハディース）が無価値であることを示している。

またマグリブとイシャーゥ（の礼拝の纏めの許可）とのキヤース（類推）も正しくない。

なぜならばその双方（雨の日のマグリブとイシャーゥ）には暗闇と危険による問題（mashaqqa）があるからで、旅行との類推は（でき）ないからである。というのは旅行の問題は移動と同伴者の不在なのであるが、ここ（雨の日のマグリブとイシャーゥ）ではそれは（問題となら）ないからである。

［節］：「纏め」を許す雨は、衣服を濡らし、それによって外出が困難となる（だけの雨量の）ものである。但し霧雨、つまり服を濡らさない程度のわずかな雨では、許されない。またこれに関しては雪は雨に準ずる。なぜなら同じ意味があるからであり、雹も同様である。

［節］：単なるぬかるみ（雨を伴わない）については、アル＝カーディー（Abū Ya'lā, d.458）は、「我々の学派（ハンバリー派）は、『それ（ぬかるみ）は（「纏め」の）正当な理由（'udhr）となる。なぜならばそれによって雨によって生じるのと同様に、靴や衣服にマシャッカ（被害、不便、困難）（mashaqqa）が生じるからである。』と言う。」と述べている。またこれはマーリクの説でもある。

しかしアブー・アル＝ハッターブ（ハンバリー派，d.510）は、それ（ぬかるみ）は「纏め」を）許さない、との、アル＝シャーフィイーとアブー・サウル（d.240）の学説でもある別の意見を述べている。というのは雨は靴も衣服も濡らすけれども、ぬかるみはそれを濡らさないので、その（ぬかるみ）マシャッカは雨のマシャッカより小さいので、そ

れ（ぬかるみ）の雨との類推は正しくないから、というわけである。

第1の説がより正しい(aṣaḥḥ)。なぜならぬかるみは靴も衣服も汚し、また人が足を滑らす危険もあり、身体と衣服（の両方）に害が及ぶのであり、それは（単に）濡れることより重大だからである。またそれ（ぬかるみ）が金曜集合礼拝、集団礼拝の欠席の正当な理由であることについて、雨と等しい。それは両者が規範（導出）に関して(fī al=ḥukm)考量される（mar'īya）マシャッカ（被害、不便、困難）(mashaqqa)に於いて等しいことを示しているのである。

［節］：寒い闇夜の強風については、2つの見解がある。

第1は、「纏め」を許すというもので、アル＝アーミディー（Abū al=Ḥasan、ハンバリー派、d.468）が主張しており、これがより正しく、ウマル・アブド・アル＝アズィーズ（d.101）の説でもある。なぜならそれは以下のムハンマド・ブン・アル＝サッバーフ（d.227）の伝えるところを典拠に、金曜集合礼拝、集団礼拝の（欠席の）正当な理由であるからであるう。

スフヤーン（d.161）が我々に語ったところによると、イブン・ウマル（教友）が次のように述べたと、アイユーブ（d.131）がナーフィウ(d.117)から伝えている。

> アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の呼号者（礼拝の呼び掛けを行う者）は雨の夜、風の冷たい夜には、「自分の宿舎で礼拝せよ」と呼ばわったものでした。

これはイブン・マージャがムハンマド・ブン・アル＝サッバーフ(d.227)から伝えているのである。

第2の見解では、そのマシャッカ（被害、不便、困難）は雨によるマシャッカより小さいから、それ（纏め）を許さない、というものである。

しかしこの類推は正しくない。なぜならその（寒風による）マシャッカと雨によるマシャッカとでは(マシャッカの)種類が違い、両者には共通項がないため、一方を他方に関連づけることは正しくないのからである。

［節］：一人だけで「(礼拝の）纏め」が許されるか。あるいは自分の家からモスクまでの道が（何かの）陰になっていて雨に濡れない者、あるいはモスクに住んでいる者に（「纏め」が許されるか否かに）ついて2つの見解がある。

第1の見解は許可（説）である。なぜなら旅行と同じく、正当な理由('udhr) が存在すれば、それに関してはマシャッカ（被害、不便、困難）の存在と不在の状態は等しくなるからである。また「注文生産契約(salam)」や狩猟と家畜番のために犬の購入が、双方を必要としない者にも許されるのと同様に、一般的な必要が存在すれば、必要を有しない者についてもその規定は確証されるからであり、また預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ)が雨の日に(礼拝を)纏められたと伝えられているが、彼の住居とモスクの間の距離はいかほどもなかったからでもある。

第2は禁止（説）である。というのは「纏め」は、マシャッカの（存在の）ためにあるからで、マシャッカ（被害、不便、困難）の及ばない者は除き、マシャッカの及ぶ者にのみに該当するから。それは金曜集合礼拝、集団礼拝の不参加についての軽減措置が、大モスクやその近くの住民のようにマシャッカがない者でなく、マシャッカの生ずる者にのみ該当するのと同じでなのである。

［節］：病気を理由にも「纏め」は許される。これはアターゥ（d.126）、マーリクの説である。自由推論学派とアル＝シャーフィーは、許されない、と言う。なぜなら（礼拝の）時刻設定の諸伝承は確定的であるから、不確実な事柄によっては、無視され（てはなら）ないからである。

我々の（論拠としてあるの）は、「アッラーフの使徒（彼にアッラー

フの祝福と平安あれ）は、危険もなく、雨も降らない時にも、ズフルとアスル、マグリブとイシャーゥ（の礼拝）を纏められました」とのイブン・アッバースの伝承である。「危険もなく、旅行中でもなく」というヴァリアントもあり、双方ともムスリムが伝えている。

我々は、正当な理由なしには「纏め」は許されないということで合意している。アブー・アブド＝アッラーフ（アフマド）が、（この）イブン・アッバースの伝承について、「私の考えでは、これは病人と乳母のための軽減措置である」と述べたと伝えられている。スハイルの娘サフラとジャフシュの娘ハムナの二人が長血を患っている時、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がこの二人に、ズフル（の礼拝）を遅らしアスル（の礼拝）を早めるように命じられ、1回の沐浴（を行っただけ）で、その2回（の礼拝）を纏めて行ったことが、確実に伝えられている。

預言者はこの二人に長血を理由に「纏め」を許されているのである。それゆえ（礼拝の）時刻設定の諸伝承は、それについて「纏め」が許されることで我々が合意している諸形態によって限定を受けており、その中で、争点となっているものは、我々が既に述べたことによって限定されているのである。

［節］：「纏め」を許す病気とは、その（病気の）せいで、全ての礼拝をその各々の定刻に履行することによって、マシャッカ（被害、不便、困難）と衰弱が生じるものである。

アル＝アスラム（d.260〜、アフマドの高弟）は、以下のように述べています。

アブー・アブド＝アッラーフ（アフマド）は『病人は2つの礼拝を纏めますか』と質問されて、「もし（その病人が）衰弱しているならなら、それが彼に許されていることを、私は切に願います」と答え、それ以上（の答え）はできませんでした。

また我々が既に引用したハディースに基づき、長血を患う女性、失尿症、あるいはそれらに準ずる者にも「纏め」は許されている。アッラーフが最もよく御存じであられる。

［節］：病人は旅行者と同じく、繰上げと繰下げのどちらかを選ぶことができる。但し彼にとってどちらも同じであれば、旅行者について既に述べたように、繰下げがより良い。

雨による「纏め」については、最初の（礼拝の）定刻内にのみ纏める（ことが許される）。なぜならば先人たち（salaf）は最初の（礼拝の）定刻内にのみ纏めていたからであり、また最初の（礼拝）を後の（礼拝の）定刻に遅らすことは、マシャッカ（被害、不便、困難、苦痛）の随伴（luzūm），暗闇の外出、イシャーゥの定刻に入るまでのモスクでの長時間の待機を帰結するからである。また通常人々はマグリブで集まるのであり、その人々を2回の礼拝を纏めるために（イシャーゥまで）留め置くことは、それぞれの礼拝をその定刻に行うことより、より苦痛だからである。また正当な理由が、最初の（礼拝の）時間の終わるまでに消滅すれば、「（礼拝の）纏め」は無効になり、不可能になるからである。しかし人々が礼拝の繰下げを選んだなら、それは許される。

ムスタハッブ（好ましいこと）は最初の（礼拝）をその定刻の開始時より若干遅らせることである。雨天に2つの礼拝を纏めることについて質問され、アブー・アブド＝アッラーフ（アフマド）は、「然り。残照が消えるより前に、暗くなった時に2回の礼拝を纏めなさい。」と答えたとアル＝アスラムは述べている。

またイブン・ウマルもそのようにした。アル＝アスラム（d.260～）は、「アブー・ウサーマ（? Ḥammād, 201）は『ナーフィウ（d.117）から（の伝承）としてウバイド・アル＝アッラーフ（? Ibn al=Ḥasan, d.168）が我々に以下のように語った』と我々に語った」、と伝えている。ナーフィウが以下のように語った。

我々の朋輩は、雨の夜には、マグリブ（の礼拝）を遅らせ、イシャーゥを残照が消える前に早めました。その伝えるハディースをジャービル・ブン・ザイドから伝えているが、アムルは、「私はジャービルに、『アブー・アル＝シャウシャーゥ（ジャービル・ブン・ザイド）よ、私は預言者がズフル（の礼拝）を遅らせ、アスル（の礼拝）を早め、マグリブ（の礼拝）を遅らせ、イシャーゥ（の礼拝）を早めたのだと思うが』と言うと、彼も『私もそう思う』と言った」と述べている。

［節］：2つの考え方（wajh）の一つでは、（礼拝を）纏めることが許される条件の一つに「纏め」のニーヤ（意図）がある。もう一つ（の考えかたで）は、それは条件とならない。これはアブー・バクル（al=Marwazī, d.274）の説である。

そしてその条件付けには下位区分がある（al=tafrī‘ ‘alā ishtirāṭ-hi）。ニーヤ（意図）の場は「纏め」の違いにより異なる。

先の（礼拝の）定刻内に（礼拝を）纏める場合は、2つの考え方（wajh）の一つでは、その（ニーヤ）の「場（mauḍi‘）」は先の（礼拝の）イフラーム（礼拝の儀の開始、入斎）時である。なぜならばそれ（纏めのニーヤ）はそれ（纏め）が必要とするニーヤ（意図）であり、「（礼拝の）短縮」（の場合）と同じくイフラーム（入斎）の時点で（その存在が）必要視されるからである（u‘tubirat）。

もう一つ（の考えかたで）は、その「場」は先の礼拝の開始から、サラームまでである。そのどこであれ、その間にニーヤ（意図）を持てば、彼にはそれで間に合う。なぜなら「纏め」の「場」は、先（の礼拝）の最後（の行為）の終了から第2（の礼拝）の開始までだからであり、ニーヤ（意図）がそれに遅れなければ、彼にはそれで間に合う。もし第2（の礼拝）の定刻内に纏めるなら、ニーヤ（意図）の「場」は、第1（の礼拝）の定刻の始まりから、その（先の）礼拝を行うだけの時間を残す

までとなる。というのはもし（「纏め」の）ニーヤ（意図）なく、（先の礼拝を）それより遅らせば、それはカダーゥ（定刻を過ぎての履行）となり、「纏め」ではないからである。またニーヤ（意図）の時は、礼拝に間に合うだけの時間、つまり既述の通り1ラクア（屈身礼基本単位）、あるいはイフラーム（入斎）のために「アッラーフは至大なり」と唱えるだけの時間、を余すまで、とも考えられる。しかし我々の学派の採っているのは、第1（の説）であり、その（先の礼拝）履行が難しくなる限度を越えてそれ（先の礼拝）を遅らせることは禁止されている。

［節］：先の（礼拝の）定刻内に（礼拝を）纏める場合は、その2つの（礼拝の）連続の存在が必要視される。つまりごく僅かな時間以上に、両者（先の礼拝と後の礼拝）の間に間が空かないことであり、両者の間隔が長引けば、（その「纏め」は）無効になる。というのは「纏め（jam‘）」とは「（完全な）連続（mutāba‘a）」、あるいは「連結（muqārana）」（のいずれかを）を意味するが、「（完全な）連続」は無理である以上、「連結」しか残らないからである。

それゆえ両者の間に長い間をおくと、間をおいたのが眠りによってであれ、不注意によってであれ、用事によるのであれ、意図的にであれ、そうでなくであれ、その「纏め」は無効になる。なぜなら条件というものは、それなしには条件付けられたものは確定されないからである。それが僅かな時間であれば問題はない。というのはそれは防ぐことができないからである。そして（間が）僅かであるか、長いかは、常識（‘urf）と慣習（‘āda）によ（って決ま）るのであり、（シャリーアに）それ以上の定め（ḥadd）はないが、我々の学派の一部には、それ（許される時間）をイカーマ（礼拝開始の呼び掛け）とウドゥー（洗浄）（ができるだけ）の時間と算定している者もあるが、正しくはそれに決まりはないのである。なぜならシャリーアに算定（taqdīr）のないものについては算定の術はなく、保管（iḥrāz）、取得（qabḍ）、あるいはウドゥー（洗

浄)、タヤンムムが必要となるは何時か（といった問題）と同様に、それについては常識に委ねられるからである。

それ（纏め）を行うのに、間が長びかない範囲でなら（礼拝と礼拝の間に）簡単な会話を交わしても、その「纏め」は無効にはならない。

両者（先の礼拝と後の礼拝）の間にスンナの礼拝を行えばその「纏め」は無効になる。なぜなら礼拝によって、両者（先の礼拝と後の礼拝）を分断しているため、その「纏め」は無効になるのであり、それ（スンナ）以外の礼拝を行っても同様である。但し彼（アフマド）については「それ（スンナ等の礼拝による分断）はウドゥー（洗浄）を行うのと同じく僅かな中断であるので、（その「纏め」は）無効にならない」（と述べた）とも（伝えられている）。

もし第2（の礼拝）の定刻内に纏めるなら、分断も許される。なぜなら第1の礼拝を行ったなら、第2の礼拝をその定刻内に行いさえすれば、（第2の礼拝の開始が第1の礼拝の終了後大幅に）遅れてもそれ（第2の礼拝の）が定刻内に履行されたことには変りがないからである。またそれには、「『纏め』の本質があるものを他のものに結合することにある以上、（『纏め』は）中断があっては成立しないのであり、「連続（mutāba'a）」が条件となる」との別の考えかたもあるが、第1（の説）がより優れている。なぜなら先の（礼拝）は、それが正しく行われた後では、その後に起きたなにものによっても無効とされることはなく、また第2（の礼拝）はその定刻内に行われたに他ならないからである。

［節］：先（の礼拝）の定刻内に（礼拝を）纏めるときには、先の礼拝の開始、その終了、第2（の礼拝）の開始の（全ての）時点で、（「纏め」を）許す正当な理由が存在することが必要視され、もしこの3つの時点のいずれか一つででも正当な理由が無くなれば「纏め」は許されない。それゆえ先（の礼拝）の途中で雨が止み、その後それが終わる前にまた降り始めた場合、あるいは第2（の礼拝）の途中で雨が止んだ場合

は「纏め」が許され、祖の（雨）の中断は（「纏め」の有効性に）影響を与えない。というのは正当な理由はニーヤ（意図）の時点に存在する（必要がある）のであるが、それ（ニーヤの場）は先（の礼拝）のイフラーム（入斎）の時点と、「纏め」の時、つまり先（の礼拝）の最後と第2（の礼拝）の開始時であるから、それら以外（の時点で）のその（正当な理由の）不在は問題にならないからである。

また旅行者については、先の礼拝の途中で逗留のニーヤ（意図）が生じたなら、（礼拝の）「纏め」と「短縮」は（共に）中断するが、彼には（第1の礼拝だけの）完遂が課される。そしてたとえ（再び）旅をニーヤ（意図）して（旅行者に）復帰しても、（その時点で）逗留している土地を離れるまでは負担軽減措置（tarakhkhuṣ）を採ること（礼拝の「纏め」）は彼には許されない。第2（の礼拝）のイフラーム（入斎）の後で逗留のニーヤ（意図）が生じた場合、あるいはその（第2の礼拝の）途中で彼を乗せた船がその祖国に入った場合には、雨の中断との類推から、（その「纏め」は）有効であり、それを完遂することが可能となる。アル＝シャーフィイーの一部の弟子たちは、シャーフィイー学派（の学説）の帰結はこうなる、と述べている。

また「纏め」が無効になり、随意（の礼拝）に変るとも考えられる。なぜならそれ（纏め）は旅行の負担軽減措置の一つであるから、（礼拝の）「短縮」や（靴の）「乾拭き（maṣḥ）」と同様にそれによって無効となるからである。というのはその（礼拝の）途中で条件が消滅するからで、それはその（礼拝の）他の諸条件（が消滅した場合）と同じだからである。（このケースは）2つの点に於いて雨の中断とは異なっている。第一にそれは礼拝の途中でそれが復帰する可能性がある点で、中断が完了しない。第2にそれ（雨の場合に）は我々の（今論じている）問題とは違って、（纏めを）許す正当な理由、つまりぬかるみが後に残るのである。第2の礼拝の途中で（病が）治癒し、正当な理由が消滅した病人も同様である。

第2（の礼拝）の定刻内に両者を纏める場合については、正当な理由がその（第2の礼拝の）定刻に入るまで残存していることが必要視される。病人が治癒する、あるいは旅行者が帰郷する、雨があがるなど、第1（の礼拝）の定刻内に（正当な理由が）消滅すれば、（負担軽減措置の）理由の消滅により、「纏め」は許されない。（正当な理由が第2の礼拝の）定刻に入るまで存在していれば、たとえ（定刻に入った後で）正当な理由が消滅しても（2つの礼拝を）纏める。なぜならその2つ（の礼拝）は彼にとって（fī dhimma-hi）2つの義務となり、彼はその双方共に履行する必要があるからである。

［節］：もし2つの礼拝が最初（の礼拝）の定刻内に履行された後、彼がその2つ（の礼拝）を済ませた後であってしかも第2（の礼拝）の定刻に入る前に正当な理由が消滅した場合には、第2（の礼拝）をその（本来の）定刻内に（再履行）することは彼には課されない。なぜならばその礼拝は彼の義務（mā fī dhimma-hi）を果たして（mujzi'a）有効に成立しいるので、彼はそれ（再度の礼拝）を免責されており（bari'at dhimma-hu min-hā）、その後ではその（再度の礼拝）の義務は負わない（lam tashtaghil al=dhimma bi-hā）のである。というのは彼は既に正当な理由のある状態で、その義務を果たしているからであり、その後ではその（正当な理由の）消滅によっても、それ（纏め）は無効とはならないからである。それは礼拝を終えた後で水を見付けた場合のタヤンムム（砂による清め）と同じで（そのタヤンムムによる礼拝は無効とならないので）ある。

［節］：先（の礼拝）の定刻内に纏めた場合、彼は後（の礼拝）の定刻にいる前に、その2つのうちの後の方（の義務の礼拝）のスンナ（の礼拝）、またウィトル（奇数回の礼拝）を行うことができる。なぜならスンナはそれ（後の義務の礼拝）に付属しており、その（後の義務の礼拝の）履行と定刻に従うからである。ウィトル（奇数回の礼拝）の定刻

はイシャーゥからファジュルまでであり、(纏めで) イシャーゥの礼拝を済ませれば、その (ウィトルの) 定刻にいった (ことになるのである)。

[節]:「纏め」の2つの礼拝のうち一つを一人のイマーム (導師) と共に礼拝し、他方を別ののイマーム (導師) と礼拝する、あるいは2つの礼拝のうち一つを (自分がイマームを勤め) 一人のマゥムーン (追随者) と共に礼拝し、他方を別のマゥムーン (追随者) と礼拝しても、それは有効である。

但しイブン・アキール (d.513) は以下のように述べている。

それは有効ではない。なぜならイマーム (導師) とマゥムーン (追随者) の双方とも、彼 (の存在) によって (初めて)「纏め」が完成する要素 (man yatimmu bi-hi al=jam') であり、その変化は許されず、正当な理由 (の継続が「纏め」の条件となるの) と同様に、その継続が条件とされる以上、それが2つの礼拝に間を通じて継続していることが条件となるからである。

我々の根拠は以下の通りである (la-nā)。

全ての礼拝には各個の規定 (ḥukm nafs-hā) があり、またそれはそのニーヤ (意図) により独立している (munfarida) のであるから、纏められたのでない2つ (の礼拝) の場合と同様に、イマーム (導師) の一致は条件とならず、マゥムーン (追随者の一致) も (条件とな ら) ないのである。また彼 (イブン・アキール) の「イマーム (導師) とマゥムーン (追随者) の双方とも、彼 (の存在) によって (初めて)『纏め』が完成する要素である」との言葉は正しくない。なぜなら病人と旅行者には一人だけで (礼拝を) 纏めることが許されており、また2つの考え方のうちの一つでは雨天の場合も (一人だけで礼拝を纏めることが許されているの) だからである。そしてたとえ我々が「雨天の『(礼拝の) 纏

め』は集団ででなければ有効とならない」と言うにしても、「それ（の存在）によって（初めて）『纏め』が完成する要素（alladhī yatimmu bi-hi al=jam‘）」は「集団」であって、イマーム（導師）、マゥムーン（追随者）その人ではなく、（イマームとマゥムーンが変っても）「集団」に瑕疵が生ずるわけではないのである。

また既に述べた通り、マゥムーン（追随者）が（自分だけが）「纏め」をニーヤ（意図）し、「纏め」をニーヤ（意図）していないイマーム（導師）に追随し、イマーム（導師）がタスリーム（平安祈願）をし（第一の礼拝を終え）た後で、（そのマゥムームが一人で）第2（の礼拝）を行うことは可である。というのは我々（ハンバリー派）は正当な理由があれば彼（マゥムーム）が、（一つの）礼拝の途中にそのイマーム（導師）から離れ（て一人で行う礼拝に切り替え）ることを認めている以上、2つの礼拝に於いては尚更（イマームの変更が認められるべき）であるからである。そして二人のニーヤ（意図）は第1の礼拝の時点では異ならないからである。彼はただそれ（第1の礼拝）以外のところ（第2の礼拝開始の時点）で一つの行為（別のイマーム、マゥムーンとの礼拝）を行うことをニーヤ（意図）しただけなのである。

それは旅行者が先の礼拝に於いて第2の礼拝の完遂をもニーヤ（意図）した場合と類似しており、また旅行者が居住者たちの間で（イマームを務めて）礼拝を行い、彼等と共に第1（の礼拝）を終えた後で立上がり、第2の礼拝を行う場合も同様であり、これらは許される。同じく「纏め」の2つの礼拝の一方を一人で行った後で人々の集団がやってきて、彼等が第2の礼拝を行う場合には、それ（第2の礼拝）に於いてイマームとなって彼らの礼拝を先導しても、マゥムームとして彼等の礼拝に追随することも許される。しかしイブン・アキールの説によるとこれらのどれも許されないことになってしまう。

4. *al=Muqni'*, pp.39-40
Ibn Qudāda (d.620)

◎「纏め」節は、「免責事由のある者の礼拝」章の一節。
「纏め」節

(1)遠距離旅行、(2)その状態で「纏め」を行わなければマシャッカ(苦痛、難儀)、消耗を生じる(重い)病気、(3)服を濡らす雨、の3つの事由(の一つ)があれば、ズフルとアスル、2つのイシャーゥ(マグリブとイシャーゥ)の(礼拝)をそのいずれか一つの定刻内に纏めて行うことが許される。但し雨による「(礼拝の)纏め」に関しては、2つのイシャーゥのみに限られるというのがより正しい説である(aṣaḥḥ al=wajhain)。またぬかるみ、激しい寒風によって、あるいは自宅で礼拝する者、その(現在地からモスクまでの)道がアーケードになっているモスクで礼拝する者に(礼拝の纏めが)許されるか否かについては見解が分かれる。

第1(の礼拝)を第2(の礼拝)の定刻に繰り下げるか、第2(の礼拝)を第1(の礼拝)の定刻に繰り上げるか、自分にとってより都合の良い方を行う。

第1(の礼拝)の定刻内の「纏め」には以下の3つの条件がある。

(第1に)その(第一の礼拝の)イフラーム(入斎、開始)の時点での「纏め」のニーヤ(意図)(の存在)。但しそのニーヤ(意図)は、その(第1の礼拝の)「平安祈願(礼拝の最終動作)」の前であれば間に合う、とも考えられる。

(第2に)その2つ(の礼拝)の間の間隔が、イカーマ(礼拝開始の呼び掛け)とウドゥー(洗浄)の時間以上に明かないこと。それゆえ(アフマドの説として伝わる)2つの伝承の一つでは、その2つ(の義務の礼拝)の間にスンナの礼拝を行えば「纏め」は無効になるという。

（第3に）2つの礼拝の開始の時点と第1（の礼拝）の「平安祈願（礼拝の最終動作）」の時点で（「纏め」が許される）許認免責事由が存在すること。

第2（の礼拝）の定刻内に「（礼拝の）纏め」を行う場合には、それ（第1の礼拝）を（第1の礼拝の定刻内に）完遂することが困難なほど（定刻の終りの）時間が迫らない範囲で第1（の礼拝）の定刻内に「纏め」をニーヤ（意図）し、（「纏め」が許される）許認免責事由が2つの礼拝のうちの第2（の礼拝）の定刻に入るまで存続していれば足り、それ以外に条件はない。

5. *al=Inṣāf,* vol.2, pp.334-347.
al=Mardāwī（d.885）

◎*al=Muqni'* 本文は *al=Inṣāf* の中では、|彼の言葉：「…」| という形で示されているが、本稿ではより明瞭に区別できるように、*al=Muqni'* と書名を補い、*al=Muqni'* の言葉には下線を付し、|彼の言葉（*al=Muqni'*）：「…」| とした。
◎*al=Inṣāf* 内の *al=Muqni'* 本文は、可能な限り、3. *al=Muqni'* と同じ訳になるよう努めたが、アラビア語と日本語の語順の違いから、同一の訳だと意味を取り違える恐れがある場合にのみ、適宜訳し変えた。
◎*al=Inṣāf* には多くのハンバリー派フィクフ文献が挙げられているが殆どが略称であり、著者名も省かれている。本書では出来る限り、著者名と没年を（ ）内に付記するよう努めた。書名は、主として Ibn Ḥamī al=Makkī の *al=Durr al=Munaḍḍad fī Asmā' Kutub Madhhab al=Imām Aḥmad*、Ibn Badrā の *al=Madkhal ilā Madhhab al=Imām Aḥmad bn Ḥanbal*、Sālim 'Alī al=Thaqafī の *Mafātīḥ al=Fiqh al=Ḥanbalī* 等、'Abd Allāh al=Turkī & 'Abd al=Fattāḥ al=Ḥilw（ed.）、*al=Muqni'* - *al=Sharḥ al =Kabīr al=Inṣāf* の書名索引等を参照して同定した。al=Bulgha には Ibn

al=Jauzī(597)の *al=Bulgha fī al=Fiqh*、al=Ḥusain bn al=Mubārak(d.631)の *al=Bulgha fī al=Fiqh*、al=Fakhr Ibn Taimīya (d.622) の *Bulgha al=Sāghib wa Bughya al=Rāghib* 等があるが、ここではal=Fakhr Ibn Taimīya (d.622) の *Bulgha al=Sāghib wa Bughya al=Rāghib* と同定した。また *al=Wajīz* には'Abd Allāh al=Zurairānī (d.729) の *al=Wajīz* とal=Ḥusain al=Dujailī (d.732) の *al=Wajīz* があるが本書ではal=Dujailī (d.732) の *al=Wajīz* とした。また *al=Khulāṣa* にはAs'ad bn al=Munajjā (d.606) の *al=Khulāṣa* とAbū al=Barakāt 'Abd al='Azīz al=Qurashī (d.846) の *al=Khulāṣa* があるが、ここではAs'ad bn al=Munajjā (d.606) の *al=Khulāṣa* と同定した。

彼の言葉 (*al=Muqni'*)：「『纏め』についての章。また3つの事情によってズフルとアスル、2つのイシャーゥは、その一方の定刻内に纏めることが許される。(その第1は) 長距離の旅行。」

学派 (ハンバリー派) の正説 (ṣaḥīḥ) は、旅行中の「纏め」の許可には、その期間が「(礼拝) 短縮」の期間と同様であることが条件とされており、(ハンバリー派) 同学はこの説を取る。但し、「短距離の旅行でも『纏め』が許される」とも言われ、*al=Mubhij* (Abū Faraj 'Abd al=Wāḥid al=Muqaddasī al=Shīrāzī, d.486) では、(その著者が) これ (許可説) を延べ、両説を併記している (aṭlaqa humā)。

[解説 (tanbīh)]：著者 (イブン・クダーマ) の言葉「『纏め』が許される」は、それがムスタハッブ (推奨行為) でないことと解釈されるが、その通りであり、それ (纏め) を行わないことがより良い、というのが学派の正説であり、(ハンバリー派) 同学の大半がこの説を採っている。アル＝マジド ('Abd al=Salām Ibn Taimīya, d.652)、*Majma' al=Baḥrain* (Muḥammad bn 'Abd al=Qawī al=Nāẓim, d.699) の著者はこの

ようにのべており、（アフマド祖師も）それを明言しており（Naṣṣa ‘alai -hi）、*al=Furū‘*（Shams al=Dīn Muḥammad bn Mufliḥ, d.763）などの中でも、これを先に挙げている（qaddama）。しかしアラファとムズダリファでの「纏め」と同じく「纏める方が勝る」とも（アフマド祖師の言葉として）伝えられており、（ユースフ）アブー・ムハンマド・アル＝ジャウズィー（Muḥyī al=Dīn Ibn al=Jauzī, d.656）はこちらを選択している。また（アフマド祖師の言葉として、どちらが良いかについて）判断を保留したとも伝えられている。

彼の言葉（*al=Muqni‘*）：「その一方の定刻内に」

学派（ハンバリー派）の正説では、後（の礼拝）の定刻と同様に先（の礼拝）の定刻内に纏めることが許される。（ハンバリー派）同学の大多数がこの説を採っており、アル＝ザルカシー（al=Zarkashī, d.772）は、「これは学派（ハンバリー派）の通説であり、また実践されている」と述べている。*Majma‘ al=Baḥrain* の中で（その著者は）「これはアフマド祖師から伝わる通説である」と述べている。*al=Wajīz*（al=Ḥusain al= Dujailī, d.732）などでは、こう断定しており、*al=Furū‘* などでも、これを先に挙げている。

一方、先（の礼拝）の定刻中に移動中（sā’ir）であった場合には後（の礼拝）の定刻内でなければ旅行者の「纏め」は許されないとも言われる。アル＝ヒラキーはこの説を選択しており、イブン・タミーム（Ibn Tamīm, d.675）などはそれを伝承（riwāya）として伝えている。（ハンバリー派）同学の一部はそれをムスタハッブ（推奨）と解釈しており、al=Ḥawāshī（? Shams al=Dīn Muḥammad bn Mufliḥ, d.763, or Ibn Qundus al=Ba‘lī, d.861, or Aḥmad Ibn Naṣr Allāh, d.844）もそう述べている。

また「纏め」が無条件に許されるのは、移動中の者だけである、とも言われる。イブン・アビー・ムーサー（d.470）は、「学派（ハンバリー

派）の最有力説は、『纏め』の形態は先の（礼拝）をその定刻の最後に行い、後の(礼拝)をその定刻の最初に行うことである」と述べている。・

またアル＝シャイフ・タキー・アル＝ディーン（Aḥmad Ibn Taimīya, d.728）は、「旅行における2つの礼拝の纏めは、必要な場合に限られており、(礼拝)短縮とはちがって旅行における無条件な義務軽減措置(rukhaṣ）の一つであるわけではない」と述べている。また彼は、「雨に際して後（の礼拝）の定刻内に（礼拝を）纏めることが許されるか否かについては、2つの意見がある。なぜなら我々はその時まで雨が続くのかを知ってはいないからである。」とも述べている。

また「長血を患う女性の（礼拝の）『纏め』は、後（の礼拝）の定刻内においてのみ有効である」とも言われ、*al=Ri'āya*(Ibn Ḥamdān, d.695)、これを述べている。

［解説］：彼の言葉「長距離の旅行」は字義通りには、マッカの住人及び、その近隣の住民には、アラファ、ムズダリファ、ミナーでの『纏め』は許されないことを意味するが、それは正しく、またそれが（ハンバリー派の）学説であり、（アフマド祖師も）それを明言しており（ハンバリー派）同学の大半がこの説を取っている。しかしアブー・アル＝ハッターブ（Abū al=Khattāb, d.510）の *al='Ibādāt al=Khams*(但し *Mafātīḥ al=Fiqh al=Ḥanbalī* によると、*al='Ibādāt al=Khams*の著者は Ibn Hubaira al=Wazīr（d.560）である。cf., *ibid,* vol.2, p.86）に於いて、またこの著者（イブン・クダーマ)、アル＝シャイフ・タキー・アル＝ディーンは彼等にも「纏め」が許されるとの説を選択しているが、それについては少し前に（礼拝）「短縮」の章で既に述べた通りである。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「それに関して『(礼拝の）纏め』を行わないことでマシャッカ（難儀）と弱体が生ずる病気」

病気に際しては条件付きで『(礼拝の) 纏め』が許されるというのが、学派 (ハンバリー派) の正説 (ṣaḥīḥ) であるが、アブー・アル＝フサイン (Ibn al=Qāḍī Abū Ya'lā, d.526) がその *al=Tamām* の中で、またイブン・アキール (Ibn 'Aqīl, d.513) がそのように述べている。

また一部の者は、「(その病人が) もし (礼拝を) 立たないで済ますことが許されるようなら、彼には (礼拝の)『纏め』も許されるが、さもなければ (許され) ない」と言う。

[付言 (fawā'id)]：1. (min-hā) 汚れが夥しくともマシャッカ (難儀) があれば、病気によって「(礼拝の)纏め」が許される。これは学派 (ハンバリー派) の正説であり、(アフマド祖師も) それを明言している。しかし *al=Wasīla* ('Abd al=Ḥalīm Ibn Taimīya, d.682) には、許されない、との伝承が記されており、またこの著者 (イブン・クダーマ) らの言葉を字義通りに取ればこうなる。アブー・アル＝マアーリー (As'ad bn al=Munajjā, d.606) は、「それは病人と同様である」と述べている。

2. (min-hā) 全ての礼拝について清め (ṭahāra) もタヤンムムもできない者についても、

「(礼拝の) 纏め」が許される。*al=Ri'āya*、*al=Furū'* でも、そう断定している。

3. 長血を患う女性やそれに準ずる者には、「(礼拝の) 纏め」が許される、というのが、学派 (ハンバリー派) の正説であり、(アフマド祖師も) それを明言している。しかし許されないとも言われる。また彼 (アフマド祖師) から、「そのために沐浴を行っていれば許されるが、さもなければ (許され) ない」と (の伝承) も。また彼女については後 (の礼拝) の定刻内にしか「纏め」が許されない理由については既に述べた。

4. 盲人などの時刻を知ることの出来ない者にも「(礼拝の) 纏め」が許される。al=Ri'āya には、(その著者が)「それを示唆する (auma'a ilai-hi)」と述べている。

5.「用事や、自分の生命、名誉、財産などへの (被害の) 不安のような

集団礼拝と金曜集合礼拝の不参加が許されるウズル（免責事由）がある者には、「(礼拝の）纏め」が許される（了)」と、*al=Ri'āya* などに述べられている

アフマドは、ムハマド・ブン・マシーシュ（Muḥammad bn Mūsā bn Mashīsh, d.289）の伝承について、「定住者の『(礼拝の）纏め』は、病気や用事のような必要からであれば」と述べている。

アル＝カーディー（al=Qāḍī Abū Ya'lā, d.458）は、「『用事（shughl）』の語で、私はそれによって集団礼拝と金曜集合礼拝の不参加が許される自分の生命、財産などへの（被害の）不安などのことを意図している」と述べている。

アル＝マジドはその al=Sharḥ（Sharḥ al=Hidāya）の中で、「アル＝カーディーのこの言葉は、集団礼拝と金曜集合礼拝の（不参加を許す）ウズル（免責事由）は全て、『(礼拝の）纏め』をも許すことを示している」と述べており、*Majma'* *al=Baḥrain* では、彼に従っている。またこの2人（アル＝マジド、Muḥammad al=Nāẓim）はアフマド祖師の言葉を字義通りに取れば、不安は「(礼拝の）纏め」を許す。例えば病気などであるが、生命の危機、財産が敵の手に落ちる不安などなら尚更である。」と述べている。*al=Furū'* とその注釈（*Sharḥ-hu, al=Maqṣd al=Munjiḥ li -Furū' Ibn Mufliḥ,* Aḥmad bn Abū Bakr al=Ḥamawī, d.888）には、「アル＝カーディーの意図するところには、激しい眠気はない」と言われる。

私（アル＝マルダーウィー）は言う。al=Wajīz には、はっきりそう述べられており、彼（al=Dujailī）は、「用事や、集団礼拝と金曜集合礼拝の不参加を許すウズル（免責事由）のある者には『(礼拝の）纏め』が許される。但し(集団礼拝と金曜集合礼拝の不参加を許すウズルの内の）眠気等は除く。」と述べている。

al=Fā'iq（Aḥmad bn Qāḍī al=Jabal, d.771）には、アル＝カーディーの言葉に続けて、「私は、眠気を除き、と言う」と言われており、*al=Tashīl*（? Ibn 'Abdūs d.558, Abū 'Abd Allāh Muḥammad al=Ba'alī, d.778）は、

金曜集合礼拝の不参加を許すもの全てについて（礼拝の纏めが）許されると断定している。

アル＝シャイフ・タキー・アル＝ディーンは、料理人やパン焼き職人のように、（礼拝を）纏めないことによって、自分や他人の財産を損なう者については「（礼拝の）纏め」が許されるとの説を選択している。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「但し、2つの議論のうちの正答では、雨による『（礼拝の）纏め』は2つのイシャーゥに限られる」

その2つは、2つの伝承である。疑問の余地なくそれが（ハンバリー派）の学説であり、アル＝アスラム（アフマドの高弟）の（伝える）伝承に関して、（アフマド祖師も）それを明言しており、（ハンバリー派）同学の大半がその説を採っている。その一人に *Ru'ūs al=Masā'il* に於けるアブー・アル＝ハッターブがおり、彼はその中で、そのように断定している。

異説によると、2つのイシャーゥと同様に、（ズフルとアスルの）纏めが許される。これはアル＝カーディー（Abū Ya'lā, d.458）、*al=Hidāya* に於けるアブー・アル＝ハッターブ 、アル＝シャイフ・タキー・アル＝ディーンなどがそれを選択している。またイブン・フバイラ（al=Wazīr, d.560）はこれしか記しておらず、*Nihāya Ibn Razīn*（d.656）、*Naẓm-hā*（*Naẓm Mukhtaṣar Ibn Razīn*）（Yūsuf al=Surramarrī, d.776）、*al=Tashīl* ではそのように断定しており、また *al=Madhhab*（Ibn al=Jauzī, d.597）でそれを正しいとしており、*al=Khulāṣa*（As'ad bn al=Munajjā, d.606）、*Idrāk al=Ghāya*（Ṣafīy al=Dīn 'Abd al=Mu'min, d.739）もそれを先に挙げている。また *Masbūq al=Dhahab*（Ibn al=Jauzī, d.597）、al=Mustau'ib（Ibn Sunaina al=Sāmarrī, d.616）、*al=Talkhīṣ*（al=Fakhr Muḥammad Ibn Taimīya, d.622）、*al=Bulgha*（al=Fakhr Muḥammad Ibn Taimīya, d.622）、*al=Khiṣāl*（Ibn al=Bannā, d.471）、*Sharḥ*（Mukhtaṣar）*al=Khiraqī* に於

ける Sulaimām al=Ṭūfī(d.716)、*al=Ḥāwiyān*（'Abd al=Raḥmān bn al=Ḍarī, d.684）では両論を併記している。

後者によると、金曜集合礼拝とアスルは纏められない。小アル＝カーディー・アブー・ヤァラー（Abū Kkāzm bn Abū Ya'lā, d.560）などが述べており、彼等は金曜集合礼拝についてそう論じており、そこで述べる。

彼の言葉（al=Muqni'）：「ぬかるみを理由に（礼拝の纏めが）許されるか？」

大多数の者に2つの議論がある。アル＝フルワーニー（'Abd al=Raḥmān, d.546）によると2つの伝承がある。*al=Hidāya*（Abū al=Khaṭṭāb, d.510）、*al=Khulāṣa*、*al=Bulgha*、*Sharḥ Ibn al=Munajjā*（d.606）、*al=Ri'āyatān*、*al=Ḥāwiyān*、*al=Fā'iq*、*al=Muḥarrar*（al=Majd Ibn Taimīya, d.652）、*al=Sharḥ*（'Abd al=Raḥmān bn Abū 'Umar al=Muqaddasī, d.688）では、両論を併記している。

第1の説では、許されている。これが（ハンバリー派の）学説である。アル＝カーディーは「我々の派の学者はぬかるみは纏めを許すウズル（免責事由）である」と言っている。*Majma' al=Baḥrain* では、これが学派（ハンバリー派）の通説である。またイブン・ラズイーン（d.656）は、「これがより有力であり、より論理的である」と言っている。またイブン・アル＝ジャウズィー（d.597）は *al=Madhhab*、*Masbūq al=Dhahab* に於いて、また著者（イブン・クダーマ）が *al=Mughnī* の中で、これを正しいとしており、*al=Talkhīṣ*、アル＝マジドの *al=Sharḥ*、*al=Naẓm*（Muḥammad al=Nāẓim, d.699）、イブン・タミーム、*al=Taṣḥīḥ*（Shams al=Dīn Muḥammad al=Junna al=Nābulusī, d.797）の著者らも（これを正しいとしている）。またアル＝シャリーフ（'Abd al=Khāliq Abū Ja'far, 470）とアブー・アル＝ハッターブ（d.510）は、両者ともその *Ru'ūs al=Masā'il* の中で、また *al=Mubhij*、*Tadhkira Ibn 'Abdūs*（d.558）、*al=Ifādāt*

(Ibn Ḥamdān, d.695)、*al=Tashīl* などもそのように断定しており、*al=Furū'*、*al=Kāfī* (Ibn Qudāma, d.620)、*Majma' al=Baḥrain*、*Sharḥ Ibn Razīn* (d.656) でも、これを先に挙げている。

第2の説では、許されていない。*al=Wajīz* では、こう断定しており、また「雨天の『(礼拝の)纏め』は2つのイシャーゥに限る」との *al='Umda* の彼の言葉を字義通りに取ればそうである。また「もし暗闇となれば許される」とも言われる。イブン・アビー・ムーサー (Muḥammad bn Aḥmad al=Hāshimī, d.428) の言葉を字義通りに取ればそうである。

[付言]:第1 (の説)。多数派は、ぬかるみに濡れることの限定をつけない。しかし *Ru'ūs al=Masā'il* の中でのアル=シャリーフ ('Abd al=Khāliq Abū Ja'far, d.470) とアブー・アル=ハッターブ (d.510) その他は「許されるのは、濡れる場合に限る」と述べている。

第2 (の説)。正しくは、「ぬかるみによって (礼拝の纏めが) 許される」、と我々が言うなら、その時はマグリブとイシャーゥであり、ズフルとアスルでは、たとえ雨によってならそれが許されると考えるにしても、許されない。*al=Furū'*、*al=Kāfī* では、これを先に挙げているが、一部の者は無条件に許されるとしている。

彼の言葉 (*al=Muqni'*):「激しい寒風を理由に (礼拝の纏めが) 許されるか?」

大多数の者に2つの議論がある。アル=フルワーニー ('Abd al=Raḥmān d.546) によると2つの伝承がある。

否定説にしろ、肯定説にしろこの判断はぬかるみの判断に準ずることを知れば、それを繰り返す必要はない。

[付言]:それは2つのイシャーゥに限られるというのが正しく、一人

ならぬ者がそれを述べている。*al=Madhhab*、*al=Mustau'ib*、*al=Kāfī* では、「暗闇になれば」と付け足している。また著者（イブン・クダーマ）と同じく、*al=Talkhīṣ*、*al=Muḥarrar* では、異論を挙げている。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「自宅か、（家からモスクまでの）道にアーケードが付いているモスクで礼拝する者にしい寒風を理由に（礼拝の纏めが）許されるか、については2つの説がある」

僅かしか影響がない場合も同様である。*al=Hidāya*、*al=Mustau'ib*、*al=Kāfī*、*al=Mughnī*（Ibn Qudāma, d.620）、*al=Khulāṣa*、*al=Talkhīṣ*、*al=Bulgha*、*Sharḥ Ibn al=Munajjā*（d.606）、*al=Muḥarrar*、*al=Sharḥ*（'Abd al=Raḥmān bn Abū 'Umar al=Muqaddasī, d.688）、イブン・タミーム、*al=Ri'āyatān*（Ibn Ḥamdān, d.695）、*al=Ḥāwiyān*、*al=Ḥawāshī*、*al=Fā'iq*、*Tajrīd al='Ināya*（'Alī al=Laḥḥām, d.803）では、両論を併記している。

第1（の説）では、許される。これが（ハンバリー派の）学説である。アル＝カーディーは、「アフマドの言葉を字義通りに取ればこうなる」と述べており、*al=Taṣḥīḥ* もこれを正しいとしており、*Majma' al=Baḥrain* もこれを支持している。

al=Munauwar（Aḥmad al=Ādamī, d.827）には、「夜、服を濡らす雨なら（礼拝の纏めが）許される」と言う。*al=Naẓm*、*Nihāya Ibn Razīn*、*Idrāk al=Ghāya*、ではそのように断定しており、*al=Furū'*、*al=Naẓm*、*Sharḥ Ibn Razīn* でもそれを先に挙げている。

第2（の説）では、許されない。イブン・アキールがこれを選択しており、また *al=Wajīz*、*al=Madhhab*、*Masbūq al=Dhahab*（Ibn al=Jauzī, d.597）では、これを正しいとしている。また既に述べたように、*al='Umda*（Ibn Qudāma, d.620）での彼の言葉を字義通りに取ればそうなる。

また「この場合にはモスク（での礼拝）、あるいは集団礼拝を逃すことを恐れる者には、（礼拝を）纏めることが許されるので、纏める」と

も言われる。アル＝マジドは「これが最も正しい」と述べている。*al=Ifādāt*、*al=Ḥāwiyān* ではこう断定しており、*al=Ri'āyatān* はこれを先に挙げている。但し彼らは既に述べたように別の形での異論も挙げている。

またアブー・アル＝マアーリー（As'ad bn al=Munajjā, d.606）は、彼（預言者）―彼に最大の祝福と平安あれ―の先例を論拠に、イマーム（先導師）が（礼拝を）纏めることを先に挙げている。

［付言］：既に述べたことを除いて、様々なウズルによって（礼拝を）纏めることは許されない、というのが、学派（ハンバリー派）の正説であり、（ハンバリー派）同学はこの説を取っている。

アル＝シャイフ・タキー・アル＝ディーンは、集団礼拝参加のため、また定刻を逃す恐れがある場合には浴場での礼拝を是認した上で浴場で礼拝するため、またそれ（礼拝の纏め）を行わないことでなんらかのマシャッカ（難儀）が生ずる恐れがある場合には、「（礼拝の）纏め」が許されるとの説を選択している。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「先の（礼拝）を後の（礼拝の）定刻まで遅らせるか、後の（礼拝）を先の（礼拝の）定刻に繰り上げるかのいずれかのうちで、自分にとって楽な方を行う」

これは併記された多くの説の一つである。アル＝シャイフ・タキー・アル＝ディーン（Ibn Taimīya）（d.728）は、「アフマドから伝わる（ハンバリー派）学説を字義通りに取るとこうなる」と述べ、これを選択している。*al=Wajīz*、*Tadhkira Ibn 'Abdūs*、*Sharḥ Ibn al=Munajjā* でも、そうであると断定している。

また「病人は遅らせるか、繰り上げるか、自分に楽な方を行う」とも言われるが、こちらが優る。イブン・タミーム（d.675）、al=Fā'iq の著者、この著者（イブン・クダーマ）などもそう言っている。但しこの著

者（イブン・クダーマ）は、もし自分にとってどちらでも同じであれば、遅らせる方が優る。

イブン・ラズイーン（d.656）は、「楽な方を行う。但し雨を理由に纏める場合は繰り上げる方が優る。」と述べている。

また彼（アフマド）からは、遅らせる方が優る、と（言った）とも伝えられている。*al=Muḥarrar*、*al=Ifādāt*、*Majma' al=Baḥrain*、*al=Munauwar*、*Tajrīd al='Ināya* では、そのように断定しており、*al=Mustau'ib*、*al=Naẓm*、*al=Ḥawāshī* でもこれを先に挙げて、「大勢がそう述べている」、と述べている。*al=Sharḥ* の著者は、「なぜならその方がより慎重であり、全てのハディースに従うことになり、それによって対立を回避する（ことができる）からである」と述べている。またアル＝ザルカシーは、「遅らせて纏める方が優る、というのが（アフマド祖師から）伝えられている説であり、（ハンバリー派）同学がこれを採っている」と言い、旅行に於ける「（礼拝の）纏め」に関してそう述べている。

Rauḍa al=Fiqh（al=Ḥāfiẓ 'Abd al=Ghanī al=Ḥāfiẓ, d.600）では、「雨を理由として（礼拝を）纏めるなら遅らせるほうが優る」と言う。また「定住しておらず旅行中であるなら（礼拝の纏めは）遅らせるほうが優る」とも言われる。*al=Hidāya* と *al=Khulāṣa* ではそう断定しており、イブン・タミームは旅行者に関して「そう（アフマド祖師から）伝えられている」と述べ、それを先に挙げている。

アル＝アーミディー（'Alī al=Āmidī, d.447）は、「もし移動中であれば（礼拝の纏めは）遅らせるほうが優り、家にいるのなら（纏めを）繰り上げる方が優る」と言う。*al=Madhhab* では、「先の（礼拝の）定刻内に出発のニーヤ（意図）を持ち、後の（礼拝の）定刻内に宿泊しないであろうと思った者については、後の（礼拝）を繰り上げる方が優るが、それ以外の場合には先の（礼拝）を後の（礼拝の）定刻に入るまで遅らせるほうが優る（了）」と述べている。

また「(礼拝を) 纏めを遅らす方が無条件に優る」とも言われる。また「雨を理由に (礼拝を) 纏めた場合には繰り上げる方が優る」とも言われるが、アル＝アスラム (アフマドの高弟) がこれを伝えており、*al=Kāfī*、*al=Ḥāwiyān* ではそうであると断定しており、イブン・タミーム (d.675)、*al=Ri'āyatān* はこれを先に挙げている。

アル＝シャイフ・タキー・アル＝ディーンは、既にそれについて述べたように「雨を理由に後 (の礼拝) の定刻に (礼拝を) 纏めることが許されるかどうかについては(賛否)両論がある。なぜなら我々はそれ(雨)が (後の礼拝の定刻に入るまで) 続くかどうかを知ることができないからである。」と述べている。

私は言う。*al=Mubhij* では、雨というウズル (免責自由) によっては (後の礼拝の定刻まで) 遅らせて (礼拝を) 纏めない理由を述べており、イブン・タミームがそれを引用し、「アフマドの言葉を字義通りに取るとそうなる」と述べている。また *al=Furū'* の言葉は、字義通りには全ての説を併記している (と考えられる)。

「もしどちらでも同じなら、自分にとってより楽な方を行う」という説については、*al=Kāfī* の中で、またイブン・アル＝ムナッジャーは *Sharḥ Ibn al=Munajjā* の中で、「病気の時には (礼拝を纏めを) 遅らせる方が、また雨の場合には繰り上げるが優る」と述べている。この著者 (イブン・クダーマ) の病気に関する説は既に述べた。

彼の言葉 (*al=Muqni'*) :「先の (礼拝) の定刻に (礼拝を) 纏める場合には3つの条件がある。纏めのニーヤ。」

つまり、「第1 (の条件) は、纏めのニーヤ (意図) である」との意。これが (ハンバリー派の) 学説であり、この著者 (イブン・クダーマ) の言葉について既に述べたようにアブー・バクル (*al=Marwadhī*, d.274)、またアル＝シャイフ・タキー・アル＝ディーンはこれを選択しており、

イブン・ラズイーン（d.656）はこれを先に挙げている。イブン・タミーム（d.675）、*al=Mustau'ib* が両論を併記していることは既に述べた。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「そのイフラーム（入斎）に際して」

先の礼拝のイフラーム（入斎）に際してニーヤ（意思）を有することが条件とされる」というのが（ハンバリー派）学派の正説であり、（ハンバリー派）同学の大半がこれを採っている。

「その（礼拝終結の）平安祈願の前ならそのニーヤ（意図）は有効であると考えられる」

これも一つの見解であり、一部の（ハンバリー派）同学がこれを選択している。

al=Madhhab には、この（礼拝の）纏めのニーヤの定刻については、2つの見解があり、より正しいのは、イフラーム（入斎）のタクビーラ（「アッラーフは至大なり」と唱えること）から、（礼拝終結の）平安祈願までの先の礼拝のどこかで「（礼拝の）纏め」のニーヤを有することである」と述べている。他方 *al=Mustau'ib* には、両論が併記されている。

また「その（先の礼拝の）平安祈願の後で、後（の礼拝）のイフラーム（入斎）の前であれば、そのニーヤは有効である」と言われる。イブン・タミームがアブー・アル＝フサイン（Ibn Abī Ya'lā, d.575）から伝えてこれを述べている。また「後の（礼拝の）のイフラーム（入斎）の時でも、そのニーヤは有効である」とも言われる。*al=Fā'iq* では、これを選択している。また「ニーヤの場は後の（礼拝の）のイフラーム（入斎）であり、その前でもあおの後でもない」とも言われ、これはイブン・アキールがこれを選択しており、*al=Targhīb*（'Abd al=Ghanī bn 'Abd al=Wāḥid al=Jammā'īlī, d.600）では、先（の礼拝）のイフラーム（入斎）と後（の礼拝）のイフラーム（入斎）の（両方）に際してのニーヤが（纏

めの有効性の）条件となると断定している。

イブン・タミーム（d.675）は「我々が、ニーヤの場が第1（の礼拝のイフラーム）である、と言う時、第2（の礼拝のイフラーム）に於いて義務となるかどうかについては、2つの見解がある」と言う。また al=Ḥawāshī には「我々が、ニーヤの場が第1（の礼拝のイフラーム）である、と言う時、第2（の礼拝のイフラーム）に於いては義務とならない。しかし義務となる、とも言われる。」と言う。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「イカーマとウドゥーゥの時間を除いて、両者を分けないこと」

「先（の礼拝）の定刻内に纏める場合には連続が条件となることが（ハンバリー派）学派の正説であり、（ハンバリー派）同学の大多数がそれを取り、その大半の者がそのように断定していることを知らねばならない。しかしアル＝シャイフ・タキー・アル＝ディーンは、「連続」は条件とはならないとの説を選択している。彼はアブー・ターリブ（Aḥmad al=Mashkānī, d.244）とアル＝マルワズィー（d.274）の「『旅行者には残照が消える前にイシャーゥの礼拝ができる。』アル＝イマーム（アフマド祖師）は、『彼（旅行者）には（礼拝の）纏めが許されるから』、とそれを理由付けている」との伝承を取っている。彼（Ibn Taimīya, d.728）はそれをまた雨を理由とする「（礼拝の）纏め」についての「もし自宅で一方を礼拝し、他方をモスクで礼拝しても問題ない」との彼（アフマド祖師）の明文からも取っているのである。

［解説］：「イカーマとウドゥーゥの時間を除いて、両者を分けないこと」。（ハンバリー派）同学の多くもこのように言っている。それらの者の中には *al=Hidāya*、*al=Madhhab*、*Masbūq al=Dhahab*、*al=Mustau'ib*、*al=Khulāṣa*、*al=Talkhīṣ*、*al=Bulgha*、*al=Muḥarrar*、*al=Naẓm*、*Majma'*

al=Baḥrain、*al=Ri'āya al=Ṣughrā*（Ibn Ḥamdān, d.625）、*al=Ḥāwiyān*、*al=Fā'iq*（の著者たち）などがおり、*al=Furū'*なども、こちらを先に挙げている。また多くが、付け加えて、「イカーマ、汚れが生じた場合のウドゥーゥ、祭りの日々のタクビール（『アッラーフは至大である』と唱えること）、僅かなズィクル、の時間を除いて、両者の間を分けないこと」と述べている。その中には*al=Bulgha*、それについての*al=Talkhīṣ*の著者も入る。それは*al=Ri'āya*の挙げる一つの説でもある。

*al=Mughnī*における著者（イブン・クダーマ）、al=Sharḥの著者は、「僅かか、多いかの基準は常識の範囲（'urf）により、それ以外にはその決定法はない」と言い、「我々（ハンバリー派）同学の中には、それをイカーマとウドゥーゥの時間と算定している者もある」と言っている。正しくは、それには決った時間はない。*al=Mughnī*の著者、イブン・タミーム（d.675）、*Ḥawāshī Ibn Mufliḥ*の述べていることが先に挙げられている。

アル＝マジド（d.652）は*al=Sharḥ*に於いて、また*Majma' al=Baḥrain*でもそれに倣って、「その長さの基準は常識の範囲（'urf）による。ただその決定のために概算するなら、イカーマとウドゥーゥの時間となる。なぜならそれはイカーマの場であり、またそこでウドゥーゥを要するかもしれないが、大抵はそれ以外のこと、それ以上の時間を必要としないからであるる。（了）」と述べており、al=*Wajīz*、*Tadhkira Ibn 'Abdūs*でもそう断定している。またイブン・ラズイーンはその*al=Sharḥ*の中で「それがより論理的である」と述べており、*al=Ri'āya al=Kubrā*（Ibn Ḥamdān, d.695）では、「常識に照らして（長すぎるほどに）両者の間隔をおくか、（両者の間隔が）通常のウドゥーゥ、礼拝のイカーマの時間を越すようなら、（その礼拝の纏め）は無効になる」と言う。

イブン・アキールは*al=Fuṣūl*の中で、連続を必要視し、「その（連続の）意味は『纏め』という名称の意味が消失しないように、両者の間を（別の）礼拝や、会話などによって中断しないことである」と述べ、

また「もし後（の礼拝）に於いて先に汚れが生じれば、我々はそれによって（その礼拝は）無効になる。と言う。その後ウドゥーゥを行うか、沐浴して、長くならなければ、その『(礼拝の）纏め』が無効になるか否かについては2つの考え方がある。」

アル＝カーディー（Abū Ya'lā, d.458）は *al=Sharḥ al=Ṣaghīr* で、僅かな中断でも「(礼拝の）纏め」を無効にするとの見解を伝えている。

第1（の考えで）は、*al=Nukat*（Shams al=Dīn Muḥammad Ibn Mufliḥ, d.763）では、これはウドゥーゥが簡便であった場合である。一方、長時間をかけてその水を広くにかけウドゥーゥを長引かせた者については、その「(礼拝の）纏め」は無効である。(了)」と述べている。また既述の *al=Ri'āya* の言葉にも、その示唆があり、アル＝ザルカシーなどもそう断定している。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「それゆえ2つの伝承のうちの1つによるなら、両者の間にスンナの礼拝を行えばその『(礼拝の）纏め』は無効となる」

それが(ハンバリー派)学説である。*al=Taṣḥīḥ*、*al=Khulāṣa*、*al=Naẓm*、*Majma' al=Baḥrain*、*al=Fā'iq*、*al=Zarkashī* では、これを正しいとしており、*al=Wajīz*、*al=Ifādāt*、*al=Munauwar* ではそうであると断定しており、*al=Furū'*、*al=Mughnī*、*al=Muḥarrar*、*al=Sharḥ*、*Ḥawāshī Ibn Mufliḥ*、*Sharḥ Ibn Razīn* ではこれを先に挙げている。

第2の伝承では、無効とならず、タヤンムム（砂による浄化）を行った場合も同様。アル＝トゥーフィー（Sulaimām al=Ṭūfī）の *Sharḥ (Mukhtaṣar) al=Khiraqī* において以下のように述べている。

「(それが）附属のスンナ（礼拝）はそれ（義務の礼拝）を補強するため（義務の）礼拝の一部に組み入れ、無効でないことを示す最有力説。附属（のスンナ）でない礼拝についていえば、それは『(礼拝の）纏め』を無効とする、と大多数が考え、そう断定している。」

al=Intiṣār（Abū al=Khaṭṭāb, d.510）では、「両者の間に随意礼拝を行うことも許される」と言われる。またアブー・ターリブ（アフマド祖師の高弟）は「両者の間に随意礼拝を行っても差支えない」と伝えており、アル＝カーディーは *al=Khilāf* の中で、「アブー・ターリブの伝承は、例え『連続』が成立しなくとも『(礼拝の）纏め』が有効であることを示している」と述べている。またアル＝シャイフ・タキー・アル＝ディーンが「連続」を「(礼拝の）纏め」には条件としていないことは既に述べた通りである。

al=Hidāya、*al=Madhhab*、*Masbūq al=Dhahab*、*al=Mustau'ib*、*al=Kāfī*、*al=Talkhīṣ*、*al=Bulgha*、イブン・タミーム、*al=Ri'āyatān*、*al=Ḥāwiyān* では両論を併記している。

［解説］：異論の生ずるのは、その（間に挟んだ）礼拝を長引かせなかった場合であり、その礼拝を長引かせた場合については、伝承は一つで、その「(礼拝の）纏め」は無効となる。

アル＝ザルカシーなどがこう言っており、ウドゥーゥに関して同様のこと（発言）を既に述べた。

［付言］：マクルーフでなく、アスル（礼拝）の後でズフルの（附属の）スンナの礼拝を行う（ことができる)。(ハンバリー派）同学の大半がこう述べている。また「許されない」とも言われ、「アスルの定刻内に（礼拝を）纏めるなら許されないが、そうでなければ許される」とも言われる。というのはその時点では時間が残っているからであり、「(礼拝の）纏め」にも（スンナの）礼拝を行うが、正しくはマグリブのスンナ（礼拝）の後に、イシャーゥのスンナ（礼拝）を繰り上げる。

イブン・アキールは、「私見では、それ（イシャーゥのスンナ）をイシャーゥの定刻に入るまで遅らせるのが最も妥当（ashbah）であるが、念の為に第1（の説）も述べてある」と言っている。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「2つの礼拝の開始と最初（の礼拝）の（終了の）平安祈願の時点でウズル（免責事由）が存在していること」

これが（ハンバリー派）学説であり、（ハンバリー派）同学の大多数がこれを取っており、*al=Hidāya*、*al=Madhhab*、*al=Mustau'ib*、*al=Kāfī*、*al=Talkhīṣ*、*al=Bulgha*、*al=Naẓm*、*al=Muḥarrar*、*al=Ifādāt*、*al=Wajīz*、*al=Munauwar*、*Tadhkira Ibn 'Abdūs*、*al=Fā'iq*、*al=Sharḥ* では、そう断定しており、*al=Furū'*、*al=Ri'āyatān*、*al=Ḥāwiyān*、*Sharḥ al=Majd*、*Majma' al=Baḥrain*、*Ḥawāshī Ibn Mufliḥ*（の著者たち）などは、これを先に挙げている。イブン・タミームは、「我々が『(礼拝の）繰め』を必要視するか否かに関わらず」と述べている。

また「最初（の礼拝）の（終了の）平安祈願の時点でウズル（免責事由）が存在していることは条件とならない」とも言われる。イブン・アキールは「最初（の礼拝）の（終了の）平安祈願の時点でそれ（ウズル）が消滅しても、中断が長引く前に（そのウズルが）復活すれば影響はない」と言う。またイブン・タミーム（d.695）は両論を併記している。また「最初の礼拝の全てに於いてウズルが存在することが条件となる」とも言われ、*al=Tabṣira*（'Abd al=Raḥmān al=Ḥulwānī, d.546）の著者はこれを選択している。

［付言］：1.（min-hā）もし降雨により先（の礼拝）のイフラーム（入斎）を行い、その後それ（雨）があがっても、（その礼拝は）やり直さない。但しそれによりぬかるみが生じなければ「(礼拝の）繰め」は無効となる。しかしそれによってぬかるみが生じれば、「それを理由に(礼拝を）繰めることが許される」というのが我々の意見であり、それは無効とならない。イブン・タミーム、*al=Ḥawāshī* におけるイブン・ムフリフ（Ibn Mufliḥ, d.763）はそれを断言しており、*al=Ri'āya al=Kubrā* では、「ぬかるみが生じた場合については2つの説がある（了)」と言わ

れる。

もし旅行者が旅行を理由に「(礼拝の) 纏め」を開始し、その後で彼の旅行が終了し、ぬかるみ、あるいは病気、あるいは雨になった場合には、その「(礼拝の) 纏め」は無効である。

2. 後 (の礼拝) を終えるまで、旅行や病気が継続していることが必要視される。

それゆえその最中に到着するか、健康を回復するか、定住した場合には、「(礼拝) 短縮」の場合と同じくその「(礼拝の) 纏め」は無効となる、というのが (ハンバリー派) 学派の正説である。*al='Umda* は「後 (の礼拝) を終えるまでの、ウズル (免責事由) の継続。(ウズルが断絶した場合は) それ (「纏め」として始めた礼拝) を随意 (礼拝) として完遂する。」と言って、そう断言している。また「無効となる」とも言われ、また通説では「雨が止んだ場合と同様にその『(礼拝の) 纏め』は無効とならない」とも言われる。

違いは、雨の結果がぬかるみであり、それゆえそれ (ぬかるみ) はそれ (雨) に従属し、両者はその意義において等しい、ということにある。*al=Furū'* ではこのように言っている。また *al=Ḥawāshī* では、「違いは、我々の問題 (旅行の中断の場合) と違って、雨は礼拝中に再び降りだすかもしれないため雨の中断は完全とはならず、またその後に (礼拝の纏めを) 許すウズル、つまりぬかるみが生じるかもしれないことである (了)」と言っている。

3. (min-hā) この著者 (イブン・クダーマ) は3つの条件を挙げている。4つ目の条件、即ち「順序」がまだ残っているが、それに言及していないのは、それが自明であるからである。

彼の言葉 (*al=Muqni'*) :「後 (の礼拝) の定刻内に (礼拝を) 纏めれば、それ (礼拝) を履行するだけの時間がなくなっていない限り、先 (の礼拝の) 定刻内に (礼拝を) 纏めることのニーヤ (意図) を持てば足りる」

これが（ハンバリー派）学説であり、大多数がこの説を採っている。al=Furū‘、がこれを述べており、*Majma‘ al=Baḥrain* では、「これが（ハンバリー派）学派の通説（ẓāhir）である」と言っている。また *al=Sharḥ* は以下のように言っている。

「後（の礼拝）の定刻内に（礼拝を）纏める場合には、先（の礼拝の）定刻内に（礼拝を）纏めることのニーヤを持つ必要がある。その場は、先（の礼拝の）定刻内、つまりその最初から、その礼拝を履行だけの時間を残すまでである。このように我々（ハンバリー派）の同学は述べている。（了）」

またアル＝マジドは次のように言う。

「後（の礼拝）の定刻内に（礼拝を）纏める場合には、『（礼拝の）纏め』の利点、つまり2つの（礼拝の）連結による（負担の）軽減、が失われないために、先（の礼拝の）定刻内にそれ（礼拝）を履行だけの時間を残している間に（礼拝を）纏めることのニーヤを持つことが条件となる」

彼以外もこのように述べており、*al=Furū‘* でも、イブン・タミームもこれを先に挙げている。

また「その（先の礼拝の）定刻内に（礼拝開始の）タクビーラ（『アッラーフは偉大なり』と唱えること）、あるいは1ラクア（を行うだけ）だけの時間が残っていれば（礼拝の纏めは）有効である」とも言われる。イブン・アル＝バンナー（Ibn al=Bannā, d.471）は *al=‘Uqūd* の中で以下のように言っている。

「ニーヤの時間は、太陽が西に傾き始める（ズフルの初め）、あるいは日没（マグリブの初め）か、先（の礼拝）の定刻内で、その間にそれ（礼拝）のニーヤを持てるだけの時間を残す間までである。というのはそれ（礼拝のニーヤを持つこと）によって、そのアダーゥ（定刻内履行）に間に合ったことになるからである。」

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「そのウズル（免責事由）が2つのうちの先の（礼拝）の定刻に入るまで存続していること」

これについては反対意見を私は知らない。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「これら以外のことは条件とはならない」

この意味は、「（先の礼拝と後の礼拝の履行の）順序」を除いて（の意）。というのは両者の間でそれは（順序）は絶対的な条件とされる、というのが（ハンバリー派）学派の正説であり、大多数がそれを採っているからである。*al=Kāfī*、*al=Mughnī*、*Nihāya Abū al=Ma'ālī*（As'ad bn al=Munajjā, d.606）では、それを（定刻内に）やり損ねた分（の礼拝）のカダーゥ（定刻後の履行）に関しても失念によっては「順序」（の遵守義務）が免じられないと解く者の「根拠（aṣl）」としており、また *al=Nukat* では、「それは失念によっては（順序の遵守義務）が免じられないことを示している」と述べている。

また「失念によって『順序（の遵守義務）』が免じられる」とも言われる。なぜならば（定刻内に）やり損ねた分（の礼拝）と同じく両者は確定しており、ここでは一方は従属しているからである。イブン・タミーム、*al=Fā'iq* はこれを先に挙げている。またアル＝マジドは *al=Sharḥ* の中で、またアル＝ザルカシーも彼に倣って、「ここでは『順序（の遵守義務）』が必要と見做される。但し（それは）（定刻内に）やり損ねた分の（の礼拝）の『順序（の遵守義務）』（の場合）と同じく、覚えているという条件でである。」と言う。

al=Furū'の議論は、その一つは、（順序の遵守義務の）免除によって無条件に除外している。

また「アダーゥ（定刻内履行）の（礼拝）とやり損ねた分の（の礼拝）があり、その（礼拝）のアダーゥ（定刻内履行）の時間であった場合と

同じく、後（の礼拝）の定刻が終りかけていることによって『順序（の遵守義務）』の義務は免じられる」とも言われ、アル＝カーディーが *al =Mujarrad* の中でこう述べている。

［解説］：彼の言葉：これら以外のことは条件とはならない」によって「連続」は除外される。それゆえそれは条件とはならない、というのが（ハンバリー派）学派の正説であり、（ハンバリー派）同学の多くはこれを採っている。

また「条件となる。それゆえ故意に遅らせれば罪を犯したことになり、先の（礼拝）はカダーゥとなり、旅行者もそれを短縮し（てはなら）ない」とも言われる。他方アブー・アル＝マアーリーは「それによっても罪を犯したことにはならない。またその礼拝はいずれにせよ有効である。それはたとえ先の（礼拝）をその定刻内に『（礼拝の）纏め』のニーヤをもって行い、その後でそれ（礼拝の纏め）を止めた場合も同じである。」と述べている。

また（ハンバリー派）学説によると、両者の間に随意礼拝を行っても問題はない。（アフマド祖師が）それを明言しているが、彼（アフマド祖師）からは、それを禁じたとも（伝えられている）。

［付言］：（ハンバリー派）学派の正説では、イマーム（先導者）、あるいは追随者を立てることは「（礼拝の）纏め」の有効性の条件とならない。それゆえ（ハンバリー派）学派の正説では以下の（3つの）いずれのケースも有効である。

先の（礼拝）を一人で礼拝し、その後で後の（礼拝）をイマーム（先導者）、あるいは追随者として礼拝をしても、あるいは（あるイマームが）先の（礼拝）を人々を先導して礼拝し、後の（礼拝）を別のイマームが先導するなどイマームが複数になる。

あるいは先の（礼拝）では彼（イマーム）の側である追随者が礼拝し、

後の（礼拝）では別の追随者が礼拝するなど、追随者が複数である。

あるいは（礼拝を）纏めていない者の後ろで（追随者として）、あるいは（礼拝を）纏めていない者を先導して「（礼拝の）纏め」のニーヤを持つなど、イマームであれ追随者であれウズル（免責事由）のある者が「（礼拝の）纏め」のニーヤを持つ。

al=Furū' では、「通説では有効である」と述べている。アフマド祖師は「『纏め』の2つの礼拝の一方を自宅で礼拝し。他方をイマームに従って礼拝しても問題はない」と言っている。イブン・タミームはそれを正しいとしており、*al=Ri'āya* では、彼（礼拝を纏める者）をイマームに立てないことを先に挙げている。またイブン・アキールは「彼（礼拝を纏める者）を追随者とすることが必要視される」と言う。また *al=Ri'āya* では、「必要と見做される、というのが正しい」と述べている。また「イマームと追随者を立てることも必要と見做される」とも言われ、これは *al=Ri'āya* が記している。

6. Zād al=Mustaqni'（in *Ḥāshiya al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.396-410）, al=Ḥujāwī（d.968）

「纏め」章

「（礼拝の）短縮」の（許される）旅行か、それ（纏め）をしなければマシャッカ（苦痛、難儀）が生じる病人には、2つのズフル（の礼拝）、あるいは2つのイシャーゥ（の礼拝）を、どちらか一方の定刻内に纏めて行うことが許される。また、2つのイシャーゥ（の礼拝）については、服を濡らす雨、｛ぬかるみ、激しい寒風の場合｝、あるいは家で礼拝するか、（現在地からモスクまでの）道がアーケードになっているモスクで礼拝するにしても、纏めることが許される。

繰り上げるか、繰り下げるか、自分にとってより都合の良い方を行う

のが最も良い。

先の（礼拝の）定刻内に纏める場合は、その（礼拝の）イフラーム（開始、入斎）の時点で「纏め」のニーヤ（意図）を持つことが条件とされ、イカーマ（礼拝開始の呼び掛け）と簡単なウドゥー（洗浄）の時間の以上には2つの（礼拝の）間をあけない。2つ（の義務の礼拝）の間の「（スンナの）付随（rātiba）の礼拝)」（の挿入）によって「(纏め」は無効となる。

また（第3に）2つの礼拝の開始の時点と第1（の礼拝）の「平安祈願(礼拝の最終動作)」の時点で（「纏め」が許される）許認免責事由が存在すること。

第2（の礼拝）の定刻内に「（礼拝の）纏め」を行う場合には、その（第1の礼拝）の（第1の礼拝の定刻内の）完遂が困難なほどに（定刻の終りの）時間が迫らない範囲で第1（の礼拝）の定刻内に「纏め」のをニーヤ（意図）することと、（「纏め」が許される）許認免責事由が第2（の礼拝）の定刻開始までの存続が条件とされる。

7. *al=Rauḍ al=Murbi'* (in *Ḥāshiya al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.396-410),
al=Baḥūtī (d.1051)

◎*Zād al=Mustaqni'* 本文は、⌈☆…（al=Zād）☆⌉ のように、☆印で囲み、下線部を引き、最後に文末に（*al=Zād*）の書名を入れれることによって示した。
◎*al=Rauḍ al=Murbi'* 内の *Zād al=Mustaqni'* 本文は、6. *Zād al=Mustaqni'* と同じ訳になるよう努めたが、アラビア語と日本語の語順の違いから、同一の訳だと意味を取り違える恐れがある場合のみ適宜、訳し変えた。

「纏め」(注1)章

☆「(礼拝の) 短縮」の (許される) 旅行か(注2) (*al=Zād*) ☆

これはムアーズ (教友) からアブー・ダーウードとアル＝テルミズィーが伝えている以下の伝承によるのである。なお彼 (アル＝テルミズィー) は「(この伝承について) 正しいが単独である (ḥasan gharīb)」(注3)と述べている。

アッラーフの使徒 ((彼にアッラーフの祝福と平安あれ)) はタブーク遠征で、日が傾く前に鞍に乗られる時には、ズフル (の礼拝) を遅らしアスル (の礼拝時間) に纏め、2つを合わせて礼拝され(注4)、日が傾いた後で鞍に乗られる時には、ズフルとアスルの礼拝を纏めて行い、それから出発され、またマグリブとイシャーゥ (の礼拝) についても同様になさいました。

またアナス (教友) からもアル＝ブハーリーとムスリムから (muttafaq 'alai-hi) 同じ意味 (の伝承) が (伝えられている)(注5)。

☆それをしなければ (al=Zād) ☆

「(礼拝の) 纏め」を行わなければ

☆マシャッカ (苦痛、難儀) が生じる病人(注6) (al=Zād) ☆

なぜならば預言者　は、(危険の生ずる) 恐れもなく、雨も降らない時にも、—他のヴァリアントでは、「危険もなく、旅行中でもなく」—(礼拝) を纏められたからである。なお双方 (のテキスト) ともムスリ

ムがイブン・アッバースからのハディースとして伝えているものである。ところがこれ（危険、雨、旅行）以外には病気を除いて許認可免責事由は（考えられ）ないからである(注7)。また病気の一種である長血によっても「(礼拝の）纏め」が許されることも証明されている(注8)。同様に汚れが多いとのマシャッカ（苦難、不便）を理由として(注9)乳母、また長血を患う女に準ずる者(注10)、礼拝毎に洗浄、あるいはタヤンムムの出来ない者(注11)、あるいは盲人のように（礼拝の）定刻を知ることが出来ない者(注12)、あるいは金曜（集合礼拝）、集団（礼拝）の不参加を許す許認免責事由、あるいは用事によっても(注13)（「(礼拝の）纏め」が）許される。

☆にも（*al=Zād*）☆

既述のもの（2つの礼拝）を纏めることが許され

☆2つのズフル（の礼拝）（*al=Zād*）☆

つまり、ズフル（の礼拝）とアスル（の礼拝）を(注14)、そのどちらかの定刻内に

☆も（*al=Zād*）☆

既述のもの（2つの礼拝）を纏めることが許され

☆また2つのイシャーゥ（の礼拝）も（*al=Zād*）☆

つまりマグリブとイシャーゥ（の礼拝）

☆どちらか一方の定刻内に纏めて行うことが許される。また(*al=Zād*)☆

特に

☆2つのイシャーゥ（の礼拝）については、服を濡らす雨（*al=Zād*）☆

それにはマシャッカ（苦難、不便）が伴う(注15)。また雪、霰、雹もそれに準じ(注16)、ぬかるみ、激しい寒風(注17)によっても。というのはアル＝ナッジャードがそのイスナード（伝承の連鎖）によって(注18)伝えるところによると、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は雨の夜にマグリブとイシャーゥ（の礼拝）を纏めておられ、アブー・バクル、ウマル、ウスマーン(注19)もそれを行ったからであり、それによって彼（雨天等の礼拝者）には「纏め」が許される。

☆あるいは家で礼拝するか、（現在地からモスクまでの）道がアーケードになっているモスクで礼拝する(注20)（*al=Zād*）☆

等。なぜなら旅行（の場合）と同じく(注21)、一般的許認免責事由については、そこにマシャッカ（困難、不便）があろうと、無かろうと同じであるである。

☆にしても。(*al=Zād*）☆

纏めることが許される

☆最も良いのは（*al=Zād*）☆

（礼拝を）纏めることが許される者にとって

☆繰り下げるか（*al=Zād*）☆

第1（の礼拝）を第2（の礼拝の定刻まで）遅らせることによって

☆あるいは（*al=Zād*）☆

「纏め」を

☆繰り下げるか（*al=Zād*）☆

第2（の礼拝）を早め、第1の礼拝と共に行うことによって。既述のムアーズのハディースによる(注22)。もしどちらでも同じなら繰下げる方が良い(注23)。また（巡礼の儀の）アラファ（の日）には繰上げ、ムズダリファ（の夜）には繰下げが無条件に勝っており(注24)、その2つ（アラファとムズダリファ）以外では（なるべく）「（礼拝の）纏め」を行わない方が良い(注25)。

また「纏め」には（礼拝の）順番（を守ること）が絶対条件である(注26)。

☆自分にとってより都合の良い方（*al=Zād*）☆

の「纏め」

☆を行う。先の（礼拝の）定刻内に纏める場合には（*al=Zād*）☆

3つの条件がある

☆その（礼拝の）イフラーム（開始、入斎）（*al=Zād*）☆

つまり第2（の礼拝）ではなく第1（の礼拝）のイフラーム(注27)」

☆の時点で「纏め」のニーヤ（意図）を持つことが条件とされ、また（*al=Zād*）☆

第2の条件はその2つの（礼拝）の連続であり、それ故

☆イカーマ（呼び掛け）（*al=Zād*）☆

礼拝（開始の）

☆と簡略なウドゥー（洗浄）(注28)の時間以上には2つの（礼拝の）間をあけない。（*al=Zād*）☆

なぜなら「纏め（jam'）の意味は、「連続（mutāba'a）」と「接続（muqārana）」であるが(注29)、それ（連続、接続）は長い間があけば成立し（たとは言え）ないからである。但し僅か（の間）であれば別であり、それは大目に見られる(注30)。

☆2つの間の（*al=Zād*）☆

つまり、「纏めて行われる2つの（義務の礼拝）の間に。というのはその2つを別の礼拝によって分断することになるから、（その「纏め」は）無効になり、（定刻内に）やり損ねた礼拝のカダー（定刻後の履行）を（2つの礼拝の間に）行ったとしても同様(注31)。但し一言、二言の僅かな発言は許される(注32)。

☆「(スンナの) 付随 (rātiba) の礼拝)」(*al=Zād*) ☆

を行うこと

☆によって無効となる。(*al=Zād*) ☆

「纏め」は

☆また (*al=Zād*) ☆

第3に

☆2つの礼拝の開始の時点と第1 (の礼拝) の「平安祈願 (礼拝の最終動作)」の時点で (*al=Zād*) ☆

なぜなら先 (の礼拝) の開始 (の時点) はニーヤ (意図) の「場」であり、その (先の礼拝の) 終了 (時) と第2 (の礼拝) の開始 (の時点) は「纏め」の「場」だからである(注33)。雨天等(注34)による「纏め」に於いては、それ以外 (による「纏め」) の場合とは異なり(注35)、第2 (の礼拝) の終了まで許認免責事由が存続していることは条件とならない。第1 (の礼拝) の途中で旅行が終っていれば (第2の礼拝の定刻内に行った)「纏め」は必然的に(注36)無効となる。しかしそれは完遂する (べきである)(注37)。そうすれば (先の礼拝は) 有効であり、第2 (の礼拝) についても、随意 (礼拝) として完遂 (すべきである)。(注38)

☆許認免責事由 (*al=Zād*) ☆

「纏め」を許す

☆が存在していること。第2（の礼拝）の定刻内に「（礼拝の）纏め」を行う場合には（*al=Zād*）☆

2つの条件がある

☆（第1に）その（第1の礼拝）の（定刻内の）完遂が困難なほどに迫らない（*al=Zād*）☆

第1の礼拝の定刻の終りの時間が

☆範囲で（*al=Zād*）☆

なぜならそれ（第1の礼拝の）を（定刻内の）完遂が困難な時間まで遅らせることは禁じられており、許認免責事由を無効にする（yunāfī）からである(注39)

☆第1（の礼拝）の定刻内に「纏め」をニーヤ（意図）すること(注40)（*al=Zād*）☆

というのは（「纏め」の）ニーヤ（意図）なくしてそれ（第1の礼拝）をそれ（第1の礼拝の定刻）より遅らせれば、それ（その第1の礼拝）は「纏め」ではなくカダーゥ（定刻後の履行）になるからである(注41)

☆そして（*al=Zād*）☆

第2（の条件）としては

☆許認免責事由（*al=Zād*）☆

「纏め」を許す

☆が第2（の礼拝）の定刻開始まで存続していること(注42)が条件とされる。（*al=Zād*）☆

病人が治癒する、旅行者が帰郷する、雨が止むなど(注43)、その（第2の礼拝の定刻開始の）前に許認免責事由が消滅すれば、その（礼拝の纏めの）「理由（muqtaḍī-hi）」(注44)が消滅するため、「纏め」は許されない。2つの（義務の礼拝）の間の「随意（礼拝の挿入）」は問題とならない(注45)。また第1（の礼拝）を一人で行い、その後で第2（の礼拝）をイマーム（導師）、あるいはマゥムーン（追随者）として行っても、またその2つ（の礼拝）をそれぞれ別の二人のイマーム（導師）、あるいは「（礼拝の）纏め」を行っていない者（イマーム）の背後で行っても、（その「纏め」の礼拝は）は有効である(注46)。

8. *Ḥāshiya al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.396-410,
'Abd al=Raḥmān bn Muḥammad bn Qāsm al='Āṣimī al=Najdī（d.1392）

(注1) つまり旅行、病気、雨の3つの事由などによってズフルとアスル、マグリブとイシャーゥ（の礼拝）を（纏めること）を意味する。旅行による「纏め」が最も頻度が高いので、それを最初に論ずる。「（礼拝の）短縮」が許される者は誰でも、「（礼拝の）纏め」、「斎戒（断食）を解くこと」が許されるが、その逆は正しくない。アル＝シャイフ（Ibn Taimīya, d.728）も以下のように述べている。

「纏め」はその必要に応じての負担軽減装置である。なぜなら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は希にしかそれを行われなかったからで

ある。それ故、アフマドらハディースを重視するファキーフたち（fuqahā' al=ḥadīth）は、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）に倣ってその必要（ḥāja）がない限り、それ（纏め）を行わないことをムスタハッブ（奨励事項）としている。というのも、彼（預言者）はかなりの道程があった場合も、『正伝承集』その他によるとイブン・マスード（のような預言者の身近に仕えた教友でさえ）からも「預言者が定刻外に礼拝をなさったのを見たことは、2回しかなかった」―ハディース―（と言った）と伝えられているのである。

（スンナ派）フィクフの（4）学派中、（「纏め」に関して）最も寛容なのはアフマドの学派（ハンバリー派）である。なぜなら彼（アフマド）は、（礼拝の定刻内履行が）困難な状況や用事によっても、それ（纏め）が許される、と明言しているからである。アル＝シャイフ（Ibn Taimīya, d.728）も以下のように述べている。

旅行中の2つの礼拝の纏めは必要な場面に限られるのであり、「短縮」のような旅行の際の無条件の負担軽減措置の一つではない。そしてこれがマーリクの学説でもある。

イブン・アル＝カイイム（ハンバリー派、d.751）は、「纏め」に関する諸ハディースに言及して、以下のように述べている。

これらのスンナは全て（伝承経路が）完全に真正であり（意味するところも）全く明瞭であり、矛盾（する別のハディース）はない。（定刻内の礼拝履行を）免責される者の定刻は3つ（1. 日中：ズフル、アスル、2. 夜：マグルブ、イシャーゥ、3. 夜明け前：ファジュル）である。（うち）2つは共通（日中はズフルとアスルに共通、夜はマグルブとシャーゥに共通）であり、1つは単独（夜明け前はファジュルだけ）である。許認免責事由を有する者には、共通の2つの時間（日中と夜の2つ）があり（ズフル、アスル、マグルブ、イシャーゥの4種の礼拝の定刻とされ）、容易な状況にある者には4つ（の時）が定められている。それゆえクルアーンの中で（礼拝の）定刻は、およそ10の節の中で、3回、と5回の2通りが挙げられており、スンナがその詳細と、その説明、その理由の説明を行っているのである。クルアーンとスンナの意味するところと、シャリーアの叡智の帰結である正しい推論（i'tibār）、その（シャリーアの）有する福利は（全て）一致するのである。

(注2) つまり既述の通りマクルーフ（避ける方が良いもの）でも禁じられてもいない2日の行程の（旅行）。*al=Iqnā'* (al=Ḥujāwī, 968) などによると、アラファとムズダリファでのマッカの住人のように、「(礼拝の) 短縮」が許されない者は（礼拝を）纏め（ることが許され）ない。というのは彼らの考えでは、その者は「短縮」(の許される距離) の旅行に出ている旅人でないからである。しかし彼等（マッカの住人）が預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）とその二人のカリフ（アブー・バクル、ウマル）の後ろで（追随して）礼拝を纏めて行ったことが証明されており (thubita)、アル＝シャイフ (Ibn Taimīya, d.728) は、その（「纏め」の許可の）理由は、旅行ではなく「必要 (ḥāja)」であり、「(礼拝の) 短縮」の場合とは異なり、旅行 (自体) を条件としている (mu'allaq bi-hi) のではなく、ただ「必要」があるゆえに許されているのであるから、短距離の旅でも（纏め）が許される、というのが正しい、としている。

(注3) またアル＝バイハキー（シャーフィー派、d.458）もこれ（このハディース）を「正しい (ḥasan)」とし、「真正に保たれている (maḥfūz ṣaḥīḥ)」と述べている。またこれはマーリクも *al=Muwaṭṭa'* に収録しているが、それ (そのヴァリアント) には「その後外に出てズフルとアスルを纏めて礼拝し、その後中に入り、その後また外に出てマグリブとイシャーゥを纏めて礼拝された」とある。イブン・アブド・アル＝バッル（マーリキー派、d.463)、イブン・アル＝カイイム（ハンバリー派、d.751）もこれを真正（なハディース）としており、ムスリムらもこれを伝えている。なお「単独 (gharīb)」とは、伝承者のうちの一人がそれを伝えているただ一人であるもの（ハディース）を意味する。

(注4) シャイフ・アル＝イスラーム (Ibn Taimīya, d.728) などは、「これは (巡礼の儀の) アラファ（での逗留）で日没まで移動しないように、日没の時間まで出発しない (yanzil) 場合のことである。アスル（の礼拝）の定刻内に出発するのなら、それ（その礼拝）はその定刻内に行う。」と述べている。一方アル＝ハーフィズ (Ibn Ḥajar al='Asqalāī, d.852) は、「教友（預言者の直弟子）と彼等の弟子たち（預言者の孫弟子）の多くは、無条件であるとの説を取っており、(この説を取る) フィクフ学者にはアル＝サウリー (d.161)、アル＝シャーフィイー、アフマド、イスハーク (Ibn Rāhwaih, d.238) がいる。またこれについては『正伝集』などに（集落されている）アナスのハディースがある。

(注5) その（アル＝ブハーリーの）テキストでは、「日が傾く前に鞍に乗ら

れる時には、ズフル（の礼拝）をアスル（の礼拝の）定刻まで遅らせ、その後で停留し、その2つ（の礼拝）を纏められ、日が傾いた後で鞍に乗られる時には、ズフルの礼拝をされ、それから鞍に乗られました。」とあり、ムスリム（のテキスト）では「旅を急がれる時にはズフル（の礼拝）をアスルの定刻まで遅らせたうえで、その2つ（礼拝）を纏められ、またマグリブ（の礼拝）も遅らせ、残照が消えた時に、それ（マグリブ）とイシャーァを纏めて礼拝されました。

また（アル＝ブハーリーとムスリムの）両『正伝集』他に、イブン・ウマル（教友）から「かなりの道程であれば、彼（預言者）はマグリブとイシャーァ（の礼拝）を纏められました」とのハディースが（伝えられている）。ムスリム（のハディース）では「彼（預言者）は旅行中に2つの礼拝を纏めようと望まれた時にはアスル（の礼拝）の定刻に入るまでズフル（の礼拝）を遅らせた後で、その2つ（の礼拝）を纏められた」（となっている）。（礼拝の）繰り下げは彼（預言者）から、多くの伝承経路で伝えられているのである。またムアーズ（教友）からムスリムが伝えるところでは、「彼等が預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）と旅に出かけたとき、彼はズフルとアスル（の礼拝）、マグリブとイシャーゥ（の礼拝）を纏められたが、ある日は礼拝を繰り下げられた。その後外に出てズフルとアスル（の礼拝）を行った後に中に入り、その後外に出てマグリブとイシャーゥ（の礼拝）を纏められた。」これ（を伝えているの）は彼（ムアーズ）一人だけである。アナス（の伝えるところに）よると、「彼（預言者）は旅行中は（礼拝を）纏めておられた」。

アル＝バイハキー（シャーフィー派、d.458）、アル＝ナワウィー（シャーフィー派、d.676）らは、「旅行という許認免責事由により2つの礼拝を、第1（の礼拝）の定刻、第2（の礼拝）の定刻のどちらかで纏める（ことが許される）」と述べている。

これは預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）と教友たちから確実に伝わるもの（「纏め」のハディース）、また人々が（巡礼の儀で）アラファとムズダリファで総員一致して行った「（礼拝の）纏め」に（一致することに）加えて、古人（salaf、通常イスラーム初期3世代を指す）と新世代（khalaf）の学者の多数説でもあり、また教友（預言者の直弟子）と彼等の弟子たち（預言者の孫弟子）の間で行われていたことが周知なのである。これは全ての旅に当てはまるのである（maujūd）。

但しシャイフ・アル＝イスラーム（Ibn Taimīya, d.728）は以下のように述べている。

その2つ（の礼拝）の両方の時間内にずっと続けて停留していた場合に

ついては、私の知る限り、ムアーズ（教友）の（伝える）ハディース以外に、その（「纏め」の許可の）根拠とな（り得）る伝承は伝わっていない。タブーク遠征と彼（預言者）（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の巡礼の両方についても、アラファとムズダリファ以外（の場所）で彼（預言者）が（礼拝を）纏められたとは伝えられていないのであるが、ムアーズの（伝える）ハディースはアナスの（伝える）ハディース（程）の有名度を有してはいない（laisa fī al=mashhūr min ḥadīth Anas）。

理由は、旅行者が太陽が傾いてから鞍に乗ってアスルの時間に停留しなくとも、それは「纏め」を必要としないからである。いや彼はアスルの礼拝をその定刻に行う。しかし彼の旅が日没まで続くこともあり、その場合はアラファでの「（礼拝の）纏め」と同じで「纏め」が必要となり、諸ハディースもそれ（その状況下での纏めの許可）について一致しているのである。

（注6）これはマーリク、シャーフィイー派の一部などの学説である。

（注7）イブン・アッバースは、「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は彼のウンマ（イスラーム共同体）に重荷（ḥaraj）を負わせたくないと考えられたのである」、と説明している。アル＝タバラーニー（ハディース学者、d.360/971）など（の収録する伝承では）、「我がウンマに重荷を負わせないため」となっている。このハディースの言わんとするところ（faḥwā-hu）は、病気、雨、（危険の生ずる）恐れによる「（礼拝の）纏め」（の許可）である。矛盾はイジュマーゥと定刻設定の諸伝承による許認免責事由がない場合の「纏め」（の禁止）に関して、その言葉の字義にのみ存ずるので、その言わんとするところの意味がそのまま保たれるのである。

シャイフ・アル＝イスラーム（Ibn Taimīya, d.728/1328）は、雨等による「（礼拝の）纏め」について、以下のように述べている。

この言葉はこれらの事柄による「（礼拝の）纏め」が、より相応しいことを示している。

これは行為による注意喚起の部類に入る、というのは（危険の生ずる）恐れ、雨、旅行によらずに起こり得る重荷を取り除くために（礼拝を）纏め（られ）るなら、これらの事柄によって起こる重荷は、より取り除かれるに値し、従ってそれら（の理由に）による「纏め」はそれら以外による「纏め」に優先する。イブン・アッバースが雨による「纏め」について、それが許可されるにより相応しいにもかかわらず言及していないことを説明するものとして、ムスリムが彼（イブン・アッバース）から伝えるとこ

ろ「私はアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がズフルとアスル、マグリブとイシャーゥ（の礼拝を）纏めるのを見た」。

イブン・シャキークは、「それ（イブン・アッバースの言葉）について私の胸に疑念が生じたので、アブー・フライラを訪れ質問したところ、彼は『彼（イブン・アッバース）の言葉は正しい』と答えました」と言っている。またムスリムが彼（イブン・アッバース）から伝えるところでは、ある男が彼（イブン・アッバース）に「礼拝（の定刻です）」と言った時、彼（イブン・アッバース）は「我々は預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の時代に2つの礼拝を纏めていたというのに、おまえは我々に礼拝を教ええようというのか」と述べた。

彼（イブン・アッバース）はバスラで説教を行ったとき、それ（説教）を中断して降り（て礼拝し）た場合に、その効果が失われると考えて、彼の伝えたもの（ハディース）を引いて自分の行為（説教の継続）を正当化した。つまり彼の考えでは、それ（説教）は「（礼拝の）纏め」が許される必要状況に数えられたのである。そうした事柄では「（礼拝の）纏め」により、そうしないよりもより余裕が生じ、それによってウンマから重荷が取り除かれると彼は考えたのである。

シャイフ・アル＝イスラーム（Ibn Taimīya, d.728）は、また以下のようにも述べている。

「（礼拝の）纏め」はただウンマ（イスラーム共同体）から重荷を取り除くため（に定められた）に他ならない。それゆえ人々が『纏め』を必要とする時には、（礼拝を）纏める（ことが許される）のである。（関連する）ハディースは全て、彼（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ））がそのウンマ（イスラーム共同体）から重荷を取り除くために、一つの時間に（礼拝を）纏められたことを示している。それゆえ『纏め』は、それ（纏め）を行わないことが重荷になる場合には許されるのである。アッラーフはウンマ（イスラーム共同体）からそれ（重荷）を取り上げ給うたのである（から）。礼拝を分けて行うことが患者にとって重荷になるような病気については、『纏め』がなおいっそう（許されるに）相応しいことを、これは示している。」

またアル＝ナワウィー（シャーフィイー派、d.676）等は、「病気による「（礼拝の）纏め」は許され、マーリク（の見解）にも一致する」と述べ、それ（自説）を（マーリクの見解との一致）により補強し、以下のように述べている。

彼はその（纏めの許可の証明の）ために「（危険の）恐れもなく、雨でもないのに」とのイブン・アッバースの（伝える）ハディースを引用している。というのはそれは病気のためであるか、そうでなければそれに準ずるか（難易度が）それ以下の別のことによることになるからであり（それなら最も困難な状況を生ずる病気によって纏めが許されるのは当然である）、また病人の（纏めの）必要は、雨に降られた者の（必要）より大きいのである。

またイブン・ムンズィル（シャーフィイー派、d.309）は「（危険の）恐れもなく、雨でも、病気でもなくとも（礼拝の纏めは）許される」と言っており、またアル＝ハッタービー（ハディース学者、d.388）は，「これはイブン・アッバースの（伝える）ハディースの字義に一致していることから（li-ẓāhir）、ハディース遵奉者の多数意見（qaul jamhūr a ahl al=ḥadīth）である」と述べている。

（注8）アル＝シャイフ（Ibn Taimīya, d.728/1328）は「その病によって（礼拝を）纏める（ことが許される）。また長血による（礼拝の）纏めに関するスンナもそれを教えている。なぜなら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は2つのハディースで彼女（長血を患う女）に『纏め』を命じられたからである。」と述べた。

（注9）つまり礼拝の度に、それを清めるマシャッカ（難儀、不便）であり、これは（マシャッカにより「纏め」が許される1．病気、2．長血に次ぐ）第3の事例である。但し汚れが多くとも苦にならなれなければ、否。*al=Ikhtiyārāt*（Ibn Taimīya, d.728）には、「もし礼拝毎の服の洗濯が苦になるようなら、乳母は（礼拝を）纏める（ことができる）。これには明文がある。一方（他学派と）一致して（wifāqan）、『彼（アフマド）からは（乳母の礼拝の纏めは）許されない』と（の言葉）も（伝えられている）。」と述べられている。

（注10）失尿症、出血が止まらない怪我人、男性愛液、鼻血が止らない者等。それはハムナが預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）に長血について判断を求めた時の、彼（預言者）の彼女に対する、「もしズフル（の礼拝）を遅らせ、アスル（の礼拝）を早めることができるなら、沐浴を行ってから、ズフルとアスル（の礼拝）を纏めなさい。またその後でもしマグリブ（の礼拝）を遅らせ、イシャーゥ（の礼拝）を早め、沐浴を行ってから、その2つの礼拝を纏めて行いなさい。」との答えによる。これはアフマド、アブー・ダーウード、アル＝テルミズィーが伝えており、彼（アル＝テルミズィー）

はこれを真正（なハディース）であるとしている。失尿症などの者にも、この（長血の）類推が適用される。これが（マシャッカの）第4の事例である。

（注11）なぜならそれは病人、旅行者と勁議（fī ma'nā）であるから。これが（礼拝の纏めが許される）第5の事例である。アル＝シャイフ（Ibn Taimīya, d.728）は、「長血やそれに類する多くの事柄のように、重い負担なしには定刻内に浄化を完遂することができない者は、（礼拝を）纏める（ことができる）」と述べている。

（注12）例えば地下室にいる者（maṭmūr）など。既述のようにアフマドはこれを示唆しており、また*al=Inṣāf*（al=Mardāwī, d.885）の中ではそれのみに限っている（uqtuṣira 'alaihi）。そしてこれが（礼拝の纏めが許される）第6の事例である。その「場」は、2つの定刻のうちのどちらか一方に入ったことが確認された時点でである。不明の状態が継続している場合には、「（礼拝の）纏め」を行うことに意味はない。

（注13）自分自身（の生命、身体）や、自分の財産や、自分の家族への（危険の生ずる）恐れなどの許認免責事由により、「（礼拝の）纏め」は許される。また集団（礼拝）と金曜合同礼拝の不参加を許す人々を束縛する仕事によっても、「（礼拝の）纏め」は許される。既述のように、例えばそれ（仕事）を離れることによって不可欠な生計（の手段）への障害（の生ずること）を恐れる者にも「（礼拝の）纏め」は許される。これが（礼拝の纏めが許される第7の事例である。

アル＝シャイフ（Ibn Taimīya, d.728）は以下のように述べている。

> 料理人やパン焼きなど、「（礼拝の）纏め」を行わないと自分、あるいは他人の財産に損害を及ぼす（危険のある）ことを恐れる者には「礼拝の纏め」が許される。アル＝ナサーイーもそれを預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）から伝えており、アフマドも、用事がある場合については『纏め』を認めている。また多く（jam'）（の学者）が（旅行者でない）居住者についても必要（ḥāja）による「（礼拝の）纏め」を、それを習慣としない限りにおいて、無条件に認めている。これはイブン・スィーリーン（d.110）を含む学匠たち（a'imma）の多く（jamā'a）の説であり、イブン・アル＝ムンズィル（ハディース学者、シャーフィイー派、d.309/921）もこれ（許可説）をハディース学派（aṣḥāb al=ḥadīth）の多くから（jamā'a）伝え、これ（許可説）を採用している。またアル＝ナワウィー（シャーフィイー派、d.676）も学匠たち（a'imma）の多く（jamā'a）から（許可説

を伝えている)。

「(礼拝の) 纏め」が許される第8の事例。アフマドは「居住者も、病気や用事による必要不可欠性 (ḍarūra) があれば『(礼拝の) 纏め』(が許される)」と述べている。*al=Wajīz* の著者 (al=Ḥasan al=Dujailī、d.732) を含む多く (の学者) (jam') は、「眠気」を (礼拝の纏めを許す) 例外としており、尿意を堪えている者、詰まっている者など、ウドゥー (洗浄) の失効を案ずる者、食事に飢える者なども同様である。「彼 (預言者) はそのウンマ (イスラーム共同体) に重荷を負わせないことを望まれた」とのイブン・アッバースの言葉の字義がこれを支持している。

(注14)「2つの月 (qamarān) = 月と太陽」、「2つの生 ('umrān) = 水陸両棲」と同様に、その2つは転義的に (taghlīban) のみ「2つのズフル」と呼ばれる。

なお「許される」との表現は、マクルーフ (避けた方が良いもの) でもムスタハッブ (推奨されるもの) でもないことを意味している。但し (巡礼の儀に於ける) アラファとムズダリファの (地での) 2つの「(礼拝の) 纏め」はスンナであるから別である。

また (一説には)「それ (纏め) は義務である」とも言われる。

太陽が傾く前に鞍に乗った場合等にはスンナであり、それ以外の場合はそれ (礼拝の纏め) を行わない方が行うより優る。

(注15) 一般論としては (fī al=jumla)、(他学派と) 一致して (wifāqan)。これは (*Zād al=Mustaqni'* の本文にあるものを) 限定しているのであり、それは、「もしそれにマシャッカが伴わなければ『(礼拝の) 纏め』は許されない」と (の意味に) 理解される。一方「服が濡れなければ、『(礼拝の) 纏め』は許されない」というのが、(*Zād al=Mustaqni'*) 本文著者の言葉の意味するところであり、こちらが (ハンバリー派の) 通説 (madhhab) であり、学派の大半はこの立場を取っている。また多く (jam') が、「あるいは靴、身体が濡れる (程の雨)。マシャッカ (難儀、不便) がないため霧雨や、服を濡らさない雨は違う。」と述べている。シャイフ・アル=イスラーム (Ibn Taimīya, d.728) は「雨の夜の『(礼拝の) 纏め』に関する教友たちの伝承を挙げて、以下のように述べている。

これらの (教友の) の伝承は雨による「(礼拝の) 纏め」が、数友と彼等の弟子たちの時代にマディーナで行われていた旧習であることを示しており、彼等の誰一人としてそれを拒否したとは伝えられていないことから、それが許されることが彼等の間に不特定多数 (tawātur) によって伝えら

れていたことが知られるのである。また「(危険の生ずる) 恐れもなく、雨でもなく、旅行中でもなく」とのイブン・アッバースの言葉は、彼 (預言者) のそうした理由による「(礼拝の) 纏め」の否定ではなく、むしろ肯定なのである。というのは、たとえ彼 (預言者) がそれら (恐れ、雨、旅行の理由) によって (礼拝を) 纏められたことを誰も伝えていないとしても、それら (恐れ、雨、旅行の理由) によっても (礼拝を) 纏められた他に、彼がそれら (許認免責事由) がなくとも (礼拝) を纏めた (と考えることができる) からである。彼がそれらの (許認免責事由) が無い場合に (礼拝) を纏められたことは、尚更有り得ることとして (bi-ṭarīq al-ūlā)、それらの理由かあった場合に (礼拝を) 纏められた (であろう) ことの証明となるのである。

また (シャイフ・アル＝イスラームが) 続けて、「第2 (の礼拝) の定刻の雨による『(礼拝の) 纏め』については、2つの見解がある。というのは我々はその (第2の礼拝の) 定刻 (に入る) まで雨が降り続くことを確実には知り得ないからである。」と言っている。

彼 (アル＝バフーティー) の言葉 [特に] (*al=Rauḍ al=Murbi'*) とは、2つのズフル (ズフルとアスルの礼拝の纏めが許されるとの解釈) を排除するものである。但し別の考え方 (al=wajh al=ākhar) は、2つのズフル (ズフルとアスルの礼拝の纏め) も、2つのイシャーゥ (マグリブとイシャーゥの礼拝の纏め) と同じく許容するのであるが、アル＝カーディー (Abū Ya'lā, d.458)、アブー・アル＝ハッターブ (ハンバリー派、d.510)、アル＝シャイフ (Ibn Taimīya, d.728) がこれ (許容説) を取っている。またアル＝ワズィール (Ibn Hubaira, d.560) はアフマドからこれ以外を伝えておらず、これを選び、それを確言している。一人ならぬ (学) 者がこれを正しいとしており、これはアル＝シャーフィイーの見解でもある。

(注16) つまり、2つのイシャーウ (の礼拝) の「纏め」が許されること於いて「雨」に準ずる。なぜならば雪、(第2母音が) ファタハ (で読むところ) の「雹 (barad)」は、雨の規定 (ḥukm) に含まれるからである。「雹」とは「霰」の堅いものである。

アフマドは、「イブン・ウマル (数友) は寒い夜には (礼拝を) 纏めておられた (了)」と言っている。イブン・ウマルは寒い夜には彼の礼拝告知者に命じ、(礼拝告知者は)「礼拝は宿舎で」と呼ばわった。

(注17) 等。マーリク (の説) に一致して (wifāqan)。字義通りには、「たとえ暗くなくとも」。既に述べたことから、同様に強風の闇夜なら、寒風でな

くとも。また「ぬかるみ」とは「泥土」であり、両足が水と泥で汚れるようなら、「(礼拝の) 纏め」が許される。

(注18) (教友の名を一人欠いて) 預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) に遡る (marfū')。イブン・アッバース (から) も同様に、「預言者芸はマディーナで8 (ラクア) を纏めて、また7 (ラクア) を纏めて礼拝されました。というのは預言者菌は (危険の生ずる) 恐れもなく、雨でもないのに (礼拝を) 纏められることがあったからです。」(と伝えられている) それゆえ (既述の) これらの許認免責事由があれば尚更 (許されるの) である。

アル＝ナッジャードとは、アフマド・ブン・スライマーン・ブン・アル＝ハサン・ブン・イスマーイール・ブン・ユーヌス・アブー・バクル・アル＝バグダーディー・アル＝ファキーフ・アル＝ハーフィズのことであり、イラクのハンバリー派の学匠であり、多くの著作があり、「ヌーンとダール」によって有名であり、(ハンバリー) 学派の一部の著作をしばしば改竄しており、アル＝ブハーリーに代えて「正伝承」の編者との表現を使っている。アル＝ナッジャードは848年に没した。アル＝ウライミー ('Abd al=Raḥān, d.928) は、「彼はアル＝マンスール・モスクでハディースを講じ (yumlī)、多数が彼の講義に参加した。彼はフィクフと「見解の対立 (ikhtilāf)」について著作を残しており、多くの伝承を伝え、著作で名を馳せた (学) 者 (の一人) に数えられる。」と述べている。

(注19) *al=Mudauwana* (マーリクのフィクフの見解の集成、ed., Saḥnūn, d.240) によると、イブン・クサイト (d.122) が伝えるところよると、アブー・バクル、ウマル、ウスマーンがそのように礼拝していた。またアル＝アスラム (d.260〜、アフマドの高弟) はその「スンナ集成」にアブー・サラマ・ブン・アブド・アル＝ラフマーン (d.94 or 104) が、「雨の夜にマグリブとイシャーウ (の礼拝) を纏めるのはスンナである」と述べたと伝えている。

ウバーン・ブン・ウスマーン(d.105)はマディーナの人々の間でそれを行ったが、その中にはウルワ (d.94)、アブー・バクル・ブン・アブド・アル＝ラフマーン (d.94) が居たが、彼等の中には一人の反対者も知られておらず、それはイジュマーゥ (コンセンサス) であったのである。これら (マディーナの) 7ファキーフ、マーリク、アル＝シャーフィイーらの説でもある。

シャイフ・アル＝イスラーム (Ibn Taimīya, d.728) は以下のように述べている。

学者たちのより有力な意見では、たとえ雨が降らなくてもひどいぬかる

みや闇夜の冷たい強風などによって（礼拝を）纏めることが許される。それは人々が自宅で礼拝するより良い。礼拝を纏めず、自宅で礼拝することはスンナに背くビドア（逸脱）である。スンナは5回の礼拝をモスクで集団で行うことであり、それはムスリムの合意（ittifāq）により自宅での礼拝にまさる（と認められている）。そしてマーリク、アル＝シャーフィイー、アフマドなど「（礼拝の）纏め」が許されていると考える学匠たちの合意（ittifāq）によって、モスクで礼拝を纏めて行うほうが自宅で別々に礼拝するよりも優れている（と認められている）のである。

(注20) モスクの隣、あるいは近くの住人など。「それによって彼には「纏め」が許される」との彼（アル＝バフーティー）の言葉（*al=Rauḍ al=Murbi'*）は、そのあとに続くもの、つまり「家で礼拝するにしても」との彼（アル＝バフーティー）の言葉にかかっている。「アーケード（sabāṭ）」とは2つの建物の間の道の上の屋根であり、その複数形は「sawābīṭ」及び「sābāṭāt」である。

(注21) つまり許認免貰事由があれば、既に述べた「礼拝（の）纏め」を許す許認免貰事由により、たとえ自宅や行くのが苦にならない（近隣の）モスクで礼拝するのであろうとも、彼には「（礼拝の）纏め」が許される、との意。それは旅行中であればたとえ苦にならなくとも斎戒（の義務）がないのと同じである。なぜなら預言者芸が雨の日に（礼拝を）纏められたことが伝えられているが、彼の部屋とモスクまでの距離はいくらも離れていなかったからである。それゆえここで考慮されているの（mu'tabar）は、一般的なマシャッカ（難儀、不便）であり、個々の礼拝者の（マシャッカ）ではないのである。

(注22) 既に述べたようにアル＝シャーフィイー，アフマドらがイブン・アッバースなどから、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がタブーク遠征のある日、礼拝を遅らせ、それから外に出て礼拝されたと伝えている。これはマーリクがアブー・アル＝ズバイル（d.126）、更にアブー・アル＝トゥファイル（d.110）を介してムアーズから伝えている。イブン・アブド・アル＝バッル（マーリキー派、d.463）は、「このハディースは伝承経路の証明された真正なものである」と言っている。またシャイフ・アル＝イスラーム（Ibn Taimīya, d.728）以下のように述べている。

（2つの礼拝の）共通時刻内の「（礼拝の）纏め」は許される。それは時には（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が）アラファで（礼拝

を）纏められたように、その時間の初めに纏める（こともでき）、また時には（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が）ムズダリファや幾つかの旅で（礼拝を）纏められたように、第2（の礼拝）の定刻内に纏める（こともあり）、時には2つの定刻の中間に纏める（こともあり）、それも時には共に第1（の礼拝）の定刻の最後になることもあれば、共に第2（の礼拝）の定刻の最初になることもあり、また時には一方（第1の礼拝）がそちら（第1の礼拝の定刻の最後）、他方（第2の礼拝）がこちら（第2の礼拝の定刻の最初）になることもある。これらは全て許されるのである。なぜならこの問題の基本は（礼拝）時間は必要時には共通化されるということである。それゆえ繰上げるか、中を取るかなどは、必要（ḥāja）と利点（maṣlaḥa）次第である。

（注23）なぜならその方がより慎重であり、諸ハディースにも適合しているからである。但しこれは一般論であり、絶対というわけではない。

シャイフ・アル＝イスラーム（Ibn Taimīya, d.728）は「雨による（礼拝の）纏め」について、以下のように述べている。

雨天にはマグリブ（の定刻内）に（礼拝を）纏めるのがスンナであるが、ハンバリー派は雨天に第2（の礼拝）の定刻に「（礼拝の）纏め」が許されるか否かについて意見が分かれており、「彼の言葉の字義では、（礼拝は）纏め（てはなら）ない」と言われる。繰下げが最善であるというのが、第3の説であるが、これはスンナと古来のイジュマーゥに反し誤りである。この説を採る者は、無条件に繰上げが勝ると考えているが、これは誤りであり、繰下げての「（礼拝の）纏め」が繰上げての「（礼拝の）纏め」より優れているということはない。これは必要（ḥāja）と利点（maṣlaḥa）次第であり、時にはこちら（繰上げ）が勝り、時にはあちら（繰下げ）が勝るのである。これが学者の多数派の間での通説であり、アフマドその他から明文の伝わる（ハンバリー）派の学説の通釈（ẓāhir）である。

また彼（イブン・タイミーヤ）は言う。

雨天に定められた（mashrūʿ）「（礼拝の）纏め」はマグリブの定刻内の繰上げの「（礼拝の）纏め」であり、残照が消えるまでマグリブ（の礼拝）を遅らせることはムスタハッブ（推奨されること）ではない。むしろこれは人々にとって多大な重荷となるのである。「（礼拝の）纏め」はただムスリムに重荷を負わせないためにのみ定められているのである。

(注24) それがより楽であるか否かにかかわらず。アラファではたとえ繰下げがより楽であっても、繰上げがまさる。なぜならそれは勤行（'ibāda）のためだからである。またムズダリファではたとえ繰り上げた方が楽であっても繰下げが勝る。なぜならそれは進行のためだからである。*al=Muntahā*（Ibn al=Najjār, d.972）等に明記されているところによると、特にどちらが楽ということがなければ、そこ（ムズダリファ）に定刻の始めに到着すれば、その方（繰下げ）が楽でない限り、それ（礼拝の纏め）を繰下げない（遅らせない）。停留者には全ての礼拝をその（本来の）定刻内に行うのが最善であるように、「選択の時間」内に到着すれば、（礼拝の纏めが定められた）理由の消滅により、マグリブの礼拝だけを行うのが最善なのである。

(注25) それ（礼拝の纏めの合法性）に関して異論があることから、その必要がある時以外は、（礼拝の纏めは）ムスタハッブ（推奨されるもの）とはならない。但し巡礼の儀のアラファとムズダリファでの2つの「（礼拝の）纏め」は別であり、アラファでの繰上げとムズダリファでの繰下げとの条件が揃えば、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がそれを行われたことから、イジュマーゥ（コンセンサス）によってスンナである。シャイフ・アル＝イスラーム（Ibn Taimīya, d.728）は以下のように述べている。

> それは不特定多数（tawātur）により伝えられているが、彼等は誰もそれに異を唱えていない。正しくは、彼（預言者）はただ旅行中との理由でアラファとムズダリファで（礼拝を）纏められたのではない。それは彼が鞍を降りないでウクーフ（静止行）に専念され（inshighāl-hi bi-ittiṣāl al=wuqūf 'an al=nuzūl）、またムズダリファまでは進行に集中されるためであったのである。（了）

またムズダリファやタブーク遠征のように旅路を急がれたときになさったように、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が旅路で行われたように必要があるときには「（礼拝の）纏め」はムスタハッブ（推奨行為）となる。シャイフ・アル＝イスラーム（Ibn Taimīya, d.728）は以下のように述べている。

> （スンナ派の）全ての学匠（a'imma）によって、必要がなければ全ての礼拝をその（本来の）定刻内に行う方が良い（とされている）。預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はその巡礼において、アラファとムズダリファ以外では「（礼拝の）纏め」を行われず、ミナーや往復の道中では（礼拝を）纏められず、タブーク遠征では旅路を急いだので「（礼拝

の）纏め」をなさったのである。それゆえそこで纏められたものについては、それに準じて行われることが定められているのである。

（注26）つまり意識的か無意識かにかかわりなく。*al=Inṣāf*（al=Mardāwī, d.885）には、「これは（ハンバリー派）学派の正説であり、派内の大勢がこれを採っている（了）」とある。つまり（定刻内に）履行し損ねた（礼拝）のカダーゥ（定刻後履行）が（順番の遵守を）失念した場合に免責されるのと違って、の意。

順番は先ず第1の礼拝から始める、なぜならその時間はその（第1の礼拝の）ため（の定刻）であり、第2（の礼拝）は後続であるからであり、第1（の礼拝）の前にその（第2の）礼拝を行っても有効とはならない。

（注27）なぜならそれは「行為はただニーヤ（意図）による」（とのハディース）の大原則（'umūm）に該当しているからである。

全ての崇神行為（'ibāda）は、その開始の時点でのニーヤ（意図）が必要視されるのである。

一方でシャイフ・アル＝イスラーム（イブン・タイミーヤ）は、「学識者の大半によると、「（礼拝の）纏め」はニーヤ（意図）を必要としない。これはマーリク、アブー・ハニーファの説であり、またアフマドの学派に於ける2つの説の一つであり、彼（アフマドから伝わるところ）のテキストと彼の諸原則もこれ含意している」と言う。彼（イブン・タイミーヤ）の言うには、「通説（qaul al=jamhūr）」とは、アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が示唆するところのものなのである。

（注28）なぜなら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は2つ（の礼拝）を纏められた時に、付属（のスンナの礼拝）を省かれたからである。2つのものの「間をあける（farraktu）」とは、一方を他方から「分離する（faṣṣaltu）」こと。

（注29）語源的には、ばらばらになったもの（muftaraq）の接合（ta'līf）。*al=Mufradāt*（Muḥammad al=Khaṭīb, d.820）によると、「何かを、その部分を他の部分と近寄せることにより（bi-taqrīb）、合わせること（ḍamm）であり、『私がそれを纏めたので纏まった（jama'tu-hu fa-ijtamm'a）』のように言われる。」とある。

（注30）*al=Mughnī*（Ibn Qudāma, d.620）と *al=Sharḥ*（Ibn Abī 'Umar, d.688）によると、正しくはそれは慣習（'urf）に委ねられる。シャイフ（Ibn Taimīya,

d.728）は以下のように述べている。

アフマドの言葉は、2つのうちの一方を他方と共に行わなくとも定刻内に（礼拝を）纏めれば、（礼拝を）纏めたことになる、と彼が考えていたことを示している。つまり第2の礼拝の定刻内に（礼拝を）纏める場合と同じであり、彼の説及び彼以外の説の有名なものによると、またもしマグリブの礼拝を定刻の初めに行い、イシャーゥの礼拝をマグリブの定刻の最後に行えば、彼には「（礼拝の）纏め」が許される以上、それも許される。そして彼はこれと同様なことを明文に残し、「『纏め』の2つの礼拝の1つを自宅で行い、他方をモスクで礼拝しても、問題はない。」と言っている。これは彼（アフマド）からの明文であり、（アフマドの考える）「（礼拝の）纏め」とは定刻内に（礼拝を）纏めることであり、それには「連結（muwāṣala）」は条件とされていないことを示している。

また彼は続けて「正しくは、第1の礼拝の定刻内でも第2の定刻内でも、連続（muwālā）は決して条件ではないのである。なぜならばそれについてシャリーアに定めがないからである。（了）」と述べている。

また両『正伝集』の（収録する）預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）のムズダリファでのマグリブの礼拝を済ませられた後での「（礼拝の）纏め」の逸話では、皆が各自のラクダを各自の宿営に繋いだ後に礼拝を行ったのである。

（注31）つまり、2つの（礼拝の）間に定刻内に履行できなかった礼拝をカダーゥ（定刻後の履行）で行えば、間隔があきすぎているために「（礼拝の）纏め」が無効になるように、2つの間に間をあければ「（礼拝の）纏め」が無効になる（との意）。

但し、彼（アフマド）からは、「2つの間（に行われたところ）の付随（のスンナの礼拝）」によっても無効にならない」と（述べたと）も（伝えられる）。

アル＝トゥーフィー（Slaimān al=Ṭūfī, d.716）は、「付属のスンナ（の礼拝）が（義務の）礼拝を補強する（li-tu'akkida）ための礼拝の一部であると考えると、より説得力のあるのは、非—無効説である」と述べている。

（注32）これには曖昧さがあり、（この文章が）前の文章と修飾関係にあるかのようにも取れるが、それは誤りである。むしろ「イカーマ（礼拝開始の呼び掛け）」と簡略なウドゥー（洗浄）の時間を越えない僅かな発話は（「礼拝の纏め」の有効性に）影響しない」と述べてあればより適切であった。但し（ハンバリー派の）学説上、の意である。

(注33) 雨が降っている間に、第一の礼拝でイフラーム（入斎）を行い、（礼拝中に）（雨が）あがっても、やり直さない。またぬかるみが生じれば（その「礼拝の纏め」は）無効とはならない。なぜならぬかるみは許認免責事由の一つであるから、雨が止んでいない状態に準ずるからである。但しそれ以外の場合には、たとえ病気等が残っても、その「（礼拝の）纏め」は無効となる。また旅行者が旅行を理由に「（礼拝の）纏め」を始めてから、（その纏めの礼拝中に）旅行が終ったが、雨は降っている等の場合にも、それ「（礼拝の）纏め」を許す許認免責事由の消滅により、その「（礼拝の）纏め」は無効となる。というのは雨の後のぬかるみとは異なり、第1の（許認免責事由）から発生したのでない新しい許認免責事由だからである。

(注34) 霰や雪の後にぬかるみができた場合等。

(注35) つまり、雨等を理由とする「（礼拝の）纏め」以外であり、その場合にはそれ（許認免責事由の継続）が条件とされる。

(注36) つまり、纏めた2つの礼拝のうちの最初（の礼拝）の途中で、定住をニーヤ（意図）することにより、旅行が終了したり、第1（の礼拝）の定刻内に当人を乗せた船が故郷に到着するなど。注釈者（アル＝バフーティー）は、これに限定をつけておらず、（この状況では）「（礼拝の）纏め」を許す雨やぬかるみ等の許認免責事由の有無に拘らず、第2（の礼拝）の終了までの継続が条件とされる（礼拝の纏めを）許す許認免責事由の消滅により、「（礼拝の）纏め」も「（礼拝の）短縮」も絶対的に無効となる。

(注37) 結果的にそれがその（本来の）定刻内に行われたことにより、義務（の礼拝の履行）として（有効）。

(注38) つまり、時刻がまだ第2（の礼拝）の定刻内であり、纏めた2つの礼拝のうちの第2（の礼拝）の途中でそれ（許認免責事由）が断絶した場合も、やはり彼（アル＝バフーティー）はこれに限定をつけておらず、「（礼拝の纏めと短縮を）許す許認免責事由の消滅により、両者共に絶対的に無効となるが、それ、つまり第2（の礼拝）は随意（礼拝）として完遂する。なぜならばその礼拝は定刻内に行われていないからである。但し第1（の礼拝）は義務として有効である。第1（の礼拝）、第2（の礼拝）の途中で治癒した病人に関しても、旅行者（の帰郷）に準ずる。

(注39)「（礼拝の）纏め」の意。2つの礼拝の接続による（手間の）軽減と

いう「(礼拝の) 纏め」の特典の消失により (礼拝の纏めが許されなくなり)、(ニーヤをそこまで) 遅らすことによって (第1の礼拝を定刻内の不履行の) 罪を犯したことになる。

(注40) それを許すもの (許認免責事由) が存在している限り。第1の礼拝の定刻 (の終了) がそれ (礼拝の履行) が困難な程に迫るまで「(礼拝の) 纏め」をニーヤ (意図) していなければ、その時点でのニーヤ (意図) は有効とならない。

(注41) 彼 (アフマド) からは、(彼が)「『(礼拝の) 纏め』の繰上げにはニーヤ (意図) は条件とならない」(と述べた) とも (伝えられている)。アブー・バクル (al=Marwadhī, d.274)、シャイフ (Ibn Taimīya, d.728) 等がこれ (この説) を採っている。

(注42) 道行き、病気、雨等が。*al=Inṣāf* には、「これに関して、私 (al=Mardāwī, d.885/1480-1) は異論 (の存在) を知らない」とある。

(注43) 第2 (の礼拝) の定刻に入る前の許認免責事由のが消失の例示。イジュマー (コンセンサス) によって、第2 (の礼拝) の定刻に入った後にそれが消失しても、(「(礼拝の) 纏め」の合法性に) 影響はない。*al=Inṣāf* では、「(ハンバリー派) 学派で正しいとされる説では、2つ (の礼拝の) のうちん最初 (の礼拝) の定刻内に、2つの礼拝を短縮して行い、その後に第2 (の礼拝) の定刻に入る前に帰郷しても (定刻前の短縮礼拝で義務の遂行に) 間に合っている」と述べられている。

(注44) それを合法化するもの (mujauwiz)、即ち、それは第2 (の礼拝) の定刻に入る前の時点での許認免責事由の存在である。それゆえそれ (許認免責事由) がそれ (第2の礼拝の定刻開始) まで存続していなければ「(礼拝の) 纏め」は許さず、(礼拝の) 遅延によって罪を犯すことになる。なぜならそれ (礼拝) を定刻 (終了) 間際まで遅らせることは禁じられており、許認免責事由を無効にする (yunāfī) からである。

(注45) 連続は条件とされない、との意。なぜなら第2 (の礼拝) はその定刻内に行われ、いかなる点でもそれはアダーゥ (定刻内履行) であり、それに付随した第1 (の礼拝) は、(定刻内に) 履行し損ねた礼拝に準ずるからである。*al=Mubdi'* (Ibrāhīm Ibn Mufliḥ, d.884) には、「これ (許可説) がより正しい」とある。

(注46) つまり、これらの形の「(礼拝の)纏め」全てが。なぜなら全ての礼拝はそれぞれ別個に判断される(li-kull ṣalā ḥukm nafs-hā wa hiya munfarida)からであり、その「纏め」には、イマーム(導師)、あるいはマゥムーン(追随者)、「礼拝を纏める者(jāmi')」の一致は条件とならないからである。

9. *al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu,* vol.2, pp.349-361.
Wahba al=Zuḥailī

(礼拝の書;第10章—礼拝の種類;第5節—旅行者の礼拝)
第2項—2つの礼拝の纏め)

第1目:纏めの合法性

ハナフィー派を除き、多数派(jamhūr)の見解では、「纏め」は許されている。(纏めが許されるのは)長距離の旅行において「(礼拝)短縮」の場合と同様に[89頁参照]、ズフルとアスルを前の礼拝(ズフル)の定刻に繰り上げるか、後の礼拝(アスル)の定刻に繰り下げることによってであり、また金曜集団礼拝は繰り上げの場合はズフルに準じ、同様にマグリブとイシャーゥも繰り上げ、繰り下げることによってである。

纏め(られ)る礼拝はズフルとアスル、マグリブとイシャーゥであり、そのどちらか一方の定刻内においてである。

先の礼拝の定刻内に纏める場合は、「繰り上げの纏め(jam' al=taqdīm)」と呼ばれ、後の礼拝の定刻内に纏める場合は「繰り下げの纏め(jam' al=ta'khīr)」と呼ばれる。

相違(のある問題)を避けるためにも、また預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)がそれ(纏め)に固執(idāma)していなかったことからも、それ(纏め)を行わない方がより良い。というのはもし(纏めた方が)より良いのであれば、「(礼拝)短縮」(に固執したの)と同様に、それ(纏め)に固執していただろうからである。

「繰り下げの纏め」の典拠は、両『正伝集』（アル＝ブハーリー、ムスリム）の収録するアナスとイブン・ウマルの伝承によって確立されている。

前者のハディースについては、アナスが（以下のように）言っている。

アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は午後に入って太陽が西に傾く前に（旅行に発つため乗用獣に）乗った場合には、ズフルをアナスの定刻に遅らされ、その後で（乗用獣を）降りてその2つ（ズフルとアスル）を纏められ、（旅行に発つため乗用獣に）乗る前に太陽が西に傾いた場合には（先ず）ズフルの礼拝を行ってから（乗用獣に）乗られたものであった(原注1)。

イブン・ウマルのハディースについては、以下の通りである。

彼はその家族のある者を助けるようにと要請され旅路を急ぎマグリブを残照が消えるまで遅らせそれから（乗用獣を）降りてその2つ（マグリブとイシャーゥ）を纏め、人々（同行者たち）に、アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）も旅路を急ぐ時にはそのようになさっていた、と説明した(原注2)。

「繰り上げの纏め」の典拠は、ムアーズの伝えるハディース「正伝」である。

預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はタブークの戦役で日没後に（旅行に発つため乗用獣に）乗った場合にはイシャーゥを早めマグリブと共にその（イシャーゥの）礼拝を行った(原注3)。

一方ハナフィー派は（以下のように）述べる(原注4)。

「纏め」は許されない。但し以下の場合は除く。

（先ず）巡礼のイフラーム状態に入った者が「アラファの日」ズフル

とアスルを繰り上げて纏めることである。それは1回のアザーンと2回のイカーマによ（て行われ）るが、それはアスル（の礼拝）がその（本来の）定めの定刻より前に行われるために、（それを）人々に知らせるために、特にそのイカーマによって（それを）識別させるのである。

また（次いで）（巡礼のイフラーム状態に入った者が）アル＝ムズダリファの夜にマグリブとイシャーゥを繰り下げて纏めることである。それは1回のアザーンと1回のイカーマによ（て行われ）るが、それはイシャーゥ（の礼拝）はその（本来の）定めの定刻に行われるため特に告知を必要としないからである。

彼ら（ハナフィー派）は、「礼拝の定刻は、絶対多数の伝える伝承(tawātur)により確定している以上、一人の伝える伝承によってそれ（定刻）をずらすことは許されない」と論ずる。

イブン・マスウードは両師（shaikhān）（アル＝ブハーリー、ムスリム）が伝える伝承の中で述べている。

彼以外に神の無い御方（アッラーフ）にかけて、アラファでのズフルとアスル（の纏め）と、集会（jam'）―つまりアル＝ムズダリファ―でのマグリブとイシャーゥの「纏め」の2つの礼拝を除いて、アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が定刻外に礼拝をなさるのを決して見たことはありません。

正しくは、スンナによって確立していることにより「纏め」は許されている。なぜならスンナはクルアーンと同じく法源(maṣdar tashrī'ī)だからである。

原注

(1)アル＝ブハーリーとムスリムが共に伝える伝承。cf., *Nail aL=Auṭār,* vol.3, p.212.

(2) これ（ハディース）は、この通りの言葉ではアル＝ティルミズィーが伝えており、この意味のことはイブン・マージャを除く主な伝承学者たち（jamā'）が伝えている。

(3)「繰り下げの纏め」のハディースは、ムアーズ・ブン・ジャバル、イブン・アッバースからも伝えられている。cf., *Nail aL=Auṭār,* vol.3, p.213〜.

(4) cf., *al=Lubāb*（*Sharḥ Bidāya al=Mubtadi'*）, vol.1, pp.185, 187.

第2目：2つの礼拝を纏める要因とその条件

繰り上げと繰り下げによる「纏め」が許されると見做す（学）者たちは、(1)旅行、(2)雨や雪、雹など、(3)アラファとアル＝ムズダリファにおける「纏め」、の3つの事情によってそれ（纏め）が許されることについては見解の一致を見ているが、それ以外（の事情）については意見が別れており、また「纏め」が有効となる条件においても同様（に意見の相違があるの）である。

マーリキー派の見解(原注1)：

ズフルとアスル、マグリブとイシャーゥの繰り上げと繰り下げの「纏め」の要因は（以下の）6つである。

(1)旅行、(2)雨、(3)闇夜のぬかるみ、(4)失神などの病気、(5)アラファの纏め、(6)アル＝ムズダリファの（纏め）。

アラファとアル＝ムズダリファにおける「纏め」だけがスンナであるのを除き、以上の全てにおいて男性にも女性にも「軽減措置（rukhṣa）」として「纏め」が許されている。

旅行については、海路でなく陸路であり、「軽減措置」の理由のある「短縮（礼拝）」（qaṣr li-al=rukhṣa 'alā mawrid-hā）であり、その旅行により背神行為を行うのでなく、遊興（の旅）でなければ、「（礼拝）短縮」の（許される）距離であれば長期であると短期であるとに関わらず、無

条件に「纏め」が許される。

旅行において「繰り上げの纏め」が許されるためには2つの条件がある。

1. 旅行中休息のために停止した場所で（既に）太陽が（西に）傾いている［ズフルの時間になっている］こと。

2. アスルの定刻（に入る）前に（旅立つために乗用獣に）乗り、日没前に休息のために停止するとのニーヤ（意図）を有すること。

もし太陽が黄色く染まる前に休息するとのニーヤ（意図）を持った場合には、ズフルの礼拝のみを行い、その（アスルの礼拝の）自由選択時刻内までアスルを遅らせることが義務であるが、それ（アスル）を繰り上げてもその（アスルん）礼拝は可。

もし太陽が黄色く染まってから日没までの間に休息するとのニーヤ（意図）を持った場合にはズフルはその（本来の）定刻内に礼拝し、アスルに関しては望みのままにそれ（礼拝）を繰り上げるか、休息のために停止するまでそれ（礼拝）を遅らせるかを選べる。

もし進行中に[日が傾くことによって]ズフルの定刻に入ったなら、太陽が黄色く染まる時刻かそれ以前に停止するとのニーヤ（意図）を持ったならズフルを繰り下げ、「繰り下げの纏め」によってそれ（ズフルの礼拝）をアスルと共に纏める。もし日没後に停止するとのニーヤ（意図）を持ったなら外見上2つの礼拝を纏める。つまりズフルはその自由選択の時間帯の最後に、アスルはその自由選択の時間帯の初めに礼拝する。

マグリブとイシャーゥについては、日没がズフルにおける太陽の（西への）傾きに相当し、ファジュル（夜明け前の薄明かり）の出現は日没に準じ、夜の後半の3分の2は太陽が黄色に変色することに準ずることに気づけば、詳細にいたるまで（ズフルとアスルの場合と）同じ規定が当てはまる。

腹痛などの病気については、「外見場の纏め」を許す。つまり先の義務（の礼拝）をその（本来の定刻の）自由選択時間帯の最後に、次の義務（の礼拝）はその（本来の定刻の）自由選択時間帯の初めに礼拝する。

この（「外見上の的纏め」の）メリットはマクルーフ（自粛行為）でなくなることである。というのは健常者については、「外見上の纏め」は許されるとしても、それはマクルーフ（自粛行為）だからである。

後の礼拝（アスル、あるいはイシャーゥ）の定刻に入ると失神、目眩、高熱が起こるのではとの不安のある者には、先の礼拝（の定刻）に後の礼拝を繰り上げることが「許可（jawāz)」として許されるというのが有力な説である。

要約：病人は意識を失う不安があるか、（礼拝を）纏める方がより楽であれば、その（纏めの）時は先の礼拝の定刻内である。

雨、あるいは雪、雹、あるいは闇夜の現実の、あるいは予想され得る（路上の）泥（のぬかるみ）は、雨が普通の人が頭を覆うほどに激しいか、ぬかるみ、あるいは泥土が人々がサンダル（ḥidhā'）を履くのを妨げる程に多量であったときに、2つのイシャーゥの礼拝（マグリブとイシャーゥ）をモスクで集団で礼拝する者についてのみ、「繰り上げの纏め」を許す。「（礼拝の）纏め」は「闇」と「ぬかるみ」（という2つの要因）が重ならない限り許されず、どちらか1つだけによっては（許され）ない。

「纏め」を始めてから雨が止んだ場合には、その継続が許される。

通説としては、（2つの礼拝を）纏める場合には、2つの礼拝のそれぞれにつき1回のアザーンと1回のイカーマによるものとし、マグリブの最初のアザーンはミナレットの上から大声で、第2のアザーンはミナレットではなくモスク内で小さめの声で行い、ムスタハッブ（推奨行為）としてはマグリブ（の礼拝）はアザーンの後3ラクア相当（するの時間）遅らせて始め、その後で随意（礼拝）は行わず皆それぞれ帰宅する。というのはこの場合には随意礼拝を行うことはマクルーフ（自粛行為）だからであり、モスク内で（2つの礼拝を）纏めた後には随意（礼拝）はなく、残照が消えるまでは奇数（ラクア）礼拝もない。

2つの礼拝の間には随意礼拝は行わない。しかし随意（礼拝）がマク

ルーフ（自粛行為）であっても、それが「纏め」の有効性を損ねるわけではない。

たとえモスクに出掛けるのが大変な病人であっても、この「纏め」はモスクの近隣の住人には許されず、また色香に惑う危険のない女性にも（許されない）。

同様にこの「纏め」はモスクで独りで礼拝する者にも許されない。但し（別に）帰る家のある専属のイマーム（導師）は別で、「纏め」と「先導」のニーヤ（意図）を持って独りで「纏め」を行う。なぜならばそれは「集団（礼拝）」の代わりとなる（yanzilu manzil al=jamā'a）からであり、先の礼拝の時点で、先導のニーヤ（意図）と同様に「纏め」のニーヤ（意図）を有することが義務である。

巡礼における「纏め」については、それがスンナであることで一致をみている。巡礼者はアラファの地で「繰り上げの纏め」によりズフルとアスルを纏めることがスンナである。それはその（アラファの）住民であるか、ミナーやムズダリファのような祭儀の地の住民であるか、地平線の彼方から来訪した者であるかを問わない。またアラファの住民以外の者は、（アラファと自分の家の間の間隔が）「（礼拝）短縮」の（許される）距離以下であっても、スンナに従って（礼拝を）短縮する。

また巡礼者にはムズダリファでは「繰り下げの纏め」によって纏めることがスンナである。またムズダリファの住民以外の者は、イシャーァの（礼拝を）短縮することがスンナである。なぜなら原則的に、「（礼拝の）纏め」は巡礼者全てにとってのスンナであるが、「（礼拝の）短縮」は現地、つまりアラファとムズダリファの住民以外に限られるからである。

原注

(1) cf., *al=Sharḥ al=Ṣaghīr,* vol.1, 487-492, *al=Sharḥ al=Kabīr,* vol.1, 368-372, *al=Qawānīn al=Fiqhīya,* p.82, *Bidāya al=Mujtahid,* vol.1, p.165,167.

シャーフィイー派の見解(原注1)：

彼ら（シャーフィイー派）は旅行、雨、巡礼のアラファとムズダリファでのみ「(礼拝の）纏め」が許されるとする。

雨、雪や雹による「纏め」について言えば、遠くのモスクで集団で礼拝するため雨によって道中難儀する者に関しては「繰り上げの纏め」が許されるというのが有力な説である。(アル＝シャーフィイーの)「新説」(アル＝シャーフィイーには多くの問題について新説と旧説がある）ではこの場合には「繰り下げの纏め」は許されない。というのは雨は止むかも知れず（後の礼拝の定刻まで）雨が降り続けることは確実に知り得ないからであり、そうすると免責事由なく礼拝の定刻をのがすことになるからである。彼ら（シャーフィイー派）が「繰り上げの纏め」を許す典拠は両『正伝集』(アル＝ブハーリー、ムスリム）の収めるイブン・アッバースの伝える伝承である。

> アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はマディーナでズフルとアスル、マグリブとイシャーゥの礼拝を纏めて我々の先導をなさいました。(ムスリムは「危険の恐れからでも、旅行によるのでもなく」の語を加えている。)

「繰り上げ」が許される条件は、先の礼拝の「（終了の）平安祈願」の時点で雨が降っており後の礼拝の最初まで雨が継続していることであり、両者の間にはそれ（雨）が（降り）続いていなくてはならないが、それ以外の所では雨が止んでいても構わない。

雨天には「繰り上げの纏め」によって金曜集団礼拝とアスルを纏める。たとえ説教の時点では降っていなくても。それ（説教）は礼拝の1部ではないから。

礼拝の定刻の（語られた）ハディースにより、(特別許可を）明言する明文によらない限りそれ（礼拝の定刻を定めたハディース）に背くこ

とは許されない故に、ぬかるみ、風、闇夜、病気によっては「纏め」は許されない、とするのが学派の通説である。

「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は多くの病に罹られたが、病によって彼が（礼拝を）纏められたことをはっきり示す伝承は伝えられていないからである」

また虚弱で家がモスクから大変遠い者にも明らかに困難があるにも拘わらず「纏め」が許されない以上、病人も同様（であるはず）だからである。

マーリキー派の説と同じく、巡礼者にはアラファでの「繰り上げの纏め」、ムズダリファでの「繰り下げの纏め」がムスタハッブ（推奨行為）である。

旅行による「纏め」に関しては、「(礼拝）短縮」の場合と同じく、長期（旅行）であれば、「繰り上げ」であれ「繰り下げ」であれ（礼拝の纏めは）許されない。

「繰り上げの纏め」の条件となる6事項：

(1)「纏め」のニーヤ（意図)。つまり先の礼拝の開始の時点で「繰り上げの纏め」のニーヤ（意図）を持つことによる。但し（「纏め」のニーヤを持つのが）たとえ礼拝（終了）の「平安祈願」と同時であれ、その（礼拝の）途中であっても許される、とするのが有力な説である。

(2) 順序。即ち定刻内である先の礼拝から始めること。つまり先の礼拝を行い、次いで後の礼拝を行う。なぜなら時刻は先の礼拝のものだからである。後の礼拝はただ先の礼拝に後続して行われるのであるから、先行する方が先にされねばならないのである。

もし先の礼拝から初めて2つ（の礼拝）を礼拝したが、条件か構成要件を欠くことによってそれ（先の礼拝）が無効となったことが判明した場合には、先の礼拝から始めるというその（後の礼拝の有効性の）条件が欠けるために、後の礼拝もまた（義務の礼拝としては）無効となるが、随意礼拝としては成立する、というのが正しい。

(3) 連続。つまりその2つの（礼拝の）間に長時間の間隔を置かないことにより、継続させること。なぜなら「纏め」とは、2つ（の礼拝）を1つの礼拝のようにすることであるから、礼拝における各ラクアにおいても1回の礼拝内で各ラクアの間を分断することが許されないのと同じく、（2つの礼拝が）連続していることが義務となり、つまり両者を分断しない。それゆえたとえ不注意や失神などの理由があってであれ、2つ（の礼拝）の間が長い間隔によって分断されたならその「纏め」は無効となり、後の礼拝は、「纏め」の条件が欠けたことにより、その（本来の）定刻まで遅らせることが義務となる。但し2つ（の礼拝）の間に僅かな間隔が空いただけなら構わない。間隔の長短は常識（'urf）によって決まる。というにはシャルウ（クルアーンとハディース）にも語義にも、それを決めるものは存在しないからである。

正しくはタヤンムム（砂塵による浄め）を行った者にもウドゥーゥ（洗浄）を行った者と同様に2つの礼拝の「纏め」が許される。その場合には水を探して僅かな間が空くことは構わない。なぜならそれはイカーマと同様に礼拝のためだからである。いやより一層重要である。なぜならそれ（イカーマ）と違ってそれ（水を探すこと）は（タヤンムムが有効である）条件だからである。

正しくはこの3つの条件（「纏め」のニーヤ、順序、連続）は「繰り下げの纏め」では義務とはならないことに注意しなくてはならない。

(4) 旅行が第2の礼拝のイフラーム（入斎）まで続いていること。たとえその旅行がその後でその（礼拝の）途中で終了したとしても（可）。後の礼拝を始める前にその旅行が終わった場合には（「纏め」を許す）要因が消失したため、その「纏め」は有効ではない。

(5) 後の礼拝を始めるまで先の礼拝の定刻が残っているとの確信。

(6) 先の礼拝の有効性の蓋然性（ẓann）。それゆえたとえばアスルと金曜集団礼拝を、（金曜集団が）不必要に複数挙行されており、最初に開始されのがどれか、あるいは同時だったのかが疑わしい場合に纏めた場

合、そのアスルとそれ（金曜集団礼拝）とを「繰り上げの纏め」によって纏めることは有効ではない。

「繰り下げの纏め」に条件となるのはただ2つの事項：

(1) 先の礼拝の定刻が過ぎる前の「繰り下げの（纏め）」にニーヤ（意図）を持つこと。それはたとえ1ラクア分（の時間）であっても。つまり（定刻内に1ラクアを行いうる）時間内に（ニーヤを）始めれば、それはアダーゥ（定刻内履行）となるが、そうでなければ罪を犯したことになり、カダーゥ（定刻後履行）となる。ニーヤ（意図）が条件となる根拠は、「纏め」のために（礼拝を）遅らせることも、それ以外の理由で遅らせることもあり得る以上、シャリーアに則った「繰り下げ」をそうでないもの（繰り下げ）から区別するニーヤ（意図）が必要となるからである。

(2) 後の礼拝の完了（時）まで旅行が続いていること。というのは（旅行が）それ（後の礼拝の完了時）まで続かず、その（後の礼拝の）途中で居住することになったとすると、先の礼拝(つまりズフルかマグルブ)はカダーゥ（定刻後履行）となる。なぜならそれ（先の礼拝）がアダーゥ（定刻内履行）となったのは、免責事由（旅行）（が存在したが）故に後の礼拝の付属となっていたからで（に他ならないので）あるが、それ（後の礼拝）が完了する前に既にそれ（免責事由＝旅行）は消失しているからである。

順序について言えば、それは義務ではない。なぜなら後の礼拝の定刻は先の礼拝の定刻であるから、いずれか好きな方から始めてよいのである。また連続も義務ではない。なぜなら（「繰り下げの纏め」で）先の礼拝が後の礼拝と共にするのは、（定刻を）逃し（てカダーゥで行った）た（義務の）礼拝を現在（定刻である義務）の礼拝と共にするのと同じであり、両者を分断することが許されるのである。順序と連続はスンナに過ぎず、条件ではないのである。

礼拝のスンナ：

ズフルとアスルを纏める場合、「繰り上」げで纏めようと「繰り下げ」だろうと、ズフルの前のスンナを（「纏め」より）先に行うが、後にすることも許される。また「繰り下げ」で纏めるなら、ズフルを先に行おうと（先に行うのが）アスルであろうと、それ（スンナ）を（ズフルとアスルの）間に挟むことが許される。

マグリブとイシャーゥを纏める場合には両者のスンナは（「纏め」の）後に行う。「繰り下げ」て纏め、マグリブを先に行った場合には、マグリブのスンナを（マグリブとイシャーゥの）間に挟むことが許される。また「繰り下げ」て纏め、イシャーゥを先に行った場合には、イシャーゥスンナを（イシャーゥとマグリブの）間に挟むことが許される。

これ（上記の諸ケース）以外は（スンナの礼拝を行うことは）禁じられている。

原注

(1) cf., *al=Majmū'*, vol.4, 253-269, *al=Muhadhdhab,* vol.1, p.104〜, *Mughnī al=Muḥtāj,* vol.1, pp.271-275.

ハンバリー派(原注1)：

「繰り上げ」と「繰り下げ」の「纏め」は（以下の）8つの場合に許される。

(1)「短縮」つまり4ラクアの礼拝の短縮の許される長距離の旅行：即ちそれが禁じられたものでもマクルーフ（自粛行為）でもなく、その距離が2日（の行程）に達すること。なぜなら「纏め」は旅行中のマシャッカ（難儀）を取り除くために定められた軽減措置だからであり、「（礼拝）短縮」や（ウドゥーゥの代わりに革靴下を）3回撫でることと同じく長距離の旅行に限られるのである。

(2)「纏め」を行わないことにより、困難と衰弱を生ずる病気：なぜなら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は「危険を恐れてでも雨によってでもなく（礼拝を）纏められた」 —別のヴァリアントでは「危険を恐れてでも旅のためでもなく（礼拝を纏められた）」(原注2)—のであるが、それ以外には病気以外の免責事由は存在しないからである。アフマドは、病気は旅行より一層難儀である、と論じている。

病人は旅行者と同じく、「繰り上げ」と「繰り下げ」の何れかを自由に選択するが、どちらでも同じであれば「繰り下げ」が勝る。

(3) 授乳：礼拝の度に汚れを浄めることがマシャッカ（大変）であるため、乳母には「纏め」が許されるが、彼女は病人に準ずる。

(4) 礼拝の度に水による浄め、あるいはタヤンムム（砂塵による浄め）が出来ない者：その2つの出来ない者には、マシャッカ（困難）を取り除くために「纏め」が許される。というのはこうした者は旅行者や病人に準ずるからである。

(5) 時刻を知る術のない者：盲人のようにそれを知り得ない者には「纏め」が許される。

(6) 長血など：長血を患う者や、尿、男性愛液の失禁症の者、鼻血の止まらない者などには既述のハムナカのハディースの言葉により、「纏め」が許される。というのは彼女（ハムナカ）が長血を患って預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）に法判断を求めた時、彼はそれについて「もし貴女がズフルを遅らせアスルを早め沐浴してその2つの礼拝を纏めることができるなら、（礼拝を）実行しなさい」と言われたからである(原注3)。失禁症を患う者も、この範疇に入る。

(7) 免責事由（'udhr)、

(8) 仕事：仕事か、（礼拝を）纏めないことによる自分の生命、名誉、財産（に対する危険)、あるいは生活必需品への被害の不安のような集団礼拝、集団礼拝への不参加が許される免責事由のある者には「纏め」が許される。これは就業時（あるいは勤務時間）の労働者や潅漑農民が

利用する救済措置なのである。

雨による「纏め」はマーリキー派が言うのと同じく、マグリブとイシャーゥに関して許される。それはアブー・サラマ・ブン・アブド・アル＝ラフマーンの「雨の日にマグリブとイシャーゥを纏めることはスンナにあたる」(原注4)との言葉による。これはアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）のスンナに溯るのである。しかしアブー・サラマのこのハディースによってはズフルとアスルの「纏め」は許されない。というのがマグリブとイシャーゥしか述べられていないからである。

雨による「纏め」は、先人たち（salaf）の行為に倣って先の礼拝の定刻内に行う。なぜなら先の礼拝を後の礼拝の定刻に繰り下げることは暗闇の中でのマシャッカ（困難）と外出、モスクでイシャーゥの定刻に入るまで待つことを帰結することになるからである。但し人々が「纏め」を繰り下げることを選んだなら許される。

「纏め」が許される雨とは、衣服を濡らし、その中で外出するのにマシャッカ（困難）を感ずるものである。これ（「纏め」）については雪と雹も雨に準じ、小糠雨、服を縫いらさない霧雨は（「纏め」を）許さない。

正しくはぬかるみだけでも免責事由になる。なぜならぬかるみは服と靴を汚し、人々の足を取り身体と服に害を及ぼし、それ（ぬかるみの危険）は（服が雨に）濡れることより大きく、雨によってかかるのと同ようにそれ（ぬかるみ）によってもマシャッカ（難儀）が靴と服にかかるからである。

寒い闇夜の強風について言えば、正しくは「纏め」が許される。なぜならそれは金曜集合礼拝、集団礼拝の免責事由であるからである。ナーフィウはイブン・ウマルが（以下のように）語ったと述べている。

「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の（礼拝）告知者は雨の夜、風のある寒い夜には、『おまえたちの宿営の中で礼拝せよ』と呼ばわったものであった。」(原注5)

以上の免責事由は全て、自宅で礼拝する者、あるいはモスクまでの道

がアーケードになっている者、あるいはモスクに滞在中の者や、モスクまでの距離が短い者など、たとえそれらによって殆どマシャッカ(難儀)のかからない者にまで、「繰り上げ」、「繰り下げ」の「纏め」を許す。

どんな場合でも、必要に応じて「繰り上げ」か「繰り下げ」かを選んだことを示す既述のムアーズのハディース(原注6)によるなら、(「纏めの」) 許される者には「繰り上げの纏め」と「繰り下げ」のより楽な方(を選ぶこと)がより良い。マーリクはムアーズから「預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)はタブークの戦役のある日、礼拝を遅らせ、その後に外に出てズフルとアスルを纏めて礼拝され、その後(一旦)引き込んだあとまた外に出られマグリブとイシャーゥを纏めて礼拝された」と伝えている(原注7)。

どちらでも(難易度が)同じなら、繰り下げる方がより良い。というのはその方が慎重であり、見解の相違(する問題)を回避することになり、(関連の)全てのハディースに従うことになるからである。

巡礼中の「纏め」はアラファではズフルとアスルの「繰り上げ」であり、ムズダリファでは「マグリブ」と「イシャーゥ」の「繰り下げ」である。それは預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)が行われたからであり、またアラファではアスルの時間には祈願に専従しており、ムズダリファの夜のマグリブの時間にはそこに向かって進行中だからである。

「纏め」の条件:「繰り上げ」と「繰り下げ」の「纏め」が有効となるための一般的条件は、先の礼拝を後の礼拝より前に行い順序を守ることである。(ハンバリー派の)正しい学説としては、(定刻内の履行を)逃した(義務の)礼拝のカダーゥ(定刻後履行)においては免責されるのと異なり、ここ(「纏め」)では失念によっても(礼拝の)順序(の順守)は免責されない。

「繰り上げの纏め」が有効となるためには加えて4つの条件がある。(1)「行為はただニーヤ(意図)に基づく」とのハディースにより、先の礼拝のイフラーム(入斎)の時点での「纏め」のニーヤ(意図)

(2) 連続：イカーマと軽いウドゥーゥ（洗浄）の分（の時間）を除いて纏める2つの礼拝の間に間隔を空けない。なぜなら「纏め」の意味は、「連続（mutāba'a)」と「接続（muqārana)」であるが、長い間隔が空いてしまえばそれが成立しいからである。一方「軽いもの（ウドゥーゥ)」は些細なものであり、許されるのである。そして両者（イカーマとウドゥーゥ）とも礼拝のためのものなのである。

(3) 旅行や病気などの「纏め」の許される免責事由が纏める2つの礼拝の開始の時点と先の礼拝の（終了の）「平安祈願」の時点で存在すること。なぜなら先の礼拝の開始は「ニーヤ（意図）」とその完了の「場」であり、後の礼拝の開始は「纏め」の「場」であるからである。それゆえその（先の礼拝の開始）の後その（後の礼拝の開始）の前に雨が止むか、ぬかるみが消えればその「纏め」は無効となる。

(4) 旅行と病気については、免責事由が後の礼拝の終了の時点まで存続することが条件である：それゆえその前に度が終わればその「纏め」は無効になる。雨や雪や雹など（の免責事由）については、もし後にぬかるみが残れば免責事由が後の礼拝の終了の時点まで存続することは条件とはされない。

「繰り下げの纏め」に条件となる2つの事項：

(1) その（定刻）内にそれ（礼拝）を行うのが困難な程に（定刻の終わり）が迫っていない範囲で、礼拝の定刻内に、「纏め」のニーヤ（意図）を持つこと。

それ（礼拝）を行うのが困難な程に先の礼拝の定刻（の終わり）が迫っていればその「纏め」は有効とはならない。なぜならそれ（礼拝）を（定刻内に）その履行が困難なまでに遅らすことは禁じられており、その遅延によって罪を犯したことになるからである。

(2) 免責事由が後の礼拝の定刻に入るまで存続すること：なぜなら「纏め」が許されるのは免責事由によるからであり、病人が治癒する、旅行

者が（目的地に）到着する、雨があがるなどで、（免責事由が）存続しなくなれば、理由の消滅により、必然的に許されないことになるのである。しかし後の礼拝の定刻内に入った後であれば免責事由の消失は（「纏め」の有効性に）影響しない。なぜならその2つ（の礼拝）は彼に賦課された義務（wājibatān fī dhimma-hi）となった以上、彼にはその2つを行う必要があるからである。

既述のように、どちらの「纏め」にも（2つの礼拝の間の）順序（の順守）が条件となるが、「繰り下げの纏め」には連続は条件とならず、両者の間に随意礼拝を行っても構わない。同様に後の礼拝には「纏め」のニーヤ（意図）も条件とならない。なぜならそれ（後の礼拝）はその定刻内に行われるのであり、いずれにせよアダーゥ（定刻内履行）だからである。

いずれの「纏め」においても、導師、追随者が共通であることは条件とならない。「纏め」の2つの礼拝において導師が異なっても、また纏めない（追随）者に対して、（礼拝を）「纏め」ていながら先導するとのニーヤ（意図）をもってもその「纏め」は有効である。なぜなら礼拝は各々、そのニーヤ（意図）によって独立であり、独自に判断されるからである。

既に（2つの礼拝を）纏め（終えた）た後で、構成要件（を行うこと）の失念などによって先の礼拝が有効でなかったことが判明した場合、先の礼拝も後の礼拝も無効になる。

スンナ：先の礼拝の定刻内に纏める場合には、2つの（礼拝の）うちの後の礼拝のスンナと奇数ラクア礼拝を後の礼拝の定刻の前に行うことが出来る。なぜならその（後の礼拝の）スンナはそれ（後の義務の礼拝）に付随しており、その実行においてもその定刻においてもそれ（義務の礼拝）に従属するからである。また奇数ラクア礼拝の定刻は、イシャーゥの礼拝とファジュルの礼拝の間であり、イシャーゥの礼拝を終えれば、その（奇数ラクア礼拝の）定刻となるのである。

原注

(1) cf., *Kashshāf al=Qinā'*, vol.2, pp.3-8, *al=Mughnī*, vol.2, pp.273-281.

(2) 両者ともムスリムがイブン・アッバースのハディースとして収録している。

(3) アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィーがこれを伝え、アル＝ティルミズィーはこれを真正なハディースであると判定している。

(4) アル＝アスラムがこれを伝えている。

(5) イブン・マージャがこれを伝えている。

(6) アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィーがこれを伝えている。なおアル＝シャーフィイー、アフマドなどはイブン・アッバースから伝えている。Nail al=Awṭār, vol.3, p.213.

(7) イブン・アブド・アル＝バッルは、これは伝承経路の確かなハディースである、と述べている。

10. *Tabṣira al=Muta'allimīn fī Aḥkām al=Dīn*, p.37
al='Allāma al=Ḥillī (d.726)

◎シーア派(12イマーム派)では、礼拝の定刻の規定がスンナ派と根本的に違うために「(礼拝の) 纏め」の概念そのものが存在しない。そこでここでは標準的シーア派フィク綱要 *Tabṣira al=Muta'allimīn* の礼拝の定刻の規定の部分を訳出する。なお al=Shahīd al=Auwal の *al=Lum'a al=Dimashqīya* もほぼ同様である。cf., al=Shahīd al=Auwal, *al=Lum'a al =Dimashqīya*, Qum, 1406 (h), p.28.

「礼拝の書」第2章：その（礼拝の）定刻について

太陽が（南中後）西に傾けばズフルの定刻となる。4ラクア（の礼拝を行う）だけの時間が経った後はそれ（ズフル）とアスルの共通の時間となるが、日没までに4ラクア（の礼拝を行う）だけの時間を残すのみ（の時刻）となるとアスルだけ（の時間）となる。太陽が沈む―その定義は東の空の夕焼けが消えることであるが―とマグリブの定刻となるが、それ（マグリブ）を行うだけの時間が経った後はそれ（マグリブ）とイシャーゥの共通の時間となる。夜半までに4ラクア（の礼拝を行う）だけの時間を残すのみ（の時刻）となるとイシャーゥだけ（の時間）となる。

第2のファジュル（夜明け前の白光）が昇ると日が昇るまでがファジュルの定刻となる。

Ⅱ.「庇護民の規定」

◎庇護民の規定は、通常ジハード（聖戦）章の中で扱われる。フィクフの一般構造の中で、聖戦（ジハード）はイバーダートの1部をなす。「イバーダートには、礼拝、喜捨、斎戒、巡礼、聖戦の5つである」 Wahba al=Zuḥailī, *al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu,* vol.1, p.81. cf., Muḥammad Ibrāhīm al=Tuwaijirī, *Mukhtaṣar al=Fiqh al=Islāmī,* Riyadh, 1993, pp.266-268

al=Rauḍ al=Murbi' も、「聖戦の書」までをもって第1部としており、本書もこの構成に従い、聖戦の書までをもって、イバーダート編とする。

1. *al=Fatḥ al=Rabbānī,* vol.14, pp.122-124.
Aḥmad 'Abd al=Raḥmā al=Bannā（d.1951）

◎*al=Musnad* をフィクフの章立てに則って再編成した *al=Fatḥ al=Rabbānī* の『ジハードの書』には、この問題を扱う独立した章は存在しな

い。

「不信仰者からの貢租の徴収と、畏くも貴きアッラーフの御言葉『アッラーフと最後の審判の日を信ずる者よ…中略…彼ら(啓典の民)が身を屈め手ずから貢租を差し出すまで。』(クルアーン9章29節)に関して」章

[バジャーラ・アル＝タミーミーが伝えて曰く]

アッラーフの使徒(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)がハジャル(イエメンの町)のマギ教徒から貢租を徴収したとアブド・アル＝ラフマーン・ブン・アウフが証言するまでウマル(2代カリフ)はマギ教徒から貢租を取ることを欲しなかった。

[アブド・アル＝ラフマーン・ブン・アウフが伝えて曰く]

マギ教徒がアッラーフの使徒(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)の許から退出した時、私が彼に質問すると、「預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)が彼(マギ教徒)に貢租(支払)か殺害の一方を選ばせたところ、彼は貢租を選んだ」と彼は答えられた。

[イブン・アッバースが伝えて曰く]

アブー・ターリブ(預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)の父方伯父で養親)が病を患った時に、クライシュ族とアッラーフの使徒(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)が彼を見舞ったが、彼(アブー・ターリブ)の枕元には男一人分の席があったので、アブー・ジャフル(アブー・ターリブの弟)がそこに座った。そして彼ら(クライシュ族)は(アブー・ターリブに)「あなたの甥は我らの神々を誹謗しています」と訴えた。そこで(アブー・ターリブは)「おまえの親族はお前の何について苦情を述べているのか」と尋ねた。(アッラーフの使徒(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)が)「伯父さん。私は彼らが一つの言葉に立脚

し、アラブ民族が彼らに対してそれを奉じ、また異邦人たちが彼らに貢租を収めることを望んでいるのです」と答えられると、(アブー・ターリブは)「それは何か」と尋ね、(アッラーフの使徒(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)は)(それは)「アッラーフの他に神はない」(です)と答えられた。すると彼ら(クライシュ族)は「彼は神々をただ一人の神にするのか」と言った。

曰く。そこで「サード。訓戒のクルアーンにかけて。」(クルアーン38章1節)が啓示され、彼(アッラーフの祝福と平安あれ)は「これはまことにおかしなことだ」(38章5節)までを読誦された。

[ウルワ・ブン・ズバイルが伝えて]

アル＝ミスワル・ブン・マフラマが彼(ウルワ)に語ったところによると、アーミル・ブン・ルワイユ族の同盟者でありバドルの戦役にも参戦したアムル・ブン・アウフが彼(アル＝ミスワル)に(以下のように)語った。

アッラーフの使徒(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)はアブー・ウバイダ・ブン・アル＝ジャッラーフをバハレーンに貢租徴収のために派遣した。その時アッラーフの使徒(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)は既にバハレーンと講和を結び、アル＝アラーゥ・ブン・アル＝ハドラミーをその総督に任命していた。

アブー・ウバイダがバハレーンから富(貢租)を持ち帰ると、(マディーナの)「援助者」たちは彼の帰還を聞き付けた。それゆえ彼らはアッラーフの使徒(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)と共にファジュルの礼拝を済ませ、アッラーフの使徒(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)がファジュルの礼拝を終えて座を離れると、彼の許に(物問いたげに)押し寄せた。

アッラーフの使徒(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)は彼らを見て微笑み、「お前たちはアブー・ウバイダが何かをもって帰って来た

と聞き付けたのだろう」と言われ、彼らは「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）よ、その通りです」と答えた。

すると（アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は）言われた。「私はお前たちには貧乏の心配はしてはいない。むしろ先人たちに現世が恵まれたように、お前たちに現世が恵まれ、そのためにお前たちがそれを競って求め、（現世の富が）彼ら（先人たち）を惑わしたように、お前たちを惑わすのではないかと恐れている。」

［イブン・アッバース　が伝えて曰く］

アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は「(いかなる) 土地でも二つのキブラがあることは正しくない［宗教は並立しない］。そしてムスリムには貢租は課されない。」と言われた。

［アブー・ウマイヤの伝えるところ］

タグリブ族の男が、「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がムスリムには十分の一税は課されない。十分の一税はただユダヤ教徒とキリスト教徒にのみ課される。」と言われるのを聞いた。

2. *Mukhtaṣar al=Khiraqī*（*in al=Mughnī*）, vol.13, pp.202-236.
al=Khiraqī（d.334）

◎「アル＝ヒラキー綱要」では「聖戦の書」はイバーダートの最後ではなく、「ハッド刑の書」の後におかれ、「貢租の書」が「聖戦の書」に続く構成となっている。

『アル＝ヒラキー綱要』には、「庇護契約の締結」章はないが、「貢租の書」は多くの部分が重複しているため、その重複部分を訳出し、アル＝ムグニーもそれに準ずる。

…

ユダヤ教徒、キリスト教徒、マギ教徒からのみ、彼らが協定を結んだことを順守している限りにおいてのみ、貢租は受理される。それ以外の者はイスラームへの入信か、処刑となる。

彼らの中で貢租を徴収される者は、3つの階層に別れる。下流階層は12ディルハム、中流階層は24ディルハム、上流階層は48ディルハムである。

小児、精神障害者、女性、貧者、老衰者、慢性病者、盲者には貢租は課されず、主人がムスリムの場合には、その主人が（非ムスリム）奴隷の（貢租の）肩代わりをすることもない。

貢租（支払）が義務として課された者が、それを徴収される前にイスラームに入信した場合には、（貢租支払は）免じられる。もし（非ムスリム）奴隷が解放されれば、解放者がムスリムであれ不信仰者であれ、彼には、その後については貢租が課される。

タグリブ族のキリスト教徒からは貢租は徴収されない。彼らからはムスリムからと同様に、その財貨、家畜、果実から法定喜捨が徴収される。アブー・アブド・アッラーフ（アフマド・ブン・ハンバル）からの2つの伝承の一つによると、彼らの屠殺した肉は食べられず、彼らの女性とは結婚できないが、別の伝承によると彼らの屠殺した肉は食べられ、彼らの女性とは結婚できる。

庇護民で自分の居住地の外（への移動）が許される者には、1年に、10分の1税の半額が徴収される。彼ら（庇護民）の中でも安全保障を有する敵国の商人にからは10分の1税を徴収する。

…

3. *al=Mughnī,* vol.13, pp.202-236.
Ibn Qudāma（d.620）

『貢租の書』

それ（貢租）とは、（不信仰者の）「イスラームの家」での定住のために、不信仰者から徴収する税務（waẓīfa）である。

またそれは「支払う（qaḍā）」の意味のjazā（完了形）、yajzī（未完了形）の「Fi'la」型である。至高なるアッラーフが「誰も他人の代わりに何も支払えない（tajzī）日を畏れよ」（クルアーン2章48節）と仰せられる。またアラブ人は、借金を支払った（qaḍaitu）時に、「私は私の債務を支払った（jazaitu）」と言う。

その（貢租の）典拠は、クルアーンとスンナとイジュマーゥである。

クルアーンは、「経典を授けられた民で、アッラーフも最後の審判の日も信じず、アッラーフとその使徒が禁じられたものを禁じず、真理の御教えを信奉しない者とは、彼ら（啓典の民）が身を屈め手ずから貢租を差し出すまで戦え」（クルアーン9章29節）との至高なるアッラーフの御言葉である。

スンナについては、アル＝ムギーラ・ブン・シュウバによる以下の伝承をアル＝ブハーリーが収録している。

彼（アル＝ムギーラ）はナハーヴァンドの戦いの日にペルシャ皇帝の軍隊に以下のように言った。

「我らの主の使徒であられる我らの預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、あなたがたがただアッラーフのみを崇拝するか、さもなければ貢租を支払わない限り、あなたがたと戦うよう、我々に命じられました。」

またブライダからは、多くの伝承の中で、彼が以下のように述べたと伝えられている。

アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は大軍や小部隊の司令官を任命されるときには、特にその者（司令官）自身についてのアッラーフへの畏怖と、周囲のムスリムへの善行をお命じになられたものであった。

そして彼（使徒）は彼（ブライダ）に以下のように言われた。

「もしお前たちの敵の多神教徒に遭遇すれば、彼らに3種（khiṣāl）、あるいは3通り（khilāl）のことを呼びかけ、もしそのうちのどれかでお前に応じたなら、それを受け入れ、彼らから手を引け。

即ち（先ず）イスラーム（入信）を呼びかけよ。それでもし彼らがお前に応じたなら、それを受け入れ、彼らから手を引け。もし彼らが拒むなら、貢租（支払）を求めよ。それでもし彼らがお前に応じたなら、それを受け入れ、彼らから手を引け。もし彼らが拒むならアッラーフに神佑を求め、彼らと戦え。」

ムスリムは、総論としては、貢租の受領が許されることで、イジュマーゥ（コンセンサス）に達しているのである。

1687－問題；彼（アル＝ヒラキー）は言う。：[ユダヤ教徒、キリスト教徒、マギ教徒からのみ、彼らが協定を結んだことを順守している限りにおいてのみ、貢租は受理される。]

彼の文では、貢租が受領される（範疇の）者は、経典の民と、経典の類いを有する者、の2種類である。経典の民とはユダヤ教徒、キリスト教徒及び彼らの宗教を奉ずる者である。例えばサマリヤ人であり、彼らは律法（taurā）を奉じ、ムーサー（モーゼ）のシャリーアに沿って行動し、彼ら（ユダヤ教徒）とは教えの細部において異なっているのみである。またキリスト教徒の分派とは、ヤコブ派、ネストリウス派、マルカ派（malkīya）、ローマ・カトリック（firinj）、ギリシャ正教徒（rūm）、

アルメニア正教徒等であり、彼らは福音書（injīl）を奉じ、イーサー（イエス）に従い、そのシャリーアに沿って行動しているので、彼らは皆、福音書の民である。

彼ら以外の者は、「あなたがたは、『我々以前には、経典はただ2つの宗徒のみに啓示された』と言う」（クルアーン6章156節）との至高なるアッラーフの御言葉を典拠に、経典の民には含まれない。

サビ教徒については、学識者たち（ahl al-'ilm）の見解が分かれている。アフマドからは、「彼らはキリスト教徒の一派である」（と言った）と伝えられている、しかし彼は他の場所では、「彼らは土曜日を安息日としている、と私は聞いた。そうだとすれば彼らはユダヤ教徒に含まれる。」と言っている。ウマルからは、「彼らは土曜日を安息日としている」（と言った）と伝えられている。ムジャーヒド（d.102/3/4）は「彼らはユダヤ教徒とキリスト教徒の中間である」と言っている。アル＝スッディー（d.127）、アル＝ラビーウ（Aū Yazīd）は、彼らは経典の民である、と述べている。アル＝シャーフィイーは彼らについての判断を保留している。彼らについては、調査するのが正しい。もし彼らが、二つの経典の民のいずれか一方と、その預言者と経典において一致しているなら、彼ら（サビ教徒）はそれ（ユダヤ教徒かキリスト教徒のどちらか）に含まれる。もしそれにおいて彼ら（経典の民）と異なるなら、彼ら（サビ教徒）は経典の民ではない。彼ら（サビ教徒）については、「天体は理性的存在であり、惑星は神々である」と述べている、とも伝えられている、もしそうであるなら彼らは偶像崇拝者の類いである。

イブラーヒーム（アブラハム）とシース（セツ）の書巻、ダーウード（ダビデ）の詩編の信奉者からは貢租は受け取られない。なぜなら彼らは2つの宗徒（キリスト教徒、ユダヤ教徒）ではないからである。というのは預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がアブー・ザッル（の伝える）ハディースの中でイブラーヒームの書巻、ダーウードの詩編について述べているように、これらの書巻はシャリーアを含んでおらず、

訓戒や比喩の集成に過ぎないからである。

経典の類い（shubha）を有する者とは、マギ教徒である。彼らにはかつて『フルフィア』という経典があったと伝えられており、それによって彼らにはその血を流すことの抑制と彼らからの貢租の受領を義務づける論点（shubha）が生ずるのである。しかし彼らの女性との結婚、彼らの屠殺物を合法とするだけの根拠は成立していない。これが学識者たちの大半の見解である。しかしアリーが以下のように語ったと伝えられていることを典拠に、アブー・サウル（Ibrāhīm bn Khālid, d.240）から、「彼ら（マギ教徒）は経典の民であり、彼らの女性（との結婚）と屠殺物は合法である」（と言った）と伝えられている。

マギ教徒については人々の中で私が最も良く知っている。彼らは、彼らが知っている知識，彼らが学ぶ経典を有していた。ところが彼らの王が酔って、自分の娘、あるいは妹と交わってしまった。彼の王国の住人の一部がそれを知り、彼（王）が正気に返った時、彼らが彼に対してハッド（法定）刑（石打刑）を執行しようとしたが、彼は彼らを退け、自分の王国の住民を招集して、「汝らは、アーダムの宗教より良い宗教を知っているか。彼の男子は彼の女子と結婚した。私はアーダムの宗教に則っていだ。」と言い、一部の民は彼に従い、彼（王）に背いた者と戦い、遂にそれらの者（反逆者）を殺してしまった。すると朝になると夜の間に彼らの経典は取り去られてしまい、彼らの胸中にあった知識も召し上げられてしまったのである。

それゆえ彼らは経典の民である。アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は彼らから貢租を徴収され、アブー・バクル—彼（アリー）は、ウマルも、と言ったように思う—も（徴収した）。

アル＝シャーフィイー、サイード（Sa'īd bn 'Abd al='Azīz, d.167）等がこれを伝えている。なぜならば預言者が「彼ら（マギ教徒）には経典

の民の定めを適用せよ」と言われているからである。

我々の典拠は「『我々以前には、経典はただ2つの宗徒のみに啓示された』と言う」（クルアーン6章156節）との至高なるアッラーフの御言葉であり、マギ教徒は「2つの宗徒（キリスト教徒、ユダヤ教徒）」ではないのである。また「彼ら（マギ教徒）には経典の民の定めを適用せよ」との預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉も（むしろ）、彼ら（マギ教徒）が彼ら（啓典の民）とは別であることを示しているのである。

アル＝ブハーリーは、バジャーラから、アブド・アル＝ラフマーン・ブン・アウフから「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はハジャルのマギ教徒から貢租を徴収された」と聞くまでウマルがマギ教徒から貢租を受け取らなかった、と伝えている。もし彼らが経典の民であれば、アッラーフが啓典の民から貢租を徴収せよとの命令があるにもかかわらずウマルが彼らから貢租を徴収することをためらわなかったであろう。彼ら（マギ教徒経典の民論者）が述べているのは、彼らに経典の類い（であるとの論点）（shubha）が生じせしめるものである。アブー・ウバイド（al=Qāsim, d.224）は、「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が彼ら（マギ教徒）の女性（との結婚を）禁じられており、彼（アリー）はそれを知っていたに違いない以上、アリーから伝わっていることが、たとえ根拠はあるにしても、誤りなく正確に伝承されたものとは思わない」と述べている。

彼ら（マギ教徒）の女性（との結婚）と屠殺物が禁止されているとしても、これ（アリーの伝承）が正しいことは可能である。というのは、それ（女性と屠殺物）を合法化する経典は2宗派（ユダヤ教徒、キリスト教徒）のいずれかに啓示された啓典であり、彼ら（マギ教徒）の啓典は取り去られてしまっており、彼ら（マギ教徒）はそう（ユダヤ教徒、キリスト教徒）ではないので、その合法化は成立しないが、それ（過去における経典の存在）によって彼らの血を流すことの抑制は確定される

からである。

「彼らの女性（との結婚）と屠殺物は合法である」とのアブー・サウル（d.240）の言葉については、イジュマーゥ（コンセンサス）に反している以上、顧慮するに足りない。「彼ら（マギ教徒）には経典の民の定めを適用せよ」との預言者の言葉は，彼らからの貢租の徴収についてである。そしてこれが確定したなら、二つの経典の民（ユダヤ教徒、キリスト教徒）とマギ教徒からの貢租の徴収はイジュマーゥによって確定され、我々はそれについて異論（の存在）を知らない。なぜならば教友たち（アッラーフよ彼らを嘉し給え）はそれについてイジュマーゥを形成し、正統カリフたちと我々の時代に至るまでの後の者たちも、否定する者、異を唱える者もなく、それを行ってきたのである。またクルアーンの経典の民からの貢租の徴収の指示、既述の「我らの預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、あなたがたがただアッラーフのみを崇拝するか、さもなければ貢租を支払わない限り、あなたがたと戦うよう、我々に命じられました」とのアル＝ムギーラのペルシャ人に対する言葉、ブライダとアブド・アル＝ラフマーン・ブン・アウフのハディース、「彼ら（マギ教徒）には経典の民の定めを適用せよ」との預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉によるマギ教徒からの貢租の徴収のスンナの指示に加えて、ヒジャーズ、イラク、シリア、エジプトの学識者たちもその説(ユダヤ教徒、キリスト教徒、マギ教徒からの貢租の徴収)を主張しているのである。

彼らがアラブ人であるか非アラブ人であるかでは区別されない。マーリク、アル＝アウザーイー(d.157)、アブー・サウル(d.240)、イブン・アル＝ムンズィル（d.309）がこの説を述べている。しかしアブー・ユースフ（d.182）は、「アラブ人は、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の出身民族に属するという名誉に預かっているが故に、彼らからは貢租は徴収されない」と言う。

我々の典拠は、クルアーンの節の一般原則（'umūm）と以下の事実で

ある。アブー・ダーウードの伝えるところ、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はハーリド・ブン・アル＝ワリードをドゥーマ・アル＝ジャンダルに派遣し、ドゥーマのウカイディル王（d.633）を呼び寄せ、彼がアラブ人であったにもかかわらず貢租を条件に彼と講和を結ばれた。また（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は）ナジュラーンのキリスト教徒から貢租を徴収されたが、彼らもアラブ人であった。また（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は）ムアーズをイエメンに派遣し、「お前は経典の民に一部族のもとに赴くのである」と言われ（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）、全ての成人男性から1ディーナールを徴収するように命じられたが、彼らもアラブ人であった。イブン・アル＝ムンズィル（d.309）は、「（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が）ムアーズを派遣された時点で、非アラブ部族が、イエメンに定住していたとは伝えられていない」と述べている。またたとえそうであったとしても、彼ら（イエメン住人）全てから全ての成人男性から1ディーナールを徴収するようにとの彼の命令は、アラブからも貢租が徴収されることの典拠となるのである。また預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が分遣隊の司令官に、敵に対して貢租の支払いを命じられた時に、非アラブ人をそれ以外から特に区別されなかったと、ブライダのハディース中にもあり、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は殆どの場合、アラブ人を相手に戦われたのである。またそれはイジュマーゥでもある。ウマルはタグリブ族のキリスト教徒から貢租（徴収）を望んだが、彼らはそれを拒み、彼（ウマル）にムスリムから徴収されるのと同じもの（喜捨）を自分たちからも徴収するように頼んだが、彼は彼らに対してそれを拒否した。結局彼らは東ローマ帝国に帰順したが、その後、彼（ウマル）は貢租の代わりに彼ら（タグリブ族のキリスト教徒）から徴収するものを取ることで彼らと講和した。そして彼らから徴収したものは彼ら以外の者の貢租とは違った形ではあってもやはり貢租であったのであるが、彼らから貢租を徴収することを

非難する者は誰もなかったのであり、従ってそれはイジュマーゥだったのである。

教友の時代に多くのアラブのキリスト教徒、ユダヤ教徒がイスラームの地に住んでいたが、貢租（賦課）なくしてはそこでの彼らの受け入れが許されなかったことは、確実かつ断定的に立証されている。それゆえ彼ら（教友たち）が彼ら（アラブ・キリスト教徒、ユダヤ教徒）から貢租を徴収したことも断定的に立証できるのである。

アル＝ヒラキーの言葉は字義（ẓāhir）通りには、彼らの経典の改竄の前に入信した者と後の者の区別はなく、経典の民どうしの子と偶像崇拝教徒どうしの子、経典の民と偶像崇拝教徒の間の子の区別もない。アブー・アル＝ハッターブ（d.510）は、「彼らの経典の改竄後に入信した者からは貢租は受け取られない。片親が貢租が受領される者で片親が受領されない者である場合の子供から（貢租）が受領されるか否かには、両説ある。」と言う。そしてこれはシャーフィイー派学説でもある。

我々の典拠は、彼らについての（クルアーン、ハディースの）明文の一般原則である。また彼らがその信徒からは貢租が受領される宗教の信徒である以上、彼ら以外と同様にそれ（貢租）によって（イスラームの地での定住が）受け入れられるからである。彼らの貢租が受け取られるのは、彼らが貢租の支払、宗教（milla）の諸規定の遵奉の協定に従って居住している限りである。なぜならば至高なるアッラーフは彼らが貢租を払わない限り、つまりその支払を遵奉しない限り、彼らと戦うように命じ給う給う以上、それがなければ、彼らの血と財産は（侵害が）合法なままにとどまるのである。

［章］：二つの条件の下以外では恒久庇護契約の締結は許されない。

第1は、毎年の貢租の支払である。第2は、イスラームの諸規定の遵奉、つまり彼らに対して規定された義務の履行、禁止事項の忌避の承認である。そしてそれは「…彼ら（啓典の民）が身を屈め手ずから貢租を

差し出すまで…」（クルアーン9章29節）との至高なるアッラーフの御言葉と、「次に貢租（支払）を求めよ。それでもし彼らがお前に応じたなら、それを受け入れ、彼らから手を引け。」とのブライダの伝えるハディースにある預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉に基づく。実際に支払われたか、諸規定が施行されたかは(lā tu'tabaru ḥaqīqa i'ṭā')、必要とは見做されない。というのは貢租の支払（i'ṭā'）は年末にしか行われないのに対して、彼らから手を引くのは、それが支払われる以上、年頭からだからである。「貢租を差し出すまで（ḥattā yu'ṭū)」とは、「支払（の契約）を遵奉し（yaltaẓimū)、その納入（の条件）に応じる（まで)」の意味である。それは「彼らが悔い改め、礼拝を履行し、喜捨を納めれば、彼らの道を空けよ」（クルアーン9章5節）との至高なるアッラーフの御言葉と同じで、その意味はその遵奉であってその実行（ḥaqīqa）ではない。なぜなら「1年が経過するまでは財産に喜捨は（課され）ない」とのアッラーフの使徒の言葉により、1年経ってはじめて喜捨の支払は義務となるからである。

1688－問題；彼（アル＝ヒラキー）は言う。:［それ以外の者はイスラームへの入信か、処刑となる。］

つまり、キリスト教徒、ユダヤ教徒。マギ教徒以外からは、貢租は受領されず、それ（貢租）によっては彼らは（「イスラームの家」での定住を）受け入れられず、彼らにはイスラーム（入信）しか認められず、イスラームに入信しなければ殺される、ということである。

これがハンバリー派学説の通説（ẓāhir）である。しかしアル＝ハサン・ブン・サワーブ（d.268）は彼（アフマド）から以下のように伝えている。

アラブ人の偶像崇拝者を除く全ての不信仰者から貢租は受領される。

なぜならブライダのハディースは、その一般原則として、全ての不信仰者からの貢租の受領を示しているからである。そしてただアラブ人の偶像崇拝者だけは、第1に（そもそもイスラームが）彼らの（原）宗教である、第2に彼らは預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の出身民族である、との二つの理由により、彼らの不信仰が重大であるため、その例外とされるのである。

アル＝シャーフィイーは以下のように述べている。

（貢租は）経典の民とマギ教徒以外からは受領されない。一方、イブラーヒーム（アブラハム）、シース（セツ）の書巻やダーウード（ダビデ）の詩編の民やアーダム（アダム）やイドリース（エノク）の宗教を遵守する者等、ユダヤ教徒、キリスト教徒以外の経典の民については、2説あるが、第1の説では、貢租（の支払）によって彼らは受け入れられる。なぜなら彼らも経典の民であり、それゆえユダヤ教徒、キリスト教徒に準ずるからである。

アブー・ハニーファは以下のように述べている。

全ての不信仰者から貢租は受領されるが、アラブ人は別である。なぜなら彼ら（アラブ人）は預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の出身民族であるので彼の宗教以外は（「イスラームの家」での定住が）受け入れられないからである。彼ら以外は貢租（支払）によって受け入れられるが、それは彼らがマギ教徒の場合と同じく、奴隷となれば（「イスラームの家」での定住が）受け入れられるので、貢租（支払）によっても受け入れられるからである。

マーリクからは、「それ（貢租）は全ての不信仰者から受領されるが、

クライシュ族は別である。なぜなら彼らは背教した（irtaddū）からである」（と述べた）と伝えられている。

アル＝アウザーイー（d.157）、サイード・ブン・アブド・アル＝アズィーズ（d.167）からは、「彼ら（不信仰者）全てから受け入れられる」（と述べた）と伝えられている。これはブライダのハディースに基づくアブド・アル＝ラフマーン・ブン・ヤズィード・ブン・ジャービル（d.153）の説でもある。というのは彼（アラブ人の不信仰者、及びクライシュ族の不信仰者）は経典の民と同じく不信仰者であるので、（経典の民と同じく）貢租（支払）によって受け入れられるからである。

我々の典拠は、「多神教徒は見つけ次第殺せ」（クルアーン9章5節）との至高なるアッラーフの御言葉と、「『アッラーフの他に神はない』と唱えるまで人々と戦うよう、私は命じられた。もしそれを唱えれば彼らの血（生命）と財産は正当な理由がない限り、私にとって不可侵である。」との預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉である。これが一般規定であり、かの節（クルアーン9章29節）によって経典の民が、「彼ら（マギ教徒）には経典の民の定めを適用せよ」との預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉によってマギ教徒が、（戦闘免除の）特例とされているのである。従って彼ら以外は一般規定の定めにとどまるのである。かの節（クルアーン9章29節）の指す「経典の民」以外の書巻（ṣuḥuf）の民については前出箇所で既に説明しておいた。

［章］：「自分たちは経典の民である」と主張する不信仰者と庇護契約を結び、その後に彼らが偶像崇拝者であることが判明した場合には、その契約は最初から（締結時に遡って）無効となる。彼らについて疑わしい場合には、（単なる）疑念によっては彼らとの協定は破棄されない。というのはその（契約の）原状（aṣl）は「有効（ṣiḥḥa）」だからである。もし一部の者だけがそれ（経典の民でないこと）を認め、他の者はそうでない場合には、認めた者自身については（その証言が）容れられ、そ

の協定は破棄されるが、その（経典の民でない）状態を認めなかった者については、（契約は有効であるとの原状が）継続する。

1689－問題；彼（アル＝ヒラキー）は言う。：[彼らの中で貢租を徴収される者は、3つの階層に別れる。下流階層は12ディルハム、中流階層は24ディルハム、上流階層は48ディルハムである。]

この問題の議論は2章にわたる。第1章は貢租の（額の）固定（taqdīr）に関してであり、第2章はその額に関してである。

第1章：これに関しては3つの伝承が存在する。

第1（の伝承）は、それ（貢租）は、最高額と最低額が決まっている、というもので、これはアブー・ハニーファとアル＝シャーフィイーの説である。なぜなら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、「全ての成人男性から1ディーナールかそれに相当するマアーフィル衣服を徴収せよ」とのムアーズに向けての言葉で、それを定額で課されたからであり、またウマルも教友たちを前に定額でそれを課したが、誰もそれを非難しなかったので、それはイジュマーゥとなったからである。

第2（の伝承）は、それ（貢租）は決まっておらず、増減はイマーム（カリフ）のイジュティハード（裁量）に委ねられる、とのものである。アル＝アスラム（d.260以降）は、「アブー・アブド・アッラーフ（アフマド）は『今日、これ―つまり貢租―は増減されますか』と尋ねられて、（アフマドは）『はい。それについてはイマーム（カリフ）の考えのままに、その（経典の民の経済）力に応じて増減される。』と言った」と伝え、また彼（アフマド）が彼ら（経典の民）に対して従来のものに2ディルハムを加え（貢租を）50ディルハムとした、とも述べている。アル＝ハッラール（d.311）は、「アブー・アブド・アッラーフ（アフマド）の説では、（ハディース集成者）全体（jamā'a）の伝えるものを行う。

というのは弟子たちの伝えるところ、彼（アフマド）は『それに関してはイマーム（カリフ）が増減して構わない』と言っており、彼の説はそれに定まっているのである。」と述べている。これはアル＝サウリー（Sufyān, d.161）とアブー・ウバイド（al=Qāsim, d.224）の説でもある。なぜならば預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はムアーズには、全ての成人男性から1ディーナールを徴収するように命じられたが、ナジュラーンの民には、2000枚の服をサファル月に半分、ラジャブ月に半分（の分割払）で和議を結ばれたからである。この二つ（のハディース）はアブー・ダーウードが伝えている。またウマルは貢租を、富裕者には48ディルハム、中流階層は24ディルハム、貧者は12ディルハム、の3つの階層に分け、またタグリブ族にはムスリムに課す喜捨の倍額（の貢租支払）で和議を結んだ。これはそれ（貢租の額）がイマーム（カリフ）の裁量によることを示している。そうでなければそれは全ての場合に同額であり異なることは許されなかったであろう。アル＝ブハーリーが伝えるところ、アブー・ウヤイナ（Sufyān, d.198）は、イブン・アビー・ナジーフ（'Abd Allāh, d.132）が、「ムジャーヒド（d.104/722）に『（貢租が）シリア人には4ディーナールなのにイエメン人には1ディーナールなのはなぜですか』と私が尋ねると、彼は『容易にするため（li-ajl al=yasār）にそうされているのだ。またそれが賃金（ujra）と同様、（予め）決まってはいない代価（'iwaḍ）だからである。』と答えた」と述べたと伝えている。

第3の伝承は、最低額は1ディーナールであるが、最高額は決まっていない、というものである。アブー・バクル（al=Marwadhī, d.274）がこれを採っており、増額は許されるが減額は許されない。なぜならウマルは48（ディーナール）を増額し50（ディーナール）としたと伝えられており、アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が定めたものに増額はしたが減額はしなかったからである。

第2章：もし第1の伝承を取るなら、それは定額であり、その額は富裕者には48ディルハム、中流階層は24ディルハム、貧者は12ディルハムである。これはアブー・ハニーファの説である。マーリクは、「富裕者には40ディルハムか4ディーナール。貧者には10ディルハムか1ディーナールである」と言い、これをウマルから伝えている。アル＝シャーフィイーは、「論争を回避するためには、ムアーズの伝えるハディースにより、全員について（最低限の）義務は1ディーナールであるが、既述の3階層の分割（による貢租額の差異化）が推奨される」、と述べている。彼ら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の裁定は、彼以外よりより従うに相応しい、と述べている。

我々の典拠はウマルのハディースである。このハディースはその信憑性、それが教友たちその他の間で知られていたことに疑念の余地のないハディースであるが、それを非難する者、それに異を唱える者はおらず、また彼（ウマル）の後のカリフたちもそれを行ったので、それにおいて過誤（の発生）があり得ないイジュマーゥとなったのである。アル＝シャーフィイーもそれを行うことが推奨されることには同意している。ムアーズのハディースについては、以下の2つの理由のどちらかになる。

第1の理由は、「容易にするため（li-ajl　al=yasār）」とのムジャーヒド（d.104/722）の言葉を根拠に、彼ら（庇護民）の貧窮のゆえにそうしたというものである。

第2の理由は、（貢租額の）固定は義務でなく、イマーム（カリフ）のイジュティハード（裁定）に委ねられるからというものである。なぜならば貢租は卑しめ（ṣighār）、あるいは苦役（'uqūba）として課されたものなので、身体刑（'uqūba）が殺害される者もあれば奴隷にされる者もあるのと同様に、人々の状態の相違に応じて異なってくるからである。それ（貢租）が「（イスラームの）家（dār）」定住の代価（'iwaḍ）というのは正しくない。というのは仮にそうであれば女子供、慢性病者、盲人にも課されたはずだからである。

貢租は彼らの享有する財産から徴収され、その徴収は金と銀からには特定されない。アフマドはそう明言している。またそれはアル＝シャーフィイー、アブー・ウバイド（al=Qāsim, d.224）等の説でもある。なぜなら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はムアーズをイエメンに派遣された時、全の成人男性から1ディーナール、あるいはそれに相当するマアーフィラ服を徴収するように命じられ、また預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はかつてナジュラーンのキリスト教徒から2000枚の衣服を徴収されていたからである。またウマルは多くの家畜を贈られ、それを貢租から差し引いていた。またアリーは以下のように行ったと伝えられている。

彼はあらゆる業種の人々からそれぞれの扱う品、つまりラクダ飼いからはラクダ、大針屋からは大針を、紐職人からは紐を徴収し、その後で人々を呼び集め、かれらに金と銀を与え、彼らにそれを分配させる。その後、「取って分配せよ」と言い、彼らが「我々はそれを必要としない」と言うなら、「あなたがたはの（貢租）のうちの運ぶのに良いものを取り、悪いものは残した」と言った。

これが証明されるなら、「それに相当するマアーフィル服」との預言者の言葉から、その価値（相当物）が徴収される。

［章］：庇護契約と休戦協定（hudna）締結はイマーム（カリフ）かその代理によるしか有効ではない。アル＝シャーフィイーもそう述べており、我々はそれについて異なる見解を知らない。なぜならそれはイマーム（カリフ）の判断と彼の考える公益次第だからである。また庇護契約は恒久契約であるから、イマーム（カリフ）がそれを関知しないことは許されないからである。それゆえイマーム（カリフ）かその代理以外がそれ（庇護契約締結）を行っても有効ではない。但しそれ以上を請求

することの許されないもの（最高額）を条件にそれを契約したなら、その彼らの承諾はイマーム（カリフ）を拘束し（lazima）、その（庇護契約の）締結が彼に課される。

［章］：庇護契約において、通りかかったムスリムの接待を彼ら（庇護民）に特約することが許される。その典拠はアフマド祖師がアル＝アフナフ・ブン・カイスから伝えたところの、ウマルが経典の民に一昼夜の接待と、橋の修繕と、彼らの居住地ムスリム男性が殺害された場合に彼ら（経典の民）に彼（被害者）の血讐賠償（diya）（の支払）が課せられることを特約したとの伝承である。イブン・アル＝ムンズィル（d.309/921）は、ウマルについて、彼が経典の民に対して彼らの許を通りかかったムスリムの3日にわたる接待、彼らの乗用獣の飼葉、彼らに役立つ物（の提供）を命じた、と伝えている。また預言者はアイラの地のキリスト教徒に、彼らが300人だったので、毎年の300ディーナールと彼らの許を通りかかるムスリムの3日間の接待を課されたと伝えられている。なぜならばそれには一種の公益があるからである。というのは彼ら（経典の民）はムスリムへの服従（mubāya'a）を拒んで彼ら（ムスリム）に害を及ぼすかもしれないからであり、もし彼らに対して接待が特約されていれば、その心配がないが、彼らに対して接待が特約されていなければ、それ（接待）は義務とならないからである。これはアル＝カーディー（d.458）が述べている。またこれはアル＝シャーフィイーの説でもある。また我々の（ハンバリー派）同学の中には、（ムスリムどうしの間で）それ（接待）がムスリムに対して義務であるのに準じて、特約なしに義務となる、と述べる者もある。しかし前者がより正しい。なぜならそれは財の拠出であるから、貢租と同じく、彼らの同意なしには義務とはならないのである。しかし彼らに対してそれ（接待義務）を条件とし、彼らがその承諾を拒めば、彼らに対して庇護契約は締結されない。アル＝シャーフィイーは「それ（接待の拒否）を理由とする彼

らとの戦闘は禁じられる」と言う。我々の根拠は、それが許される（sā'igh）特約である以上、その承諾を拒めば、貢租（支払拒否）の場合と同じく、それを理由に戦闘となるのである。

［章］：アル＝カーディー（d.458）は、「接待を特約する場合は、接待の日数と、接待される人数と馬の頭数を明らかにし、（例えば）『毎年、100日、1日につきムスリム10人に、なにがしかのパン、なにがしかの食物、馬にはイチジクをなにがしと大麦をなにがし』と明言する」と述べている。接待を無限定に特約した場合は、一見して（fī ẓāhir）有効である。なぜならウマルは彼ら（経典の民）に対して、（日）数も（限定すること）なく、（接待の内容の）特定（taqdīr）もせずに、彼らの許を通りかかったムスリムの接待を特約したからである。アブー・バクル（al=Marwadhī, d.274）は「接待の期間を特定しなければ、義務は一昼夜である。なぜならそれは（ムスリムどうしの場合の）ムスリムの義務であるから。また（自分たちの家畜の）屠殺（による饗応）は課されず、彼らの最上の食物（による饗応）も（課され）ない。というのは庇護民がウマルに、ムスリムたちが屠殺を彼らに強要すると苦情を申し立てた時、彼（ウマル）は「おまえたちの食べているものを彼ら（ムスリム）にも食べさせなさい」と答えた、と伝えられているからである。アル＝アウザーイー（d.157）は「彼ら（経典の民）は屠殺（による饗応）も、大麦も課されない」と述べている。アル＝カーディー（d.458）は「特約が無限定であれば、大麦は彼らの義務とならない」と言う。馬についてはそれ（大麦）が彼らに義務となることは有り得る。というのはそれは慣行となっており、人間に対するパンと同じだからである。またムスリムには彼らの宗教施設に宿泊する権利がある。なぜならウマルは、ムスリムたちが乗り物に乗ったままで入れるように、彼らの許を通りかかるムスリムのために彼らの寺院（bī'a）と宗教施設の門を拡張するという条件でシリヤの住民と和議を結んだからである。もし（宿泊）場所が

見付からない場合には、彼ら（ムスリム）には空き地（afniya）や邸内の無人の空間に宿泊する権利があるが、住人をそこ（家）から追い出す権利はない。家に先に着いた者は、後から来た者より優先権がある。もし彼ら（庇護民）の一部が、特約の履行を拒めば、それを強制され、全員が拒んだ場合は（全員が履行を）強制される。戦闘によってしか（履行の強制が）可能でなければ、戦闘となり、彼ら（庇護民）が戦いに応じれば、彼らは（庇護）協定を破棄したことになる。

［章］：接待は彼らの間でその貢租の額に応じて配分される。というのは接待を貢租の代わりとすることが許されているからである。それはウマルに関して以下のように伝えられているからである。

（ウマル）はジャーヒリーヤ（無明）時代にシリア人のある修道士に対して、「もし私がこの土地を支配することになれば、お前には租税（kharāj）を免じよう」との書簡を送った。（後に）彼（ウマル）が、信徒の長（カリフ）としてアル＝ジャービヤの地に入った時、彼（修道士）が彼（ウマル）の許に彼の書簡を持参した。そこで彼のことを思い出して(ウマルは)「私はかつて自分が権限を有さないものをお前に与えてしまった。そこで租税（kharāj）を払うか、ムスリムの接待をするか、好きなほうを選ぶがよい。」と言うと、彼は接待を選んだ。

彼（接待を貢租に代える者）には、貢租の最低額に相当する接待が条件として課される。なぜなら貢租は最低額が決まっている、というのが我々の説であるので、彼の租税も貢租の最低額を割らないようにである。また彼ら（庇護民）による接待をもってその貢租の代替とすることは、無効な（fāsid）特約にあたる、とも言われる。というのは至高なるアッラーフは貢租を支払うに至るまで彼らと戦うことを命じ給うているので、彼らがそれを払わなければ戦いが許されるからである。

前者の系（wajh）には、貢租と同等の財（の賦課）の特約があるが、それは彼らに貢租に相当するマアーフィル服を課す特約と同じく許される。

［章］：庇護契約にあたって、貢租の免除、悪事の誇示（iẓhār）（の許可）、彼ら（庇護民）のヒジャーズ地方での定住（許可）、彼ら（庇護民）の聖地への侵入（許可）など無効な（fāsid）特約を付した場合については、アル＝カーディー（d.468）は、「ムスリムに対する戦いを特約するのと同じで、禁じられる行為を特約すれば、（その特約は）（庇護）契約を無効とするので、それ（無効な特約）によって（庇護）契約（自体）も無効となる」と述べている。しかし売買やムダーラバ契約における無効な特約に準じて、その特約だけが無効となり、契約（自体）は有効である、ということも可能である。

1690－設問；彼は言う。：［貢租は小児には課されず、精神障害者にも（課され）なく、女性にも（課され）ない。］

これについては我々は学識者の間に異論（の存在）を知らない。マーリク、アブー・ハニーファ、及びその弟子たち、アル＝シャーフィイー、アブー・サウル（d.240）、がこれを述べており、イブン・アル＝ムンズィル（d.309/921）は「彼ら以外についても、彼らと異なる見解（の存在）を我々は知らない」と述べている。またウマルが彼の軍司令官たちに、「貢租を課せ、しかしそれを婦女子には課すな。髭を剃る者以外にはそれを課すな。」と書き送ったこともその（説の）正しさを示している。これはアブー・サイード（al=Ḥasan al=Iṣṭakhrī, d.328）とアブー・ウバイド（al=Qāsim, d.224）とアル＝アスラムが伝えている。また「全ての成人男性から1ディーナールを徴収せよ」との預言者の言葉もそれ（貢租支払）が成年男子以外には義務ではないことを示している。そしてまた貢租は血（生命）を保証するために徴収されるのであるが、彼ら

の血（生命）はそれ（貢租支払）なくしても保証されているからである。

もし女性が貢租を支払った後に、彼女には貢租が課されないことを教えられた場合には、そこで「私はそれを寄付します（atabarra'a」、あるいは「私はそれを払います（uwaddī）」と言えば、それは彼女から受領されるが、それは貢租ではなく、受渡によって（所有権移転の法的効果が）確定する（yalzimu）贈与となるのである。彼女がそれ（贈与）を自分自身に対して特約し、後に撤回すれば、彼女にはその（取消の）権利がある。

もし「イスラームの家」に入るために貢租を差し出しても、（入域は）無償で可能とされる。しかしイスラームの諸規定の順守が条件として課された上で、彼女に対する庇護契約が締結され、彼女からは何も受け取られない。ただし彼女が自分には何も課されていないことを知ったうえで何かを寄付した場合はその限りではない。そうでなくて彼女から何かを受け取った場合は、それは彼女に返却される。なぜなら彼女は自分にそれが課されており、それなくしては血（生命）が保証されないと信じたからこそそれを差し出したのであるから、それはある財物をその所有者と信じた相手に渡したが、その後で彼がその権利を有していないことが判明した者に準ずるからである。

女性しかいない砦をムスリムが包囲し、彼女らが庇護契約締結のために貢租を差し出しても、それ以前のものと同じく彼女には無償で契約が締結され、彼女らを奴隷とすることは禁じられる。砦に彼女らのほかに男性がいた場合に、彼ら（男性が）彼ら男性でなく婦女子に（のみ）貢租が課されることで和議を求めても、有効ではない。なぜなら彼らは、それ（貢租）が課された者を免責して、それ（貢租）をそれが課されていない者に転嫁しことになるからである。もし彼らが自分たちの財産の中から男性のために貢租を差し出し、婦女子のためにも支払うなら、それは許されるが、それは彼らの貢租への追加となる。もしそれがその婦女子の財産から（支払ったの）であれば有効ではない。というのは彼ら

は貢租をそれが課されていない者に転嫁したことになるからだである。もし彼らが彼ら（自身）の財産から払ったものが、貢租として十分なだけに達していれば、それは彼らから受領され、残りは免じられる。

［章］：庇護民の子弟で成人した者、狂人で正気に戻った者は、最初の契約に基づいて（自動的に）、その（庇護契約の）対象者となり、彼に対して新たに契約する必要はない。しかしアル＝カーディー（d.468）は、ある場所で、「そのような者には、契約を順守するか、安全な場所まで送り届けられるか、の二者択一が求められ、庇護を選べば、彼とその契約が締結され、そうでなければ安全な場所まで送り届けられる」と述べている。これはまたアル＝シャーフィイーの説でもある。我々の根拠は預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）も彼のカリフの誰からも、それらの者に対して改めて契約し直したとは伝えられていないからである。というのは契約が彼らの中の有力者と（結ばれたの）であれば、他の者たちはそれに含まれるからであり、またそれは不信仰者との協定の契約であるので、休戦協定と同じく、それによって新たに契約し直す必要はないからである。また小児や狂人も契約に含まれている以上、彼らの状態が変わったからといって新たに契約し直す必要がないのは、彼ら以外の場合と同じでだからである。またそれは彼らが含まれる契約であるので、イスラームの場合と同じく、成人と正気に戻ることによって、彼らにも課されるのである。これが証明されたなら、もし成人したのと、正気に戻ったのが、その民の年度の初めであったなら、彼からは（貢租は）彼ら（彼の属する民）と共にその（年度）末に徴収される。もし年度途中なら、彼からは年度の終りに分割で徴収される。年度（の経過の計算）で彼だけを特別に扱わなくてすみ、彼らの一人一人の年度を（別個に）算定しなくてすむように、その者にとっての1年が経過するまで放置することはしない。

［章］：狂気と正気を行きつ戻りつする者には、3つの場合がある。

第1は、数日、あるいは1日のうちに一時だけ正気に戻る、あるいは（逆に）数日、あるいは1日のうちに一時だけ発狂するといった形でその狂気に規則性がない場合である。この場合は優勢な方をもって彼の状態とみなす。なぜなら彼の正気の期間はその計算が困難なために査定できないからである。

第2は1日は狂気に陥り、そして（その後）2日、あるいはそれ以下、あるいはそれ以上でも、ともあれ決まった期間、正気に返る、といった形で規則的である場合である。この場合については2つの考え方がある。第1（の考え方で）は、優勢な方を彼の状態とみなす。これはアブー・ハニーファの説である。第1の場合と同じく、彼は狂気と正気を行きつ戻りつしているのであるから、その状態のうちで優勢な方（のみ）が考慮されるのである。第2（の考え方で）は、正気の日々を合計する。なぜなら（1年の）全期間中正気であれば貢租（支払）が義務となるのであるから、1年のうちの一定期間でも正気であれば、（発狂期間が継続しており）一まとめであった場合に彼に課されるものが義務として課されるからである。この考え方に立った場合、貢租の徴収（法）には2つの考え方がある。第1（の考え方で）はその（正気の）日々を合計し、1年に達した時点で、それ（貢租）は彼から徴収される。なぜならそれ以前に彼からそれ（貢租）を徴収することは、1年が経過する以前に彼の貢租を徴収することであり、健常者の場合と同じく許されないからである。第2（の考え方で）は彼からは毎年度末に正気であった分に応じて徴収され、それは1年のうちの一定期間、ずっと正気であった者の場合と同じである。

年度の3分の1を狂気で過ごし、3分の2を正気であった、あるいはその逆の場合については、既述のように2つの考え方がある。1日は狂気、1日は正気、あるいは通常半年は狂気、（後の）半年は正気というように正気と狂気が等しい場合には、その正気（の日数）を合計する。という

のは優勢な方というものがないのでどちらが優勢とも言えないので、もう一つの可能な説に（消去法で）定まるのである。

第2の場合は、（年度の）半年間の狂気の後に、（A）継続して正気であったか、あるいは（B）半年間正気であった後に（再び）発狂しそのままであった場合については、既に説明したように、後者（B）の場合には彼には貢租は課されないが、前者（A）の場合には年度内に正気であった分に応じて貢租が課される。アッラーフこそ最もよくご存じであらせられる。

1691－問題；彼は言った。：[貧者にも課されない。]

つまりその支払ができない貧者である。これはアル＝シャーフィイーの言葉の一つである。しかし別の発言では、「全ての成人男性から1ディーナールを徴収せよ」との預言者（彼に平安あれ）の言葉に基づき、彼（貧者）にも（貢租支払は）義務となる、とも言っている。というのは（支払）可能な者と同じく、彼（貧者）の血（生命）も保証されていないので、彼からは貢租は免じられないからである。我々の根拠は、貢租を3つの階層に分け、その最低額を働いている貧者に割り当てたウマルの故事である。これは失業者には何も課されないことを示している。またそれは「アッラーフは誰にもその能力以上のことを課し給わない」（クルアーン2章286節）との御言葉によるのである。またそれが喜捨や血讐賠償金（'aql）と同じく1年の経過によって（支払が）義務となる財であるから、（支払）不可能な貧者には課されないのである。また租税（kharāj）が地租（kharāj arḍ）と人頭税に（kharāj ru'ūs）分類されるが、地租に関してはその（経済）力に応じてであり、（経済）力のない者には何も課されないことは、確定しているので、人頭税についても同様となるからである。

ハディースについては、（貢租の）徴収可能な者を指しているのであ

る。そして徴収不能な者からの徴収は不可能である。どうしてそんなことが命じられようか。

1692－問題；彼は言った。：[老衰者、慢性病者、盲者には課されない。]

これらの3者及び、戦闘（参加）を不可能とする疾患があり、その治癒の見込みのない病人には貢租は課されない。これは自由裁量主義者（aṣḥāb ra'y）の説である。アル＝シャーフィイーは彼の二つの説のうちの一つにおいて、（交戦中に）彼らが殺害されることを根拠に、彼らにも貢租（支払）が義務となる、と言う。彼らが殺害されないとの我々（ハンバリー派）の説は既に述べた。それゆえ彼らには婦女子の場合と同じく貢租は課されないのである。

1693－設問；彼は言った。：[主人がムスリムの場合には、その主人が（非ムスリム）奴隷の（貢租の）肩代わりをすることもない。]

これに関しては我々の知る限りでは異論は存在しない。なぜなら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が「奴隷には貢租は課されない」と言われたと伝えられており、イブン・ウマルからも同様なことが伝わっているからである。また奴隷に課されるものは、ただその主人がそれを履行するからである。そうするとそれをムスリムの所有する（非ムスリムの）奴隷に義務づけると、貢租（支払）を（主人の）ムスリムに義務づけることになってしまうのである。もし奴隷が不信仰者の所有である場合についての、アフマドから伝わる明文では、やはり彼にも貢租は課されない。これは学識者一般の説である。イブン・アル＝ムンズィル（d.309/921）は、「我々が（その見解に）通暁している限りの学識者は全て、奴隷に貢租が課されないことでイジュマーゥ（コンセンサス）に

達している。」と述べている。

1694－設問；彼は言った。：[貢租（支払）が義務として課された者が、それを徴収される前にイスラームに入信した場合には、(貢租支払は）免じられる。]

この文章（の意味）は、庇護民が年度内にイスラームに入信すれば、彼には貢租（支払）は義務ではなく、年度経過後に入信すれば彼にはそれ（貢租）が免じられる、ということである。

これはマーリク、アル＝サウリー（Sufyān, d.161）とアブー・ウバイド（al=Qāsim, d.224)、自由裁量主義者（aṣḥāb ra'y）の説でもある。イブン・アル＝ムンズィル（d.309）は「年度経過後ならたとえ入信しても（貢租支払は）免じられない。なぜならそれは債務者が負うべき債務であり、不信仰の状態で彼にその請求が妥当であれば、租税（kharāj）や他の全ての債務と同じく、イスラーム入信によっても免除されないからである。」と述べている。年度内にイスラームに入信した場合については、アル＝シャーフィイーには二つの説がある。第1の説では、年度の一部を正気でいた者と同じく、彼には（入信前の日数分について）分割で貢租が課される。

我々の根拠は、「不信仰の者に言え。『もし（不信仰、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）との戦闘を）止めれば、過去に犯したことをお前たちは赦される』」（クルアーン8章38節）との至高なるアッラーフの御言葉である。またイブン・アッバースが預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が「ムスリムには貢租は課されない」と言われたと伝えていると、アル＝ハッラール（d.311）が伝えている。彼はアフマドが、質問を受けて、「それはジャリール(Jarīr bn 'Abd al=Ḥamīd, d.88)しか伝えていない」と答えている。またアフマドは、「それ（貢租）を手にしたが、(その庇護民が）イスラームに入信すると、それをその者

に返還した、と、ウマルは言ったと伝えられている」と述べている。また預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は「ムスリムは租税（kharāj）を払うべきではない」と言われたと伝えられている。つまり「租税（kharāj）」とは貢租のことである。

またある庇護民がイスラームに入信したが、「おまえはただ（租税を）逃れるためにイスラームに入信したのだ」と言われて、貢租を請求され、「イスラームには確かに逃げ場があるのだ」と答えた。ウマルの許に訴えが届くと、ウマルは「イスラームには確かに逃げ場がある」と言い、彼から貢租を徴収しないよう、書き送った。この意味のことはアブー・ウバイド（al=Qāsim, d.224）も伝えている。なぜならば貢租は卑しめだから、年度（経過）以前に入信した者と同じく彼（年度経過後の入信者）からも徴収されないのである。また貢租は不信仰を理由とする苦役（'uqūba）であるから、イスラーム（入信）は処刑と同じくそれ（貢租）も免ずるからである。この点でそれは他の債務と違うのである。

［章］：アフマドの言葉の字義では、庇護民が年度経過後に死亡した場合には、彼の貢租は免じられない。アフマドはそう述べており、それはアル＝シャーフィイーの学説であり、アブー・アル＝ハッターブ（d.510）は、死亡によってそれ（貢租）は免じられる、と（の言葉を）アル＝カーディー（d.468）から伝えている。これはアブー・ハニーファの説でもある。アブー・ウバイド（al=Qāsim, d.224）は、ウマル・ブン・アブド・アル＝アズィーズ（d.101）から以下のように伝えている。

なぜならそれは苦役であるからハッド（法定）刑と同じく死亡によって免じられる。またそれは年度内の場合と同じく、イスラーム（入信）によって免じられるので死亡によっても免じられるのである。

我々の根拠は、それが生前に（返済が）義務であった債務だから、人

間どうしの債務と同様にその死亡によっては、免じられないということである。ハッド（法定）刑は、貢租とは異なり、その場（身体）が失われ、執行が不能になることによって、免じられる。またそれはイスラーム（入信）とも異なる。というのはイスラーム（入信）は基本（aṣl）であり、貢租はその代替であり、水をみつけた者にはタヤンムム（砂洗浄）が不要であるのと同じく、基本を果たせば、代替は無用であるが、死亡の場合は（これとは）違うからである。またイスラーム（入信）は献身、帰依であるから、ウマルが述べたように、貢租からの逃げ場となりうるが、死亡はそうではないからである。

［章］：貢租は（数年分を1年分で済ませるようには）算入されず、複数年の貢租が累積された場合は、その全てを支払う。アル＝シャーフィイーもこう述べているが、アブー・ハニーファは、「それは算入される。なぜならそれは苦役であるので、ハッド（法定）刑と同様に算入されるのである。」と言う。我々の根拠は、それは財的義務であるので、毎年度末に（支払が）義務となるので、血讐賠償と同様に算入されることはない、ということである。

1695－設問；彼は言った。：もし（非ムスリム）奴隷が解放されれば、解放者がムスリムであれ不信仰者であれ、彼には、その後については貢租が課される。

これはアフマドから伝えられた真説（ṣaḥīḥ）であり、多くが彼からこれを伝えている。またそれはウマル・ブン・アブド・アル＝アズィーズ（d.101）からも伝えられている。またスフヤーン（al=Thaurī, d.161）とアル＝ライス（d.175）、イブン・ラビーア（'Abd Allāh, d.174）、アル＝シャーフィイー、アブー・サウル（Ibrāhīm bn Khālid, d.240）、自由裁量主義者（aṣḥāb ra'y）もそう述べている。またアフマドからは、「（解

放奴隷は）貢租なしでも（定住を）認められる」、と（述べたと）も伝えられており、同様なことはアル＝シャアビー（'Āmir, d.103）からも伝えられている。なぜならば後見（walā'）は奴隷解放の一部であり、彼（解放奴隷）にはそれ（後見）が確定しているからである。アル＝ハッラール（d.311）はこの伝承を低く評価し、これはアフマドが（後に）撤回した旧説であり、多数が伝えていることが行われる（べきである）と述べている。マーリクからも多数が伝えているのに類することが伝えられているが、彼（マーリク）からは「もしその解放者がムスリムであれば彼には貢租は課されない。なぜなら彼（解放奴隷）はムスリムの後見下にあるので、奴隷の旧態に準ずるからである。」とある。

我々の根拠は、彼が、戦闘員であり（経済的）余裕があり義務能力者である自由人である以上、生来の自由人と同じく貢租なくしては我々の居住地（イスラームの家）には受け入れられないということである。そしてこれが立証されれば、後の彼の貢租についての規定は、小児期を終えて成人した者、狂気から醒めた者についての記述の規定と（同じと）なる。

1696－問題；彼は言った。：[タグリブ族のキリスト教徒からは貢租は徴収されない。彼らからはムスリムからと同様に、その財貨、家畜、果実から法定喜捨が徴収される。]

タグリブ・ブン・ワーイル族は、ラビーア・ブン・ニザールの子孫のアラブ人である。彼らはジャーヒリーヤ（無明）時代に、キリスト教に改宗した。ウマルが彼らに貢租を支払うよう、呼びかけたが、彼らは拒否し、「我らはアラブ人だ。お前たちがどうしの間で喜捨（ṣadaqa）の名で徴収しているのと同じように我らからも徴収せよ。」と傲然と断った。ウマルは、私は多神教徒から喜捨（ṣadaqa）は取らない、と言った。そこで彼らの一部は東ローマ帝国についた。そこでアル＝ナウマーン・

ブン・ズルアが（ウマルに）、「信徒の長よ。あの部族には力と勢力があります。彼らは傲然と貢租を拒絶するアラブ人です。そこであなたの敵が彼らの援助を得てあなたに敵対しないように、彼らから喜捨（ṣadaqa）を徴収して下さい。そこでウマルは彼らの請求のために使者を送り、彼らに答えて、彼ら（タグリブ族）に対して、ラクダ5頭につき羊2頭、牛30頭につき1歳牛2頭、20ディーナール毎に1ディーナール、200ディルハム毎に10ディルハム、天水農産物には（収穫の）5分の1、水桶、バケツ、揚水機などの潅漑農産物には（収穫の）10分の1、と彼らには（ムスリムの喜捨の）倍額を課した。ウマルの言葉によってこれが定着したが、教友の誰一人、これに異を唱えなかったので、それはイジュマーゥ（コンセンサス）になったのである。教友以降のフィクフ学者たちもこの節を唱えているが、その中にはイブン・アビー・ライラー（d.82/3）、アル＝ハサン・ブン・サーリフ（'Abd al=Raḥmān, d.167）、アブー・ハニーファ、アブー・ユースフ（d.182）、アル＝シャーフィイーがいる。ウマル・ブン・アブド・アル＝アズィーズ（d.101）はタグリブ族のキリスト教徒に対して、「アッラーフに誓って、貢租以外は（受領し）ない。さもなければ（タグリブ族が貢租支払を拒否するなら）お前たちに（タグリブ族との）戦争を許可する。」と言い、貢租以外（の受領）を拒否したと伝えられている。またアリーも「もし私がタグリブ族に関して専従し意見を出せるなら、私は彼らの戦闘員は殺し、彼らの子供たちは捕虜にする。彼らは自分たちの子供たちをキリスト教徒に育てた時点で、既に協定を破っており、彼らの庇護契約は失効したからである。」と述べたと伝えられている。というのはウマルは、彼ら（タグリブ族）が自分たちの子供たちをキリスト教徒にしない、という条件で彼らと和議を結んだからである。

記述のイジュマーゥ（コンセンサス）に基づき、（実際に）行われるのは前者（の説）である。（「…彼ら（啓典の民）が身を屈め手ずから貢租を差し出すまで…」（クルアーン9章29節）とクルアーンの節（9章29

節：「…彼ら（啓典の民）が身を屈め手ずから貢租を差し出すまで…」）について言えば、彼らからの徴収物は、『喜捨（ṣadaqa）』の名前ではあっても貢租であり、貢租は商品から徴収することも許されるのである。

我らの（ハンバリー派）同学は、もしムスリムであったならば喜捨（zakā）を徴収される者の財からは（実際には庇護民であれば）、倍額の喜捨（ṣadaqa）が徴収される、と述べる。これはアブー・ハニーファ、アブー・ウバイド（al=Qāsim, d.224）の説であり、またこれはヒジャーズの民の見解だとも言われる。これに従うと彼らのうちの女性、子供、狂人、慢性病者、盲人、老人の財産からも徴収されることになる。ただしアブー・ハニーファは子供と狂人の財には喜捨（zakā）を義務づけていないので、タグリブ族に課される義務も同様となり、特に土地の場合を除いて、彼らの子供と狂人の財については（徴収は）義務とならない。アル＝シャーフィーは、これは「喜捨（ṣadaqa）」の名ではあるが貢租であるので、貢租が課されない女性や子供や狂人からは徴収されない、と結論する。彼（アル＝シャーフィー）は「ウマルは『彼らは愚か者どもだ。実質（ma'nā）には応じながら、名称を拒否している。』と言ったと伝えられている」と述べている。アル＝ヌウマーン・ブン・ズルア（d. ？）は「彼らからは『喜捨（ṣadaqa）』の名であ貢租を徴収せよ」と言う。なぜならば彼ら（タグリブ族）も庇護民である以上、彼ら以外の庇護民の場合と同じく、彼らに課された義務は喜捨ではなく貢租だからである。またそれは経典の民から、彼らの血（生命）と居住を保証する代わりに徴収される財物であるので、貢租の名で徴収される場合と同じく、やはり貢租なのである。そして喜捨（zakā）とは浄財（ṭuhra）であるが、彼ら（タグリブ族）には浄財（ṭuhra）ないということも、その証拠となる。これによると彼ら（タグリブ族）から徴収されたものの使途は、「喜捨（ṣadaqa）」の使途ではなく「無抵抗降伏朝貢（fai'）」の使途となるが、これがより優れた推論である。我らの（ハンバリー派）同学は、彼らがウマルに「あなたがた同士が互いに徴収しているものを、

自分たちかも徴収して下さい」と頼み、いったん拒否した後でウマルが彼ら（の求め）に応じたことを論拠としている。我々が「互いに徴収しているもの」、とは喜捨（zakā）であり、子供も大人も健常者も病人もあらゆるムスリムの、喜捨の対象となる財物から（徴収されるもの）なのであり、タグリブ族から「徴収されるもの」も同様となるのである。なぜならこの和議によって彼らの中の女性も子供も、その規定（の適用範疇）に含まれ、捕虜となることを免れるからである。但し彼らが理性ある男性と同じくその義務（の適用範疇）に含まれることもありえ、その場合は、彼らの中の貧者や家屋、衣装、家内奴隷等の喜捨（zakā）の対象とならない財の所有者には、ムスリムで喜捨（zakā）の対象とな（り得）るが、（喜捨課税）最低額に達しないので徴収されない者に対しても何も義務とならないように、彼にも何も課されない。彼らから徴収された物の使途については、アル＝カーディー（d.458）は、それは多神教徒から徴収されたものであり「喜捨（ṣadaqa）」と名付けられた貢租であるから、その使途は「無抵抗降伏朝貢（fai'）」の使途であるとの説を採っている。アブー・アル＝ハッターブ（d.510）は、「それは『喜捨（ṣadaqa）』と呼ばれ、『喜捨（ṣadaqa）』の手続き（maslak）で徴収される者に対して、それ（喜捨の名）によって行われているのである以上、その使途もその（喜捨）の使途となる（べきである）」と述べている。前者の方がより優れた推論であり、より正しい。なぜなら物事の実質（ma'nā）は、その名称より、よりそれ（本体）に本質的（akhaṣṣ）だからである。それゆえある男が「ライオン」、「ヒョウ」、「黒人」、「赤色人種」と呼ばれたかといって、（単に）それによって彼がその命名対象の規定（範疇）にいるわけではない。またもしそれが真に喜捨（ṣadaqa）であれば、「彼らに喜捨（ṣadaqa）が課されており、彼らの中の富裕者たちから徴収され、彼らの中の貧者たちに分配されることを、知らしめよ」との預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉により、徴収された人々の中の貧者たちにそれを分配することが許されることにな

ってしまうからである。

［章］：タグリブ族の男が貢租を差し出したが、それが喜捨（ṣadaqa）より少なければ、彼からは（貢租は）受領されない。なぜなら和議はそれ（喜捨）を条件に締結されており、変更されないからである。ただし「…彼ら（啓典の民）が手ずから貢租を差し出すまで…」（クルアーン9章29節）との至高なるアッラーフの御言葉により、彼からも（貢租が）受領されることも有り得る。これは彼が既に貢租を払っている（場合である）。貢租を差し出した者が、敵国民（ḥarbī）である場合には、クルアーンの節（9章29節）と「彼らに貢租（支払）を呼びかけ、もしお前に応じたなら、それを受け入れ、彼らから手を引け」とのブライダの伝承により、その者からは（貢租が）受領される。なぜなら彼は先人たちの和議には含まれていないので、その規定に拘束されないので、貢租を差し出す経典の民であり、それ（貢租）によって彼の血（生命）は保証されるのである。

ウマル・ブン・アブド・アル＝アズィーズ（d.101）が行ったように、イマーム（カリフ）が彼らとの和議の破棄と、彼らへの貢租の更改を望んでも、彼にはその権利はない。なぜなら庇護契約は恒久的だからである。ウマル・ブン・アル＝ハッターブが彼らとそれを締結した以上、彼ら（庇護民）が協定を順守している限り、彼（ウマル）以外はそれを破棄する権限を持たない。

［章］：その他のアラブのキリスト教徒やユダヤ教徒等の経典の民については、彼らからの貢租は受領され、タグリブ族のキリスト教徒から徴収されるものは受領されない。アフマドはそれを明言しており、アル＝ズフリー（d.124）が、「タグリブ族の家畜に限ってウマルが行ったように喜捨（ṣadaqa）が徴収され、彼らには倍額を課す、と我々は結論する」と述べたと伝えられている。アル＝カーディー（d.456）とアブー・

アル＝ハッターブ（d.510）は「タヌーフ、バフラー族でキリスト教徒になった者、キナーナ族、ヒムヤル族でユダヤ教徒になった者、タミーム族でマギ教徒になった者の規定とタグリブ族の規定は等しい、と述べている。我々の根拠は「…彼ら（啓典の民）が身を屈め手ずから貢租を差し出すまで…」（クルアーン9章29節）との至高なるアッラーフの御言葉の一般的原則と、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がムアーズをイエメンに派遣され、「全ての成人男性から1ディーナールを徴収せよ」と言われたが、彼ら（イエメンの民）はアラブ人であり、またナジュラーンの民からも貢租を受領されたが、彼ら（ナジュラーンの民）はアル＝ハーリス・ブン・カァブ族であった事実である。アル＝ズフリー（d.124）は、以下のように述べている。

最初に貢租を差し出したのはナジュラーンの民であったが、彼らはキリスト教徒であった、と述べている。（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は）ドゥーマ砦のウカイダル（d.12/633）から貢租を受け取ったが、彼はアラブ人であった。貢租の規定は、アラブ人であろうと非アラブ人であろうと全ての経典の民について、クルアーンとスンナによって確立されており、ただタグリブ族だけが、ウマルが彼らと和議を結んだことによって特例とされるのである。そして我々の知る限りでは、タグリブ族以外とイマーム（カリフ）たちのいずれとの間にも、タグリブ族相手の和議のような和議は存在しないので、彼ら（タグリブ族）以外についての規定は、クルアーンとスンナの例証の一般原則がそのまま妥当するのである。

タグリブ族以外と彼ら（タグリブ族）との類推は正しくないがそれには以下のような理由がある。

第1（の理由）は、他のアラブ人と彼ら（タグリブ族）との類推は、既述の（クルアーン、スンナの）明文に反するが、明文の規定のあることと、明文との矛盾を帰結することの類推は正しくない、というこ

とである。

第2（の理由）は、タグリブ族の場合の法原因（'illa）は和議（の存在）であるが、彼ら以外とは和議が存在せず、従って法原因の不一致により類推は正しくないということである。

第3（の理由）は、タグリブ族は勢力、武力を有しており、東ローマ帝国に服属しており（laḥiqū）、彼らと和議を結ばなかった場合には、彼らによる害を被る懸念があったが、彼ら以外についてはそれ（被害の懸念）は存在しない。もし彼ら以外の許にそれ（勢力、武力）が見いだされ、貢租の支払を拒否し、彼らと和議を結ばないことで被害の懸念があり、イマーム（カリフ）が「喜捨（ṣadaqa）」の名による貢租納入を条件とする彼らとの和議を考えたのであれば、それらの者からの徴収されるものが、彼らに課すべき貢租の額か、それ以上で有る限り、それは許される。

al=Muhadhdhab の著者アブー・イスハーク（al=Shīrāzī, d.476）（シャーフィイー派法学者）がその著の中でこれを述べている。

この根拠はタグリブ族の話とその類推である。アリー・ブン・サイード（d.250／～）は、「アフマドが以下のように述べるのを私は聞いた」と述べている。

経典の民は、その家畜にも、その財産にも喜捨（ṣadaqa）は課されない。彼らからは貢租が徴収されるのみである。ただしウマルがタグリブ族のキリスト教徒に対して彼らとの和議において喜捨（ṣadaqa）の倍額を彼らに課した時に行ったように、彼らと同じ範疇に入る場合に、彼らから（喜捨を）徴収するという条件で和議を結んだ場合は別である。和議を結んだのでない者について、その喜捨による貢租の代替の類推は正しくない。

アッラーフこそ最もよくご存じであらせられる。

［章］：タグリブ族のキリスト教徒が商売を行い、10分の1税徴税吏（'āshir）に遭遇した場合については、アフマドは、彼からは経典の民から徴収する倍額の10分の1を徴収する。（アフマド）は彼の伝承譜で、ズィヤード・ブン・フダイル（d. ？）から、ウマルが彼（ズィヤード）を喜捨徴税人として派遣し、タグリブ族のキリスト教徒からは10分の1を徴収し、経典の民のキリスト教徒からは20分の1を徴収するうよう命じたと、伝えている。これはアブー・ウバイド（al=Qāsim, d.224）が伝え、以下のように述べている。

ダーウード・ブン・クルドゥース（d. ？）、アル＝ヌーマーン・ブン・ズルア（d. ？）のハディースが、行われるべきであり、彼らにはムスリムに課されるものの倍額が課される。「20ディルハム毎に1ディルハム」と彼（アフマド）が言うのをあなたは聞いたことはないか。ムスリムが自分たちの財を取引した場合、40分の1、40ディルハムにつき1ディルハムを徴収される。これはその倍額である。

これはアル＝ヒラキーの「ムスリムから徴収する倍」との言葉の字義であり、これがより優れた推論である。つまり彼ら（タグリブ族）のその他の財産における（納税）義務は、ムスリムの課される倍であって、庇護民に課される倍ではない。

1697－問題；彼は言った。：［アブー・アブド・アッラーフ（アフマド・ブン・ハンバル）からの2つの伝承の一つによると、彼らの屠殺した肉は食べられず、彼らの女性とは結婚されないが、別の伝承によると彼らの屠殺した肉は食べられ、彼らの女性とは結婚される。］

彼らの屠殺した肉の食用、彼らの女性との婚姻については、アブー・アブド＝アッラーフ（アフマド）からの伝承は相違している。それは許されないとも、彼からは伝えられている。
これはアリー・ブン・アビー・ターリブの説であり、アル＝シャーフィイー（派）の学説であり、アル＝シャーフィイーは全てのアラブ人の経典の民の屠殺肉を合法とみなさなかった。

アターゥ（Ibn Abī Ribāḥ, d.114/5）、サイード・ブン・ジュバイル（d.95）、ムハンマド・ブン・アリー（al=Bāqir, d.733/ad）、アル＝ナハイー（d.95/6）はタグリブ族の屠殺肉をマクルーフ（自粛事物）とみなしている。アリーは「彼らは自分たちの宗教のうちで飲酒しか保持していない」と述べている。また彼らが改変の後に不信仰の宗教に入信した可能性があり、それは彼らに許されていなかったからである。第2の伝承では、彼らの屠殺肉と女性は許される。これはアフマドから伝わる真正の言葉であり、多数（jamā'a）がこれを伝えており、彼から伝わる2つの伝承の一つであった。イブラヒーム・ブン・ハーリス（d.265）は、彼らの屠殺肉に問題はないと思う、というのが彼（アフマド）の最後の言葉であった、と述べている。これはイブン・アッバースの説であり、同様のものが、ウマル・ブン・アル―ハッターブからも伝えられており、アル＝ハサン（al=Baṣrī, d.110）、アル＝ナハイー（d.95/6）、アル＝シャアビー（'Āmir, d.103）、アル＝ズフリー（d.124）、アターゥ・アル＝フラサーニー（d.135）、アル＝ハカム（Abū Muṭī', d.199）、ハンマード（d.120）、イスハーク（Ibn Rāhwaih, d.238）、自由裁量主義者たちもこの説を唱えている。アル＝アスラム（d.261）は、「アリーを除き、それをマクルーフ（自粛事物）とみなす預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の教友を誰も知らない」と言っている。なぜならば彼らには「…経典の民の食物はあなたがたにとっても許され、あなたがたの食物は彼らにも許される。また信徒の女性の貞淑な女性、あなたがた以前に経典を授かった者の貞淑な女性も…」（クルアーン5章5節）との至高者の御

言葉の一般原則が適用されるからである。また彼らは財の支払によって自分たちの宗教に止まることを認められる経典の民であるので、イスラエルの民と同じく、彼らの屠殺肉も女性も許されるからである。

1698－設問；彼は言った。：[庇護民で自分の居住地の外（への移動）が許される者には、1年に、10分の1税の半額が徴収される。]

これは、ウマルから（の伝承）として知られており、彼からのこの伝承は正しい。アル＝シャーフィイーは、以下のように述べている。

このような者にも貢租しか課されない。但しヒジャーズ地方に入る者は別で、彼の役割を調べる。もし書簡（伝達）か糧食運搬のためなら、何も課されず、（入域を）を許可されるが、ヒジャーズの住民が必要としない貿易のためなら、（入域は）許可されない。但しその者に（適当と）思うだけ（の税）を条件として課すなら別である。最も適当なのは20分の1である。なぜならウマルはヒジャーズに入ろうとする庇護民に、20分の1（の税）を条件付けたからである。

我々の根拠は、「ムスリムには10分の1税は課されない。10分の1税はユダヤ教徒とキリスト教徒だけに課される。」とのアブー・ダーウードの伝える預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)のハディースである。

アフマド祖師は、スフヤーン（al=Thaurī, d.161）経由で、ヒシャーム（Ibn 'Urwa, d.145/6）経由で、アナス・ブン・シーリーン（d.18 or 20）が以下のように言ったと伝えている。

アナス・ブン・マーリクが私を10分の1税のために派遣しました。私は彼に「あなたの部下の中から私を10分の1税のために派遣するの

ですか」と言いました。すると彼は「あなたはウマル・ブン・アル＝ハッターブが私に課したことを私があなたに課すことに満足しないのか。彼は私にムスリムからは40分の1税を、庇護民からは20分の1税を徴収するように命じたのだ。」と言いました。

これはイラクのことである。アブー・ウバイド（al=Qāsim, d.224）は『財産の書（*Kitāb al=Amwzāl*）』の中で、彼の伝承譜で、ラーヒク・ブン・フマイド（d.100）から、ウマルがウスマーン・ブン・フナイフをクーファに派遣し、彼は経典の民に対して彼らの様々な財産に20分ディルハムにつき1ディルハムを課した、と伝えている。また我々はズィヤード・ブン・フダイル（d. ？）の、ウマルが彼（ズィヤード）に、タグリブ族のキリスト教徒からは10分の1を徴収し、経典の民のキリスト教徒からは20分の1を徴収するうよう命じたとのハディースを既に引用した。これもまたイラクのことである。これらの話は周知であったが、非難されず、従ってイジュマーゥ（コンセンサス）となり、また彼（ウマル）の後のカリフたちも、それを行った。そしてヒジャーズだけを20分の1の特例とするものは、我々の知る限りではウマルからであれそれ以外の預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の教友からであれいかなる伝承の中にも存在しない。彼らの伝承から明らかなこと（ẓāhir）は、それはヒジャーズ以外についてであり、ヒジャーズにおける財産に対する義務は、債務や喜捨（ṣadaqa）の場合と同じように、それ以外（の土地）でも義務となる、ということなのである。

［章］：（貢租は）彼らから、年1回しか徴収されない。アフマドは彼の弟子たちの多くの伝える伝承の中で、そう明言し、「このように、イブラヒーム・アル＝ナハイー（d.95/6）から、ウマルが、『年1回しか徴収するな、庇護民からは20分の1を徴収せよ』、と書き送った時のことが伝えられている」と述べている、これはヒジャーズ地方に入った者に

ついてのアル＝シャーフィイーの説でもある。アフマド祖師は、彼の伝承譜で、「キリスト教徒の老人がウマルのところにやって来て、『あなたの部下が私から年に2回、10分の1税を徴収しました』と言った。ウマルが『お前は誰だ』と尋ねると、彼は『わたしはキリスト教徒の老人です』と答えました。そこでウマルは『私は純正一神教徒（ḥanīf）の老人だ』と言い、彼の部下に『年に1回しか10分の1税を徴収するな』と書き送りました」と伝えている。

また貢租と喜捨は年に1回だけしか徴収されないからである。それゆえこれも同様なのである。これが立証されたなら、彼らからそれを1回徴収すれば、彼らのために、彼らの証拠文書、つまり彼らの許にやって来た者（徴税吏）に対して、彼らから再度10分の1税を徴収しないための証拠文書となるように、彼らの納入の証明書を書く。（徴税吏の）2度目（の来訪時）に、徴収済みの財以上のものがあれば、その増加分からは徴収する。なぜならそれは10分の1（税）を納めていないからである。

［章］：彼らからは商売の資産以外の何物からも徴収されない。もし彼らの中で資産か放牧家畜を連れて移動中の者が10分の1税徴税吏に遭遇した場合、彼からは何も徴収されない。これはアフマドが明言している。もし彼の家畜が商品であった場合には、その20分の1が彼から徴収される。20分の1税が徴収されるべき（最低）額については伝承が分かれている。サーリフ（アフマドの長男，d.266）は彼（アフマド）から、20ディーナール毎に1ディーナール、と伝えている。つまり20ディーナールに達しなければ、彼には何も課されないのである。なぜならばムスリムとタグリブ族の場合、最低額以下には（喜捨納入）義務はないので、10（ディーナール）以下の者と同じく、庇護民にもそれ（最低額以下）には何も課されないのである。しかし同じくサーリフ（アフマドの長男）から、彼（アフマド）が以下のように言ったと伝えている。

もし10分の1税徴税吏に遭遇したなら、もし彼ら（経典の民の商人）が敵国民（ḥarbī）であれば、10（'ashara）（ディーナール）から1で、10分の1を徴収し、庇護民であれば、20ディーナール毎に1ディーナールで、20分の1を徴収する。もしそれに達しなければ彼には何も課されない。敵国民人の資産が10ディーナールに達しない場合には、彼からも何も徴収しない。また彼らからは（毎年）1回しか徴収しない。この点に関してはムスリムと庇護民は等しい。

またアフマドからは、10（ディーナール）には半ミスカール（ディーナール）であり、それ以下には何も（課され）ない、と明言したとも伝えられている。またアビー・アル＝ハーリス（Ḥāmid bn Muḥammad, d. ？）の伝承によると、彼（アフマド）は以下のように言った。

私が「もし庇護民が10ディーナール持っていたなら（どうしましょう）」と尋ねると、彼（アフマド）は「彼から半ディーナールを徴収する」と答えた。そこで「もし10ディーナール以下しか持っていなければ（どうしましょう）」と尋ねると、「それ以下であれば、彼からは何も徴収しません」と答えた。

というのは、10（ディーナール）は達すれば半ディーナール（の納税）がその義務となる資産であるので、ムスリムの場合の20ディーナールと同じく、それには（納税が）義務となるのである。あるいは、それは10分の1税のかかる資産でありので、敵国民の資産の場合と同じく、そのうちの10分の1（の納税）が義務となるのである、とも言うことができる。イブン・ハーミド（d.403）は、「多くとも少なくとも、敵国民の（資産の）10分の1、庇護民の（資産の）20分の1は徴収される。なぜならウマルは『20ディルハム毎に1ディルハムを徴収せよ』と言っているからである」と述べている。またそれは彼に対する義務であるので、

自分の土地を他人に耕させた地主の取分と同じく、その多少にかかわらずそれに対して義務となるのである。

我々の根拠は、それがシャリーア（shar'）に基づいて、10分の1か、20分の1であり、従って、農産物や果実の喜捨と同じく、それには最低額が必要とみなされる、ということである。またそれは年度によって計算される義務であるので、喜捨と同じく、それには最低額が必要とみなされるからである。ウマルの言葉については、その意図は—アッラーフこそ最もご存じであらせられるが—、徴収額が20分の1であるとの説明であり、それは「もし10ディーナールを所有していれば、20ディルハム毎に1ディルハムを徴収せよ」との意味なのである。なぜならこのハディースの冒頭には、「ウマルが喜捨徴収者を派遣し、彼にムスリムからは40ディルハム毎に1ディルハム、庇護民からは20ディルハム毎に1ディルハム、敵国民からは10ディルハム毎に1ディルハムを徴収するように命じた、とあるからである。ところがそれがムスリムから徴収されるのは、彼が最低額を所有する場合だけであるので、それ（ムスリム）以外についても同様となるのである。

［章］：酒や豚を所持した庇護民が10分の1税徴税吏に遭遇した場合については、アフマドからの伝承は分かれている。ある箇所では（アフマドは）、「ウマルは『彼らにその売却を任せよ』と言った。それはその徴収者にのみ課される。」と述べている。また（アフマドは）彼の伝承譜で、スワイド・ブン・ガファラ（d.80）から、「彼らに任せよ」とのウマルの言葉について、「酒と豚のその10分の1税のための売却を」と伝えている。アフマドは、（この伝承譜は）良い伝承譜である、と述べている。こう考える者の中には、マスルーク（d.62/3）、アル＝ナハイー（d.95/6）、アブー・ハニーファがおり、ムハンマド・ブン・アル＝ハサン（al=Shaibānī, d.189/804）は酒についてだけ、彼らに同意している。アル＝カーディー（d.458）は、「アフマドは彼らからは何も徴収さ

れない、と明言している」と述べている。ウマル・ブン・アブド・アル＝アズィーズ（d.101/720）、アブー・ウバイド（al=Qāsim, d.224）、アブー・サウル（Ibrāhīm bn Khālid, d.240）の説である。ウマル・ブン・アブド・アル＝アズィーズ（d.101/720）は、「ムスリムは酒からは10分の1税を徴収しない」と述べている。ウマル・ブン・アル＝ハッターブについて以下のように伝えられている。

ウトゥバ・ブン・ファルカドが彼（ウマル）に、酒の喜捨として4万ディルハムを送った。そこでウマルは彼に「お前は私に酒の喜捨を送ってよこした。お前は(マッカからの)避難民たちよりはそれに相応しい。」と書き送った。彼（ウマル）はそれを人々に告げ、「アッラーフに誓って、私は今後、何事にであれお前を登用しない」と言った。―曰く―そして（ウマルは）彼（ウトゥバ）を解任した。

アブー・ウバイド（al=Qāsim, d.224）は、「『彼らにその売却を任せよ。そしてお前たちはその代金を徴収せよ。』というウマルの言葉の意味は、ムスリムはかつて庇護民から彼らの貢租として酒と豚を、彼らの地租としてその双方（酒、豚）の代価を徴収していたが、その後ムスリムがその売却を受け持つようになったのが、ウマルはそれを譴責（ankara）したが、その後、庇護民がその売却を受け持つ限り、（ムスリムが）その代金を徴収することは大目にみることにした、ということである。」と述べている。

彼（アブー・ウバイド）は、彼の伝承譜で、スワイド・ブン・ガファラ（d.80）から、「ビラールがウマルに『あなたの部下は地租（kharāj）として酒と豚を徴収している』と言ったので、（ウマルが）『彼らにその売却を任せよ。そしてお前たちはその代金を徴収せよ。』と言った」と伝えている。

[章]：このウマルの言葉を根拠に、彼らからその人頭税と地租として酒と豚の代金を徴収することは許される。なぜならそれらは彼らが売買、処分することを我々が容認した彼らの資産だから、彼らの衣服と同じく、その代金を徴収することが許されるのである。

[章]：庇護民が10分の1税徴税吏に出会った時点で、所持しているのと同額、あるいはそれ（所持資産差引合計）を（課税）最低額より下回らせるだけの債務があった場合については、アフマドの言葉の字義は、それはそのような者からの20分の1税の徴収を妨げる、ということである。なぜならばそれは最低額と年度（の経過）が必要とみなされる義務であるので、喜捨の場合と同じく、債務はそれ（支払）を妨げるのである。もし彼が自分が債務を負っている、と主張しでも、ムスリムによる証拠（baiyina）（証人）がない限り、それ（主張）は認められない。なぜなら原状（aṣl）は彼の（債務）責任の不在（barā'a）だからである。もし（徴税吏が）婢に出会った時に、（庇護民が）彼女は自分の娘だ、あるいは自分の姉妹だ、と主張した場合については、（アフマドからの）二つの伝承が存在する。第1（の伝承で）は、彼の主張が受け入れられる。アル＝ハッラール（d.311）は、「こちらが二つの説のうちでより適切（ashbah）である。なぜなら原状は彼女に対する彼の所有権の不在だからである。」と言っている。第2（の伝承で）は、それは受け入れられない。なぜなら彼女は彼の手の内にあるのであり、彼の家畜に準ずるからである。

1699－問題；[彼は言った。：彼ら（庇護民）の中でも安全保障を有する敵国の商人にからは10分の1税を徴収する。]

アブー・ハニーファは、彼らからは何も徴収されない、と言う。但しアブー・ミジュラズィ・ラーヒク・ブン・フマイド（d.100）が以下の

ように述べたと伝えられている伝承によって、彼らが我々から何かを徴収するなら、我々も彼らからそれと同額を徴収する。

人々がウマルに、我々の許にやってきた敵国人からいかに徴税しましょうか、と尋ねた。すると彼（ウマル）は、「お前たちが彼らの所に入った場合には、彼らはおまえたちからどのように徴税しているのか」と答えた。そして彼らが「10分の1税です」と答えると、（ウマルは）「そのように彼らからも徴税しなさい」と答えた。

ズィヤード・ブン・フダイル（d. ?）からは以下のように伝えられている。

「我々はムスリムからは10分の1税を徴収するが、（和議）協定者は違う」と彼は言った。そこで「あなたがたは誰から10分の1税を徴収していましたか」と言うと、「敵国人の不信仰者からだ。彼らが我々から徴税するように我々も彼らから徴税する。」と言った。

アル＝シャーフィイーは、「もし彼がムスリムが必要としない商売を目的に我々の許に入って来るなら、イマーム（カリフ）が彼に代償を条件として課すのでない限り、彼（の入国）を許可しない。そしてどのような条件を付けようとも許される。」と言う。ウマルの先例に一致するように、10分の1税を条件付けることが推奨される。条件なしに一般的に許可された場合には、彼らからは何も徴収しないというのが（シャーフィイー派）学説である。なぜならそれは無条件の安全保障であるから、休戦協定（hudna）と同じくそれによっては何物も義務とならないのである。但し10分の1税が義務となることも考えられる。なぜならばウマルがそれを徴収したからである。

我々の根拠は、前間で言及した伝承である。なぜんらウマルは彼らか

ら10分の1税を徴収し、それは教友の間で知れ渡り、彼以降のカリフたちも、彼以降の全ての時代のイマーム（カリフ）たちもそれを行い、非難者がいなかった以上、これに勝るイジュマーゥ（コンセンサス）があろうか。また彼らの入国に際して彼（ウマル）がそれ（10分の1税）を彼らに条件として課した、とは伝えられていない。伝承がない以上、憶測によってそれを推定することはできない。また限定されていない事柄は、シャリーア上の規定（ma'hūd）を参照するのであるが、正統カリフ時代に彼らかの徴税が継続的に行われた以上、その徴収は義務となるのである。「我々から彼らが何を徴税しているか」とのウマルの質問は、ただ（その時点で）彼ら（教友たち）が彼（ウマル）に徴収の方法と額を質問したからに過ぎず、その後には、質問なしにその徴税が継続したのである。もし我々の彼らからの徴税が、彼らの我々からの徴税を条件とするなら、常時それ(我々からの徴税)を照会する義務があるのである。

[章]：アル＝ヒラキーの言葉の字義では、彼らからはあらゆる商品から10分の1税を徴収する。アル＝カーディー(d.458)は、「人々の必要とする食料の運搬のために入国した、彼らから10分の1税を徴収することなく彼らの入国は許可される」と述べる。これはアル＝シャーフィイーの説である。なぜなら彼の入国はムスリムにとって有益だからである。

我々の根拠は我々が引用した伝承の一般原則である。そしてサーリフ(アフマドの長男）が彼の父（アフマド)、アブド・アル＝ラフマーン・ブン・マフディー（d.198）、マーリク、アル＝ズフリー（d.124/742）を経由して、ウマルが豆類からは10分の1税、麦と干しブドウからは、それがマディーナに大量に運ばれるようにと（軽減して）20分の1税を徴収したと伝えている。これはもしそれ（軽減に）利益があると思われるなら、彼らには軽減されること、また彼（カリフ）には益があると思えばそれを免ずることも許されることを示している。

［章］：老若男女を問わず全ての敵国の商人から10分の1税が、全ての庇護民の商人から20分の1税が徴収される。アル＝カーディー（d.458）は「敵国人であれ庇護民であれ女性には10分の1税も20分の1税も課されない。しかしヒジャーズ地方に入るなら、彼女はそこでの定住が禁じられているので10分の1税を徴収される。」と言う。しかしこの区別はアフマドからの伝承としては知られておらず、その（ハンバリー派）学説の帰結でもない。なぜならばそれはタグリブ族の婦女子の資産への喜捨を義務づけ、同様に女性の資産への10分の1税、あるいは20分の1税を義務づけるからである。伝えられている諸ハディース一般には、女性を排除し男性のみを特定するものは存在しない。これは貢租ではなく、「イスラームの家」での自由とそこでの商業による利益のために、その商品（資産）のみに特に課された義務（ḥaqq）であり、ムスリムについての喜捨と同じく、それにおいて男女は等しいのである。

［章］：彼らは1年に1回しか徴税されず、10ディーナール以下からは徴収されない。アフマドはその双方を明言している。アビー・アブド・アッラーフ・イブン・ハーミド（d.403）からは、敵国人が我々の許に入国する毎に10分の1税を徴収される、と伝えられている。これはアル＝シャーフィイー（派）の学徒たちの一部の説である。なぜなら我々が彼から1回徴収するなら、彼らが（再び）（「イスラームの家」に）入国するかどうか、我々には保証がないからである。もしその年の（徴税）時期に彼らが入国しなければ、彼らからの徴税は困難となるのである。

我々の根拠は、商業に対して徴収される義務（ḥaqq）であるので、喜捨や庇護民からの20分の1税と同じく1年に1回以上は徴収されない。また「（徴税機械が）失われる」との彼らの議論は正しくない。なぜなら彼からは初回に入国する時に徴収され、彼から徴収した者が、彼から徴収したものを記録し、その年が終わるまでは、彼からは（他に）何も徴収せず、2年目に入れば、また最初に入国した際に（再度）彼から徴

収されるのであり、もし入国しないなら、初年については、失われたものは何もないのである。

4. *al=Muqni'*, pp.93-94.
Ibn Qudāma (d.620)

[庇護契約締結] 章

それ (庇護契約) は、経典の民としか締結することは許されない。それらの者(経典の民)とは、ユダヤ教徒、キリスト教徒、及び律法(taurā)、福音書 (injīl) を奉ずることにおいて彼らと一致するサマリヤ人、カトリック教徒 (afranj) 等、及び経典の類を有する者、即ちマギ教徒である。また (アフマドからの) 別伝によると、アラブの偶像崇拝者以外の全ての不信仰者に対して、その締結が許される。サビ教徒については、議論の余地がある。もし経典の民の一人を親とすれば、彼はその民に属することになり、そうでなければそうならない。我らの預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) ムハンマドの派遣後にキリスト教徒やユダヤ教徒になった者か、両親の一方が貢租を受領されない者については、両論ある。タグリブ族のキリスト教徒からは貢租は徴収されずムスリムから徴収されるのと同様に彼らの財産からザカーが徴収される。それは彼らの女性、小児、狂人からも徴収されるが、その使途は貢租の使途となる。但しアル＝ヒラキーは「ザカーの使途であり、彼ら以外の経典の民からは徴収されない」と言うが、アル＝カーディーは「アラブのキリスト教徒、ユダヤ教徒から (も) 徴収される」と言う。

また貢租は小児, 女性、慢性病者、盲人、奴隷、その (支払い) 能力のない貧者には課されない。成人するか、正気に戻るか、豊かになれば、最初の契約締結によって、その対象となり、年度末に、経過した分が徴収される。発狂と正気を繰り返すなら、正気を合計し、1年に達すれば、(貢

租が）徴収される。また毎年、正気の分を徴収されることも可能である。

彼らの中で貢租は割り当てられ、富裕者には48ディルハム、中流には24ディルハム、貧者には12ディルハム、とされる。学派の通説では富裕者とは人々が富裕者とみなす者のことである。

彼らが自分たちに課された義務（の額の貢租）を支払えば、その受領は義務であり、彼らとの戦闘は禁じられる。（会計）年度が過ぎた後でイスラームに入信すれば、（過去の）貢租は免じられる。もし死ねば、彼の遺産から徴収される。ただしアル＝カーディーは「免じられる」と言う。もし何年もの貢租がたまっていれば、その全てを完済させる。貢租は年度の最後（*al=Mubdi'*、*al=Inṣāf* の読みに従う）に徴収される。その徴収にあたって、彼らは卑しめられ、彼らは長時間立たされ、両手を差し伸べさせられる。彼らに、彼らのところを通りかかったムスリムの接待を条件付けることは許される。接待の日数、食事、副食、飼い葉の量、接待される人数は明らかにされる。条件をつけていなければ義務とはならない。ただし「義務となる」とも言われる。

イマームが即位した場合、貢租の額と、彼らに課した条件を知っていれば、それを彼らに追認する。もし知らねば彼らの言葉に拠る。しかし彼らの虚言が彼（イマーム）に明らかになれば、彼らに（差額の完済を）請求する。アブー・アル＝ハッターブによると、彼（イマーム）は彼らと契約締結を更新する。

庇護契約が締結されれば、彼らの名前、彼らの父の名前、彼らの容貌、彼らの宗教が登記される。どの集団（ṭā'ifa）にも、誰が成人したか、豊かになったか、イスラームに入信したか、旅立ったか、約定（'ahd）に違反したか、庇護契約の諸規定の何かを破ったかの監督（'arīf）を置く。

5. *al=Inṣāf,* vol.4, pp.217-231.
al=Mardāwī（d.885）

「庇護契約締結」章

説明（tanbīh）：（ハンバリー）学派の正説（ṣaḥīḥ）によると、庇護契約がイマーム（カリフ）かその代理人によるのでない限り有効でないことは、休戦契約（hudna）章の冒頭で既に述べ、またそこで二つの（異）説にも言及した。

付言（fā'ida）：もし条件が整えば、その締結は義務となる。但し彼らに危険を覚える場合は別である。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「それ（庇護契約）は、経典の民としか締結することは許されない。それらの者（経典の民）とは、ユダヤ教徒、キリスト教徒、及び律法（taurā）、福音書（injīl）を奉ずることにおいて彼らと一致するサマリヤ人、カトリック教徒（afranj）等、及び経典の類を有する者、即ちマギ教徒である。」

（ハンバリー）学派の正説によると、著者（イブン・クダーマ）が言及したこれらの者以外については庇護契約の締結は有効ではなく、（ハンバリー派）同学の殆どはこの立場である。

一方、アラブの偶像崇拝者を除く全ての不信仰者に対して許されると（の説）も、彼（アフマド）から伝えれている。これはアル＝ハサン・イブン・サワーブ（Ibn Thawāb、d.268）がこれを伝えている。

またアル＝カーディーは、セツ（shīth）とイブラーヒームの経典、詩編を奉ずる者については、彼らの女性（と）は（結婚が）許され、彼ら貢租（の支払）によって（永住が）認められる、との見解（wajh）を述べている。

*al=Furū'*の「婚姻の禁じられる女性」章では（イブン・ムフリフが）、「たとえ彼らの女性（との婚姻）が許されなくとも、彼らからの貢租の受領は行われる」と述べている。

タキーユ・アル＝ディーンは、*al=Radd ʻalā al=Rāfiḍī* の中で、貢租の設定後にはアラブの多神教徒は一人も残存せず、全てイスラームに入信したとして、あらゆる者からの貢租の受領（可能）説を採る。

また *al=Iʻtiṣām bi-al=Kitāb wa al=Sunna* の中では、「それ（貢租）をあらゆる者から受け取り、マギ教徒と経典の民を同一視する者は、クルアーンとスンナの字義に反している」と述べている。

彼の言葉（*al=Muqniʻ*）：「サビ教徒については、議論の余地がある。もし経典の民の一人を親とすれば、彼はその民に属することになり、そうでなければそうならない。」

これは著者、「注釈者（ʻAbd al=Raḥmān bn Abū ʻUmar al=Muqaddasī）」、（ハンバリー派）同学の一団の採る説であり、イブン・アル＝バンナー（Ibn al=Bannā）が、その *al=ʻUqūd*、イブン・アル＝ムナッジャー（Ibn al=Munajjā）がその注釈 *al=Sharḥ* でそう断じている。

al=Riʻāya al=Kubrā では、「サビ教徒は、その宗教と経典において、ユダヤ教徒かキリスト教徒と一致していれば、彼らの同類であるが、そうでなければ、偶像崇拝者に準ずる」と述べている。

また「彼らはもし、天体が理性的生体であり、7惑星は神々である、と言うなら、無条件に殺害される」とも言われるが、彼らの規定は、サマリヤ人やフランク人（カトリック教徒、afranj）と同じく、律法と福音書を奉ずる者の規定となる、というのが（ハンバリー派）学派の正説である。

アフマド祖師は、「彼（サビ教徒）はキリスト教徒の一種である」と述べている。

al=Hidāya、*Tadhkira Ibn ʻAqīl*、*al=Madhhab*、*Masbūq al=Dhahab*、*al=Muḥarrar*、*al=Naẓm*、*al=Riʻāya al=Ṣughrā*（Ibn Ḥamdān, d.690）、*al=Ḥāwiyān*、*Idrāk al=Ghāya*、*Tadhkira Ibn ʻAbdūs* 等の中では、「彼ら

(サビ教徒) はキリスト教徒と一致するので、彼らの規定はキリスト教徒の規定となる。但し (彼らの宗教法の) 細則 (furū') においては彼ら (サビ教徒) は彼ら (キリスト教徒) と異なっている」と述べている。

また *al=Ḥāwī* 等では、「彼らからは貢租を受け取る」と述べており、*al=Khulāṣa* 等では、そう断じており、*al=Furū'* でもそれを第一に挙げている (qaddama)。

またアフマド祖師も別の箇所では、「彼らは土曜日を安息日にしている、と私は伝え聞いている。もし土曜日を安息日としているなら、彼らはユダヤ教徒である。」と述べている。

またハンバル (Ḥanbal, d.273, アフマドの従兄弟) は、「ウマルの道を歩む者がいるなら、彼は『彼らは土曜日を安息日とする』と言い、彼ら (サビ教徒) をユダヤ教徒のうちに数えた』と伝えている。

al=Targhīb では、「サビ教徒の屠殺したものについては、2つの伝承がある。その論点は、彼らがキリスト教徒か否かである」と述べている。

付言：庇護契約の形式は、「貢租と降伏 (istislām) によって、お前たち (の永住) を認める」と言うか、それに類するこで「それを条件に、お前たち (の永住) を認める」などと言うことである。これが (ハンバリー) 学派の正説である。

またそれには貢租の額 (の言及) が必要とされる、とも言われる。服従については両説あり、*al=Targhīb* では、双方を述べている。

彼の言葉 (*al=Muqni'*)：我らの預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) ムハンマドの派遣後にキリスト教徒やユダヤ教徒になった者か、両親の一方が貢租を受領されない者については、両論ある。

その二つとは、(アフマドからの) 二つの伝承である。

我らの預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) ムハンマドの派遣

後にキリスト教徒やユダヤ教徒になった場合、その者の貢租は受け取られる、といのが（ハンバリー）学派の正説である。これはアル＝ヒラキーの言葉の字義であり、アル＝カーディーもそれを採っており、この著者、*al=Taṣḥīḥ* の著者もそれを正しいとしている。

al=Wajīz では、「非ムスリムが経典の民の宗教に改宗するなら、認められる」と言う。*al=Furū'* でもこれを第一に挙げている。

また彼（アフマド）からは、「降伏か剣（戦い）かのいずれか以外には、その者からは（貢租は）受け取られない」とも伝えられており、*al=Naẓm* ではこれを正しいとしており、*al=Hidāya*、*al=Madhhab*、*Masbūq al=Dhahab*、*al=Khulāṣa* では、これを第一に挙げており、*al=Muḥarrar*、*al=Ri'āyataini*、*al=Ḥāwī al=Ṣsghīr*（'Abd al=Raḥmān bn al=Ḍarīr, d.684）は両論を併記している。

al=Ri'āya al=Kubrā では、「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の時代後に経典の民となった者、あるいはその（改宗の）時が分からない者については、その貢租は受け取られない、と私は述べる」と述べている。

説明：この著者の言葉の含意するところは、もし我らの預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）ムハンマドの派遣以前にキリスト教徒やユダヤ教徒になった者からは、貢租は受領される、ということである。そしてそれは正しく、（ハンバリー派）学説であり、*al=Mughnī*、*al=Muḥarrar*、*al=Sharḥ* 等では、そう断言しており、*al=Furū'* などでもこれを第一に挙げている。またアル＝カーディー等が、*al=Tabṣira* で、「その者からは貢租は絶対に受け取られない」との説を採っている。

al=Hidāya、*al=Madhhab*、*Masbūq al=Dhahab*、*al=Mustau'ib*、*al=Khulāṣa*、*al=Targhīb* では、「（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）ムハンマドの）派遣の前であっても（本来のイーサー、ムーサーの教えの）改変の後にキリスト教徒、あるいはユダヤ教徒になったのであれば、

貢租は受け取られないが、そうでなければ受け取られる」と述べている。

al=Bulgha、*al=Ri'āyataini*、*al=Ḥāwī al=Ṣsghīr* では、この説と前説を併記している。

付言：（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）ムハンマドの）派遣の後、あるいは前、（本来のイーサー、ムーサーの教えの）改変の後、あるいは前にマギ教に改宗した者の規定については、既述のキリスト教に改宗した者、ユダヤ教に改宗した者の規定と同じである

これについてのより詳しい議論は、「庇護契約の諸規定」章の最後の彼（著者イブン・クダーマ）の「キリスト教徒がユダヤ教に改宗するか、ユダヤ教徒がキリスト教に改宗した場合には、認められない」との言葉の後に行う。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「両親の一方が貢租を受領されない者については」

つまり、「（その者が）貢租が受領される者の宗教に改宗した（場合について）」。

著者はその者からの貢租の受領について両論を併記しており、*al=Ri'āyataini*、*al=Ḥāwiyān*、*al=Khulāṣa* も両論を併記している。

第1（の説）は、その者からは貢租が受領され、庇護契約が締結される、との説で、これが（ハンバリー派）の学説である。*al=Mughnī*、*al=Madhhab*、*Masbūq al=Dhahab*、*al=Bulgha*、*al=Taṣḥīḥ*、*al=Sharḥ*、*al=Naẓm* 等がこれを正しいとしており、*al=Kāfī*、*al=Muḥarrar*、*al=Furū'* 等もこれを第一に挙げている。

第2（の説）は、「その者からは貢租は受領されず、イスラーム以外は受け入れられない」、というもので、アブー・アル＝ハッターブと彼以後の者がこれを述べている。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「タグリブ族のキリスト教徒からは貢租は徴収されず」

これが（ハンバリー派）学説である。（ハンバリー派）同学の大勢がこの立場であり、その多くがそう断言している。

（ハンバリー派）学説の字義とは異なるが、正しくは、彼ら（タグリブ族）の中で和議を結んでいなかったがそれ（貢租）を払った敵国人の場合と同じように、彼らからも貢租が受け取られる、とも言われる。アル＝ザルカシー（al=Zarkashī, d.772）がこれを述べている。

説明：著者の言葉の字義は、たとえ彼らがそれ（貢租）を払っても、彼らからはそれは受け取られない、ということであり、これが正しく、またこれが（ハンバリー派）学説であり、（ハンバリー派）同学であり、彼らはそう断言している。

但し *al=Mughnī*、及びその追随者は、もし彼らがそれ（貢租）を払うなら、それの受領も有り得る、とある。

付言：（ハンバリー派）学派の正説では、イマーム（カリフ）には、彼らとの契約を破棄し、彼らに新たな貢租を課すことは許されない。なぜなら庇護契約は恒久（契約）であり、ウマルもそのように契約したからであり、それが同学の大半の立場である。

またイブン・アキールは、利害と時代の違いに応じてそれが可能であるとの説を採っており、ウマル・ブン・アブド・アル＝アズィーズ（d.101ウマイヤ朝カリフ［在世：99-101］、第5代正統カリフとも呼ばれる）もそのようにし、多くの者（jamā'a）がそれを地租（kharāj）と貢租（jizya）のようにした。アル＝シャイフ・タキー・アル＝ディーンもこの説を採っている。

al=Khilāf（*al=Tabṣira wa al=Khilāf*）におけるアル＝カーディーは、区別を断じており、この著作などにおける著者（Ibn Qudāma）の言葉もそれを帰結する。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：それは彼らの女性、小児、狂人からも徴収される

慢性病者、身体障害者、老人等も同じ。これら全てについてそれが(ハンバリー派）学説であり、同学の大半がその説を採っている。またそれは *al=Mufradāt*（Ibn 'Aqīl, d.513）にもあり、それについては彼らから徴収しないとの考え方もあり、この著者（Ibn Qudāma）もその方がより論理的（aqyas）である、と述べている。

そして彼らから徴収されるのは喜捨（ṣadaqa）の名における貢租であるから、貢租の使途に用いられる。

*al=Furū'*では、もしそれが使途において喜捨（zakā）に準ずるというなら、それは貢租の課されない者からも徴収されるが、もしそうでないなら、（徴収も）されない、と言うのが、より明晰（aẓhar）である（了）、と述べている。

（ハンバリー派）学説では、貧者からも、喜捨の掛からない財の所有者からも徴収されない。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「その使途は貢租の使途となる。」

これが（ハンバリー派）学説であり、アル＝カーディー、この著者、「注釈者」、「編集者（Muḥammad bn 'Abd al=Qawī al=Mardāwī al=Nāẓim, d.699)」らがこれを採っている。*al=Munauwar* では、こう断じており、*al=Furū'*でも、これを第一に挙げている。

アル＝ヒラキーは、喜捨（zakā）の用途であると述べているが、これ

はアフマドから伝わる第二の説である、*al=Fuṣūl*、*Tadhkira* におけるイブン・アブドース（Ibn 'Abdūs）がそう断言しており、*al=Hidāya*、*al=Madhhab*、*Masbūq al=Dhahab*、*al=Khulāṣa*、*al=Ri'āyatān*、*al=Ḥāwiyān*、*Idrāk al=Ghāya* では、これを第一に挙げており、*al=Sharḥ* と、アル＝ザラクシーは両論を併記している。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「彼ら以外の経典の民からは徴収されない。」

アラブのタヌーフ族やバフラー族のキリスト教徒、キナーナ族やヒムヤル族のユダヤ教徒、タミーム族のマギ教徒などである。

これは二つの考え方の一つであり、この著者、「注釈者」がこの説を採っており、アフマドはそう明言した、とも言われ、*al=Wajīz* では、そう断じており、またこれがアル＝ヒラキーの言葉の字義である。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「アル＝カーディーは「アラブのキリスト教徒、ユダヤ教徒から（も）徴収される」と言う。」

タグリブ族のように。そしてこれが（アフマドが）明言した（ハンバリー派）学説であり、*al=Hidāya*、*al=Madhhab*、*Masbūq al=Dhahab*、*al=Khulāṣa*、*al=Muḥarrar*、*al=Ḥāwiyān*、*Tadhkira Ibn 'Abdūs*、*Idrāk al=Ghāya* 等でも、そう断じており、*al=Furū'*、*al=Ri'āyatān* では、これを第一に挙げており、*al=Naẓm* ではこれを正しいとしている。

アル＝ザルカシーは、（以下のように述べる）。

アラブで貢租を課された民で、喜捨（ṣadaqa）の名前で（その）倍額で（払うので）ない限りそれ（貢租）を拒んだ者で、勢力があり、そのために（戦えば）被害を被る恐れがある場合には、タグリブ族が和議を結んだのと同じ条件で和議を結ぶことができる、というのが、

（アフマドが）明言したことであり、そしてそれが正しい。アフマドの第一の無限定の発言（iṭlāq）、アル＝カーディー（Abū Ya'lā, d.458）とその追随者の無限定の発言は、これに基づいて解釈されねばならない（yuḥmalu）。それゆえアブー・アル＝バラカート（Abū al=Barakāt al=Majd Ibn Taimīya, d.652）もそう断言しており、*al=Mughnī* においてAbū Muḥammadの説もこれに落ち着いている。但しそうではあるが彼は徴収額が、彼らに課されるべき貢租の額であうか、それ以上であることを条件としているが、これはアフマドの言葉にはなく、タグリブ族についても条件となっていない。（了）

付言：勢力がありそれによる危害の恐れがあるアラブ（部族）の同様な者に対しては、喜捨（ṣadaqa）の名前で（その）倍額で（払うので）ない限りその（貢租）の支払いを拒むなら、イマーム（カリフ）は和議を結ぶことができる。（アフマドが）これを明言しており、（ハンバリー派）同学もこの立場であり、*al=Mughnī*、*al=Sharḥ*、*al=Furū'* 等でもそう断じている。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「また貢租は小児、女性、慢性病者、盲人には（課され）ない。」

同じく老衰者に貢租は（課され）なく、彼ら（ハンバリー派）の間に異論はない。アル＝シャイフ・タキーユ・アル＝ディーンの説は後述。

（ハンバリー）学派の正説によると、同じく、修道士にも貢租は（課され）ない。

但し、彼（修道士）には（貢租が）課される、とも言われる。これはこの著者しも（彼の意見であることが）可能である。もし彼の手に自分の必要最低限しか残らなくとも、彼の手にあるものから徴収する。アル＝シャイフ・タキーユ・アル＝ディーンはこう述べている。

彼（イブン・タイミーヤ）は「修道院や農園などの総合的な収入（rizq）など、我々に権利のあるものは、彼らから徴収する」と言う。「それは義務である」と彼は言う。

また彼（イブン・タイミーヤ）の言うには、商売や農園を有するが、彼ら（修道士）と同居しているか、修道士であれ、それ以外であれ、それを宣教する者のように、彼ら（修道士）の宗教について彼らを助ける者には、イジュマーゥによって、それ（貢租）が課され、その規定が彼ら（修道士）の規定に準ずることには異論がない。

説明：この著者と「注釈者」は、「貢租とは、イスラームの家に定住するために、毎年、不信仰者から徴収される税（waẓīfa）である」と述べている。

アル＝ザルカシーは、この法規定（tafrī'）の勝義は、「貢租（jizya）とは『それを返済する（qaḍā）』を意味する『それに報いる（jazā）』からの派生語で、『イスラームの家』の住居費（ujra）である」と言う。

al=Aḥkām al=Sulṭānīya（al=Qāḍī Abū Ya'lā, d.458）は（以下のように）言う。

それは「報い（jazā'）」の派生語であり、彼らの不信仰に対する報いであって、卑しめとして彼らから徴収するのか、彼らに対する我々の安全保障に対する報いであって、寛容として彼らから徴収するかのいずれである。

アル＝シャイフ・タキーユ・アル＝ディーンは、後者がより正しい、と言う。

al=Zarkashī (d.772) は、それはそれ（貢租）が懲罰であるか代価（ujra）であるかによる、と言う。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「奴隷には（課され）ない。」

これは限定がなければ（ハンバリー）学派の正説であり、イブン・ムンズィル（シャーフィイー派法学者，d.309）はそのイジュマーゥを伝えている。*al=Wajīz* 等が、そう断じており、*al=Mughnī*、*al=Sharḥ*、*al=Furū'* 等ではそれを第一に挙げており、Abū Bakr (al=Marwadhī, d.274)、アル＝カーディー、この著者、「注釈者」等がこの説を採っている。

また、もし不信仰者の所有（する奴隷）なら彼（奴隷）にも貢租が課される、と（の説）も（アフマドから）伝えられている。アル＝ヒラキーの言葉はそうも取れ、*al=Muḥarrar*、*al=Ri'āyatān*、*al=Ḥāwiyān*、アル＝ザルカシーは両論を併記している。

付言：ムスリムの所有になる庇護民の奴隷には（貢租は）課されない。著者と「注釈者（'Abd al=Raḥmān bn Abū 'Umar al=Muqaddasī, d.682）」は、我々の知る限り異論はない、と述べており、この二人以外もそう断じている。

al=Furū' では、「奴隷には課されない。但し、『ムスリムの（奴隷には課されない）』と（のアフマドの説）も伝えられている」と言う。*al=Rauḍa*（*Rauḍa al=Fiqh*）も「それ（貢租）は（奴隷か奴隷所有者の）どちらか（一方）のイスラーム入信によって免除となる」として、そう断じている。

al=Tabṣira では、アル＝ヒラキーを引いて、「その奴隷の代わり（'an）にムスリムの奴隷に課される」とある。

（ハンバリー派）学説では、部分解放奴隷は、自由の割合に応じて課される。（ハンバリー派）同学はこう述べている。

第2付言：

其の一：ムスリム、あるいは不信仰者が解放した庇護民の奴隷に対す

る貢租の義務については、（アフマドの）明言した二つの（説の）伝承が存在する。［解放者がムスリムであった場合については］*al=Furū'* では両説を併記している。

第1：彼には貢租が課される。これが（ハンバリー）学派の正説であり、また同学の多くの言葉の字義である。アル＝ザルカシーは、こちらが（アフマドの明言した）二つの（説の）伝承のうちの、正しく有名な方である、と言う。

この著者と「注釈者」は、「もし解放されたなら解放者がムスリムであっても、不信仰者であっても、その後の分については貢租が課される。これがアフマドから伝わる正説である。（了）」と述べている。

al=Wajīz 等では、その（貢租の）該当者となった者からは年度末に徴収される、と述べている。*al=Muḥarrar* ではこれを第一に挙げており、アル＝ヒラキーもそう断じている。

第2の伝承：彼には貢租は課されない。アル＝ハッラール（al=Khallāl, d.311）は、「これは旧説で、（アフマドは）それを撤回し、それが弱い説だとした。また彼（アフマド）からは、もし解放者がムスリムであれば彼（その解放奴隷）には貢租は課されない、との第3の説も伝えられている」と言う。

其の二：アフマド祖師は、自己解放契約奴隷は奴隷であり、その規定が適用される、と述べている。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「その（支払い）能力のない貧者には（課され）ない。」

これが（ハンバリー派）学説であり、同学の立場であり、（アフマドが）そう明言している。但しこれについては、彼は戦闘員であるから、経済状況が許せば、彼にも課され、請求されることも有り得る。

（ハンバリー派）学説では、もし彼が働いていれば（mu'tamil）、彼

には課されるというのが、(ハンバリー) 学派の正説である。

al=Furū' には、「(貧者には貢租が)課される、というのがより正しい」とある。*al=Qawā'id* (Ibn Rajab, d.790) では、二つの (アフマドの説の) 伝承のうちで有名な方は、(貢租賦課)義務(説) である、と言う。

al=Hidāya、*al=Madhhab*、*Masbūq al=Dhahab*、*al=Ḥāwī al=Kabīr*、*al=Bulgha*、*al=Khulāṣa*、*al=Kāfī*、*al=Wajīz* 等でも、そう断じている。

アル=ザルカシーは、「これは典拠としては最も迂遠である (ab'ad dalīlan)」と述べている。またこれは *al=Ri'āya al=Ṣughrā*、*al=Ḥāwī al =Ṣaghīr* で、断言していることの字義でもある。

また (アフマドの説として)、(貧者に貢租は) 義務とならない、とも伝えられており、これは al=Khiraqī (d.334) の言葉の字義である。*al= Muḥarrar* とアル=ザルカシーは両論を併記している。

al=Ri'āya al=Kubrā では、「手に職がないか、未熟練で (支払い) 不能な貧者には (貢租は) 課されない。(アフマドは) それを明言している。」と言う。また別の箇所では、毎年の自分の生活の必要を満たすだけの仕事を有する手に職のある貧者には (貢租が) 課される、と言う。

付言：真性両性具有者には貢租は課される。*al=Ḥāwī al=Ṣaghīr*、*Tadhkira Ibn 'Abdūs*、*al=Mughnī*、*al=Sharḥ*、ではこう断じており、*al =Ri'āyataini* ではそれを第一に挙げている。

また、彼には (貢租は) 課されない、とも言われる。

al=Ri'āya al=Kubrā では、この方が明快 (aẓhar) である、と述べており、*al=Ḥāwī al=Kabīr*、*al=Kāfī* では、そう断じており、これが (ハンバリー派) 学説であるが、*al=Furū'* では両論を併記している。

第2の説では、もし男性と判明すれば、(貢租の) (判明した) 先の分だけが彼から徴収され、これが (ハンバリー) 学派の正説である。それに言及している者はそう断じているが、アル=カーディーもその一人である。

al=Furū' では、「そうされ（yatawajjahu）、また以前の分についても」と言う。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「成人するか、正気に戻るか、豊かになれば」

解放されても同様に。彼には貢租が課されることは、我々は既に述べた。

｛(彼の言葉（*al=Muqni'*）：｝「最初の契約締結によって、その対象となる。」

これが（ハンバリー派）学説であり、（ハンバリー派）同学の大半がこの立場である。

アル＝ザルカシーは、これが有名な説である、と述べており、*al=Mughnī* と *al=Sharḥ* でも、これを先に挙げており、両者はこれを支持しており（naṣarā）、*al=Furū'* も。また *al=Ḥāwī* 等でもそう断じている。

アル＝カーディーは、彼の言葉のある箇所で、「彼（異教徒）は契約するか、安全な所まで送り返されるか、のいずれかを選ぶことができ、彼が選んだ方に（ムスリムによって）応じられる」と述べている。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「年度末に、経過した分が徴収される。」

つまり、年度内に成人するか、正気に戻るか、豊かになれば。また限定がない場合には、（ハンバリー）学派の正説では、その間に解放された場合も同様である。一方、「ムスリムの解放奴隷には貢租は（課され）ない」、と（の説）も（アフマドから）伝えられ、「そして庇護民の奴隷にも」と（の説）も（アフマドから）伝えられており、*Rauḍa al=Fiqh* でも、そう断言している。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「発狂と正気を繰り返すなら、正気を合計し、1年に達すれば、（貢租が）徴収される。」

これが（ハンバリー）学派の正説である。*al=Furū'*、*al=Muḥarrar*、*al=Ri'āyatān*、*al=Ḥāwiyān* ではこれを先に挙げており、*al=Naẓm* でも、その算定が困難でない場合に（限って）は、それを先に挙げている。また正確を期せないことでは、概数を考える、とも言われる。

著者や「注釈者」は、「発狂し、正気に戻る場合には、次の3つのケースのどれかになる、と言う。

(1) 何日かのうち、あるいは1日のうちで一時、正気に戻る、といったふうに、不規則である場合。

(2) 1日発狂し、2日、あるいはそれ以下であれ以上であれ、ともかく規則的に、正気に戻る、といったふうに、規則的である場合。これについては更に2説ある。

第1：優位な状態を考慮する。

第2：正気（の期間）を合算する。この見解に立つと、貢租の徴収には2説ある。

第1の説では、その（正気の）日を合算して、1年に達すれば、彼から徴収する。

第2の説では、毎年度末に、正気であった(日数)分を彼から徴収する。

1年の3分の1は狂っており、その3分の2を正気でいる、あるいはその逆に場合についても、また2説ある。

通常、1日は狂い、1日は正気に戻る、あるいは半年は狂っており、半年は正気である、といったように、正気と狂気（の日数）が等しい場合には、そのうちの正気（の日数）を合算する。というのは（いずれかの）優位（の認定）が困難だからである。

(3) 半年間狂った後に、ずっと正気であった、あるいは（1年の）半分を正気に戻った後、ずっと狂っていた場合。後者のケースでは彼には

貢租は（課され）ない。前者のケースでは既述のように、正気であった（日数）分だけ彼には貢租が課される。（了）

彼の言葉：彼らの中で貢租は割り当てられ、富裕者には48ディルハム、中流には24ディルハム、貧者には12ディルハム、とされる。

（ハンバリー）学派の正説では、貢租（jizya）と地租（kharāj）はイマーム（カリフ）の裁量（ijtihād）に委ねられる（marja'）ことは既に述べた。それゆえ彼（イマーム）には考えのままに増額も減額も許され、彼には細則の設定は課されない（lā tafrī' 'alai-hi）。

ここでの著者の細則設定は、貢租は増減の（許され）ない額に算定されている、との見解に基づいている。この（アフマドからの）伝承に基づく算定については、異論がない。そしてそれはウマルの算定なのであり、*al=Muḥarrar* 等でそう断じている。

付言：12ディルハム毎に（代わりに）1ディーナール、あるいはその等価物を徴収することも許される。（アフマドが）そう明言している。それには人間の権利が関わっているためである。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「学派の通説（ẓāhir）では富裕者とは、人々が『富裕者』とみなす者である。」

彼（著者）の言う通り、これが（ハンバリー派）学説であり、（ハンバリー派）同学がこの大半の立場である。*al=Mughnī*、*al=Muḥarrar* 等でそう断じており、*al=Muḥarrar* 等ではそれを先に挙げており、また *al=Khulāṣa* 等ではそれを正しいとしている。

「富裕者とは（喜捨支配義務の）最低限度額を有する者である」とも言われ、（アフマドからの）伝承が伝えられている。

「10,000ディルハムを有する者」、とも言われる。アル＝ザルカシーがこれを述べている。

「富裕者とは10,000ディーナールを有する者である」とも言われるが、これは100,000ディルハムである。それ以下で10,000ディルハムまでの所有者は中流である。10,000ディルハム以下の所有者は貧者である。*al=Khulāṣa* ではこれを第一に挙げている。

中流については、常識的にみて中流の者である。*al=Riʿāyatān*、*al=Ḥāwiyān* ではそう断じている。*al=Khulāṣa* で第一に挙げているもの(説)については既に述べた。

彼の言葉（*al=Muqniʿ*）：「彼らが自分たちに課された義務（の額の貢租）を支払えば、その受領は義務であり、彼らとの戦闘は禁じられる。」

またイマーム（カリフ）には、彼ら（庇護民）に害意を抱く者の撃退も課されるが、「戦争の家」にいる者の防衛までは求められない。*al=Targhīb* では、「より適切には（ashbah)、我々の国（balad）と隣接していない国に、孤立して住んでいる者（munfarid）たちについては、敵国人（ahl al=ḥarb）からの彼らの防衛が義務となる（了)」と言う。

また我々が「彼らを防衛しない」との特約を付けたとしても、その特約は有効ではない。

これ（について）は、この後、彼（著者 Ibn Qudāma）の言葉「イマームには彼らの防衛と彼らへの危害の阻止が義務」についての、先の章で後述する。

彼の言葉（*al=Muqniʿ*）：「(会計）年度が過ぎた後でイスラームに入信すれば、(過去の）貢租は免じられる。」

これが（ハンバリー派）学説であり、(ハンバリー派）同学の大勢が

この立場である。*al=Mughnī*、*al=Sharḥ*、*al=Muḥarrar* 等でそう断じているばかりか、（ハンバリー派同学の）殆どの者がそう断じており、*al=Furū'* でもそれを第一に挙げている。*al=Īḍāḥ*（'Abd al=Wāḥid al=Shīrāzī, d.486）では、「イスラームによっては（貢租は）免じられない」、と言うが、（根拠）薄弱である、と私は言おう。

al=Intiṣār では、そもそもその義務、その考慮（murā'ā）が否定されている（muni'a）。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「もし死ねば、彼の遺産から徴収される。」

これが（ハンバリー派）学説であり、（ハンバリー派）同学の殆どがこの立場である。その中にはアル＝ヒラキー、アブー・バクル（*al=Marwadhī*, d.274）、イブン・ハーミド（Ibn Ḥāmid, d.403）、*al=Mujarrad*,*al=Aḥkām al=Sulṭānīya* におけるアル＝カーディー等がいる。また *al=Wajīz* 等でもそう断言しており、*al=Muḥarrar* 等でもそれを第一に挙げており、*al=Furū'* 等でもそれを正しいとしている。

この著者と「注釈者」は、「これがアフマド祖師の言葉の字義である」と述べている。

またアル＝カーディーは、*al=Khilāf* では、免じられる、と述べて、それを支持している。

説明：著者の言葉の字義は、もし年度内に死ねば、それ（貢租）は免じられる、ということであり、それが正しく、（ハンバリー派）学説であり、*al=Furū'* でもそれを第一に挙げているが、その（生存日数の）割合に応じて（支払いが）義務となる、とも言われる。

付言：

第1：（他派とは）異なって（khilāfan）、（ハンバリー派）学説として、

発狂等の障害が、年度経過後に生じた場合も、同様の規定となる。

第2：彼の言葉：「貢租は年度の最後（*al=Mubdi'*、*al=Inṣāf* の読みに従う）に徴収される。その徴収にあたって、彼らは卑しめられ、彼らは長時間立たされ、両手を差し伸べさせられる。」

アブー・アル＝ハッターブは、徴収時に彼らは軽く打たれる（yuṣfa'ūn）、と述べたが、これはアル＝ザルカシーが伝えている。また彼ら（庇護民）には、自分自身以外にそれ（貢租）を託して送付することは認められない。それは彼らへの卑しめがなくなるからであり、同様に、自分でそれを配分することも許されない。

イブン・ムナッジャー（Ibn al=Munajjā）は、著者の「徴収にあたって、彼らは卑しめられ」の言葉に対して、その『注釈（*al=Sharḥ*）』において、以下のように述べている。

ここで述べられことは、相応しい（mustaḥaqq）、のか、それとも推奨される（mustaḥabb）なのか、と言れるなら、それには異論がある、とこたえられる。

もし「それは相応しいのである」と言うなら、それに基づいて、代理の不許可が演繹される（yatafarraz'u）。というのは懲罰には代理の入る余地はないからである。貢租の保証（ḍamān）の無効も同様である。なぜなら保証者の支払いによっても、免責が生じ、その場合には侮辱が欠落するからである。

もし「それは推奨されるのである」と言うなら、これらの規定は逆になる（in'aksat）。（了）

al=Ri'āya al=Kubrā では、「ムスリムが庇護民の貢租の支払いの代理となる、あるいは保証人となる、あるいは自分の債務をそれに振り替える（yuḥīl alladhī 'alai-hi bi-hā）ことができるかについては、二つの考え方がありうるが、既述の通り、より勝ってみえる（aẓhar）のは禁止

である。(了)」と記されている。

私は「禁止説に立つ。彼(ムスリム)は保証、債務振替、代理において、その(貢租)で負担を負うのである(yu'ānī)」と言おう。

*al=Furū'*の著者等について言えば、試練(imtiḥān)については一般論を述べているのみである(aṭlaqū)。

第3:(ハンバリー)学派の正説では、その前払いの特約は有効ではなく、特に条件をつけていない場合ばそう(前払い)はならない。

(ハンバリー派)同学は、「安全保障の違約が起きないとの保証が我々にないからであり、従って彼(庇護民)にもその代価の貢務は免じられる」と言う。

しかしアブー・アル=ハッターブの考えでは、(前払い特約は)有効であり、特に条件をつけていなければ、そう(前払いに)なる。

彼の言葉(*al=Muqni'*):「彼らに、彼らのところを通りかかったムスリムの接待を条件付けることは許される。」

異論なく。

彼の言葉(*al=Muqni'*):「接待の日数、食事、副食、飼葉の量、接待される人数は明らかにされる。」

この著者の述べる通り、彼らに接待を条件付けた場合、それを彼らに明らかにすることが条件となる。彼らに、宿舎、富裕者と貧者の義務、を明らかにする。(ハンバリー)学派の正説では、これらの全てについてである。アル=カーディーがこの説を採しており、またこれが(ハンバリー派)同学の殆どの言葉の字義である。*al=Ri'āya al=Kubrā*、*al=Furū'*ではこれを第一に挙げている。

またこれら全てについて条件を付けないことが許される、とも言われ

る。*al=Kāfī* ではこれを第一に挙げて、これを採っている。

また接待はその貢租（額）に応じて配分される、とも言われる。*al=Ri'āya* がこれを述べている。

al=Ri'āya、*al=Hidāya*、*al=Madhhab*、*al=Mustau'ib*、*al=Khulāṣa*、*al=Muḥarrar*、*al=Naẓm*、*al=Ri'āya al=Ṣughrā, al=Ḥāwiyān* 等で、これを述べているが、彼らの表現はこの著者の表現と同じである。また *al=Ri'āya al=Kubrā* ではこれを第一に挙げている。

またこれら全てについて条件を付けないことが許される、とも言われる。*al=Kāfī* ではこれを第一に挙げて、これを採っている。

al=Mughnī、*al=Sharḥ* では、無限定に接待を特約しても、一見（ẓāhir）、有効である、と述べる。

アブー・バクル（al=Marwadhī, d.274）は、もし接待の程度に条件を付けていなければ、義務は一昼夜である、と言う。

al=Furū' では、両論を併記している。

接待は貢租（額）に応じて配分される、とも言われるが、*al=Ri'āya* がこれを述べており、*al=Madhhab*、*al=Kāfī*、*al=Ḥāwī al=Kabīr* でもこう断じている。]

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「条件をつけていなければ義務とはならない。」

これが(ハンバリー)学派の正説であり、*al=Hidāya*、*al=Madhhab*、*Masbūq al=Dhahab*、*al=Mustau'ib*、*al=Khulāṣa*、*al=Kāfī*、*al=Muḥarrar*、*al=Naẓm*、*al=Furū'*、*al=Ḥāwī al=Kabīr* 等でも、これを第一に挙げている。

アル＝カーディーは、義務となる、と述べており、この著者、「注釈者」はそれを正しいとしている。

al=Ri'āyatān では、条件が無ければ、一昼夜が義務である、と述べて

いる。*al=Ḥāwī al=Ṣaghīr* では、両論を併記している、とも言われる。*al=Ri'āyatān* では、三日を越えない、と述べている。

付言：（ハンバリー）学派の正説では、もし接待を貢租の代わりとしても有効である。アル＝カーディーはこの説を採っており、*al=Mughnī* ではこれのみを述べており、*al=Sharḥ* では、これを第一に挙げて、支持しているが、貢租は最も少ない者のために設定している（muqaddara al=aqall)、と我々が言う場合は、その額が貢租の額より少ないことを条件付けている。

そのような契約は有効ではない、とも言われる。*al=Ri'āya al=Kubrā*、*al=Fuṣūl* ではそう断じている。*al=Furū'* では両論を併記している。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「イマームが即位した場合、貢租の学と、彼らに課した条件を知っていれば、それを彼らに追認する。」

（ハンバリー）学派の正説では、その証拠があがった場合も、及びそれが明白である場合も、同様である。*al=Mustau'ib* では、その確証（thubūt）が必要視される。

彼の言葉（*al=Muqni'*）：「もし知らねば彼らの言葉に拠る。」

つまり、彼（イマーム）は、彼らに宣誓を求めることができる。

これが（ハンバリー派）学説であり、*al=Madhhab Masbūq al=Dhahab*、*al=Khulāṣa*、*al=Mughnī*、*al=Sharḥ*、*al=Ri'āyatān*、*al=Ḥāwiyān* 等 でこれを第一に挙げており、*al=Kāfī* 等ではそう断じている。アブー・アル＝ハッターブの見解では、彼（イマーム）は彼らとの契約を更新する。*al=Hidāya* では、「私の考えでは、彼（イマーム）は、彼の個人裁量（ijtihād）に従って、彼らとの契約を更新する」と述べている。

al=Muḥarrar と *al=Furū'* では両論を併記している。

また（ハンバリー派）学説では、もし彼らの虚言が発覚すれば、彼らに（過去の分の支払を）請求する。

6. *Zād al=Mustaqni'* (in *Ḥāshiya al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, pp.302-308)
al=Ḥujāwī (d.968)

『ザード・アル＝ムスタクニウ』:「ジハードの書」:「庇護契約の締結章」

庇護契約（dhimma）は、マギ教徒、および新旧約聖書の民とその分派以外には締結されない。またイマーム（カリフ）かその代理以外はそれを締結できない。また貢租は小児、女性、奴隷、支払い能力のない貧者には課されない。貢租はその納税義務者から年末に徴収される。彼らがその所定額を収めれば、その受領は義務となり、彼らとの戦闘は禁じられる。

その［貢租徴収の］際には彼らは卑しめられ、［義務として］長時間立たされ、両手を差し伸べさせられる。

7. *al=Rauḍ al=Murbi'* (in *Ḥāshiya al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, pp.302-308)
al=Baḥūtī (d.1051)

［庇護契約の締結とその諸規定(注1)］章

dhimma（庇護）とは、語義的には、契約（'aqd）、ḍamān（保証）、amān（安全保証）(注2)であり、庇護契約とは、「貢租の支払い(注3)と天啓宗教（milla）(注4)の諸規定の順守を条件に、一部の不信仰者が彼らの不信仰を維持することを承認すること」を意味する。そしてその典拠は至高者

の御言葉「…彼ら（啓典の民）が身を屈め手ずから貢租を差し出すまで…」(注5)（クルアーン9章29節）である。

☆それは締結されない（*al=Zād*）☆

つまり庇護契約は有効でない。

☆マギ教徒以外には(注6)（*al=Zād*）☆

なぜなら彼らには経典があったが、失われた、と伝えられており、それゆえ彼らには曖昧な点（shubha）(注7)があるからである。またアル＝ブハーリーがアブド・アル＝ラフマーン・ブン・アウフ(注8)から伝えているように、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がハジャルのマギ教徒から貢租を受け取られたからである。

☆そして二つの経典の民（以外には）（*al=Zād*）☆

様々な宗派(注9)のユダヤ教徒とキリスト教徒

☆そして彼らから派生した（tabi'a）者（*al=Zād*）☆

そしてその二つの宗教(注10)の一方を奉ずる（者）。例えばサマリヤ人、フランク人（furunj）、サビ教徒(注11)。

「…経典を授かった者の中の…」（クルアーン9章29節）(注12)との至高者の御言葉の一般的意味から

☆またそれを締結しない（*al=Zād*）☆

つまり庇護契約は有効でない

☆以外（*al=Zād*）☆

（以外の者）からは

☆イマーム（カリフ）かその代理人[注13]（*al=Zād*）☆

なぜならそれは恒久契約であるので、それに関してイマームに背いてはならないからである。

またその諸条件[注14]が満たされれば義務となる。

☆また貢租は（課され）ない（*al=Zād*）☆

それ（貢租）とは、「彼ら（経典の民）から毎年[注15]卑しめの形で、彼らを処刑せず、我らの居住地（dār）に住まわせる代償として（bad-lan）[注16]、取り立てられる財」である。

☆小児には。また女性にも（課され）ない。（*al=Zād*）☆

また狂人[注17]、慢性病者、盲人、老衰者[注18]、仮性（mushkal）両性具有者[注19]にも

☆奴隷にもなく、その（支払いの）不可能な貧者[注20]にもない（*al=Zād*）☆

たとえムスリムによるものであっても[注21]解放奴隷には義務となる

☆その（支払い義務）対象となった者からは（*al=Zād*）☆

つまり、貢租の(注22)

☆年末にそれが徴収される（*al=Zād*）☆

（該当分の）計算によって(注23)

☆彼らが自分たちに課された義務分を支払った時には（*al=Zād*）☆

貢租の

☆それを受け取ることが義務となる（*al=Zād*）☆

彼ら（経典の民）から(注24)

☆そして彼らと戦うことは禁じられる（*al=Zād*）☆

また彼らの財産(注25)を奪うことも（禁じられる）。また彼らに害を加えようとする者を追い払うことが義務となる(注26)が、彼らが「戦争の家」にいる場合は別である(注27)。

また（会計）年度終了後に彼らがイスラームに入信すれば、免じられる(注28)。

☆その徴収に際して、彼らは卑しめられ（*al=Zād*）☆

つまり貢租の徴収(注29)

☆長く立たされ(注30)、手を伸ばさせられる（*al=Zād*）☆

「彼ら（啓典の民）が身を屈め…」（クルアーン9章29節）(注31)との至高者の御言葉により、義務として。

またその送付(注32)は受け入れられない。

8. *Ḥāshiya al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, pp.302-308.

'Abd al=Raḥmān bn Muḥammad bn Qāsm al='Āṣimī al=Najdī (d.1392)

(注1) それに関すること。そしてその契約の形式は、「貢租と服従 (istislām) によって、私（イマームとその代理人）はお前たち（経典の民）を承認する」（と述べること）、あるいは、彼ら（経典の民）がそれ（貢租）を支払い、彼（イマームかその代理）が彼らに「これによって私はお前たちを承認する」と言うなど。

(注2) 相手と協定（'ahd）を結ぶ場合の、adhamma（庇護した）、yudhimmu（庇護する）の派生 fi'la 形。預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は「(ムスリムは) 彼らの最小の者（adnā）も、彼らの庇護を行う」と言われた。mu'āhid（協定締結者）、musta'min（安全保証保持者）、dhimmī（庇護民）、の相違は、以下の通りである。

「協定締結者」とは、不信仰者の中で協定を結ばれた（ukhidha 'alai-hi）者、「安全保証保持者」とは、不信仰者の中で、安全保証を得て、我ら居住地に（dār）入った者であり、「庇護民」とは、貢租の支払いと引き替えに「イスラームの家」に定住する者である。

(注3) 後述のように、彼らを処刑せず、我らの居住地（dār）に住まわせる代償として（badlan）であって、我々が彼らの虚偽の宗教（の保持）を彼らに対して認めたわけではない。

アル＝シャイフ (Ibn Taimīya, d.728) によれば、学者の多数意見では、（庇護民）血を流せば懲罰と賠償が義務となり、イマーム（カリフ）には彼らとの協定の破棄、彼らに対する貢租の更改（tajdīd）は許されない。なぜなら庇護契約は恒久契約であり、ウマルが彼ら相手にそれを契約したからである。

(注4) 彼ら（経典の民）が禁じられていると信じている姦通などへのハッド（法定）刑の執行によって。但し窃盗は別。また殺人犯には、同害報復刑の適用、あるいは罰金刑など。

(注5) つまり彼らがイスラームに入信しない場合、卑しめの形で、毎年、彼らに課された税（kharāj）を収める。あるいは彼ら（経典の民）への寛容としてそれを取ることで、我々が彼らに与えた安全保証の代価として。アル＝シャイフ（Ibn Taimīya, d.728）はこれ（後者の解釈）を採っている。

正伝承の一部では以下のように言われている。「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はハジャルのマギ教徒から貢租を受領し、ダウマ（砦）のウカイディル（キリスト教信者）と貢租を条件に協定を結んだ」アブー・ダーウードなどがこれを伝えている。また「（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は）ムアーズをイエメンに遣わし、全ての成人男性から1ディナールを徴収するよう命じられた」これは5書（アル＝ティルミズィー、アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アル＝ナサーィー、アフマドの伝承集）が伝えている。

(注6) これが（ハンバリー派）学説、一部の学者の見解である。

彼ら（マギ教徒）はアラブ人であったが、ペルシャ人と隣接していたため、マギ教を受け入れた。

(注7) アル＝シャイフ（Ibn Taimīya, d.728）の言うところでは、経典の民以外からは受領されず、またそれ（貢租）が彼ら（経典の民）から徴収されることはクルアーンとハディースの明文とイジュマーゥに基づく、と一部の知者たちが信じているために初めて曖昧な点（shubha）が生じるのである。彼（イブン・タイミーヤ）は言う。経典の民と貢租と卑しめなしに協定を結ぶことが許されないなら、それ以外の者はよりそれ（貢租と卑しめ）に相応しいのである。

(注8) 預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がハジャルのマギ教徒からそれ（貢租）を受け取られた、とアブド・アル＝ラフマーン・ブン・アウフが証言するまで、ウマルはマギ教徒から貢租を受け取らなかったと、アル＝ティルミズィー他が伝えている。

またアル＝ムギーラの伝えるところによると、彼はキスラー（ペルシャ皇帝）の代官に対して、「我らの預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、お前たちがアッラーフのみを拝するようになるか、貢租を収めるまで、汝らと戦うよう命じられた」と言った。これはアル＝ブハーリーが伝えている。

イブン・ルシュドは法学者の大半は「彼ら（マギ教徒）には経典の民の規定を定めよ」との預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉を根拠に、マギ教徒からそれ（貢租）を徴収することで合意している、と述べている。

(注9) 預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が「ユダヤ教徒は71の分派、キリスト教徒は72の分派」と言われたように。

ユダヤ教徒（yahūd）は、牛の崇拝から導かれた（hādū）、つまり後悔したから（そう呼ばれる）である、あるいは、濁音の yahūdhā にちなむが、アラビヤ語化され、濁音が落ちた、とも言われ、また別様にも言われる。キリスト教徒（naṣārā）（の命名）は、シリアのナザレ（nāṣara）と呼ばれる村に由来する。

(注10) つまりユダヤ教とキリスト教。

(注11) ユダヤ教かキリスト教を奉ずる者（tābi'）たち。

サマリヤ人とはイスラエルの民の一部族であり、ユダヤ教徒の一派である。サマリヤ教徒（sāmirī）（の名）は彼らに由来し、サムラ人（samra）とも呼ばれる。

フランク人（furunj）とはローマ人であり、黄色族（banū al=aṣfar）とも呼ばれる。これは外来語である可能性が高く、おそらく海の島の一つフルンジャ（furunja）に由来するのであろう。その形容詞形が furunjī であり、その形容詞語尾 ī が省かれたのである。

サビ教徒（ṣābi'īn）（属格）とはサビ教信者（ṣābi'）の複数形である。彼らはある宗教から別の（宗教）への離反者（khārijī）である。というのは ṣabw の原義は離反（khurūj）だからである。シャイフ・アル＝イスラーム（Ibn Taimīya, d.728）らは、彼らには（庇護契約が）締結される、と述べている。

タヌーフ、バフラー、タグリブ族は、（東）ローマ人との隣接ゆえにキリスト教徒であり、イエメンの諸部族がユダヤ教化したのはイエメンのユダヤ教徒との隣接の故である。

イブン・アル＝カイイム（d.751）が言うのは、先祖、あるいはいつ経典の民の宗教に入信したのかは問われることなく、貢租は適用される。

(注12) この節は、ユダヤ教、キリスト教を信奉する者、全てを指している。それゆえ彼ら（自身）の内部からであれ、外部からであれ、ユダヤ教かキリスト教を選んだ者は、承認され、それ（庇護契約）がその者と締結される。

アル＝ワズィールやイブン・ルシュド等は、経典の民、つまりユダヤ教徒、

キリスト教徒に貢租が課されることは合意をみており、同様にマギ教徒にもそれ（貢租）を課すことで合意をみているが、経典もなく曖昧な点もない者については見解が別れている。

マーリクは、（貢租は）あらゆる不信仰者から徴収される、と言っているが、アブー・ハニーファは非アラブ人からしか受領されない、と言っており、またそれはアフマドから伝わる伝承の一つでもある。

アブー・アル＝アッバース（? Aḥmad al=Qaṭī'ī, d.563）は、あらゆる不信仰者から受領されるが、アラブ人にはもう多神教徒は一人も残っておらず、全てイスラームに入信した、との説を採っており、大多数の学説は、貢租と卑しめによってあらゆる不信仰者との休戦（muhādana）が許される、と言う。また彼が言うには、真実のスンナを知るなら、アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がアラブ人とその他を区別しなかったことが明らかになる。また彼が貢租を受領したことは、明らかで周知である。アブー・ウバイダがバハレーンの財物を持ち帰ったことは有名である。預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は宗教（イスラーム）のいかなる規定においても特別扱いしなかった。貢租の禁止もなく、奴隷化の禁止もなく、イマーム職（カリフ職）における特権もなく、婚姻において非アラブ人をアラブ人に対して身分違いともせず、彼ら以外が好むものを差し置いて、彼ら（アラブ）が好むものを合法ともされなった。そうではなく諸規定は、クルアーンに述べられた信仰者、不信仰者、敬虔な者、悪人、といった名称（範疇）のみに関わるのである。

（注13）この両者以外がそれ（庇護契約）を締結することは禁じられており、有効でない。

（注14）なぜならそれはイマームの判断、その考慮する公益（maṣlaḥa）に関わるからである。（注15）それは、貢租の支払い、我らの諸規定の順守である。被契約者が、経典の民であること、とも言われるが、それ（貢租）はあらゆる不信仰者から受領される、との説が採られることは既に述べた通りである。

タグリブ族などのアラブのキリスト教徒、ユダヤ教徒、マギ教徒については、貢租は課されず、彼らが支払う場合にも、その（貢租の）代わりとして、ムスリムであれば）法定喜捨のかかり得る彼らの財物から、喜捨の倍額が徴収される。というのはウマルが彼らにはそれ（貢租）を（法定喜捨の）倍にしたからである。これはシャイフ（Ibn Taimīya, d.728）等の説である。

それ（庇護契約）を締結すれば、彼の名前と彼らの父の名前、彼らの容貌、彼らの宗教を登録し、全ての宗派に、状況が変わった者の状況を調査する監

督（'arīf）を置く。

(注15) つまり太陰暦の1年毎に。年末に義務となる。年を重ねれば、それ（貢租）も累積され、年数が経過すれば、その全てを完済させる。年度途中で志望した場合については、マーリク、アル＝シャーフィイー、アフマドは、経過分の貢租が徴収されるが、それを払わないままにイスラームに入信した場合には、免除される、と述べている。

「卑しめ（ṣaghār）」とは、第1語根を子音aで読み、「蔑視」、「軽視」を意味する。

(注16) もしそれ（貢租）を払わねば、彼らに対して（攻撃を）自制しない。

(注17) なぜなら彼らはその（貢租）の対象（ahl）ではないから。5書（アル＝ティルミズィー、アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アル＝ナサーィー、アフマドの伝承集）等は、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は全ての成人男性（ḥālm）、つまり成年男子（bāligh）から1ディーナールを徴収せよ、とムアーズに命じられた、と伝えており、イブン・ヒッバーンと、アル＝ハーキムはそれを正伝承とみなしている。そしてその含意するところは、それ（貢租）は成年男子以外からは徴収されない、ということである。

(注18) また修道士もない。合意（ittifāq）により、人々と交わり商売を行う者は除き、キリスト教徒に準ずる、とシャイフ（Ibn Taimīya, d.728）は言う。

fとnからなるfānin（[老]衰者）とは、弱者のことである。というのは彼らは（戦時下でも）殺害されないからである。

アル＝ワズィール等は「経典の民の女性、成人するまでの子供、奴隷、狂人、盲人、老衰者、修道士には貢租が課されないことには、（学者の）合意がある」と述べている。

シャイフ（イブン・タイミーヤ）は、イジュマーゥによって修道士からも彼の必要分を越えるものからは徴収され、また修道院や農園の収入のような我々に権利のあるものからも徴収される、と言う。また彼の言うには、人々と交わり、商業や農園を営む者は、他のキリスト教徒と同じであり、彼らから貢租が徴収されることは、ムスリムの合意（ittifāq）である。

(注19) なぜならば、彼（両性具有者）は男性であるとは認められない、ということから、それ（貢租）の免除が、原状（aṣl）だからである。

(注20)「アッラーフは誰にも、その能力以上のものを課し給わない…」(クルアーン2章286節)

(注21) つまり、もしムスリムが彼を解放したのだとしても。なぜならば彼は(解放された時点で)自由人、義務能力者、富裕者、戦闘員であるから、生来の自由人と同じく貢租なしには、我らの居住地には定住できないからである。部分解放奴隷には、その割合に応じて(支払いが)義務となる。

(注22) 経典の民であれ、マギ教徒であれ。既述のように、あらゆる不信仰者からそれを徴収する、という説をシャイフ(Ibn Taimīya, d.728)等は採っている。

(注23) つまり、年度の残り分に応じて。もし半年なら半額、4半年なら、4半分のように。その者だけの特別な会計年度を設けなくて済むように、その者にとっての(対象となってからの)1年が経つまで放置することはしない。その前払い(ta'jīl)を条件とすることは有効ではなく、無限定(iṭlāq)はそれを帰結しない。

(注24)「…貢租を差し出すまで…」(クルアーン9章29節)との至高者の御言葉により。

(アッラーフは)貢租の支払いを、彼らに対する戦闘の自制の目的とし給うたのである。

また「彼らに貢租を求めよ。そして彼らがお前に応じたならば、彼らから受け取り、彼らに対して(攻撃を)自制せよ。」とのブライダのハディースの預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)の言葉による。

(注25) つまり貢租支払いの後。なぜなら至高なるアッラーフは貢租の支払いを、彼らに対する戦闘の自制の目的とされ、またアッラーフの使徒(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)は彼らが応じた後には手を引くように命じられたからである。それゆえ彼らが自分たちの義務であるものを支払ったのちには、彼らとの戦争、彼らの財産の収奪は禁じられる。

(注26) たとえ彼らがある地方に、孤立して纏まって住んでいても(infaradū)。またたとえ我々が彼らを防衛しない、との特約をつけたとしても、それ(その特約)は有効でない。

(注27) つまり、彼らの防衛は義務とならない。というのは彼らが「戦争の

家」に止まる限り、彼らに対する規定は、彼ら（「戦争の家」の不信仰者）の規定だからである。

(注28) つまり庇護民から貢租が免じられる。それは「(不信仰を) 止めるなら、彼ら（不信仰者）には以前に行ったことは赦される」（クルアーン8章38節）との至高者の御言葉、「何かの状態で（'alā shai'）イスラームに入信した者は、それは彼の権利である（la-hu)」との預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ)の言葉の下に入る。もし年度の途中で入信したのなら、(免責に）より一層相応しいからである。

(注29) つまり、庇護民から。

(注30) 苦痛を感じ、疲労するまで。徴収者は座ったまま、彼ら（庇護民）を立たせて徴収する。

(注31) つまり侮蔑される非支配者として。しかし徴収に際して彼らが責め苦を与えられたり、不法を被らない。ウマルは「鞭も荷役（naul）もなく」と言った。

(注32) つまり使者による。というのは、卑しめにならないから。
彼らは貢租の度毎に、卑しめられる。彼らに彼らの許を通過するムスリムとその乗用獣の供応を条件づければ、それは有効である。またそれ（供応）をもって貢租の代わりとしても有効である。ただしそれはそれ（供応）が彼らに課されるものに相当するという条件下に限る。その（供応の）量、日数、客数を（予め）明確化することが必要とみなされ、無条件なら供応は義務とならない。

9. *al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu,* vol.6, pp.441-451.
Wahba al=Zuḥailī

(第6書：公共法学　第1部：法定刑（al=ḥudūd　al=shar'īya）第4章：聖戦とその付帯事項、第2節：イスラーム入信か諸協定による戦争の終結)

第4項—庇護契約締結による戦争の終結

我々は庇護契約の締結について、その構成要件、条件、規定、形態、貢租の額、その免責事項について、論ずる。

庇護契約、あるいは恒久和平の定義と構成要件：

庇護契約（dhimma）とは語源的には、約束（'ahd）であり、安全保障（amān）、補償（ḍamān）、連帯保証（kafāla）である。

フィクフ学者(注1)の用語では、それ（dhimma）は、彼ら（庇護民の）貢租(注2)の支払と服従を条件とする、我々の居住地（イスラームの家）内の不信仰者（の居住）の承認、彼らの庇護、その防衛の順守である。

イマーム（カリフ）かその代理以外はそれを締結しない。なぜならばそれは熟考と裁量（ijtihād）を要する最重要な利害問題であるので、イマーム（カリフ）かその代理によってしか行い得ないからである。

但しマーリキー派は、イマーム（カリフ）以外がそれを締結しても、彼らの安全は保障され、彼らは殺害と捕虜化が免ぜられ、イマーム（カリフ）にはそれを追認するか、あるいは安全な場所まで彼らを送り届けることかができる(注3)、と述べる。

契約の構成要件とその形式：

(1)特定の根拠（usus）に基づく約束（'ahd）、契約（'aqd）の語のようにそれを明示する文言によるか、(2)敵国人（ḥarbī）が「イスラームの家」に安全保障を携えて入国し、1年間滞在した時点で、出国するか、庇護民になるか（の選択）を求め、彼が我々の居住地に止まることを選んだ場合のような、貢租（支払）の承認を示す行為の、いずれかによって、庇護民となる。

(庇護民）契約の条件：庇護契約の対象者には、（以下の）3つの条件が

ある。

第1（条件）—被契約者がアラブの多神教徒でないこと。

何故なら「…汝らが彼らと戦うか、彼らがイスラームに入信するかである…」（クルアーン48章16節）との至高者の御言葉により、彼ら（アラブ多神教徒）に対しては、イスラーム（入信）か、戦闘かのいずれかしか認められないからである。

「経典を授けられた民で、アッラーフも最後の審判の日も信じず、アッラーフとその使徒が禁じられたものを禁じず、真理の御教えを信奉しない者とは、彼ら（啓典の民）が身を屈め手ずから貢租を差し出すまで戦え」（クルアーン9章29節）との至高者の御言葉により、経典の民としか、庇護契約は締結されないからである。

但しこの契約はマギ教徒とも結ばれる。というのは、以下の典拠により、彼らも経典の類いを有するからである。

アブド・アル＝ラフマーン・ブン・アウフは、「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が『彼ら（マギ教徒）には経典の民の定めを適用せよ』と言われるのを聞いたことを、私は証言する」と述べた(注4)。

またウマルは、アブド・アル＝ラフマーン・ブン・アウフが、「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がハジャルのマギ教徒からそれ（貢租）を受け取られた」と証言するまで、マギ教徒から貢租を受け取らなかった、と伝えられている(注5)。

この条件はハナフィー派、シャーフィイー派、ハンバリー派、ザーヒリー派、イバーディー派、12イマーム派、ザイドィー派の間で合意をみている。

アル＝アウザーイー、アル＝サウリー、シリアのフィクフ学者、及び

マーリキー派の通説（mashhūr fī madhhab）は、「貢租は、アラブ人であろうと、非アラブ人であろうと、経典の民であろうと、偶像崇拝教徒(注6)であろうと、全ての不信仰者から受け取ることができる」と述べる。それはスライマーン・ブン・ブライダが彼の父から伝える以下のハディース(注7)を典拠とする。

アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は大軍や小部隊の司令官を任命されるときには、その者には特にアッラーフを畏怖と、周囲のムスリムへの善行をお命じになられたものであった。…中略［続けて曰く］…

もしお前たちの敵の多神教徒に遭遇すれば、彼らに3種（khiṣāl）、あるいは3通り（khilāl）のことを呼びかけ、もしそのうちのどれかでお前に応じたなら、それを受け入れ、彼らから手を引け。

即ち（先ず）イスラーム（入信）を呼びかけよ。…中略…もし彼らが拒むなら、貢租（支払）を求めよ。…

ここでの「お前の敵」というアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉は、全ての不信仰者を包含する一般語である。またアル＝シャウカーニー（d.1250）も、このハディースは、貢租の受領が経典の民に限定されないことを示す根拠である、と述べている。

第2条件：被契約者が背教者でないこと。なぜならばその規定は、「自己の宗教から改宗する者は、処刑せよ」とのアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉により、死刑であるから(注8)。

これはフィクフ学者の間で合意をみている条件である。

第3条件：契約が恒久的であること。もし時限休戦とすれば、その（庇護）契約は有効ではない。なぜならば庇護契約は、人間の財産と生命の不可侵（'iṣma）に関して、イスラーム（入信）の代替物であるが、イスラームは恒久的であるので、その代替物、即ち庇護契約も同様でなけ

ればならないからである。これも合意をみた条件である(注9)。

貢租を課される者の条件：庇護民の貢租（賦課）義務には（以下の）諸条件が付される。

1. －理性と成人を備えていること。：それゆえ小児と狂人には課されない。なぜなら彼らは戦闘員ではないから。

2. －男性：それゆえ女性には課されない。なぜなら彼女らも戦闘員ではないから。「…アッラーフも最後の審判の日も信じない者とは…中略…戦え」（クルアーン9章29節）との至高者の御言葉により、誉むべきかな至高なるアッラーフは、戦闘員に対して貢租を賦課し給うたからである。というのは戦いは参戦、つまり両陣営の間の戦闘の勃発を意味するからである。

3. －健康と財力：それゆえ1年か、1年の大半を病床にあった病人には課されない。というのは「大半（akthar)」には「全体（kull)」の規定が準用されるから。また失業中の貧者にも課されず、人々との交わりのない修道士にも課されない。

4. －慢性病、全盲、老衰などの慢性障害の不在

5. －自由：奴隷には貢租は課されない。なぜなら財の所有者ではないから。

一般的に、フィクフ学者は、成人、自由、男性であることが条件となることで合意しており、それゆえ女性、小児、狂人、精神薄弱者、慢性病者、盲人、身体障害者、老人には貢租は課されない。なぜならそれは敵との戦闘の代わりとして課されるのであるが、これらの者は適格性の欠如のために戦闘に加わらないからである。また能力がないために、就業者（つまり、たとえ物乞いによってであれ収入のある者）以外の貧者にも貢租は課されない。また人々と交わりのない修道士にも課されない。というのは彼（修道士）は（敵地征服時にも）殺害されないが、貢租の基本は殺害の免除にあるからである。また種々の奴隷にも貢租は課され

ない。

シャーフィイー派とハンバリー派は、彼らの多数意見では、第3、第4条件において異なり、免責事項による貢租の免除を認めない(注10)。

貢租契約の規定：

庇護契約の（法的）効果として、ムスリムと彼ら以外の戦争状態の終結、不信仰者の生命、財産、居住地、名誉の不可侵が齎され、契約締結後はその侵害は許されない。その根拠は「彼らに貢租支払を呼びかけ、彼らがお前に応ずるなら、それを受け入れ、彼らから手を引け」とある既述のブライダのハディースと「アッラーフも最後の審判の日も信じない者とは、…中略…彼ら（啓典の民）が身を屈め手ずから貢租を差し出すまで戦え」（クルアーン9章29節）との至高者の御言葉である。

誉むべきかなアッラーフは、イスラームか貢租支払の義務に対して経典の民との戦闘の中止を求め給うたが、それはイスラーム（入信）が生命、財産とそれに付随するものを不可侵とし、貢租もそれに準ずるからである。

アリーは「彼ら（経典の民）が貢租を支払うのは、彼らの財産が我々の財産と同じようになり、彼らの血（生命）が我々の血と同じようになるからに他ならない」(注11)と言っている。

アブー・ダーウード、アル＝バイハキー、アフマドはウサーマの伝える以下の使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）のハディースを収録している。

「協定（'ahd）（庇護契約）の相手に不正をはたらいたり、搾取したり、能力以上に賦課を与えたり、権柄づくで何かを召し上げたりした者には、最後の審判の日に私が、訴人にならないであろうか」(注12)

ハンバリー派とハナフィー派の見解では、イマーム（カリフ）は、明白な富者（1万ディルハム以上の所有者）には毎年、48ディルハム、通説では、分割、つまり月賦で、毎月4ディルハム、中流の者には（200

ディルハム以上の所有者）には、24ディルハム、通説ではやはり分割で、毎月2ディルハム、職のある貧者（200ディルハム未満の所有者、あるいは無一文）には12ディルハム、通説ではやはり分割で、毎月1ディルハム（が課される）(注13)。これは庇護民を、富者、中流、職のある貧者に3つの階層に分類したウマルの事跡に基づく。

マーリキー派は、貢租は毎年、金の所有者は誰でも、4ディーナール、銀の所有者は誰でも40ディルハム、と考える。マーリキー派のイブン・ジュザイユ(d.741)は、「誰も(経済)力があろうともそれを越えず、(経済)力がなかろうともそれを下回らない」、と言うが(注14)、マーリキー派で有力な説では、貧者はその（経済）力と余裕に応じて減額される。

シャーフィイー派は(注15)、「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がムアーズ・ブン・ジャバルをイエメンに派遣した際に、全ての成人男性から1ディーナールかそれに相当するマアーフィル衣服を徴収するように命じられた」(注16)とのムアーズハディースに基づき、貢租の最低額は1ディーナールである、と結論する。それ（マアーフィル衣服）とは、イエメンの衣服であり、イエメンのハムダーン地方の一地方（の名）に由来し、それに因んでマアーフィル衣服と呼ばれる。

シャーフィイー派においては、アル＝バイハキーが伝えているように、ウマルに倣って、中流からは2ディーナール、富者からは4ディーナールを徴収する、加増徴収［加重徴収（mushāḥaḥa)］が推奨される。

庇護契約の性格：

フィクフ学者は庇護契約がムスリムにとっては確定(lāzim)契約であり、ムスリムはいかなる場合もそれを破棄できないことで一致している。

非ムスリムにとっては、それは未確定契約であるが、ハナフィー派の見解では、(1)庇護民がイスラームに入信する、(2)「戦争の家」に移転する、(3)庇護民がある地域を制圧し我々（ムスリム）に刃向かう、の3つの事態のいずれかによる以外には、破棄されない。つまり彼らと

の協定は、(3つの) 上述の項以外の貢租の支払拒否、預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) の誹謗、ムスリムの殺害、ムスリム女性との婚外交渉などによっては、破棄されない。なぜならば貢租の賦課は (義務としては) 存続しており、為政者は (権利として) その支払を強制できるからである。残りの違反については彼らが犯した悪事 (ma'āṣī) であっても、不信仰 (kufr) よりは罪が軽く、我々が既にそれ (不信仰) を彼らに容認した以上、それよりも罪が軽いものはよりそう (容認するに相応しい) なのである(注17)。

フィクフ学者の大多数と、12イマーム派、ザイディー派、イバーディー派は、庇護協定は、その貢租の支払拒否、公共的な ('āmma) イスラームの諸法規の施行の拒否、ムスリムとの戦闘のための集合などによって破棄される、と考える。というのはこれらの事項 (貢租支払、公共的イスラーム諸法規施行) は契約の付帯事項 (muqtaḍā) であり、その違反は契約の付帯事項に反するため、協定の破棄を帰結するからである。

またシャーフィイー派と12イマーム派以外は、前述の悪事によっても契約は破棄されると言う。なぜならばそれらはムスリムに害を及ぼすので、貢租の支払拒絶に準ずるからである。

シャーフィイー派については、彼らの間で最も正しいとされる説では、契約 (締結) に際して破棄を (明文で) 特約していない限り、悪事によっては庇護契約は破棄されない、と考える。但し庇護民に対しては (悪事による) 協定破棄を特約していれば、特約違反とムスリムの被害により、(庇護契約は) 破棄される(注18)。

フィクフ学者は庇護民は施行されたイスラーム市民法、刑法を順守しなくてはならないことで合意している。儀礼行為 ('ibādāt) などで彼らが (合法と) 信じている飲酒や豚の飼育や食用に関しては、彼らは放置され、人目につかない限り、彼らの信ずるものも (放置される)。しかし彼らには「イスラームの家」の内部に修道院(bī'a)、会堂(kanīsa) (注19)、庵(ṣauma'a)、拝火所(bait nār)、墓廟を新築することは許されない(注20)。

彼らに許されるのはこれらの宗教施設の修繕だけである。

貢租の額と納入時期と免除事項に関するフィクフ学者の諸見解：

ハナフィー派とハンバル派によれば、貢租の額は、その被賦課者の状態に応じて異なる。既述の通り、富者（1万ディルハム以上の所有者）には48ディルハム、中流の者には、24ディルハム、職のある貧者には12ディルハム（が課される）。この計算は我らが長ウマルによって確定されたものである(注21)。

マーリキー派によると、貢租は40ディルハム、つまり4ディーナールであり、貧者はその（経済）力と余裕に応じて減額される(注22)。イブン・ジュザイユ（d.741）は、「誰も（経済）力があろうとも40ディルハム［彼ら（マーリキー派）の見解では1ディーナールは40ディルハムであることから）］を越えず、（経済）力がなかろうともそれを下回らない」、と述べている。

シャーフィイー派はハナフィー派とハンバル派と同じく、貢租の最低額は1ディーナールであり、アル＝バイハキーが伝えているようにウマルに倣って、中流からは2ディーナール、富者からは4ディーナールが徴収される。貢租の最低額（算出）の彼ら（シャーフィイー派）の典拠は、アル＝ティルミズィー、アブー・ダーウード等が収録した「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がムアーズ・ブン・ジャバルをイエメンに派遣した際に、全ての成人男性から1ディーナールかそれに相当するマアーフィル衣服を徴収するように命じられた。そしてそれはマアーフィル衣服とはイエメン製の衣服である。」とのムアーズの伝えるハディースである(注23)。

ハナフィー派によると、貢租の支払は年頭に義務となる。なぜならばそれは庇護民の将来の庇護のために課されるからである。

他の学派によると貢租（支払）は年末に義務となる。なぜならば毎年繰り返される財であるから、あるいは喜捨（zakā）と同じく、毎年末に

徴収されるからである(注24)。

イブン・アッバースの伝える「ムスリムには貢租は（課され）ない」(注25)とのアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉を基にイスラーム入信によって貢租（支払）が免じられることには、フィクフ学者の一致がある。

ハナフィー派、マーリキー派、ザイディー派によると、死によって(貢租支払は）免じられる。なぜならば彼らの考えでは貢租は罰（'uqūba）であるので、ハッド（法定）刑と同じく、（当人の）死によって免じられるからである。他方、ハンバリー派とシャーフィイー派によると、死によっては免じられる、遺産から差し引かれる。なぜならばそれは生前に（返済が）義務であった債務であるので、人間の諸債務と同じく死によっては免じられないからである。

アブー・ハニーファとザイディー派の見解では、年度が経過し新年度に入ることによって、貢租は免じられる。なぜならば貢租は罰（'uqūba）であるので、ハッド（法定）刑と同じく、同種のものは繰り入れられるからである（tatadākhal ba'd-hā)。他方（アブー・ハニーファの）両高弟（アブー・ユースフとアル＝シャイバーニー）と他の全ての学匠たちの見解では、貢租は繰り入れられず、（過去の）全ての貢租（の支払）が義務となる。なぜならそれは代償であるので、（血讐）賠償や喜捨等他の全ての財産権と同様にみなされるからである(注26)。

庇護民の権利と彼らの義務：庇護民には権利と義務がある(注27)。

彼らの権利については以下の通りである。

1. -「…多神教徒たちは不浄物に他ならない。それゆえ彼らは今年以降は聖モスク（masjid ḥarām）に近づかない。…」（クルアーン9章28節)、つまり（聖モスクとは)「聖地（ḥaram)」の意、との至高なるアッラーフの御言葉により、「…たとえ汝らが困窮化を恐れようとも…」（クルアーン9章28節）の御言葉を典拠に、アブー・ハニーファを除く大勢の見

解では、マッカの聖地を除く、我々の土地での彼らの（永住の）認可の（ムスリム側の）順守。

アブー・ハニーファはヒジャーズ全域と同じくマッカの聖地への彼らの入域を許す。但し彼らはそこに定住はしない。定住の禁止は入域を妨げないのである。

マーリキー派は不信仰者がアラビア半島、つまりヒジャーズ地方とイエメンに定住することを禁ずる。但し彼ら（マーリキー派）は、安全保障を有するなら彼ら（不信仰者）が聖なる館（聖モスク）を除くマッカの聖地に入ることは許す。

ハンバリー派は不信仰者が商用でヒジャーズ地方に入ることは許すが、3日以上滞在することは出来ず、一部には4日以上、とも言われる。

アル＝シャーフィイー師はいかなる理由であれ不信仰者がマッカとその聖地に入ることを禁ずる。もし隠れて入ればその追放が義務となり、死んでそこに埋葬された場合にも、腐乱していない限り、掘り出してその（マッカの）外へ持ち出される。

2. －（庇護）契約によって彼ら（庇護民）の身体（生命）と財産が不可侵であることから、彼らに対する（ムスリム側からの攻撃の）自制（kaff）の義務。

3. －人目にさらされていない限りでの、彼らの宗教施設や酒や豚に対する不干渉。彼らが酒を人目に晒せば、彼らに対して我々はそれを捨てる。人目に晒していないのに我々がそれを捨てた場合には、マーリキー派とハナフィー派の見解では、それを補償するが、シャーフィイー派とハンバリー派の見解ではその補償はしない。彼ら（庇護民）の中で豚を人目に晒した者がいれば、懲罰を受ける。

彼ら（庇護民）の義務は、以下の12の事項である。

1. －毎年1回の全ての男性による貢租の支払。それはシャーフィイー派によると1ディーナールであるが、もしそれ以上を条件に和議が結ばれたのなら、それも許される。大勢の見解では4ディーナールである。

2. －ムスリムが彼らのもとに通りがかった場合の3日間の接待。
3. －自分たち（庇護民）の居住地以外での商売の稼ぎの1割の支払。
4. －ムスリムが築いた、あるいは武力征服された町に、（異教の）宗教施設を新築せず、またそれが建っていた場合はそれを保存しないこと。但しそれ（宗教施設）を残すとの条件の和議によって征服されたのなら（保存が）許されること。
5. －馬や高価な乗用獣に乗らないこと。ロバに乗ることは彼らにも許されること。
6. －表通り（jādda ṭarīq）の通行は妨げられ、横道（aḍyaq）に押しやられること。
7. －帯（zunnār）のような彼らを識別する印を身につけること。それを外せば罰せられる。
8. －ムスリムを欺かず、スパイを匿わないこと。
9. －ムスリムを敬い、ムスリムを殴打せず、罵らず、こき使わないこと。
10. －一昼夜であればムスリムの自分たち（庇護民）の宗教施設への宿泊を妨げないこと。
11. －自分たちの鐘を隠し、自分たちの宗教の象徴は何であれ一目に晒さないこと。
12. －預言者たちの一人として誹謗せず、自分たちの信仰を公言しないこと。

（注1）著者の『戦争の法的効果（*Wahba al=Zuḥailī, Āthār al=Ḥarb fī al=Islām, Ḥalab,* 1963）』、692頁参照。

（注2）「貢租（jizya）」とは、庇護民から取るものである。（命名の理由は）それが殺害の「代わりになる（tujzi'u）」、つまり「守る（tu'ṣimu）」、からである。

（注3）*Fatḥ al=Qadīr*（ハナフィー派）, vol.4, p.368, *al=Khurashī*（マーリキ

ー派), 1.ed., vol.3, p.166, *Mughnī al=Muḥtāj* (シャーフィイー派), vol.4, p.243, *Kashshāf al=Qinā'* (ハンバリー派), Egypt, vol.3, p.92.

(注4) アル＝シャーフィイーがこれを伝える。*al=Muwaṭṭa* が、ジャァファル・ブン・ムハンマドからその父を経由して、ウマル・ブン・アル＝ハッターブが、「マギ教徒をどう扱ってよいのか分からない」と言い、そこでアブド・アル＝ラフマーン・ブン・アウフが「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が「彼ら（マギ教徒）には経典の民の定めを適用せよ」と言われるのを聞いたことを、私は証言する」と述べた、と伝えている。

これは伝承者の鎖が欠けた伝承である（munqaṭi'）であるが、伝承者たちは信頼できる者たち（thiqa）である。また al=Bazzār (d.234/848)、アル＝ダーラクトゥニー、Ibn Abī Shaiba (d.230/849) 等もこれを伝えている。

cf., *Jāmi' al=Uṣūl,* vol.3, p.264, *Naṣb al=Rāya,* vol.3, p.448, *Nail al=Awṭār,* vol.8, p.56.

(注5) アフマド、アル＝ブハーリー、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィーがこれを伝えている。

cf., *Jāmi' al=Uṣūl,* p.261, *Naṣb al=Rāya,* p.448, *Nail al=Awṭār,* vol.8, p.56, *Subul al=Salām,* vol.4, p.65.

(注6) cf., al=Zuḥailī, *Āthār al=Ḥarb,* pp.712-, *al=Durr al=Mukhtār* (ハナフィー派), vol.3, p.293, *Tabyīn al=Ḥaqā'iq* (ハナフィー派), vol.3, p.277.

(注7) ムスリムがアーイシャによる伝承として収録している。cf., *Sharḥ Muslim,* vol.12, pp.37-.

(注8) ムスリムを除く（ハディース集成者）全員（jamā'a）がこれを伝えている。Ibn Abī Shaiba (d.230/849)、'Abd al=Razzāq (al=Ṣan'ānī) (d.211/827) もこれを伝えている。cf., *Naṣb al=Rāya,* vol.3, p.456, *Nail al=Awṭār,* vol.7, p.190, *Subul al=Salām,* vol.4, p.65.

(注9) cf., *al=Badā'i'* (ハナフィー派), vol.7, pp.110-, al=Zuḥailī, *Āthār al=Ḥarb,* pp.707, 713, *al=Fatḥ al=Qadīr* (ハナフィー派), vol.4, p.371.

(注10) *al=Badā'i'* (ハナフィー派), vol.7, p.111, *al=Zuḥailī, Āthār al=Ḥarb,* p.699, *Tabyīn al=Ḥaqā'iq* (ハナフィー派), vol.4, p.278, *al=Fatḥ al=Qadīr* (ハナフィー派), vol.4, p.372, *al=Kitāb ma'a al=Lubāb* (ハナフィー派), vol.4,

p.145.

(注11) al=Zuḥailī, *Āthār al=Ḥarb,* pp.728-, *al=Badā'i'* (ハナフィー派), vol.7, p.111. このアリーから伝わる伝承は特殊 (gharīb) であるが、アル＝ダーラクトゥニーは、アリーから、「我々と庇護契約を結んだ者の血 (生命) は我々の血に準じ、その (血讐) 賠償は我々の賠償に準ずる」との言葉を伝えている。*Naṣb al=Rāya,* vol.3, p.281.

(注12) このハディースはサフワーン・ブン・スライム (d.132) (アッラーフが彼に慈悲を垂れ給いますように) によって伝えられている。cf., *Sunan Abī Dāwūd,* vol.3, p.231, *Sunan al=Baihaqī,* vol.9, p.205, *Muntakhab Kunz al='Ummāl* (min *Musnad Aḥmad*), vol.2, p.296, *Jāmi' al=Uṣūl,* vol.3, p.257, *al=Fatḥ al=Qadīr* (ハナフィー派), vol.1, p.485.

(注13) *al=Kitāb ma'a al=Lubāb* (ハナフィー派), vol.4, p.143, *al=Mughnī* (ハンバリー派), vol.8, pp.501-.

(注14) *al=Qawānīn al=Fiqhīya* (マーリキー派), p.156.

(注15) *Mughnī al=Muḥtāj* (シャーフィイー派), vol.4, p.248.

(注16) アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー、アル＝ティルミズィー、アル＝バイハキー、アル＝ダーラクトゥニーがこれを伝え、イブン・ヒッバーン、アル＝ハーキムがマスルークがムアーズから伝わるハディースを真正であると判定している。

(注17) *al=Badā'i'* (ハナフィー派), vol.7, pp.112-, *al=Fatḥ al=Qadīr* (ハナフィー派), vol.4, p.381, *Tabyīn al=Ḥaqā'iq* (ハナフィー派), vol.4, p.281, *al=Kitāb ma'a al=Lubāb* (ハナフィー派), vol.4, p.147.

(注18) al=Zuḥailī, *Āthār al=Ḥarb,* pp.359, 367-374.

(注19) bī'a は、b に a の母音をふり、通常、キリスト教徒の宗教者のもの、kanīsa はユダヤ教徒の宗教者のもの (を指す)。しかしエジプトやシリヤでは bī'a の語は用いられず、両宗教の宗教者のものに共に、kanīsa の語が用いられる。dīr (修道院) の語は特にキリスト教徒だけに用いられる。語源的には、bī'a も、kanīsa も、ユダヤ教徒、キリスト教徒の全ての宗教施設に

対して用いられる。

(注20) *al=Kitāb ma'a al=Lubāb* (ハナフィー派), vol.4, p.146.

(注21) *al=Badā'i'* (ハナフィー派), vol.7, p.112, *al=Durr al=Mukhtār* (ハナフィー派), vol.3, p.292, *Tabyīn al=Ḥaqā'iq* (ハナフィー派), vol.4, p.278, *al=Mughnī* (ハンバリー派), vol.8, p.503.

既述の算定については、ウマルからの諸経路によって伝えられている。その中にはイブン・アビー・シャイバ (d.230/849) がムハンマド・ブン・アブド・アッラーフ・アル＝サカフィーから伝えたもの、イブン・ザンジュワイヒ (Ḥumaid, d.247/861) がアル＝ムギーラ・ブン・シュウバから伝えるものが含まれる。cf., *Naṣb al=Rāya,* vol.3, pp.447-.

(注22) *al=Dardīr, al=Sharḥ al=Kabīr* (マーリキー派), vol.2, pp.201-.

(注23) *Mughnī al=Muḥtāj* (シャーフィイー派), vol.4, p.248. ムアーズの伝えるハディースについては、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、アル＝ナサーィーがこれを伝え、イブン・ヒッバーン、アル＝ハーキムがこれを真正であると判定している。またアル＝ティルミズィーは、それは良好な (ḥasan) ハディースであると言い、「彼ら (ハディース学者) の一部は、それを教友の名の欠けた伝承 (mursal) として伝えているが、それがより正しい」、と述べている。

(注24) 前出の諸文献参照。

(注25) アフマド、アブー・ダーウード、アル＝バイハキー、アル＝ダーラクトゥニーがこれを伝えており、アル＝ティルミズィーは、これは教友の名の欠けた伝承(mursal)である、と述べている。*Sunan Abī Dāwūd,* vol.3, p.231, *Majma' al=Zawā'id,* vol.6, p.13, *Muntakhab Kunz al='Ummāl* (min *Musnad Aḥmad*), vol.2, p.38, *Jāmi' al=Uṣūl,* vol.3, p.267, *Naṣb al=Rāya,* vol.3, p.453, *Nail al=Auṭār,* vol.8, p.61.

(注26) cf., al=Zuḥailī, *Āthār al=Ḥarb,* pp.694-, *al=Mughnī* (ハンバリー派), vol.8, pp.511-.

(注27) cf., *al=Qawānīn al=Fiqhīya* (マーリキー派), p.156-, *al=Muhadhdhab,* vol.2, p.258, *Tuḥfa al=Aḥūdhī Sharḥ* al=Tirmidhī, vol.5, p.231, *al=Mughnī*

(ハンバリー派), vol.8, pp.529-531.

10. *Sharā'i' al=Islām,* vol.1, pp.327-331.
al=Muḥaqqiq al=Ḥillī (d.676)

◎al=Shahīd al=Auwal (d.786/1384) の *al=Lum'a al=Dimashqīya* は、『聖戦（ジハード）の書』の第2章「戦闘の中止について」で、(1) 安全保障 (amān)、(2) イマーム（カリフ）の判断、(3)、(4) イスラーム入信、貢租支払、(5) 次元休戦条約、の5項目を戦闘中止の5つの要因として数えているが特に庇護契約の締結についての規定は述べていない。
cf., al=Shahīd al=Auwal, *al=Lum'a al=Dimashqīya,* Qum, 1368, p.88.
◎al='Allāma al=Ḥillī (d.726) の *Tabṣira al=Muta'allimīn* は、『聖戦（ジハード）の書』、第2章：「ジハードの対象となる者」章で、ジハードの対象となる者を、(1) ユダヤ教徒、キリスト教徒、マギ教徒、(2) それ（ユダヤ教徒、キリスト教徒、マギ教徒）以外の不信仰者、(3) 反徒、の3範疇に分類し、(1) のユダヤ教徒、キリスト教徒、マギ教徒について、以下のように述べている。

> これらの者は、イスラームに入信するか、庇護契約の諸条件を順守しない限り、殺害される。それは、貢租（賦課）の受忍、ムスリムに害を加えないこと、飲酒などの禁止行為を公然と行わないこと、宗教施設を新築せず、鐘を鳴らさないこと、ムスリムの諸法規の適用を受けること、である。… (al='Allāma al=Ḥillī, *Tabṣira al=Muta'allimīn,* Bairūt, 1984, vol.1, p.110.)

(『ジハード（聖戦）の書』：第3章「庇護民の諸規定」)

第1節：貢租を徴収される者

（貢租は）従来の宗教の保持を認められる者から徴収される。それはユダヤ教徒、キリスト教徒、及び経典の類いを有する者、即ちマギ教徒である。そしてこれらの者以外からはイスラーム（入信）以外は受け入れられない。

この3宗教の信徒は、庇護契約の条件を順守する限り、アラブ人であろうと非アラブ人であろうと、受け入れられる。敵国人（ahl ḥarb）が、それ（ユダヤ教、キリスト教、マギ教）に属すると主張すれば、証拠（の提示）は強要されずに受け入れられるが、そうでないことが確認されれば、契約は破棄される。

小児、狂人、女性からは貢租は徴収されない。老衰者（himm）が免責されるかどうかについては、伝承（marwī）として，「然り」とも言われるが、「否」とも言われる。また奴隷（mamlūk）は免責される、とも言われる。これらの者以外からは、修道者、非戦闘員（muq'ad）であっても徴収される。

貧者にも（貢租が）課されるが、余裕ができるまで（支払を）猶予される。

彼らに貢租が課された場合、女性に対してもそれを条件づけていれば、その和議は有効ではない。

貢租契約締結前に男性たち（全員）が殺害されて、女性に彼らが貢租の支払を認めるかどうかを尋ねた場合には、有効である、とも、ない、とも言われるが、後者がより正しい。但し貢租契約締結後であれば、原状の継続（istiṣḥāb）（の法理の適用）が良い。

庇護民の奴隷が解放されれば、貢租（支払）を承認しない限り、「イスラームの家」での居住間歇性狂人にはたとえ時折正気に戻ろうとも貢

租は（課され）ない。（正気と狂気の）優勢な方に従って決める、とも言われる。満1年正気であれば、彼はその後に（再び）発狂しようとも（貢租が）課される。

小児期から成人に達した者は皆、イスラーム（入信）か貢租の支払か（のいずれかの選択）を命じられる。もし彼がそれを拒めば、敵国人（ḥarbī）となる。

第2節：貢租の額

それには定めはない。その算定は、最善性を考慮の上でイマーム（カリフ）に委ねられる。アリー（彼に平安あれ）が定めた額は、その（当時の）状況における公益の要請と理解され、その算定を要請した事態の消滅に伴い、（庇護民の）卑しめを実現するために、廃止する方がより適切である。

それ（貢租）は頭数（'alā ru'ūs）に対しても、土地に対しても賦課することが許されるが、両者は纏められない。しかし最初の時点でなら許されるとも言われ、その方がより適当と思われる（ashbah）。

彼ら（庇護民）に対して貢租に加えて通過兵士の接待（の賦課）を特約することも許されるが、その接待（の内容）が明記されることを要する。もしそれだけを条件とするなら、それは貢租の最低額を上回る必要がある。

年度内、あるいは年度の経過後であっても支払い前にイスラームに入信した場合には、最有力説（aẓhar）では、貢租は免じられる。年度経過後に死亡した場合には免除されず、債務と同様に彼の遺産から差し引かれる。

5. ハンバリー派フィクフ概論（神事編）

第1章：浄化

概論

イスラームでは、特定の行為を行うためには、儀礼的に清浄な状態であることが義務づけられる。

儀礼的に清浄な状態になるためには、先ず身体から汚物を洗い流し、次いで浄化を行わなくてはならない。

儀礼的に清浄な状態になるための浄化法には、大別して、身体の特定の部位を真水で清めるウドゥーゥ（洗浄）、全身を真水で清める沐浴、真水が使用できない場合に砂埃によって手を清めるタヤンムム（砂浄）がある。

不浄な状態には、排便などによって陥る小汚と、性交、月経などによって陥る大汚があり、小汚の解消にはウドゥーゥ、大汚の解消には沐浴が必要である。

1. 排便の始末

石等で、排泄の跡を拭うことは義務であり、その前にウドゥーゥ（洗浄）を行っても無効である。石等で拭った後に、更に水で洗うことがムスタハッブ（推奨行為）である。

2. ウドゥーゥ

ウドゥーゥによって解消される儀礼的不浄が小汚である。ウドゥーゥでは足りず、沐浴が必要となる不浄を大汚と呼ぶ。

(1) ウドゥーゥにおける義務行為

ウドゥーゥにおいては、(1) 洗顔、(2) 両手を肘まで洗うこと、(3) 頭を撫でること、(4) 両足を足首まで洗うこと、(5) 以上の動作をこ

の順序で行うこと、(6) 以上の動作を間をおかず続けて行うこと、の6つの事項が義務となる。

また不浄の解消のためにウドゥーゥを行うとのニーヤ（意図）を有することがウドゥーゥが有効であるための必要条件である。

(2) ウドゥーゥの失効

ウドゥーゥは以下の事項によって失効する。①肛門、尿道からの排泄物、②大量の汚物の体外流出、③意識喪失、④性器に手で触れること、⑤欲情を抱いて女性に触れること、⑥死体洗浄、⑦ラクダ肉を食べること、⑧射精、⑨性交、⑩月経、⑪悪露、⑫背教。

(3) ウドゥーゥを必要とする行為

礼拝、巡礼の儀のタワーフ（周回礼）、クルアーンに触れることは小汚の状態においては禁じられており、それらの解禁にはウドゥーゥが義務となる。

3. 沐浴

沐浴における最低限の義務は、ニーヤ（意図）を有し、アッラーフの御名を唱え、全身に水を浴びることである。

沐浴が義務となるのは、以下の6つの事項である。①射精、②性交、③イスラーム入信、④死、⑤月経、⑥悪露。

沐浴を必要とする状態、つまり大汚の状態にあっては、クルアーンの読誦、モスクに長居することが禁じられる。

4. 靴を履いてのウドゥーゥ

ウドゥーゥを行った後で、踝まで隠す靴や厚手の靴下を履き、そのまま脱がなかった場合、一昼夜、旅行中なら3日3晩に限り、履いた上から撫でることで、ウドゥーゥに代えることが許される。

顎の下まで巻いた頭巾、患部に巻いた包帯、ギプスや添え木も長靴にに準ずる。

5. タヤンムム

ウドゥーゥヤ沐浴を行うための水が無いか、使用によって不利益があ

る場合、水の代わりに清潔な砂埃によって清めることが許される。これをタヤンムムと呼ぶ。

タヤンムムでは、そのニーヤ（意図）を持つこと、顔と両手を肘まで撫でること、この順に間を置かず続けて行うことが義務となる。

第2章：礼拝

概論

礼拝は、直立、屈身礼、跪拝、正座等の一連の動作と、それぞれの動作に伴う定形句のセットである。礼拝は、構成要件、義務行為、スンナから成るが、ここでは構成要件、義務行為のみについて述べ、スンナは省略する。

時間の定めのある礼拝には、1日5回の日課の礼拝の他に、、金曜集合礼拝、2祭礼の礼拝、スンナとしては日課の礼拝の前後の礼拝、夜のウィトル（奇数）礼拝、ラマダーン月の夜のタラウィーフ（途中休憩）礼拝がある。その他に規定がある礼拝としては、触の礼拝、雨乞い礼拝、礼拝がある。

直立のままで行い屈身礼、跪拝等を欠く葬儀の礼拝も礼拝の1種である。

1. 礼拝の義務性

礼拝は、月経中と悪露の止っていない女性を除く責任能力を有する全てのムスリムの義務である。礼拝が義務であることを否定する者、なおざりにする者は背教者とみなさる。

2. 礼拝の呼びかけ

日課の礼拝の前には、それを告知することが連帯義務である。

告知には、礼拝の呼び掛け「アザーン」と、礼拝開始の呼び掛け「イカーマ」の2種がある。

アザーンは「1. アッラーフは至大なり。2. アッラーフは至大なり。3. アッラーフは至大なり。4. アッラーフは至大なり。5. アッラーフの他に神はないと私は証言する。6. アッラーフの他に神はないと私は証言する。7. ムハンマドはアッラーフの使徒であると私は証言する。8. ムハンマドはアッラーフの使徒であると私は証言する。9. 礼拝に来たれ。10. 礼拝に来たれ。11. 栄達に来たれ。12. 栄達に来たれ。13. アッラーフは至大なり。14. アッラーフは至大なり。15. アッラーフの他に神はなし。」の15の句からなる。但し、夜明け前のアザーンでは12の後に「礼拝は眠りに優る」と2度唱える。

イカーマは「1. アッラーフは至大なり。2. アッラーフは至大なり。3. アッラーフの他に神はないと私は証言する。4. ムハンマドはアッラーフの使徒であると私は証言する。5. 礼拝に来たれ。6. 栄達に来たれ。7. 礼拝は始まった。8. 礼拝は始まった。9. アッラーフは至大なり。10. アッラーフは至大なり。11. アッラーフの他に神はなし。」の11の句からなる。

3. 条件

礼拝が有効であるためには、(1)礼拝の定刻にはいっていること、(2)秘所を覆っていること、(3) 身体、場所、衣類の清浄、(4) キブラの方向を向くこと、(5) 特定の礼拝のニーヤ（意図）を有することが条件。

(1) 定刻

日課の礼拝はズフル、アスル、マグリブ、イシャーゥ、ファジュルの5回である。

ズフルの定刻は、太陽が南中後傾き始めてから物とその陰の長さが等しくなるまで。

アスルの定刻は影が本体の2倍となるまでであるが、やむを得ない場合は日没まで。

マグリブの定刻は、日没から残照が消えるまで。

イシャーウの定刻は残照が消えてから、夜が白み始めるまで。

ファジュルの定刻は夜が白み始めてから日昇まで。

日課の礼拝の前後には、ズフルの礼拝の前の2ラクア（後述）、後の2ラクア、マグリブの後の2ラクア、イシャーアの後の2ラクア、ファジュルの前の2ラクアの付随の礼拝を行うことがスンナとして定められている。

日の出から太陽が槍の高さまで昇るまで、太陽の南中時、太陽が沈み始めてから沈みきるまで、ファジュルの礼拝を終えてから日の出まで、アスルの礼拝を終えてから日没までの時間に礼拝を行うことは禁じられる。

(2) 秘所

男性の秘所は臍より下から膝の上までで。女性の秘所は顔を除く全身。

(3) 清浄

礼拝には小汚、大汚の解消が必要である。礼拝において動物の絵の絵柄の服を切ることは禁じられる。墓地、厠、浴場、不法に占拠した場所における礼拝は無効。

(4) キブラ

キブラはカアバ神殿の方向である。

(5) ニーヤ（意図）

日課の礼拝については、どの礼拝であるか、また一人で行うか、先導者になるか、あるいは追随者になるかのいずれかを特定するニーヤ（意図）を持たねばならない。

4. 構成要件

礼拝の構成要件は以下の14事項である。

(1) 起立、(2) タハリーム（入斎）、(3) クルアーンの「開扉」章の読誦、(4) 屈身礼、(5) 屈身礼から身を起こすこと、(6) 体の7カ所（両爪先、両膝、両手、額）を地に付けての跪拝、(7) 跪拝から身を起こすこと、(8) 2回の跪拝の間の着座、(9) 上記の全ての動作における小休止、(10) 最後のタシャッフド（信仰告白）、(11) タシャッフドのための着座、(12) 最後のタシャッフドの中での預言者への祝福祈願、

(13) 以上の動作の順序の順守、(14) タスリーム (平安祈願)。

タフリーム (入斎) とは、「アッラーフは至大なり」と唱えながら礼拝の開始のニーヤ (意図) を持つこと。

(10) タシャッフドとは以下の定型句である。

「諸々の祝詞はアッラーフに帰着し、礼拝も善行もまた。あなたに平安あれ、預言者よ、そしてアッラーフの御慈悲とその恩寵を。アッラーフの善良な僕である我々にも平安あれ。私は、アッラーフの他に神はないことを証言します。そして私はムハンマドがアッラーフの僕であり使徒であることを証言します。

アッラーフよ、イブラーヒームとその一統に祝福をなされたように、マムハンマドとその一統を祝福し給え。まことにあなたこそ賞賛すべき尊厳者にあらせられます。アッラーフよ、イブラーヒームとその一統を恩寵を垂れ給うたように、マムハンマドとその一統に恩寵を垂れ給え。まことにあなたこそ賞賛すべき尊厳者にあらせられます。」

第1段「諸々の祝詞は…ムハンマドがアッラーフの僕であり使徒であることを証言します」が第一のタシャッフドであり、第2段「アッラーフよ、…尊厳者にあらせられます」が (12) 預言者への祝福祈願である。

(14) タスリーム (平安祈願) とは、「平安とアッラーフの慈悲と恩寵があなたにありますように」と唱えることで、これによって礼拝は終了する。

(3) から (8) までの一連の動作のセット [但し (6) と (7) は2回行う] をラクアと呼ぶ。

ファジュルの礼拝は (1)、(2) の後に、2ラクアを行い、(10) から (14) の動作によって終了する。

ズフル、アスル、イシャーゥの礼拝は、(1)、(2) の後に、2ラクアを行い、第一のタシャッフドを行った後立ち上がり、更に2ラクアを行った後に、(10) から (14) の動作によって終了する。

マグリブの礼拝は、(1)、(2) の後に、2ラクアを行い、第一のタシ

ャッフドを行った後立ち上がり、更に1ラクアを行った後に、(10) から (14) の動作によって終了する。

5. 義務行為

礼拝における義務は以下の7事項である。

(1) 屈身礼、跪拝、跪拝から身を起こす時に「アッラーフは至大なり」と唱えること、(2) 屈身礼から身を起こすときに「アッラーフは彼を称える者 (の声) を聞き届け給う」と唱えること、(3) 屈身礼から身を起こすときに「我らが主よ、そして賞賛はあなたに帰属します」と唱えること、(4) 屈身礼において「至大なる我が主に称えあれ」と唱えること、(5) 跪拝において「至高なる我が主に称えあれ」と唱えること、(6) 赦しの祈願、(7) 1回目のタシャッフド (信仰告白)、(8) 第一のタシャッフドの際の着席。

(6) 赦しの祈願とは、跪拝から身を起こして着座した時に、「我が主よ、我を赦し給え」と唱えることである。

6. 不注意の跪拝

礼拝の構成要件、義務行為をうっかり余分に行うか、抜かした場合、あるいはそうしたのではとの疑念が生じた場合には、償いのために2回の跪拝を行う。

構成要件、義務行為を故意に余分に行ったか、抜かした場合には礼拝は無効になる。

7. 礼拝の短縮と結合

一定の条件の下では、日課の礼拝を短縮、結合することが出来る。

居住地から4バリード (88.704km) 以上の距離の旅先では、滞在が4日を越えない限り、4ラクアの日課の礼拝を2ラクアに短縮することが許される。

また居住地から4バリード以上の距離の旅先では、滞在が4日を越えない限りズフルの礼拝とアスルの礼拝、マグリブの礼拝とイシャーゥの礼拝を結合することが許され、病人も同様である。マグリブとイシャー

ゥは、雨天、道が泥濘んだ場合、激しい寒風の吹く晩には結合することができる。

8. 集団礼拝

男性は理由がない限り、5回の日課の礼拝を集団で行うことが義務である。但し理由なく一人で行った者の礼拝も有効である。

追随者は先導者の後ろに立つのがスンナであるが、先導者の右側か、両脇に立っても有効である。

先導者の後ろには男性、次いで少年、次いで女性が並ぶ。

女性だけの集団礼拝では、先導者は列の中央に立つ。

9. 金曜集合礼拝

金曜礼拝が成立するためには、以下の4つの条件を満たす必要がある。

(1) 定刻。太陽が槍の高さに昇ってから、ズフルの定刻の終わりまでの間。

(2) 定足数。出席が義務である者の40人の出席。

(3) 出席者が都市の住人であること。

(4) 礼拝の前に、2話の説教を行うこと。

金曜集合礼拝への出席が義務となるのは、以下の5つの条件を満たす者である。

(1) 自由人である（奴隷でない）。

(2) 男性である。

(3) 責任能力者（正気の成人）である。

(4) ムスリムである。

(5) 住宅地に居住していること。

(6) 自宅とモスクとの距離が1ファルサフ（約10キロ）以下である。

10. 集団礼拝、金曜集合礼拝の免責事項

以下のような場合には、集団礼拝、金曜集合礼拝の出席義務は免じられる。

(1) 病気

(2) 便意を催している場合
(3) 食事が運ばれた場合
(4) 出席によって金銭的損失が予期される場合
(5) 近親者の死
(6) 権力者の迫害を恐れる場合
(7) 借金の取り立てを恐れる場合
(8) 身の危険を感じた場合
(9) 連れにはぐれる恐れがある場合
(10) 眠たい時
(11) 雨
(12) 激しい寒風
(13) 道が泥濘んでいる場合

11. 2祭礼の礼拝

2祭礼とは、ラマダーン月の斎戒明けの祭り（小祭）、巡礼月の犠牲祭（大祭）を指す。

2祭礼の礼拝は連帯義務であり、2ラクアからなり、定刻は太陽が槍の高さに昇ってから、太陽が西に傾く前までである。

有効性の条件は参加者が定住者であること、40人の参加である。

第1ラクアでは、イフラーム（入斎）と礼拝開始句の後、魔除け祈願とクルアーン読誦の前に6回、第2ラクアではクルアーン読誦の前に5回「アッラーフは至大なり」とタクビールを唱える。タクビール毎に両手を上げ、「アッラーフはまことに最も偉大なり。アッラーフに多大な称賛あれ。朝に夕にアッラーフを称え奉れ。預言者ムハンマドとその一統にアッラーフが祝福と平安を豊かに恵み給いますように。」と唱える。その後、クルアーン「開扉」章の後、第1ラクアでは第87章を、第2ラクアでは第88章を声を上げて読唱する。タスリーム（平安祈願による礼拝の終了）の後、金曜集合礼拝と同じように2つの説教を行う。

第1の説教は9回のタクビール、第2の説教は7回のタクビールで始め

るが、タクビールと説教はスンナである。

12. 触の礼拝

日食、月食には、集団か個人で2ラクアの礼拝を行うことがスンナである。

開扉章の後ではクルアーンの長い章を声を上げて読唱し、その後長い屈身礼を行う。

13. 雨乞い礼拝

旱魃に際しては、集団か個人で2ラクアの礼拝を行うことがスンナである。その形式と規定は、2祭礼の礼拝に準ずるが説教は1回のみである。

14. ウィトル（奇数）の礼拝

イシャーゥの礼拝の後に、ファジュルの定刻前に、奇数回（ラクア）の礼拝を行うことがスンナである。3ラクアの場合は、2ラクアで座ってタシャッフドを行い、5ラクア、7ラクアの場合は、最後のラクアまでは座らない。9ラクアの場合には8ラクアで座ってタシャッフドを行い、11ラクアの場合には2ラクア毎に座ってタシャッフドを行う。

最後のラクアで以下のクヌート（敬虔の祈り）を唱える。

「アッラーフよ、あなたの導き給うた者の一人として私を導き給え。あなたの救い給うた者の一人として私を救い給え。あなたの側に召し給うた者の一人として私を側に召し給え。あなたの授け給うものによって私を祝福し給え。あなたが定められた厄災から私を守り給え。まことにあなたこそ、何者の決定にも縛られず決定を下し給う御方であり、あなたが側に召し給う者は卑しめられることはなく、あなたが遠ざけ給うた者に栄光はありません。我らが主はいと尊く、高きにおわします。アッラーフよ、あなたの君寵と恩赦（に縋ること）により、あなたの御怒りと懲罰からの、まことに私はあなた（に縋ること）によってこそ、あなた（御自身）からの守護を冀います。あなたが御自身を称え給うようには、我々はあなたへの賛美を尽くすことはできません。アッラーフよ、

ムハンマドとその一統を祝福し給え。」

15. タラウィーフ（途中休憩）の礼拝

ラマダーン月のイシャーゥの礼拝の後では、集団で20ラクアのタラウィーフ（途中休憩）の礼拝を行うことがスンナである。

16. 葬儀

葬儀においては（1）死体に沐浴を施すこと、（2）死装束を着せること、（3）死者のための礼拝、（4）埋葬が連帯義務となる。

（1）死体洗滌

沐浴の最適任者は遺言で指定された者、次いで死者の父親、祖父、次いで男系親族次いで女系親族である。

流産による死児は4カ月に達していれば沐浴と礼拝を施す。

（2）死装束

死体は最低限、1枚の布で全身を覆うことが義務であるが、男性の白い布3枚、女性は腰巻、ベール、シャツ、2枚の包衣の5枚の布を死装束とすることがスンナである。

（3）死者のための礼拝

葬儀の礼拝における義務行為は、①直立、②礼拝開始のタクビール、③開扉章読誦、④預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）への祝福、⑤死者のための祈願、⑥そして礼拝終了のタスリームである。

（4）埋葬

遺体を右側を下にしキブラの方向を向かせて安置し、墓を地面より1シブル（指尺）高く半球状に盛り土をする。

第3章：喜捨の書

概論

喜捨に相当するアラビア語は「ザカー（zakā）」と「サダカ（ṣadaqa）」である。「ザカー」、「サダカ」はクルアーン、ハディースではほぼ同義で互換的に用いられているが、法学の専門用語としては、「ザカー」を法定義務喜捨、「サダカ」を自発的な喜捨の意味で使い分けることが多い。ここで扱うのは法定義務喜捨としての「ザカー」の意味での喜捨である。

法定義務喜捨には、資産に対して毎年課される「年次喜捨」と斎戒明けに伴って納める「斎戒明けの喜捨」がある。

1. 年次喜捨

(1) 義務条件

年次喜捨の一般的義務条件は以下の5つの事項である。例外については後述する。

①自由人の身分、②イスラーム、③課税最低額の所有、④1年の経過、⑤年度を通じての資産の占有

喜捨は人ではなく財に課されるため、納税義務においては、他の神事行為と異なり、財の所有者の行為能力、責任能力の欠如は免責条件とならない。未成年者や狂人の財産については後見人が代わって喜捨を納める。

ハンバリー派フィクフは課税対象となる資産を、①家畜、②穀物・果実、③金銀、④商品に大別するが、それぞれについて課税最低額、税率、資産の占有条件等が若干異なる。

(2) 家畜の喜捨

家畜は更にラクダ、牛、羊に分類されるが、それぞれの最低額と税率は以下の通りである。

1. ラクダ、牛、羊については1年以上放牧されていた場合に浄財が義務となる。

(a) ラクダ

課税最低頭数は5頭で、5頭以上25頭未満の税率は、5頭毎に羊1頭。

25頭以上、35頭以下には雌子ラクダ1頭。

36頭以上、45頭以下には2才雌子ラクダ1頭。

46頭以上、60頭以下には3才雌ラクダ1頭。

61頭以土、75頭以下には4才雌ラクダ1頭。

76頭以上、90頭以下には2才雌子ラクグ2頭。

91頭以上、120頭以下には3才雌ラクダ2頭。

121頭には2才ラクダ3頭、以後40頭毎に2才雌ラクダ1頭、50頭毎には3才雌ラクダ1頭。

務。

(b) 牛

課税最低頭数は30頭。

30頭の牛には1才の雄牛か雌牛1頭。

40頭には2才雌牛。

それ以上には30頭毎に1才雄牛1頭、40頭毎に2才雌牛1頭。

(C) 羊類

課税最低頭数は40頭

40頭以上120頭以下には1頭。

121頭以上200頭以下には2頭。

201頭以上300頭以下には3頭。

その後は100頭毎に1頭。

(3) 穀物と果実の浄財

穀物、貯蔵可能な果実には浄財が課され、収穫時に納税する。

課税最低量は約652.8kg である。

税率は、潅履なしの天水農法による収穫には10分の1、潅臓農法による

収穫には20分の1。

(4) 金銀の浄財

最低課税額は、金85g、銀595g、税率は20分の1。

但し装身具などの実用品には課されない。

(5) 商品の浄財

最低課税額は、金の最低課税額と銀の最低課税額の低い方を取り、会計年度末における商品の評価額がいずれかに達していれば浄財が課される。

(6) 埋蔵物の浄財

無主の埋蔵物には5分の1の浄財が課される。

2. 斎戒明けの浄財

課税最低額は、自分と扶養家族の食糧と基本必需品以外の1.2175g の食料の余剰。

斎戒明けの祭礼の昼夜に、課税最低額を有する全てのムスリムに対して、小麦、大麦、なつめやし、干しぶどう、乾燥乳、あるいはその他の穀物、果実1.2175g の納税が義務となる。

祭礼2日前からは納税が可能であるが、祭礼の日の礼拝前に納めるのが最善。

3. 浄財受給資格者

浄財受給資格者の範疇は、以下の8種類である。

(1) 極貧者、(2) 貧者、(3) 浄財関連業務者、(4) 受給によってイスラーム入信、悪行の抑制、信仰の強化が期待できる者、(5) 奴隷、(6) 債務者、(7) 無給の聖戦兵士、(8) 旅行者。

浄財は預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の家系であるハーシム家、ムッタリブ家の一員には支給されない。また浄財を自分の卑属、尊属、夫に渡すことはできない。

第4章：斎戒の書

概論

ラマダーン月の日中は行為能力あるムスリムは一定の行為を慎むことが規定されている。これを斎戒（サウム）と呼ぶ。

ラマダーン月の斎戒は、新月の目撃によって義務となり、ある地方の住民が新月を見ればその止地の住民全員に斎戒が課される。

1. 斎戒

黎明が兆す前に斎戒のニーヤ（意図）を持つことによって斎戒は始まる。

斎戒中は黎明が兆してから日没までは、以下の事項を慎む。もしそれらを犯せば斎戒は無効となり、後にやり直さなければならない。

(1) 口、鼻からの飲食、(2) 座薬挿入、(3) コホル（瞳の化粧品）塗布、(4) 尿道以外からの腹部への物体挿入、(5) 故意の嘔吐、(6) 自慰、性交渉による射精、(7) 吸玉放血。

2. 斎戒が免除される者

月経中の女性、悪露のある産婦、旅人、病人は、それぞれ月経、悪露、旅、病が終わるまで斎戒を延期することが許される。老齢、あるいは不治の病のために斎戒を解いた者は、1日につき貧者1人に食事を施す。

3. 斎戒破りの贖罪

ラマグーンの日中に性交を行った場合には、贖罪が義務となる。斎戒破りの贖罪は奴隷解放、奴隷がいない場合には2カ月の連続斎戒、それができない場合は60人の貧者に食べ物を施すことである。

4. スンナの斎戒、斎戒の禁止、自粛

斎戒が義務となるのはラマダーン月だけであるが、以下の日には斎戒を行うことはスンナである。

(1) 満月の日（13夜、14夜、15夜の日中）、(2) 月曜、木曜、(3) シャウワール月のうち6日、(4) アル＝ムハッラム月、特に10日、次いで9

日、(5) ズー・アルーヒッジャ月の最初の9日、特にアラファの日（巡礼は除く）。

最善の随意斎戒の形態は1日斎戒し翌日は斎戒を解く1日おきの斎戒である。

2祭礼の日の斎戒は禁じられ、犠牲祭の3日間の斎戒は「享楽」形式（後述）、「結合」形式（後述）の巡礼の犠牲の代りとして以外は禁じられる。

ラジャブ月のみ、金曜、土曜のみの斎戒はマクルーフ（自粛行為）である。

第5章：巡礼

概論

イスラームには、巡礼月の特定期間内に行わなければならない大巡礼（ハッジ）と随時行うことのできる小巡礼（ウムラ）の二種類の巡礼がある。

大巡礼は、それだけを行う「単独（イフラード）」形式、大巡礼と小巡礼を順に行うニーヤ（意図）をもってイフラーム（潔斎）に入り先ず小巡礼を行った後に一旦イフラーム（潔斎）を解き再度大巡礼のイフラーム（潔斎）に入る「享楽（タマットウ）」形式、小巡礼と大巡礼を続けて行う「結合（キラーン）」形式の3形式がある。「享楽形式」、「結合形式」で巡礼を行った者には供犠が課される。

巡礼は、それを行うことの経済力、体力のある行為能力を有する全ての自由身分にあるムスリムが一生に一回は行うべき義務であるが、自分で行えない事情があれば代理を立てることが許される。

巡礼は一連の儀礼行為と禁忌からなる。ある種の儀礼を怠るか、禁忌を犯した場合には巡礼そのものが無効になる。儀礼と禁忌の中には、そ

れを怠ったか、犯した場合に贖罪を行えば巡礼自体は成立するものもある。

1. 起点

大巡礼の月はシャウワール月（10月）、ズー・アル＝カアダ月（11月）、及びズー・アル＝ヒッジャ月（月）の最初の10日である。

巡礼のニーヤ（意図）をもって、イフラーム（潔斎）に入るべき場所は、巡礼の居住地によって以下のように定められている。

(1) マシュリク（東アラブ）：ザート・イルク。

(2) マディーナ：ズー・アル＝フライファ。

(3) シリア、エジプト、マグリブ（西アラブ）：アル＝ジュフファ。

(4) イエメン：ヤラムラム。(5) ナジド（中央アジア）：カルヌ。

2. 構成要件と義務

大巡礼の構成要件は以下の4事項である。

(1) イフラーム、(2) ズー・アル＝ヒッジャ月9日の日中のアラファでの逗留、(3)「訪問の周回礼」、(4) 走歩礼。

周回礼とは、黒石から出発しカアバ神殿を反時計回りに7回回る儀礼。走歩礼とはアル＝サファーの丘とアル＝マルワの丘の間を3往復半する儀礼。周回礼には、ウドゥーゥ（洗浄）が義務であるが、走歩礼ではウドゥーゥ（洗浄）は義務とならない。

大巡礼の義務行為は以下の7事項である。

(1) イフラームを指定の起点で行うこと、(2) ズー・アル＝ヒッジャ月9日にアラファで日没まで逗留すること、(3) ズー・アル＝ヒッジャ月9日夜のミナーでの夜明かし、(4) ズー・アル＝ヒッジャ月10日夜の夜半後のムズダリファでの夜明かし、(5) ズー・アル＝ヒッジャ月10日のジャマラでの投石、(6) 剃髪、(7) 別離の周回礼。

小巡礼の構成要件は、(1) イフラーム、(2) 周回礼、(3) 走歩礼、義務行為は、(1) 起点でのイフラーム、(2) 剃髪である。

3. 巡礼の禁忌事項とその償い

巡礼のイフラーム中には以下の9事項が禁じられている。
(1) 剃髪、(2) 爪切り、(3) 香の使用、(4) 狩猟、(5) 結婚契約、(6) 性行為、(7) 頭を被り物で覆うこと（男性のみ)、(8) 縫い目のある衣服の着用（男性のみ)、(9) 顔を隠すベール、長手袋の着用（女性のみ)。

剃髪、爪切り、香の使用、頭を被り物で覆うこと、縫い目のある衣服の着用の償いは、(a) 3日の斎戒、(b) 6日の貧者にそれぞれ1ムッドの小麦、あるいは半サーウの乾燥なつめやしか大麦を施すか、羊1頭の供犠のいずれか。

狩猟の償いは、(a) 獲物と同類の家畜の供犠、(b) 獲物をディルハムに換算しそれで食物を買い貧者1人につき1ムッドを施すこと、(c) 1ムッドにつき1日の斎戒、のうちいずれか。

性行為はイフラームの解除の前に交合を行えば両者の巡礼は無効となり、翌年のカダーゥが義務となる。交合以外で射精した場合、大巡礼ではラクダ、小巡礼では羊の供犠が課されるが、巡礼は有効である。

巡礼の婚姻は禁じられているが償いは定められていない。

第6章：聖戦

概論

聖戦は連帯義務であるが、臨戦、敵襲、カリフによる出征命令によって各人の義務となる。

カリフは戦利品を分配し、異教徒の講和協定を締結する。

1. 戦利品分配

カリフは戦利品の5分の1を取る。残りは歩兵1、騎兵3の割合で兵士に分配されるが、カリフはその場で残りの4分の1、帰還時に3分の1を特別賞与として与えることができる。

武力征服地は兵士の間で分配するか、ムスリム共同体のための永代基

金に設定して地租を徴収するかのいずれかをカリフが選ぶ。

貢租、地租、10分の1税、多信教徒が見捨てて逃げたもの、戦利品の5分の1の5分の1など多神教徒の財産から徴収されたものは「払い戻し(fai')」となりムスリム共同体の福祉のために使われる。

小児、女性、老人、盲人、慢性病者、修道者などの非戦闘員の殺害は許されない。

2. 庇護契約

カリフは貢租(jizya)の支払いとシャリーアの法規の遵守を条件に、ユダヤ教徒、キリスト教徒、及びマギ教徒と庇護契約(dimma)を締結することができる。但し貢租は小児、女性、奴隷、支払い能力のない貧者には課されない。

庇護契約締結によって庇護民の生命、財産、名誉は不可侵とされるが、彼らの法で許されているものを除きハッド(法定)刑が執行される。ジズヤの貢納の不払い、シャリーアの法規の違反、ムスリムに対する殺害、強姦、強盗、スパイ行為、スパイの蔵匿、アッラーフ、その使徒、クルアーンの冒涜等によって庇護契約は失効する。

庇護民はムスリムと差別され、教会の新築、改築は許されない。また庇護民は酒、豚、鐘を人目に晒すこと、自分たちの聖典の朗唱も許されない。

キリスト教徒のユダヤ教への改宗、およびその逆も許されず、イスラームへの入信か元の宗教に留まるかしか受け入れられない。

3. 安全保障と停戦協定

個々のムスリムは、「戦争の居住権(dār al=ḥarb)」の異教徒に、「イスラームの居住権」での滞在の安全保障を与えることができる。

6.『満足を求める者の糧(*Zād al=Mustaqni'*)』訳注

序. 翻訳・注釈にあたって

『満足を求める者の糧』はフィクフ綱要の常として、極めて凝縮された表現が用いられており、フィクフの初学者には難解である。注釈が必要とされる所以である。

注釈にあたっては、先ず第一に、本文の意味が了解できるように、言葉を補うよう心掛け、次いで、同書の判断の根拠となるクルアーン、ハディースなどの典拠、推論を示すようにした。

注釈は、可能な限り、ハンバリー派フィクフ文献の表現をそのまま用いるように心掛けた。その際、先ず *Zād al=Mustaqni'* の古典注釈 *al=Rauḍ al=Murbi'*、次いでその現代の脚注 al=Najdī (d.1392/1972) の *Ḥāshiya al=Rauḍ al=Murbi'* 及び、*Zād al=Mustaqni'* の現代の注釈 *al=Salsabīl* を参照した。これらの *Zād al=Mustaqni'* の釈義書の中に適当な表現が見つからなかった場合には、*al=Kāfī*、*al=Mu'tamad*、*al=Mughnī*、*al=Mubdi'* 等を適宜参照した。

なお *al=Salsabīl* (全3巻) は、クルアーン、ハディースの典拠を示すことを主眼としたワッハーブ派の学者 Ṣāliḥ Ibrāhīm al=Bulaihī (d.1410/1990) による注釈、*al=Kāfī* (全4巻) はイブン・クダーマによる中級者向けのフィクフ全書、*al=Mu'tamad* (全2巻) は、Mar'ī bn Yūsuf (d.1033) の *Dalīl al=Ṭālib* の2冊の注釈 *Nail al=Ma'ārib* ('Abd al=Qādir bn 'Umar al=Shaibānī, d.1135) *Manār al=Sabīl* (Ibrāhīm bn Muḥammad bn Ḍiwyānd.1352) を現代の3人の学者が併せて編集し、脚注に現代のハディース学者 Muḥammad Nāṣir al=Dīn al=Albānī の *Irwā' al=Ghalīl* に則りハディースの出典を付したもの、*al=Mubdi'* (全11巻) は Ibrāhīm bn Mufliḥ

(d.884) による *al=Muqni'* の注釈であり、同書の中級者向けの最良の注釈と言われるものである。

典拠として引用されるクルアーン、ハディースも全て、ハンバリー派フィクフ文献が典拠として挙げているものであり、筆者が自分自身の判断で典拠を挙げることは厳に慎んだ。但し *al=Mughnī* の（f.n.）とある場合は、*al=Mughnī* 本文ではなく校訂者による脚注に挙げられたハディース集である。

フィクフ文献はハディースを典拠として掲げる場合、往々にして当該の問題に関連する部分のみを引用し、また通常ヴァリアントのテキスト批判も行わない。本書では、ハディースの出典は、ハンバリー派フィクフ文献のハディースの同定に従い、（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、…）の形でハディース集成者の名によって示した。複数のフィクフ文献が参照文献として挙がっている場合には、本書の翻訳は最初の文献の引用するヴァリアントに基づいている。

リヤドのイブン・フザイマ書店版の *Zād al=Mustaqni'* の巻末には、*Zād al=Mustaqni'* とハンバリー派の通説とが異なる32の問題が付記されている。そのうち本書の扱う神事（'ibādāt）編の問題は9問であるが、それらについては当該箇所で注記する。

またハンバリー派内に有力な異論がある場合にはその旨を記す。*Zād al=Mustaqni'* の注釈 *al=Rauḍ al=Murbi'* と *al=Salsabīl*、*al=Rauḍ al=Murbi'* の脚注 *Ḥāshiya al=Rauḍ al=Murbi'* 等が複数のフィクフ学者の支持する異説を挙げていることを、有力な異論が存在すると判断する主たる根拠とした。但しハンバリー派の枠内に入るか否かに議論のあるイブン・タイミーヤ（d.728）とその弟子イブン・アル＝カイイム（d.751）の異論は除外した。

底本には *Ḥāshiya al=Rauḍ al=Murbi'* 中の *Zād al=Mustaqni'* を用いたが、別の読みを採用する場合には、その旨を注記した。また *al=Rauḍ al=Murbi'* はの引用は al=Najdī の *Ḥāshiya al=Rauḍ al=Murbi'* 中の *al=*

Rauḍ al=Murbi' 本文に拠った。注では al=Najdī の *Ḥāshiya al=Rauḍ al=Murbi'* を *al=Ḥāshiya* と略記した。同名の al='Anqarī (d.1373) の *Ḥāshiya al=Rauḍ al=Murbi'* を引用する場合は al='Anqarī の名を付した。

『満足を求める者の糧（*Zād al=Mustaqni'*）』

第一部

目次

1. 浄化
(1) [概論]
(2) 器
(3) イスティンジャー
(4) 歯磨きとウドゥーゥに関するスンナ
(5) ウドゥーゥの義務
(6) 靴の撫で拭き
(7) ウドゥーゥ失効事項
(8) 沐浴
(9) タヤンムム
(10) 汚れの除去
(11) 月経
2. 礼拝
(1) [概論]
(2) アザーンとイカーマ
(3) 礼拝の条件
(4) 礼拝の形態
　(a) [概論]
　(b) [礼拝のマクルーフと失効事項]
　(c) [礼拝の構成要件、義務、スンナ]
(5) 不注意の跪拝
(6) 欠落による跪拝に関する話
(7) 自発者の礼拝と禁止時間帯
　(a) [概論]

(b) [自発礼拝の諸形態と禁止時間帯]
(8) 集団礼拝
(a) [概論]
(b) イマーム職の諸規定
(c) 先導者と追随者の位置
(d) 追随の諸規定
(e) 金曜集合礼拝と集団礼拝の免責事由
(9) 免責事由のある者の礼拝
(a) [概論]
(b) 旅人の礼拝短縮
(c) 礼拝のまとめ
(d) [危険の不安]
(10) 金曜集合礼拝
(a) [概論]
(b) [有効条件]
(c) [金曜集合礼拝の形態]
(11) 2祭礼の礼拝
(12) 触の礼拝
(13) 雨乞い礼拝
3. 葬儀の書
4. 喜捨の書
(1) 家畜の喜捨
(2) 穀粒と果実の喜捨
(3) 両正貨の喜捨
(4) 商品の喜捨
(5) 斎戒明けの喜捨
(6) 喜捨の徴収
(7) 喜捨有資格者

5. 斎戒の書

(1) 斎戒を無効にし贖罪を義務づける事項

(2) 斎戒の自粛事項、推奨事項、定刻後履行の規定

(3) 随意の斎戒

(4) 参籠

6. 巡礼の儀の書

(1) 出発点

(2) 入斎

(3) 入斎者の禁止事項

(4) 償い

(5) 猟の賠償

(6) 聖地の猟の規定

(7) マッカ入域の祈念句

(8) 大巡礼と小巡礼の形態

(9) 遅刻と障害

(10) 供物、犠牲、生誕祭

7. 聖戦の書

(1) 庇護契約の締結

(2) 庇護民の諸規定

(3) 庇護契約の違反行為

慈悲遍く慈愛深きアッラーフの御名によりて

[序言]

アッラーフに尽きせぬ、しかるべき最高の称賛あれ。

選ばれし者（預言者）たちの中でも最も優れたムハンマドと、その一統と教友たち、

（アッラーフに）仕える者にアッラーフの祝福と平安あれ。

さて本書は法学におけるアル＝ムワッファク・アブー・ムハンマド（Ibn Qudāma, d.620）の『満足（*al=Muqni'*）』の、アフマドの学派（ハンバリー法学派）の通説に基づいての要約である。

実際に生ずる頻度の少ない問題に関しては省略し、類例に対して範となるものに関しては詳述した。向学心には限りがあり、目的の達成の妨げとなる要因は多いからである。頁こそ少ないが、詳述の必要のないことは凝縮してあるのである。

力も権能もアッラーフのもと以外にはなく、彼こそ我らの頼り。なんと良き庇護者であることか。

「浄化」の書

浄化とは、不浄な状態(注1)の解消、汚れの除去である。

水には3つの範疇がある。

[第一の範疇：浄化用（水）(注2)]

浄化用（水）以外では不浄は解消せず、付着した汚れは除去されない。浄化用（水）とは水の本質を保っているものである(注3)。

樟脳や油といった（水と）混じらないものによって（変質したか）、海水から取れた塩（milḥ mā'ī）(注4)によって（変質したか）、あるいは汚物（を燃料とすること）によって熱されて変質した場合(注5)は（いずれも）マクルーフ（自粛が望ましい）である(注6)。

放置によって、あるいは水草（の発生）、木の葉（の落下）のような、水をそれから保全することが難しいことにより（変質したか）、あるいは死体との近接(注7)、さらには太陽熱や清いもの（燃料）によって熱することにより水に変化が生じた場合はマクルーフではない(注8)。

ただし、ウドゥー（洗浄）（後述）の更新、金曜の沐浴（後述）、2回目、3回目の洗滌といったムスタハップ（推奨されるもの）にあたる浄化にこれを用いることはマクルーフ（自尊が望ましい）である(注9)。

水が2クッラ—すなわち「大量」であり、約500イラク・ラトル(注10)に相当——、を越えていれば、人間の尿、及び液体の排泄物以外の不浄物なら入っても、それは水を変えない［浄化用（水）のままである(注11)］。

また、尿など液体の排泄物が混じった場合も、メッカの道中にある雨水の溜め池(注12)のようにその掬取が困難であれば［水質を変化させない限り(注13)］、その水は浄化用（水）である。

男性の不浄状態は、女性が不浄状態を完全に浄化するために用いたあとで残した少量の浄化用（水）によっては解消できない(注14)。

［第2の範疇：清浄（水）］

水の色、味、匂いが料理や中に落ちた［清浄な］もの(注15)によって変わったり、あるいはその（水の）少量によって不浄状態を浄化したり、あるいは夜の眠りから覚めウドゥー（洗浄）の無効になった者の手がその中に漬ったり、あるいは（その水が）汚れを落とすための最後の洗滌（に用いられたもの）であれば(注16)、それは清浄である。

［第3の範疇：汚水］

「汚水」とは汚れによって変質したもの(注17)、あるいは水が少量であり、汚れに接触したもの、汚れの場所からその（汚れ）が消失する前に汲み取られたものである(注18)。

汚水に泥などではなく大量の浄化用（水）が加えられるか、あるいは大量の汚水が自然に変質状態を解消するか、あるいは（汚水の）一部を取り除いた結果、変質しない大量（の水）が残れば、その汚水は浄化さ

れた（ことになる）。

水であれ何であれ、その清浄性、不浄性に疑いを持つ場合は、確信に基づくべきである(注19)。

浄化用（水）と汚水のふたつがあり、見分けがつかない場合は、どちらの使用も禁じられ、［どちらが浄化用である蓋然性が高いかの］判定は行わない（lam yataḥarri）。

なおタヤンムム（砂による浄化）（後述）には、両方の水を捨てることも混ぜ合わせることも条件とならない。

浄化用（水）と清水の区別ができない場合は、両方から一掬づつ取りながらウドゥー（洗浄）を一回、礼拝を一回行う。

清浄な服と汚れた服、あるいは（許された服と）禁じられた服(注20)との区別がつかない場合は、汚れた服あるいは禁じられた服の数だけの服を着、それぞれの服で礼拝を行ったうえで更に（もう一度別の服で）礼拝を行う。

（注1）「不浄な状態（ḥadath）」には、大小便便等によって生じる小汚（ḥadath aṣghar）と、性交等によって生じる大汚（ḥadath akbar, janāba）の2種類がある。

（注2）「それ『浄化用（水）物（ṭahūr）』とは、『それ自体が清浄であり、また他のものを浄化するもの』」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.59.

（注3）「（アッラーフが）汝らの上に天から水（雨）を降らせ給うのは、それ（水）によって汝らを浄化するため」（クルアーン8章11節）

「アッラーフよ、水（雨）と氷（雪）と雹で私を浄化して下さい」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）

「ある男がアッラーフの使徒に、『我々は海に乗り出す民であり、僅かの（真）水しか積んでおりません。それ故、我々は海水で「ウドゥー」を行えましょうか。』と尋ねたが、アッラーフの使徒は、『その水（海水）は浄化用（水）であり、その死んだもの（海中で死んだ生物）は（食用が）許されている』と答えられた。」（ハディース：マーリク）*al=Kāfi,* vol.1, p.3, cf., *al=Ḥāshiya,*

vol.1, p.59, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.10.

(注4) cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.63.

(注5)「(汚物を燃やして水を加熱すると) 通常、少量の汚物が、水に混入することを避けることが難しいから。」*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1., p.64.

(注6)「*al=Inṣāf* ではこの説を正しいとしている。というのはその可浄性(洗浄に用いられるか否か) (ṭahūrīya) について異論が存在するため。」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.63.

(注7)「つまり、そばに死臭が漂う場合」*al=Rauḍ al=Murbi'* (al=Ḥāshiya), vol.1, p.67.

(注8)「注釈者 (Ibn Abī 'Umar, d.688) らは、『我々は、これについてムジャーヒド (d.104) による以外に異論の存在を知らない』、と述べている」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.67.

(注9)「*al=Furū', al=Muntahā, al=Inṣāf* など (の法学書) を一見したところ (ẓāhir) では、マクルーフとはされていない」*al=Kāfī,* vol.1, p.69.

(注10) 400ラトルとの伝承もある。*cf., al=Kāfī,* vol.1, p.8. また2クッラは1.25立法ジラーウ (腕尺) である。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.69, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.15.「水が2クッラに達すれば、何物もそれを汚さない」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー) *al=Ḥāshiya,* vol.1., pp.71-74.

(注11)「おまえたちのうちの誰も、流れない溜まり水に放尿し、その後そこで沐浴をしてはならない」とのハディース (アル＝ブハーリー、ムスリム) により、例え水が2クッラに達していても、人間の尿や液状排泄物は水を汚すというのがハンバリー学派の見解である。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1., p.75.

但しハンバリー派の通説では、人間の尿も2クッラに達すれば水を汚さない。cf., *Zād al=Mustaqni', al=Riyāḍ,* 1993, vol.3, p.171.

(注12) 巡礼の飲用水の水源であった。

(注13) 水質が変化した場合は、例え水量が多く、掬取が困難であっても、不浄となる。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.75.

(注14)「女性の浄化用（水）の残りで男性がウドゥーをすることを禁じた」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.32. 但し「預言者は（妻）アル＝マイムーナの残り水で沐浴を行った」（ムスリム、アフマド）、「預言者は彼女（アル＝マイムーナ）が大汚のために洗った残り水でウドゥーを行った」（アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー、アル＝ティルミズィー）とのハディースもあり、許可説を取る学者も多い。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.79.

(注15)「水は浄化用であり、その色、味、匂いを変えるもの以外は、それを汚さない」（ハディース：イブン・マージャ）cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.89, *al=Kāfī, vol.1,* pp.7-8.

(注16)「マンスール（アル＝バフーティー）は、『正しくは不浄は最初に触れた（水の）部分によって解消される。水は（洗浄に際して）最初に（身体から）離れた部分（だけ）が使用済み（即、汚水）となる』と言う」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.88.

(注17) 色、味、匂いのいずれかが変化したもの。cf., *al=Mu'tamad,* vol.1, p.14.

(注18)「その（水の）色、味、匂いを変えるもの以外は、それを汚さない」（イブン・マージャ）とのハディースを典拠に、学者の多くは、「たとえ少量であろうと、変質しない限り、単に不浄物と接触しただけでは、水は変質しない」との説を採る。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.89.

(注19) 水は基本的には清浄である。それゆえ水質に変化がなくても、変化を認めても、不浄であるかもしれないとの単なる疑念は、その水の清浄性を損なわない。なぜなら水質の変化は長期間の放置などの清浄性を損なわない理由によって生じた可能性もある以上、基本である清浄との判断が優先されるからである。

また誠実な人物が、その水が不浄であると言った場合も、不浄である理由を特定しなかった場合は、その言葉は採用されない。例えば水中の蠅の死体の存在を理由に不浄であると言うように、不浄でないものを不浄であると誤解していることが有り得るからである。cf. *al=Kāfī,* vol.1, pp.11-12.

(注20)「不法に占有している（maghṣūb）服を着ることは禁じられる。…また男性には絹の服を着ること、（絹布を）敷物にすることも禁じられ、金糸織、金糸の刺繍の織物も同様である。」*al=Kāfī*, vol.1, p.115.

「器」章

清浄な器は、いかに高価なものであろうとも、金、銀、あるいはその「継ぎ当て」のあるもの以外ならば、それを作ることも、用いることも合法である。

やむを得ない場合の少量の銀の「継ぎ当て」を除き(注1)、金、銀の器はたとえ女性であっても使用を禁じられるが(注2)。またそれを用いたもの（器）（に汲んだ水）による浄化は有効である(注3)が、やむを得ない場合を除き、それ（銀の「継ぎ当て」部分）に触れることはマクルーフ（自粛すべき）である。

不信仰者の屠殺肉は合法ではないが、彼らの食器は合法である(注4)また、彼らの衣服はその状態が分からなくとも合法である(注5)。

死獣の皮は鞣すことによって清浄なものとはならないが、鞣した後は、生存時に清浄であった動物のものであれば、乾いていればその使用は合法である(注6)。死獣の乳、及び体の一部は、毛などを除けば(注7)、すべて汚れている。また生きた動物から切り取られたものは死獣とみなされる(注8)。

(注1)「預言者は壊れた自分の器の穴を銀で繕われた」（アル＝ブハーリー）*al=Rauḍ al=Murbi'*（*al=Ḥāshiya*）, vol.1, p.105.

(注2)「金銀の器から飲むな。また金銀の食器で食するな。彼等は現世でそれらを得ているが、汝らは来世で得るのである。」（ハディース：アル＝ブハ

ーリー、ムスリム）

「金銀の器から飲む者の腹の中では火獄の業火が燃え盛る」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Kāfī,* vol.1, p.17. cf. *al=Salsabīl,* vol.1, pp.35-36.

（注3）「器は、（浄化）儀礼（'ibāda）の『条件（sharṭ）』でも『構成要件（rukn）』でもない故に、それ（浄化の有効性）には影響しない」*al=Ḥāshiya,* vol.1., p.104.

しかし不法占有地での礼拝が無効であるのと同様に、金銀器による浄化も、禁じられた手段による儀礼に遂行にあたり無効である、とする学者もいる。cf., *ibid.,* vol.1., p.104.

（注4）不信仰者は、「啓典の民（ユダヤ教徒、キリスト教徒）」とそれ以外に大別されるが、「啓典の民」が屠殺した獣の食用がムスリムに許されるのに対して、啓典の民以外の屠殺した獣の食用は禁じられる。cf., *ibid.,* vol.7, p.445.

他方、不信仰者一般の器の使用の許可の典拠は、「預言者とその教友たちが、多神教徒の食器でウドゥー（洗浄）を行った」（アル＝ブハーリー、ムスリム）とのハディースによる。cf. *al=Salsabīl,* vol.1, p.37, *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.107.

（注5）「預言者も教友たちも、不信仰者の仕立てた服、彼等の隠部を覆ったものさえ身に付けていたから。―中略―なぜならば（服は）本来は清浄であり、それ（清浄性）は（汚れが付着した可能性の）疑いによっては打ち消されないからである」*al=Kāfī,* vol.1, p.19.

（注6）食用は除く。典拠は以下のハディースである。

「預言者は、（妻）マイムーナの元女奴隷にサダカ（自由喜捨）として与えた羊が死んでいるのを発見し、『なぜ彼らはその生皮を剥いで鞣して、利用しないのか』と言われた。彼等が『それが死肉だからです』と言うと、預言者は『（死肉が）禁じられているのは、それを食することだけである』と言われた」（アル＝ブハーリー、ムスリム）cf., *al=Kāfī,* vol.1, pp.19-20.

（注7）「『その体毛、毛皮、毛髪などを、当面の間の敷物、日用品に（使え）』（クルアーン16章　80節）との至高者の御言葉による」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.114.

(注8)「生きている動物から切り取られた部分は、『死肉』である」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー) *al=Ḥāshiya*, vol.1., p.114. cf. *al=Salsabīl*, vol.1, p.38.

「ただし食用の鳥（の体内）の殻の堅い卵の中身は、その（親）鳥の死によっても汚れない」*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.114.

「イスティンジャー（用便の始末）」章

トイレに入る際には、「アッラーフの御名において。悪と悪魔からアッラーフに助けを乞います」と唱え、出る際には「あなたの御赦しを」、「私から有害物を取り去り、私を癒されたアッラーフに称えあれ」と唱え(注1)、（トイレに）入る際は左足、出る際は右足を先にし、モスク（に入る場合）や靴（を履く場合）とは逆にし(注2)、（用を足す時は）左足に重心をおき(注3)、空き地の場合は遠くに行って姿を隠し、柔らかい場所に向かって放尿し(注4)、放尿の後は、左手で陰茎の根元から先まで3回撫で、3回扱き(注5)、もし汚れる恐れがあれば場所を移って別の場所でイスティンジャー（用便の始末）を行うことがムスタハッブ（望ましいもの）である。

止む得ない場合を除き、至高なるアッラーフの御名の記されたものを身につけたままトイレに入ること(注6)、地面にしゃがむ前に服を捲り上げること(注7)、言葉を発すること(注8)、割れ目のようなものの中に放尿すること(注9)、右手で陰部に触れること(注10)、右手でイスティンジャー（用便の始末）とイスティジュマール（石による用便の始末）を行うこと(注11)、二つの光（太陽と月）に向かって用を足すことはマクルーフ（避けた方が良いもの）である(注12)。

建物の中でない場合、キブラの方向を向いて、あるいはキブラに背を向けて用を足すこと(注13)、必要以上の（トイレの）長居(注14)、道や役に立つ日陰(注15)、実をつけた木の根元(注16)で放尿することは禁じられる。

石でイスティジュマール（石を用いた用便の始末）を行った後、水でイスティンジャー（用便の始末）を行う(注17)。ただし、排泄物が通常の場所を越え（広がら）なければイスティジュマール（石での用便の始末）で足りる(注18)。石などによるイスティジュマールには、清浄であり（便を）拭い取ることができるもので、骨、糞(注19)、食物(注20)、貴重品、動物の一部(注21)以外のものを用いることが条件である。また、凸凹のある石を用いる場合でも、3回かそれ以上浄化のための拭き取りをすることが条件となる(注22)。拭き取りは奇数で止めることがスンナである(注23)。

「イスティンジャー（用便の始末）」は放屁を除く(注24)全ての排泄物について行う義務があり、その前に行うウドゥー（洗浄）およびタヤンムム（砂による浄化）は有効ではない。

(注1)「預言者はトイレに入られる時には、『アッラーフの御名において。悪と悪魔からアッラーフに助けを乞います』と唱えられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）

「預言者はトイレに出られる時には、『あなたの御赦しを』と唱えられた」（ハディース：アフマド、アル＝ティルミズィー、アブー・ダーウード、イブン・マージャ）、「預言者はトイレを出る際には『私から有害物を取り去り、私を癒されたアッラーフに称えあれ』と唱えられた」（ハディース：イブン・マージャ、アル＝ナサーイー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, pp.118-122, *al=Ḥāshiya,* vol.1, pp.118-122.

(注2) 有害なものに限り、左を先にし、そうでないものは右を先にする。

「汝らは皆、靴を履くときは右から、脱ぐ時は左から始めよ」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.123, *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.123.

「預言者は、靴を履くこと、整髪、浄めを行うこと、万事において右から先に行うことを好まれた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.40.

(注3)「右足を立て、左足に重心をかけるて座る（nattaki'a 'lā al=yusrā）よう、預言者は我々に命じられた」（ハディース：アル＝タバラーニー、アル＝バイハキー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1., p.124.

(注4)「便所（ghā'iṭ）に行く者は姿を隠せ」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー、アル＝ティルミズィー、イブン・マージャ）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.125,. *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.125.「柔らかい場所を選んで放尿するのは、尿が飛び散らないため」*al=Kāfi,* vol.1, pp.49-50.

(注5)「汝らは皆、放尿後には自分の陰茎を3回しごけ」（ハディース：アフマド）
但し、上記のハディースを信憑性が薄いとし、放尿後に3回ずつ陰茎を撫で、扱くことには根拠はないとする学者もいる。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., pp.126-127.

(注6)「預言者はトイレに入られる際には、『ムハンマドはアッラーフの使徒である』と彫られた指輪を外された」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.1., p.128.

(注7)「預言者は用を足そうとされた際は、（しゃがんで腰が）地面に近付くまでは、服を捲りあげられなかった」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.1., p.130.

(注8)「二人の男が、便所（大便）に出かけ、互いに陰部をはだけておしゃべりをしながら用を足してはならない。アッラーフはそれに対して御怒りになられる。」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.1., pp.130-131.

(注9)「預言者は穴に放尿することを禁じられた」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー）
（地面などの）穴は、動物やジン（妖精）の住家であるかもしれないので、彼等に害を与えないため。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.132.

(注10)「汝らは皆、放尿するとき、右手で自分の陰茎を握ってはならない。またトイレで自分の右手で拭ってはならない。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1., p.133.

(注11)「イスティンジャー」とは、用便後の始末一般を意味するが、石を用いた場合を特に「イスティジュマール」と呼ぶ。

「預言者は我々に、右手で『イスティンジャー（用便後の始末）』を行うこと、3つ以下の数の石で『イスティンジャー（用便後の始末）』を行うこと、(動物の）糞や骨で『イスティンジャー（用便後の始末）』を行うことを禁じられた。」(ハディース：アブー・ダーウード）*al=Kāfī,* vol.1, p.52.

(注12）太陽と月に存在するアッラーフの御光に対する敬意から、あるいは両者には天使が宿るから、あるいは両者にはアッラーフの御名が書き記されているから。

一方、この通説にはハディースの典拠がない、とのイブン・アル＝カイイム（d.751)、アル＝ナワウィー（シャーフィイー派、d.676/127)、アル＝アスカラーニー（シャーフィイー派、d.852/1449）などのハディース学者らの見解がある他（cf. *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.133-134)、現代の注釈者アル＝ブライヒーも、太陽も月もアッラーフの被造物に過ぎないとして、通説に異を唱えている。cf. *al=Salsabīl,* vol.1, p.42.

(注13)「預言者がそれ（キブラに顔か背を向けての用便）を禁じられたのは空地の場合に限ってであり、あなたと『キブラ（マッカの方向)』の間に遮蔽物があれば問題はない」(イブン・ウマルの言葉；アブー・ダーウード) *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.134.

「私（イブン・ウマル）はある日ハフサ（イブン・ウマルの姉妹、預言者の妻）の家を訪ねたが、そこで預言者がシリアの方向に顔を向け、カアバ神殿に背を向けて、用を足すために座っておられたのを見た」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Kāfī,* vol.1, p.50, *al=Salsabīl,* vol.1, p.42.

「大小便の用足しに行くときは、『キブラ（マッカの方向)』に顔も向けず、またそれに背も向けず、東か西に顔を向けなさい」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, 134.「東か西」とあるのは、このハディースが語られたマディーナが、マッカの北方に位置するからである。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., pp.134-135,

(注14)「無用に陰部を露出させ、また医学的に有害であるから」*al=Rauḍ al =Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1., p.136.

「陰部を露出しないように気をつけよ。というのはおまえたちには、用便中と、男がの妻のもとに（交接のため）忍んで行く時以外は、おまえたちから離れない者（天使）が（いつも）付いているからである。それゆえ彼等（天使）に対して恥じ、彼等に敬意を払え」(ハディース：アル＝ティルミズィ

ー）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.27.

「(トイレの)長居は肝臓を鬱血させ、痔の原因となる」*al=Kāfī,* vol.1, p.51, cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., p 136. 但しal=Kāfīの表現では、「(トイレの)長居」は「禁止」ではなく「マクルーフ」である。cf., *al=Ḥāshiya* (*al='Anqarī*), vol.1., p.38.

(注15)「預言者が『呪わしい二つのこと』を畏れよ」と言われた。『呪わしい二つのこと、とは何ですか』と人々が尋ねると、預言者は『人々の(通る)道(で用便する者)と、人々の(その下に集う)陰で用便する者(のこと)である』」(ハディース：ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.136.

(注16)「それがそれ(落ちた木の実)を汚すから」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1., p.137.「実の生った木の下で用を足すことの(預言者による)禁止を、アル＝タバラーニーなどが、伝えているため」*al=Ḥāshiya,* vol.1., p.137.

(注17)「貴女たちの夫に石の後に水を使うよう命じなさい。私は(アーイシャ)は、彼等(に直接告げること)を恥ずかしく思うから。というのはアッラーフの使徒がそうされていたからです」(ハディース：アル＝ナサーイー) *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.138.

(注18)「おまえたちの誰かが、トイレに行くなら、3つの石で清めよ。そうすればそれで彼には十分である。」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード) *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.138.

(注19)「(動物の)糞や骨でイスティンジャーを行うな。なぜなら、それらはあなたがたの兄弟であるジン(妖精)の食べ物だからである」(ハディース：ムスリム、アル＝ティルミズィー)

なおハディースの後半の禁止の理由の部分が「糞と骨では浄化はできない」となっているの伝えるヴァリアント(イブン・アル＝フザイマ)もある。*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.141.

(注20) 糞や骨がジン(妖精)の食べ物であることから、イスティジュマールが禁じられるなら、人間の食物は尚更である。cf. *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.142.

(注21)「貴重品」とは、字の書かれている紙など、食物と同様に尊重すべき物。cf., *al=Kāfī,* vol.1, p.53.「動物の一部」とは、四肢や毛など。cf., *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1., p.142.

(注22)「汝らは皆、イスティジュマールを行うなら、3個で行え」(ハディース：アフマド)

「預言者は我々が3個以下の石でイスティジュマールを行うのを禁じられた」(ハディース：ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.143.

「一つの凸凹のある石による、拭き取り3回であっても、それできれいになれば足りる。イスティジュマールでは、どんなやりかたであれ、きれいになれば良いのである。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1., p.143.

(注23)「『イスティジュマールを行う者は奇数回行え』とのハディース（アル＝ブハーリー、ムスリム）による。但しそれは『行った者は良くやった。しかし行わなかった者にも問題はない』との預言者の言葉（アブー・ダーウード）により、それは義務ではない。」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.144.

(注24)「放屁にイスティジュマールを行う者は我々の仲間ではない」(ハディース：アル＝タバラーニー) *al=Kāfi,* vol.1, p.52.

[歯磨とウドゥーに関するスンナ] 章

指(注1)や布でではなく、(口を) 傷つけず害が無く (口を) 清掃できる柔らかな小枝を用いて歯を磨くことは(注2)、南中後太陽が傾き始めた後の斎戒中の者は別として(注3)、いつでもスンナであるが、礼拝時(注4)、目覚めた後(注5)、口臭のある時は特に勧められるスンナである(注6)。

口の右側から横に磨く(注7)。一日置きに油を塗り(注8)、奇数回アンチモンでアイシャドゥーを塗る(注9)。

ウドゥー (洗浄) においては、記憶している限り(注10)、唱名 (タスミヤ) が義務である(注11)。また身体の危険の不安がない限り割礼は義務である(注12)。

トラ刈りは避けるべきである(注13)。

ウドゥー(洗浄)のスンナは、スィワーク(前述)、手を3回洗うこと(注14)—但しこれはウドゥーが切れる夜の眠りの後には義務である(注15)—口漱ぎから始め、次に鼻を濯ぐこと(注16)、斎戒者以外は双方において水

をたっぷり吸い込むこと(注17)、濃い顎鬚(注18)及び、指の間をすくこと(注19)、右から始めること(注20)。両耳のために新たに水を掬うこと(注21)、2回、3回の洗滌(注22)である。

(注1)「指で歯を磨けば十分である」とのハディース（アル＝バイハキー）により、指での歯磨きも可であるとの説もある。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.149.

(注2)「預言者は我々にアラークの木を（持ってくるよう）命じ、『これで歯を磨け』と言われた。」(ハディース：アブー・ハイラによる伝承、出典不明) *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.149.

「私（イブン・マスウード）はアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）のためにアラークの枝を刈ったきたものでした」(ハディース：アブー・ヤァラー・アル＝マウスリー，d.307/919) *al=Mubdi'*, vol.1, p.101, *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.148.

(注3) 太陽が傾き始めた後の斎戒中の者にはマクルーフである。

「斎戒（後述）を行うときは、午前中に歯を磨き午後には磨くな」(ハディース：アル＝バイハキー) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1., p.151. 但しこのハディースの信憑性には疑問があり、マクルーフではないとする学者もいる。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.151, *al=Salsabīl,* vol.1, p.46.

(注4)「私のウンマ（宗教共同体）に（過度の）重荷を負わせることにならないなら、彼等に礼拝の度に歯を磨くように命じただろうに」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アフマド)

「歯を磨いての礼拝は、歯を磨かないでの礼拝70回分の功徳がある」(ハディース：アフマド、アル＝マウースリー、イブン・フザイマ、アル＝バッザール) *al=Salsabīl,* vol.1, p.46.

(注5)「アッラーフの使徒は眠りから覚められると、楊子で口中を磨かれた」(ハディース、アル＝ブハーリー、ムスリム、アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー、イブン・マージャ) cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.152.

(注6) 歯磨がスンナと定められたのは、口中を清潔にし、口臭を除くためだから。また上記の3つに加え、「ウドゥー」を行う時、クルアーンを読む時、

モスクに入る時、家に入る時、歯が黄ばんだ時、沈黙が続いた時、空腹時を加え、歯磨がスンナとして特に勧められる場合を10とする学者もある。*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1., pp.152-153, *al=Mu'tamad,* vol.1, pp.29-30.

(注7)「歯は横に磨け」(ハディース:アル=タバラーニー、アル=バイハキー、アブー・ダーウード) *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.154, *al=Salsabīl,* vol.1, p.47.

(注8)「アッラーフの使徒は、一日おきでない限り油をつけての整髪を禁じられた」(ハディース:アフマド、アル=ティルミズィー、アル=ナサーィー) *al=Salsabīl,* vol.1, p.47, *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1., p.156.

(注9)「預言者は毎晩就寝前に、両目(の周囲に)にアンチモンを3回ずつ塗られた」(ハディース:イブン・マージャ、アル=ティルミズィー)
「アイシャドーを塗る者は、奇数回にせよ。そうした者は良くやった。しかしそうしなかった者にも問題はない。」*al=Ḥāshiya,* vol.1., p.156.

(注10) うっかり忘れた場合はタスミヤ(唱名)は免じられる。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1., p.159.「アッラーフは、私のウンマ(宗教共同体)の勘違と、失念を赦し給うた」(ハディース:イブン・マージャ)の一般原則による。cf., *al=Salsabīl,* vol.1, p.48, cf. *al=Mughnī,* vol.1, p.146 (f. n.).

(注11)「ウドゥーを行わない者に礼拝は(有効で)なく、アッラーフの御名を唱えずにウドゥーを行う者にウドゥーは(有効で)ない」(ハディース:アフマド、アブー・ダーウード、イブン・マージャ)*al=Ḥāshiya,* vol.1., p.158.

(注12)「おまえの不信仰(時代)の(体)毛を落とし、割礼をせよ」(ハディース:アフマド、アブー・ダーウード) *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.160.
「割礼が義務であるのはイブラーヒーム(アブラハム)の教え(milla)に属するからである。ムスリムとアル=ブハーリーの両『サヒーフ集』が、イブラーヒームが自分に割礼を施したことを伝えているが、至高なるアッラーフは『そして我らは、イブラーヒームの教えに従え、と汝に命じた』(クルアーン16章123節)と仰せられている。
また割礼のためには、陰部を見せることが許されていることからも、そうなのであり、もし割礼が義務でなければ、ただの勧められる行為のために、陰部を見ることが許されるはずはないからである。」*al=Kāfī,* vol.1, pp.22-23.
アフマド・ブン・ハンバルは「アッラーフの使徒のもとで、ペルシャ人や、

ギリシャ人や、黒人や白人がイスラームに入信したが、使徒は彼等の誰も審査なさらず、大人が割礼をしないことを問題にされなかった」とのアル＝ハサン・アル＝バスリー（d.110）の言葉を伝えている。cf., *al=Mughnī*（f.n.), vol.1, 23.

(注13)「虎刈り」とは髪の一部だけを刈り、一部を残すこと。
「アッラーフの使徒は虎刈りを禁じられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.1. p.162.

(注14)「私（アウス）は預言者が、ウドゥーを行い、3回両手を水で洗われるのを見た」(ハディース：アフマド、アル＝ナサーイー) *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.168.

(注15)「アフマド（ブン・ハンバル）は、男性が眠る時に腰布（の着用）が義務となるかどうかについて質問され、預言者は『おまえたちは皆眠りから覚めても、手を3回洗うまでは、手を器にいれてはならない」と言われているから、腰布であれ他のものであれ、同一である、と答えられた」(アブー・ダーウードの言葉) *al=Mughnī,* vol.1, p.142.
つまり眠る時に腰布などを纏うのも、目覚めた時にウドゥーをするのも、睡眠中に気付かずに陰部に触れ、ウドゥーが失効しているかもしれないから。
但し眠りから覚めた時の手洗いも義務ではなく、スンナであるとする学者も多い。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.168.

(注16) 口漱ぎと鼻漱ぎをスンナではなく、義務に数える学者もある。cf., *al=Kāfī,* vol.1, p.26, a*l=Mu'tamad,* vol.1, p.33-34.

(注17)「ウドゥーを完遂し、指の間を梳き、斎戒中の者を除き、鼻を濯ぐときは存分に行え」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、アル＝ナサーィー、イブン・マージャ) *al=Salsabīl,* vol.1, p.50.

(注18)「預言者はウドゥーを行われるときは、一掬の水を取り、下顎に持ってゆき、その水で顎鬚を梳き、『このように我が主は命じ給うた」と言われた」(ハディース：アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アル＝ティルミズィー) *al=Ḥāshiya,* vol.1., pp.171-172.

(注19)「ウドゥーを行うときは、手と足の指の間も指で擦れ」(ハディース：

アフマド、イブン・マージャ）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.172.

(注20)「おまえたちがウドゥーを行うときは右側から始めよ」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード）*al=Salsabīl,* vol.1, p.50.

(注21)「彼（アブドッラー・ブン・ザイド）は預言者が、頭のための水とは別に両耳のために（新たに）水を掬われたのを見ました」（ハディース：アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.51.

(注22)「預言者は一回ずつウドゥーを行い、これが私のウドゥーであり、この（やり方での）ウドゥー（洗浄）を行わない者の礼拝をアッラーフは、御嘉納にならない。その後また2回ウドゥーを行われ、これは私のウドゥーであり、また私以前の使徒たちのウドゥーである」（ハディース：イブン・マージャ）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.40.

「ウドゥーの義務」章

その義務は以下の6つである。

[1] 洗顔、但し口と鼻は顔に含まれる(注1)。

[2] 両手を洗うこと(注2)。

[3] 頭をなでること。但し耳は頭に含まれる(注3)。

[4] 両足を洗うこと(注4)。

[5] この順序(注5)。

[6] 連続。つまり前に洗った部分が乾いてしまうまで次の部分を洗うのを遅らせないこと(注6)。

ニーヤ（意思）は、全ての（種類の）汚れの浄化のための（必要）条件である(注7)。それゆえ汚れの除去、あるいは清浄な状態でなければ許されないこと(注8)のために浄化を行うことをニーヤする。

自分が汚れの状態にあることを忘れて、（クルアーン）読誦のように(注9)浄化がスンナであること（後述）、あるいはスンナであるウドゥ

ー（洗浄）の更新(注10)をニーヤした場合も汚れは除去される。またスンナである沐浴(注11)をニーヤしても、義務（である沐浴のための浄化のニーヤの代わり）に間に合い(注12)、その逆も同様である［義務の沐浴をニーヤすれば、スンナの沐浴の代わりとなる］。ウドゥーあるいは沐浴を要する汚れの要素が重なった場合、そのうちの一つからの浄化をニーヤすれば残りの汚れもすべて除去される。

ニーヤは、浄化の義務事項の最初の時点、すなわち唱名（「アッラーフの御名において」と唱えること）の時点で行わなければならない(注13)。

義務事項の前にスンナ事項がある場合は、そのスンナ事項の最初にニーヤを表明し、浄化の全行為を通してのニーヤを持続すること（istiṣḥāb）(注14)がスンナである。

なおニーヤ（があると）の判断（ḥukm）（を下すべき状態）の持続(注15)は義務である。

ウドゥーの形態(注16)は以下の通り。

ニーヤを持ち、次いで唱名し、両手を3回洗い、次いで口を［3回］漱ぎ、鼻を［3回］漱ぎ、顔を縦は頭髪の生え際から両顎の傾いたところと顎鬚まで、横は耳から耳まで、さらに薄い髭(注17)と、濃い髭なら表面とはみ出した部分を［3回］洗う。それから腕を肘まで［3回］洗い、次いで頭を両耳も含めて一回なで、足を足首まで［3回］洗う。手や足を切り落とされている者は、残りの（ウドゥーを行うことが）義務の部分を洗い、もし（肘の）関節から切り落とされていれば上腕の先を洗う(注18)。

その後、天を仰いで伝承句を唱える(注19)。ウドゥーを行う者を手助けすることは許される(注20)。また体を拭いて乾かすことも許される(注21)。

（注1）「信仰する者よ、礼拝に立つ時は汝らの顔―中略―を洗え」（クルアー

ン5章6節） *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.181.
口と鼻が顔に含まれることについては、「歯磨とウドゥーに関する歯磨」章参照。

(注2)「信仰する者よ、礼拝に立つ時は—中略—汝らの両手を肘まで洗え」(クルアーン5章6節） *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.182.

(注3)「信仰する者よ、礼拝に立つ時は—中略—汝らの頭を撫でよ」(クルアーン5章6節） *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1., p.183.
「両耳は頭の一部である」(ハディース：イブン・マージャ） *al=Rauḍ al =Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1., p.184.

(注4)「信仰する者よ、礼拝に立つ時は—中略—汝らの両足を足首まで洗え」(クルアーン5章6節） *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1., p.184.

(注5)「預言者はウドゥーを順をおって行われた上で、『これがウドゥーである。これを伴わない礼拝をアッラーフは御嘉納にならない』(ハディース：アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アル＝ダーラクトゥニー、アル＝バイハキー、アフマド、アル＝マウスリー）と言われたから」*al=Rauḍ al= Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.185, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.34.

(注6)「ウドゥーを済ませてやってきた男の足の表面に、爪の大きさ程の水のかかっていない場所があるのを見つけられて、預言者は『戻っておまえのウドゥーをやり直しなさい』と命じられた」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、イブン・マージャ、イブン・フザイマ、アル＝ダーラクトゥニー） *al=Salsabīl,* vol.1, p.53, *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.186.

(注7)「行為はニーヤのみによる」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム） *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.190.

(注8) 礼拝、タワーフ、クルーンに触れることなど。後述。

(注9)「(クルアーン) 読誦のように」の句は、Ibn Qāsim al=Najdī の *al= Ḥāshiya* では *al=Rauḍ al=Murbi'* の言葉としているが、リヤド版 *Zād al= Mustaqni'*、ベイルート版 *Zād al=Mustaqni'*、カイロ版 *al=Rauḍ al=Murbi'*、ベイルート版 *al=Rauḍ al=Murbi'*、*al=Salsabīl*、*al='Anqarī* の *al=Ḥāshiya*

はこれを *Zād al=Mustaqni'* の本文としており、ここでは後者の読みを取る。

(注10) 既述のように、前の礼拝のために行った礼拝が失効していなくても、次の礼拝のためにウドゥーを新規に更新することがスンナである。

(注11)「例えば金曜集合礼拝のための沐浴」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.195.

(注12) 沐浴が義務となるのは、快感を伴う射精など。後述。

(注13)「なぜならばニーヤは条件で (sharṭ) であるから、沐浴、タヤンム (後述) など他の全てのイバーダート (宗教儀礼行為) の場合と同様にウドゥーゥの開始時点でそれが存在することが必要視される (yu'tabaru) のである」*al=Ḥāshiya*, vol.1, p.197.

(注14) イスティスハーブについては、2.「ハンバリー派フィクフ入門」(5)「ハンバリー派フィクフの方法論」参照。

(注15)「つまり浄化の始めの時点でニーヤを持ち、浄化の最後まで (その) 意識 (を持続して) していないまでも、そのニーヤを (意図的に) 打ち消さないこと」*ibid.*, vol.1, p.198.

(注16)「義務とスンナの全てを満たす完全なウドゥーの形式」*ibid.*, vol.1, p.199.

(注17)「地肌が見えていれば、髭と皮膚を洗うことが義務」*al=Kāfi*, vol.1, p.27.

(注18)「私がおまえたちに何かを命じられたなら、それに関しておまえたちに出来るだけのことを果たせ」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.209.

(注19)「おまえたちの中でウドゥーを行い終えてた後、『アッラーフただ御一方の他に神はなく、彼に並ぶものはない、と私は証言する。またムハンマドはアッラーフの僕にしてその使徒であると、私は証言する』と唱えた者には、必ず天国の8つの扉が開かれ、望みの扉から入る。」(ハディース：アフマド、ムスリム、アル＝ティルミズィー) *al=Salsabīl*, vol.1, p.55, *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.210..

(注20)「彼（ムギーラ）は、ウドゥーをされる預言者に水を注ぎかけた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.40, *al=Ḥāshiya,* vol.1, pp.210-211.

(注21)「預言者は、ウドゥー後に拭うための雑巾を持っておられた」（ハディース：アル＝ハーキム、アル＝ティルミズィー、アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.55, *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.211. 但し、アフマド学祖はこのハディースの信憑性を否定したと伝えられている。cf., *al=Mughnī,* vol.1, p.196.

「靴を撫でること」章

靴(注1)や厚手の靴下(注2)などの合法で(注3)（洗浄が）義務である部分(注4)を覆い独自に（足に）付着する(注5)清浄な（履き）もの、あるいは男性は顎の下に回した頭巾、あるいは一端を垂らしたターバンの上から(注6)、女性は喉の下まで巻いたスカーフ（khimār）の上から（撫でること）が(注7)、小汚（後述）の場合に限り(注8)、着用後での汚れの状態の発生から(注9)一昼夜、但し旅人(注10)の場合は三日三晩の間は許される(注11)。

（接骨用）副え木（あるいは包帯）の場合(注12)、必要範囲を越えない（巻き方）で、浄化を完了した後で付けたのであればそれを解くまでは、大汚の状態にあっても（上から拭くことが許される）(注13)。

旅行中に（靴を）撫で、その後逗留した場合、あるいはその逆（定住中に靴を撫でていて旅に出た場合）、あるいはどちらで始めたかに疑問がある場合は、定住者として（靴を）撫でることになり(注14)、汚れの状態になってから（靴を）撫でる前に旅に発った場合は旅人として（靴を）撫でることになる(注15)。

縁なし帽(注16)、ゲートル、足からずり落ちる（履き）もの、足の一部が露出する（履き）ものは撫でることができない。また、汚れの状態

になる前に靴の上に靴を履いた場合は、規定は上（に履いた）靴（が考慮される）(注17)。頭巾は半分以上、靴は裏と踵を除く指先から脚までの表面(注18)、包帯はその全体をなでる(注19)。汚れの状態になった後で（ウドゥーが）義務である部分の一部が露出した場合、あるいは期限（定住者の一昼夜、旅人の3昼夜）が過ぎた場合(注20)は浄化を新たに行う。

（注1）「私（ジャリール）はアッラーフの使徒が放尿され、その後ウドゥーを行い、靴を撫でられたのを見た」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アル＝ナサーイー、アル＝ティルミズィー、アブー・アワーナ）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.41.

（注2）「それ（厚手の靴下）は、皮以外の材質で靴のような形をした履物」*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.220.
「アッラーフの使徒はウドゥーをされ、厚手の靴下と靴（na'l）を撫でられた」（ハディース：アフマド、アル＝ティルミズィー、アブー・ダーウード、イブン・マージャ）*al=Salsabīl,* vol.1, p.57, *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.220.

（注3）「それゆえ不法に占有している靴、あるいは男性の場合の絹の靴下などを撫でることは不可」*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1., p.217.

（注4）足首まで。既述。

（注5）つまり紐で結んだり、締めたりしなくてもずり落ちないもの。cf., *al=Mu'tamad,* vol.1, pp.41-42, *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.219.

（注6）「アッラーフの使徒は、小隊（sarīya）を派遣し、彼等に布—即ち頭巾—と長靴—即ち靴—を撫でるよう命じられた」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ハーキム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.58.

（注7）「靴と（女性用）スカーフを撫でよ」（ハディース：アフマド）*al=Salsabīl,* vol.1, p.59.

（注8）大汚の場合は許されない。cf., *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.224.

「預言者は、我々が旅路にある時に、旅人には3日3晩、居住者には1昼夜の間は、靴を脱がないように命じた。但しそれは大小便（による汚れでウドゥーの効力が切れた場合）についてであり、大汚の場合は別である。」（ハディース：アフマド、アル＝ナサーイー、アル＝ティルミズィー、イブン・フザイマ）*al=Salsabīl,* vol.1, p.59.

(注9) 水で完全なウドゥーをし清浄になった状態で靴を履いた場合に限り、足を洗う代わりに靴を撫でて済ませることが出来る。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.228.

(注10) 礼拝の短縮が許される旅人。後述。

(注11)「即ち、ウドゥーに於いて、両足を洗う代わりに両足の靴を撫でることで済ますことが許される」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.214.

「預言者は、タブーク遠征に於いて、旅人には3日3晩、居住者には1昼夜の間は、靴を撫でることを命じられた」（ハディース：アフマド、アル＝タバラーニー、アル＝タハーウィー, d.321）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.42, *al=Rauḍ al =Murbi',* vol.1, pp.215-216.

(注12)「私（アリー）は片手（前腕）を骨折した時、アッラーフの使徒に質問したところ、使徒は私に、添え木の上を撫でるように命じられた」（ハディース：イブン・マージャ）cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.226.

(注13)「我々が旅路にあったとき、一人が落石にあい、頭蓋骨を割る怪我を負った。その後で彼は夢精をしたので、仲間に『(沐浴をせずに）タヤンムム（のみ）で済ませる免除規定（rukhṣa）が私に適用されると思うか」と尋ねたが、彼等は『あなたには水が（入手）可能である以上、免除規定が適用されるとは思わない』と答えたため、彼は沐浴をし、その結果死んでしまった。(この事件の）報告を受けた預言者は『彼等が彼を殺したのだ。アッラーフよ、彼等を懲らし給え！彼等は知らなかったのなら、なぜ尋ねなかったのか。迷誤を正すには質問をするしかないのに。彼は傷口に布（で包帯）を当て、その上を撫でてタヤンムムをしさえすれば良かったのだ。」（ハディース：アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アル＝ダーラクトゥニー）*al =Salsabīl,* vol.1, p.59, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.226.

(注14)「(定住者が靴を撫でて済すことが許される）一昼夜（として計算した上）で、残った時間は（靴を）撫でる」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1., p.231.

(注15) つまり、3昼夜にわたって靴を撫でて済ませることができる。

(注16) 縁なし帽に関しては「マクルーフ」ではあっても撫でて済ますことが許されるとする学者も多い。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., pp.231-232.

(注17)「ウスマーン（'Uthmān bn Ṣāliḥ bn 'Uthmān al=Tamīmī, d.1366　?）の言によると、(1)上下とも無傷であればどちらを撫でても有効であり、(2)上下ともに破れ目があれば、たとえ両方を履いているときには足が完全に覆われていても、どちらを撫でても無効、(3) 上の靴が無傷で下の靴に破れ目があれば、上の靴を撫でることだけが有効、(4) 下の靴が無傷であれば、上の靴が破れていても、どちらを撫でても良い」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.233.

(注18)「私（アル＝ムギーラ）はアッラーフの使徒が、両足の靴の上面を撫でるのを見た」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード) *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.235.

「もし宗教が（個人の）判断（ra'y）によるというのなら、靴の底面は表面より撫でるに相応しい（と思う）。しかし私（アリー）はアッラーフの使徒が、両足の靴の表面を撫でるのを見た」(ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ダーラクトゥニー) *al=Salsabīl,* vol.1. p.61.

(注19)「(副木を）撫でて済ますことが許されるのは、タヤンムムの場合と同じく、やむをえないからであり、また靴な場合と異なり、全体を撫でても支障がないから」*al=Kāfi,* vol.1, p.41.

(注20) 浄化は無効にならないとの異説もある。cf., *al=Salsabīl,* vol.1, p.61, *al=Mubdi',* vol.1, p.153.

「ウドゥーを無効にするもの」章

(以下の8つの事物はウドゥーを）無効とする。

[1] 2つの穴から出たもの(注1)。

[2] 身体の他の部分から出たもので大小便か、それ以外の大量の汚物(注2)。

[3] 座ったまま、あるいは立ったままの睡眠を除く(注3)意識の喪失(注4)。
[4] 身体に付属した（切断されていない）男陰、女陰を手のひら、あるいは手の甲で触れること(注5)。両性具有者が男陰、女陰に触れること。または、男性が両性具有者の男陰、女性がその女陰に欲情をもって触れること。
[5] 女性に欲情をもって触れること、または女性が男性に欲情をもって触れること(注6)、
肛門周縁に触れること(注7)。
他方、髪、歯、爪に触れたり、髭の生えていない少年に触れたり、間にものを挟んで触れたりした場合、また体にが触れられた側は、それによって欲情が生じても（ウドゥーは無効と）ならない。
[6] 死体の洗浄(注8)。
[7] 特にラクダの肉を食べた場合(注9)
[8] 死亡以外の沐浴（後述）を必要とすることの全て(注10)は、ウドゥーをも義務とする。
浄化を確信しており、汚れの状態にあることを疑わしく思う場合、あるいはその逆の場合は、確信のあるほうに基づく(注11)。双方に確信があり、どちらが先立つかが分からない場合は、両方の状態の前にあった状態の逆の状態にある(注12)。
汚れの状態にある者には、クルアーンに触れること(注13)、礼拝(注14)、タワーフ（周回礼）（後述）(注15)は禁じられる。

（注1）肛門、男女性器から出る排泄物、分泌物一般の他に、寄生虫、血なども。
「汝らの誰もトイレから戻れば（洗い浄めるか…水が見付からなければ清潔な上埃でタヤンムムを行う）」（クルアーン4章43節）
「但しそれは大小便、睡眠についてである」（ハディース、「靴を撫でること」章・（注8）参照）
「不浄の状態（ḥadath）か、放屁以外にはウドゥーは（要ら）ない」（ハ

ディース：アル＝ティルミズィー）「（放屁の）音を聞くか、臭いを感知しない限り、（礼拝を）中座するな」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.1. pp.239-240.

（注2）吐瀉物、血、膿など、大小便以外の場合については、ウドゥーが義務であるのか、「ムスタハッブ」なのか、義務だとしても、「汚物」とは何か、「大量」とはどの程度を指すのかには諸説ある。cf., *ibid.,* vol.1., pp.241-243, *al=Kāfī,* vol.1, p.42.

「預言者は嘔吐された後、ウドゥーを行われた」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.242.

（注3）「かつて預言者の教友たちは、夜の礼拝を待ちながら、こっくり居眠りをすることもあったが、その後ウドゥーをせずに礼拝を行っていた」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.1, pp.244-245.

（注4）「狂気、失神、酩酊により理性を失えばイジュマーゥにより、ウドゥーは無効となる」*al=Salsabīl,* vol.1, p.62.

「但しそれは大小便、睡眠についてである」（ハディース、「靴を撫でること」章・（注8）参照）

「目は肛門の（革袋を閉じる）皮紐である。それゆえ眠った者はウドゥーを行え」（ハディース：アフマド）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1., p.246, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.46.

（注5）「自分の男根に触れた者はウドゥーを行え」（ハディース：マーリク、アル＝シャーフィイー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1., p.248.

「（下着などで）覆っていない男根に（直接）手で触れた者には、ウドゥーが義務である」（ハディース：アフマド）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1., p.249.

（注6）「汝らが女性に触れれば（洗い浄めるか…水が見付からなければ清潔な土埃でタヤンムムを行う）」（クルアーン4章43節）*al=Ḥāshiya,* vol.1., p.251.

「なぜなら接触がウドゥーを無効にするのであり、性交と同様に、接触に於いては男女は平等であるから」*al=Ḥāshiya,* vol.1., p.252.

「男性がその男根に触れた場合はウドゥーを行え。女性がその女陰に触れた場合もウドゥーを行え。」（ハディース：アフマド、アル＝バイハキー、アル＝ダーラクトゥニー、イブン・アル＝ジャールード）*al=Salsabīl,* vol.1, p.64.

(注7)「それ（肛門周縁）も『陰部（farj）』だから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.252. 但し、肛門周縁に触れることでウドゥーが失効するかどうかについては学者の間で説が分れている。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., pp.252-253, *al=Salsabīl,* vol.1, p.64.

(注8)「イブン・ウマル（教友）とイブン・アッバース（教友）は、死体洗浄者にウドゥーを命じたと伝えられている」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1., p.254.

「死体洗浄者は大抵、死体の陰部に触れざるを得ないから」*al=Ḥāshiya,* vol.1., p.254. 一方「アフマド祖師は『ウドゥーを行うほうを私は好む』と述べており、その字義からすると、ウドゥーは義務ではなくムスタハッブである」*al=Kāfī,* vol.1, p.47. 死体洗浄の際のウドゥーは義務ではないとの見解を取る学者も多い。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.254, *al=Salsabīl,* vol.1, p.65.

死体洗浄の際のウドゥーの義務を明示するハディースは存在せず、逆に義務の不在を明言する次のハディースが伝えられている。「おまえたちの死体を洗った時には沐浴をする義務はない。なぜならばそれ（人間の死体）は不浄ではないからであり、おまえたちは自分の手を洗えば十分である」（ハディース、アル＝バイハキー）cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.254.

(注9)「ある男に『羊の肉（を食べた時）にはウドゥーをしましょうか』と尋ねられて、アッラーフの使徒は、『したければウドゥーをすればよいし、したくなければしないがよい』と答えられたが、『ではラクダの肉（を食べた時）にはウドゥーをしましょうか』と尋ねられたときは、『そうです。ラクダの肉にはウドゥーをしなさい』と答えられた。（ハディース：アフマド、ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.1., pp.255-256.

「なぜならば、『それ（ラクダ）はジンから創造された（一種の）ジンである』との預言者の言葉の示すように、それ（ラクダ）には悪魔の力（qūwa shaiṭānīya）が宿っているからであり、その肉を食することにより、悪魔の力を引き入れることになるが、その肉（の食用）に対して預言者が命じられたウドゥーにより、悪魔の力は除去される」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.256.

(注10)「それはウドゥーではなく、沐浴を義務とする」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1., p.257.「つまり死には、ウドゥーは義務ではなくスンナである」*al=Ḥāshiya,* vol.1., p.257. 尚、*al=Kāfī*、*al=Mu'tamad* は最後の「死亡以外の沐浴を必要とすること（後述）の全て」に代えて、「背教」を8項目の1つに数えている。cf., *al=Kāfī,* vol.1, p.47, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.49.

(注11)「礼拝中に何か（放屁）を感じたように思った男が、アッラーフの使徒に相談すると、使徒は『(放屁の）音を聞くか、臭いを感知しない限り、(礼拝を）中座するな』と言われた」(ハディース：ムスリム、アル＝ブハーリー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.66.

(注12)「もしその双方の前に清浄であれば、現在は不浄であり、前に不浄であれば現在は清浄である。というのはその（双方の前）の状態が消滅し、その逆の状態に転化していることには確信を持っており、その逆転した状態が持続しているかどうかに疑念を抱いている場合は、そちら（持続）が基本(aṣl）であるからである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1., p.260.

「もし（その双方の前に）清浄であれば現在は不浄である。というのはその（最初の）清浄さが不浄の状態が生じたことによって消失したことは確実でありただそれ（不浄な状態）が消えたかどうかを疑っているのであるが、不浄との確信は浄化の疑念によっては消滅しないからである」*al=Kāfī,* vol.1, p.48.

つまり清浄と不浄の双方の状態が生じたことにより、それ以前の状態が清浄であれば不浄に、不浄であれば清浄に、1度は変ったことは確実であり、その状態が更に変化したか否かに疑問が生じた場合も、確実さに基づくとの上記の原則から、確実な1度の変化が採用され、更に変化したのでは、との疑念は考慮されない。

(注13)「清浄な者しか、それに触れない」(クルアーン56章79節) *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.262.

「預言者はイエメンの民に書簡を送られ、その中で『清浄な者しかクルアーンに触れ(てはなら)ない』と書き記された」(ハディース：アル＝アスラム、アル＝ダーラクトゥニー）*al=Mubdi'*, vol.1, p.174, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.50.

(注14)「アッラーフは浄化（用）水（での浄化）のない礼拝、詐取による喜捨を嘉納し給わない」(ハディース：ムスリム、アル＝ティルミズィー、イブン・マージャ）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.50, *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.265.

(注15)「アッラーフの館のタワーフは礼拝である。但しアッラーフはその中での発言は許可し給うた」(ハディース：アル＝シャーフィイー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1., p.266.

それ（沐浴）を必要とすること。

[1] 快感を伴う射精(注1)。睡眠中の者を除き(注2)快感を伴わない場合は違う(注3)。精液の動きがあったが、漏精に至らなかった場合も沐浴を行う(注4)。沐浴を終えた後に漏出しても(沐浴を)やり直さない。

[2] 本来(注5)の男根を、たとえ動物、死体のものであっても本来の陰部に挿入した場合であり(注6)、前（膣）であっても後（肛門）であっても同じ。

[3] 不信仰者のイスラームへの入信(注7)。

[4] 死(注8)。

[5] 月経(注9)。

[6] 悪露(注10)。ただし出血のない出産は異なる。

沐浴の義務のある者にはクルアーンの読誦は禁じられる(注11)。モスク内を横切ることは必要な場合には許される(注12)が、ウドゥーなしでモスク内に長居することはできない(注13)。死体洗浄者(注14)、狂気から正気に返った者、夢を伴わない失神から目覚めた者には沐浴がスンナである(注15)。

完全な沐浴とは、ニーヤ（意志）を持ち(注16)、唱名し、両手を3回洗い、汚れた部分を洗い、ウドゥーを行い、頭を水で3回湿し、体全体を3回擦って洗う(注17)。右から洗い(注18)、場所を変えて足を洗う(注19)。

最低限（の沐浴）とは、ニーヤ（意志）を持ち、唱名し、全身を1回洗うこと。

ウドゥーは1ムッドの水で行い、沐浴は1サーウの水で行う(注20)。それ以下でもくまなく水が行き渡れば、あるいは（ウドゥーはせずに）沐浴（だけ）で大小の不浄（の双方の解消）をニーヤ（意志）しても可。

大汚の状態にある者は、食事(注21)と睡眠(注22)のため、さらに交接の再開のためには、陰部を洗い、ウドゥーをすることがスンナである(注23)。

(注1)「勢いよく射精したなら沐浴しなさい。勢いのある射精でなければ沐浴はするな」(ハディース:アフマド) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p..269.

(注2) 他方夢精の場合には、精液の漏出だけが要件であり、快感と放出の勢いが要件とならない。「性夢を見たことを覚えてはいないが、(目覚めたときに)(精液で)濡れていた男について尋ねられ、アッラーフの使徒は『彼は沐浴を行う』と答えられた。一方、性夢を見たのを覚えているが、濡れていなかった男については、『彼には沐浴の義務はない』と答えられた。」(ハディース:アフマド、アル=ティルミズィー、アブー・ダーウード、イブン・マージャ) *al=Salsabīl*, vol.1, p.68.

(注3)「例えば狂人や、失神していた者や、酩酊者。なぜならこうした者は、意識を欠いていることから、快感があったかが確実ではないが、彼等には法判断上は快感が生じたものとみなされるからである。」cf., *al=Ḥāshiya*, vol.1., p.269.

(注4) 精液の移動を感じただけの場合には沐浴の義務はないとの説もある。cf., *al=Salsabīl*, vol.1, p.68.

(注5)「本来の」とは、両性具有の場合の本来の機能を有さない性器と区別して言われる。

(注6)「男が女性の四肢の間に跨り、互いの性器が触れ会えば、沐浴が義務となる」(ハディース:アル=ブハーリー、ムスリム) *al=Ḥāshiya*, vol.1., p.273.

(注7)「預言者はカイス・ブン・アースィムがイスラームに入信したとき、水とシドル樹で沐浴するように命じられた」(ハディース:アフマド、アル=ティルミズィー) *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1., p.276.
但し、イスラーム入信時の沐浴は義務ではなく、ムスタハッブであると考える学者も多い。「なぜならば預言者はムアーズに対して(彼をイエメン総督として派遣するときに)、『啓典の民のもとに赴いたなら、「アッラーフの他に神はない」と証言するように呼び掛けなさい。それについて彼等がおまえに従えば、アッラーフが彼等に5回の礼拝を義務として課されたことを教えてやりなさい』(ハディース:アル=ブハーリー、ムスリム)と言われたが、彼等に沐浴を命令(するよう指示)されなかったからである。もしそれ(沐浴)が最初の義務であれば、預言者はそれを命じられていたはずである。

(預言者の時代には) 非常に多くの大集団がイスラームに入信していたのであるから、もし預言者が彼等 (新入信者たち) に沐浴を命じられていたならば、皆がそれを伝えていたはずである。」*al=Kāfī,* vol.1, pp.57-58. cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.276.

(注8)「我々が娘 (の遺体) を洗っているところにアッラーフの使徒がやって来られ、『かの女を3回か、5回、あるいはそれ以上、水とシドラ樹で洗い、最後には樟脳を用い (て洗い) なさい』と言われた」(ハディース：アル＝ブハーリー) *al=Salsabīl,* vol.1, p.69.

(注9)「預言者は多くのハディースの中で、月経に対する沐浴を命じられている。彼はファーティマ・ビント・アビー・フバイシュに『月経中は礼拝をせず、その後で (月経が終わったら) 沐浴し、礼拝しなさい』(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) と言われた。

…中略…また至高者アッラーフの御言葉の中で、『それゆえ彼女らが清められたら、彼女らのもとに赴け』(クルアーン2章222節) と言われているが、つまり『彼女らが沐浴をしたなら』との意なのである。」*al=Mughnī,* vol.1, p.277, cf., *al=Salsabīl,* vol.1, p.29.

(注10)「悪露は月経と同様である。なぜなら悪露の血は月経の血であり、ただ妊娠期間中は胎児の養分として吸収されていたのが、出産により行き場を失って流れ出たのである。」*al=Mughnī,* vol.1, p.277.

「我々がズー・アル＝フライファにさしかかったとき、アスマー・ビント・ウマイスが出産した。すると預言者は『沐浴し、布を纏い、イフラーム状態 (後述) に入りなさい』と言われた」(ジャービルの伝えるハディース) *al=Salsabīl,* vol.1, p.70. *al=Salsabīl* はこのハディースの出典を記しておらず、筆者はこのままの字句のハディースは発見出来なかった。しかし巡礼の途中でアスマーが出産し、預言者が沐浴とイフラーム入りを命じられたとの趣旨のハディースは、ムスリム、アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー、イブン・マージャ、マーリクなどが収録している。cf., *al=Mughnī,* vol.5, p.75 (f. n.).

(注11)「沐浴が義務である者には、小汚の状態にある者に禁じられることは全て禁じられ、更に次のアリーの言葉により、1節以上のクルーアンの章句の読唱は禁じられる。『アッラーフの使徒はトイレから出てこられて、我々にクルアーンを読んで聞かされ、また我々と肉を共に食された。大汚以外のなにものも、彼がクルアーンを読唱されることを妨げなかった (他のヴァリ

アントでは「阻まなかった」)。」(ハディース：アブー・ダーウード)」*al=Kāfī,* vol.1, p.58, cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, pp.278-279, *al=Salsabīl,* vol.1, p.70.

(注12)「「横切る者以外は沐浴するまでは大汚の状態では近付くな」(クルアーン4章43節)、即ち「礼拝の場所」に(近付くな)の意。また預言者は「月経中の者、大汚の状態にある者にはモスク(に入ること)は許されない」(ハディース：アブー・ダーウード)と言われた。しかし至高者の「横切る者以外は」との言葉により、また預言者がアーイシャに、「モスクからヴェールを持ってきなさい」と言い、彼女が「私は月経中です」と言うと、「あなたの月経はあなたの手中にはないのだ」と言われたこと(ハディース：ムスリム、アル＝ティルミズィー、アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アル＝ナサーイー)から、モスクを横切ることは禁じられない。」*al=Kāfī,* vol.1, pp.58-59, *al=Salsabīl,* vol.1, pp.70-71.

(注13)「サイード・ブン・マンスール(d.227/842)が『スンナ集成』においてアターゥ・ブン・ヤサールから、「私(アターゥ)は、使徒の教友に数えられる男たちが、大汚の状態にありながら礼拝のためのウドゥーを行って、モスクに座っているのを見た」と伝えていることによる」*al=Salsabīl,* vol.1, p.71.

(注14)「死体を洗った者は沐浴せよ」(ハディース：アル＝ティルミズィー)*al=Ḥāshiya,* vol.1., p.282, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.282.

(注15)「使徒の病が重くなったとき、彼は「人々はもう礼拝を済せたか」と尋ねられた。我々が「まだです。彼等はあなたを待っております。」と答えると、彼は「私のために水槽の水を持ってきなさい」と言われました。我々が「持って参りました」と言うと、沐浴をされ、歩み始めたが、倒れ、気を失われた。その後また気が付かれ、「人々はもう礼拝を済せたか」と尋ねられた。我々が「まだです。彼等はあなたを待っております。」と答えると、「水槽の水を持ってきなさい」と言われ、また沐浴をされた。」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム)*al=Salsabīl,* vol.1, p.71.

(注16) 不浄を解消すること、あるいは礼拝、クルアーンに触れることなどを可能とすることなどのニーヤを持つ。cf., *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1., 284.

(注17)「預言者は大汚のために沐浴をされるときは、両手を3回洗われ、次いで礼拝のためのウドゥーと同じウドゥーを行い、次いで頭皮を湿したと思

われるまでに、髪を指で梳き、その上に3回水を注ぎ、次いで全身を洗われました」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1., pp.285-286.

（注18）預言者は浄化に於いて右から行うことを好まれたから。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1., p.288.「預言者は浄化（ṭahūr）、靴をはくこと、整髪と、万事に於いて右から行うことを好まれた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）cf., *al=Ḥāshiya*, vol.1., p.174.

（注19）「ウドゥーを行い、次いで水を彼（の体）に注がれ、その後移動して足を洗われた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya*, vol.1., p.289, *'Umda al=Aḥkām*, pp.45-46.

（注20）「預言者は、沐浴は1サーウから5ムッド（の水）で行い、ウドゥーは1ムッド（の水）で行っておられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.72.

（注21）「アッラーフの使徒は大汚の状態にある者が飲食を望まれたときは、礼拝用のウドゥーを行う（ことで済ませる）ことを許可されました」（ハディース：アフマド）*al=Rauḍ al=Murbi'*（*al=Ḥāshiya*）, vol.1, p.295.

（注22）「預言者は大汚の状態にあって睡眠を望まれたときは、陰部を洗い礼拝用のウドゥーを行われました」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*（*al=Ḥāshiya*）, vol.1, p.295.

（注23）「おまえたちは誰でも、妻と交わり、更にまた繰り返そうと望む者は、二人でそれぞれウドゥーを行いなさい」（ハディース：ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'* vol.1, p.296.

「タヤンムム」章

タヤンムム（砂を用いた浄め）とは、水での浄化に代わるものである(注1)。

タヤンムムが定められているのは、義務（の礼拝）の定刻、あるいは

任意の礼拝が許される時刻になった時点で(注2)、水が無いか(注3)、その価格が［常識に照らしてて］異常に高いか、払えない額である場合(注4)、または、水の使用、あるいは水を求めることが自分の身体、あるいは同行者、妻(女縁者)、あるいは財産に、喉の渇き、病気、喪失などを恐れる場合に(注5)、部分的には浄化を行い得るだけの水を見つけた者は、その水を使いきった後でタヤンムムを行う(注6)。また傷を負った者は、その部分にタヤンムムを行ってからその他の部分を洗う(注7)。

宿泊地や、付近で、また［信用のおける人の］指示に従って水を探し求めなければならない。それ（水の入手）が可能であることを忘れていてタヤンムム（砂を用いた浄め）をした場合はやり直す。

もしタヤンムムで、複数の不浄（の解消)、あるいは除去することが有害であったり、除去するためのものが無い身体上の汚れ（の解消）をニーヤ（意志）したり(注8)、寒さに不安を覚えたり、軍営に捕らわれの身にあってタヤンムムを行ったり、水も土もなくて（ウドゥーもタヤンムムもせずに）礼拝した場合は、（タヤンムムを）やり直さない。

タヤンムムは火を通したことのない(注9)砂埃（ghubār）のついた土(注10)で行わなければならない。

タヤンムムの義務。小汚の場合、顔と、両手を(注11)肘まで(注12)撫でること、順序(注13)と、連続（していること)。また小汚やその他(注14)から、何のために(注15)タヤンムムを行うか（を特定するところ）のニーヤが条件となる(注16)。それゆえ、そのうちの一つをニーヤしても、(そのニーヤでは）他のものについては間に合わず(注17)、随意（の礼拝）をニーヤしたか、あるいはニーヤを［義務か随意かを特定せず］無限定にしていれば、それによっては義務の礼拝はできないが(注18)、それ（義務の礼拝）をニーヤ（意志）していれば、いつでも義務（礼拝）でも随意（礼拝）でも礼拝できる(注19)。

定刻の終了(注20)、ウドゥーを無効にするものよって(タヤンムムは）無効となる(注21)。水の発見は、たとえ礼拝中であっても（タヤンムム

を）無効とするが、礼拝が終わったあとならば無効としない(注22)。

水（の入手）が期待される者には、タヤンムムは定刻の最後（まで待ってから行うのが）最も良い(注23)。

形式は、まずニーヤ（意志）を持ち、唱名し、次いで指を広げた手で土を叩き、その後顔を両手の平で撫で、両掌で両手をなで(注24)、指の間を梳く(注25)。

(注1)「もし水が見付からなければ、きれいな上土でタヤンムムを行え」（クルアーン4章43節、5章6節）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.300.

(注2)「『大地は私と私のウンマのために、モスクとされ、また浄化物(ṭahūr)とされた。それゆえ私のウンマの誰でも、礼拝の定刻になれば、彼のもとにはモスクがあり、彼のもとには浄化物もあるのである。』（ハディース：アフマド）

ウドゥーが定刻前に許されているのは、それが不浄を解消するからに他ならない。一方タヤンムムは違い、やむを得ない場合の浄化法であるから、定刻前では不可」*al=Mu'tamad,* vol.1, p.63. cf., *al=Salsabīl,* vol.1, p.75.

(注3)「たとえ10年にわたって水が見付からなかったとしても、きれいな砂埃がムスリムの浄化物である。しかし水が見付かれば、それ（水）で自分の皮膚を拭いなさい。なぜならばその方が優れているから。」（ハディース：アル＝ティルミズィー、アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー、アル＝ダーラクトゥニー、アル＝ハーキム、アフマド）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.64, *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.303.

(注4)「もしその高値が、自分の財産を蕩尽するほどの多額でなければ、彼にはその贖入が課される。しかし価格がかさむなら、『アッラーフは誰にも、その能力以上のことを課し給わない』（クルアーン2章286節）との至高者の御言葉の一般原則（'uumūm）から、その贖入が課されることはない。」*al=Salsabīl,* vol.1, p. 75.

(注5)「もし汝らが病気であれば（タヤンムムを行え）」（クルアーン4章43節）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.307.

「私（アムル・ブン・アース）はザート・アル＝サラースィルの戦役の寒い夜、夢精をしたが、もし沐浴をすれば（寒さで）死んでしまうのではないかと恐れ、タヤンムムを行い、それで仲間たちと一緒に夜明け前の礼拝を行った。彼等がそのことを預言者に話したところ、彼は『アムルよ、おまえは大汚の状態のまま、仲間たちと礼拝をしたのか』と尋ねられた。それで私は沐浴をしなかった理由を彼に述べた後、アッラーフが『汝らは、自らを殺してはならない。まことにアッラーフは、汝らに対して慈悲深くあらせ給う』（クルアーン4章29節）と仰せられたのを私は聞きました、と言ったところ、預言者はお笑いになり、何も言われなかった。」（ハディース：アブー・ダーウード、アフマド）*al=Kāfi,* vol.1, p.65, *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.318. 及び、既述の「靴を撫でること」章・（注13）のハディース参照。

（注6）「出来る範囲で、アッラーフを畏れよ」（クルアーン64章16節）
「私がおまえたちに何かを命じたなら、そのうちの出来るだけのことを果たせ」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.309, *al=Salsabīl,* vol.1, pp.75-76.

（注7）既述の「靴を撫でること」章・（注13）のハディースを参照。cf., *al=Salsabīl,* vol.1, p.75.

（注8）身体の汚れに関してはタヤンムムは有効ではないとの説も有力である。「なぜならタヤンムムは、汚れの除去ではなく不浄な状態（ḥadath）の浄化のためにあるからである。…中略…もし汚れが除去できなければ、その除去の義務は免じられるのであり、汚れたままでタヤンムムをせずに礼拝することが許されるのである。」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.317.

（注9）「陶器の破片などで（行ったタヤンムム）は有効でない」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.322.「焼くことによって、それは『土（turāb）』と呼べなくなるから」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.322.

（注10）「砂埃を被った石、壁、煉瓦などを手で打ち、両手に砂埃が付けば、それによるタヤンムムは許される。…中略…『預言者は両手で壁を叩き、その両手で顔を撫でられ、その後もう一回（壁を両手で）叩いて前腕を撫でられた』（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Kāfi,* vol.1, p.70.

（注11）「そして汝の顔と手を撫でよ」（クルアーン4章43節、5章6節）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.323.

(注12)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）のアンマールに対する『お前は手と言った場合はこれで十分である』との言葉による。そして預言者は両手で地面を一回叩き、左手を右手の上に、そして両手の甲と顔を撫でられた。」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.324.

(注13) 顔、手の順。「ウドゥーとのキヤース（類推）に基づく」*al=Salsabīl*, vol.1, p.78.「ウドゥーの義務」章・(注5) 参照。

(注14)「身体の汚れなど」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.325.

(注15)「例えば礼拝、タワーフ、その他など」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.325.

(注16)「(タヤンムムを行うにあたり) 大汚と小汚の両方の状態にあって、大汚と小汚の両方に関して、あるいはその一方に関して、礼拝を可能にすること、あるいは怪我をした身体の一部を洗う代りに、などとのニーヤを持つ」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.325. つまりタヤンムムを行うには、(1) いかなる儀礼を行うために、(2) どの種類の汚れからの浄化なのか、のニーヤを特定しなければならない。

(注17) 例えば大汚の除去をニーヤ（意志）した場合は、そのタヤンムムでは小汚の除去、あるいは身体の汚れの除去はできないため、クルアーンの読誦やモスクでの長居は許されても、礼拝はできない。cf., *al=Ḥāshiya*, vol.1, p.326.

(注18)「行為はニーヤに基づく」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Salsabīl*, vol.1, p.79.

(注19)「(タヤンムムで) 何かをニーヤした者は、それと同等のものか、それ以下のものが可能となる」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.328.
例えば日没後のの義務の礼拝をニーヤしていれば、そのタヤンムムで、義務に於いて同等の夜の義務の礼拝もでき、また義務度のより低いスンナの礼拝や、随意の礼拝もできる。cf., *al=Ḥāshiya*, vol.1, p.328.

(注20) 無効にならないとの少数説も存在する。cf., *al=Ḥāshiya*, vol.1, p. 329, *al=Salsabīl*, vol.1, p.79.

(注21)「(但し) 大汚の解消をニーヤしてタヤンムムをした後、小汚が生じても、(そのタヤンムムが無効になることによって) 大汚 (の状態に戻るわけ) ではなく、小汚の状態になるだけである」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.330.

(注22)「そのやり直しは義務ではない」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.332.「つまり礼拝 (のやり直しは)、たとえ (定刻の終了まで) 時間が残っていても、イブン・アル=ムンズィル (d.309) らが伝えるイジュマーゥによって (義務ではない)」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.332.

(注23)「二人の男が旅に出た。礼拝の定刻になったが、二人のもとには水がなかったので、両人ともきれいな上土でタヤンムムをして、礼拝を行った。その後 (その礼拝の) 定刻ないに水が見付かったが、一人はウドゥーと礼拝をやり直したが、他の一人はやり直さなかった。その後この二人が預言者のもとへ訪れ、そのことを話したところ、彼はやり直さなかった男には『あなたの礼拝で、あなたには間にあった』と言われ、やり直した男には『あなたには2倍の報償がある』と言われた。」(ハディース:アブー・ダーウード) *al=Kāfī,* vol.1, p.67.

(注24)「ムスタハッブとして。それゆえ顔を右手で、それから右手を左手で撫でても、その逆 (左手を右手で撫でても) 有効である。義務は、土がつきにくいところ [口、耳、濃い頭髪の付け根など] を除き、顔と両手を満遍なく行うこと。」*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.335.

(注25) ウドゥーの場合に指を梳くことからのキヤース。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.336.「歯磨とウドゥーに関するスンナ」章・(注18) 参照。

「汚れの除去」章

汚物が地面にある場合には、汚物全体の洗い流しには、汚物そのものを運び去るなら一流しで十分である(注1)。その他のものの上にある場合は、犬と豚の汚れの場合は7回洗い、そのうち一回は土で洗う(注2)が、土の代わりにアルカリのようなもの [石鹸など] でも間に合い、犬と豚以外の汚れであれば土は用いずに7回 (洗う) (注3)。

汚れたものは、日光によっても風によっても、擦ることによっても、変質によっても(注4)酒を除き(注5)浄化されない。しかし(酒を人工的に)酢にしたか(注6)、液状油性物質がの汚れた場合(注7)は浄化されない。汚れた箇所が分からなくなった場合は、汚れの除去を確信するまで洗う。

物を食べる以前の男の乳児の尿は、それに水をかけるだけで浄化される(注8)。液状のもの、食べ物以外のもの以外についてであれば、清浄な動物の少量の不浄な血、また用便後の始末の跡も大目に見られる。人は死によって汚れない(注9)。無血動物(注10)は清浄である(注11)。食用動物の糞尿(注12)、精液は清浄であり、人間の精液、女性の膣の分泌液も清浄である(注13)。猫、あるいはそれより体の小さな動物の食べ残しは清浄である(注14)。猛獣、猛禽類(注15)、飼育されたロバ、ラバ(の食べ残し)は汚れている(注16)。

(注1)「彼の尿に、桶の水、あるいは樽の水をかけよ」(ハディース:アル=ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.340.

(注2)「お前たちの誰かの器を犬が舐めたなら、それを7回洗い、その一回目は土で(洗え)」(ハディース:ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.341.
「豚に関しては、立法者(アッラーフ)が、その禁止その所有の禁止を明示しているいることからも、犬より悪い。」*ibid.*, vol.1, 342. 但し、Ibn Qāsim al=Najdī はその脚注で、豚による汚れについては7回洗えとの明文がないため、通常の汚れと同様に、土は用いず水で1回洗うだけで良いとの見解を支持している。*ibid.*, vol.1, 342.

(注3)「我々は汚れは7回洗うように命じられた」(イブン・ウマルの言葉) *al=Mu'tamad*, vol.1, p.75.
「犬による汚れとのキヤースから、また『我々は汚れは7回洗うことを命じられた』とのイブン・ウマルの伝える言葉によって」*al=Salsabīl*, vol.1, p.81. 但し、汚れを洗い落とすのに、洗う数は決っていないとの説もある。cf., *ibid.*, *al=Ḥāshiya*, vol.1, p.344.

(注4) 例えば汚物の灰や煙も不浄である。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.349.

「汚物を食べたことを理由として、汚物を常食とした動物（jalāla）の食用と、その乳の飲用の預言者による禁止による」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.349.

但し変質により清浄となるとの見解も存在する。cf., *ibid.,* pp.349-350, *al=Salsabīl,* vol.1, p.82. Ibn Qāsim はその脚注で、「『汚物が変質によって清まった』というのは正しい表現ではない。なぜなら汚物そのものは清まったわけではなく、変質したのであり、その（変質後の）清浄な物は、元の汚物ではないからである。」と述べている。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.349.

(注5)「自然に酢に変ったら」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.350.「操作なしであれば、清まる。アル＝ムワッファク（Ibn Qudāma, d.620)）やアル＝シャイフ（Ibn Taimiīya, d.728）などが、ムスリムのイジュマーゥによる、と述べている。」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.350.

(注6)「アッラーフの使徒は、酒を酢にすることについて、尋ねられ、『否』と答えられた」（ハディース：ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.1, 352.

(注7)「油に鼠が落ちた場合、それが固体なら、それ（鼠）とその周辺部を捨て（て残りを使い）なさい。但しそれが液状なら、それには触れるな」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード）*al=Salsabīl,* vol.1, p.83.

(注8)「女児の尿は洗う。男児の尿には水をふりかける。」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー、イブン・ヒッバーン、イブン・フザイーマ、アル＝ハーキム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.83.

(注9)「信仰者は汚れない」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.360.「アル＝ブハーリーは、イブン・アッバースから『ムスリムは生者も死者も汚れることはない』との言葉を伝えている」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.360.

(注10)「南京虫、蠍など」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.361.

(注11)「おまえたちの誰かの飲み物に蠅が落ちたら、それを水に沈め、その後でそれを捨てよ」*al=Salsabīl,* vol.1, p.85.

(注12)「ウカル族、或いはウライナ族の人々がアッラーフの使徒のもとに

やってきたがマディーナの気候に適応できなかった。そこで使徒は、搾乳用ラクダ（の所へ行くことを）命じ、外へ出て、その（ラクダの）尿と乳を飲むように命じられた。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.86.

(注13)「私(アーイシャ、預言者の妻)はアッラーフの使徒の服から、精液をこすり落とし、それから使徒は出て行き、それを着けて礼拝されました」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.363.

(注14)「私（カブシャ・ビント・カアブ・ブン・マーリク）のところにアブー・カターダが来て、私は彼にウドゥーの水を注ぎかけていたところに、猫がやってきた。すると彼は猫のために器を傾け、猫は水を飲んだ。私が彼を見詰めているのを見て、彼は『私の姪よ、驚いたのかい』と尋ねた。私が『はい』と答えると、彼は、アッラーフの使徒が『それ（猫）は不浄ではない。それはおまえたちの周りを歩き回る雌雄の動物の1種である』と言われたのだ、と言った。」（ハディース：アフマド、マーリク、アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー、アル＝ティルミズィー）*al=Kāfī,* vol.1, p.13-14, *al =Salsabīl,* vol.1, p.87.

(注15) 猛獣などが（水を飲みに）来る水場についての質問に対する「もし水が2クッラに達していれば、なにものもそれを汚さない」とのハディース（アフマド、イブン・マージャ、*al=Mu'tamad,* vol.1, p.14.）により、不浄であるとの説がある一方、「彼等（猛獣）には、彼等の腹中に入ったものを得た。覆る清い水は我々のものである。」とのハディース（イブン・マージャ）を根拠に清浄であるとする説もある。cf., *al=Kāfī,* vol.1, p.14.

(注16)「それ（ロバ）は不浄である」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.367.

他方「『我々はロバの（飲み）残した水でウドゥーしましょうか』と尋ねられて、アッラーフの使徒は『然り。そして全ての猛獣の(飲み)残したものででも。』と答えられた」とのハディース(アル＝シャーフィイー)により清浄であるとする学者もいる。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.367, *al=Kāfī,* vol.1, p.15.

「月経」の章

9歳未満(注1)、50歳以上(注2)、妊娠中に月経はない(注3)。月経は最短で一昼夜(注4)、最長で15日(注5)、一般には6、7日である(注6)。2度の月経の間の清浄期間は、最短で13日、最長には限りがない(注7)。

月経中の者は、斎戒は（月経中に行わなかった日数分を月経が終ってから）カダーゥ（遅れて行うこと）を行うが、礼拝は（カダーゥを行わ）ない(注8)。

月経中の者の断食、礼拝は無効であるばかりか、どちらも禁じられている(注9)。

また月経中の女性との性器による性交は禁じられている(注10)。行った場合は1ディナール半の賠償金が課せられる(注11)。それ以外のことならば、月経中の者と楽しむことは許される(注12)。

出血が止まっても、沐浴をしなければ断食と離婚以外は許されない(注13)。初潮のあった女性は、最短期間を座して過ごし(注14)、その後沐浴を行い(注15)礼拝する。最長期間かそれ以下で血が止まれば、止まった時点で沐浴を行う。これ［出血］が3回繰り返されれば(注16)、それは月経であり、その間に義務であった事柄をカダーゥで行う。

その［月経］の最長期間を越えれば、それは長血である(注17)。血の一部が赤く一部が黒ければ、最長期間を越えず、最短期間に足りなくない限り経血であり(注18)、翌月はその間（血が黒ずんでいる期間）を座して過ごす。一方、血が赤い場合は長血である。また、血がどちらとも区別できない場合は、毎月(注19)、月経の平均日数を座して過ごす(注20)。慢性の長血であれば、たとえ識別可能でも、いつもの日数だけ座して過ごす(注21)。いつもの日数が何日であったか忘れた場合は、明瞭な識別にしたがって行う。識別ができない場合は、月経がいつかは知っているが日数を忘れた者と同様、平均日数を座して過ごす。日数は知っているがいつかを忘れたなら、慣例がなく識別ができない者と同様に、それが

その（月の）半ばであってもその始めから座して過ごす。通常の日数を越えたり、通常より早く、あるいは遅れて来た場合も、それが3回繰り返せば月経である。通常より短く終われば清浄となるが、その（通常の期）間に再開した場合は、それ（再開した経血を見た日々）は座して過ごす。通常期間内の黄色い、または濁ったおりものは月経である(注22)。一日は血を見、一日は澄みを見る者は、その（月経の）最長期間を越えなければ、その血は経血であり、澄みは清浄である。

長血を患う者など(注23)は、陰部を洗浄後、あてものをし、礼拝の定刻毎にウドゥー（洗浄）を行い(注24)、義務なり任意なりの礼拝を行う。不義の恐れがない限り(注25)性交は控える。礼拝毎に沐浴を行うことがムスタハッブ（望ましいもの）である(注26)。

出産後の悪露の最長期間は40日であるが(注26)、それ以前に清まれば、浄化を行い礼拝する。［出血が止った後］浄化［沐浴］後も40日が経過するまでは性交は避ける(注27)。再び出血した場合、それは疑わしいが、斎戒、礼拝は行い、義務はカダーゥを行う(注28)。悪露は（それがある状態で）、許されていること、禁じられていること、義務であること、免除されていることについて、イッダ（再婚禁止期間）（後述）と成人(注29)を除けば月経と同様である(注30)。双子を生んだ場合、悪露の始まり(注31)と終わり(注32)は第1子のものである。

（注1）「女児は9才になれば、女です」（アーイシャの言葉；アル＝ティルミズィー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.89. 但し下限がないとの少数説もある。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.371.

（注2）「女性も50才になれば、月経期の限界を越えます」（アーイシャの言葉；アフマド）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.372. 但し月経に上限はないとの説も有力である。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1., p.372, *al=Salsabīl,* p.89.

（注3）「妊婦は出産するまで交わってはならない。妊婦でなければ、月経に

よって（妊娠の）疑いが晴れるまでは（交わっては）ならない。」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.372.

（注4）1昼夜でなく、1日との説もある。cf.,「私は月経が1日であった女、15日であった女を見たことがある」（アターゥ［預言者の孫弟子の一人］の言葉）*al=Kāfī,* vol.1, p.74.

（注5）「15日を越えれば、それは長血である」（アリーの言葉）、「私は月経が15日であったものを見たことがある」（アター［預言者の孫弟子の一人］の言葉）*al=Salsabīl,* vol.1, p.90. 但し月経の連続期間には下限も上限もないとの説も有力である。cf. *ibid.,* p.90, *al=Ḥāshiya,* vol.1, pp.374-375.

（注6）「貴女（ハムナ・ビント・ジャフシュ）は、アッラーフの知り給う所であるが、6日か7日かの月経があるであろう。その後で沐浴し、22昼夜、あるいは23昼夜礼拝しなさい。」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー、アフマド、アル＝ティルミズィー）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.375.

（注7）「ある男がアリー・ブン・アビー・ターリブのところにやってきて、『私は妻を離婚しました』と言った。その2か月後―アル＝バイハキーの *al=Sunan* のエジプト版では『1か月後』となっている―に彼女がやって来て、『私のイッダは終わりました』と言った。そのときアリーのもとにはシュライフが居たので、アリーはシュライフに『この女について（どう思うか）言ってみなさい』と言った。シュライフが『信徒の長よ、あなたは証人となられますか』と尋ねると、アリーは『然り』と答えた。そこでシュライフが、『もし彼女がかの女に3回の月経があったと証言する正直な身近な縁者を自分の部族の中から連れてくるか、さもなければ彼女は嘘つきです』と言うと、アリーは、『ギリシャ語に習熟した者（シュライフ）よ、あなたは正しい』と言った。」*al=Salsabīl,* vol.1, p.91. 但し下限もないとの説もある。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.376, *al=Salsabīl*, vol.1, p.91.

（注8）「イジュマーゥによって」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.377,「我々（アーイシャら）は使徒の存命中、月経になったものでしたが、斎戒はカダーゥを命じられましたが、礼拝はカダーゥを命じられませんでした」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.377.

（注9）「貴女（ビント・アビー・フバイシュ）に黒ずんだ経血があれば、礼拝を控えなさい」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アブー・ア

ワーナ）*ibid.*, vol.1., p.377, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.85.「女性が月経になったときは、礼拝も斎戒もしなかったではないか」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.378, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.85.

（注10）「妻を『月経の場（maḥīḍ）』では避け、清まるまで彼女に近付くな」（クルアーン2章222節）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.379.

（注11）「アッラーフの使徒は、月経中の妻と交わった者について、『1ディナールか半ディナールをサダカする』と言われた」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー、アル＝ティルミズィー、イブン・マージャ、アル＝ハーキム、アル＝ダーラクトゥニー、アル＝ダーリミー、イブン・アル＝ジャールード）*al=Salsabīl,* vol.1, p.92, *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.380.

（注12）「つまり『女性器以外での』、キス、愛撫、女性器を使わない性行為。なぜなら『月経の場（maḥīḍ）』とは月経の生じる部位の名称であるから』」*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.382.

「アッラーフの使徒は、妻のうちの一人と交わろうと望まれたときに、彼女が月経中であれば、腰布を纏うように彼女に命じられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）

「性交以外は何でも行え」（ハディース：ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.92.

（注13）月経中の女性の禁止事項は、（1）性器での性交、（2）離婚、（3）礼拝、（4）斎戒、（5）タワーフ、（6）クルアーン読唱、（7）クルアーンに触れること、（8）モスクでの逗留の8つである。cf., *al=Mu'tamad,* vol.1, p.85, *al=Kāfī,* vol.1, pp.72-73.

（注14）「つまり礼拝や斎戒などを行わずに」*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.384.

（注15）「沐浴」章・（注9）参照。

（注16）「別のハディースに『女性は生理（iqrā'）の日々は礼拝を控えよ』（アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー）と言われているが、「iqrā'（生理）」は（「qur'（生理）」の複数形であり、複数の最小限は3回であるから（アラビア語には双数形があるため）」*al=Mughnī,* vol.1, p.397.

(注17)「彼女（ファーティマ・ビント・アビー・フバイシュ）が『アッラーフの使徒よ、私は長血を患っており、清まらないのですが、礼拝を控えるべきでしょうか』と尋ねると、彼は『それは些細なもの（'irq）であって、経血ではありません。経血で黒ずめば礼拝をやめ、赤く変色すればその血を洗い流したうえで礼拝を行いなさい』と言われた。』」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.388.

(注18)「経血であれば、それは黒ずんだ血であるので分かる。そうしたら礼拝は控えよ」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.388.

(注19)「（ここで言う『月』とは）女性の『月経周期』のことであって、陰暦の1ヵ月のことではない」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.390.

(注20)「アッラーフの使徒の存命中に、長血を患う女性がいた。ウンム・サラマ（預言者の妻の一人）が彼女のために使徒に法判断を求めたところ、使徒は『彼女が現在患っているものを患う前に、一月の中で月経があった昼夜の数を思い出させ、月の中その日数だけ礼拝を控えさせ、それが過ぎれば当て布をして礼拝させなさい』と言われた。」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Kāft,* vol.1, p.83.

(注21)「『かつて貴女の月経が貴女（の礼拝）を妨げていた期間だけ（礼拝を）控え、それから沐浴し、礼拝しなさい』とのウンム・ハビーバに対するアッラーフの使徒の言葉（ハディース：ムスリム）の一般的意味に従って。なぜなら色（が黒ずんでいること）は、月経の最長期間を越えてしまえば（その血が経血であることの）根拠として無効になってしまうのと違って、習慣（の日数）は根拠として無効でなくなることがありえないから、その方（習慣の日数）がより強力（な根拠）であるからである。」*al=Ḥāshiya,* vol.1 p.391.

(注22)「なぜなら女性たちがアーイシャに月経の黄色、あるいは濁ったおりものの付いた当て布を送ってよこし（問い合わせ）たとき、彼女は『白いおりもの―つまり澄み―を見るまでは急いではなりません』と言ったからである。」（アーイシャの言葉；マーリク、アル＝ブハーリー）*al=Ḥāshiya,* vol.1 pp.396-397, *al=Salsabīl,* vol.1, p.95.

「我々は清まった後では、黄色のおりものも、濁ったありものも、全く勘定に入れませんでした」（教友ウンム・アティーヤの言葉；アブー・ダーウード）*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.396.

(注23)「尿、(男性) 愛液、屁が不断に漏れる者、出血の止らない怪我人、鼻血が止らない者」*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.398.

(注24)「預言者は、ファーティマ・ビント・アビー・フバイシュに、『経血が黒ずめば礼拝を控え、赤く変色すればその血を洗い流したうえで礼拝を行い、礼拝毎にその時間が来るまでにウドゥーを行いなさい』と言われた」(ハディース:アル=ブハーリー、ムスリム) *al=Salsabīl,* vol.1, p.96. (注17)参照。

(注25)「長血を患う女性との性交は禁じられるが、(我慢できずに) 不義 (姦通を犯すこと) の恐れがあれば別で、解禁される」*al=Salsabīl,* vol.1, p.96.
「それ (不義を恐れて長血を患う女性と性交渉を持ったこと) には償いはない」*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.401.「イジュマーゥによって」*al=Ḥāshiya,* vol.1 p.401.

(注26)「ウンム・ハビーバは7年にわたって長血を患っており、アッラーフの使徒にそれについて尋ねたところ、彼女に沐浴をするようにと命じられ、かの女は礼拝の度毎に沐浴をしていた、とのアーイシャの伝えるハディース (アル=ブハーリー、ムスリム、*al=Mughnī,* vol.1, p.448) による。但し、礼拝の度毎の彼女の沐浴は、義務ではない。なぜならそれは彼女 (自身) の (自主的判断による) 行為であったからである」*al=Salsabīl,* vol.1, pp.96-97.

(注27)「預言者の存命中、悪露の漏れる産婦は40日間は (礼拝を控えて) 座していました」(ハディース:アル=ティルミズィー) *al=Ḥāshiya,* vol.1 p.403.

(注28)「我が派 (ハンバリー派) の学者たちは、『「彼のもとに (出産後) 40日が過ぎる前に女が来たが、彼は、私に近付くな、と言った」とのウスマーン・ブン・アビー・アル=アースのハディース (アル=ダーラクトゥニー) に基づく、『女とその夫が交わることは、私は気にいらない。なぜなら性交中に再び出血しない保証はないからである。』とのアフマド祖師の言葉を根拠としている」*al=Salsabīl,* vol.1, p.97. cf., *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p. 405.
但し、出血が止り沐浴を済ませた後なら、40日の経過以前の性交もマクルーフではないとの説を取る学者もある。cf., *al=Salsabīl,* vol.1, p.97, *al=Ḥāshiya,* vol.1 p.405.

(注29)「念の為に、礼拝、斎戒、斎戒のカダーゥを行う。なぜなら斎戒は確実に義務であり、(斎戒を妨げる悪露であるかどうかが) 疑わしいことが

生じただけでは、それを怠ることは許されないからである。そのカダーゥが義務となるのは、それ(斎戒のカダーゥ)は確実な義務であり、疑わしいだけの反応(出血)によっては免除されないからである。」*al=Kāfi,* vol.1, pp.85-86.

(注30)「それは悪露ではなく、月経によって確定する」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.407.「ヴェールを着用していない限り、月経のあった女性の礼拝をアッラーは嘉納し給わない」(ハディース:アブー・ダーウード、アル=ティルミズィー、イブン・マージャ、アル=ハーキム)*al=Mu'tamad,* vol.1, p.86.

(注31)「沐浴」章・(注10)参照。

(注32)第1子の出産から数え始め、それから40日経てばその期間は終わり、第2子の出産は悪露の日数計算においては考慮にいれない。

「たとえ二人の(出産の)が、40日以上離れていても、第2子には悪露はない」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.407.

「礼拝」の書

礼拝は、月経中と(産後で)悪露の止っていない女性を除き(注1)、責任能力を有する全てののムスリムの義務であり(注2)、睡眠、失神、酩酊などによって理性を失っていた者は(注3)、カダーゥ(定刻を過ぎての履行)を行う。狂人と不信仰者の礼拝は有効ではないが、礼拝すれば法規定上はムスリムとなる(注4)。子供は7才になれば礼拝を命じられ、10才になればそれを理由に('alai-hā)(礼拝を怠れば)殴られる(注5)。その(礼拝)途中、あるいはその(礼拝を済ませた)後であっても、その(礼拝の)時間(定刻)内に成人した場合はやり直す(注6)。

(二つの礼拝の)結合を意図している者(注7)、すぐに達成できる(予定の)その(礼拝の)条件(となるもの)を準備している者(注8)を除き、礼拝を定刻より遅らせることは禁じられている(注9)。

その義務を否定する者は不信仰者となる(注10)。軽視から礼拝を怠る者も同様で(注11)、

イマームかその代理がその者に礼拝を呼びかけ、次の（礼拝の）時間（切れ）が迫ってもなお固執すれば（不信仰となる）(注12)。但しどちらの場合も3日間にわたって悔い改めを求めた上でなければ処刑はされない(注13)。

(注1)「月経」の書・(注8)、(注29) 参照。

(注2)「礼拝は信仰者に対し、時間を決めて規定された」(クルアーン4章103節) *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.412.

「預言者はムアーズをイエメンに（総督として）派遣されたとき、『アッラーが1昼夜の間に5回の礼拝をおまえたちに義務付け給うた、と彼等（イエメンの民）に告げなさい』と言われた」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.412, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.120.

「遊牧民に『アッラーフの使徒よ、私に義務として課せられている礼拝は何ですか』と尋ねられ、「1昼夜の間の5回の礼拝である」と使徒は答えられた。男が「それ以外に、私に（礼拝の）義務はありますか」と尋ねると、使徒は『いいえ。自発的に何かを行う以外には。』と答えられた。」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Kāfī,* vol.1, p.93, *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.412

(注3)「『3種の人については、(人間の善悪の帳簿をつける) 筆が上に挙げら（記録を免じら）れる。眠っている者については目覚めるまで。狂人については正気に返るまで。子供については成人するまで。』との、アブー・ダーウードが収録し、アル＝ティルミズィーが『良好（ハディース）である』としているアーイシャの伝えるハディース（アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー）による。なぜならこれらの人々には、『意識（qaṣd)』がないからである。これ（意識の不在）こそ、これらの人々については、法規定の義務付け（taklīf）が免じられる理由である。シャリーアには不可能なことの義務付けが存在しないことについてはイジュマーゥが成立しているが、意識を有さない者に対する義務付けは、不可能なことの義務付けに他ならないのである。」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.414.

(注4)「私は礼拝者を殺すことを禁じられた」(ハディース：アブー・ダーウード) *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.416.

「我々は、人々が『アッラーの他に神はない』と証言し、—中略—礼拝を

行うようになるまで、戦うように命じられた」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Salsabīl,* vol.1, p.100.

「礼拝の直後に死ねば、彼が（生前に）不信仰に止まることを望んでいたとしても、そのムスリムの親族に引き渡し、(その死体に) 沐浴を施し、彼のために（葬儀の）礼拝をあげ、我々の（ムスリム）墓地に葬る。また彼が(後で)『いやふざけ（て礼拝の真似をし）ただけだったのだ』と言っても認められない。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.416.

つまり不信仰者の礼拝は、アッラーフへの献身の内心の意図を欠くためにアッラーの御許では有効ではない。しかし現世では外見上礼拝を行ったことにより、イスラーム法上はムスリムの扱いを受け、ムスリムとしての権利を得ると同時に、ムスリムの義務を負うことになる。

(注5)「おまえたちの子供が7才ともなれば礼拝を命じ、10才になれば（礼拝を怠れば）それを理由に殴り、彼等の寝床を（一人一人）別にしなさい。」(ハディース：アフマド) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.418.

(注6)「なぜならばそれ（成人前に行った礼拝）は、(未成年時の) 彼にとっては随意 (の礼拝) であったわけで、それ (随意の礼拝) では (成年後の) 彼には義務 (の礼拝の) 代わりとしては間に合わないからである」*al=Rauḍ al =Murbi'*, vol.1, p.419. なお男性の成人は夢精、女性の成人は初潮による。

(注7) 礼拝の結合については後述。

(注8)「一張羅の服が、仕立が礼拝の定刻内に出来上がらず、手元にないといった場合など。しかしそれ（条件が整うまでの時間）が常識で判断して遅くなり過ぎる (ba'īd) ようであれば、（条件が整わないままに）礼拝する。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, pp.420-421. 尚、礼拝の条件については後述。

(注9)「『不真面目な礼拝を行う礼拝者に呪いあれ』(クルアーン107章4-5節) との至高者の御言葉に基づき、イジュマーゥによって」*al=Salsabīl,* vol.1, p.101.

「睡眠中には、怠慢 (tafrīṭ) (が咎められること) はない。おまえたちの誰でも、礼拝を忘れるか、寝過ごした時には、思い出した時にその礼拝を(カダーゥで) 行いなさい。そしてその礼拝（が遅れたこと）には、それ（カダーゥで行うこと）以外の償いはない。」(ハディース：ムスリム) *ibid.,* p.101.

「睡眠中には、怠慢はない。怠慢とは目覚めているのに、礼拝を次の礼拝の定刻に入るまで遅らせることである。」(ハディース：ムスリム) *al=Ḥāshiya,*

vol.1, p.420.

(注10)「なぜならば彼は、アッラーフ（の御言葉）とその使徒（の言葉）とウンマのイジュマーゥを虚偽として否定しているからである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.422.

(注11)「『多神教徒は殺しなさい。―中略―しかしもし悔い改めて礼拝を行い、喜捨を収めるなら、許してやるがよい』（クルアーン9章5節）との至高者の御言葉による。なぜならそれは彼等が礼拝をしなければ殺されることを示しているからである。」*al=Kāfī*, vol.1, p.94.

「人と不信仰の間（を分けるもの）には礼拝の不履行がある」（ハディース：ムスリム）

「それ（礼拝）を放棄した者は既に不信仰に陥った」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Ḥāshiya*, vol.1, p.423.

(注12)「例えば、ズフルの礼拝を呼び掛けられて、アスルの礼拝の定刻も過ぎかけても尚、拒否しているといった場合」*ibid.*, vol.1, p.423.

但し、最初の礼拝の定刻が過ぎるまで拒否すれば、不信仰に陥るとの説も有力である。*ibid.*, vol.1, p.423.

(注13) 背教者（後述）に準じて。但しイブン・アル＝カイイム（d.751）によれば、3日間にわたり礼拝放棄者に対し悔悟の呼び掛けを繰り返すことには、クルアーン、ハディース、イジュマーゥ、教友の言葉のいずれにも典拠が存在しない。*al=Salsabīl*, vol.1, p.103.

「我々は、人々が『アッラーの他に神はない』と証言し、―中略―礼拝を行うようになるまで、戦うように命じられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.100.

「アザーンとイカーマ」章

アザーン（礼拝の呼び掛け）とイカーマ（礼拝開始の呼び掛け）は定めの5回の礼拝に際し、男性(注1)の定住者(注2)集団に課せられた連帯義務であり(注3)、両者を怠る土地の住民には戦争を仕掛けられる(注4)。どちらについても報酬を支払うことは禁じられているが(注5)、無給で勤め

る者がいない場合の国庫による俸給は禁じられていない(注6)。アザーン朗詠者は声が通り(注7)、信頼がおけ(注8)、礼拝時刻を知っている者がなる。2人の者が競うことがあれば、それ［前出の性質］においてより優れた方を選び、さらに宗教心、理性において優る方(注9)、次いで近隣の住人が選んだ方(注10)、さもなければクジで(注11)（選ぶ）。

アザーンは15の句からなり(注12)、高所(注13)でゆっくりと唱える(注14)。清浄な状態で(注15)、キブラ（カアバ神殿の方向）に向かい(注16)、指を両耳に入れ(注17)、後ろは向かずに「～に来たれ」の句で右と左に向き(注18)、夜明け前のアザーン（礼拝の呼び掛け）のときには「礼拝は眠りに優る」と2度唱える(注19)。

イカーマは11の文からなり(注20)、すばやく唱える(注21)。イカーマはアザーンを行った者が(注22)、それが容易であれば(注23)（アザーンを唱えたのと）同じ場所で唱える(注24)。

（アザーンは）（定型句を）順序通りに(注25)続けて(注26)でなければ、また真人間（'adl）によるのでなければ有効ではない(注27)。しかしたとえ節回しがおかしく、文法的な誤りがあったとしても（有効である）(注28)。物心のついた小児によっても可である(注29)。（途中）長時間の中断、あるいは短時間でも禁じられた中断(注30)があれば、アザーンもイカーマも無効となる。また、夜半を過ぎてからのファジュル（夜明け前）（の礼拝のためのアザーンの場合）を除き(注31)、定刻以前のアザーンは不可である。

マグリブ（日没）のアザーンの後は（ムアッズィンは）しばらく座ることがスンナとされる(注32)。（2つの礼拝の）結合を行う者、あるいはカダーゥ（定刻を過ぎてから行うこと）を行う者は、最初の礼拝のためにアザーンを行い、それからそれぞれの義務の礼拝毎にイカーマを行う(注33)。

（アザーンを）聞いている者は、無声でそれを復唱し、「～に来れ」の時には「アッラーフの御許以外には、力も権能もない」と唱え(注34)、

終わったら「この完璧な祈願、執行われる礼拝の主、アッラーフよ、ムハンマドに、『方途（wasīla）』(注35)と『高位』を与え、彼をあなたが約束された誉れある場(注36)に送らせ給え」と唱えることがスンナである(注37)。

(注1)「女性にはアザーンもイカーマも義務ではない」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.430.

(注2)「礼拝の時間になれば、おまえたちのために、誰か一人にアザーンを唱えさせ、最長老に（集団礼拝の）先導をさせなさい」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.429.

(注3)「二人が旅すれば、アザーンとイカーマを行え」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.104. 旅行者に関しては、義務説（cf., *ibid.,* p.104, *al=Ḥāshiya,* vol.1, pp.430-431）とスンナ説（cf., *al=Mu'tamad,* vol.1, p.95）がある。

(注4)「アッラーフの使徒は夜が白みはじめた時に襲撃を行ったものであったが、（その時）アザーンに耳を傾けられ、もしアザーンが聞こえれば（襲撃を）中止し、聞こえなければ突撃された。」（ハディース：ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, pp.104-105.

(注5)「アザーンを行っても報償を受け取らないアザーン朗詠者を選べ」（ハディース：アフマド、アル＝ティルミズィー）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.434.

(注6)「もしそれ（アザーンとイカーマ）を無給で行おうという者が見付からなければイマームはそれを行う者に国庫から俸給を支払う。なぜなら必要がそれを要請するからで、それゆえそれによって俸給を受け取ることが許されるのは、ジハードと同様なのである。」*al=Kāfī,* vol.1, pp.105-106.

(注7)「アッラーフの使徒が、人々を礼拝に招集するために、鐘を打ち鳴らす事を命じられたときのことであった。私（アブド＝アッラーフ・ブン・ザイド）が眠っているところへ、（夢の中で）鐘を持った男がやってきた。そこで私が『アッラーフの僕よ（yā 'Abd=Allāh）、あなたは鐘を売っている

のですか」、と声をかけると、彼は「これ（鐘）をどうしようというのですか」と尋ねてきたので、私は「我々はそれで（人々を）礼拝に招集するのです」と答えた。すると彼は、「それより良いものをあなたに教えてあげましょうか」と言ったので、私は「はい」と答えた。すると彼は「(以下のように）お言いなさい」と、述べた。

「アッラーフは至大なり。アッラーフは至大なり。アッラーフは至大なり。アッラーフは至大なり。アッラーフの他に神はないと私は証言する。アッラーフの他に神はないと私は証言する。ムハンマドはアッラーフの使徒であると私は証言する。ムハンマドはアッラーフの使徒であると私は証言する。礼拝に来れ。礼拝に来れ。栄達に来れ。栄達に来れ。アッラーフは至大なり。アッラーフは至大なり。アッラーフの他に神はなし。」

彼（アブド＝アッラーフ）は（続けて）言った。

それからその男は私（アブド＝アッラーフ）から少し遠ざかって、「礼拝のイカーマ(開始)にあたっては、(以下のように)お言いなさい」と、言った。

「アッラーフは至大なり。アッラーフは至大なり。アッラーフの他に神はないと私は証言する。ムハンマドはアッラーフの使徒であると私は証言する。礼拝に来れ。栄達に来れ。礼拝は始まった。礼拝は始まった。アッラーフは至大なり。アッラーフは至大なり。アッラーフの他に神はなし。」

目が覚めると私は預言者のところへ行き自分が見たものについて話した。すると預言者は言われた。

「それはアッラーフの思し召しであれば、正夢に違いない。ビラール（預言者のアザーン朗詠者）と共に立ち、彼におまえが（夢で）見たものを話してやり、彼にそのようにアザーンを朗詠させなさい。というのは彼（ビラール）の方がおまえよりよく声が通るからだ。」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Kāfī,* vol.1, p.101, cf., *al=Salsabīl,* vol.1, p.105.

但し、*al=Kāfī,* の本文ではイカーマの「礼拝は始まった」の句が1回しか書かれていないが、これは印刷上の間違いと思われたため、2回に直してある。アブー・ダーウードの *al=Sunan* の *Kitāb al=Ṣalā* 参照。

(注8)「礼拝の先導者は保証人（ḍāmin）であり、アザーン朗詠者は信頼される人物（mu'tamin）である。アッラーフよ、先導者たちを導き、アザーン朗詠者たちを赦し給え。」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.105.

「なぜならば彼（アザーン朗詠者）は礼拝などに関して、頼りとされ信頼される人物だからである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.435.

(注9)「おまえたちの中で最も優れた者にアザーンを唱えさせよ」（ハディー

ス：アブー・ダーウード）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.436.

(注10)「なぜならアザーンは彼等（近隣の住民）に（礼拝の時刻の開始を）知らせるためにあるからである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.437.「それゆえ彼等（近隣住人）の希望が、選択に影響する」*al=Ḥāshiya, vol.1,* p.437.

(注11)「もし人々が、アザーンと礼拝の第1列について（その功徳を）知り、それを籤で選ぶ以外の方法を見出だせないようなら、籤を引かせなさい」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya, vol.1,* p.437.

(注12)（注7）参照。

(注13)「ビラール（預言者のアザーン朗詠者）はナッジャール族の女の家の屋根でアザーンを唱えていましたが、彼女の家はモスクの周辺の家の中で、最も高い家でした」(アブー・ダーウードの伝える伝承）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.98, *al=Salsabīl,* vol.1, p. 106.

(注14)「アザーンを唱える時はゆっくり唱えよ。イカーマを唱えるときは素早く唱えよ」(ハディース：アル＝ティルミズィー、アル＝バイハキー、アル＝ハーキム）*al=Salsabīl,* vol.1, p. 106.

(注15)「ウドゥーを行った者以外はアザーンを唱えない」(ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p. 440.

(注16)「アッラーフの使徒のアザーン朗詠者たちは、キブラの方向に向ってアザーンを唱えていたから」(ハディース：アル＝ハーキム、アル＝タラバーニー）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.440, *al=Mu'tamad,* vol.1, pp.98-99.

(注17)「アッラーフの使徒はビラールに、両（親）指を両耳に入れるように命じ、『その方がおまえの声量を増す』と言われた」(ハディース：イブン・マージャ）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.98.

(注18)「私（アブー・ジュハイファ）は、ビラールがアザーンを唱えるのを見、彼の口（の動き）をあちらこちらと（目で）追ったが、彼は左右を向いて『礼拝に来れ』、『栄達に来れ』と唱えた」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.106, *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.441.

(注19)「夜明け前のアザーンでは、『礼拝は眠りに優る』と2回唱えよ」(ハディース：アフマド) *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.442.

(注20)(注7)参照。

(注21)(注14)参照。

(注22)「アザーンを唱えた者がイカーマを唱える」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー) *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.445.

(注23)「その方が(礼拝の)告知においてより有効であるから」*al=Rauḍ al =Murbi'*, vol.1, p.445.

(注24)「ミナレットの上や、モスクから遠い場所でアザーンを行った場合のようにそれが困難であればモスクの中でイカーマを唱える」*ibid.*, p.445.

(注25)「礼拝の構成要件(の場合)と同様」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.446.

(注26)「イカーマと礼拝の連続は考慮の必要はなく、—中略—アザーンの最中であれ、イカーマが終ってから礼拝までの間であれ、話しをすることは許される」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, pp.446-447.

(注27)「外に現れた行為から判断する限りであっても(walau ẓāhiran)」*al= Ḥāshiya,* vol.1, p.447.。なぜなら預言者はアザーン朗詠者を信頼のおける者(amīn)であると述べているが[(注8)参照]、悪人は信頼のおける者とは言えないから。cf., *al=Mu'tamad,* vol.1, p.96.

(注28)「但し意味に変化をきたすならば、(そのアザーンは)無効となる」*al =Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.448.

(注29)「アブド＝アッラー・ブン・アビー・バクル・ブン・アナス(・ブン・マーリク)の、『私のおじたちは、夢精のある前の子供だった私に、彼等のためにアザーンを唱えるように命じていましたが、(祖父の)アナス・ブン・マーリクは見ていてそれを止めませんでした』との言葉に基づく」(イブン・アル＝ムンズィル) *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.448, a*l=Mubdi'*, vol.1, pp.327-328.

(注30)「たとえば姦通の誣告のようなこと」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.449.

(注31)「ビラールが（ラマダーン月の）夜にアザーンを唱えると、我々はイブン・ウンム・マクトゥームが、（夜明け前の礼拝の定刻の開始を告げる）アザーンを唱えるまで、飲食した」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.450.

(注32)「マグリブ（のアザーン）には、アザーン朗詠者がアザーンとイカーマの間に着席することはスンナである」（ハディース：タンマーム［Tammām Abū al=Qāsim al=Rāzī, d.414, al=Fawā'id］）*al=Kāfī,* vol.1, p.105.

(注33)「塹壕（の戦い）の日、夜もアッラーフの望み給うただけ（の時間）が経過するまで（の間）、多神教徒たちがアッラーフの使徒の4回の礼拝を妨げた。

（語り手が続けて）言うには…

そこで（使徒は）ビラールに（アザーンを）命じられ、彼（ビラール）はアザーンとイカーマを唱え、（使徒は）ズフルの礼拝をなさりました。そしてまた彼（ビラール）に命じられ、彼（ビラール）はイカーマを唱え、（使徒は）アスルの礼拝をなさいました。そしてまた彼（ビラール）に命じられ、彼（ビラール）はイカーマを唱え、（使徒は）マグリブの礼拝をなさいました。そしてまた彼（ビラール）に命じられ、彼（ビラール）はイカーマを唱え、（使徒は）イシャーゥの礼拝をなさいました。」（ハディース：アル＝ティルミズィー、アル＝ナサーイー、アフマド）*al=Mughnī*, vol.2, p.75（f.n.）, *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.452.

(注34)「呼び掛け（アザーン）を聞けば、アザーン朗詠者の唱えることを復唱せよ」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.109.

「アザーン朗詠者が『アッラーフは至大なり。アッラーフは至大なり』と唱えれば、おまえたちは皆『アッラーフは至大なり。アッラーフは至大なり』と復唱する。そして（アザーン朗詠者が）『アッラーフの他に神はないと私は証言する』と唱えれば、（おまえたちは皆）『アッラーフの他に神はないと私は証言する』と復唱する。そして（アザーン朗詠者が）『ムハンマドはアッラーフの使徒であると私は証言する』と唱えれば、（おまえたちは皆）『ムハンマドはアッラーフの使徒であると私は証言する』と復唱する。そして（アザーン朗詠者が）『礼拝に来れ』と唱えれば、（おまえたちは皆）『アッラーフの御許以外に、力も権能もない』と唱える。そして（アザーン朗詠者が）『栄達に来れ』と唱えれば。（おまえたちは皆）『アッラーフの御許以外に、力も権能もない』と唱える。そして（アザーン朗詠者が）『アッラーフは至大

なり。アッラーフは至大なり」と唱えれば、(おまえたちは皆)「アッラーフは至大なり。アッラーフは至大なり」と復唱する。そして(アザーン朗詠者が)「アッラーフの他に神はなし」と唱えれば、(おまえたちは皆)「アッラーフの他に神はなし」と復唱する。そして真心から「アッラーフの他に神はなし」と唱えた者は、天国に入る。」(ハディース:ムスリム) *al=Kāfī,* vol.1, p.106.

(注35)「「方途(wasīla)」とは天国の最上の場所の固有名詞であり、アッラーフの使徒の居所、住まいであり、天国で玉座('arsh)に最も近い場所である」 *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.457.

(注36)「つまり復活の日の審判に於ける最大の執成し(の場)」 *al=Rauḍ al =Murbi',* vol.1, p.458.

(注37)「アザーンを耳にした時、「この完璧な祈願、執行われる礼拝の主、アッラーフよ、ムハンマドに「方途」と高位を与え、彼をあなたが約束された誉れある場に送らせ給え」と唱えた者には、復活の日に、私の執成しが許される。」(ハディース:アル=ブハーリー、アブー・ダーウード、アル=ナサーイー) *al=Mu'tamad,* vol.1, pp.101-102, *al=Salsabīl,* vol.1, p.109.

アザーンとイカーマの形態は既述の15句と11句であり、その有効性の条件は、定型句を唱える順序と、朗詠が中断なく連続していること、ファジュル以外では、定刻開始後に行われること、及び朗詠者が信頼に足る既に物心のついている子供か大人の真人間('adl)の男性(のムスリム)であることのみであり、残りの規定は全てスンナである。cf., *al=Mu'tamad,* vol.1, pp.95 -96, *Mukhtaṣar al=Fiqh al=Islāmī,* pp.45-46.

「礼拝の条件」章

礼拝の諸条件は礼拝に先行(して存在)する(必要がある)。

それには定刻(注1)、不浄状態および汚れからの浄化が含まれる(注2)。

ズフルの定刻は、南中の後太陽が傾き始めてから、物とその陰(の長さ)が等しくなるまで(注3)。たとえ一人で礼拝するにしても猛暑の場合(注4)、あるいは雲があって集団で礼拝する場合(注5)を除き、礼拝は急ぐことが望ましい(注6)。

続いてアスルの定刻が来るが、これは南中後の影が本体の2倍となるまで(注7)であり、しかしやむを得ない場合は日没までとなり(注8)、急いで行うことがスンナである(注9)。

次いでマグリブの定刻となるが、これは残照が消えるまでであり(注10)、急いで行うことがスンナである(注11)。但しムフリム（巡礼の儀に入っている者）（後述）としてそれをニーヤ（意図）する者の「集合の夜」（巡礼のムズダリファにおける夜明かし）は別である（後述）。

次いでイシャーウの定刻となるが、これは第2のファジュルまでであるが、それは横広がりの白光のことである(注12)。容易であれば礼拝を夜の3分の1（が経過する）まで遅らせるのが望ましい(注13)。次いでファジュルの定刻が来るが、これは日昇までであり(注14)、急いで行うことがムスタハッブ（望ましいこと）である(注15)。

定刻内にイフラーム（あるいはタフリーム、礼拝の儀に入ること、入斎）のタクビール（「アッラーフは至大なり」と唱えること）を行うことができれば、（その礼拝）は（定刻内の履行）に間に合ったことになる(注16)。

イジュティハード（独自の判断）によるのであれ、確実な情報(注17)によるのであれ、定刻に入った可能性が高いと思うまでは礼拝しない。もし、イジュティハードによってイフラームを行ったが、（後になって実は）定刻に入っていなかったことが判明した場合は、随意（の礼拝）となり(注18)、そうでなければ義務（の礼拝）となる。

義務能力のある者が、（礼拝の）定刻が始まってタフリーム（を行いうるだけ）の時間だけでも経った後に義務能力を喪失するか(注19)、（定刻が始まった後に）月経になった場合は、義務能力を回復するか、清まった後に、カダーゥ（定刻を過ぎての履行）を行う(注20)。定刻が過ぎる前に義務能力者となった者は、その礼拝と、それと合同（後述）で行うことのできるその前の礼拝が義務となる(注21)。

定刻内に出来なかった礼拝は直ちに順番通りにカダーゥ（定刻を過ぎ

ての履行）をしなければならないが(注22)、順番を忘れた場合(注23)、また、現在（義務であるところ）の礼拝の「自由選択の時間帯」が過ぎる恐れがある場合は、順番を守る義務は免ぜられる(注24)。

礼拝の条件には、アウラ(秘所)を覆うこと(注25)も含まれるが、肌(注26)を見せないもので覆う義務がある。[10才に達した]男性、奴隷女、「子の母（主人か主人の父の子を生んだ奴隷女)」、部分的に解放された奴隷女（後述）のアウラ（秘所）は臍より下から膝（の上）までであり(注27)、[成人] 自由人女性は顔を除き全身がアウラ（秘所）である(注28)。礼拝は2枚の布を着けて行うことが望ましい(注29)。随意の礼拝ではアウラ(秘所）を覆えば十分だが、義務の礼拝の場合は肩の一方を覆う(注30)。女性の礼拝は、上着、ヴェイル、マントを着て行うことが望ましいが(注31)、アウラ（秘所）を覆っていれば間に合う。アウラ（秘所）の一部が露出しそれが猥褻あるか(注32)、禁じられた布(注33)、あるいは不浄な布を纏って礼拝した場合はやり直すが、ただし不浄な場所に監禁された者は(やり直しは）しない(注34)。アウラ（秘所）（を覆うの）に十分なもの（衣服）を持つ者はそれを覆うが、さもなければ両陰部（性器と肛門）を覆う(注35)。両方に足りなければ、後部（肛門）を（覆う)(注36)。「覆うもの」の貸与を申し出る者があれば、それを受けなければならない(注37)。裸者は座って仕草（だけ）で礼拝すれば、双方（座ること、仕草）ともムスタハッブ（望ましいもの）である(注38)。(裸者の礼拝を先導する）イマームは(列の)中央に位置し(注39)、両性は各々別々に礼拝する。(別々に行うことが）困難な場合は、まず男性が礼拝し、その間女性は背を向け、次いで交替する(注40)。礼拝中、もし近くに身を覆うものが見つければ、(それでアウラを）覆って礼拝を続けるが、さもなければ（遠くにあれば）（着用後）改めて（礼拝を）行う。礼拝には「吊り掛け(sadl)」(注41)や、「一枚布（ṣammā'）の左掛け（ishtimāl)」(注42)はマクルーフ（避けた方が良いもの）である。また顔を覆うこと、鼻と口に覆いをつけること(注43)、袖を手繰ったり、捲ること(注44)、「腰紐(zunnār)」

のようなもので腹部を締めること(注45)もマクルーフ（避けた方が良いもの）である。服（装）などにおいて尊大であること(注46)は禁じられ、[動物の像の]模写(注47)、及びその使用(注48)は禁じられる。男性には変質［色］する前の金銀の織物、混紡の使用、絹服、絹が明らかに多く混じった混紡は禁じられている(注49)。ただし絹の混紡率が五分五分の場合(注50)、あるいは（全絹でも）必要な場合(注51)、痒疹(注52)、病気、戦争(注53)、あるいは詰め物にする場合(注54)、あるいは指四本分かそれ以下の飾り縁、つぎあて、襟の縁布、毛皮の縁取り(注55)には禁じられていない。紅花染め、サフラン染めは男性にはマクルーフ（避けた方が良いもの）である(注56)。

それ(礼拝の条件)には、汚物(najāsa)を遠ざけることが含まれる(注57)。それゆえ許容されない汚物(注58)を身に付けるか、その服や身体がそれに触れた者の礼拝は有効とならない。汚れた土地に土を被せるか、清浄な敷物を敷くことはマクルーフ（避けた方が良いもの）であるが、（そこでの礼拝は）有効である。礼拝場所に連続した部分に汚れが付いていても、歩行によってそれを引きずらなければ(注59)、（そこでの礼拝は）有効である。礼拝を済ませた後で自分の体に汚れを見いだした者は、その（礼拝の）間にそれ（汚れ）に気づいていなければ、礼拝をやり直さない(注60)。もしその（礼拝の）間にその存在に気付いてはいたが、それを知らなかったか(注61)、忘れた場合は礼拝をやり直す。

汚れたもので骨を接いだ者は、危険があれば取り外す義務はない(注62)。

彼から分離した身体部分や歯は清浄である(注63)。

墓地(注64)、厠(注65)、浴場(注66)、ラクダの溜まり場(注67)、不法に占拠した場所(注68)、およびそれらの屋根の上における礼拝は無効であるが、そちらの方向に向かって礼拝することは（やむを得ない場合は）有効である(注69)。カアバ神殿の中、およびその上における義務の礼拝は無効であるが(注70)、随意の礼拝はカアバ神殿の柱に向かって行うならば有効である(注71)。

それ（礼拝の条件）には、キブラ（カアバ神殿の方向）に向かうことも含まれる(注72)。

キブラ（カアバ神殿の方向）に向かうことのできない者(注73)、旅路にあって乗り物で移動中の者(注74)以外は、それなしには礼拝は有効とならず、彼にもそれ(キブラ)に向かって礼拝を開始する必要がある(注75)。歩行者はそれ（キブラ）に向って礼拝を始め、立礼、叩頭をする必要がある。

キブラの近くにいる者はキブラそれ自体を目指す義務があり、遠くにいる者はその方向に（向かう義務がある)。信頼のおける者が確信をもってその方角を示すか、イスラームのミフラーブ（モスク内のキブラの方向を示す壁龕）があれば(注76)それに基づいて行う。旅路にあれば北極星(注77)、太陽と月及び両者の位相に基づきそれ（キブラの方向）を割り出す。二人のムジュタヒド（イジュティハードを行う者）がイジュティハード（確定的根拠の無い場合の独自の判断）を行って、違う方角を示せば、一方がもう一方に従うことはないが(注78)、ムカッリド（タクリードを行う者）は二人のうち信頼のおけると思われる者の方に従う。イジュティハード（確定的根拠の無い場合の独自の判断）もタクリード（自己判断を下さず権威ある人間の判断に従うこと）もなしに礼拝した者は、タクリードすべき人をみつけた場合は、カダーゥ（定刻を過ぎての履行）を行う。キブラの目安となるものを知った者が礼拝毎にイジュティハードを行い、再度の（イジュティハード）で礼拝を行っても、最初の（イジュティハード）で行った礼拝はカダーゥ（定刻を過ぎての履行）をしない(注79)。

それ（礼拝の条件）にはニーヤ（意図）も含まれる(注80)。それゆえ、特定の礼拝そのものを意図しなくてはならない(注81)。しかし義務（の礼拝であること)、(定刻内）遂行（adā'）、カダーゥ（定刻を過ぎての履行）(注82)、随意、やり直しについてはそれらのニーヤは条件とならない。ニーヤはイフラームのタクビール（「アッラーフは至大なり」と

唱えること）と同時に行われるが(注83)、定刻内であればそれ（ニーヤ）をそれ（タクビール）に僅かな時間なら先行させることが彼（礼拝者）には許される。もしニーヤが礼拝中に途絶えるか、その疑念が生じた場合は礼拝は無効となる。またそれ（ニーヤかイフラーム）に疑いが生じた場合は、それ（礼拝）を最初からやり直す(注84)。単独（で礼拝する）者が、彼の義務（の礼拝）を随意（の礼拝）に変更する（ニーヤを抱いた）としても、（定刻が過ぎてしまうまでに）時間が十分あるならば許される(注85)。しかし一つの義務（の礼拝）から別の義務（の礼拝）にニーヤを移行した場合は、どちらも無効となる(注86)。（礼拝の）先導をするか、追随するかのニーヤも義務である(注87)。単独（で礼拝する）者が［礼拝の途中で］追随をニーヤした場合は(注88)、義務（の礼拝）であって（礼拝の途中で単独礼拝から）先導（への変更）をニーヤした場合同様(注89)、有効でない(注90)。また、追随者が正当な理由(注91)なしに単独礼拝（への変更）をニーヤした場合、（その礼拝は）無効となる(注92)。追随者の礼拝は、導師の礼拝の無効により無効となり、代行者の指名はない(注93)。ただし部族の導師が自分の代理がイフラームをし（て先導し）た者に対して、（導師として）イフラームを行い、代理が追随者の立場に戻った場合、（その礼拝は）有効である(注94)。

(注1)「預言者のもとにジブリール（ガブリエル）がやってきて、『立ってその礼拝をせよ』と命じ、太陽が（南中の後に）傾き始めた時、ズフルの礼拝をした。その後アスルまた彼のもとに来て、また『立ってその礼拝をせよ』と命じ、万物の陰が本体と同じ長さになった時、アスルの礼拝をした。その後マグリブにまた彼のもとに来て、『立ってその礼拝をせよ』と命じ、太陽が沈んだ時、マグリブの礼拝をした。その後イシャーゥにまた彼のもとに来てまた『立ってその礼拝をせよ』と命じ、残照が消えた時、イシャーゥの礼拝をした。その後ファジュルにまた彼のもとに来てまた『立ってその礼拝をせよ』と命じ、夜が白み始めた時、ファジュルの礼拝をした。

また翌日預言者のもとにジブリール（ガブリエル）がやってきて、『立っ

てその礼拝をせよ」と命じ、万物の陰が本体と同じ長さになった時、ズフルの礼拝をした。その後アスルにやって来ててまた「立ってその礼拝をせよ」と命じ、万物の陰が本体の長さの2倍になった時、アスルの礼拝をした。その後マグリブにやって来てまた「立ってその礼拝をせよ」と命じ、同時刻に、マグリブの礼拝をした。その後イシャーゥにまたやって来てまた「立ってその礼拝をせよ」と命じ、夜半が過ぎた、あるいは夜の3分の1が過ぎた頃、イシャーゥの礼拝をした。その後夜も完全に白んでからまたやって来てまた「立ってその礼拝をせよ」と命じ、ファジュルの礼拝をし、「この二つの間が(定)刻である」と言った。」(ハディース:アフマド、アル=ナサーイー、アル=ティルミズィー) *al=Salsabīl,* vol.1, p.110.

(注2)「歯磨とウドゥーに関するスンナ」章・(注10)参照。

(注3)「ズフルの定刻は太陽が傾き始めてから、人の陰が身長と同じになるまでである」(ハディース:ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.466.

(注4)「ズフルの礼拝は涼しくなってから行いなさい」(ハディース:アル=ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.469, *al=Salsabīl,* vol.1, p.111.

(注5)「なぜならその(曇天)時には雨や風の心配があるから」*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.470. あるいは曇っていると太陽が見えないため、太陽が傾き始めてズフルの定刻に入ったかどうかが分りにくいので、定刻に入ったと確信できるまで遅らせる。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.470.

(注6)「最善の行いは、定刻の始め(に行うところ)の礼拝である」(ハディース:アル=ティルミズィー、アル=ダーラクトゥニー、アル=ハーキム)*al=Salsabīl,* vol.1, p.111.

「礼拝の定刻の始まりにはアッラーフの御満悦があり、その(定刻の)終りにはアッラーフの御寛恕がある」(ハディース:アル=ティルミズィー、アル=ダーラクトゥニー、アル=バイハキー) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.108.

(注7)(注1)参照。陰が本体の2倍になるまでは特に理由がなくとも遅らせても罪はない。この時間帯を「自由選択の時間帯(waqt al=ikhtiyār)」と呼ぶ。しかし正当な理由なくこの時間を過ぎて礼拝を遅らせれば、その礼拝は定刻内に行われたものと見なされ、カダーゥとはならないものの、罪を犯したことになる。この時間帯を「やむを得ない(場合にのみ許される)時間帯

(waqt al=ḍarūra)」と呼ぶ。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, pp.471-472.

(注8)「日が沈むまでに、アスルの礼拝のうちの1ラクア（後述）に（だけ）でも間にあった（adraka）者は、アスルの礼拝に間にあったことになる」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.471.

(注9)「アッラーフの使徒は太陽が高く輝いている間にアスルの礼拝を行われたが、その後でアル＝アワーリー（村）に出かけた者が、その（村）民のもとに着いた時、まだ太陽は高くにあった」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー、イブン・マージャ）*al=Salsabīl,* p.111.

(注10)「残照が消えない限り、マグリブの定刻である」（ハディース：ムスリム、アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー、アフマド）

「礼拝（の定刻）には最初と最後がある。マグリブの定刻の始まりは太陽が沈んだ時であり、その定刻の終りは地平線が（闇に）隠れた時である」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Mughnī,* vol.2, pp.24-25.

(注11)「アッラーフの使徒は太陽が沈み、（夜の）帳に隠れた時、ムグリブの礼拝を行われた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.112.

(注12)「東の。そしてその後にはもはや闇は訪れない。一方第1（のファジュル）とは、青（白）く楕円形であり、輝いたのちに（再び）暗くなる。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.476.

「睡眠には怠慢はない。怠慢とは目覚めているのに、礼拝を次の礼拝の定刻に入るまで送らせることである」（ハディース：ムスリム）「礼拝」の書・(注9) 参照。

イシャーゥの定刻の「自由選択の時間帯」は夜の3分の1（が経過する）までであり［(注1) 参照］、「やむをえない場合にのみ許される時間帯」［(注7) 参照］は第2のファジュルまでとなる。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.476, *al=Ḥāshiya,* vol.1, pp.475-477.

(注13)「私のウンマに負担を負わせることになるのでなければ、イシャーゥの礼拝を夜の3分の1（が経過する）、或いは夜半まで遅らせるよう、おまえたちに命じていたことだろうに」（ハディース：アル＝ティルミズィー、アル＝ナサーイー、イブン・マージャ、アフマド、アブー・ダーウード）*al*

=*Mughnī,* vol.2, p.42, *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.476.

(注14)(注1)参照

(注15)「我々信徒の女性は、布を羽織って預言者と共にファジュルの礼拝を行い、礼拝を済せると家に戻り、人々は誰も彼女たちを識別しなかった」(ハディース:アル=ブハーリー、ムスリム) *al=Salsabīl,* vol.1, p.113.

(注16)「日が沈むまでに、アスルの礼拝のうちの1サジダに(だけ)でも間にあった(adraka)者は、アスルの礼拝に間にあったことになる。日が昇るまでに、スブフ(ファジュル)の礼拝のうちの1サジダに(だけ)でも間にあった者は、アスルの礼拝に間にあったことになる。—「サジダ」とは「ラクア(後述)」に他ならない」(ハディース:ムスリム)」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.481.

(注17)「日が沈んだのをこの目で確認した」と信頼のおける人が言うのを聞く、あるいは礼拝時刻を熟知したアザーン朗詠者のアザーンを聞く、など。cf., *al=Ḥāshiya*, vol.1, p.483.

(注18)「なぜなら(その時点では)それ(定刻に入ったと思って行った礼拝)はまだ義務となっていなかったからであり、その義務(としての礼拝を)を(改めて)再度行う」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.484.

(注19)「発狂などによって」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.485.

(注20)「なぜならそれ(その礼拝)は、定刻に入ったことで義務となり、(義務として)確定しているからである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.484.

(注21) 例えばアスルであれば、ズフルとアスルが義務となる。なぜなら遠出などのなんらかの正当な理由があった場合は(後述)、ズフルの礼拝はアスルの時間まで遅らせることが許されるため、アスルは特定の状況下ではズフルの礼拝の定刻でもあるから。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.486.

「イブン・アッバースとアブド・アル=ラフマーン・ブン・アウフの『月経の女性が日没前に清まれば、ズフルとアスルの礼拝を行う』との言葉による。教友が何かの発言をし、その見解に他の教友が誰も反対しなければ、その見解は法的典拠(ḥujja)となる。」*al=Salsabīl,* vol.1, p.114.

(注22)「礼拝を寝過ごしか、忘れていた者は、気が付いた時に行え」(ハデ

ィース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.487.

「預言者は日没後にアスルの礼拝を行い、その後で、マグリブの礼拝を行われた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.488.「アザーンとイカーマ」章・（注33）参照。

（注23）「アッラーフは私のウンマの勘違いと失念を赦し給うた」（ハディース：イブン・マージャ）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.489,「歯磨とウドゥーに関するスンナ」章・（注8）

（注24）「順番を違えることは定刻を逃すことより、（罪が）軽い（aysar）から。*al=Inṣāf* に於いて言うには、『自由選択の時間帯を逃すことへの恐れは、定刻全体を逃すこと（への恐れ）と同じである』」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.490.（注7）参照

（注25）「『アーダム（人）の子らよ、全ての叩頭の場（masjid）に於いては、おまえたちの衣装（zīna）を着けよ』（クルアーン7章31節）。イブン・アッバースは、『「（全ての叩頭の場（masjid）に於いて」、とは、「全ての礼拝に於いて」（の意味）である。』と言っている。」*al=Salsabīl,* vol.1, p.115, al=Ḥāshiya, vol.1, p.492.

（注26）「即ち、アウラ（秘所）の肌の色が白いか黒いかが」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.493.

（注27）「おまえ（ジャルハド・アル＝アスラミー）の太腿を隠しなさい。というのは太腿はアウラだからである」（ハディース：アフマド、マーリク、アル＝ティルミズィー）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.495.

「但し両者（臍と膝）はアウラには含まれない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.497.

「7才以上、10才未満の男子のアウラは両恥部（性器と肛門）である」*al=Mu'tamad,* vol.1, p.111.

「奴隷女に関しては、頭（髪）、腕なら肘まで（の前腕）、足なら膝まで（の膝）など通常露出する部分は、アウラでない。なぜならばウマル（3代カリフ）は奴隷女にヴェイルで顔を覆うこと、女性自由人の真似をすることを禁じたからである。またアル＝カーディー（Abū Ya'lā, d.458）は *al=Jāmi'* の中で、『それ以外の部分はアウラである。なぜならそれは臍の下の部分と同様、通常露出しないからである』と言っている。またイブン・ハーミド（d.403）は、以下のアマル・ブン・シュアイブが祖父から父を経ての預言者

からの伝承に基づき『彼女（奴隷女）のアウラは、男性のアウラと同じである』と言っているのである。

（そのハディースとは）『おまえたちは誰でも、自分の奴隷女を自分の奴隷か、雇人と結婚させたなら、（その後は）そのアウラを見てはならない。なぜなら臍から膝までの部分はアウラであるから―即ち、女性のアウラのことを意図している（yurād）』（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー）」*al=Kāfī,* vol.1, p.112, *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.496.

「子の母」（主人の子を生んだ奴隷女）、部分的に解放された奴隷女も同様。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.496.

（注28）「女性はアウラである」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Mughnī,* vol.2, p.328, *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.497.

「『女性が腰布なしに、ヴェール（khimār）と上着だけで礼拝できましょうか』とウンム・サラマ（預言者の妻の一人）が尋ねると、彼は『もし上着が長くて、彼女の両足の表面を隠すなら（可）』と答えられた」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ハーキム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.116.

「礼拝以外では、（顔も男性の）凝視に関するアウラであることで、彼女の身体の他の部分と同じ」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.497.

（注29）「一枚の服（だけ）を着ての礼拝について尋ねられて、預言者は『おまえたちは皆、2枚（ぐらい）の服を持ってはいないのか』と答えられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.498.

（注30）「男性は、肩の片方（だけ）に（でも）何も乗せないでは、1枚の服（だけ）では礼拝をし（てはなら）ない」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.499.

（注31）（注28）参照。

（注32）「常識に照らして。もし（露出）時間が長引けば、（礼拝を）やり直す。僅かな時間であるか、露出箇所が猥褻でなければ、故意（に露出させたので）でない限り、たとえ（露出）時間が長引こうとも、やり直さない。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.501.

「私（アムル・ブン・サリマ・アル＝ジャルミー）の父は、自部族から派遣された使節団の一人としてアッラーフの御使のもとを訪ねた。御使は彼等（使節団）に礼拝を教えられ、『おまえたちの中で、最も（クルアーン）読唱に長けた者が、おまえたち（の礼拝）を先導する』と言われた。ところが彼等

(自分の部族民)の中で私が最も(クルアーン)読唱に長けていたので、彼等は私を(礼拝先導者に)推挙した。そこで私は自分の小さな黄色い上着1枚(だけ)を着て人々の礼拝の先導をしたが、私が跪拝をすると(アウラが)露になったので、女たちの一人が『私たち(の目)からあなたがた(男たち)の(クルアーン)読唱者(礼拝先導者)のアウラを隠して下さい』と言った。

そこで彼等は私のためにオマーン製のシャツを買ってくれたのですが、私がイスラームに入信して以来、私はこの時ほど嬉しかったことは他にありませんでした。」(アブー・ダーウード) *al=Mughnī,* vol.2, p.287, *al=Ḥāshiya,* vol.1, pp.501-502.

(注33) 男性の場合の絹製品、金糸銀糸織の衣服、あるいは不当に占有した衣類など。また同様に不当に占拠した場所で礼拝した場合もやり直す。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, pp.502-503.

あるいはその服の代金が禁じられたものであった場合も。

「『服を買った者は、それ(服を買って払った代金)に、1ディルハムでも禁じられたもの(例えば利子で儲けたか、横領したなどの)が混ざっていれば、それを着ている限り、彼の礼拝をアッラーフは嘉納し給わない』とのイブン・ウマルの言葉による。そう語った後で彼は2本の指で両耳を塞いで『もし私がこれをアッラーフの使徒から聞いたのでなければ、私の耳は塞がれていたであろう』と言った。」(ハディース:アフマド)

但し、禁じられた服を着てであっても礼拝自体は有効である、との説を採る学者も多い。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.502.

(注34)「不浄な、あるいは不当に占拠された場所にいることを強制された全ての者についても同様(にやり直す必要はない)。というのはその場を動くことで、自分の身体や財産に害を被る恐れがあるからである。」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.504.

(注35)「なぜならこの二つの部分が最も猥褻であるから」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.506.

(注36)「なぜなら(後部は)ルクーウ(屈身礼)と跪拝の際に露になるから。但し(布が)肩の一方から臀部までだけ(を覆う)に足りる場合には、その二つ(肩の一方と臀部)を覆い、座って礼拝する。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, pp.506-507.

(注37) なぜなら礼拝する間だけ、アウラを覆う布を借りることは些細なこ

とであり、後々に負担、迷惑となるような大きな負い目とはならないから。一方、アウラを覆う布を贈与する、との申出は、過度な負い目となるので、受ける必要はない。またアウラを覆うものを持っていない者が、自分から覆うための布を他人に貸してくれるようにと頼む必要もない。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, pp.507-508.

(注38)「船が難破して裸で脱出した者について尋ねられ、『座って、頭の動作で（礼拝の）仕種をして礼拝せよ』と言った、とのイブン・ウマルの伝承に基づく」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.508.

(注39) 先導者を中央に1列しか作らず集団礼拝することが義務。但し先導者が中央に位置することは義務ではなくムスタハッブに過ぎないとの説もある。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.509.

(注40)「(両性が) 互いのアウラを見ないで、集団礼拝を行えるように。」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.509.

(注41)「預言者は『吊り掛け』を禁じられた」(ハディース：アブー・ダーウード)

「吊り掛け」とは布を両肩に掛け、その布の片端を一方の肩に掛けないこと、を指す。*al=Ḥāshiya*, vol.1, pp.510-511, *al=Salsabīl,* vol.1, p.118.

(注42)「預言者は、一枚布の左掛けと、男が性器と空の間に一物も（置か）ない（状態）で、一枚の布を纏って座ること、の二種の着衣を禁じられた。」(ハディース：アル＝ブハーリー) *al=Mughnī,* vol.2, pp.295-296.

「一枚布の左掛け」とは布の中央を右脇に挟み、両端をを左肩に掛けること。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, pp.512-512. 但し、他の語釈もある。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, pp.512-513.

(注43)「預言者は『吊り掛け』と、男性が口を（布で）覆うことを禁じられた」(ハディース：アブー・ダーウード)

「口を覆うことには、マギ教徒が火を拝む際の流儀との類似があるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1., p.512.

「ある民族を真似る者は、その民の同類である」(ハディース：アフマド) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.514.

(注44)「預言者は、7つの身体部分（両掌、両膝、両爪先、顔を地につける

こと）によって礼拝し、髪や服を手繰らないようにと、命じられた」（アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.119.

(注45)「腰紐（zunnār)」とは、啓典の民が締めていた細いベルト、と言われ、禁止の典拠は前掲のハディース「ある民族を真似る者は、その民の同類である」。「腰紐」と似ていない帯なら締めても構わない。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, pp.513-514.

(注46)「尊大に服（の裾）を引摺る者は、（復活の日に）アッラーフの御目通りが適わない」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al =Murbi',* vol.1, p.515.

(注47)「預言者は、家の中の『像』及び、その作成を禁じられた」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.517.

「像」とは「彫塑像（timthāl)」あるいは「画像（shakl)」であるが、動物以外の植物など魂(nafs)の無いものの像は許される。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.516.

「但し、『像』から、生命が維持できなくなるものを削れば、マクルーフではなくなる」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.517.

「家の門のところにある『彫塑像』の頭を切り落とし、植物のような形にするように命じなさい。」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.517-518.

(注48)「男であれ、女であれ『像』の入ったものの着用、あるいはそれを壁に張詰めたり、掛けたりすること。但しそれを敷いたり枕にすることは別。」*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, p.518.「つまり、像の入ったものを（敷いたり枕にすること)。それは許される。なぜならアフマドが伝えるところでは、預言者は、『像』の入った枕に寄り掛かって座られたからである。」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.518.

(注49)「金と絹は、我がウンマの女性には許され、男性には禁じられた」(ハディース：アフマド、アル＝ティルミズィー、アル＝ナサーイー、アブー・ダーウード、アル＝ハーキム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.121.

(注50)「預言者は絹100%（al=muṣammat）の服だけを禁じられたのであり、(服の）飾り縁や服の縦糸については、(絹糸の使用に）支障はない」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.521.

(注51)「寒さや暑さなど」*ibid.*, vol.1, p.522.

(注52)「アブド・アル＝ラフマーン・ブン・アウフとアル＝ズバイルの二人が預言者に虱（による旅先での痒疹）について訴えました。そこで預言者はこの二人に絹のシャツ（の着用）を特に許可されました（rakhkhaṣa）。」*ibid,* vol.1, pp.522-523.

(注53) 防身具として他に代るものが無いような場合。cf., *ibid,* vol.1, p.523.

(注54) 詰め物にすれば尊大さ、華美さがないから。cf., *ibid.,* vol.1, p.523.

(注55)「アッラーフの使徒は、絹の着用を禁じられましたが、指2本、或いは3本、4本ほどの大きさなら別です」（ハディース：ムスリム）*al=Rauḍ al =Murbi'*, vol.1, p.525.

(注56)「（預言者は）私（アリー）に紅花染めの衣装を禁じられました」（ハディース：ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.525.

「預言者は男性にはサフランによる染色を禁じられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.526.

(注57)「汝の服を浄めよ」（クルアーン74章4節）

「尿を洗い流せ。墓中の罰の大抵はそのせいであるから。」（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.530, *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.530.

(注58) イスティジュマールの際の拭き残しや、動物の体内にある糞便なども許容される。なぜなら「預言者は娘のザイナブの娘ウマーマを抱いて礼拝を行われた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）から。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.531, *al=Kāfī,* vol.1, p.108.

(注59) たとえば船や象など。引き摺られるものであれば、汚物を身につけた場合に準ずる。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, pp.531-532, *al=Kāfī*, vol.1, p.108.

(注60)「それ（汚れの付着）がその（礼拝の終了）後に生じた可能性もあり、（礼拝中に汚れが付着したのではとの単なる）疑念によっては（礼拝は）無効にならないから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.534.

(注61) 付いているものが何か、あるいはそれが汚物とみなされるか否か、あるいは汚れの除去が礼拝の条件であることを知らなかったなどの場合。但し、この場合も礼拝は有効であるとの説を採る学者も多い。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, pp.534-535.

(注62)「生命と、身体の各部位の保全は義務であり、それは礼拝の条件を整えることよりも重要であるから」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.535.

(注63)「ムスリムは生存中も死後も汚れることはない」(ハディース：アル＝ブハーリー) *al=Salsabīl,* vol.1, p.124. 但し、人間を除く動物一般については生体から分離された身体部位は不浄となる。「器」の章・(注7) 参照。

(注64)「アッラーフの使徒は、ごみ溜、屠殺場、墓地、路上、浴場、駱駝の溜まり場、アッラーフの館 (カアバ神殿) の屋上、の7つの場所で礼拝することを禁じられた」(ハディース：イブン・マージャ、アル＝ティルミズィー) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.542.

(注65)「汚物の存在の可能性によって、これらの場所での礼拝が禁じられているなら、厠こそ汚物の集積地、捨て所に他ならず、そこで (の礼拝) はより禁じられるにふさわしいからである」*al=Mughnī,* vol.2, p.469.
「厠に向って (ilā) 、或いは浴場の中で、或いは墓地の中で礼拝するなかれ」(イブン・アッバース言葉) *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.539.

(注66)「大地は浴場と墓を除き、全てが礼拝場 (masjid) である」(ハディース：アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アル＝ティルミズィー、アフマド) *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.537.

(注67)「羊の休み場でなら礼拝せよ。駱駝の溜まり場では礼拝するな。」(ハディース：ムスリム)
「駱駝の溜まり場では礼拝をするな。なぜなら奴等は悪魔であるから。」(ハディース：アブー・ダーウード) *al=Mughnī,* vol.2, p.469.

(注68) 不法占拠地での礼拝はマクルーフではあっても有効であるとの説もある。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.540.

(注69) 墓地、厠に向っての礼拝は有効ではない、との説もある。「墓に向って (ilā) 礼拝するな」(ハディース：ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.543.

(注65) 参照。

(注70)「『どこにいようとも、汝らの顔をその（聖モスク＝カアバの）方向に向けよ』（クルアーン；2章144節、150節）とのアッラーフの御言葉による。というのはその（カアバの）中、あるいは屋上で礼拝する者は、その方向を向いているといえないから」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.544.

但し、有効との説もある。cf., *ibid.*.

(注71)「預言者は（アッラーフの）館（カアバ）で2ラクアの礼拝を行った」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、マーリク）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.116, *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.545.

但しハンバリー派の通説では、無条件に有効である。cf., *Zād al=Mustaqni',* *al=Riyāḍ,* 1993, vol.3, p.171.

(注72)「汝の顔を聖モスクに向けよ」（クルアーン2章144節）*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.1, 548.

(注73)「出来る範囲でアッラーフを畏れよ」（クルアーン64章16節）
「私がおまえたちに何かを命じたら、そのうちの出来るだけを果たせ」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.125.「タヤンムム」章・(注6) 参照。

たとえば別の方向を向いて縛られて動けない者、白兵戦の最中にある戦闘員など。cf., *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, pp.549-550.

(注74) リヤド版 *Zād al=Mustaqni'*、ベイルート版 *Zād al=Mustaqni'*、*al=Salsabīl* は「移動中の者 (mutanaqqil)」を、「随意の礼拝を捧げる者 (mutanaffil)」と読んでいる。

「至高なるアッラーフの御言葉、『東も西もアッラーフに帰属する。汝らがどこを向うとも、そこにはアッラーフの御顔。』（クルアーン2章115節）。イブン・ウマルは『この節は、特に自発的勤行 (taṭauwu') に関して啓示された。つまりおまえの（乗っている）ロバと一緒におまえも向きを変えるときについてである。…中略…『アッラーフの使徒は自分のロバの上でウィトル（奇数回）の礼拝（後述）を行っておられた』—別のヴァリアントでは『彼の乗用動物の上で、どちらに顔が向いていようと、自分の頭で（礼拝の）仕種をして（アッラーフを）称えられ、イブン・ウマルをそうしていた』となっている—（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）またアル＝ブハーリーの伝承では、『義務（の礼拝）を除いて』とあり、ムスリムとアブー・

ダーウードの伝承では、『但し（預言者は）その（乗用動物）上では定めの（義務の）礼拝は行われなかった』となっている。」*al=Mughnī,* vol.2, p.96, *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.550.

(注75)「アッラーフの使徒は乗用動物の上で自発的勤行として礼拝なさろうと望まれた時は、キブラを向いて（礼拝開始の）タクビールを行い、その後、乗用動物を放任なさり、乗用動物によって方向の決まるままに礼拝をされました」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー、アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.126.

(注76)「なぜなら彼等（ムスリム）が、世代を重ねて、それ（キブラの方向）に同意しているということは、それについてのイジュマーゥであるから、それ（そのキブラの方向）に異を唱えること（mukhālafa）は許されない。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.555.

(注77)「そして彼等は星によって導かれる」（クルアーン16章16節）*al=Kāfī,* vol.1, p.120.

(注78)「我々は旅先で預言者と御一緒していたが、闇夜でキブラの方角が分らなかったので、各自がそれぞれの方角を向いて礼拝を行った。そして朝になって我々がそのことを預言者に話すと、『汝らがどこを向うとも、そこにはアッラーフの御顔。』（クルアーン2章115節）の節が啓示されたのであった。」（ハディース：アル＝ティルミズィー、アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.126.

(注79)「なぜならイジュティハードがイジュティハードを無効に（yanqḍu）することはないからである」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.561.

(注80)「それを声に出して唱えることは条件ではない」*ibid.,* vol.1, p.563.

(注81) 義務の場合であれば、例えばズフルの礼拝、義務でなく随意であれば、例えばウィトル（後述）の礼拝、あるいは付属のスンナ（後述）の礼拝、などと特定する。

「行為はただニーヤにのみ拠る」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）cf., *ibid.,* vol.1, p.564,「ウドゥーの義務」章・(注7).

(注82)「((注81) で述べたように何の礼拝かを）特定してあれば、それ（義

務、遂行、カダーゥ等のニーヤの付加）は不要であるから」*ibid.*, vol.1, p.565.

（注83）「タクビールをニーヤに続けて唱える」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.567.

（注84）ニーヤの中断あるいは存在自体に疑念が生じた場合に礼拝が無効になるかどうかについては異説もある。cf., *ibid.*, vol.1, pp.568-569.

（注85）「例えばそれ（義務の礼拝）で単独でイフラームを行ったあとで、集団礼拝（の列）が出来たので、義務（の礼拝）を集団礼拝で行うために、それ（自分が単独で行っていた義務の礼拝）を（早めに切り上げるために）随意の礼拝に切り替えても、有効である。というのは義務の（礼拝）のニーヤは随意（の礼拝）のニーヤを内包しているからである。しかし正当な理由なく、それ（義務の礼拝を随意の礼拝に途中で切り替えること）を行うことははマクルーフである。」*al=Kāfī,* vol.1, pp.126-127, cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, p.570.

（注86）「なぜなら第1（の礼拝）のニーヤは途切れており、また第2（の礼拝）についても、その初めにニーヤを有していなかったからである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.571.

（注87）「なぜなら集団（礼拝）には、（それ特有の）法規定が適用されるが、両者［単独礼拝と集団礼拝］が［導師と追随者の（先導と追随の）］ニーヤによってのみ区別される以上、それ（先導と追随のニーヤ）は条件となる」*ibid.*, vol.1, p.572.

（注88）「その礼拝が義務であれ随意であれ」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.574.

（注89）「その意味するところは、随意（の礼拝）なら有効である、ということである」*ibid.*, vol.1, p.574.

「預言者が一人で深夜の礼拝に立っておられたところにイブン・アッバースがやってきて、彼（預言者）の隣でイフラーム（入斎）したところ、預言者は彼と共に礼拝された」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.*, vol.1, p.575.

但し、義務の礼拝でも有効であるとの説も有力である。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.1, pp.574-575, *al=Salsabīl,* vol.1, p.128.

（注90）追随に変更する場合も有効であるとの説もある。cf., *ibid.*, vol.1, p.574.

ハンバリー派の通説では、義務であれ、随意であれ無効である。cf., *Zād al=Mustaqni'*, *al=Riyāḍ*, 1993, vol.3, p.172.

(注91)「(急) 病、眠気、導師の (礼拝の過度の) 引延ばし等」*al=Rauḍ al =Murbi'*, vol.1, p.575.

(注92)「彼が自分の導師への追随を怠ったことにより」*ibid.*, vol.1, p.575.

(注93)「ウマルが (礼拝の先導中に刺客に) 指された時に、アブド・アル =ラフマーン・ブン・アウフの手を取って、前に立たせ、彼が (先導して) 人々のために礼拝を完遂した」との伝承に基づき、代行者の指名が可能であるとする学者も多い。cf., *al=Ḥāshiya*, vol.1, p.576, *al=Salsabīl*, vol.1, p.128.

(注94)「(重病のため預言者がアブー・バクルに礼拝の先導の代行を命じていたので) アブー・バクルが礼拝を (先導) し、人々が礼拝中であったところに預言者がいらした。そこでアブー・バクルは (人々の礼拝の) 列まで後退りし、預言者が前に出られて、人々を先導して礼拝された。」(ハディース : アル=ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.577.

「礼拝の形態」章

以下のことがスンナである。「礼拝は始まった」の声を聞いたときに立ち上がる(注1)、列を整え(注2)、跪拝の時と同様に(注3)指を揃えて伸ばした両手(注4)を肩にそって上げながら(注5)「アッラーフは至大なり」と唱える(注6)。日中の2回の礼拝 [ズフル、アスル] の前半2回 (ラクア) の (クルアーンの) 読誦の時と同様に (後述)、導師は (声を上げて「アッラーフは至大なり」と唱えて) 自分の後に (並んで) いる者に聞こえるようにするが(注7)、彼 (導師) 以外の者は自分だけに (聞こえるように唱える) (注8)。次いで臍の下で左手首を握り(注9)、跪拝の (際に額をつける) 場所に視線を落とし(注10)、「あなたに称えあれ、アッラーフよ、あなたの誉れによって。あなたの御名は恵みに満ち、あなたの威光はい

と高く、あなた以外に神はありません」と唱える(注11)。次いで（魔除けの）加護祈願句を唱える(注12)。次いで「アッラーの御名に於いて」と声を潜めて唱えるが、それは開扉の章には含まれない(注13)。それから「開扉の章」を読む(注14)。途中(イスラーム法上)規定にないズィクル(アッラーフの唱念)や沈黙によって途切れ、それ［ズィクルや沈黙による中断］が長引いたり、促音や文字を抜かしたり、順番を違えた場合は、追随者以外（先導者、単独礼拝者）には［「開扉の章」の読唱の］やり直しが課される。声を上げて行う礼拝においては全員が「アーミーン」と声を上げて唱える(注15)。

その（開扉の章の読唱の）後には夜明け前の礼拝では「ムファッサル(mufaṣṣal)（区分されたもの)」(注16)のうち長いものを、日没の礼拝では短いものを、その他の礼拝では中程のもの(注17)を読む。クルアーン「ウスマーン本」(注18)の中にないものを読み上げた礼拝は有効ではない(注19)。

次いで「アッラーフは至大なり」と唱えながら(注20)両手を上げて(注21)、指を広げて両手を両膝に置き(注22)、背筋を伸ばして(注23)「強大なる我が主に称えあれ」と唱えて(注24)屈身礼を行う。次いで先導者、或いは単独礼拝者は「アッラーフは彼を称える者（の声）を聞き届け給う」と唱えながら(注25)頭と両手を上げ、両者（先導者、単独礼拝者）は直立後、「我らが主よ、そして賞賛はあなたに帰属します(注26)。天を満たし、地を満たし、それを越えてあなたが望み給うたところの、いかなるものをも満たして」と唱える(注27)。追随者は直立の際には「我らが主よ、そして賞賛はあなたに帰属します」とだけ唱える(注28)。それから「アッラーフは至大なり」と唱えながら、（地に）伏し、7つの器官、すなわち先ず両足、次いで両膝、次いで両手、次いで額と鼻をつけて跪拝するが(注29)、跪拝する自分の身体器官以外であれば(注30)遮断物が［身体と礼拝場所の間に］あっても（可）(注31)。そして両腕を脇から(注32)、腹部を両腿から離し、両膝を開いて(注33)「至高なる我が主に称えあれ」と

唱える(注34)。次いで「アッラーフは至大なり」と唱えながら頭を上げ(注35)、左足を崩して右足を立てて座り(注36)、「我が主よ、我を赦し給え」と唱え(注37)、一回目と同様に2回目の跪拝を行う(注38)。

次いで「アッラーフは至大なり」と唱えながら(注39)、足の前部（だけの力）によって（'alā ṣudūr qadamai-hi)(注40)、もしそのほうが易しければ膝を支えにして(注41)立ち上がる。それからタフリーム（入斎)、礼拝開始（のドゥアー)、(魔除けの）加護祈願、ニーヤ（意志)の更新を除いて(注42)同様に第2回（ラクア）の礼拝を行う)。次いで左足を崩して座り(注43)、手を腿の上に置き、右手の小指と薬指を握り、親指と中指で輪を作り、タシャッフド（信仰告白）では人差し指で指し、左手は指を伸ばし(注44)、「諸々の祝詞はアッラーフに帰属し、礼拝も善行もまた。あなたに平安あれ、預言者よ、そしてアッラーフの御慈悲とその恩寵を。アッラーフの善良な僕である我々にも平安あれ。私は、アッラーフの他に神はないことを証言します。そして私はムハンマドがアッラーフの僕であり使徒であることを証言します」と唱える(注45)。これが第一のタシャッフド（信仰告白）である。次いで「アッラーフよ、イブラーヒームとその一統に祝福をなされたように、マムハンマドとその一統を祝福し給え。まことにあなたこそ賞賛すべき尊厳者にあらせられます。アッラーフよ、イブラーヒームとその一統を恩寵を垂れ給うたように、マムハンマドとその一統に恩寵を垂れ給え。まことにあなたこそ賞賛すべき尊厳者にあらせられます。」と唱える(注46)。

そして火獄における罰と墓の中での罰、生時と死後の試練、偽キリストの試練からの守護を祈願し(注47)、定型句（mā warada)(注48)でドゥアー（祈願）を行う。その後、右を向いて「あなた方に平安とアッラーフの御慈悲がありますように」とタスリーム（平安祈願）を行い、左に向かって同じようにする(注49)。

3回式、あるいは4回式の（礼拝の）場合には(注50)、第1のタシャッフド(信仰告白)の後、「アッラーフは至大なり」と唱えて立ち上がり、「賞

賛は…」［開扉章］のみを読むことを除き(注51)、残りについては2回目の時と同様に礼拝を行う(注52)。それから最後のタシャッフド（信仰告白）ではタワッルク（横座り）をする(注53)。女性も同様にするが、体を縮めて、［座る際には］両足を右側に折込む(注54)。

(注1)「預言者はそのようになされていた」(教友イブン・アビー・アウファーの伝えるハディース、出典不明) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.6.
「彼（イカーマ朗詠者）の『礼拝が始まった』との句で立つ、との説を我々が採るのは、これ（『礼拝が始まった』との句）は、『命令』を意味する『叙述文』であり、その意図は、人々が立ち上がるようにとの告示であり、その命令に従い、その意図を実現するために、立ち上がり始めることがムスタハッブだからである」*al=Mughnī*, vol.2, p.124.

(注2)「預言者は『おまえたちの列を整えよ。まことに整列は礼拝の遂行―別のヴァリアントでは、礼拝の成就―の一部である』と言われた。」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー) *al=Salsabīl*, vol.1, p.129.

(注3)「(預言者が)跪拝から起き上がられる時には、同様に両手を上げ、『アッラーフは至大なり』と唱えられた」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー) *al=Salsabīl*, vol.1, p.130.

(注4)「アッラーフの使徒は、開いて（muddan）両手を上げられた」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー) *al=Ḥāshiya*, vol.2, p.15.

(注5)「アッラーフの使徒は礼拝を開始される時には、両手を肩まで上げられ、また屈身礼から頭を上げるときも、同様に双方（の手）を上げられたが、跪拝の時にはそうなされなかった」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Kāfī*, vol.1, p.128, *al=Salsabīl*, vol.1, p.130.

(注6)「『その（礼拝の）タフリーム（入斎）は、『アッラーフは至大なり』と唱えることである」との、アフマド等の伝えるハディース　により、それを声に出して唱えない限り（礼拝は）開始しない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2.,

p.12.

(注7)「アッラーフの使徒は我々と共に礼拝をされた。アブー・バクルが彼の背後に位置していたが、アッラーフの使徒が『アッラーフは至大なり』と唱えると、我々に聞かせるためにアブー・バクルは(『アッラーフは至大なり』と)声を大にした。」(ハディース:アル=ブハーリー、ムスリム) *al=Mughnī,* vol.2, p.129.

(注8) 追随者と単独礼拝者。*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2., p.18.
但し、単独礼拝者は声を高めるか、潜めるかを自由に選択できるとの説もある。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.18.

(注9)「臍の下で右手を左手で重ねることはスンナである」(ハディース:アフマド、アブー・ダーウード) *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2., p.20.

(注10)「我々アッラーフの使徒の教友はかつては礼拝の時、視線を天に向けて礼拝をしていましたが、『遜って礼拝する信仰者は幸せである』(クルアーン;23章1-2節)が啓示されてからは、跪拝の(際に額をつける)場所に視線を落とすようになりました」(ハディース:イブン・アビー・ハーティム、イブン・ジャリール) *al=Salsabīl,* vol.1, p.131.

(注11)「預言者は礼拝を始められるにあたっては『あなたに称えあれ、アッラーフよ、あなたの誉れによって。あなたの御名は恵みに満ち、あなたの威光はいと高く、あなた以外に神はありません、と唱え、アッラーフは至大なり』と唱えていらっしゃいました」(ハディース:アブー・ダーウード、アル=バイハキー、アル=ハーキム) *al=Salsabīl,* vol.1, p.131.

(注12)『(汝がクルアーンを読む時には)アッラーフに忌むべき悪魔からの御加護を祈れ』(クルアーン16章98節) *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.24.

(注13)「私(アナス)はアッラーフの使徒、そしてアブー・バクル、ウマル、ウスマーンの後ろで(彼等に追随して)礼拝したが、彼等は『アッラーフの御名に於いて』の句を声を高めて唱えなかった」(ハディース:アフマド、アル=ナサーイー) *al=Salsabīl,* vol.1, p.132.
「明文で伝わるアフマド祖師の言葉によると、『アッラーフの御名に於いて』の句は、『9. 免許(悔悟)』章を除く、全ての章の冒頭(auwal)のにあるアッラーフの書(クルアーン)の1節であり、それらの章の一部ではない。

そしてこれ（アフマドの説）が多くの典拠を総合した結果の最も中庸を得た妥当な見解なのである。」*al=Ḥāshiya,* vol.2, pp.25-26.

(注14)「『（アッラーフの）書の扉（開扉章）』を読まない者には礼拝はない」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.26.

「知らない者には、『開扉』章の学習が課される」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.31.

「但し、時間がないか、能力がない場合は、その義務は免じられる」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.31.

(注15)「それ（アーミーン）は、『アッラーフよ、（我が祈りに）応え給え』の意。中略　もしそれを先導者が省くか、声を潜めて唱えたなら、追随者が声を上げて唱える」　*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.2., p.31.

「先導者が『御怒りを被りし者の（道）でなく、踏み迷いし者の（道）でもなく』と唱えたら、『アーミーン』と唱えよ。天使の言葉を自分の言葉とする者は、その過去に犯した罪を赦される。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、イブン・マージャ、アル＝ナサーィー、アフマド）*al=Salsabīl,* vol.1, p.133.

(注16)「『ムファッサル』は、『50. カーフ』章から『78. 何について（消息）』章の前まで、その中程のものはそれ（『何について（消息）』章）から『93. 朝』章まで、短いものは最後まで」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.34, cf., *al=Salsabīl,* vol.1, p.133.

(注17)「預言者はファジュル（の礼拝）には『カーフ』（50章1節）を読まれたものであった」（ハディース：ムスリム）

「預言者はズフルとアスル（の礼拝）には『天と明星にかけて』（86章1節）と『宿を有する天にかけて』（85章1節）などの章を読まれたものであった」（ハディース：アブー・ダーウード）

「アッラーフの使徒は太陽が西に傾くとズハルの礼拝を行われ、『帳を下ろす夜にかけて』（92章1節）などを読まれたものであり、アスルも同様であり、また全ての礼拝のにおいても夜明け前を除いて（そうであった）。それ（ファジュルの礼拝だけ）は長め（の章を読むことに）にされたものであった。」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Kāfi,* vol.1, p.133. cf., *al=Ḥāshiya,* vol.2, pp.34-36.

(注18)「ウスマーン本」とは第3代カリフ・ウスマーンの結集になるクルア

ーンの正典である。現在最も広く流布しているクルアーンはこの「ウスマーン本」のアースィムの伝承に基づくハフスの読唱に則って各種の発音符号を付したものである。

(注19) ウスマーン本以外の読唱であっても、正しい伝承に基づく読唱であれば可であるとする学者もある。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.2, pp.37-38, *al=Salsabīl,* vol.1, p.134.

(注20)「預言者は礼拝に立たれる時、『アッラーフは至大なり』と唱えられ、次いで屈身礼をなさる時に、『アッラーフは至大なり』と唱えられたものであった」(ハディース：アル＝ティルミズィー) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.40.

「預言者は俯仰 (raf')、屈身 (khafḍ)、起立、着座の全てに於いて、『アッラーフは至大なり』と唱えられました」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.40.

(注21)「私 (イブン・ウマル) は、アッラーフの使徒が礼拝を開始される時、また屈身礼をなさろうとして頭を上げられた後には、両手を肩まで上げらるの見た」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.40.

(注22)「イブン・マスウードは屈身礼を行うのに、両手を離し、両膝の上に指を広げて置いて、『私はこのようにアッラーフの使徒 (がなさるの) を見た』と言った」(ハディース：アブー・ダーウード) *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.41.

(注23)「私 (ワービサ・ブン・マウバド) は預言者が礼拝なさるのを見たが、屈身礼をなさる時には、もし水を上に垂らしても、零れない程に背を伸ばされていた」(ハディース：イブン・マージャ) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.42.

(注24)「『汝の強大なる主の御名を称えよ』(クルアーン69章52節) が啓示された時、(預言者は)『それ (クルアーン69章52節) を汝らの屈身礼に際して行え』と言われた」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード) *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.43.

(注25)「アッラーフの使徒は礼拝を開始される時には、両手を肩まで上げられ、また屈身礼から頭を上げるときも、同様に双方 (の手) を上げられたが、跪拝礼の時にはそうされなかった」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.45, (注5) 参照。

(注26)「おまえたちが屈身礼から頭を起こす時には、『アッラーフは彼を称える者（の声）を聞き届け給う。我らが主よ、そして賞賛はあなたに帰属します』と唱えなさい」（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー）*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.46.

尚、この句を唱えることは義務（後述）である。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.46, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.130.

(注27)「預言者は（屈身礼から）頭を上げられた時には、『アッラーフは彼を称える者（の声）を聞き届け給う。我らが主よ、そして賞賛はあなたに帰属します。天を満たし、地を満たし、あなたが望み給うたところの（天地を）越えたいかなるものをも満たして』と唱えられた」（ハディース：ムスリム、アル＝ダーラミー、アル＝バイハキー）*al=Kāfī,* vol.1, p.136, cf., *al=Ḥāshiya,* vol.2, pp.47-48, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.133.

但し『天を満たし、地を満たし、それを越えてあなたが望み給うたところのいかなるものをも満たして』の部分を唱えることはムスタハッブであり、義務ではない。cf., *ibid.,* vol.1, p.133.

(注28)「先導者が『アッラーフは彼を称える者（の声）を聞き届け給う』と唱えたら、『我らが主よ、そして賞賛はあなたに帰属します』と唱えなさい」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.48.

(注29)「預言者は、7つの骨を（地に）つけて跪拝し、髪や袖を手繰るな、と命じられた。（7つの骨をつけてとは）額、両手、両膝、両足で（である）。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.51.

(注30)「例えば手を腿に乗せたり、額を手の上につけたのでは、不可」*al=Rauḍ al=Murbi'*（*al=Ḥāshiya*）, vol.2., p.53.

(注31)「我々は酷暑の折りにもアッラーフの使徒と共に礼拝をしていましたが、（熱さで）額を地につけることの出来ない者は、服を（地に）広げて、その（服の）上で跪拝しました」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.136.

(注32)「預言者は礼拝されるときには、脇の白さが露になる程に、両腕を広げられました」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.,* vol.1, p.136.

(注33)「アッラーフの使徒は跪拝されるときには、腹部を腿に全くつけず、また太腿の間を広げられた」(ハディース：アブー・ダーウード) *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.55, *al=Mughnī,* vol.2, p.202.

(注34)「アッラーフの使徒は跪拝される時には、『至高なる我が主に称えあれ』と唱えられた」(ハディース：ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.56.

(注35)「その後、頭を上げる時に、『アッラーフは至大なり』と唱えられた」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.57, (注3) 参照。

(注36)「(預言者は) 左足を崩して座り、右足を立てられました」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *ibid.,* vol.2, p.58.

(注37)「(アッラーフの使徒は) 2回の跪拝の間の『我が主よ、我を赦し給え』と唱えられました」(ハディース：アル＝ナサーイー、アル＝ティルミズィー) *ibid.,* vol.2, p.58.

(注38)「身を起こし、座って小休止し (tuṭam'inu)、次いで跪拝したなら、跪拝した状態でまた小休止しなさい。そしておまえの礼拝の中では、全てその様に行いなさい。」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.59, *al=Mughnī,* vol.2, p.204.

(注39)「その後、起立する時にも、『アッラーフは至大なり』と唱えられた」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.59, (注35) 参照。

(注40)「預言者は礼拝では、足の前部 (だけの力) によって ('alā ṣudūr qadamai-hi) 立ち上がられました」(ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー) *al=Salsabīl,* vol.1, p.137.

(注41)「(預言者は) 立ち上がられる時は、両腿 ('alā fakhidhai-hi) を支えにして、膝だけの力) によって ('alā rukbatai-hi) 立上がられました」(ハディース：アブー・ダーウード) *al=Mughnī,* vol.2, p.214.「預言者は礼拝で立ち上がる時、手を (地について) 支えにすることを男性には禁じられた」(ハディース：アブー・ダーウード) *ibid.,* vol.2, p.214.

(注42)「(預言者は) 第2ラクアのために立ち上がられた時には、間を置かれずに『万世の主に称えあれ』(クルアーン1章2節) と最初に唱えられた」(ハディース：ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.62. 但し、魔除けの祈願句に関しては、『汝がクルアーンを読む時には、アッラーフに忌むべき悪魔からの御加護を祈れ』(クルアーン16章98節) との句により、クルアーン読唱の全てに於いて唱えるとの説もある。cf., *al=Mughnī,* vol.2, p.217, *al=Ḥāshiya,* vol.2, pp.62-63.

(注43)「(預言者は) 2回のラクアで座られた時には、左足の上に座り、右足を立てられましたが、最後のラクアでは左足を前に出し、もう一方の足(右足) 立て、臀部を (地に) つけて座られました」(ハディース：アル＝ブハーリー) *al=Salsabīl,* vol.1, pp.137-138.

(注44)「(預言者は) 左掌を左の腿と膝に乗せ、右肘の端を右の腿につけ、指2本 [小指、薬指] は握り、[親指と中指で] 輪を作り、[人指し] 指を立てられましたが、私 (ワーイル) は彼 (預言者) が、それ (人指し指) を動かされ、それで (人指し指) もってドゥアー (祈願) を行われるのを見ました」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー、アル＝バイハキー) *ibid.,* vol.1, p.138.

(注45)「アッラーフの使徒は、(以下のように) 言われた。

おまえたちは誰でも礼拝で座った時には、『諸々の祝詞はアッラーフに帰属し、礼拝も善行もまた。あなたに平安あれ、預言者よ、そしてアッラーフの御慈悲とその恩寵を。アッラーフの善良な僕である我々にも平安あれ。私はアッラーフの他に神はないことを証言します。また私はムハンマドがアッラーフの僕であり使徒であることを証言します。』と唱え、その後では好きな言葉を選びなさい」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *ibid.,* vol.1, p.138.

「タシャッフドは声を潜めて唱えるのがスンナである」とのイブン・マスウードの言葉 (ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー) により、タシャッフドは声を潜めて唱えることがムスタハッブである。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.66.

(注46)「我々が、『アッラーフの使徒よ、あなたがたアフル・アル＝バイト (聖家族) への祝福は、どうすべきでしょう』と尋ねると、使徒は答えて (次のように) 言われた。『アッラーフよ、イブラーヒームとその一統に祝福をなされたように、マムハンマドとその一統を祝福し給え。まことにあなたこ

そ賞賛すべき尊厳者にあらせられます。アッラーフよ、イブラーヒームとその一統を恩寵を垂れ給うたように、マムハンマドとその一統に恩寵を垂れ給え。まことにあなたこそ賞賛すべき尊厳者にあらせられます。』と唱えなさい」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.139.

(注47)「アッラーフの使徒は『おまえたちの誰でもタシャッフドを行うときには、4つのものからアッラーフの守護を求めて、（次のよう）に唱えなさい』と言われました。

『アッラーフよ、私はあなたに、火獄における懲罰と墓の中での懲罰、生時と死後の試練、偽キリストの試練からの守護を求め奉ります」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.,* vol.1, p.139.

(注48)「つまりクルアーンかスンナにあるもの（祈願句）、あるいは教友や初期教父（salaf）から伝えられたもの（祈願句）」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2., pp.75-76.

「例えばアッラーフの御言葉『我らが主よ、現世と来世において我々に善いものを与え、火獄の罰から護り給え』（クルアーン2章201節）や、あるいは両『正伝集（アル＝ブハーリー、ムスリム）』の収める預言者から伝わるハディースにある『アッラーフよ、私は自分自身に多くの不義をはたらきましたが、あなた以外には罪を赦すことはできません。それゆえ私を赦し給え。赦しはあなたの御許に（のみ）あります。そして私を哀れみ給え。まことにあなたは寛恕者にして慈悲深き御方にあらせられます』（などの祈願句）、…以下略」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.85-86.

(注49)「礼拝の鍵は浄化であり、そのタフリームは『アッラーフは至大なり』と唱えることであり、そのタフリール（解除）はタスリームである。」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー）*al=Kāfi,* vol.1, p.143, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2., p.77.

「（サアド・ブン・アビー・ワッカースは）預言者が右に向かい、次いで左に向かってタスリームを行われるのを見たが、その時その（預言者の）白い頬が見えた。」（ハディース：ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, pp.139-140.

(注50)「3回式」とは3ラクアからなるマグリブの礼拝。「4回式」とは4ラクアからなるズフル、アスル、イシャーゥの礼拝である。因みに毎日の5回の義務の礼拝の中ではファジュルの礼拝のみが2回式である。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.80.

(注51)「預言者はズフルには前半の2回（のラクア）では、『書の母』（開扉章）と2つの章を読まれ、後半の2ラクアでは『書の母』（のみ）を読まれ、時に我々にその節をお聞かせになられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.140.

(注52)「そしておまえの礼拝の全体においてそれを行え」（ハディース）*al=Kāfi,* vol.1, p.139,（注38）参照。.

(注53)「タスリームの行われる跪拝においては、左足を（横に）出し、左の座骨部で（'alā shaqqi-hi al=aisar）タワッルク様式で座り、臀部を（地に）つけて着座されました」（ハディース：アル＝ブハーリー、アブー・ダーウード）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.138.（注43）参照。

(注54)「預言者は二人の女性が礼拝されているところを通りかかられ、『貴女たち二人が礼拝するときには、四肢を密着させなさい（ba'ḍ al=laḥm ilā ba'ḍ）。なぜなら女性はそれに（礼拝）関して、男性と同じではないのだから』と言われました」（ハディース：アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.140.

（無題）節

礼拝に於いて、彼（礼拝者）の余所見(注1)、天を見上げること(注2)、両目を閉じること(注3)、犬座り（iq'ā'）(注4)、跪拝で前腕を地につけること(注5)、戯れ(注6)、腰に手を当てること(注7)、扇風(注8)、指を鳴らすこと(注9)、指を組むこと(注10)、堪えているか(注11)、食欲をそそる食べ物が供されているときであること(注12)、開扉章を繰り返し読むこと(注13)はマクルーフ（嫌われること）であるが、随意（の礼拝）と同様に義務（の礼拝）に於いてもクルアーンの複数の章の連結（読唱）は（マクルーフとは）違う(注14)。

礼拝者には、前を通る者を遮ること(注15)、節を数えること(注16)、自分の先導者への教示(注17)、服と頭巾を着けること、蛇と蠍と虱を殺すことは許される(注18)。

やむをやない場合でなく、切れ目ない動作を常識に照らして（'urfan）長引かせるようであれば(注19)、不注意によってであれ、礼拝は無効となる。

クルーアンは章の後半部、あるいは中間部を読むことも許される(注20)。

何かが起こった場合(注21)は、男は「アッラーフに称えあれ」と言い、女は手の平で他方の手の甲を打つ(注22)。

礼拝中は、唾は自分の左側に吐き、モスク内では服の中に吐く(注23)。

礼拝は馬具(注24)のような起立した遮蔽物(sitra)に向かって行うのがスンナである(注25)。もし起立物が見つからなければ線に向かって(注26)。真っ黒な犬が横切った場合のみ(注27)、礼拝は無効となる。

義務の礼拝中であっても、（クルアーンの）威嚇の節の（読唱の）際には守護祈念を、また慈悲の節の（読唱の）際には祈願を行う(注28)。

(注1)「私（アーイシャ）がアッラーフの使徒に礼拝中の余所見について尋ねると、使徒は、『(それは)（アッラーフの）僕の礼拝から悪魔が掠め取る略奪である』と言われました」（ハディース：アフマド、アル＝ブハーリー、ムスリム、アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.141.

(注2)「礼拝中に天を見上げるような輩は、（それを）やめるか、あるいは視力が彼等に戻らないかである」（ハディース：ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.141, *al=Ḥāshiya,* vol.2, pp.88-89.

(注3)「おまえたちは誰でも礼拝に立った時、両目を閉じてはならない」（ハディース：アル＝タバラーニー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.141.

(注4)「跪拝から頭を上げる時に、犬が座る（iq'ā'）ように、座ってはならない」（ハディース：イブン・マージャ）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2., p.90.
「犬座り」の形態については、「両足を敷き、かかとの上に座ること」、「両腿を立てて臀部で座ること」、「両足の指を地に着け、両臀部を両踵に載せ、両膝を地に着けること」などの諸説がある。cf., *ibid.,* vol.2, pp.89-90, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.90.

(注5)「跪拝に於いては姿勢を正し、誰も前腕を犬が伸ばすように伸ばしてはならない」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.91.

(注6)「戯れ」とは「無用な遊び、行為」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.91,「預言者は礼拝中に戯れていた男を見られ、『もしこの男の心が恭順 (khasha'a) であれば、身体も恭順であったことであろう』と言われた」(ハディース：アル＝ティルミズィー) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.91, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.91.

(注7)「男が腰に手を置いて礼拝することを預言者は禁じられた」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.92.

(注8) 団扇などによる。なぜなら戯れの一種だから。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*,, vol.2., p.92, *al=Salsabīl,* vol.1, p.142.

(注9)「礼拝中に指を鳴らしてはならない」(ハディース：イブン・マージャ) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.93.

(注10)「おまえたちは誰もモスクの中では指を組んではならない。というのは指を組むことは悪魔によるからである。あなたがたは誰でもモスクを出ないで中に居る限りは、礼拝の途中にある (のと同様) なのである。」(ハディース：アフマド) *al=Salsabīl,* vol.1, p.142.

「アッラーフの使徒は、礼拝中に指を組んでいる男を見付け、その男の指を解かれた」(ハディース：イブン・マージャ、アル＝ティルミズィー) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.93.

(注11)「『堪えている者』とは放尿を我慢している者。また用便や放屁、あるいは激しい熱、悪寒、空腹、渇きの我慢など、その (礼拝の) 完成を妨げるもの全てについても同様である」*ibid.,* vol.2., p.97.

「食事が供されているとき、大小便を我慢しているときには礼拝はない」(ハディース：ムスリム) *ibid.,* vol.2., p.98.

(注12)「もし夕食を供されたら、マグリブの礼拝を行うより先に、それに手を付けなさい」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Salsabīl,* vol.1, p.143.

(注13)「なぜなら (そのような行為は使徒から) 伝えられていないから」*al*

=*Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.101.

「我々の慣行と異なる行為（'amal laisa 'alai-hi 'amal-nā）を行う者は、拒否される」（ハディース：ムスリム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.143.

(注14)「『援助者』の一人の男（カルスーム・ブン・アル＝ヒドゥム）が人々の礼拝の先導をしていたが、他の章を読む前に『言え。アッラーフは唯一者であらせられる。』（クルアーン112章）を読むのを常としていました。そこでアッラーフの使徒が、『どうして、その章に固執するのか』と尋ねると、その男は『それ（112章）を愛しているからです』と答えましたが、すると使徒は「その（章への）愛が、おまえを天国に導いた』と言われました。」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ブハーリー）*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.101, *al=Salsabīl*, vol.1, p.143.

(注15)「おまえたちの誰かが礼拝するときは、誰にも自分の前を横切るのを許してはならない。もしあくまで拒否するなら、その者を戦え。その者には悪き物（悪魔）が憑いているからである。」（ハディース：ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.102.

3ジラーウ（腕尺）以上離れているか、礼拝者の前に遮蔽物（後述）がおいてあればその限りではない。cf., *al=Ḥāshiya*, vol.2, pp.102-103.

(注16)「私（アナス）は預言者が、（クルアーンの）節を指折り数えておられるのを見た」（ハディース：アル＝バイハキー）*al=Rauḍ al=Murbi'*（*al=Ḥāshiya*）, vol.2., p.105, *al=Ḥāshiya*, vol.2, p.105..

(注17)「(読唱）に詰まるか、間違えた時。アブー・ダーウードがイブン・ウマルから、以下のように伝えている通り。

預言者が礼拝の途中で、（読唱に）詰まられた。そして（礼拝を終えて）退出された後で、ウバイユに対し、『おまえは我々と礼拝したか』と尋ねら、彼が『はい』と答えると、『何がおまえ（に我々の間違いを教示すること）を妨げたのか』と言われました。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.105.

(注18)「預言者は礼拝中であれ、二つの黒色物、つまり蛇と蠍を殺すことを命じられた」(ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー) *ibid.*, vol., 2, p.107.

(注19) 定めの礼拝の動作以外の行為。何をもって「長引いた」と見做すかには、クルーアン、スンナには定めはなく、常識、慣行によって判断する。

但し預言者が礼拝中に孫娘を抱かれたこと ｛「礼拝の条件」節・(注58)｝ などからも、些細な動作は構わない。cf., *ibid.*, vol., 2, pp.108-109.

(注20)「預言者はファジュルの2ラクアの最初のラクアでは、『言え。我々はアッラーフと我々に啓示されたものを信じます…』(クルアーン2章136節) との至高者の御言葉、第2ラクアでは『イムラーン家』章の『言え。啓典の民よ。御言葉のもとに来れ…』(3章64節) の節を読まれるのを常とされた」(ハディース：ムスリム、アフマド) *ibid.*, vol., 2, p.110.

(注21) 導師が礼拝の動作、儀礼句を間違えたなど。

(注22)「礼拝中に何かが起こった場合には、男は『アッラーフに称えあれ』と唱え、女は手を打ちなさい」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *ibid.*, vol., 2, p.111.

(注23)「預言者は「おまえたちの誰でも礼拝に立ったなら、面前に唾を吐いてはならない。
むしろ左側か、足の下に (吐きなさい)。」と言われ、それから上着の端を摘み、その中に唾を吐き、それを折り畳み、『あるいはこのようにしなさい』と言われました。」(ハディース：アル＝ブハーリー、アフマド) *al=Salsabīl*, vol.1, pp.144-145.

(注24)「馬具 (ākhira al=raḥl)」は *al=Salsabīl* に従ったが、Ibn Qāsim al=Najdī の *al=Hāshiya*、ベイルート版 *Zād al=Mustaqni'*、ベイルート版 *al=Rauḍ al=Murbi'* では、「人の鞍 (ākhira al=rajl)」、リヤド版 Zād al=Mustaqni'、カイロ版 *al=Rauḍ al=Murbi'*、al='Anqarī の *al=Ḥāshiya* は「馬具 (mu'akhkhara al=raḥl)」となっている。

(注25)「おまえたちは誰でも礼拝するなら、遮蔽物に向って礼拝し、その近くに寄りなさい」(ハディース：アブー・ダーウード、イブン・マージャ)
「おまえたちは誰でも面前に「馬具 (mu'akhkhara al=raḥl)」のようなものを置いたなら、その (遮蔽物) 後を通る者のことは気にせず、礼拝しなさい。」(ハディース：ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.116.

(注26)「おまえたちは誰でも礼拝するなら、面前に何かを置きなさい。なにも見付らなければ杖を立てなさい。それもなければ線を引きなさい。そうすれば彼 (礼拝者) の前を通る者が彼 (の礼拝) を害することはない。」(ハ

ディース：アフマド、アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.145.

(注27)「つまり、女性やロバや悪魔などは（無効に）しない」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2., p.119.

一方、以下のハディースに従い、女性やロバの通行によっても礼拝は無効になるとの説もある。

「おまえたちは誰でも礼拝する時、前に『馬具』のようなものがあれば、それ（遮蔽物）が彼（の礼拝）を（通行人から）遮ってくれる。しかしもし（遮蔽物が）なければロバと女性と黒犬は、彼の礼拝を無効にする(yaqta'u)。」（ハディース：ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.119, *al=Salsabīl,* vol.1, p.145.

(注28)「私（フザイファ）は預言者と夜の礼拝を行いました。彼（預言者）は「雌牛」章（2章）によって始められ、—『100（章）の所で屈身礼を行われるのか』、と私（フザイファ）は独語しました—しかしそれを過ぎてもそのまま（読唱）を続けられ、—『それ（雌牛章）で1ラクアを行われるのか』、と私（フザイファ）は独語しました—しかしそれを過ぎてもそのまま（読唱）を続けられ、次いで「女人章（4章）」（の読唱）を始め、そしてそれを読み終えられ、次いで「イムラーン家章（3章）」をゆっくり読唱され、賛美の節にさしかかると、（アッラーフを）賛美され、祈願（の節）にさしかかると、祈願を行われ、加護祈願（の節）にさしかかると加護祈願を行われました。」（ハディース：ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.146.

（無題）節

その（礼拝の）構成要件(注1)は、[1] 起立、[2] タハリーム（入斎）、[3] 開扉章（の読誦）、[4] 屈身礼、[5] それから身を起こすこと、[6] 体の7カ所を付けての跪拝、[7] それから身を起こすこと、[8] 2回の座礼の間の着座、[9] 上記の全てにおける小休止、[10] 最後のタシャッフド（信仰告白）、[11] その（タシャッフドのための）着座、[12] その（タシャッフドの）中での預言者への祝福祈願、[13] 順序（の順守）、[14] タスリーム（平安祈願）である。

礼拝における義務は、[1] タハリーム（入斎）以外の「アッラーフは偉大なり」と唱えること、[2]「アッラーフは彼を称える者（の声）を聞き届け給う」と唱えること、[3]「我らが主よ、そして賞賛はあなたに帰属します」と唱えること、[4]、[5] 屈身礼と跪拝において、「我が主に称えあれ」と唱えること(注2)、[6] 赦しの祈願1回—ただし3回がスンナ—、[7] 1回目のタシャッフド（信仰告白）、[8] その（タシャッフドの際の）着席である(注3)。

以上の条件(注4)と柱と義務以外のものはスンナである。決して免除されないニーヤ（意志）を除く条件を理由なく怠うか(注5)、あるいは故意に柱か義務の行為を怠った場合は礼拝は無効となる(注6)。その他は別、言葉と行為のスンナは、怠っても跪拝（後述）は定められていない。ただし跪拝を行っても問題はない(注7)。

（注1）「礼拝の動作と文句は3つの範疇に分類される。（第1の範疇は）構成要件（rukn）であり、それは故意であれ、不注意であれ、（決して）免除されないものである。（第2の範疇である）義務は、故意に怠れば礼拝が無効になるが、不注意なら免責され、そのために跪拝がなされるものであり、それによって専門用語が命名されている（不注意による跪拝；後述）。第3（の範疇中）はスンナであり、それ（の不履行）によって（礼拝が）無効になることは決してないものである。周知のように預言者は構成要件と義務とスンナを全て満たした完全な礼拝を行われたのである。」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.122.

それぞれの構成要件、義務の典拠については、「礼拝の形態」章・注参照。*al=Rauḍ al=Murbi'* は構成要件をこの14としているが、*al=Muqni'* の挙げる構成要件は「跪拝から身を起こすこと」と「タシャッフドの中での預言者への祝福祈願」が無く12であり、*al=Mu'tamad* では14であるが、「タシャッフドの中での預言者への祝福祈願」が無い代わりに、「（屈身礼から身を起こした後の）直立」が加えられている。cf., *al=Muqni',* p.31, *al=Mu'tamad*, vol.1, pp.121-129, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.122.

（注2）屈身礼に際しては、「強大なる我らが主に称えあれ」、跪拝に際しては「至高なるアッラーフに称えあれ」と唱える。

(注3) *al=Muqni'* の挙げる義務は「タシャッフドの中での預言者への祝福祈願」が加わり9、あるいは更に「第2回目のタスリーム（平安祈願）」を加えての10である。*al=Muqni'*, p.31,

(注4)「礼拝の条件」章参照。礼拝の条件は *al=Muqni'* では、1. 定刻入り、2. 不浄（ḥadath）の浄化、3. アウラを覆うこと、4. 汚れ（najāsāt）の忌避、5、キブラを向くこと、6. ニーヤ（意志）の6つであり、*al=Mu'tamad*, ではそれに1. イスラーム、2. 正気（'aql)、3. 物心（tamyīz）の3つを加えた9つである。cf., *al=Muqni'*, pp.23-27, *al=Mu'tamad*, vol.1, pp.104-117.

(注5)「なぜならばその（ニーヤの）座（maḥall-ha）は心（qalb）である以上、それが不能であるということ（'ajz-ha）は（ありえ）ないからである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2., p.131.
つまり「ニーヤ（意図)」の条件が欠ければ、故意か否かを問うまでもなくその礼拝は無効になる。

(注6)「(『無効である』とは)『カダーゥが義務である』という意味に於いてであって、『来世に於いてそれ（礼拝）に全く報償がない』という意味ではない。」al=*Ḥāshiya*, vol.2, p.132.

(注7)「全ての不注意には、2回の跪拝（を行いなさい)」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、イブン・マージャ）*al=Salsabīl*, vol.1, p.151.

「不注意の跪拝」章

義務と随意（の礼拝）中の故意でない付加、不足(注1)、疑念(注2)について定められている(注3)。礼拝の（構成）類型（jins）動作である起立、着座、屈身礼、跪拝は、故意に付け加えた場合（その礼拝は）無効となるが、不注意によるものであれば（つぐないの）跪拝を行う(注4)。もし1ラクア（礼拝基本単位）を余分に行い、終了まで気付かなかった場合は跪拝する(注5)。ラクアの途中で気づいた場合は、即座に座り(注6)、タシャッフド（信仰告白）を行っていなければタシャッフドを行い、それ

から跪拝し、タスリーム（平安祈願）を行う(注7)。

信頼の置ける二人の者(注8)が「アッラーフに称えあれ」と唱え(注9)、自分自身の正しさを確信していないにも拘らず継続した場合、彼（先導者が）及び知っていて追随した者の礼拝は無効となる(注10)。知らなかったり忘れていた場合(注11)、また途中で離れた者(注12)の場合はならない。常識に照らして度を越えた礼拝の（構成）類型以外の動作(注13)は、故意であれ、不注意であれ、礼拝を無効とする。（礼拝の構成類型以外の動作が）些少であれば跪拝は定められてはいない(注14)。不注意、あるいは無知による少量の飲食は礼拝を無効にはしない(注15)。また随意（の礼拝）の場合は故意であっても、少量のものを飲むことは礼拝を無効にしない(注16)。

もし跪拝と着座の際にクルアーンを読誦するとか、直立の際にタシャフッド（信仰告白）を行うとか、最後の2回のラクアにおいてクルアーンの章を読むといったように、規定の言葉を別の場所で唱えた場合礼拝は無効とならず(注17)、跪拝は義務ではないが、［スンナとして］定められてはいる。もし礼拝を終える前に故意にタスリームをすれば、その礼拝は無効となる。不注意から行い、すぐに気づいた場合(注18)は礼拝を完結させた後で跪拝を行う(注19)。しかし（タスリームの後で気付くまでに）長い間が開くか、礼拝のためにでなく話をすれば、礼拝中に話をしたのと同様に、（その礼拝は）無効となる(注20)が、礼拝のため（の発話）であれば、僅かなら無効とはならない(注21)。

大笑は発話と同様（礼拝を無効とする）(注22)。また至高なるアッラーへの恐れ以外の理由により嗚咽(注23)、号泣するか(注24)、無用の咳払いをして(注25)、2（子）音が明らかになれば(注26)、その礼拝は無効となる。

（注1）「礼拝に余分なことや、足りないところがあれば、2回の跪拝を行い

なさい」（ハディース：ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.140.

(注2)「自分の礼拝に疑念を抱いた者は、タスリームの後で2回の跪拝を行いなさい」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー）*al=Salsabīl*, vol.1, p.152.

(注3)「つまり、以下に詳述するように、場合によっては義務、場合によってはスンナとなる」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.137.

(注4)「義務として」*al=Ḥāshiya*, vol.1, p.140. cf., *al=Mu'tamad*, vol.1, p.148.

(注5)「アッラーフの使徒が我々と共に、5ラクアの礼拝をなさったが、礼拝の数が増えた時点で、人々（礼拝者）は互いに囁きあったため、使徒は『おまえたち、一体どうしたのか』と尋ねられた。そこで人々が「アッラーフの使徒よ、礼拝の付加があったのでしょうか」と尋ねた。使徒が『いいえ』と答えると、彼等は『あなたは5ラクア礼拝されました』と言った。こうして使徒は余分な付加を行われたので、2回の跪拝を行い、タスリームをされた後で、『私もおまえたちと同じように人間に過ぎない。おまえたちが失念するように私も失念することもある。おまえたちは誰でも（礼拝で）失念した場合には2回の跪拝を行いなさい。』と言われた。」（ハディース：ムスリム、アフマド、アブー・アワーナ、アル＝ブハーリー）*ibid.*, vol.1, pp.148-149, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.141.

(注6)「というのはもし座らなければ、礼拝に故意に余分な付加を行ったことになり、それはその礼拝を無効にするから」*ibid.*, vol.2., p.141.

(注7)「タシャッフドの後であれば、不注意の跪拝を行った後でタスリームを行う」*ibid.*, vol.2., p.142.

(注8) 先導者に間違いを気付かせるため。（無題）節（1）（注22）参照。

(注9)「なぜなら預言者は『両手の男』の逸話の中で、アブー・バクルとウマルの言葉を採用され、彼に注意するように命じられたからである。これは文字通りには、一人の言葉なら採用しないことになる。なぜなら預言者は『両手の男』の言葉だけでは、それを採用しなかったからである。」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.143.

『両手の男』とは腕の長かった教友の渾名。「両手の男」の逸話とは、預言

者が夜の礼拝を2ラクアで終えた時、「アッラーフの使徒よ、あなたは失念されたのですか、それとも（夜の）礼拝（の回数）が短縮されたのですか」と預言者に尋ねたところ、預言者は「失念もしていなければ、短縮されてもいない。それとも『両手の男』の言う通りであったのか」と尋ねた話を指す（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）。cf., *al=Mughnī,* vol.2, pp.403-404.

(注10)「なぜならば義務を故意に怠ることになるから。しかし自分の正しさに確信があれば（先導者は）二人にといえども従う必要はない。」*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.2, p.144.

(注11)「知らずに（以前の礼拝の回数の4ラクアが）廃棄（され新たに5ラクアに定められた）と考えて、教友たちが第5ラクアも預言者に従ったが、彼等はやり直しを命じられなかったから」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.145.（注5）参照。

(注12)「理由があれば（集団礼拝を）離れることが許されているから。」*al =Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.145.

(注13)「歩く、服を着る、頭巾を結ぶなど」*ibid.,* vol.2, p.146.「あるいは服を仕立てたり、書き物をするなど」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.146.

(注14)「預言者はウマーマ・ビント・アビー・アル＝アース・ブン・アル＝ラビーウ（孫娘）を抱いて礼拝されました。立っているときには彼女を抱かれ、跪拝なさる時には、彼女を下ろされました。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Kāfī,* vol.1, p.164.

(注15)「私のウンマは、勘違と失念については免責された」（ハディース、「歯磨とウドゥーに関するスンナ」章・（注9）参照）の一般原則による」*al =Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.148.

「なぜならその双方（飲食）を断つことが斎戒の柱であり、基本的構成要件であるにもかかわらず、不注意の場合にはそれ（飲食）がそれ（斎戒）を損なわない（無効にしない）以上（「斎戒」の書で後述）ならば、礼拝に於いて（許されること）は尚更であるから」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.148.

(注16)「イブン・アル＝ズバイルが、随意の（礼拝の）間に飲んだと伝えられるから。というのは随意（の礼拝）は、引き伸し、長めに行うことがムスタハッブであるが、そのためには渇きを癒すために水を飲む必要があるか

ら。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.149.

(注17)「なぜならそれは一般的には、礼拝の中で定められているのであるから」*ibid.*, vol.2, p.151. 但し、無効になるとの説もある。「『それ（規定の場以外で規定の句を唱えること）によって（礼拝が）無効となる』とも言われ、イブン・アル＝ジャウズィー（d.507）とイブン・ハーミド（d.403）は、そう述べており、アブー・アル＝ファラジュ（イブン・アル＝ジャウズィー）は、屈身礼、あるいは跪拝中のクルアーン読唱について、預言者の屈身礼と跪拝中のクルアーン読唱の禁止を理由としている」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.151.

(注18)「たとえキブラと別の方向を向くか、あるいはモスクを出た後でも」*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.2, p.152.

(注19)「なぜなら預言者がそれを行われ、教友たちも彼等の礼拝を再開して完結したからである。またそれ（タスリーム）という（行為）類型（jins）（自体）は、その（礼拝の）ために定められたものであるから、その（礼拝の）中でのその（礼拝の構成行為）類型の付加に準ずるからである。」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.152.

(注20)「人間の発話はどんなものでも、我々のこの礼拝の間には、適当でない（lā yaṣliḥu）。それ（礼拝）は、（アッラーフの）賛美、アッラーフは至大であると唱えること、クルアーンの読唱に他ならない。」（ハディース：ムスリム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.153.

(注21)「なぜなら預言者とアブー・バクルとウマル『両手の男』は会話をした後に、彼等の礼拝を再開して完結したからである」*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.2, p.156. (注5) 参照。

但しハンバリー派の通説では、無条件に無効となる。cf., *Zād al=Mustaqni'*, *al=Riyāḍ*, 1993, vol.3, p.172.

(注22)「シャイフ・アル＝イスラーム（イブン・タイミーヤ）(d.728/1328) は、『大笑はイジュマーゥによって（礼拝を）無効にする。なぜならその大声は、礼拝の状況に相応しくなく、礼拝に於いて義務である謙譲と相反するからである』と述べている。」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.157.

(注23)「礼拝中の嗚咽は発話である」（ハディース：サイード・ブン・マンスール）*al=Salsabīl*, vol.1, p.158.

但し、嗚咽は2（子）音以上が聞き取れても、礼拝を無効としないとの説もある。*ibid.*, vol.1, p.154.

（注24）感極まった場合、アッラーフへの畏怖からである場合は無効とならない。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.158.「アブー・バクルは（礼拝中）にクルアーンを読唱してしばしば感泣しました。、彼が『ただ私の動揺と悲嘆のみを、私はアッラーフに訴えます』（クルアーン12章86節）を読唱している時、ウマルは列の後ろにいて、彼（アブー・バクル）の泣き声を聞いたものでした。」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.159.

（注25）「やむをえない場合は無効とならない。」
「私（アリー）にはアッラーフの使徒を昼夜に訪問したが、彼が礼拝をなさっている時に訪問し、彼が私に向かって咳払いをなさったことがあった。」（ハディース：アフマド、イブン・マージャ）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.159.
一方、咳払いはどんな場合にも礼拝を無効にしないとの説もある。*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.159.

（注26）「それが文字配列に収まり、意味を有するから（li-wuqū'i-hi 'alā al=hijā' wa dalālati-hi 'lā al=ma'nā」*ibid.*, vol.2, p.158.

「欠落による跪拝に関する話」節

礼拝の構成要件を抜かした場合(注1)、次のラクアにおけるクルアーンの読誦を始めた後にそれに気が付いた場合は（そのラクアは）無効となる。もしその前（に思い出した）なら、義務としてやり直し(注2)、それ（抜けた部分）とその後のこと（礼拝の諸儀礼）を履行する。タスリーム（平安祈願）の後で気づいた場合は、1ラクア全体を抜かした場合に準ずる(注3)。一回目のタシャフド（信仰告白）を忘れて立とうとした場合は、完全に立ち上がっていない限り座り直す必要があるが(注4)、完全に立ち上がっていれば座り直すことはマクルーフ（避けた方が良いもの）である(注5)。完全に立ち上がっていなければ座り直す必要がある。クルアーン読誦を始めてしまっていれば、座り直すことは禁じられ(注6)、（上

記の）すべての場合において跪拝が義務となる。

ラクア数に疑問を抱いた者は、少ないほうを取る(注7)。構成要件を抜かした疑いがあれば、行わなかったものとみなす(注8)。義務事項を抜かしたか(注9)、［構成要件を］余分に行った疑いがあっても跪拝は行わない(注10)。追随者には先導者に従う場合を除き跪拝は課せられない(注11)。

故意に行えば（礼拝を）無効とすることがあれば、それには不注意の跪拝が義務であり、跪拝をしなければ（その礼拝は）無効となる(注12)。（跪拝は）タスリーム（平安祈願）の直前に行うことがより望ましい。それを忘れてタスリーム（平安祈願）を行っても時間が経っていなければ跪拝する。何度か不注意があった者も2回の跪拝で十分である。

（注1）「但しそれ（抜かした構成要件）がタフリームであれば、（そもそも）その礼拝は成立しない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.161.

（注2）「なぜなら構成要件は不注意によっては免除されないから」*ibid.*, vol.2, p.162.

（注3）「その間が［常識的に照らし］長く開き過ぎていない限り、1ラクアを履行した後、不注意の跪拝を行う」*ibid.*, vol.2, p.163.「間が開き過ぎるか、不浄になるか、あるいは礼拝を無効にする発話をすれば、（その礼拝は）無効になる。」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.163.

（注4）「預言者はアスルの最後の2ラクアで、立ち上がりかけられたが、人々が彼に『アッラーフに称えあれ』と注意を促したので、座られ、その後で不注意の跪拝をなされた」（ハディース：アル＝バイハキー）*ibid.*, vol.2, p.165.

（注5）「おまえたちの誰でも、2回のラクアから立ったが、完全には立ち上がっていなかった場合には、座り（直し）なさい。しかし完全に立ち上がってしまっている場合は座らずに、2回の跪拝を行いなさい。」（ハディース：アブー・ダーウード、イブン・マージャ）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.164.

（注6）「クルアーンの読唱は、起立とは異なり、それ自体が目的であるとこ

ろの構成要件（rukn maqṣūd fī nafsi-hi）であるから。それゆえ知っていながら故意に座り直せば、その礼拝は無効となるのである。」*ibid.*, vol.2, p.165.

(注7)「なぜならば（少なくともその回数だけは行ったことに）確信を抱いているから」*ibid.*, vol.2, p.166.

(注8)「おまえたちは誰でも自分の礼拝に疑いを抱き、3ラクア行ったのか、4ラクア行ったのかが分からず、疑いを晴らし、確信をもてるもの（回数）に継ぎ足し、その後でタスリームを行う前に2回の跪拝を行いなさい。もし5ラクアの礼拝を行ったのなら、礼拝（の回数）を偶数回にしなさい。もし丁度4ラクアを行っていたなら、その2回（の跪拝）は悪魔への面当てになるでしょう。」（ハディース：ムスリム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.156.

(注9)「屈身礼の際のアッラーフへの賛美など」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.169.
「なぜなら不注意の跪拝を義務付ける原因（の有無）について疑念が生じている場合、それがないのが原則であるから（al-aṣl 'adam-hu）」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.169.

(注10)「なぜなら余分な付加などないのが原則であるから（al-aṣl 'adam al-ziyāda）」*ibid.*, vol.2, p.169.

(注11)「導師の後に（いて礼拝して）いた者には不注意（の跪拝）は義務ではない。但しその導師が不注意を犯した場合には、彼（導師）にもその後ろの者にも（不注意の跪拝が）義務となる。」（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー）*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.170.

(注12)「これが不注意の跪拝の問題の一般原則である」*al=Salsabīl*, vol.1, p.156.

「自発者の礼拝と禁止時間帯」章

自発者の礼拝で最も重視されるもの（ākid）は「触」、次いで「雨乞い」、次いで「タラウィーフ（途中休憩）」、次いで「ウィトル（奇数）」

であるが(注1)、それ（ウィトル）は夜と夜明け前の礼拝の間に行う(注2)。その（ウィトル礼拝の）最小回数は1ラクア（単位動作）で(注3)、最大は11ラクア（単位動作）であり、2回、2回と行い、一回を加え奇数とする(注4)。5ラクアか7ラクアでウィトルとする場合は、最後の1ラクアの時しか座らない(注5)。9ラクアの場合は、第8ラクアの後で座り、タシャッフド（信仰告白）を行いタスリーム（平安祈願）を行わずに第9ラクアでタシャッフド（信仰告白）とタスリーム（平安祈願）を行う形で礼拝する(注6)。完全な最小形は、2回のタスリームを伴う(注7)3ラクアであり(注8)、1回目（のラクア）で（クルアーンの）「称え奉れ…」章（87章）、2回目で「不信仰者」章（109章）を、そして3回目では「純正」章（112章）を読む(注9)。その（3回目のラクアの）屈身礼後、クヌート（敬虔の祈り）を［声を上げて］以下のように唱え(注10)、両手で顔をなでる(注11)。

「アッラーフよ、あなたの導き給うた者の一人として私を導き給え。あなたの救い給うた者の一人として私を救い給え。あなたの側に召し給うた者の一人として私を側に召し給え。あなたの授け給うものによって私を祝福し給え。あなたが定められた厄災から私を守り給え。まことにあなたこそ、何者の決定にも縛られず決定を下し給う御方であり、あなたが側に召し給う者は卑しめられることはなく、あなたが遠ざけ給うた者に栄光はありません。我らが主はいと尊く、高きにおわします。アッラーフよ、あなたの君寵と恩赦（に縋ること）により、あなたの御怒りと懲罰からの、まことに私はあなた（に縋ること）によってこそ、あなた（御自身）からの守護を冀います。あなたが御自身を称え給うようには、我々はあなたへの賛美を尽くすことはできません。アッラーフよ、ムハンマドとその一統を祝福し給え。」(注12)

ウィトゥル（の礼拝）以外ではクヌート（敬虔の祈り）はマクルーフ（自粛すべきもの）であるが(注13)、伝染病以外の(注14)災害にムスリムが見舞われた場合は別で、義務の諸礼拝の中でイマームがクヌート（敬

虔の祈り）を行う(注15)。

タラウィーフ（途中休憩）礼拝は20ラクア(注16)で、ラマダーン月にイシャーアの後でウィトゥル（奇数礼拝）と共に集団(注17)で行う。タハッジュド（深夜の礼拝）を行う者はその後にウィトゥル（奇数礼拝）を行う(注18)。イマームに追随している場合は、1ラクアを加えてそれを偶数にする(注19)。タラウィーフの合間に随意の礼拝を行うことはマクルーフであるが(注20)、その後で（随意の礼拝を）集団で続けることは（マクルーフとは）違う(注21)。

次いで（重要な礼拝は）（義務の礼拝に）付随のスンナであり、それはズフルの礼拝の前の2ラクア、後の2ラクア、マグリブの礼拝の後の2ラクア、イシャーの礼拝の後の2ラクア、ファジュルの礼拝の前の2ラクアである(注22)。ファジュルの礼拝の前の2ラクアは最も重視される(注23)。これら（付随のスンナ）を逃した者は、そのカダーゥ（定刻を過ぎての履行）を行う(注24)。

（注1）触の礼拝が雨乞い礼拝より重視されるのは、干魃の際しては預言者は雨乞いの礼拝をなさることもあれば、なさらないこともあったが、触が生じた場合に触の礼拝をなさらなかったという伝承は存在しないから。また触の礼拝は、集団で行うことが無条件に定められている点で義務の礼拝に似、集団で行うのがスンナでしかないターラウィーフ礼拝に勝るが、奇数礼拝はタラーウィーフ礼拝の後にのみ集団で行うことがスンナであることから、タラーウィーフ礼拝は奇数礼拝に勝る。5回の義務礼拝に付随するスンナの礼拝は集団で行うことが定められていない点で触、雨乞い、タラーウィーフ、奇数礼拝に劣る。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, pp.182-183, 211, *al=Ḥāshiya,* vol.2, pp.182-183.

（注2）「朝を迎える前にウィトルの礼拝を行いなさい」（ハディース：ムスリム）*ibid.,* vol.2, p.184.

（注3）「1ラクアでウィトルの礼拝を行いたい者はそうすればよい」（ハディース：アブー・ダーウード）*ibid.,* vol.2, p.185.

(注4)「アッラーフの使徒はイシャーゥの礼拝を終えてから、ファジュルまでに、11ラクアの礼拝をなされましたが、2ラクア毎にタスリームをなさい、1ラクアでウィトル（奇数）とされたものでした。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.159, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.186.

(注5)「アッラーフの使徒は7ラクア、あるいは5ラクアでウィトル礼拝を行われたものでしたが、（それらのラクアの）間にタスリームも発話も挟まれませんでした」(ハディース：ムスリム、アフマド)*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.186-187.

(注6)「預言者は9ラクアの礼拝を行われましたが、第8ラクア迄は途中で座り込まれることはなく、そこで（第8ラクアで）アッラーフをズィクル（唱念)、賛美し、祈願を行われ［第一タシャッフド]、タスリームをなさらずに腰を上げ、それから立って第9ラクアの礼拝を行われ、座ってアッラーフをズィクル（唱念)、賛美し、祈願を行われ、それから我々に聞こえるようにタスリームを行われました」（ハディース：ムスリム）*ibid.,* vol.2. p.187, *al =Ḥāshiya,* vol.2, p.187.

(注7)「1回のラクアと2回のラクアをタスリームで分けなさい」（ハディース：アル＝アスラム）*al=Kāfī,* vol.1, p.151.

(注8)「ウィトルは7ラクアか、5ラクアかであり、3ラクア未満はない」（ハディース：アル＝バイハキー）

「なぜなら（可否について）異論のある1ラクア（でウィトル礼拝を行うこと）と異なり、それ（3ラクア）でウィトル礼拝を行うことについの合法性に関してはコンセンサスがあるから」*al=Salsabīl,* vol.1, p.160.

(注9)「預言者はウィトルの礼拝では、『至高なる汝の主の御名を称え奉れ』(87章）を読まれ、第2ラクアでは、『言え。不信仰者たちよ』（109章）を読まれ、第3ラクアでは『言え。彼はアッラーフ、唯一者であらせられる』(112章）を読まれ、その最後にのみタスリームをなされた」（ハディース：アフマド、アル＝ティルミズィー、アル＝ナサーイー、アル＝バイハキー）*ibid.,* vol.1, p.161.

(注10)「なぜならアブー・フライラ、アナス、イブン・アッバースによる伝承（アル＝ブハーリー、アフマド）により、預言者からそれ（屈身礼の後

のクヌート）が正しく伝えられているから。しかし『預言者は、ウィトルの礼拝で屈身礼の前にクヌートを唱えられたものである』とのアブー・ブン・カアブから伝わるアブー・ダーウードの収めた伝承により、クルアーンの読唱後、屈身礼の前にクヌートを唱えることも可である。そして追随者にいたるまで、両手を伸ばして両掌を天に向け胸まで上げる」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.189, *al=Mughnī*, vol.2, p.582.

「おまえたちがアッラーフの願い事をするときは、両掌（を天に向けること）によって請いなさい。両手の甲（を天に向けること）によって請うてはならない。」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya*, vol.2, pp.189-190.

(注11)「アッラーフの使徒は、ドゥアーで両手を上げられた時には、それで顔を撫でずにその両手を下ろされることはなかった」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.195-196.

(注12)「アッラーフの使徒は私（アル＝ハサン・ブン・アリー）にウィトルの礼拝を唱える（以下の）言葉を教えて下さった。『アッラーフよ、あなたの導き給うた者の一人として私を導き給え。あなたの救い給うた者の一人として私を救い給え。あなたの側に召し給うた者の一人として私を側に召し給え。あなたの授け給うものによって私を祝福し給え。あなたが定められた厄災から私を守り給え。まことにあなたこそ、何者の決定にも縛られず決定を下される御方であり、あなたが側に召し給う者は卑しめられることはなく、あなたが遠ざけ給うた者に栄光はありません。我らが主はいと尊く、高きにおわします』」（ハディース：アフマド、アル＝ティルミズィー）*al=Kāfi*, vol.152, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.192.

「アッラーフよ、私はあなたの君寵と恩赦（に縋ること）により、あなたの御怒りと懲罰からの、あなた（に縋ること）によってあなたからの守護を冀います。あなたが御自身を称え給うようには、我々はあなたへの賛美を尽くすことはできません。」（ハディース：アル＝タヤールスィー）*al=Kāfi*, vol.1, p.152.

「預言者は（クヌート）の最後に『アッラーフよ、ムハンマドを祝福し給え』と唱えられた」(ハディース：アル＝ナサーイー）*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.195.

「『その一統を』（と付加すること）には問題はない、と *al=Iqnā'* にある。」*ibid.*, vol.1, p.195.

(注13)「預言者はファジュルの礼拝でのクヌートを禁じられた」（ハディース：アル＝バイハキー）

「ファジュルのクヌートはビドア（宗教の改変）である」（イブン・アッバースの言葉；アル＝ダーラクトゥニー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.164.

(注14)「なぜならそれはヒジュラ暦18年に発生した伝染病の流行などのように頻繁に発生していたが、一人の教友からも、またそれ以外の者（先達）からも、その（疫病の）収束のためのクヌート（を行ったと）は伝えられていないからである。というのはそれ（悪疫の伝染）はアッラーフの定めであり、それによる病死は、殉教であるからである。」*ibid.,* vol.1, p.164.

(注15)「（ハンバリー）学派の通説（mashhūr）は、全ての礼拝において（クヌートを行うこと）であり、クヌートを行うのは最高導師(al=imām al=a'zam)（カリフ）である。」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.198. 但し、ウィトルとファジュル以外では行わないなどの説もある。cf., *ibid.,* vol.2, p.198, *al=Mughnī,* vol.2, pp.587-588.

(注16)「預言者はラマダーン月には20ラクアの礼拝を行われたものであった」（ハディース：アル＝タバラーニー、イブン・アビー・シャイバ）*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.2, p.200, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.160.

(注17)「一人で行うことも可」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.201.
「預言者は（ラマダーン月の）幾夜かを、人々と共に（タラウィーフの）礼拝をなされたが、その後（タラウィーフ礼拝を）遅らされ、その（ラマダーン）月の残り（の夜）は自宅で（タラウィーフの）礼拝を行われ、『私は、（タラウィーフの集団）礼拝がおまえたちの義務と（みなされるように）なってしまい、ところがおまえたちがそれを実行できない（というようなことになる）のではと恐れたのである』と言われた。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.202.

(注18)「おまえたちの最後の礼拝はウィトルにしなさい」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.,* vol.2, p.204.

(注19) 先導者がウィトルを行ったときには、一回を加えて偶数にしておけば、それ以前に自分が行ったウィトルを無効にしない。cf., *ibid.,* vol.2, p.204.
「1夜の間に2回のウィトルはない」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.204.

(注20)「アブー・アル＝ダルダーゥ（教友）が、タラウィーフの合間に（一

人で）礼拝をしている人々を見て、『あの礼拝は何か。おまえたちの前に先導者がいるのに、おまえは（一人で）礼拝をするのか。我々からの離別を望む者は我々の仲間ではない（laisa min-nā man raghiba 'an-nā)』と言った」（アル＝アスラムの伝える伝承）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.205.

(注21)「(何か別の）善（khair）を望んでいるのでない限り、（タラウィーフの後モスクから）帰ってはならない」（教友アナスの言葉）*ibid.*, vol.2, p.206.

(注22)「私（イブン・ウマル）はアッラーフの使徒から、10ラクアを継承している（ḥafiẓtu)。即ちズフルの前の2ラクア、その（ズフルの）後の2ラクア、マグリブの後の自宅での2ラクア、イシャーゥの後の自宅での2ラクア、ファジュルの前の2ラクアである。（ファジュルの前の2ラクアは）まだだれ一人、預言者の許にやってくる前の時間のことであったが、ハフサ（イブン・ウマルの姉妹で、預言者の妻の一人）が『夜が白み始めアザーン朗詠者がアザーンを朗詠すると、預言者は2ラクアの礼拝を捧げられた』と私に話してくれました。」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.*, vol.2, p.212.

(注23)「随意礼拝の中でファジュル（の義務礼拝の前の）2ラクア以上にアッラーフの使徒が重視された（ta'āhada）ものはありませんでした」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.*, vol.2, p.213.

(注24)「ファジュル（の義務礼拝の前の）2ラクアの礼拝を行わなかった者は、日が昇ってからその2ラクアの礼拝を行いなさい」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.215

（無題）節

夜の礼拝は昼の礼拝に優り(注1)、最善は夜半を過ぎてからの、どこであれ夜の3分の1である(注2)。夜の礼拝も昼の礼拝も2ラクア、2ラクアで行うが(注3)、昼の場合はズフルの時のように4ラクアを任意で行ってもかまわない(注4)。

座って行う礼拝は立って行う礼拝の報酬の半分である(注5)。また朝の礼拝もスンナであり、最短は2ラクア(注6)、最長は8ラクアである(注7)。

その時間は、禁止の時間帯を過ぎてから南中の直前までである(注8)。

クルアーンの読誦の際の跪拝も礼拝であり(注9)、読み手と聞き手に(注10)スンナとして定められているが(注11)、たまたま耳にしただけの者は除く(注12)。読み手が跪拝しなければ、(聞き手も)跪拝しない(注13)。それは14カ所の跪拝で、「巡礼」章には2カ所ある(注14)。

跪拝する時と(頭を)上げる時に「アッラーフは至大なり」と唱え(注15)座ってタスリーム(平安祈願)を行うが(注16)、タシャッフド(信仰告白)は行わない(注17)。

声を潜めての礼拝で導師が跪拝(のある節)を読むこと、また跪拝をすることはマクルーフであるが(注18)、それ以外の時は追随者は導師に従わなければならない(注19)。

感謝の跪拝は恩恵が新たになされたとき、懲戒が解かれたときにムスタハッブとなる(注20)。無知であったり、失念していた者を除き、それ[感謝の跪拝]によって礼拝は無効となる(注21)。

(礼拝の)禁止時間帯は5つである。[第1は]第二のファジュル(黎明、後述)が現れてから太陽が昇るまで(注22)。[第2は]太陽が昇ってから槍の長さに昇るまで。[第3は]太陽が真上に昇ってから傾くまで。[第4は]アスルの礼拝から日没まで。[第5は]太陽が沈み始めてから沈み切るまでである(注23)。義務(の礼拝)のその時間帯内のカダーゥ(定刻を過ぎての履行)(注24)、また3つの時間帯(注25)でのタワーフ(周回礼)の2ラクア(注26)、集団で(の礼拝)のやり直しも許される(注27)。それ以外の場合は、たとえ理由があるものでも(注28)、これら5つの時間帯のうちのいずれかにおける自発(の礼拝)は禁じられる。

(注1)「義務の礼拝に次いで優れた礼拝は夜の礼拝である」(ハディース:ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.219.

(注2)「アッラーフに最も嘉される斎戒はダーウード(ダヴィデ王)の斎戒

であり、アッラーフに最も嘉される礼拝はダーウードの礼拝である。彼は夜の半分を眠り、3分の1を礼拝に立ち、6分の1をまた眠り、1日斎戒をすると翌日は斎戒を解くのを常とした。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.167.

（注3）「夜の礼拝も昼の礼拝も2ラクア、2ラクアで行う」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー、アル＝ティルミズィー、イブン・マージャ）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.224.

（注4）「預言者は太陽が傾き始めたときに、2ラクアの礼拝を行われたものでした。また昼のの半ばが過ぎる前には4ラクアの礼拝を行われたものですが、タスリームはその最後（第4ラクア）に（だけ）行われました。」（ハディース：アル＝ティルミズィー、アル＝ナサーィー、アフマド）*al=Salsabīl,* vol.1, p.167.

（注5）「立って礼拝する者がより優る。しかし座って礼拝する者にも、立って行った礼拝の半分の報償がある。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.227.

（注6）「我（アブー・フライラ）が友アッラーフの使徒は3つのことを私に命じられた。毎月3日の斎戒、朝の2ラクア（の礼拝）、就寝前にウィトルの礼拝を行うことである。」（ハディース：アフマド、ムスリム）*ibid.,* vol.2, p.229.

（注7）「メッカ征服の年、私（ウンム・ハーニゥ）は、メッカの最上の高台にいらしたアッラーフの使徒の許に参りました。そのとき彼は沐浴にお立ちになり、ファーティマ（預言者の娘）が彼を人目から隠しました。そのあと彼は服を手に取りそれをお纏いになり、朝の賛美の8ラクアの礼拝を行われました。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.168, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.230.

（注8）禁止の時間帯とは、礼拝の禁じられる日の出から太陽が槍の高さにまで昇るまでの時間（後述）。また太陽の南中時も礼拝を禁じられる（後述）。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.230.

（注9）「それには（『アッラーフは偉大なり』と唱える）タフリーム（入斎）と（タスリームによる）タフリール（解斎）があり、従って礼拝の跪拝に準じ、アウラの被服、キブラを向くこと、ニーヤ（意志）、［清浄］などの、自

発者の礼拝の条件と同じ条件が課される」*ibid.*, vol.2, pp.232-233.

但し、クルアーン読唱の跪拝は礼拝ではなく、タフリーム（入斎）、タフリール（解斎）もなく、清浄も条件とならないとの説もある。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.233.

(注10)「預言者が我々に跪拝（の箇所）のあるクルアーンの章を読んで下さった時には、彼も跪拝され、我々も跪拝したので、我々は誰も（地面に）額をつける場所を見出だせない程でした」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.234.

(注11)「アッラーフは我々に跪拝を義務付け給わなかった。但し我々（自身が）が望んだ場合は別である。」（ウマルの言葉；アル＝ブハーリー）*ibid.*, vol.2, p.234.

(注12)「跪拝はただ聞き手のためだけ（に定められているの）である」（ウスマーンの言葉；アル＝ブハーリー）*ibid.*, vol.2, p.236.

(注13)「預言者が教友の一団の許にいらっしゃった時のこと。その中の一人の男が（クルアーンの）跪拝（箇所のある節）を読み、アッラーフの使徒の方を窺い、『あなたこそ我々の導師でいらっしゃいます。もしあなたが跪拝されれば、我々も跪拝いたします』と言いました。」（ハディース：アル＝シャーフィイー）*ibid.*, vol.2, p.236.

(注14) 高壁章（7章206節）、雷電章（13章15節）、蜜蜂章（16章50節）、夜の旅章（17章109節）、マルヤム章（19章109節）、巡礼章［2回］（22章18節、77節）、識別章（25章60節）、蟻章（27章15節）、跪拝章（32章15節）、分別章（41章38節）、星章（53章62節）、裂砕章（84章21節）、凝血章（96章19節）。cf., *ibid.*, vol.2, p.238.

「サード章（38章24節）の跪拝は、感謝の跪拝である」*ibid.*, vol.2, p.239.

「預言者が説教をなさっていたが、（サード章の）跪拝の箇所にさしかかったとき、人々は（跪拝の）構えを取った。そこで彼は『これは一人の預言者（ダヴィデ）の改悛に過ぎない。しかしおまえたちは跪拝の用意ができているようだ。』と言われ、（説教壇から）下りて跪拝された。」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.239.

(注15)「預言者は常々我々にクルアーンを読んで下さいましたが、跪拝箇所にさしかかると、『アッラーフは至大なり』と唱えて跪拝され、我々も跪

拝しました」*ibid.*, vol.2, pp.239-240.

(注16)「義務として」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.240.
「『その（礼拝の）タフリール（解斎）はタスリームである』（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、アフマド、アル＝ダーリミー）とのハディースの一般原則（'umūm）による」*al=Mu'tamad*, vol.1, p.165.

(注17)「なぜなら屈身礼のない礼拝だから。それゆえ葬儀の礼拝（後述）と同様にそれにはタシャッフドは定められていない。」*ibid.*, vol.1, p.165.

(注18)「なぜならもし（導師）がそれ（跪拝の節）を読めば、そのために跪拝するか、しないかのいずれかになるが、もしそのために跪拝しなければスンナを怠ったことになり、もしそのために跪拝すれば追随者に（何が生じたかとの）当惑と混乱をもたらすからである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.241-242.
但し al=Bulaihī は以下のハディースを根拠にマクルーフではないとしている。
「預言者はズフルの礼拝の第1ラクアで跪拝を行われたので、教友たちは預言者が跪拝の啓示をお読みになられたのを知った」（アフマド、アブー・ダーウード）*al=Salsabīl*, vol.1, p.170.

(注19)「先導車が立てられているのは、従われるために他ならない。それゆえ彼が跪拝すれば跪拝せよ。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Mughnī*, vol.2, p.371.

(注20)「預言者は喜ばしい出来事があると謹んで跪拝された」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.243.

(注21)「（他の学派と）同じく（wifāqan）、その（礼拝）の中で（故意に）跪拝を余分に付加した者と同様（に無効になる）のである。無知であったもの、失念していた者については、礼拝（構成）類型動作（jisn）を余分に行った者について既に論じたように、そのために跪拝を行う。」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.243.
「なぜならばそれは（感謝の跪拝）はクルアーン読唱の跪拝の場合とは異なり、礼拝とは無関係であるから。但し感謝の跪拝の様式、その規定はクルアーン読唱の跪拝に準ずる。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.244.

(注22)「アスルの礼拝の後には、日が沈むまでは礼拝はない。ファジュルの礼拝の後には日が昇るまでは礼拝はない。」(ハディース：ムスリム) *ibid.*, vol.2, p.247.

(注23)「預言者が我々が礼拝することと、死者を葬ることを禁じられた3つの時間帯は、太陽が現れ輝き昇るまでと、太陽が南中してから傾き始めるまでと、太陽が沈み始めてから沈みきるまでである。」(ハディース：ムスリム) *ibid.*, vol.2, p.246. (注22) 参照。

(注24)「礼拝を寝過ごしたか、忘れていた者は、気が付いたときにその礼拝を行いなさい」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *ibid.*, vol.2, p.248.
「日が沈む前にアスルの礼拝の1ラクアでも間に合って行った者は、それを（日没によって中断せずに）完遂しなさい」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.248.

(注25)「日昇時、日没時、南中時」*ibid.*, vol.2, p.248.

(注26)「昼夜にかかわらず、どんな時でも、いかなる者でもこの『館（カアバ神殿）』でタワーフ（周回礼、後述）、礼拝を行うのを妨げてはならない」(ハディース：アル＝ティルミズィー) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.248-249.

(注27)「私（ヤズィード・ブン・アル＝アスワド）が預言者とともにファジュルの礼拝を行った。預言者が礼拝を終えられた時、彼と共に礼拝を行わなかった男が二人いたので、彼は『何ゆえおまえたち二人は礼拝を行わなかったのか』と尋ねられた。二人が『アッラーフの使徒よ、我々は自分の宿営で既に礼拝を済ませたからです』と答えると、『もしおまえたち二人が自分たちの宿営で礼拝を済ませたのなら、二人とも行ってはならない。しかしその後で集団の礼拝場所に来たなら、その人々と礼拝しなさい。ただしそれはあなたがたには随意（の礼拝）となる」(ハディース：アル＝ティルミズィー) *ibid.*, vol.2, p.249.

(注28)「モスクの挨拶、ウドゥーのスンナ、クルアーンの読唱、墓、不在者（死者）に対する礼拝、蝕、纏めた場合のアスル後のズフルのスンナの礼拝を除く付随のスンナの礼拝など」*ibid.*, vol.2, pp.251-253. 但し、理由のある礼拝については禁止時間帯であっても許されるとの説も有力である。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.251.

「集団礼拝」章

男性には5回の（義務の）礼拝において［集団礼拝が］課される(注1)が、（集団礼拝は礼拝の有効性の）条件ではなく(注2)、男性も自分の家でそれ（集団礼拝）を行ってもよい(注3)。辺境の住民の礼拝は一つのモスクで行うことが望ましいが(注4)、それ以外の者には、その者が参加しなければ集団（礼拝）が成立しないようなモスクで行うことが最善である(注5)。次いで最も多い集団のところ(注6)、次いで古いモスク(注7)がよい。遠い（モスクの）方が近い（モスク）よりもよい(注8)。

モスクでは、常任のイマーム（導師）に先立って先導することは、彼の許可か辞退があった場合を除き禁じられる(注9)。

礼拝を済ませた後、義務（の礼拝）のイカーマ（礼拝開始の呼び掛け）があった場合は、それを再度行うことが、スンナであるが(注10)、マグリブ（だけ）は別である(注11)。メッカとメディナのモスクを除き(注12)、集団（礼拝）を再度行うことはマクルーフではない(注13)。

礼拝のイカーマ（礼拝開始の呼び掛け）があった場合、義務（の礼拝）以外の礼拝はない(注14)。随意の礼拝を行っていた場合はそれを全うするが(注15)、集団（礼拝）が終わってしまう恐れがあればそれを中断する(注16)。

イマーム（導師）のタスリーム（平安祈願）の前に「アッラーフは至大なり」と唱えた者は集団（礼拝）に間に合ったことになる(注17)。イマームの屈身礼に間に合った者は、彼とともにラクアに参加したことになる(注18)。彼にはタフリーマ（入斎）（のために「アッラーフは至大なり」と唱えることで）足りる(注19)。

追随者にはクルアーンの読誦は義務とならない(注20)。イマーム（導師）が（読唱の）声を潜めている場合、またその沈黙している間には、（追随者は読誦することが）ムスタハッブ（推奨されるもの）であり、遠くにいて聞こえない場合も（同様である）(注21)。ただし、難聴者の

場合は異なる。

イマームが声高に行う場合も(注22)、(追随者は礼拝) 開始のドゥアーと厄除祈願は行う。

イマームに先行して屈伸礼、跪拝をした者は、身を起こしイマームの後に続いて行う。もし故意に (やり直しを) しなければ、(その礼拝は) 無効となる。またイマームが屈伸礼をする前に知りつつ故意に屈伸礼を行った場合は (イマームが立礼しないうちに) 身を起こしても、(その礼拝は) 無効となる(注23)。知らなかったか、忘れていた場合はそのラクアだけが無効となる(注24)。もし、イマームの屈伸礼の前に屈伸礼を行い、身を起こし、イマームが身を起こす前に座礼をした場合は、(その礼拝全体が) 無効となる(注25)。ただし、知らなかったか忘れていた場合は別で、そのラクア (だけ) をカダー (定刻後の履行) で行う(注26)。

イマームは(礼拝を)完全ながらも早く切り上げ(注27)、第1のラクアを第2のラクアよりも長くすることがスンナである(注28)。追随者に負担とならないならば(注29)、入って来る者を待つことが好ましい(注30)。もし女性がモスクに行く許しを乞えば、それを妨げることは嫌われる。しかし自分の家 (で礼拝する方が) 女性にはより良い(注31)。

(注1)「至高者の御言葉『もし汝が彼等の中にいて、彼等のために礼拝を先導する時には、彼等の中の一団を汝と共に立たせよ。…』(クルアーン4章102節) による。というのは (この節で) アッラーフが (戦闘の) 危険のある時でさえも、集団 (礼拝) を命じ給うた以上、それ (戦闘) 以外の状態ではなおさらなのである。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.257.

「暦信者にとって最も困難な礼拝はイシャーゥとファジュルである。もし彼等がその2つ (の礼拝を行うこと) にどんなもの (報償) があるかを知っていたなら、彼等は這ってでもその二つ (の礼拝) にやって来ただろう。私は礼拝の開始を命じ、次いで一人の男に人々のために礼拝を挙行するように命じた後で、薪の束を持った男達を連れ、礼拝に参列しなかった者どもの所へ行き、彼等に対してその家々に火をかけてしまおうか、と考えたことがある。」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *ibid.*, vol.2, pp.257-258.

(注2)「正当な理由なく一人で行った礼拝も有効であり、その礼拝にも功徳がある」*ibid.*, vol.2, p.260.

「集団礼拝は一人で（礼拝を行う）者の礼拝に27倍優る」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.261, *al=Salsabīl*, vol.1, p.176.

但し集団礼拝が礼拝の有効性の条件であるとの説も有力である。cf., *ibid.*, vol.1, p.186.

(注3)「私のために大地はモスクとされ、清浄とされた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.261, *al=Ḥāshiya*, vol.2, p.261.

「どこであれ、礼拝の時間を迎えた場所で（ainamā adrakat-ka al=ṣalā）礼拝しなさい。そしてそこがモスクなのである。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Kāfī*, vol.1, p.174.

(注4)「（全員が一つのモスクに集まっていれば）敵についての情報がはいれば、（その情報が、モスクに集まっている）全員の耳にはいるし、また（敵の）不信者の斥候がやってきた時、彼等（ムスリム軍）の数が多いと思うから（恐れさせることができるから）。」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.264.

(注5)「それによってモスクの活用と、その（モスク）の中で礼拝を行う者の集団（礼拝）の達成（というモスクでの礼拝の徳と集団礼拝の徳という二つの徳に対する）の報償が生ずるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.265.

(注6)「また至高なるアッラーフは最大の集団を最も愛で給う」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード）*ibid.*, vol.2, p.265.

(注7)「なぜならそこ（古いモスク）では（アッラーフへの）服従が、より昔から行われていたから。また *al=Mubdi'* には、『(ハンバリー派の）学説は、それ（古いモスク）は集まる人数の多いもの（モスク）より優先される』と記され、*al=Inṣāf* には、『(ハンバリー派の）正しい学説によると、古いモスクは集まる人数の多いもの（モスク）より優る』と述べている」と述べられている。」*ibid.*, vol.2, p.266.

ハンバリー派の通説では、古いモスクが優る。cf., *Zād al=Mustaqni'*, *al=Riyāḍ*, 1993, vol.3, p.172.

(注8)「礼拝に於いて最も報償の大きい者は、最も遠い（距離を礼拝のため

にモスクに来る）者であり、徒歩で最も遠い（距離を礼拝のためにモスクに来る）者である」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.*, vol.2, pp.266-267. 但し「モスクの近所の住人にはモスク以外での礼拝は（望ましく）ない」（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー）を典拠に、近くのモスクで行うのが優るとの説もある。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.267, *al=Mughnī,* vol.3, p.8（f.n.）.

（注9）「『男性は彼の自宅では、彼（自身）が許可したのでない限り、（礼拝の）先導を受けることはない』との預言者のハディース（アブー・ダーウード）により、常任（のイマーム）は家長と同様であるゆえ、それ（先導職）に最適任であるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.268, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.268.

「男が他人の領域（fī sulṭāni-hi）でその許可なく、その（他人の）礼拝の先導をすることは（望ましく）ない」（ハディース：ムスリム）*ibid.*, vol.2, p.268.

（注10）「礼拝はその定刻に行いなさい。そしておまえがモスクに居る間に、イカーマが唱えられたなら、『私はもう礼拝を済ませたので、礼拝しない』とは言わずに、（もう1度）礼拝しなさい。」（ハディース：アフマド；ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.270.

（注11）「なぜならば再履行（した礼拝）は随意（の礼拝）となるが、（イシャーゥ後以外で）随意の礼拝が奇数回となることはないから」*ibid.*, vol.2, p.271.

「マグリブかファジュルの礼拝を済ませた後では、イマーム（導師）の率いるそれ（マグリムとイシャーゥの礼拝）に同席しても、それをやり直さない」（イブン・ウマルの言葉；マーリク）*al=Salsabīl,* vol.1, p.178.

（注12）「彼（常任のイマーム導師）以外との集団礼拝が可となって、人々が常任のイマーム（導師）による集団礼拝への参列を怠けるようになってしまわないため」*al=Mughnī,* vol.3, p.11.

（注13）「預言者が礼拝を済まされた後に、一人の男がやって来た。そこで預言者は『おまえたちの中に誰か、この男相手に（集団礼拝を行うことで天国で）儲ける者はないか—別のヴァリアントでは—この男に（集団礼拝の徳の）サダカを行う者はないか』と言われた。」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.178.

(注14)「礼拝のイカーマがあった場合、義務（の礼拝）以外の礼拝はない」（ハディース：ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.272.

(注15)「汝らの行いを無にしてはならない」（クルアーン47章33節）*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.274.

(注16)「なぜなら（集団礼拝参加の）義務の方が（随意の礼拝）より重要であるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.274.

(注17)「なぜなら彼はイマーム（導師）の礼拝の一部に間に合ったからであり、（礼拝のうちの）1ラクアに間に合った場合に準ずるのである」*ibid.*, vol.2, p.274.

(注18)「屈身礼に間に合った者は、そのラクアに間に合ったことになる」（ハディース：アブー・ダーウード）*ibid.*, vol.2, p.275.

(注19) つまり屈身礼のために「アッラーフは至大なり」と改めて唱える必要はない。cf., *ibid.*, vol.2, p.276.

(注20)「クルアーンを読み聞かされた場合には、静粛にそれに聞き入りなさい。おそらく汝らは慈悲を賜るであろう。」（クルアーン7章204節）*al=Salsabīl*, vol.1, p.179.

「イマーム（導師）を有する者は、彼（イマーム）の読唱が、彼の読唱となる」（ハディース：アフマド）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.278.

(注21)「我々はイマーム（導師）の後で、ズフルとアスルの前半の2ラクアでは『開扉の章』と別の1章、後半の2ラクアでは『開扉の章』を読んだものである」（ジャービルの伝えるハディース：出典無記）*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.282.

(注22)「つまり（イマームが）声を潜めて行う場合にスンナであるのと同様に、イマーム（導師）が声を高めた場合にも、追随者には（礼拝）開始のドゥアーと厄除祈願を唱えることがスンナである」*ibid.*, vol.2, p.282.

「声を潜めて行う場合と同様に。但し*al=Sharḥ* その他には、『イマーム（導師）が（礼拝開始のドゥアーと厄除祈願を）唱えるのが聞こえない場合に限り』とある」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.282-283.

(注23)「故意にイマーム（導師）に先行することは次の預言者の言葉により禁じられている。『おまえたちは皆、イマーム（導師）より先に頭を上げれば、アッラーフがその男の頭をロバの頭に変え、その姿をロバの姿に変え給うことを恐れないのか」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.285.

(注24)「後でそれ（そのラクアだけ）をやり直す。彼の礼拝（自体）は免責事由（'udhr）によって有効である」*ibid.*, vol.2, p.287.

「アッラーフは我がウンマの過失と失念を許された」（ハディース：イブン・マージャ、イブン・ヒッバーン、アル＝バイハキー、アル＝ダーラクトゥニー、アル＝ハーキム、アル＝タバラーニー）*al=Salsabīl*, vol.1, p.181.

(注25)「『なぜなら1ラクアの大半においてイマームに従わなかったことになるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.287.

「al=Muntahā には、『イマームより構成要件2つを先行した場合にその礼拝が無効となることには異論は存在しない』とある」*al=Ḥāshiya*, vol.2, pp.287-288.

構成要件に関しては、「礼拝の形態」章無題節（2）の（注1）を参照。

(注26)（注24）参照。cf., *ibid.*, vol.2, p.288.

「屈身礼以外は、構成要件1つの先行によっては無効にならない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.288.

「つまり屈伸礼以外の、起立や、跪拝のために額突くことなどの構成要件1つを、追随者がイマーム（導師）に先行してもその礼拝（自体）は無効とならない。(屈伸礼の場合はそれが1つの構成要件でしかないにもかかわらず）それによって礼拝が無効になるのは、屈伸礼は、それ（に間に合うことに）よってそのラクアに間に合い、それを逃せば、そのラクアを逃したことになる（構成要件の中でも特殊な）ものであるから、他（の構成要件）とは（扱いが）異なるのである。」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.288.

(注27)「人々を先導して礼拝するときには、早めに切り上げよ」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.289, *al=Salsabīl*, vol.1, p.181.

(注28)「預言者は第1ラクアを長くされたものでした」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.291.

(注29)「イマーム（導師）と（現在）一緒にいる者への配慮の方が、まだ彼のもとに来ていない者への配慮より優先されるから」*ibid.*, vol.2, p.292.

(注30)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、ズフルの礼拝の第1ラクアの間、（遅れて来た者の）足音が聞こえないのを確認するまでは、（直立の姿勢のままで）立っておられた。」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.292.

(注31)「アッラーフの婢にアッラーフのモスク（参拝）を禁じてはならない。尤も自分の家（での礼拝）の方が女性にとっては良いのではあるが。それゆえ香をつけずに外出せしめよ。」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.293.

「イマーム職の諸規定」章

イマーム（導師）職に最もふさわしい者は、まずクルアーン読誦に長け、礼拝の規定をよく知った者、次いで、フィクフの知識の深い者(注1)、次いで年長者(注2)、次いで最も家柄が高貴な者(注3)、次いで最もヒジュラが古い者、次いで最も敬虔な者であり(注4)、次いで（それでも決められない場合は）くじで選ぶ(注5)。

権力者を除き(注6)、その家の住人(注7)、モスクのイマーム（導師）(注8)が最適任者であり、自由人(注9)、都市住民(注10)、定住者(注11)、晴眼者(注12)、割礼を受けた者(注13)、複数の布を有する者は(注14)、そうでない者に優る。悪人の後（に追随して行う礼拝）は、不信仰者（に追随して行う礼拝）同様、有効でない。男性には女性、両性具有者の後（に追随して行う礼拝）は有効でない(注15)。また成人にとって子供（の先導）も（有効で）ない(注16)。口の利けない者（の先導）も（有効で）ない(注17)。立礼、跪拝、正座のできない者（の先導）も（有効で）ないが、地区のイマームでその状態の解消が期待される場合は別である。彼の後ろでは座ったままで礼拝することが推奨される(注18)。もしイマームが立って

(礼拝を) 始め、その後具合が悪くなり座った場合は、彼の後では義務として立って (礼拝を) 終える(注19)。

また失禁症の者の後では同様の者 (の礼拝) は有効である(注20)。(大小の) 不浄の状態にあるか、汚物の付着していることを自覚している者の後で (の礼拝) は有効でない(注21)。礼拝が終了するまでイマームも追随者もそれに気づいていなかった場合は、追随者にのみ(その礼拝は)有効である(注22)。

無学の者の先導は無効である。無学の者 (ummīy) とは開扉章を暗記していなかったり、[その中でイドガームでない所をイドガームにしたり(注23)]、子音を間違って発音したり、文法的な間違いを犯し、意味を変えてしまう者のことである。ただし、同様 (に無学) の者 (を先導する) ならその限りでない(注24)。またもしその者が (発音を) 正すことができる場合その礼拝は有効でない。(母音を読み間違え) 文法的な間違いを犯す者、f音を吃る者、t音を吃る者、一部の子音の発音が正確でない者の先導は嫌われる。他人の女性一人、あるいは複数の女性を、男性が他にいないところで先導すること(注25)、また彼を心底嫌う者が大半を占める民衆を先導することも嫌われる(注26)。

姦通の子(注27)、兵士の先導は、その両者の信仰が正しいものである限りにおいて (有効であり)、またカダーゥ (定刻後の履行) の礼拝を行う者に対しての礼拝を (定刻に) 遂行する者 (の先導は有効であり)、またその逆 (また礼拝を定刻に遂行する者のカダーの礼拝を行う者に対して) の先導も有効である(注28)が、義務の礼拝を行う者の随意の礼拝を行う者 [のに追随](注29)、ズフルの礼拝をする者のアスルその他 (ズフル以外) の礼拝をする者へ [の追随] は [有効で] ない(注30)。

(注1)「人々の中で最もクルアーン読唱に長けた者が礼拝の先導する。もしクルアーン読唱において皆が等しければ、スンナを最も良く知る者、スンナ

の知識も等しければ最も先んじてヒジュラ（聖遷）を行った者、ヒジュラも等しければ最年長者が（先導する）。」（ハディース：ムスリム）*al=Rauḍ al =Murbi'*, vol.2, p.297.

「クルアーンの読み方が上手な者を、多く暗唱している者より優先する」*ibid.*, vol.2, p.298.

(注2)「おまえたちの中で最年長者に礼拝の先導をさせよ」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.*, vol.2, p.299.

(注3)「それはクライシュ族のことであり、ハーシム家の者は、それ以外のクライショ族より優先される。『クライシュを先にせよ。クライシュに先んじてはならない。』との預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉（ハディース：アフマド）による小イマーム（導師）職の大イマーム（導師）職（カリフ職）との類推に基づく。」*ibid.*, vol.2, p.299, *al=Ḥāshiya*, vol.2, p.299.

(注4)「アッラーフの御許では、汝らの中で最も高貴な者は、最も敬虔な者である」（クルアーン49章13節）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.301.

(注5)「アフマド（アッラーフが彼に慈悲を垂れ給え）はそれを明言している。またサアド・ブン・アビー・ワッカース（教友）が、アザーン（礼拝の呼び掛け）に関して人々の間で籤を引かせたのである以上、イマーム（導師）職はなおさらだからである。また彼等が全員その資格において等しく、全員ではできない以上、他の諸権利の場合と同様に籤で選ばれるのである」*al=Mughnī*, vol.3, pp.16-17.

(注6)「権力者（sulṭān）とは大イマーム（カリフ）、次いで裁判官のようなその（カリフの）代理を意味する」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.302.

(注7)「他人の家、あるいはその管轄領域では（fī sulṭān-hi）、誰もその者の礼拝を先導してはならない」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.301.

(注8)「なぜならイブン・ウマル（教友）が、敷地内に彼が解放した奴隷（で現在は彼の庇護下にある男）が礼拝（を先導）しているモスクのある自分の所有地にやってきて、人々と一緒に（イマームに追随して）礼拝したところ、人々が彼（イブン・ウマル）に彼等の礼拝を先導してくれるように頼んだが、彼は拒否して『モスクのイマームがより適任である』と述べたからである。」

（アル＝シャーフィイー、アル＝バイハキー）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.178.

（注9）「自由人は奴隷、部分解放奴隷（後述）に優る」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.304.

（注10）「都市住民は砂漠育ちの遊牧民に優る」*ibid.,* vol.2, p.304.
「一般に遊牧民は粗野で、教育者がいない辺境に住んでいることからアッラーフの掟、礼拝の規定を知ることが少ないから。いと高きアッラーフも彼等（遊牧民）について『おおむね彼等はアッラーフがその使徒に啓示された掟を知らない」（クルアーン9章97節）と仰せられている。」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.304.

（注11）「定住者は旅行者に優る。なぜなら（旅行者）は礼拝を短縮（後述）するかもしれず、その場合、追随者たちは礼拝の一部を集団で行うことを逃すことにことになるからである。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.304.
「なぜなら預言者はマッカ征服の年に（マッカで）礼拝を行われ、（マッカの住人に）『(おまえたちのイマームの後で礼拝を）完遂せよ。私は（マディーナから来た）旅行者であるから（イマームにはならない)』と言われたから」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.304.

（注12）「晴眼者は盲人に優る。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.305.

（注13）「割礼を受けた者は割礼のない者に優る」*ibid.,* vol.2, p.305.

（注14）「既述のように複数の布を有する者は、一方の肩だけを覆い秘所を隠した者に優る」*ibid.,* vol.2, p.305.

（注15）「その『悪』が行為に関わるものであれ、信条に関わるものであれ。但しジャービル（教友）の伝える次の預言者の言葉により、そうでない者への追随が困難であることから、金曜集合礼拝、祭礼の場合は別である。『女性が男性、遊牧民が定住民、悪人が信仰者（の礼拝）を先導しない。しかし彼（悪人）が権力によって彼（信仰者）を支配しており、その懲罰を恐れる場合は除く。』（ハディース：イブン・マージャ）」*ibid.,* vol.2, pp.306-307.

（注16）「子供は夢精があるまで礼拝の先導はしない」（ハディース：アル＝アスラム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.184.
「但し随意の礼拝なら有効である」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.313.

(注17)「[クルアーン読唱や礼拝開始の祈願など] 礼拝に不可欠な義務事項に欠陥が生ずるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.314.

(注18)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は怪我をされて自宅で座ったままで礼拝された。ところが人々が彼の後で立って礼拝したので、預言者は彼らに座るように指示され、終ったあとで、『イマームを立てるのは、彼に従うために他ならない。…中略…もしイマームが座って礼拝すればおまえたちも皆座って礼拝せよ。』と言われた。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.*, vol.2, p.315, *al=Salsabīl*, vol.1, p.184.

(注19)「なぜなら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は死の病にあった時、座って礼拝されたが、アブー・バクルと人々はその後ろで立って礼拝した（アーイシャの伝えるハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）が、その時最初はアブー・バクルが立って人々の礼拝を先導していたからである。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.316-317.

(注20)「無学な者どうしの場合と同様に」*ibid.*, vol.2, p.317.
失禁症の者どうし、無学な者どうしなら互いに先導できるが、失禁症の者は健常者、無学な者は学者を先導できない。

(注21)「追随者も（その礼拝）をやり直す」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.317.

(注22)「大汚の状態にある者が人々の礼拝を先導した場合には、彼（イマームだけ）は自分の礼拝をやり直すが、人々の礼拝は成立している」（ハディース：アブー・スライマーン・ムハンマド・ブン・アル＝フサイン）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.318.

(注23) *al=Ḥāshiya* では、[その中でイドガームでない所をイドガームにしたり]の句を、*al=Rauḍ al=Murbi'* の注釈としているが、カイロ版、ベイルート版の *al=Rauḍ al=Murbi'*、*al=Salsabīl*、al='Anqarī の *al=Hāshiya*、リヤド版、ベイルート版の *Zād al=Mustaqni'* はいずれも、上記の句を *Zād al=Mustaqni'* の本文としているため、ここでは *Zād al=Mustaqn* 本文として訳した。
なおイドガーム（iḍghām）とはクルアーン読唱学の用語で、特定の二つの子音が連続する時に両音を融合させる規則。

(注24)「彼（イマーム）と彼（追随者）が対等であるため、有効である」*ibid.*, vol.2, p.322.

「イジュマーによって。この句は『…は有効でない』に例外を設けているのである。」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.322.

(注25)「アッラーフの使徒が『男性は、身内の男と一緒でない（他人の）女性と二人きりになってはいけないし、二人で旅行してもならない』と言われるのを聞いた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.185.

(注26)「(以下の) 3人の礼拝は、彼らの耳より先にはとどかない［アッラーフに聞き届けられない］。(1) 逃亡奴隷は、(主人のもとに) 戻るまで。(2) 夫の怒りをかいながら外泊する妻。(3) 人々に嫌われるイマーム (カリフ)。」(ハディース：アル＝ティルミズィー) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.327.

(注27)「アル＝バイハキーはその『スンナ集成』の中で、アーイシャが、以下のように語ったと伝えている。

『彼、つまり姦通の子（私生児）、がその両親の（罪の）責任を負うことは全くない。いと高きアッラーフは言われた。「重荷を負う者は他人の重荷を負うことはない」（クルアーン6章164節、17章15節、35章18節、39章7節、53章38節）』」*al=Salsabīl,* vol.1, p.186.

(注28)「なぜならば礼拝は一つであり、時間が違うだけだから」*al=Rauḍ al =Murbi'*, vol.2, p.329.

例えばズフルを定刻に行う者が前日のズフルのカダーを行う者の先導をする、あるいはその逆といったように礼拝の種類が一致する場合。cf., *al= Ḥāshiya,* vol.2, pp.328-329.

(注29)「イマームを立てるのは、彼に従うために他ならない。それゆえ彼に相違してはならない。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al= Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.329, *al=Salsabīl,* vol.1, p.186.

但し有効との説も有力である。「預言者は危険（khauf）時の礼拝（後述）で、先ず一団を先導し2ラクアの礼拝を行い平安祈願をし（礼拝を終え)、次いで別の一団を先導し2ラクアの礼拝を行い平安祈願をなさい（礼拝を終えられ）ました（ハディース：アブー・ダーウード）、ところが預言者はこの第2の礼拝では、随意礼拝者でありながら、義務の礼拝を行う者たちを先導されたのでした」*al=Kāfī,* vol.1, p.185. またムアーズが預言者と共に礼拝した後に、自分の仲間のところにもどり、同じ礼拝を先導した(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）が、その礼拝はムアーズにとっては随意礼拝

であった、cf., *ibid.*, vol.1, p.185, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.329, *al=Salsabīl,* vol.1, p.187, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.183.

(注30)（注29）と同じ理由から、有効であるとの説もある。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.330, *al=Salsabīl,* vol.1, p.186.

[先導者と追随者の位置] 節

追随者は先導者の後ろに立つ［のがスンナ］(注1)。先導者の右側か、両脇に立っても有効であるが(注2)、前は［有効で］なく(注3)、左側だけも［有効で］ない(注4)。先導者の後ろ(注5)、あるいは列の後ろでの単独者（の礼拝）は［有効では］ない(注6)。ただし女性の場合は除く(注7)。女性の先導者は列の中に立つ(注8)。先導者の後ろには男性が続き(注9)、次いで少年、次いで女性が並び(注10)、これは葬礼のときと同じである（後述）。義務（の礼拝）においては、不信者、女性、あるいはいずれか一人(注11)がその汚れ（ḥadath）に気づいた者、あるいは子供以外に自分と共に立たない者は、離脱（礼拝）者（fadhdh）である（と見做される）(注12)。

（列に）空間を見つけた者はそこに入る(注13)。なければ先導者の右につくが(注14)、それができなければ彼（先導者）と共に立つ者に注意を促すことが許される(注15)。離脱して（fadhdhan）で1ラクアを礼拝すれば有効ないが(注16)、単独で屈伸礼をした後でも、先導者が跪拝する前に、列に入るか別の者が彼の横に立てば有効となる(注17)。

(注1)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が礼拝に立たれた時に私(ジャービル)は着いた。私が彼の左に立つと、彼は私の手を取って彼の右に立つように私を移動させた。今度はジャッバール・ブン・サハルが来てアッラーフの使徒の左に立つと、彼は我々の手を取って、彼の後ろ

に立つように押しやった。」(ハディース：ムスリム) *al=Salsabīl,* vol.1, p.187.

(注2)「イブン・マスウードはアルカマとアル＝アスワドの間に立って礼拝し、『アッラーフの使徒が(このように)なさるのを見ました』と言った」(ハディース：アフマド) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.333.

(注3)「なぜなら決してそこは立つべき場所(mauqif)でないから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.334.

(注4)「(アッラーフの使徒は) 私 (イブン・アッバース) の頭の後ろを持って、私を彼の右側に移された」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.336.

(注5)「私 (イブン・アッバース) は夜更けに預言者のもとに行き、後ろに立って礼拝をしたところ、彼は私の腕を取って、彼の隣に立つように引寄せられた」(ハディース：アフマド) *al=Salsabīl,* vol.1, p.188.

(注6)「(礼拝の) 列の後では単独者の礼拝はない」(ハディース：アフマド、イブン・マージャ) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.338.

(注7)「預言者は彼 (アナス) と、その母、あるいは母方のおばの礼拝を先導されました。彼 (アナス) は言いました。『彼 (預言者) は私を自分の右側に立たせ、女性を我々の後ろに立たせました』」(ハディース：アフマド、ムスリム、アブー・ダーウード) *al=Salsabīl,* vol.1, p.189.

(注8)「推奨行為として」*ibid.*, vol.2, p.339.

「アーイシャとウンム・サラマ (二人をアッラーフが嘉されますように) (両者共に使徒の妻) は、一方が先導をすると (他方が) その右に立った、と伝えられている」(イブン・アビー・シャイバ、アブド・アル＝ラッザークの伝える伝承) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.340, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.340.

「アブー・ダーウード、アフマド、アル＝ダーラクトゥニー、アル＝バイハキー、アル＝ハーキム、イブン・フザイマがウンム・ワラカ・ブン・ナウファルから伝えるところのアッラーフの使徒が彼女 (ウンム・ワラカ・ブン・ナウファル) に彼女の家の者の (礼拝の) 先導を命じた伝承による。なおそれはイブン・フザイマが真正 (なハディース) としている。」*al=Salsabīl,* vol.1, pp.189-190.

(注9)「おまえたちの中で見識（ḥulm）と分別（nuhā）の持ち主を私の側に寄せよ」（ハディース：ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.340.

(注10)「アッラーフの使徒は（成人）男性（rijāl）を男子（ghulām）の前にし、男子を（成人）男性の後ろにし、女性を男子の後ろに並ばされたものでした」（ハディース：アフマド）*al=Salsabīl*, vol.1, p.190.

(注11)「つまり礼拝者（当人）かその隣に並んだ者」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.343.

(注12)「それゆえ彼の礼拝は有効でない」*ibid.*, vol.2, p.343.

「不信仰者など、…中略…その礼拝が有効でない者と並んだ者の列は有効ではない。なぜならその（礼拝が有効でない者の）存在は不在と同じであるからである（それゆえ列を作ったことにならない）。一方、悪人、あるいは随意礼拝者が彼の隣に立てばそれは列となる。なぜならこの両者（悪人、随意礼拝者）は二人ともその礼拝は有効であるからである。」*al=Mughnī*, vol.3, p.56.

(注13)「隙間を埋めよ」（ハディース：アフマド）*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.344, *al=Salsabīl*, vol.1, p.191.

(注14)「なぜならそれは一人が立つ場所（mauqif al=wāḥid）であるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.344.「イブン・アッバースらの伝える伝承に基づき、イジュマーゥによって」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.344.

(注15)「咳払い（naḥnaḥa）か言葉か仕種によって」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.344.

(注16)「『（礼拝の）列の後では単独者の礼拝はない』［cf.,（注6）］との預言者の言葉により、その礼拝は有効ではない」*al=Mughnī*, vol.3, p.76.

(注17)「その礼拝は有効である。なぜならアバー・バクラが列に入らずに屈伸礼を行い、それから歩いて列に加わったとき、預言者が彼に『アッラーフがおまえに（集団礼拝参加の）熱意を増し与え給いますように。（遅刻を）二度と繰り返してはならない。』と言われたからである。」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Rauḍ al=Murbi'*（*al=Ḥāshiya*）, vol.2, p.346.

「その礼拝はイジュマーゥによって有効である。なぜならそのラクアの一

部を（礼拝の）列の中で行うことに間に合ったからである」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.345, *al=Mughnī,* vol.3, p.76.

［追従の諸規定］節

追随者の先導者への追従はモスク内(注1)であれば先導者やその後ろの者が目に入らなくても（各動作毎の）タクビール（「アッラーフは至大なり」と唱えること）の声が聞こえるならば有効である(注2)。その［モスクの］外でも、先導者か追随を見ることができれば同様［に有効である］(注3)。自分たちよりも高所にいる先導者の後ろでも有効であるが(注4)、高さが1ズィラーアかそれ以上になる場合は嫌われる(注5)。壁龕（ṭāq）の中での先導もはマクルーフ（自粛行為）である(注6)。またやむを得ない場合を除き義務の（礼拝を行った）場所で随意（的礼拝）を行うことも（マクルーフ）である(注7)。また（先導者には）礼拝後、キブラに向かったまま長く座っていることも（マクルーフである）(注8)。女性がそこにいた場合は彼女らが立ち去るまでしばらく留まる(注9)。柱が（列を）遮断している場合は柱の間に立つことは嫌われる(注10)。

(注1)「なぜならばモスクは人の集団のために建てられたものであるからであり、その中ではその（礼拝者の列の）近接は条件とならないことで、（ハンバリー派）学派内に異論はなく、アブー・アル＝バラカート（マジド・アル＝ディーン・ブン・タイミーヤ）(d.652/1254-5) はイジュマーゥ（の存在）を伝えている」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.347.

(注2)「なぜなら『見ること』によって目的とされるのは、先導者の状態（礼拝のどの動作をおこなっているのか）を知ること（に他ならないの）であるが、タクビールを聞くことによって、それを知ることできるからである」*al =Mughnī,* vol.3, p.45

(注3)「(アッラーフの使徒は) 夜の礼拝をされたものであるが、彼の部屋の塀は低かったので、人々はアッラーフの使徒の姿を見ることができたので、一部の人々は、彼の礼拝に従って礼拝に立った」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.348.

(注4)「預言者は説教台の上で礼拝され、その後、後退りして (説教台を) 降りられ、跪拝され我々も彼と共に跪拝し、それから元に戻って (礼拝) を終えられ、『おまえたちが私に追随し私の礼拝を学ぶためにこうしたのです』と言った」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.351.

(注5)「男性が人々の礼拝を先導するときには、彼等の位置より高いところに立ってはならない」(ハディース：アブー・ダーウード) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.350, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.350.

(注6)「イブン・マスウードなどから (壁龕での先導がマクルーフであることが) 伝えられている。なぜなら一部の追随者の目から隠れるからである。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.351.

「アリー、イブン・マスウード、イブン・ウマル、アブー・ザッルはそれを嫌った。アル＝ハサン (アル＝バスリー) は『モスクの壁龕は人々が新奇に発明したものである』と言っているが、彼は新奇に発明した全てのものを嫌っていた。」*al=Furū',* vol.1, p.38.

但しマクルーフではないとの説もある。*ibid.,* vol.2, pp.37-38, *al=Ḥāshiya,* vol.2, pp.351-352.

(注7)「先導者は義務の礼拝を行った場所では礼拝をしてはならず、そこを離れなくてはならない」(ハディース：アブー・ダーウード) *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.350.

(注8)「預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) は平安祈願 (による礼拝終了) の後では、『アッラーフよ、あなたこそ平安であり、平安はあなたからであり、あなたはいと目出度く (tabārakta)、尊厳と栄光の主よ』と言うだけの時間以上にそこに止まることはなかった」(ハディース：ムスリム) *ibid.,* vol.2, p.353.

(注9)「アッラーフの使徒 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) の平安祈願 (による礼拝終了) の後では、彼の平安祈願が終わると女性が立上がり、彼は立ち上がる前に暫くそこに止まりました。彼女 (ウンム・サラマ) は『我々

は、アッラーフが最もよく御存じですが、男性が女性に追い付く前に女性が立ち去るためだ、と考えています」と言っている。』（ハディース：アフマド、アル＝ブハーリー）*ibid.*, vol.1, p.194.

(注10)「『我々はアッラーフの使徒の時代には、これを忌避したものでした(nattaqī)』とのアナスの言葉による」（アフマド、アブー・ダーウードの伝える伝承）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.355.

［金曜（礼拝）と集団（礼拝）を免除する理由］節

病人(注1)、大小便の便意を催している者、渇望する食べ物を前にした者(注2)、財産の喪失、消滅、損害を危惧する者(注3)、近親者の死(注4)、あるいは自分の身にふりかかる害(注5)、権力者(注6)、また無一文の場合の債権者による取立（mulāzama）(注7)、連れの一行が行ってしまうこと、あるいは睡魔に襲われること(注8)、雨、あるいはぬかるみ、また闇夜の非常な寒風の被害(注9)を恐れる者は、金曜集合礼拝と集団での礼拝の不履行が許される(注10)。

(注1)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は病気になられたときには、モスク（の出席を）見合わせられ（takhallafa)、『アブー・バクルに命じて人々の礼拝を先導させよ』と言われた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.357.

(注2)「食べ物を前にした者には（集団）礼拝（の義務）はなく、大小便の便意を催している者にも（義務は）ない」（ハディース：アフマド、ムスリム、アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.358, *al=Salsabīl,* vol.1, p.195.

(注3)「なぜならそれによって生ずるマシャッカは、免責事由となることで合意の成立している『雨』によって服が濡れること（のマシャッカ）より大きいからである」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.359.

「アナスが『ムアーズ・ブン・ジャバルがその部族の礼拝を先導している

ところに、自分の蜜蜂に水をやるためにハラームがやってきて、その部族と一緒にモスクに入ったが、ムアーズの礼拝が長く続くとみて、自分の蜜蜂のところに行ってそれに水をやった』と言ったとのハディースによる。

彼（ムアーズ）の（礼拝の）長さを伝えるハディースはアフマドとアル＝ナサーイーが伝えている。その（ハディースが）根拠となる理由は、彼（アナス）がそれを預言者に報告したところ、彼（預言者）がそれを（事後）承認したことにある。」*al=Salsabīl,* vol.1, p.196.

「『(礼拝の）呼び掛けを聞いて、それに従うことを妨げる免責事由のないものは』（と預言者が言われると）人々は『どんな免責事由によるというのでしょう』と尋ねた。（預言者）は『恐れ、あるいは病気である。アッラーフは彼の行った礼拝をアッラーフは御嘉納になられない』と言われた。」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ハーキム）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.187.

(注4)「イブン・ウマル（教友）は金曜集合礼拝のために香を焚きしめていたサイード・ブン・ザイドに助けを求めたため、彼（サイード）は包帯をもって彼のもとにやって来て金曜集合礼拝をのがした」（アル＝ブハーリーの伝える伝承）*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.360.

(注5)「猛獣など」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.361.

(注6)「彼（スルターン）が自分を捕らえるのを」*ibid.,* vol., p.361.「つまり、不正に。自分を不正に捕らえる恐れのあるスルターンの臣下も同様」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.361.

(注7)「なぜなら（返済の）困難な者の拘禁は不正であるから」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.361.

(注8)「それによって、定刻内、あるいはイマームに従って行う礼拝を逃すことを恐れて」*ibid.,* vol.2, p.362.

(注9)「寒い夜、雨の夜には預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の（礼拝）呼集者は『おまえたちの宿営（riḥāl）内で礼拝せよ』と呼ばわったものでした」（ハディース：イブン・マージャ）*ibid.,* vol.2, p.363.

(注10) つまり金曜集合礼拝の代わりにズフルの礼拝を行い、集団での礼拝の代わりに独りで礼拝することが許される。

[免責事由のある者の礼拝] 節

病人でも（義務の）礼拝は立って行うことが義務であるが、もしできなければ座って、それも無理であれば横向きに寝て行う。両足をキブラ（カアバ神殿の方向）に向けて仰向きになって礼拝しても有効であり、屈伸礼と跪拝であることを示す身振りをし（aumā'）、跪拝（の身振）の方を屈伸礼（の身振）よりも低めにする(注1)。それもできなければ、両目で（それぞれの動作を）示唆する（auma'）(注2)。礼拝の最中に、出来るようになったり、逆に出来なくなったりした場合は、そちらに移る(注3)。

直立と着座はできるが、屈伸礼と跪拝が出来ない場合は、立って屈伸礼の身振りをし(注4)、座って跪拝のふりをする(注5)。

病人は、立つ力があっても、ムスリムの医者の口添えによる養生のためであれば、仰向きに寝たままで礼拝してもよい(注6)。

船上で立つことができるのに座って行った礼拝は有効ではない(注7)。泥に（足を取られること）による難儀を恐れての、乗り物の上での義務（の礼拝）は有効であるが(注8)、病のためなら（有効とな ら）ない。

(注1)「病人も立って礼拝をする。しかしできなければ座って礼拝する。跪拝が無理であれば、それを示す身振りをするが、跪拝の方を屈伸礼よりも低めにする。座って礼拝することも出来なければ、キブラの方向を向いて右半身を下にして横になって礼拝する。それもできなければ両足をキブラの方向にに向けて仰向きになって礼拝する。」（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.369.

(注2)「もしできなければ目で示唆する」（ハディース：ザカリヤー・アル＝サージー，d.307）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.370.

(注3)「イジュマーゥによって。アブー・ハーミド（d.406，シャーフィイー派の法学者）らがそれ（イジュマーゥの存在）を伝えている。」*al=Ḥāshiya,*

vol.2, p.371.

(注4)「なぜなら屈伸礼を行う者と直立している者は、両足で立っている点において等しいから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.372.

(注5)「なぜなら跪拝する者と座っている者は、両足を畳んでいる点において等しいから」*ibid.*, vol.2, p.372.

(注6)「なぜなら預言者は脇に擦傷を負われた時（jaḥasha shaqqu-hu）座って礼拝されたが、多分がそれは立つことが不可能だったからではなく、苦痛か、あるいは（傷の）悪化の危険（ḍarar）があったためにそうしたのであろうから、その両者（苦痛、悪化）は根拠となるのである。またウンム・サラマ（預言者の妻）も眼病のために跪拝を止めたのである。」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.373.

(注7)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は船中での礼拝について尋ねられて、『(船から落ちて）溺れる心配がない限り立って礼拝せよ』と答えられた」（ハディース：アル＝ハーキム、アル＝ダーラクトゥニー、アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.198.

(注8)「預言者が自分の乗り物に乗って教友たちと共に、頭上には空、足下にはぬかるみという谷間の道に通りかかられた時に、礼拝の定刻となった。そこで礼拝呼集者に命じられたので、彼（礼拝呼集者）は礼拝の呼び掛けと礼拝開始の呼び掛けを行いました。そこで預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、前に出られ、（各動作の）身振りによって彼等の礼拝の先導をされましたが、跪拝は屈身礼より、低めにされました。」（ハディース：アフマド、アル＝ティルミズィー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.374.

[旅人の礼拝短縮] 節

4バリード(注1)の（距離以上の）合法的な旅を旅する者は、自分の村の集落か自分の部族の天幕群を離れたならば、4ラクアの礼拝を2ラクアに短縮することがスンナである(注2)。

（自分の）居住地でイフラーム（入斎）を行い、その後で旅に出た場

合、旅路での（イフラームの）後で居住した場合、あるいは旅路で居住の礼拝（であったこと）を思い出した場合、あるいはその逆の場合、あるいは（旅行者が）居住者か、そうである疑いのある者に追随する場合(注3)、また（4ラクアを）完遂しなくてはならない礼拝のためにイフラーム（入斎）を行ったがその後で礼拝が無効となり(注4)やり直した場合、あるいはイフラーム（入斎）の時点で短縮のニーヤ（意図）を有さなかったか、（短縮の）ニーヤ（意図）（の有無）に疑問が生じた場合(注5)、または4日以上の居住をニーヤ（意図）した場合(注6)、あるいはどの国にも居住のニーヤ（意図）を持たない家族連れの水夫であった場合は(注7)、礼拝を（4ラクアで）完遂しなければならない。

2つの道があり、そのうち遠い方の道を取った場合、あるいは旅の礼拝を別の旅の途中で思い出した場合は短縮する(注8)。居住のニーヤ（意図）を有さずに足留めされている場合(注9)、あるいは居住のニーヤ（意図）無く、用件を済ますために居住した場合はずっと短縮する(注10)。

（注1）1バリードは22.176km。cf., al=Zuḥailī, *al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu,* vol.1, p.75.

「イブン・アッバース（教友）は言った。『マッカの民よ。マッカからウスファーン［マッカからマディーナ寄りに49マイル（1マイル＝1848m）の町］までの4バリード以下（の距離の旅）では（礼拝を）短縮してはならない。』イブン・アッバースとウマル（教友）は4バリード以下（の距離の旅）では（礼拝を）短縮しなかった。」（アル＝ダーラクトゥニー、アル＝バイハキー、アル＝タバラーニー）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.191, *al=Kāfī,* vol.1, p.196..

（注2）「汝らが大地を旅する時は、礼拝を短縮しても汝らに罪はない」（クルアーン4章101節）*al=Rauḍ al=Murbi',,* vol.2, p.382.

「なぜなら預言者はそれを習慣としていたからである。ファジュルとマグリブは違いこの二つ（ファジュル、マグリブ）が短縮されないことはイジュマーゥである。イブン・アル＝ムンズィル（d.306）がそれ（イジュマーゥ）を伝えている。」*ibid.,* vol.2, pp.382-383.

(注3)「イブン・アッバースは、『それがスンナである』と言っている」*al=Rauḍ al=Murbi',*, vol.2, p.387.

「アフマドとイブン・アル＝ムンズィル（d.306/918、シャーフィイー派法学者）がイブン・アッバース（教友）とイブン・ウマル（教友）から、旅行者は追随した場合した場合には、その（先導者の）礼拝に合わせるのであり、それについて両者に反対する者（が存在したと）は知られておらず、従ってそれはイジュマーゥとなったのである、と伝えている。」*al=Ḥāshiya,* vol.2, pp.387-388, *al=Salsabīl,* vol.1, p.201.

(注4)「儀礼的汚れが生ずるなどにより」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.389.

(注5)「なぜならそれ(4ラクア)が原則であるからであり、ニーヤに限定をつけなければそれ(原則である4ラクア)に戻るからである」*ibid.,* vol.2, p.389.

(注6)「預言者は巡礼月4日の朝にマッカに到着し、4日、5日、6日、7日をそこで過ごし、8日目のファジュルの礼拝を行われた後でミナーに向われたが、その間を（マッカに）居住することを決めていたにもかかわらず、これらの日々の間礼拝を短縮されたのである。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.,* vol.2, p.391.

(注7)「なぜなら彼は自分の故郷と家族を離れておらず、その旅に中断はないから」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.391.

「それゆえ、土地の居住者に準ずる」*al=Kāfī,* vol.1, p.201, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.391.

但し、水夫には短縮が許されるとの説もある。cf., *ibid.,* vol.2, p.391.

(注8)「イジュマーゥによって」*ibid.,* vol.2, p.396.

(注9)「不当に（拘禁されて）、あるいは病気や雨などによって」*al=Rauḍ al =Murbi',* vol.2, p.394.

「なぜならアル＝アスラム（d.261）の伝えるところでは、イブン・ウマル（教友）―アッラーフが彼を嘉されますように―はアゼルバイジャンで雪によって入ることができなかったため6か月の間居住することになったが、（その間）礼拝を短縮されたからである」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.394.

(注10)「預言者はタブークに20日間居住されたが、礼拝を短縮された」（ハディース：アフマド）*ibid.,* vol.2, p.394.

「(礼拝の) 纏め」章

2つのズフル [ズフルとアスル] と2つのイシャーゥ [マグリブとイシャーゥ] は、短縮の (許される) 旅行中か(注1)、結合をしなければ不都合 (mashaqqa) が生じる病人には(注2)、どちらか一方の定刻に纏めることが許される。また2つのイシャーゥについては、服を濡らす雨(注3)、[ぬかるみ、激しい寒風(注4)] の場合、家で礼拝するにしても、そこまでの道がアーケードになっているモスクでするにしても(注5)、纏めることができる。最もよいのは、遅らせるか先にするか、都合のいい方を行うことである(注6)。

先 (礼拝の) の定刻に纏める場合は、その [第一の礼拝の] イフラーム (入斎) の時点で結合の意図を持つことが条件とされ(注7)、イカーマ (礼拝開始告知) と軽いウドゥーゥの時間のほかは2つの (礼拝の) 間をあけない。2つの間に追加 (の礼拝) が入れば、結合は無効となる(注8)。また二つの礼拝 (双方) の開始の時点と第1 (の礼拝) の「平安祈願 (礼拝の最終動作)」の時点で [「纏め」を許す] ウズル (免責事由) が存在していること(注9)。後 (礼拝の) の定刻に纏める場合は、(礼拝の) 時間がそれを行うのに足りなくならない限りで、先の (礼拝の) 定刻の間に「纏め」のニーヤを持つこと(注10)、また後の (礼拝の) 定刻に入るまでウズル (免責事由) が継続していることが条件とされる(注11)。

(注1)「アッラーフの使徒タブーク遠征で、日が傾く前に鞍に乗られる時には、ズフル (の礼拝) を遅らしアスル (の礼拝時間) に纏め、二つを合わせて礼拝され、日が傾いた後で鞍に乗られる時には、ズフルとアスルの礼拝を纏めて行い、それから出発され、またマグリブとイシャーゥ (の礼拝) についても同様になさいました。」(ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー) *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.2, p.397.

(注2)「なぜならば預言者は、(危険の生ずる) 恐れもなく、雨も降らない時

にも、一他のヴァリアントでは、『危険もなく、旅行中でもなく』一（礼拝）を纏められたからである。なお双方（のテキスト）ともムスリムがイブン・アッバースからのハディースとして伝えているものである。ところがこれ(危険、雨、旅行）以外には病気を除いて（礼拝の纏めの）許認事由は（考えられ）ないからである。また病気の一種である長血によっても『(礼拝の）纏め』が許されることも証明されている。」*ibid.*, vol.2, pp.399-400.

(注3)「というのはアル＝ナッジャード（d.848）がそのイスナード（伝承の連鎖）によって伝えるところによると、預言者は雨の夜にマグリブとイシャーゥ（の礼拝）を纏めておられ、アブー・バクル、ウマル、ウスマーンもそれを行ったからであり、それによって彼（雨天等の礼拝者）には『纏め』が許される」*ibid.*, vol.2, pp.403－404.

(注4) 'Abd al=Raḥmān al=Najdī と al='Anqarī の *al=Ḥāshiya* は、この句を *al=Rauḍ al=Murbi'* の注釈句としているが、リヤド版(全1巻)、リヤド版(全3巻）の *Zād al=Mustaqni'*、カイロ版、ベイルート版の *al=Rauḍ al=Murbi'*、*al=Salsabīl* はこれを *Zād al=Mustaqni'* の本文としている。

「雨の夜、寒風の夜にはアッラーフの使徒の礼拝呼集者は、『自分たちの宿営の中で礼拝せよ』と呼ばわったからである」（ハディース：イブン・マージャ）*al=Salsabīl*, vol.1, p.206.

(注5)「なぜなら旅行（の場合）と同じく、一般的軽減措置（rukhṣa 'āmma）は、不都合（mashaqqa）の（実際の）有無とは無関係だからである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.404.

(注6)「使徒が二つのうちから一つを選択される時には、かならず易しい方を選ばれた、と伝えられている」（アル＝ブハーリー、ムスリム、アブー・ダーウード、アフマド、マーリク）*al=Salsabīl*, vol.1, p.206, *al=Mu'jam al=Mufahris li-Alfāẓ al=Ḥadīth al=Nabawī*, vol.7, p.368.

「どちらでも同じ場合には、遅らせる方が優る」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.405, cf., *al=Mu'tamad*, vol.1, p.197.

(注7)「全てのイバーダには、ニーヤが条件付けられるが、それ（ニーヤの存在）が問題となる（u'tubirat）のは、その（イバーダ）の最初の時点である。」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.406.

(注8)「なぜなら『纏め』の意味は、『連続（mutāba'a）』と『接続（muqārana）』

であるが、それ（連続、接続）は長い間があけば成立し（たとは言え）ないからである。但し僅か（の間）であれば別であり、それは大目に見られる。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.406-407.

（注9）「なぜなら先（の礼拝）の開始（の時点）はニーヤ（意図）の『場』であり、その（先の礼拝の）終了（時）と第2（の礼拝）の開始（の時点）は『纏め』の『場』だからである。雨天等による『纏め』に於いては、それ以外（による『纏め』）の場合とは異なり、第2（の礼拝）の終了までウズルが存続していることは条件とならない。第1（の礼拝）の途中で旅行が終っていれば（第2の礼拝の定刻内に行った）『纏め』は必然的に無効となる。しかしそれは完遂する（べきである）。そうすれば（先の礼拝は）有効であり、第2（の礼拝）についても、随意（礼拝）として完遂（すべきである）。」*ibid.*, vol.2, pp.407-408.

（注10）「なぜなら（「纏め」の）ニーヤ（意図）なくしてそれ（第1の礼拝）をそれ（第1の礼拝の定刻）より遅らせれば、それ（その第1の礼拝）は『纏め』ではなくカダーゥ（時間外履行）となるからである。」*ibid.*, vol.2, p.409.

（注11）「病人が治癒する、旅行者が帰郷する、雨が止むなど、その（第2の礼拝の定刻開始の）前にウズルが消滅すれば、その（ウズルの）効果（muqtaḍā-hu）も消滅するため、「纏め」は許されない」*ibid.*, vol.2, p.409.

［無題］節

（危険の）不安（の状況下における）礼拝は、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の伝えるあらゆる形式のものが有効である(注1)。礼拝中も自分の身を守るために剣のような重くない武器を身につけることがムスタハッブである(注2)。

（注1）「もし汝らが恐れるなら、歩きながらでも、乗り物に乗ってでも（礼拝せよ）」（クルアーン2章239節）*al=Mu'tamad*, vol.1, p.199.

「アフマドは『預言者から、6通り（の伝承）が正しく伝わっている。サハル（教友）のハディースについて言えば、私はそれを選びたい。』と言った。」*ibid.*, vol.1, p.199, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.411-412.

「彼の言及したサハルのハディースとは、『布切（の戦役）』の地での預言者の礼拝である。一団は彼（預言者）と共に整列し、（別の）一団は敵に対面する。そこで彼（預言者）が自分と共にいる一団と共に（先導して）1ラクアの礼拝を捧げ、その後（預言者だけ）は立ったままで静止する。その一団は自分たち（だけ）で、礼拝を完遂する。その後、彼等（礼拝を済ました一団）は退いて、敵に対面し、残りの一団がやって来る。そこで彼（預言者）は、彼等と共に（先導して）、自分の礼拝のうちの残りの1ラクアを礼拝し、その後で座ったままで静止する。そこで彼等は自分たち（だけ）で礼拝を完遂し、その後彼（預言者）は、彼等のために平安の祈願を行われ（ることによって礼拝を終了され）た。（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）」*ibid.*, vol.2, pp.412-413.

残りの5通りについては、cf., *al=Ḥāshiya*, vol.2, pp.413-414.

（注2）「彼らに、自分たちの武器を取らしめよ」（クルアーン4章102節）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.417.

「金曜集合礼拝」章

自由人の男性(注1)で、責任能力のあるムスリム(注2)には、（住居が）点在しているにせよ一つの名前に纏まる住宅地（binā'）に住み(注3)、自分（の住居）とモスクとの距離が1ファルサフ(注4)を越えない場合、それが（金曜集合礼拝は）義務である(注5)。（礼拝の）短縮の（許される）旅行中の旅行者(注6)、奴隷、女性には義務ではない。これらの者がそれ（金曜集合礼拝）に参加すれば、それで足りるが(注7)、それは彼によっては成立しないし(注8)、そこでの彼の先導は有効でない(注9)。但しウズル（免責事由）(注10)があって（金曜集合礼拝を）免責された者は(注11)、義務となり、それ（金曜集合礼拝）は彼によって成立する(注12)。金曜礼拝への参加が義務である者で、先導者の礼拝より先にズフルの礼拝を

した者は、その（ズフルの）礼拝は有効でない。義務でない者にはズフルの礼拝は有効であるが、（集合礼拝の）先導者が礼拝するまで［ズフルの礼拝を遅らせたほう］がよい(注13)。金曜礼拝が義務の者は、（南中後）太陽が傾いた後は（礼拝するまで）旅に出ることは許されない(注14)。

(注1)「金曜集合礼拝は、以下の4種（の者）を除いて全てのムスリムが集団で行う義務（ḥaqq wājib）である。つまり（他人に所有される）奴隷、あるいは女性、あるいは小児、あるいは病人である」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.421.

(注2)「イスラームと判断力の2つは責任（義務賦課）、及びイバーダが有効となるための条件だからである」*ibid.*, vol.2, p.421.

(注3)「即ち、金曜集合礼拝の執り行なわれる住宅地が、幾ファルサフ（後述）もの距離があり、また（礼拝の）呼掛が聞こえなくとも。なぜならば預言者の時代のマディーナは1バリード（12マイル）平方であり、『援助者』の各氏族が塀で囲まれているわけではない居住区を有する、散らばった居住区の集合体であったからである。居住区の中には、住居があり、周囲二はナツメヤシ林と墓地があり、決して小さくはなく、その（中の）建物は隣接していなかった。」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.422.

(注4)「おおよそ」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.423.
「金曜集合礼拝は（礼拝の）呼掛が聞こえた者に課される」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.424.
「この距離なら大抵の場合、金曜集合礼拝を課される者には、（礼拝の）呼掛が聞こえるからである」*al=Salsabīl*, vol.1, p.209.
「1ファルサフは3マイル・ハーシミーであるから、この距離はおよそ10キロメートルになる」*al=Salsabīl*, vol.1, p.210.
1マイルは1848メートル、1ファルサフは3マイルで5544メートル。cf., *Wahba al=Zuḥailī, al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu*, vol.1, pp.74-75.

(注5)「集合礼拝の（金曜）日に礼拝に呼ばれたならば、商売を止めてアッラーフの唱念に急げ」（クルアーン12章9節）*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.419.

(注6)「預言者とその教友たちは、巡礼などで旅行を行ったが、多くの人々が集まっていたにも拘らず、その誰一人としてその間に金曜集団礼拝は行わなかったから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.425. cf., *al=Mu'tamad,* vol.1, p.203.

(注7)「ズフルの礼拝の代わりとして」*al=Mu'tamad,* vol.1, p.203, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.427.

(注8)「(金曜手段礼拝の成立する定足数の) 40人 (後述) のうちに数えられない」*ibid.,* p.203, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.427.

(注9)「従属する者 (tābi') が、従属される (matbū') ことにならないために」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.427.

(注10)「病気や、(危険の) 恐れなどの」*ibid.,* vol.2, p.427.

(注11)「それ (金曜集合礼拝) に参列したなら」*ibid.,* vol.2, p.427.

(注12)「またそこでの先導も許される。なぜなら (モスクに) 出向くマシャッカ (困難) がその (金曜集合礼拝) 免責の理由であったのが、(そのマシャッカが) 消滅したからである。」*ibid.,* vol.2, pp.427-428.

(注13)「というのは、彼のウズルが消滅し、金曜集合礼拝 (の参加) が課されることになる可能性もあるからである」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.430.

(注14)「ウズルなく金曜集合礼拝を怠った者は、1ディーナールを喜捨せよ。もしそれがなければ半ディーナールを。」(ハディース：アフマド) *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.430.

「無題」節

(金曜礼拝の) 有効性には条件があるが、カリフ (imām) の許可は条件ではない(注1)。条件の第1は時刻であり、その始まりは祭礼の礼拝 (後述) の最初の時間(注2)で、終わりはズフルの礼拝の最後の時間であ

る(注3)。タハリーム（入斎）の前にその時刻を過ぎた場合はズフルの礼拝をするが(注4)、そうでない限り金曜集合礼拝を行う。（条件の）第2はその（金曜礼拝参加）義務を負う者40人の参加である(注5)。（条件の）第3はそれらの者が村落の定住者であること(注6)。砂漠でも住宅地に近いところならば有効である(注7)。

礼拝を完遂する前に［人数が］足りなくなった場合は、ズフルとしてやり直す(注8)。イマームと共に1ラクアを行った者は金曜礼拝としてそれを完遂する(注9)。それ以下しか共にできなかった場合、ズフルのニーヤ（意図）を有していたならズフルとして完遂する(注10)。また、（第4として）2つの説教が先行することが条件付けられる(注11)。

説教の有効性の条件には、アッラーフの称賛(注12)、その使徒ムハンマド―彼にアッラーフの祝福と平安あれ―に対する祝福祈願(注13)、クルアーンの節の読誦(注14)、尊くも畏きアッラーフへの畏怖（を持つことについて）の教戒(注15)、さらに必要定数の参加がある(注16)。それらの説教をするには清浄であることは条件ではなく(注17)、それを行った者が礼拝を司ることも条件とはならない(注18)。説教のスンナには、ミンバル（説教台）か高所で説教すること(注19)、信徒たちのほうに向いた際には挨拶し(注20)、アザーンが終わるまで座ること(注21)、2つの説教の間に腰を下ろすこと(注22)、説教は立って剣か弓か杖にもたれ(注23)、真正面（キブラを背にして聴衆に向かい合って）を向いて行うこと(注24)、説教は短くし(注25)、ムスリムのために祈願をすることがある。(注26)

(注1)「なぜならウスマーン（第3代カリフ）が包囲されていた時に、アリー（第4代カリフ）は人々（の金曜集合礼拝）を先導して礼拝したが、誰もそれを非難せず、またウスマーンもそれを追認したからである。アル＝ブハーリーが同様の趣旨の伝承を伝えている。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.432.

(注2)「かつてアッラーフの使徒は金曜集合礼拝を行われ、その後で我々は

自分たちのラクダの所へ行き、太陽が傾くまで休息しました」(ハディース：ムスリム、アフマド、アル＝ナサーイー）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.204.

「アブド・アッラーフ・ブン・サイダーン（教友）の（以下の）言葉による。『私はアブー・バクルの金曜集合礼拝に参列したが、彼の説教と礼拝は、午前中（qabla niṣf al=Nahār）であった。その後私はウマルの金曜集合礼拝に参列したが、彼の説教と礼拝は、午後に入ってからだった（qad intaṣafa al =nahār）と言えるものであった。その後私はウスマーンの金曜集合礼拝に参列したが、彼の説教と礼拝は、太陽が傾いた（qad zāla al=nār）と言えるものであった。そして誰もそれを批判も非難もしなかった。アル＝ダーラクトゥニーとアフマドがそれを伝えており、彼（アフマド）はそれを典拠とし、『同様にイブン・マスウード、ジャービル、サァド、ムアーウィヤも、太陽が西に傾く前に（金曜集合礼拝）礼拝したが、非難を浴びなかったことが伝えられている』と述べている。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, pp.433-434.

(注3)「異論なく」*ibid.,* vol.2, p.434.

(注4)「*al=Sharḥ* には、『我々はそれについて異論を知らない』とある」*ibid.,* vol.2, pp.434-435.

(注5)「アフマドは『預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がムスアブ・ブン・ウマイルをマディーナに派遣された。彼（ムスアブ・ブン・ウマイル）は、金曜日に、人々を集めたが、彼らは40人であり、それがマディーナで招集された最初の金曜集合礼拝であった。またアル＝ダーラクトゥニーが伝えるところでは、ジャービル（教友）は40人以上については、金曜集合礼拝、犠牲祭、斎戒明けの祭り（を挙行すること）が、スンナであった」と言っている。」*ibid.,* vol.2, p.436, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.205.

(注6)「かつて預言者の周囲には遊牧民部族が住んでいたが、彼は彼らにはそれ（金曜集合礼拝）を命じられなかった」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.439, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.204.

(注7)「なぜならバヌー・バヤーダ族の礫地で初めて金曜集合礼拝を招集したのは、アスアド・ブン・ザラーラ（教友）であったからである」(アブー・ダーウード、アル＝ダーラクトゥニーの伝える伝承）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.439

「バヌー・バヤーダ族の礫地はマディーナから1マイル離れていた」*al= Salsabīl,* vol.1, p.215.

(注8)「その(金曜集合礼拝の)条件を欠くから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.440,

(注9)「金曜集合礼拝の1ラクアに間にあった者は、その礼拝に間にあったことになる」(ハディース：アル＝アスラム) *ibid.*, vol.2, p.441.

(注10)「全て人には、ニーヤを有したところのものが帰属する」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.442.「ウドゥーゥの義務」節（注7）参照。

「もし彼が金曜集合礼拝のニーヤを有し、ズフルのニーヤを有していなければ、それ（ズフル）は有効でない」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.442.

(注11)「『アッラーフの唱念に急げ』（クルアーン62章9節）との至高者の御言葉によって。つまり『唱念』とは『説教』を意味するから。また『預言者は立って2回の説教を行われたが、座ることによって両者を分けられた』とのイブン・ウマル（教友）の伝えるハディース（アル＝ブハーリー、ムスリム）による」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.444.

(注12)「アッラーフの使徒は人々に説教され、アッラーフを称賛し、相応しい言葉でアッラーフを称えられたものであった」(ムスリム、アル＝ナサーィー、アフマド) *al=Mu'tamad*, vol.1, p.206.

(注13)「なぜなら至高なるアッラーフのズィクル（唱念）を必要とする崇拝行為（'ibāda）は全て、その使徒のズィクル（唱念）をも必要とするから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.445, *al=Mu'tamad*, vol.1, pp.206-207.

(注14)「預言者は2話の説教をされましたが、その合間に腰を下され、またクルアーンを読み、人々にズィクル(唱念)をさせました。」(ハディース：ムスリム) *al=Salsabīl*, vol.1, p.216, *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.2, p.446.

(注15)「なぜならそれこそ目的であるから」*ibid.*, vol.2, p.447, *al=Mu'tamad*, vol.1, p.207.

「教戒の言葉は特に決まっていないが、最低限は『アッラーフを畏れよ (it-taqū)』、『アッラーフに従え（aṭī'ū)』などである」*ibid.*, vol.1, p.207.

(注16)「40人の出席」*ibid.*, vol.1, p.206.

(注17)「同様にその2つ(の説教)には、秘所を覆うことも条件とならない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.450.「なぜならその2つ（の説教）は礼拝ではないから」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.450.

(注18)「なぜなら説教は礼拝とは別物であるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.450.

al=Mu'tamad は、説教の有効性の条件として（1）定刻、（2）ニーヤ、（3）定住、（4）40人の出席、（5）そこでイマームを務める資格のある者が行うこと、の5つを挙げ、（1）アッラーフの称賛、（2）アッラーフの使徒への祝福祈願、（3）クルアーンの節の読唱、（4）アッラーフへの畏れの教戒、（5）2話の連続、（6）定足数の出席者に聞こえるように声をあげること、の6つを説教の構成要件としている。cf., *al=Mu'tamad*, vol.1, pp.206-207.

(注19)「私（イブン・ウマル）は預言者がミンバルの上で説教され、『金曜集合礼拝に出席する者は、沐浴を行え』を言うのを聞いた」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Salsabīl*, vol.1, p.217.

(注20)「アッラーフの使徒は、ミンバルに登られると、挨拶をされたものでした」（ハディース：イブン・マージャ）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.452.

(注21)「アッラーフの使徒はミンバルに登ると礼拝告知者が（アザーンを）終えるまで座っておられ、それから立って説教されたものでした」（ハディース：アブー・ダーウード）*ibid.*, vol.2, p.453.

(注22)「預言者は2つの説教を行い、両者の間で腰をおろされた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.218.（注11）参照。

(注23)「私（アル＝ハカム・ブン・ハズン）は、アッラーフの使徒のもとを訪れ、金曜集団礼拝に参加しましたが、彼は弓、あるいは杖にもたれて立っておられました」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.455, *al=Ḥāshiya*, vol.2, p.455.

(注24)「預言者がそのようにされたから。というのも左右の一方を向けば他方から顔を背けることになるから。」（出典不明）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.456, *al=Mubdi'*, vol.2, p.163, *al=Mughnī*, vol.3, p.178..

「アッラーフの使徒は金曜日にミンバルに登ると、人々に向かって『あなたがたに平安あれ』と言われ、アッラーフを称賛し、彼を称え、クルアーン

の1章を読み、それから座り、それから立って説教を行い、それから（ミンバルを）降りられ、アブー・バクルもウマルの二人もそのようにしていた」（ハディース：アル＝アスラム）*al=Mughnī*, vol.3, p.174.

（注25）「礼拝が長く説教が短いことは、彼にイスラームの知識（フィクフ）の備えがあることである。それゆえ礼拝を長くし、説教を短くせよ。」（ハディース：ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.457.

（注26）「預言者は金曜日に説教をなさるときには、祈願を行い、指で（祈りの）仕草をし、人々の平安を祈られた」（ハディース：アル＝バイハキー）*al=Mu'tamad*, vol.1, p.208.

「なぜならそれ（祈願）は説教以外でもスンナである以上、説教の中ではよりふさわしいのである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.458, *al=Mu'tamad*, vol.1, p.208.

［無題］節

金曜礼拝は2ラクアであり(注1)、声を上げて(注2)第1ラクアではクルアーン「金曜集合礼拝」章を、第2ラクアではクルアーン「偽信者」章を読むことがスンナである(注3)。必要な場合を除き(注4)、一地方（balad）の一カ所以上でそれを行うことは禁じられる(注5)。行った場合、有効な礼拝はカリフ（imām）が司ったものか、その許しを得たものであり(注6)、許可の有無において2つが等しければ、2番目の方が無効となる(注7)。もし同時に行われるか(注8)、どちらが先か分からない場合は(注9)、どちらも無効である。

金曜礼拝の後のスンナ（の礼拝）は最少2ラクア(注10)、最多で6ラクアである(注11)。以下のことがスンナである。沐浴し(注12)、既述のように身を清潔にし香をつけ(注13)、最良の服を着(注14)、歩いて早めに出掛け、イマームの近くに並ぶこと(注15)。またその日にはクルアーンの「洞窟」章を読み(注16)、祈願と預言者（彼にアッラーの祝福と平安あれ）の

祝福祈願を多目に行う(注17)。

イマームであるか(注18)、隙間を埋めるためを除き(注19)、人の頭はまたがない(注20)。知り合いを自分のために（場所を取るために）先に行かせ、彼が取っておいてくれた場所に座る場合を除き(注21)、自分以外の者を立たせその場に座ることは禁じられる(注22)。(人が場所を確保するために)敷物を敷いた礼拝場所を取り上げることは禁じられるが(注23)、その者が礼拝に来なかった場合はその限りではない(注24)。用が生じて場所を立ち、すぐにそこに戻って来た者は、その場に対して最も権利を有する(注25)。イマームの説教中に（モスクに）入った者は、手短に2ラクアを礼拝するまで着席しない(注26)。イマームの説教中は、イマーム対してか(注27)、彼と話している者に対して以外は話をすることは許されないが(注28)、説教の前か後ならば許される(注29)。

(注1)「イジュマーゥによって。イブン・アル＝ムンズィルがそれを伝えている」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.460.
「ムハンマドの舌（言葉）によって、金曜集合礼拝は、短縮でなく完全な形で、そもそも2ラクアである」（ウマルの言葉；アフマド、アル＝ナサーィー、イブン・マージャ、アル＝バイハ　キー）*al=Salsabīl*, vol.1, p.212.

(注2)「預言者がそうされたから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.460.
「先人から後の世代は不特定多数の伝える伝承（naql　mutawāṭir）として、それを受け継いでおり、それは、預言者の時代から我々の時代まで継続する明白な周知の事実となり、ムスリムはそれについてイジュマーゥを形成しているのである」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.460.

(注3)「なぜならば（金曜集合礼拝で）アッラーフの使徒はその2章（「金曜集合礼拝」章、「偽信者」章）を読まれていたから」(ハディース：ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.460.

(注4)「その地方が広い、住宅地が分散している、大モスクが遠い、あるいは手狭である、あるいは内紛を恐れるなどの理由によって」*al=Rauḍ　al=*

Murbi', vol.2, pp.462-463.

「バグダードが建設されたとき、市内の東側と西側でそろぞれ別の金曜集合礼拝が執り行われたが、当時のウラマーゥたちはそれを許可したから。シャイフ・アル＝イスラーム（イブン・タイミーヤ）はその証拠を挙げている。」*al=Ḥāshiya,* vol.2, pp.462-463.

（注5）「なぜなら預言者ものその教友たちも、1箇所以上の場所でそれを執り行わなかったから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.462, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.210.

（注6）「たとえ（別の礼拝より）遅れて始まったとしても」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.464.

（注7）「第1の（礼拝）によって、（金曜集合礼拝挙行の）必要は充足されたから」*ibid.,* vol.2, p.465.

「イフラーム（入斎）をもって先行を判断する」*ibid.,* vol.2, p.465.

（注8）「なぜなら両方を正しいとすることも一方を正しいとすることも出来ないから。それゆえ金曜集合礼拝としてやり直すことが機可能であればやり直すが、そうでなければズフルとして礼拝（のやり直しを）する。」*ibid.,* vol.2, p.465.

（注9）「前のケースとは異なり、金曜集合礼拝としてはやり直さない」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.465.

「一方が先行している可能性があり、その場合は（その金曜集合礼拝は）有効でありやり直さな（くてもよ）いため、ズフルとして礼拝（のやり直しを）する」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.464.

（注10）「アッラーフの使徒は金曜集合礼拝の後で2ラクアの礼拝を捧げられたものでした」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.,* vol.2, p.467.

（注11）「預言者は金曜集合礼拝をなさったときには、前に出て2ラクアの礼拝を行い、それから更に前に出て4ラクアの礼拝を捧げられた」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.468, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.468.

（注12）「あなたがたがこの日（金曜）のために浄めていたならば（よかっ

たに)」(アル＝ブハーリー) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.471.
「金曜集合礼拝の沐浴は、夢精をあった者(成人)全ての義務である」(ハディース：アル＝ブハーリー) *al=Salsabīl*, vol.1, p.221.

(注13)「金曜集合礼拝の日に、沐浴し、できるだけの浄めを行い、油をつけ、妻の香に触れ、出掛け、他人の間に押し入らず、定められた礼拝を行い、イマームの説教を謹聴した男は、その金曜集合礼拝と次回の金曜集合礼拝の間のこと(罪)を必ずや赦される」(アル＝ブハーリー) (*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.472-473.

(注14)「金曜集合礼拝に自分の最良の服を着、沐浴した者は…」(ハディース：アフマド) *al=Mughnī*, vol.3, p.229, *al=Ḥāshiya*, vol.2, p.473.

(注15)「(金曜集合礼拝の日に)洗い清め沐浴し、早目に急いで出掛け、乗り物に乗らず歩き、イマームの近くに座を占め、謹聴し無駄口をたたかなかった者には、歩いた一歩毎に、1年間の斎戒と深夜の礼拝(qiyaām)を行ったのと同じ褒賞がある」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.476-477.

(注16)「金曜集合礼拝の日に『洞窟』章を読む者は、2回の金曜集合礼拝の間、光で照らされる」(ハディース：アル＝バイハキー) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.478.

(注17)「金曜集合礼拝の日には私への祝福祈願を多めに行え」(ハディース：アブー・ダーウード) *ibid.*, vol.2, p.478.

(注18)「必要に迫られてであるなら、マクルーフとならない」*ibid.*, vol.2, p.480.
「異論なく(nizā')」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.480.

(注19)「預言者はミンバルの上から、人々の頭を跨いだ男を見つけ、その男に『座りなさい。おまえははた迷惑である。』と言われた」(ハディース：アフマド) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.480.

(注20)「それ(跨ぐこと)によってしかそれ(隙間)にできないような(隙間)。その場合は跨ぐ。なぜなら彼ら(跨がれた者)は、彼らが後ろにいたことによって、自分たちの権利を放棄したからである」p..*ibid.*, vol., p..

(注21)「なぜならイブン・シーリーン（d.110/729）はそうしていたから。なぜなら彼（代理）は彼（委任者）のために場所と取るためにそこに座っていたのであり、それ（委任者がそこに座ること）は彼が席を立つことによってしか実現しないから。」*al=Mubdi'*, vol.3, p.172.

(注22)「預言者は人が兄弟を席から立たせてそこに自分が座ることを禁じられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.481.

(注23)「なぜならばそれは彼の代理に準ずるから」*ibid.*, vol.4, p.483.
但し、禁じられておらず、先にその場に座った者が優先されるとの説もある。cf., *al=Ḥāshiya*, vol.2, p.483.

(注24)「その場合はそれを取り上げる。なぜならその上で礼拝が行われなければ、それ（絨毯）にはそれ自体としては、価値はないから。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.484.

(注25)「自分の席を立ち、その後すぐにその場に戻った者は、その場に対して最優先権を有する」（ハディース：ムスリム）*ibid.*, vol.2, p.485.

(注26)「おまえたちの誰でも、金曜集合礼拝の日に到着したとき、既にイマームが（説教に）現れていても、2ラクアの礼拝を行い、双方を早目に切り上げなさい」（ハディース：ムスリム）*ibid.*, vol.2, p.486.

(注27)「クルアーンが預言者（彼に平安あれ）、読み上げられれば、謹聴しそれに聞き入りなさい」（クルアーン7［高壁］章204節）
「『シッ！』とでも言った者は無駄口をたたいたことになる。無駄口をたたいた者には、金曜集合礼拝はない」(ハディース：アフマド）*ibid.*, vol.2, p.488.

(注28)「預言者は彼が説教をしているときに入って来たスライクに、『おまえは礼拝したか』と尋ねられ、彼は『いいえ』と答えた」*al=Mughnī*, vol.3, p.197.

(注29)「また二つの説教の間で沈黙している時、あるいは（説教を終えて）祈願を始めた後も」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.489-490.

「2祭礼の礼拝」章

2祭礼の礼拝は連帯義務であり(注1)、一国の住民がそれをないがしろにすれば、イマーム(カリフ)は彼らと戦う(注2)。その定刻は、「朝(ḍuḥā)の礼拝」と同じで、その終わりは太陽が（西に）傾く時（ziwāl）である(注3)。それを過ぎてから初めて祭礼であることを知った場合は、翌日礼拝する(注4)。

以下のことがスンナである。

砂漠で（礼拝すること）(注5)。犠牲祭の礼拝は早めに行い、斎戒明けの礼拝は逆に（遅らせ）食事をその前に行い、犠牲祭で犠牲を捧げた場合は逆（に食事を後）にする(注6)。

ウズル（免責事由）がない限り(注7)大モスクで挙行することはマクルーフである(注8)。

追随者はファジュル（夜明け前）の礼拝を終えた後、歩いて(注9)早めに礼拝に向かうことがスンナである(注10)。イマーム（先導者）は最良の服を着て(注11)、礼拝の時間まで（姿を現すのを）遅らす(注12)。ただし（モスクに）参籠中の者は着ていた服で（出掛ける）(注13)。

定住と金曜礼拝の定足数は、祭礼の礼拝の［有効である］条件であるが(注14)、イマーム（カリフ）の許可は違う(注15)。（往路とは）別の道を通って帰ることがスンナである(注16)。

説教の前に2ラクア礼拝する(注17)。第1（ラクア）では、イフラーム（入斎）と（礼拝）開始句の後、魔除け祈願とクルアーン読誦の前に6回、第2（ラクア）では、クルアーン読誦の前に5回タクビールを唱える(注18)。タクビール毎に両手を上げ(注19)、「アッラーフはまことに最も至大なり。アッラーフに多大な称賛あれ。朝に夕にアッラーフを称え奉れ。預言者ムハンマドとその一統にアッラーフが祝福と平安を豊かに恵み給いますように。」と唱え(注20)、望めばそれ以外のことを唱える(注21)。その後、（クルアーン第1章）開扉章の後、第1（ラクア）では（クルアーン第87

章)「至高者」章を、第2(ラクア)では(クルアーン第88章)「大事変」章を(注22)声を上げて読唱する(注23)。タスリーム(平安祈願による礼拝の終了)の後、金曜(礼拝)と同じように2つの説教を行うが、第1(の説教)は9回のタクビール、第2(の説教)は7回のタクビールで始める(注24)。斎戒明け[の祭の説教]では彼ら(参列者に)喜捨を勧め、何を拠出するかを説明し(注25)、犠牲[の祭の説教]では、犠牲を勧め、その規定を説明する(注26)。

追加のタクビールとその間のズィクルと2つの説教はスンナである(注27)。(祭礼の)礼拝の前後でその場における自発的礼拝は避ける(注28)。(祭礼の礼拝を)やり損なったか、その一部をやり損なった者は、その形式でカダーゥを行う(注29)。2つの祭の夜には無限定のタクビールを行うことスンナであり(注30)、斎戒明けにおいては特に重視され(注31)、またズー・アル=ヒッジャ月の10日の全ても(タクビールがスンナである)(注32)。また限定タクビールは、アラファの日に夜明け前の礼拝からタシュリークの日々の最後のアスルまで(注33)、集団で行うすべての義務(の礼拝)の直後に(行うことがスンナである)(注34)。但しムフリムには屠殺の日のズフルの礼拝から(注35)。タクビールを忘れた場合は、汚れが生ずるかモスクから出ない限り、そのカダーゥ(定刻後の履行)を行う(注36)。なお(タクビールは)祭礼の礼拝の直後にはスンナではない(注37)。その形式は偶数回で、「アッラーフは至大なり。アッラーフは至大なり。アッラーフの他に神はなし。アッラーフは至大なり。アッラーフは至大なり。アッラーフにこそ称えあれ」となる(注38)。

(注1)「それゆえ汝の主に礼拝し、犠牲を捧げよ」(クルアーン108章2節) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.493.

「預言者と彼のカリフたちは、それを欠かさず行っていたのである」 *ibid.*, vol.2, p.493, *al=Salsabīl*, vol.1, 225, *al=Mu'tamad*, vol.1, p.213.

(注2)「それはイスラーム教の明瞭な象徴の一つだから」*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.2, p.495, *al=Salsabīl*, vol.1, p.225, *al=Mu'tamad*, vol.1, p.213.

「アザーンと同様で、その不履行に対して戦う」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.494.

「アザーンとイカーマ」章・参照

「言葉を補うなら、もし『衆議一決（ittifāq)』と『不履行』があればイマーム（カリフ）は彼らと戦う、となる。『衆議一決』、つまり『不履行』の決議があっても、実際には怠らなかった場合、あるいは衆議一決したわけではなく、無知、怠慢、軽視によって怠った場合も同様に、それに対していきなり戦うことはしない。先ず彼ら（礼拝不履行者）は（祭礼の礼拝の挙行を）命令を伝えられ、それでも従わなければ、その時は両者、つまり『不履行』と『衆議一決』が揃うため、戦いを仕掛けられることになるのである。」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.494.

(注3)「なぜなら彼（預言者）（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）もその後継者も、太陽が登ってからしかその礼拝を挙行しなかったからである。al=Mubdi'にもこう記されている。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.494.

「また、『その時間にそれ（祭礼の礼拝）を行うことに対するイジュマーゥを根拠に』、とも記されている」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.494.

「アッラーフの使徒の教友の一人アブド・アッラーフ・ブン・ブスルが斎戒明け、あるいは犠牲祭の祭礼の日に人々と共に（祭礼の礼拝に）外に出たが、イマームが（現れるのが）遅いのにを非難し、『昔は我々はこの時刻には（礼拝を）終えていたものだった、と言ったが、それは賛美（tasbīḥ）の礼拝（＝朝の礼拝）の時刻であった。」（アブー・ダーウード、イブン・マージャの伝える伝承）*al=Mughnī*, vol.3, p.266, *al=Salsabīl*, vol.1, p.226, *al=Ḥāshiya*, vol.2, p.494.

「朝の礼拝」の定刻については「自発者の礼拝と禁止時間帯」章・「無題」節（1)・(注8）参照。

(注4)「アブー・ウマイル・ブン・アナス（預言者の孫弟子）が『援助者』であった彼の父方おじたちが以下のように述べたと伝えている。『雲がシャウワール月の新月を我々から隠したため、我々は朝斎戒に入った。ところが昼も終りの頃、乗り物にのった一団がやってきて、彼らは昨晩新月を見たと証言した。そこで預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は人々にその日は斎戒を解き、翌朝、自分たちの祭礼のために外に出かけるように命じられた』」(ハディース：アブー・ダーウード、アフマドアル＝ダーラクトゥニー) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.495, *al=Salsabīl*, vol.1, p.226.

(注5)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は斎戒明け（の祭）、犠牲（祭）には『礼拝場（muṣallā）』に出かけられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.496.

「『礼拝場』とはマディーナの東門に位置する周知の礼拝場であった…『礼拝場』は周知であり、（預言者）モスクとの距離は1,000ズィラーウ（腕尺）であった」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.496.

(注6)「預言者はナジュラーン地方に居たアムル・ブン・ハズムに『犠牲（祭の礼拝）は早めにし、斎戒明け（の祭の礼拝）は遅らせ、人々に訓告せよ』と書き送った」（ハディース：アル＝シャーフィイー、アル＝バイハキー）*al =Mu'tamad,* vol.1, p.214, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.497.

「預言者は斎戒明けの（祭）日には食事を摂られるまでは出かけられず、犠牲（祭）日には礼拝するまで食事をされなかったものでした」（ハディース：アフマド）*ibid.,* vol.2, p.497.

(注7)「外出を妨げる雨など、そうでなければ否。アブー・ダーウードとアル＝ハーキムが伝え、後者が真正であると判定している『ある祭礼の日に我々は雨に降られたので、彼（預言者）はモスクで我々の礼拝を先導された』とのハアブー・フライラの伝えるハディースによる」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.498.

(注8)「彼（預言者）の行いに反するため。但し『聖なるマッカ（の聖モスク）』は別である。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.499.

「その地の徳と尊さのために、そこでの祭礼の礼拝はマクルーフでないばかりか、むしろスンナである」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.499.

(注9)「祭（の礼拝）には歩いて出かけるのがスンナである」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.500.

(注10)「イマームの近くに場を占めれるように」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.499, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.214.「金曜集合礼拝」章・「無題」(2) 節（注15）参照。

(注11)「アッラーフの使徒は二つの祭と金曜集合礼拝には遅く出掛け、赤い長衣と着けられたものであった」（ハディース：イブン・アブド・アル＝バッル）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.501.

(注12)「預言者は斎戒明け（の祭）、犠牲（祭）には『礼拝場』に出かけら

れたが、最初に行われたことは礼拝であった」（ハディース：ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.500.

(注13)「おまえたちは誰でも、自分の仕事着2枚の他に、金曜集合礼拝と祭(の礼拝）のための2枚の服を持つべきではないか。但し参籠中の者は別で、参籠（時）の服のままで（礼拝に）出かける。」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.2, pp.501-502.

(注14)「金曜集合礼拝が挙行されるところでしか、挙行されない。なぜなら預言者は巡礼中に祭の日を迎えたが、祭の礼拝を執り行なわれなかったからである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.502.

(注15)「金曜集合礼拝と同様に」*ibid.*, vol.2, p.502.「金曜集合礼拝」章・「無題」（1）節（注1）参照。

(注16)「預言者は祭（の礼拝）に出かけられた時には、(帰路は）道を変えられたものであった」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.503.

(注17)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ)、アブー・バクル、ウマル、ウスマーンは説教の前に礼拝を行われた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.504.

「祭りの礼拝は2ラクアである。おまえたちの預言者の舌（言葉）によって、短縮ではなく、完全な形で2ラクアなのである。虚偽を捏造する者は失敗者である。」（ハディース：アフマド、アル＝ナサーイー、アル＝バイハキー）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.215.

(注18)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は祭（の礼拝）で12回のタクビールを行われた。7回は前（のラクア）であり、5回は後（のラクア）である。」（ハディース：アフマド）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.505.

「アフマドは『預言者の教友たちはタクビール(の回数)について意見が割れているが、その全てが許される』と述べている」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.506.

(注19)「預言者はタクビールの際に両手を上げられた」（ハディース：アフマド、アル＝ダーリミー、アル＝タヤーリスィー{d.204}）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.506-507, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.215.

(注20)「イブン・マスウード（教友）に祭（の礼拝）の後のタクビールの後で何と唱えるのか尋ねたところ、彼は『アッラーフを称賛し、また賛美し、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）への祝福を祈願する』と答えた、とのウクバ・ブン・アーミル（教友）の言葉による。これはアル＝アスラム、ハルブ（ブン・イスマーイール、アフマドの高弟）が伝えており、アフマドはこれを典拠としている。」（アル＝タバラーニー、アル＝バイハキー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.507, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.216.

(注21)「というのは目的はタクビールの後でのズィクルにあるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.508.「特別なズィクルは伝えられておらず、無い」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.508.

(注22)「預言者は二つの両（の礼拝）で『至高なる汝の主の御名を称えよ』（クルアーン87章1節）と『汝には大異変の物語が伝えられたか』（クルアーン88章1節）」を読唱された」（ハディース：アフマド）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.509.

(注23)「預言者は二つの祭と雨乞い（の礼拝）では声をあげてクルアーンを読まれた」（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー）*ibid.,* vol.2, p.509.

(注24)「祭日にはイマームは説教を行う前には9回のタクビールを行い、2回目（の説教）の前には7回のタクビールを行う」（預言者の孫弟子ウバイド・アッラーフ・ブン・アブド・アッラーフ・ブン・ウトバ [d.95/94] の言葉；アフマド）*al=Rauḍ al=Murbi',,* vol.2, p.511, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.511.

(注25)「この日、それ（祭の説教）のおかげで、彼らが物乞いをしなくてよくなるようにせよ」（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー）*al=Rauḍ al =Murbi'*, vol.2, p.512, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.512.

(注26)「なぜなら預言者は犠牲（祭）の説教で、その多くの規定について言及したことは、アブー・サイード、アル＝バラーゥ、ジャービル（いずれも教友）の伝承によって立証されている」（アル＝ブハーリー、ムスリム）*al =Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.512.

「両（アル＝ブハーリー、ムスリム）『正伝』集のアブー・サイードのハディースとは、『彼（預言者）は彼らに警告し、訓戒し、命令した』、またアル＝バラーゥのハディースは、『我々の礼拝を行い、我々の（巡礼の犠牲の）儀を行った者はその儀を成し遂げた。しかし礼拝の前にその儀を行った者に

は、その儀は（有効で）ない」であり、彼はブルダ・ブン・ニヤールの羊の話しを語っている。ジャービルのハディースは、『彼（預言者）が人々に説教した』、というもので、その中には『女性がやってきたので、彼女らに訓戒した』とある。」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.512.

(注27)「私（アブド・アッラーフ・ブン・アル＝サーイブ）は預言者と共に祭に参加したが、礼拝が終ったとき、彼（預言者）は『我々は説教をするが、説教（を聞くため）に座りたい者は座るがよい。行きたい者は行くがよい。』（ハディース：イブン・マージャ、アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー、アル＝バイハキー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.513.

(注28)「預言者は祭日に出かけて2ラクアの（祭の礼拝）礼拝をし、その2回の前にも後にも礼拝されなかった」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.514.

(注29)「祭の礼拝を逃した者は、後で礼拝しなさい」（ハディース：アル＝アスラム）*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.515.

(注30)「シャイフ・アル＝イスラーム（イブン・タイミーヤ、d.1328/728）は『犠牲祭について定められていることには合意（ittifāq）があるが、マーリク、アル＝シャーフィイー、アフマドの見解では断食明けの祭についても定められている』と述べている」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.516.

(注31)「日数を全うし、アッラーフにタクビールを捧げよ」（クルアーン2章185節）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.516, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.218.

(注32)「アル＝ブハーリーは、『イブン・ウマルとアブー・フライラが10日に市場に出かけタクビールを唱え、人々も2人のタクビールに合わせてタクビールを唱えた』と述べている」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.517, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.218.

(注33)「預言者はアラファの日のファジュルの礼拝を済ませ、その後我々の方に向き直り、『アッラーフは至大なり』と唱えられ、タクビールをタシュリーク（干し肉）の日々の最後まで続けられた」（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー）*ibid.,* vol.2, p.218.

(注34)「なぜならイブン・ウマル（教友）は一人で礼拝するときには、タ

クビールを唱えなかった（アフマドの伝える伝承）。またイブン・マスウード（教友）は『タクビールは集団での礼拝を行った者についてだけである』と言った（イブン・アル＝ムンズィルの伝える伝承）。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, pp.517-518, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.218.

(注35)「なぜなら『タルビーヤ（「アッラーフよ、あなたの御許に参上いたしました…・」と唱えること）』はジャムラ・アル＝アカバの投石によって終りとなるから」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.519, *al=Mu'tamad*, vol.1, p.218.
「それまでは『タルビーヤ』に専心するから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, 519.

(注36)「汚れについては、それは礼拝を無効とするが、ズィクルはそれ（礼拝）に従属するから。但しアル＝ムワッファク（Ibn Qudāma, d.620）らは『タクビールを行うほうが良い。なぜならそれは単独のズィクルであり、清浄は条件とされないから（了）』と述べている。モスクを出ることについては、モスクが特別な礼拝の場であるからである。」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.520.

(注37)「伝承は（1日5回の）義務（の礼拝の後でのタクビール）についてだけ語っているからである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.521.

(注38)「預言者は『アッラーフは至大なり。アッラーフは至大なり。アッラーフの他に神はなし。アッラーフは至大なり。アッラーフは至大なり。アッラーフにこそ称えあれ。』と唱えられた」（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.521, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.521.

「触の礼拝」章

2つの光明（太陽か月）の一方が隠れたら、集団か個人で2ラクア（礼拝すること）がスンナである(注1)。第1（ラクア）では（クルアーン第1章）開扉章の後に長い章(注2)を声を上げて読唱し(注3)、その後長い屈身礼を行い(注4)、その後身を起こし、「アッラーフは、彼を称える者（の声）に耳を澄まされる」と唱え、また「我らの主よ、称賛は汝にこそ帰されます』と唱え(注5)、それから（クルアーン第1章）開扉章の後で第1

の（読唱）よりは短い長い章を読み(注6)、第1の（屈身礼）よりは短い屈伸礼を行い(注7)、屈身礼の後で身を起こし、長く2回の跪拝を行い、第1（ラクア）と同様に、しかし行ったこと全てにおいてそれ（第1ラクア）より短く礼拝し(注8)、その後タシャッフド（信仰告白）をし、タスリーム（平安祈願による礼拝終了）を行う(注9)。礼拝中に触が明けた場合は、それ（礼拝）を軽く切り上げる(注10)。太陽が欠けて沈むか、月が欠けていて日が昇った場合(注11)、また地震(注12)以外の「徴(āya)」(注13)があっても礼拝はしない。一回のラクア毎に3、4、5回の屈身礼を行ってもかまわない(注14)。

(注1)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の時代に日食があったが、彼は（礼拝）呼集者を遣わされ、(礼拝呼集者が)『集まっての礼拝だ』と呼ばわると、彼（使徒）はモスクにでかけられ、人々はその後ろに整列し、2ラクアで4ラクア（屈身礼と跪拝)、あるいは4回の跪拝の礼拝を行われた。」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.222.

「アッラーフの使徒の時代に日食があり、彼は人々を先導して礼拝し、直立し、長時間に亘って直立した後で屈身礼をし、屈身礼を長くした後でまた直立し、直立を長くされたが、それは第1の直立以下であった。その後屈身礼を行い屈身礼を長くされたが、それは第1の屈伸礼以下であった。そして跪拝、跪拝を長くし、第2ラクアでは、第1ラクアで行ったように行い、太陽が現れると引き返された。

それから人々に説教し、アッラーフを称賛し賛美し、その後で『太陽と月は、アッラーフの瑞の中の2つの瑞であり、誰の死や生によって欠けたりはしない。それゆえそれ（触）に出会えば、アッラーフに祈願し、タクビールを行い、礼拝し、喜捨しなさい』と言われた。それから『ムハンマドのウンマ（共同体）よ。アッラーフ以上に、その僕が姦通を犯す、あるいはそのウンマが姦通を犯すことに厳しく目を光らしている者は誰もいない。もしおまえたちが私が知っていることを知れば、おまえたちは笑うことは少なく、多く泣くことであろう。』と。」(ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.235.

(注2)「特に定めはない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.528. つまり「長い」とは相対的にであり、どの章を何節読むべきかは特定されていない。

「一部には、第2章「雌牛章」か、それに相当する量を読む（べし）、と言う学者たちもいる。また両『正伝集』（アル＝ブハーリー、ムスリム）には、イブン・アッバースによって、（預言者は）第2章『雌牛章』に相当する程、長く立たれた、とあり、またアーイシャによると、（預言者は）そこ（第1ラクア）では第2章『雌牛章』を、第2（読唱）では第3章『イムラーン家』章を読まれたと思う、とある。」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.528. cf., *al=Kāfī,* vol.1, pp.237-238.

(注3)「預言者は触の礼拝をなさり、その中で声をあげてクルアーンを読唱されました」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー）*al=Salsabīl,* vol.1, pp.235－236, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.528.

(注4)「定量はない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.528.

「一部の学者はこう断言している。しかし *al=Sharḥ* などには、『約100節（読むのに）相当（する時間屈身礼を行う）』とある。」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.528. cf., *al=Kāfī,* vol.1, p.238, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.222.

(注5)「アッラーフの使徒の時代に日食があり、彼はモスクに出かけ、立ってタクビールを唱えた。そこで人々が彼の後ろに整列すると、アッラーフの使徒は長いクルアーンの読唱を行われた後、タクビールを唱えてから長い屈身礼をなされ、その後頭を起こして、『アッラーフは、彼を称える者（の声）に耳を澄まされる。我らの主よ、称賛は汝にこそ帰されます』と唱えられた。その後立ってまたまた第1（読唱）よりは短いが長いクルアーンの読唱を行われた後で、タクビールを唱えてから第1（屈身礼）よりは短いが長い屈身礼をなされ、その後頭を起こして、『アッラーフは、彼を称える者（の声）に耳を澄まされる。我らの主よ、称賛は汝にこそ帰されます』と唱えた後で跪拝された。そして次のラクアでも同様に行われた結果、4ラクア、あるいは4回の跪拝を終えられたところで、太陽が姿を現した。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Kāfī,* vol.1, p.238.

(注6)「*al=Sharḥ*（Ibn Abī 'Umar, d.688）には、第3章『イムラーン家章』かそれに相当するもの、とある」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.528.

(注7)「*al=Sharḥ*（Ibn Abī 'Umar, d.688）などには、約70節（読むのに相

当する時間屈身礼を行う)、とある。」*ibid.*, vol.2, p.529.

(注8)「…そして開扉の章と第4章『女人章』を読み、そして屈身礼を行い約50節相当の賛美を行い、その後身を起こして『アッラーフは、彼を称える者(の声)に耳を澄まされる。我らの主よ、称賛は汝にこそ帰されます』と唱え、その後開扉の章と第5章『食卓章』を読み、そして屈身礼を行い約40節相当の賛美を行い、その後身を起こして『アッラーフは、彼を称える者(の声)に耳を澄まされる。我らの主よ、称賛は汝にこそ帰されます』と唱え、その後屈身礼と同程度の跪拝を行い、タシャッフドとタスリームを行う。但しクルアーン読唱と賛美に関するこの推定については、アフマドの言葉は伝わっていない。」*al=Kāfī*, vol.1, p.238.

(注9)「彼(預言者)がそうされたから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.530.
「真正のハディースはそれについて全て一致しており、相違は存在しない」*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.530.
「アッラーフの使徒の時代に日食があったが、彼は太陽が(再び)現れるまで、2回(のラクアの)礼拝してはタスリームをし、また2回(ラクア)してはタスリームをなさったものであった」(ハディース:アフマド)*al=Mughnī*, vol.3, pp.324-325.
なおタシャッフドについては出典不明。

(注10)「おまえたちと共にあったもの(太陽、月)が再び現れるまで、礼拝し、祈願せよ」(ハディース:アル=ブハーリー、ムスリム)*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.531.

(注11)「というのはそれら(太陽、月)による(明りを得る)受益の時間が終わるから」*ibid.*, vol.2, p.533.

(注12)「アリーは地震に際しては、4回の跪拝中に6ラクアの礼拝を行った」(アル=バイハキー)*al=Salsabīl*, vol.1, p.237.
「アッラーフの使徒は、おまえたちが『徴』を見たなら跪拝せよ、と言われた」(ハディース:アブー・ダーウード、アル=ティルミズィー、アル=バイハキー)*ibid.*, vol.1, p.237.

(注13)「彼(預言者)とその教友一彼等に平安あれ一の時代に、月が割れたり(預言者の奇跡の一つ)、(強)風が吹いたり、雷があったりしたが、それ(礼拝)が伝わっていないからである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.533.

(注14)「(蝕の礼拝で) 預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) は4回の跪拝で6回の屈身礼の礼拝を行われた」(ハディース：ムスリム)
「(蝕の礼拝で) 預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) は4回の跪拝で8回の屈身礼の礼拝を行われた」(ハディース：ムスリム)
「(蝕の礼拝で) 預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) は2ラクアの礼拝を行い、各ラクアで5回の屈身礼と2回の跪拝を行われた」(ハディース：アブー・ダーウード) *ibid.*, vol.2, p.534-535.

「雨乞い礼拝」章

雨が降らず、土地が干上がった場合は、集団か個人でこれを礼拝する(注1)。場所、規定におけるその形式は、祭礼(の礼拝)と同じである(注2)。イマーム(先導者)が雨乞いの礼拝に出掛けようと思ったときには、人々に訓戒し、悪行 (ma'āṣī) の悔い改めと不正からの脱却と遺恨の滅却(注3)、斎戒(注4)、喜捨を命じ(注5)、出掛ける日を指定し(注6)、身を清め(注7)、香は焚かず(注8)、遜り卑謙し謙虚に身を低め(注9)、信仰深く行いの正しい者、老人(注10)、また物心のついた小児(注11)と共に出掛ける。日を違えない限り(注12)、(異教徒の) 庇護民がムスリムとは別に出掛けても彼らは妨げられず、彼らと共に祈る(注13)。

その後一回の説教(注14)を行うが、それは祭礼の説教同様にタクビール (「アッラーフは至大なり」と唱えること) で始め(注15)、その中では赦しの祈願とそれを命じるクルアーンの節の読唱を多くし(注16)、両手を上げ(注17)、預言者 (彼に平安あれ) の祈願に則り祈願を行う(注18)。その中には、「おお、アッラー、我らに救いの慈雨を降らせ給え…」(ハディース：アブー・ダーウード) (注19)というものがある。出掛ける前に雨が降った場合はアッラーに感謝し(注20)さらなる恵みを乞う(注21)。

(雨乞いの礼拝に際しては)「礼拝は集団で」、と呼びかける(注22)。イマーム (カリフ) の許可は条件には含まれない(注23)。雨の降り始め

には、雨に打たせるために鞍と服を持ち出して（雨中に）立つことがスンナである(注24)。もし雨量が増し、それ（による洪水）が心配となれば、「アッラーフよ、我々の上にではなく、我々の周囲に、アッラーフよ、丘や塚の上に、涸川の川床、木の根元に（雨を降らせてください)。「…我らが主よ、我らの力の及ばないものを我らに課さないでください…」（クルアーン第2章286)…」と唱えることがスンナである(注25)。

(注1)「「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は雨乞いに出かけ、キブラの方角に向いてドゥアーを行い、衣服を逆にし、それから2ラクアの礼拝を捧げられた」とのアブド・アッラーフ・ブン・ザイド（教友）の（伝える）言葉により、それは重視されるスンナである」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.540.

(注2)「預言者は（雨乞いで）両祭礼で礼拝したのと同じく、2ラクアの礼拝を捧げられた」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、アル＝ハーキム）*ibid.*, vol.1, p.224.

(注3)「なぜなら悪行は旱魃の原因の一つ、敬虔は恩寵（baraka）の原因の一つであるから」*ibid.*, vol.2, 543.
「もし村の住民が信仰し敬虔であったなら、我ら（アッラーフ）は彼等に天と地から恩寵（baraka）を授けたであろうに」（クルアーン第7章96節）*ibid.*, vol.1, p.225.

(注4)「斎戒者の祈願は拒否されない」（ハディース：アル＝ティルミズィー、イブン・フザイマ、イブン・ヒッバーン）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.544.

(注5)「なぜならそれ（喜捨）は（アッラーフからの）慈悲を保証するから(mutaḍammina)」*ibid.*, vol.2, p.544.

(注6)「(預言者は雨乞い礼拝に）出かける日を人々に予告された」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya*, vol.2, p.545.

(注7)「人々の集まる日に、人々に迷惑をかけないため、悪臭を除去し、爪

を切って」*al=Mu'tamad,* vol.1, p.225, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.545.

(注8)「なぜなら遥りと卑下の日であるから」*ibid.,* vol.2, p.545.

(注9)「預言者は遥り卑謙し謙虚に身を低めて雨乞いの礼拝のために出かけられた」(ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ナサーイー、イブン・マージャ) *ibid.,* vol.2, p.546, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.546. .

(注10)「彼等の祈りは最も速やかに適えられるから」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p. *ibid.,* vol.546, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.225,

「ウマル（教友）が預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の叔父アル＝アッバースと共に（雨乞い礼拝を）挙行したから。ウマルは雨乞い（礼拝）に出かけるとき、彼と一緒にアル＝アッバースが出かけることを望んだため、ウマルは彼と共に雨を乞い、彼（アル＝アッバース）の祈願によってアッラーフへの仲介を求めた（tawassala)。」*al=Salsabīl,* vol.1, p.240.

(注11)「なぜなら彼らは罪がないから」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.546.

(注12)「雨の降った日が、彼らだけが（雨乞いに）出かけた日と（偶然）重なることがないように。というのはそうなってが彼ら（庇護民）にとって最大の幻惑（の機会）となり、彼ら以外［信仰の弱いムスリム大衆］が彼ら（庇護民）によって惑わされることになるかもしれないから。」*ibid.,* vol.2, p.548.

(注13)「なぜなら彼らも生活の糧を求めてでかけるのであるから」*ibid.,* vol.2, p.548, *al=Kāfī,* vol.1, p.241.

「(アフマドに）従うと、我々（ムスリム）が彼ら（庇護民）を連れ出すことはマクルーフである。なぜなら彼らはアッラーフの敵であるから。」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.548. cf., *al=Kāfī,* vol.1, p.241. 但し *al=Kāfī* ではマクルーフの表現はなく、「ムスタハッブではない」となっている。

(注14)「なぜなら預言者がそれ以上の説教を行ったとは伝えられていないから」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.2, p.549.

「(アフマドからは）2回の説教、とも伝えられる。アル＝ヒラキー、イブン・ハーミド (d.403)、アブド・アル＝アズィーズ (Ghulām al=Khallāl, ?, d.363) などがこの説を採っている。」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.549.

(注15)「アッラーフの使徒は雨乞いでは両祭礼になさったと同じことをな

さった」（ハディース）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.550.（注2）参照。

（注16）「なぜならそれ（罪の赦しを乞うこと）は降雨の原因の一つであるから」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.550.

「…汝らの主に罪の赦しを乞え。彼はよく罪を赦される御方であり、天から汝らの上に澎湃と雨を降らし給う」（クルアーン第71章10-11節）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.550.

（注17）「預言者は雨乞いでその白い脇が見えるほどに掲げられたのを除いて、どの祈願においても、その両手を掲げられなかった」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.551.

（注18）「汝らにはアッラーフの使徒に良き模範があった。アッラーフと最後（の審判）の日に希望を託す者にとっての。」（クルアーン第33章21節）*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.552.

（注19）*al=Salsabīl,* vol.1, p.241.

「説教中はキブラの方角を向き、服を右を左に、左を右に逆にすることがスンナである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.555.

「人々に背を向け、キブラの方向を向いて祈願し、それから服を逆にされた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アフマド）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.227.

（注20）「礼拝はしない。但し（雨乞い礼拝に）出かける準備を終えていた場合は別で、アッラーフへの感謝の礼拝を捧げ、その更なる恵みを請う。」*al=Rauḍ* al=Murbi', vol.2, p.557.

（注21）「なぜなら礼拝は旱魃からの救いを求めてのものであるが、それはただ雨が降っただけでは達成されないから」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.557.

（注22）「これが学派の通説である。しかし学者たちの大半の見解では、呼び掛けは、『触（の礼拝）』に限られると言うのが正しい。アル＝シャイフ（Ibn Taimīya, d.728）は、『触（の礼拝）』との類推は論点がずれている（了）、と述べている。いずれにせよそれにはアザーンもイカーマもないことにはイジュマーゥが成立している。」*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.558.

（注23）アフマドからはイマームの許可が条件であるとの伝承も伝わってお

り、許可を条件とする説もある。cf., *al=Mughnī,* vol.3, p.346.

(注24)「我々がアッラーフの使徒と共にいた時に雨が降った。すると彼は服を脱がれ、それを雨に当てられた。我々が『なぜそんなことをなさるのですか』と尋ねると、彼は『それ（服）は持ち主にとって新品であるから』とお答えになった。」(ハディース：ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.2, p.559, *al=Ḥāshiya,* vol.2, p.559.

(注25)「金曜日から次の金曜日まで我々に雨が続いた。そこである男が預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）のところにやってきて、『アッラーフの使徒よ、家は壊れ、道は不通になり、家畜は死んでしまいました』と訴えた。そこでアッラーフの使徒が『アッラーフよ、丘や塚の上に、涸川の川床、木の根元に（雨を降らせてください)』と唱えられると、服が千切れるように（雨雲が）マディーナの上空で晴れていきました。」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Kāfi,* vol.1, p.244.

「また別の伝承では『アッラーフよ、我々の上にではなく、我々の周囲に』、そして『…我らが主よ、我らの力の及ばないものを我らに課さないでください…』（クルアーン第2章286）と唱えられた、とある」*ibid.,* vol.1, p.244.

[葬儀] の書

以下のことがスンナである。

病人を見舞い(注1)、彼に悔い改め(注2)と遺言(注3)を思い起こさせ、(死の天使が) 彼に臨んだときは、水か飲み物で喉を潤し、両唇を湿し(注4)、「アッラー以外に神はなし」と1度（唱えることを）促す(注5)。3回を越えてはならないが(注6)、但しその後にその者が口をきいた場合は(注7)再度優しく促す。そして彼の側で「ヤースィーン」章（クルアーン36章）を読んで聞かせ(注8)、彼をキブラの方向に向かせる(注9)。死んだ場合は、その者の目を閉じ(注10)、あごを締める(注11)。間接をほぐし(注12)、衣類を脱がせ(注13)、一枚の服で覆う(注14)。腹部に鉄を乗せ(注15)、洗浄台の上に(注16)、方向を［キブラに］向け(注17)、足が下向きになるように傾

けて置く(注18)。急死したのでない限り準備(注19)と遺言の執行を急ぐ(注20)。また借金の返済（を急ぐこと）は義務である(注21)。

(注1)「ムスリムのムスリムに対する義務が5つある。挨拶を返すこと。病人を見舞うこと。葬列に参列すること。招待に応じること。嚔をした者に『アッラーフがあなたに恵みを垂れますように』と唱えること。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, pp.243-244.
病人を見舞うことは義務であるとの説もある。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.11.

(注2)「なぜならばそれ（悔い改め）はあらゆる状況下でも義務であるが、彼（病人）はそれ以外の者よりよりそれを必要とするからである。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.14.
「というのは、彼に死の前兆が現れているから。預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は『アッラーフは、瀕死の者でない限り、その悔い改めを受け入れ給う』と言われたが、それは、その魂が喉元まで達すれば、との意である。それゆえ死が近づいていても、（悔い改めの）受け入れが拒まれるわけではない。それが拒まれるのは、（死が）確実に知られる（臨終の）恐怖の状態に臨んだ場合であり、（行動）の自由（ikhtiyār）が利かなくなり、かつ魂が体を抜け出す（直前の）（回復が）絶望的な者（病人）の悔い改めは受け入れられない。」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.14.

(注3)「遺言することがあるムスリムの男には、その遺言が彼の元で書き留められることなく、2晩寝込む権利はない」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.15.

(注4)「綿布で。なぜならそれは臨終の苦しみを和らげ、彼が信仰告白を唱え易くするから。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.16.

(注5)「お前たちの死者に『アッラーフの他に神はない』と（唱えるように）促せ」（ハディース：ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.17.

(注6)「彼（瀕死の病人）をいらだたせないように」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.17.

(注7)「彼の最後の言葉が『アッラーフの他に神はなし』となるように」*ibid.*, vol.3, p.18.「最後の言葉が『アッラーフの他に神はなし』であった者は天国に入る」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ハーキム) *al=Salsabīl*, vol.1, p.244.

(注8)「お前たちの死者に『ヤースィーン』章（36章）を唱えよ」(ハディース：アブー・ダーウード) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.18, *al=Salsabīl*, vol.1, p.244.

アフマドの言葉により「開扉」章も。「また彼には『開扉』章も唱えられる」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.19, *al=Mu'tamad*, vol.1, p.232.

(注9)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が聖モスクに関して『お前たちの生者にも死者にもキブラ（礼拝の方向）である』と言われたとの、ウバイド・ブン・ウマイルが彼の父から伝えるハディースによる」(ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー) *al=Salsabīl*, vol.3, p.244, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.19.

(注10)「お前たちの死者に対しては、その目を閉じよ。なぜなら目は魂を追いかけるから。そして良い言葉をかけよ。なぜなら彼（天使）は死者の一統の言ったことを信ずるから。」(ハディース：アフマド、イブン・マージャ、アル＝ハーキム) *al=Salsabīl*, vol.1, p.245, *al=Ḥāshiya*, vol.3, p.20, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.20.

(注11)「虫が入らないように」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.21.

「ウマルは臨終に際して息子のアブド・アッラーフに、『私の魂が口蓋まで達したら、額に右手を当て、左手を顎の下に当て（口を閉じさせ）よ』と言ったと伝えられている。」*al=Ḥāshiya*, vol.3, p.21.

(注12)「その洗濯を容易ならしめるため。―中略―それは死後直ぐにそれが硬直する前にであり、難しいようなら、行わない。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.21.

(注13)「死体が暖まって、腐敗が早まらないように」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.22.

(注14)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が亡くなられたとき、縞の衣によって包まれました」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム)

ibid., vol.3, p.22.

(注15) 死体の腹部の膨張を防ぐため。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.23, *al=Salsabīl*, vol.1, p.245.
「アナス（教友）の元奴隷が日没時に死んだ。するとアナスは『彼の腹の上に鉄を置け』と言った。」（アル＝バイハキーの伝える伝承）*al=Salsabīl*, vol.1, p.245.

(注16)「虫から遠ざけるために」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.23. あるいは死体を置いた場所が変質したり、汚れないように。cf., *al=Ḥāshiya*, vol.3, p.23.

(注17)「私をキブラの方向に向けよ」（ハディース：アル＝ハーキム、アル＝バイハキー）*al=Mu'tamad*, vol.1, p.232.（注9）参照。

(注18)「水やその排出物が流れ去るように」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.23.

(注19)「ムスリムの死体が遺族の前に（長く）止め置かれるべきでない」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.23.
「つまりイジュマーゥにより、洗浄し、死装束を着せ、礼拝を捧げ、埋葬するなどの段取りを急ぐことがスンナである。アフマドが明言するところでは、急死した場合は朝から夜まで待つ。アル＝カーディー（アブー・ヤァラー）は『腐敗の恐れがなければ2日、3日（待ってもよい）』と言う。」*ibid.*, vol.3, p.23.

(注20)「至高者はそれ(遺言)が遺産に準ずるのでそれを取り分けることを促すために、それを債務より先にしておられる。」*ibid.*, vol.3, p.25.『遺贈されたものと債務の後で…』(クルアーン4章11節) cf., *al=Mu'tamad*, vol.2, p.36.

(注21)「債務が返済されるまで信仰者の魂はそれ（債務）に繋がれている」（ハディース：アフマド、イブン・マージャ、アル＝ティルミズィー）*al=Salsabīl*, vol.1, p.246.

[無題（死体の沐浴とその付随事項に関する）] 節

死体に沐浴を施し、死装束を着せること(注1)、死者のための礼拝(注2)、埋葬(注3)は連帯義務である。沐浴の最適任者は遺言で指定された者(注4)、次いで死者の父親(注5)、次いでその祖父(注6)、次いで最近親者である(注7)。最近親者は先ず男系親族(注8)、次いで女系親族(注9)。また女性の場合も先ず遺言を受けた者、次いで最近親女性であるが、それは彼女の最近親女性である(注10)。夫婦はそれぞれの配偶者に沐浴を施し(注11)、主人と女奴隷の場合も同様(注12)。7歳未満の者は、男性でも女性でも洗ってよい(注13)。もし男が女の間で死ぬか、その逆の場合は、真性両性具有者の場合と同様、タヤンムム（砂による浄め）を施す(注14)。

ムスリムが不信仰者を洗滌すること、あるいは埋葬することは禁じられているが(注15)、それ（死体）を埋葬する者が不在の場合は［義務として］埋葬する(注16)。

その（死体の）沐浴を始めたら、［義務として］秘所を覆い(注17)、［ムスタハップ（推奨行為）として］衣類を脱がせ(注18)、人々の目から隠す(注19)。沐浴に携わる当事者以外がその場に立ち会うことはマクルーフ（自粛行為）である(注20)。その後、頭を座った状態近くまで持ち上げ腹をそっと絞るが(注21)、その際には水をたくさん懸ける(注22)。そして手に雑巾を巻き、秘所を洗うが(注23)、7才に達した者の陰部に触れることは許されない(注24)。また秘所以外も雑巾でしか触らない（直接手で触れない）ことがムスタッハップ（推奨行為）である(注25)。

その後、死体にウドゥーゥ（洗浄）を施すことがムスタハップであるが(注26)、口にも鼻にも水を入れず、水で濡らした2本の指を両唇の間に入れ、歯を磨き、両鼻孔に指を入れ、掃除するが、どちらにも水は入れない(注27)。その後、沐浴のニーヤ（意図）をもって［義務として］唱名し(注28)、頭と顎髭のみハマナツメの泡で洗い(注29)、次いで右半身、次いで左半身(注30)、次いで全体を3回洗い、一回毎に腹部に手をか

け(注31)、3回できれいにならなければ、きれいになるまで7回以上でも回数を増やし、最後の洗滌には［ムスタハップとして］樟脳を用いるが(注32)、必要であれば温水、カリ(注33)、爪楊枝を使う(注34)。［ムスタハップとして］口ひげを刈り、爪を切るが(注35)、髪は梳かさない(注36)。その後［ムスタハップとして］布で水気を取り(注37)、［女性の場合］髪を3つに束ね、背後に垂らす(注38)。

7回の（洗滌）後、死体から排泄物があった場合は綿を詰める(注39)。もしそれでも止まらなければ純泥を詰める(注40)。その後その箇所を洗い［義務として］ウドゥーゥ（洗浄）を施す(注41)。死装束を着せた後で排泄があった場合は、洗滌はやり直さない(注42)。

死んだムフリム（巡礼）は、生きたムフリム同様、水とハマナツメで洗滌し香は近づけず、男性は縫い目のあるものは着せず、頭は覆わず(注43)、女性は顔を覆わない(注44)。

殉教者(注45)と不当に殺された者(注46)は、大汚の状態にあったのでない限り(注47)洗滌はせず、死体から武器と革具を取り去った後(注48)、その衣服のまま血のついたままで埋葬する。それ(衣服)をぬがした場合は［義務として］別のものを着せるが(注49)、彼のための礼拝は行わない。

もし自分の馬から落ちたか、死体として発見されたが（戦いの）跡が見られない場合(注50)、あるいは運ばれて飲食し、常識的にみて長く生き残った（と言い得る）場合は沐浴と礼拝を施す(注51)。

流産による死児は4カ月に達していれば(注52)、沐浴と礼拝を施す(注53)。

沐浴が困難な場合は、タヤンムムを施す(注54)。沐浴を施した者は、良くないものを見たならそれを隠す(注55)。

(注1)「彼（死体）を水とシドゥル（蕗）で洗滌し、二枚の服による死装束を着せよ」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.27.

なおghslはghuslと読めば「沐浴を施すこと」になり、ghaslと読めば単に「洗滌」を意味し、どちらの読みも可能であるが、ここでは「沐浴」と訳す

(注2)「『アッラーフの他に神はなし』と唱えた者には、(葬儀の)礼拝を施せ」(ハディース:アル=ダーラクトゥニー、アル=ハッラール) *ibid.*, vol.3, p.28.

(注3)「その後彼を死なせ、そして墓に入れられる」(クルアーン80章21節) *ibid.*, vol.3, p.28.

(注4)「アッラーフの使徒(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)の娘ファーティマは、『アスマーゥ、私が死んだら、貴女とアリー・ブン・アビー・ターリブ(ファーティマの夫)で、私に沐浴を施して下さい』と言い、アリー・ブン・アビー・ターリブとアスマーゥ・ビント・ウマイスが彼女に沐浴を施した。」(アル=バイハキーが伝える伝承) *al=Salsabīl*, vol.1, p.246.

(注5)「彼(父)には特に(子に対する)悲嘆と憐憫の情があるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.29.

(注6)「父と同じ意味で」*ibid.*, vol.3, p.30.

(注7)「もし分かれば、おまえたちの中で彼(死者)に最も近縁の者が彼(死体)の世話をせよ。もし分からなければ、信仰深くと信頼がおけるとお前たちが思う男が(世話をせよ)。」(ハディース:アル=バイハキー) *al=Salsabīl*, vol.1, p.247.

(注8)「相続の順と同じく、息子が優先され、次いで孫、より下っても。次いで両親を同じくする兄弟、次いで異母兄弟」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.30.

(注9)「相続に準ずる」*ibid.*, vol.3, p.30.

(注10)「相続に準ずる」*ibid.*, vol.3, p.31.

(注11)「もしお前(妻のアーイシャ)が私より先に死ねば、私がお前に沐浴を施し、死装束を着せてやろう」(ハディース:アフマド、イブン・マージャ、アル=バイハキー、イブン・ヒッバーン) *al=Salsabīl*, vol.1, p.247.

(注12)「つまり（性交を）許される自分の女奴隷についてである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.32.

(注13)「なぜならその者には秘所がないから。また預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の息子のイブラーヒームが死んだ時には女性たちが裸で覆わずに沐浴を施し、その秘所を見、また触れたからである。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.33.

但しイブン・アル＝ムンズィルは、イブラーヒームに沐浴を施したのは彼の乳母であったと述べ、またイブン・カスィール（シャーフィイー派法学者、歴史家、d.1373）やアフマドはアリー・ブン・アビー・ターリブが沐浴を施したと伝えている。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.33.

(注14)「女性の間で死んだ男、男性の間で死んだ女で、近親者（muḥrim）が（その中に）いなかった者について、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、『その男女は砂埃によるタヤンムムを施され、沐浴は施されない』と言った」（ハディース：アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, pp.247-248.

(注15)「彼らの誰が死んでも、冥福を祈っても、その墓に立ってもならぬ。というのは彼らはアッラーフを信じなかったのであるから…」（クルアーン9章84節）*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.35.

(注16) バドルの戦場で不信仰者であった敵の戦死者をも埋葬した故事による。cf., *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.35, *al=Salsabīl,* vol.1, p.248.

「アブー・ターリブ（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）のおじ、アリーの父で不信仰者として死んだ）の死を知らされた時の、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）のアリーに対する『行って、彼を埋葬せよ』との言葉によって」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー、アル＝シャーフィイー）*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.35, *al=Salsabīl,* vol.1, p.248.

なお「それ（死体）を埋葬する者が」の句は'Abd al=Raḥmān al=Najdī の al=Ḥāshiya は *al=Rauḍ al=Murbi'* の注釈句としているが、他の刊本は全てこれを *Zād al=Mustaqni'* の本文としているため、ここでは本文の中に入れた。

(注17)「生者であれ、死者であれ、人の股を見てはならぬ」（ハディース：アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アル＝バイハキー、アル＝ハーキム）*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.36, *al=Salsabīl,* vol.1, p.249.

(注18)「なぜならその（脱衣）ほうが洗い易く、より良く浄められるから。

但し預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は着衣のままで沐浴を施されたのである。というのはその排泄物は清浄であり、服を汚す恐れがなかったからである。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, pp.36-37.

「(教友たちは）預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の服を脱がすべきかどうかについて意見が分かれた。そのときアッラーフは彼らを眠りに陥らせ、全員が顎を胸に埋めて（寝入って）しまった。すると（預言者の）家の方角から、誰とも分からぬ者が 『アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）には着衣のままで沐浴を施しなさい』と呼ばわる声がした。そこで彼らは起き上がって、着衣のままに沐浴を施したのであった。」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.37.

(注19)「つまり、沐浴の際には死体を一目から隠すことがスンナとなる。というのはその全身が秘所となるためで、それゆえ全身を隠すことが定められているのである。それは彼に生前に隠していた瑕疵があったかもしれず、また秘所が露になるかもしれない、といった理由によるのであり、それゆえ必要がない限り死体を見ることはマクルーフなのである。」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.37.

(注20)「なぜなら死体には、誰にも知られたくないことがあるかもしれないから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.38.

(注21)「排泄される状態にあるものを排泄させるため」*ibid.*, vol.3, p.38.

「死体に沐浴を施す者は、まずそれを絞れ」(ハディース：アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.249.

「妊婦を除き」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.38.「胎児を傷つけないように、(妊婦の死体は）頭を持ち上げず、腹も押さえない。」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.38.

「女性が死んで、沐浴を施そうとする時には、その胴から始め、優しく撫でなさい。但し妊婦の場合は別で、妊婦は動かしてはならない。」(ハディース：アル＝バイハキー、アル＝ハッラール、イブン・フザイマ）*ibid.*, vol.3, p.38.

(注22)「絞って排泄されたものを流すため」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.39.

(注23)「アリーは手にした雑巾で、シャツを着られた預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）に沐浴を施し、シャツの下を拭いた」(ハディース：アル＝バイハキー、アル＝ハーキム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.249.

(注24)「生者の場合に準ずる」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.39.

(注25)(注23)参照。cf., *ibid.*, vol.3, p.40, *al=Salsabīl*, vol.1, p.249.

(注26)「(沐浴は)その(死体の)右から始め、ウドゥーゥ(洗浄)を施す場所を(洗え)」(ハディース:アル=ブハーリー、ムスリム)*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.40, *al=Salsabīl*, vol.1, p.249.

(注27)「汚物に刺激を与えないように」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.41, *al=Mu'tamad*, vol.1, p.236.

(注28)「大汚の沐浴に準ずる」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.42.
「死体の沐浴において義務となること、スンナとなることは大汚の沐浴に準ずる」*al=Mu'tamad*, vol.1, p.236.

(注29)「それ(死体)には水とハマナツメによって沐浴を施せ」(ハディース:アル=ブハーリー、ムスリム)*al=Mughnī*, vol.3, pp.375-376.
「なぜなら頭は身体の中で最も尊いから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.42.

(注30)(注26)参照。*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.42.

(注31)「残っているものを排泄させるため」*ibid.*, vol.3, p.43.

(注32)「それを3回、5回、あるいはそれ以上、もし見つかれば水とハマナツメで洗浄し、最後の1回は樟脳を用いよ」(ハディース:アル=ブハーリー、ムスリム)*al=Mughnī*, vol.3, p.375.

(注33)「アフマドは『病人の衰弱が激しい場合にはカリで洗滌せよ』と言った。つまり汚れがひどく、その汚れを落とすためにカリを必要とする場合である。」*al=Ḥāshiya*, vol.3, p.45.

(注34)「つまり、既述のもの(汚れ)の除去のために温水やカリや爪楊枝が必要でなければ、(その使用は)マクルーフとなる。*al=Inṣāf* (*al=Mardawī*, d.885)には『異論なく。その必要がないため。というのはスンナがそれを定めていない以上、それは余計なこととなるから。』と言われる。」*al=Ḥāshiya*, vol.3, p.46.

(注35)「お前たちの死者に、お前たちの新郎新婦に行うことを為せ」(教友アナスの言葉) *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.46.

(注36)「アーイシャから、彼女が死体の髪を梳いている人々の所に通りがかって彼らにそれを禁じた、と伝えられている」*ibid.,* vol.3, p.47.

(注37)「アル=カーディー・アブー・ヤァラーは、預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)の沐浴についてのイブン・アッバースのハディース(アブド・アル=ラッザーク・ブン・フマーム, d.211)に関して、彼(イブン・アッバース)が『人々は彼を布によって水気を拭った』と言った、と述べている」*al=Mughnī,* vol.3, p.382.

(注38)「我々は彼女(預言者の娘ザイナブ)の髪を三つ編みにし、後ろに垂らした」(教友ウンム・アティーヤの言葉:アル=ブハーリー) *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.48.

(注39)「長血に準ずる」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.48.[月経]の節・(注20)参照。

(注40)「それには排泄物を堰止める力があるから」*ibid.,* vol.3, p.49.

(注41)「大汚の者が沐浴をした後に小汚が生じた場合に準ずる」*ibid.,* vol.3, p.49.

(注42)「マシャッカ(困難)を避けるため」*ibid.,* vol.3, p.49.

(注43)「(巡礼中に死んだ者について)彼に水とハマナツメで沐浴を施し、その2枚の(巡礼)服を死に装束とせよ。彼にはハヌート(死体用特殊香料)をつけず、頭も覆うな。なぜなら彼は復活の日に『アッラーフよ。御許に罷り越しました』と唱える(巡礼)者として甦るのであるから。」(ハディース:アル=ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.51.

(注44)「つまり、女性の巡礼の顔は覆われないから」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.50.

(注45)「アッラーフの使徒(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)はウフドの戦役の死者2人を一枚の布の上に纏め、『どちらがクルアーンを多く覚えていたか』と尋ねた。そして一方が指し示されると、彼を先に墓穴に入れ、彼

ら（殉教者の死体）を血のついたまま沐浴も礼拝も施さずに埋葬するように命じた」（ハディース：アル＝ブハーリー、アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー、アル＝ティルミズィー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.252.

(注46)「自分の宗教を守るために（dūna dīni-hi）殺された者は殉教者である。自分の血（生命）を守るために殺された者も殉教者である。自分の財産を守るために殺された者も殉教者である。自分の家族を守るために殺された者も殉教者である」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.54.

(注47)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は『あなたがた（教友）の仲間―つまりアル＝ハンザラ―は天使が彼に沐浴を施す』と言われた。そこで彼ら（教友）が彼の家族に『彼がどうなっているのか』と尋ねた。彼の妻が尋ねられて、『彼は（戦いの）物音を聞き付けて大汚の状態のままで出陣した』と言った。そこでアッラーフの使徒は『それゆえ天使が彼に沐浴を施したのだ』と言った。」（ハディース：アル＝バイハキー、イブン・ヒッバーン、アブー・ダーウード）*al=Salsabīl,* vol.1, p.253, *al=Ḥāshiya,* vol.3, pp.55.

(注48)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はウフドの戦役の殉教者について、その鉄器と革具を取りのけて、血のついた服のままで埋葬するように命じた」（ハディース：アブー・ダーウード、イブン・マージャ）*al =Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.56.

(注49)「他の死体と同様に」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.57.

(注50)「なぜならば原則（aṣl）は沐浴の義務である以上、それが免除されるか否かに疑念があっても、その確信（による義務）を免じないからである」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.58.

(注51)「遊牧民がイスラームに入信し、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）と共にジハードに参加し（傷つき）、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が運んで連れ帰ったが、彼は死んだ。そこで預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は彼に死に装束を着せ、礼拝を施した。」（ハディース：アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.253.

(注52)「アフマドは『どの時点で（死んだ）子供に礼拝を施すのが良いと思うか』と尋ねられて、『4か月に達していたら。なぜなら（その時点で）そ

れ（胎児）に霊魂（rūḥ）が吹き込まれるから」と答えた。彼はそれ（返答）に於いて、イブン・マスウードが、彼（預言者）の「4か月の後の」に関しての「それから彼（胎児）に霊魂が吹き込まれる」との言葉（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）に依拠している。」*al=Ḥāshiya*, vol.3, p.60.

（注53）「流産した死児には礼拝を施し、その両親のためには健康と慈悲の祈願する」（ハディース：アル＝ハーキム）*ibid.*, vol.3, p.60.

（注54）「大汚の者が沐浴が困難な場合に準ずる」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.61.

（注55）「死体に沐浴を施し、それに於いて信託を果たし、その瑕疵を言い触らさなかった者は、母から生まれ出た日のように、彼の（過去の多くの）罪を脱却する。」（ハディース：アフマド）*al=Ḥāshiya*, vol.3, p.62.

[死装束について] 節

債務（返済）その他(注1)に優先して(注2)死者の財産によって死装束を着せることが義務である(注3)。死者に遺産が無い場合は、その扶養義務のあった者の義務となる(注4)。但し夫は別で、彼には妻に死装束を着せることは課されない(注5)。

以下のことがムスタハップである。男性の死装束は白い布3枚とし(注6)、香を炊き込め(注7)、重ね合わせ(注8)、間に（死体用の特殊香料）ハヌートを詰め(注9)、その上に死体を横に寝かす(注10)。ハヌートは尻の間の綿の中にも詰め尻と尿道口を閉めてその上に半ズボンのように両端に穴の空いた布で縛り(注11)、残り［のハヌート綿］は顔の穴(注12)と跪拝の（際に地面につける）部分に詰める(注13)。また死体全体に香をつけても良い(注14)。それから一番上の布の片端を（左側から）死体の右側に折り返し、次いでもう一方の端をその上に折り返す。それから2枚目も、3枚目も同じようにする(注15)。余った部分の大半が頭の上にくるように

し(注16)それを結ぶが(注17)、墓の中では解かれる(注18)。シャツと腰布と包衣を死装束としても許される(注19)。[ムスタハッブとしては] 女性は腰巻、ヒマール、シャツ、2枚の包衣の5枚の布を死装束とする(注20)。義務(として課されるの)はその(死体)全身を覆う一枚の布である(注21)。

(注1)「遺贈や遺産相続分」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.64.

(注2)「なぜなら破産者に、債務より着衣が優先されるのに、死者も準ずるから」*ibid,* vol.3, p.64.

(注3) 前節 [葬儀の書] [無題] 節 (注1) 参照。

(注4)「その者に生前に義務であれば、死後もそれに準ずる」*ibid,* vol.3, p.66.

(注5)「なぜなら彼 (夫) に (妻の) 着衣が義務となるのは、夫であることと (妻との性交の) 享楽が可能であることによっているが、それは (妻の) 死によって消失するから」*ibid,* vol.3, p.66.

(注6)「アッラーフの使徒 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) は、3枚の新しいイエメン製の純白の綿布の死装束を着せられたが、それにはシャツもターバンも含まれていなかった」(ハディース:アル=ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.68.

(注7)「死体に香を焚き込める時は、3回それに焚き込めよ」(ハディース:アフマド、アル=バイハキー、アル=ハーキム) *al=Salsabīl,* vol.1, p.256.

(注8)「最も広く美しいもの (布) を一番上にする。なぜなら生者は通常、最も華美な服を上に羽織るから。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.69.

(注9)「私が死んだら私の服に香を焚き込め、それから私にハヌートをつけて下さい。しかし私の死に装束にはハヌートは残さず、火を持って私に追随しないで下さい。」(教友アスマーゥ・ビント・アビー・バクルの言葉:マーリク) *al=Salsabīl,* vol.1, p.256.
また巡礼の死体にハヌートをつけるな、とのハディース [前節 [葬儀の書]

無題節（注43）参照」は、通常の死体にはハヌートをつけて良いことを示している。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.69.

（注10）「それが最も中に包み易いから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.70.

（注11）「移動の際に排泄物が漏れないように」*ibid.*, vol.3, p.70.

（注12）「両目、両鼻孔、両耳、口。なぜならそれを穴に入れることは、（それらの穴から）虫が入ることを防ぐから」*ibid.*, vol.3, pp.70-71.

（注13）「それらは尊い身体部位であるから」*al=Mughnī,* vol.3, p.385.

（注14）「なぜなら教友のアナスは麝香を塗られ、イブン・ウマルは死体に麝香を塗ったから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.71.

（注15）「墓の中で右側を下にして置いた場合に、右端が彼（の身体）からずり落ちないように」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.72.

（注16）「その尊厳のために」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.72.

（注17）「ほどけないように」*ibid.*, vol.3, p.72.

（注18）「（教友）サムラの子が死んだ。すると彼（サムラ）は言った。『彼の墓穴まで彼（死体）を運び、彼を横穴に置いたなら、「アッラーフの御名に於いて、アッラーフの使徒のスンナに則り」と唱え、その頭の結び目と両足の結び目をほどけ』」（ハディース：アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.257.

（注19）「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はアブド・アッラーフ・ブン・ウバイユが死んだときに、彼（の死体）にそのシャツを（死に装束として）着せた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.73, *al=Salsabīl,* vol.1, p.257.

（注20）「私（教友ライラー・アル＝サカフィーヤ）はアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の娘ウンム・クルスーム（の死体）に沐浴を施した者の一人であったが、最初に彼が私たちにくれたのは腰巻であり、次いでシャツ、次いでベール（khimār）であり、次いで敷布であった。しか

し彼女（の死体）はその後で別の布に包まれた。」（ハディース：アブー・ダーウード、アフマド）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, pp.74-75.

(注21)「ナミラの地で預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は（ウフドの戦いで殉教した）ハムザ・ブン・アブド・アル＝ムッタリブについて、一枚の布を死装束とした。」（ハディース：アル＝ティルミズィー、アブー・ダーウード）*al=Salsabīl*, vol.1, p.258.

[死者の礼拝について]

スンナではイマームは彼（男性の死体）の胸のところ、彼女（女性の死体）の腹のところに立ち(注1)、4回タクビール（「アッラーフは至大なり」と唱えること）を行い(注2)、第1（のタクビールの後）には守護祈願をしたのちクルアーン開扉章を（声を潜めて）読み(注3)、第2（のタクビールの後）ではタシャッフドと同様に預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の祝福を祈り(注4)、第3（のタクビールの後）では祈願し次のように唱える。

「アッラーフ、我らの生者と死者、ここにいる者と不在の者、子供と大人、男性と女性を赦し給え。まことにあなたこそ我々の帰り処、終の住処をご存じであられ、全能におわします。アッラーフ、我々のうちであなたが生かせ給う者はイスラームとスンナによって生かせ、また我々のうちで死なせ給う者は、両者（イスラームとスンナ）をもって死なせ給え。」(注5)

「アッラーフ、彼を赦し、彼に慈悲を垂れ、彼を免責し、彼を許し、彼の故郷を高め、彼の入り口を広げ、彼を水と雪と雹で洗滌し、白衣から汚れを落とすように、彼を罪と誤りから清め、彼の（現世の）住まいに優る住まいを与え、彼の（現世の）配偶者に優る配偶者を与え、墓の懲罰と来世の懲罰から護り、彼の墓の中で彼をくつろがせ、光りで照らし給え」(注6)

また（死者が）子供であった場合は、「アッラーフ、彼をその両親の宝、案内人、報奨、仲保者、祈りの適えられる者とし給え。アッラーフ、彼（死者）によって二人（両親）の（善行の）秤を重くし、二人の報奨を増し加え、彼（死者）を信仰者たちの清廉な先達と（天国で）合流せしめ、彼をイブラーヒーム（アブラハム）の庇護の下に置き、あなたの慈悲をもって彼を火獄の懲罰から護り給え」(注7)と唱える。

第4のタクビールの後少し立ち(注8)、右に向いて一回タスリーム（礼拝終了の平安祈願）を行い(注9)、（ムスタハッブとして）各タクビール毎に両手を上げる(注10)。

その［葬儀の礼拝の］義務は、直立、タクビール、開扉章、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）への祝福、死者のための祈願、そしてタスリームである。タクビールのうちいずれかをし損ねた者は（ムスタハッブとして）そのカダーゥ（定刻後の履行）をその形式で行う(注11)。死者のための礼拝を逃した者は墓に(注12)、不在（の死）者のためには一ケ月まではその意図をもって礼拝する(注13)。イマーム(注14)は戦利品の着服者には礼拝を施さず(注15)、自殺者のためにも施さない(注16)。その（死者の）ためにモスクで礼拝することに問題はない(注17)。

(注1)「教友アナス―アッラーフが彼を嘉しますように―は男性の葬儀に参列した場合には、その胸のあたりに立ち、女性の葬儀に参加した場合には彼女の胴体の中央部に立ち、『預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がそうようにされたのですか』と尋ねられ、『そうです』と答えた」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、イブン・マージャ、アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.259.

(注2)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、アル＝ナジャーシー帝が死んだ日、平安を祈り彼の死を公布し、礼拝場に出掛け人々を整列させ、4回のタクビールを行った」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid,* vol.1, p.259, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.83.

(注3)「アッラーフの使徒は、葬儀ではクルアーンの開扉の章を読むように我々に命じました。それで我々は礼拝開始の祈願句は唱えず、クルアーンの別の章も読みませんでした。」(ハディース：イブン・マージャ) *ibid.*, vol.3., p.84.

(注4)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の教友の一人が、葬儀の礼拝のスンナは（先ず）イマームがタクビールを行い、次いで第1のタクビールの後でクルアーンの開扉章を一人で声を潜めて唱え、次いで預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の平安を祈り、一途に死者の冥福を祈り、(礼拝終了の）平安祈願を行うことであると述べた。」(ハディース：アル＝シャーフィイー) *ibid.*, vol.3, p.85.

(注5) 基本的にアフマド、アル＝ティルミズィー、イブン・マージャの伝えるハディースに基づくが、「あなたこそ全能におわします」はイブン・クダーマの付加であり、またヴァリアントによっては、「我々のうちで死なせ給う者は、両者（イスラームとスンナ）をもって死なせ給え」が「我々のうちで死なせ給う者は、信仰をもって死なせ給え」となっているなどの相違がある。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.86-87, *al=Ḥāshiya,* vol.3, pp.86-87, *al=Salsabīl,* vol.1, p.260.

(注6) ムスリムの伝える以下のハディースに基づくが、イブン・クダーマらによって若干の句が付加されている。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.87-88, *al=Ḥāshiya,* vol.3, pp.87-88.

「アッラーフ、彼を赦し、彼に慈悲を垂れ、彼を許し、彼を免責し、彼の故郷を高め、彼の入り口を広げ、彼を水と雪と雹で洗滌し、白衣から汚れを落とすように、彼を誤りから清め、彼の（現世の）住まいに優る住まいを与え、彼の（現世の）家族に優る家族を与え、彼の（現世の）配偶者に優る配偶者を与え、墓の試練と来世の懲罰から護り給え」*al=Salsabīl,* vol.1, p.261.

(注7)「『…我々のうちで死なせ給う者は、両者（イスラームとスンナ）をもって死なせ給え』の後で」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.89.

「アッラーフ、彼（死者）を我らの先行者、案内人、宝とし給え」(ハディース：アル＝バイハキー) *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.90.

(注8)「(預言者）は4回タクビールを行われ、(その後）アッラーフの望まれるままに（暫く)、立ったままでおられた。私（ザイド・ブン・アルカム）は、立ったままでおられたのは（礼拝の）後列がタクビールを終える（のを

待つ）ためであったと思った。」（ハディース：アル＝ジューザジャーニー［Abū Isḥāq Ibrāhīm al=Jūzajānī, d.259］）*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.91.

（注9）「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は葬儀では4回タクビールをし、タスーリムは一回にした」（ハディース：アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.261.

（注10）「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は葬儀でタクビールを行い、両手を上げ、第1のタクビールで右手を左手に乗せた」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.262.

（注11）「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）のアーイシャに対する『貴女がたがしたもののカダーゥは貴女に課されない』との言葉により、そのカダーゥを行わなくてもそれ（葬儀の礼拝）は有効である」*al=Rauḍ al =Murbi'*, vol.3, p.99, *al=Mughnī,* vol.3, p.424.

（注12）「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は（まだ）湿った墓に赴き、それに向かって礼拝し、（人々を）後ろに整列させ、4回タクビールを行った」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.263.

（注13）（注2）参照。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.102.

（注14）カリフの意味。cf., *ibid.,* vol.3, p.104.

（注15）「ハイバル（ユダヤ教徒部族征伐）の日、ジュハイナ族の男が死んだ。（ザイド・ブン・ハーリドが）それをアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）に報告したが、彼（使徒）が『お前の仲間に礼拝を施せ』と言われると、その部族の者の顔色が変わった。彼（使徒）が彼らに生じたことを見て、『おまえたちの仲間はアッラーフの道でごまかしを行った』と言われたので、我々は彼の荷物を調べ、その中に2ディルハムに相当するユダヤ教徒のネックレスを発見した。」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー、イブン・マージャ）*ibid.,* vol.3, p.104.

（注16）「幅広の矢尻で自殺した者（の遺体）が預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の許へ運ばれた時、彼はそれに礼拝を施さなかった」（ハディース：ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.104.

(注17)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はモスクの中でバイダーゥの2人の息子、つまりスハイルとその兄弟（の遺体）に礼拝を施した」（ハディース：ムスリム）*ibid.*, vol.3, p.106.

[死者の運搬とその埋葬について] 節

死体の運搬には4柱（tarbīʿ）がスンナであるが(注1)、2本の柱の間（に乗せて運ん）でも可(注2)。葬列を急ぎ(注3)、徒歩の者が遺体の前に、乗り物に乗った者がその後に続くこと(注4)がスンナである。遺体が降ろされるまで、随行者が座ることはマクルーフ（自粛行為）である(注5)。女性の墓にのみ［ムスタハッブとして］覆いがかけられる(注6)。底横穴墓（laḥd）は中央窪み墓（shaqq）に勝る(注7)。

墓の入り口で［ムスタハッブとして］「アッラーの御名によりて、アッラーフの使徒の御使いの宗教儀礼（milla）に則って」と唱え(注8)、遺体を右側を下に(注9)「底横穴墓」に(注10)キブラの方向に向けて安置し(注11)、墓を地面より1シブル（指尺）高く(注12)半球状に盛り土をする(注13)。

墓をしっくいで固めること、その上に建物を立てること、書き物をすること(注14)、座ること(注15)、それを踏むこと(注16)それに背をもたれて座ること(注17)はマクルーフである。墓の中に2人かそれ以上を埋葬することは禁じられる(注18)。但しやむを得ない場合は別で(注19)、（その場合は）2人の(注20)間を土で隔てる(注21)。墓に向かってクルアーンを読むことはマクルーフではない(注22)。どのような敬神行為であれ、それを行い、その報酬を死者であれ生者であれ（別の）ムスリムに捧げれば、それはその者のためになる(注23)。

死者の遺族のために（3日間）食事を作り、彼らにそれを送り届けることがスンナとされ(注24)、遺族が人々のために食事を提供することはマクルーフである(注25)。

(注1)「葬列に加わる者は、柩の支柱の全てをもって運べ。なぜならそれはスンナであるから。その後では随意に（棺運びを継続）する、（手を）放すも自由である。」（教友イブン・マスウードの言葉：イブン・マージャ）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.108.

「『4柱（tarbī'）担ぎ』とは左前の支柱を右肩に乗せ、次いで後ろに下がり（左後ろの支柱を右肩に乗せ）、次いで右前の支柱を左肩に乗せ、次いで後ろに下がること」*ibid.*, vol.3, p.109.

(注2)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はサアド・ブン・ムアーズの棺を2本の支柱の間で運んだ」（ハディース：アル＝シャーフィイー）*ibid.*, vol.3, p.110, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.110.

(注3)「葬列を急げ。というのはそれ（柩の中の遺体の生前の行為）が正しくあったなら、それ（柩）を早目にそこに運ぶことは良いことであり、もしそうでなかったならそれをお前たちの方に（長く）乗せているのは良くないからである」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.*, vol.3, p.111.

(注4)「乗り物に乗った者は柩の後ろ、徒歩の者は柩の少し前の左右に。流産の死児には礼拝を施し、その両親には赦しと慈悲を祈ってやれ。」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、アル＝ハーキム、イブン・ヒッバーン）*al=Salsabīl,* vol.1, p.266.

(注5)「葬列に参列する者は、それ（柩）が下ろされるまでは座るな」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.114.

(注6)「（教友アリーは）遺体を埋葬し、その墓に布をかけている人々の所に通りかかり、それを取り上げ、『こんなことは女性にだけ行うのだ』と言った」（サイード・ブン・マンスール　d.227）*ibid.*, vol.3, p.116.

(注7)「横穴墓（laḥd）は我々のもの、中央窪み墓（shaqq）は我々以外のもの」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.267.

「横穴墓とは、墓穴のそこに達したところで、死体が入るだけ墓の側面（に横穴）を掘り抜いたもの」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.117.

(注8)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は『お前たちの死体を墓に埋める時には、「アッラーフの御名によりて、アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の宗教儀礼（milla）に則って」と唱えよ』と

言われた」（ハディース：アフマド）*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.120.

（注9）「眠る者に擬して。そしてそれ（右半身を下にして横になること）がその（眠る者）のスンナである。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.121.
「預言者は右半身を下にして眠っておられたものである」（ハディース：アル＝バガウィー）*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.121.

（注10）「（カアバ神殿は）はお前たちの生者と死者のキブラである」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.122, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.122.
遺体を墓に安置した後、遺体に手で3回土をかけ、その後に墓穴を埋めるのがスンナ。cf., *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.123, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.248.
また埋葬後、墓に水をかけるのがスンナであり、また通説では死者に「アッラーフの他に神はなし」等と唱えるように教唆するのもスンナ。cf., *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, pp.123, 125, *al=Mu'tamad,* vol.1, pp.248-249.

（注11）「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の墓は地面より1シブルだけ高目にされた」（ハディース：アル＝サージー；Zakariyā bn Yaḥyā, シャーフィイー派法学者、d.307）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.126.

（注12）「（スフヤーン・アル＝タンマールは）預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の墓が半球状に盛り土をされているのを見た」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.126.

（注13）「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は墓に漆喰を塗ること、その上に座ること、その上に建物を立てることを禁じられた」（ハディース：ムスリム）*ibid.,* vol.3, p.127.

（注14）「墓に漆喰を塗ること、その上に書き物をすること、それを踏むことは禁じられた」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*ibid.,* vol.3, p.129.

（注15）「お前たちの誰でも、焚き火の上に座り、それが服を焼き（火が）肌に達する方が、墓の上に座るよりはましである」（ハディース：ムスリム）*ibid.,* vol.3, p.129.

（注16）（注14）参照。

(注17)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が私（アムル・ブン・ハズム）が墓にもたれて座っているのを見て、『この墓の主（遺体）を傷つけるな』と言われた」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード）*al=Salsabīl*, vol.1, p.269, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.129.

(注18)「先の（遺体）が腐滅する前に。なぜなら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は死体を各々一つの墓に埋葬したから。」*ibid.*, vol.3, p.132.

一つの墓に二人以上の遺体を埋めることはマクルーフであり禁じられてはいないとの説もある。*al=Furū'*, vol.2, p.277.

(注19)「死体が多い、埋葬者が少ない、腐乱する恐れがあるなど」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.133.

(注20)「（ウフドの戦いで）1つの墓に2人か3人を埋めよ」（ハディース：アル＝ナサーィー）*ibid.*, vol.3, p.134.

(注21)「全てが、あたかも一つの墓に入っているように」*ibid.*, vol.3, p.134.

(注22)「墓地を詣でて、それら（墓）に（クルアーン）『ヤースーィン』章（36章）を読んで、その場で彼ら（死者の苦しみ）を和らげた者には、その数だけの善行が帰される」（ハディース：アブド・アル・アズィーズ・グラーム・アル＝アル＝ハリール，d.363）*ibid.*, vol.3, p.137.

(注23)「アフマドは『死者の許には全ての善行が届くが、それはそれを述べている（クルアーン、スンナの）明文による』と言っている」*ibid.*, vol.3, p.139.

「ある男が『アッラーフの使徒よ、私の母が急死しましたが、私はもし母が話せたならきっと喜捨を払ったものと思います。それでもし私が母の代わりに喜捨を払えば彼女に報償はありますか。』と尋ねた時、彼（使徒）は『はい』と答えた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.270.

(注24)「ジャァファルの訃報が届いたとき預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は『ジャァファルの遺族のために食事を作れ、彼らは忙しいことになっているのだから』（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、アル＝シャーフィイー）*ibid.*, vol.1, p.271, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.141.

(注25)「我々は死者の遺族の家に集まること、その埋葬の後の料理を（禁じられた）哀悼（niyāḥa）ににあたるとみなしていた」(教友ジャリール・アル＝バジャリーの言葉：アフマド、イブン・マージャ) *ibid.*, vol.3, p.142, *al=Salsabīl,* vol.1, p.271.

「それはビドア（逸脱）であり、スンナに対する背反である。なぜなら彼ら（弔問客）は遺族のために食事を作ることを命じられて入るのに、それに反しているからである。」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.142.

[無題] 節

女性を除いて(注1)墓参りはスンナであり(注2)、墓に参ったか、墓（の側）を通りがかったときには「なんじらに平安あれ。信徒の民の家よ。我々は、アッラーフが望みたまえば汝らに合流する。アッラーフは汝らより先に逝ける者と後から逝く者に慈悲を垂れ給おう。我らのため、そして汝らのために我らはアッラーフに赦しを乞う。アッラーフ、彼らの（得た）報酬を我らにも禁じないで下さい。彼らの後で我らを試練に会わせないでください。我らと彼らをお赦しください。」と唱えることも（スンナである）(注3)。また死者を出した者（遺族）の弔問はスンナであり(注4)、死者のために泣くことは許される(注5)。死者の遺徳を数え上げること(注6)、哀悼（泣き叫ぶこと）(注7)、服を破ること、頬を打つことなどは禁じられる(注8)。

(注1)「アッラーフの使徒は墓に参る女性たちと、その上にモスクや灯籠を作る者たちを呪われた」(ハディース：アル＝ナサーィー、アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アル＝ティルミズィー、アル＝ハーキム、イブン・ヒッバーン、アフマド) *al=Salsabīl, vol.1,* p.272, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.146.

「廃棄によって禁止が解けた｛(注1) 参照｝後にも、マクルーフであることには違いはない。というのは女性は自制心が弱いため、男性と違い愛する者の墓を見たときに悲嘆のあまり女性にも許されない行為を犯す恐れがあるため。」*al=Kāfī,* vol.1, p.275.

(注2)「私（使徒）はかつてお前たちに墓参りを禁じていた。しかし（私）ムハンマドにその母の墓を参ることのお許しが（アッラーフから）下ったので、お前たちもそれら（墓；複数）に参るがよい。それは来世を思い起こさせよう。」(ハディース：ムスリム、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー) *al=Salsabīl,* vol.1, p.272, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.144.

(注3)「なんじらに平安あれ。信徒の民の家よ。我々はアッラーフが望みたまえば汝らに合流する。我らのためそして汝らのために我らはアッラーフに赦しを乞う。」(ハディース：ムスリム、アフマド)

「アッラーフ、彼らの（得た）報酬を我らにも禁じないで下さい。彼らの後で我らを試練に会わせないでください。」(ハディース：アフマド) *al=Salsabīl,* vol.1, p.273.

(注4)「アッラーフは復活の日に、不幸に会った同胞を弔問した信徒に晴れ着を着せずにはおかれない」(ハディース：イブン・マージャ) *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.151.

「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、ある男を弔問し、『アッラーフが彼に慈悲を垂れ、お前に報い給いますように』と述べた」(ハディース：アフマド) *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.151.

「弔問を受けた者は、『アッラーフがあなたの祈願を聞き届けられ、我らとあなたに慈悲を垂れますように』と答える」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.152.「このようにアフマドは答えた」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.152.

(注5)「(使徒の息子イブラーヒームの死に際して）私（アナス）は使徒の両目から涙がつたわるのを見た。そのとき彼（預言者）は『アッラーフは目の涙、心の悲しみを罰せられはしない』と述べ、その後で自分の舌を指し『しかしこのために罰せられ、あるいは慈悲を垂れ給うのである』と言われた。」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.3, p.153.

(注6)「語頭に alif と wā'、語末に alif と hā'を付加しての『wāsaiyidāh（御主人様よ）』、『wākhalīlāh（大親友よ）』などの呼びかけの言葉によって」*al=Mu'tamad,* vol.1, p.252, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.158.

「死者が亡くなって、遺族が立って泣きながら『御主人様よ』、『大首領様よ』と言うようなら、アッラーフは必ず彼(死者)に二人の天使をお遣わしになり、その二人は彼を小突きながら『お前はその通りだったのか』と審問することになる」(ハディース：アル＝ティルミズィー) *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.158.

(注7)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は我々（女性）に哀悼の泣き声を上げるなと叱った」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.274.

(注8)「（悲しみの表現として自分の）頬を叩く者、服を裂く者、無明時代の呼び声で呼ばわる者は、我らの仲間ではない」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.159.

[浄財] の書

浄財(注1)は5つの条件を伴って義務となる(注2)。自由(注3)、イスラーム(注4)、最低額の所有(注5)、その安定(注6)、10分の1を徴収されるものを除き(注7)（太陰暦）1年（ḥaul）の経過(注8)である。但し放牧家畜（sā'ima）の産物(注9)と商売の利益は別である(注10)。なぜなら（元本が）最低額に達していればその1年は両者の元本の1年だからである(注11)。そうでない場合はそれ（元本と利益の総計）が（最低額に）達したときから(注12)。

債権、婚資その他の権利(注13)を富裕者などに対して有している者は、浄財はそれを取得した時点で過去の分（li-mā maḍā）を支払う(注14)。負債を負い（それを差し引けば）最低額を割る者の財には、たとえその（現時点で占有する）財が見て取れる（ẓāhir）場合でも(注15)浄財は（課され）なく(注16)、贖罪（kaffāra）も負債に準ずる(注17)。（子羊などの）子獣(注18)（を含めて）の最低額を所有する場合は、その1年はそれを所有した時から数え始める。1年の途中で最低額を割るか、脱法の目的でなく(注19)売るか他種のものと交換した場合は1年は中断する(注20)。同類のものと交換した場合(注21)は1年に算入される。浄財は財自体（'ain al=māl）に義務としてかかり(注22)、それは帰責者（dhimma）に賦課される（la-hā ta'alluq）のであり(注23)、義務には支払い能力、財の残存は考慮されない(注24)。遺産において浄財は負債と同様である(注25)。

(注1)「浄財(zakā)は」語源的には、『成長』、『増加』を意味する、農作物が成長、増加したときに『農作物がzakā』と言われる。また『称賛』、『浄化』、『清廉』をも指す。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.163.

(注2)「浄財はイジュマーゥ（コンセンサス）とクルアーンとスンナの明文によって義務であるが、それ（明文）は非常に沢山あり、浄財はクルアーンでは約80箇所以上で言及されている」*al=Salsabīl*, vol.1, pp.275-276.

「礼拝を行い、浄財を収めよ」（クルアーン2章43、83、110節、4章77節、22章78節、24章56節、58章13節、73章20節）*al=Ḥāshiya*, vol.3, p.162.

「イスラームは『アッラーフの他に神はなく、ムハンマドはアッラーフと使徒である』との証言、礼拝の履行、浄財の支払い、ラマダーン月の斎戒、（アッラーフの）館への巡礼の5つの上に築かれている」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Kāfī*, vol.1, p.277.

(注3) 奴隷、自己身請契約奴隷（mukātib）には義務とならず、部分解放奴隷(mub'aḍ)には自由である割合に応じて義務となる。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, pp.165-166.

「実際に解放されるまでは解放契約奴隷の財産には浄財は課されない」（ジャービルの言葉：アル＝ダーラクトゥニー）*al=Mu'tamad*, vol.1, p.257, *al=Ḥāshiya*, vol.3, p.166.

(注4)「（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がムアーズを総督としてイエメンに派遣した時の言葉）お前は経典の民のもとに赴く。それゆえ彼らに、アッラーフの他に神はなく、私（ムハンマド（彼にアッラーフの祝福と平安あれ））がアッラーフの使徒であるとの証言を勧めよ。そしてもし彼らがそれに応じたなら、彼らにアッラーフが毎昼夜5回の礼拝を彼らに義務づけられたことを教えよ。もし彼らがそれに応じたら、アッラーフが彼らのうちの富裕者から取り立てその貧者に分け与える喜捨（ṣadaqa）を彼らに課されたことを教えよ」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.276.

クルアーンとスンナでは「喜捨(ṣadaqa)」の語が義務の「浄財(zakā)」と同義に用いられている場合があるが、フィクフでは慣用的に「喜捨(ṣadaqa)」の語は義務の「浄財」とは区別して後述の「任意喜捨(ṣadaqa al=taṭauwu')」の意味で用いる。本稿では以後、原語がṣadaqaの場合には一律に「喜捨」と訳す。

(注5)「5ワスク以下に喜捨はない。5ウキーヤ以下に喜捨はない。ラクダ5頭以下に喜捨はない。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=*

Salsabīl, vol.1, p.276, *al=Mughnī,* vol.4, pp.11-12.

1ワスクは60サーウ、5ワスクは653kg。金1ウキーヤは40ディルハム、1ディルハムは2.975g。cf., *al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu,* vol.1, pp.76-77.

(注6)「つまり完全所有権(tamām al=milk)」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.168.「『完全所有権』とは、彼(所有者)が自由にそれを処分でき、それからあがる利益が自分のものになるという意味で、それに他人の権利が重複していないことを意味する」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.168.

(注7)「財には、1年が経過するまでは浄財は(課され)ない」(ハディース:イブン・マージャ)*al=Rauḍ al=Murbi'* (*al=Ḥāshiya*), vol.3, pp.167-168.

(注8)「つまり、至高者の御言葉『その収穫の日にその割り当てを支払え』(クルアーン6章141節)に基づき、穀物や果実」*ibid.,* vol.3, pp.169-170.

(注9)「マーリクの伝える『彼らには4カ月未満の子山羊、子羊は免除されるので、彼らからそれを徴収するな』とのウマルの言葉による」*ibid.,* vol.3, p.171, *al=Salsabīl,* vol.1, p.277.

「なぜなら放牧家畜はその出産の時期がまちまちなので、一頭づつ別々に(判断)するのが困難なため、それ(子)が所有権においてその母獣に従属するためにその(母獣の)従属物とみなされ、その1年(の経過の計算)においてもそれ(母獣)に従うのである。商品の利益も同様の意味があり、それゆえ規定もそれに準じなくてはならない。」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.171.

(注10)「放牧家畜の産物とのキヤース(類推)による」*al=Salsabīl,* vol.1, p.277.

(注11)「それ(産物、利益)を所有するもの(1年を経過した元本)に合算する必要がある」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.171.

(注12)「たとえば35頭の羊を所有していたのが、次々に子供を生んだなら、1年は(総計が)40頭に達した時から(数え始める)。同様に18ミスカールを所有していたのが、段々と儲けがあがった場合も、その1年は(総計が)20ミスカールに達した時から(数え始める)。相続者は、相続物の(被相続者の浄財として計算されていた)期間(ḥaul)1年は加算せず、(新たに)自分の占有している同種のもの、あるいは規定がそれに準ずるものに組み込む。」*ibid.,* vol.3, p.172.

(注13)「商品の代金や貸付金など」*ibid.*, vol.3, p.173.

(注14)「(教友第4代カリフ) アリーは、(返済の) 疑わしい債権を有している男に、『相手が信用のおける者であっても、返済を受けた時点で、過去の分を支払え』と言った」(アル＝バイハキー) *al=Salsabīl*, vol.1, p.279.

「たとえ (取り戻して) 手にした (債権) の (額) が最低額以下であっても、その浄財を納める」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.175.

「つまり返済をうけた時点で過去の分を」*al=Ḥāshiya*, vol.3, p.175.

(注15)「(「見て取れる財」とは) 家畜や穀物や果実など」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.176.「隠れた (bāṭina) 財とは代金や商品である」*al=Salsabīl*, vol.1, p.280.

(注16)「それゆえ債務は、同種の財 (jins al=māl) でなくとも相当額について浄財の義務を免ずる (māni') 」*ibid.*, vol.3, p.175.

「今月はあなたがたの浄財の月である。それゆえ債務を負っている者は、あなたの財産を清算するために (先ず) その債務を返済し、それからその (残りの) 中から浄財を支払え」(第3代カリフ・ウスマーンの言葉：アル＝バイハキー) *al=Salsabīl*, vol.1, p.280.

「別の説では、浄財は見て取れる場合には義務となり、債務はそれを免じない。これはアフマドから (彼の説として) 伝わる1つの伝承である。というのは預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) はその徴税吏、取税人を遣わしたが、彼らは (そこで) 見いだした見て取れる財から、その財の主人に債務があるかどうかを尋ねる事なく浄財を徴収し、正統カリフたちもそうしたからである。

これはマーリク、アル＝シャーフィイー、そして学者の大半の説であり、我々ナジド地方での現在の慣行もそうなっている。」*ibid.*, vol.1, p.280.

(注17)「アッラーフの債権はより返済に値する」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*), vol.3, p.177, *al=Salsabīl*, vol.1, p.280.

(注18)「但し乳しか飲んでいない乳児であれば、『放牧 (saum)』(という条件) を欠くため義務とはならない」al=Rauḍ al=Murbi', vol.3, p.178.

(注19)「なぜならアッラーフは、浄財と喜捨から遁れようとした『果樹園の所有者たち』を罰されたからである。尊くも畏き御方は言われる。『我ら

は果樹園の所有者たちを試みたように、彼らを試みた。その時彼ら（果樹園の所有者たち）は、朝早くそれ（果実）を収穫してしまおう、と誓った」（クルアーン68章17節）」*al=Salsabīl,* vol.1, p.281, *al=Ḥāshiya,* vol.3, pp.179-180.

(注20)「但し金と銀（の取引）、あるいはその逆は除く。なぜならその2つ（金、銀）は同じ種であるに等しいからで、（支払い）義務の時点で所有するものの中から支払われる。また商品を金銀貨（naqd）で買ったか売った場合は、それ（金銀貨）は前者の1年に算入される。というのは浄財は商品の価値（qiyam）について義務となるのであるが、それ（商品価値）は金銀貨と種を同じくするからである。それゆえそれによって浄財（の支払い）を逃れることを意図しても、それ（浄財）は免除されないのである。なぜならそれによって自分以外の権利（アッラーフの権利）を免じようとしても、免除されないからである。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.179.

(注21)「たとえば40頭の羊を同数、あるいはそれ以上と（取り替える）」*ibid.,* vol.3, p.180.

(注22)「彼らの財産に一定の権利…」（クルアーン70章24節）al=Salsabīl, vol.1, p.281.

「羊40頭につき1頭の羊（が浄財）」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.181, *al=Mughnī,* vol.4, p.41.

「『最低額（niṣāb）に（義務となる）。2年かそれ以上に浄財を払わなくとも、1回の浄財（のみが課される）。一方、『帰貰者（dimma）に義務となる』と言うなら、彼には毎年浄財が課される。」*Ḥāshiya al=Rauḍ al=Murbi' li-al='Anqarī,* vol.1, p.364.

(注23)「それが財に賦課されるのは、殺人傷害賠償（arsh jināya）が犯人の奴隷に賦課されるのと同じであり、所有者はそれ（最低額）以下であってもそれ（浄財）を支払わねばならないが、その義務の後での増加分は彼のものとなる。また（所有者が）それ（最低額）を破損してもそれに義務であるもの（浄財）は彼（所有者）に課され、その売却などの処分権は彼（所有者）に存ずる」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, pp.181-182.

「彼（アフマド）からは、『帰貰者（dimma）に義務となり、最低額に賦課される』と（の説）も（伝えられる）。これはアル＝ヒラキー（d.334）、アブー・アル＝ハッターブ（d.510）、アル＝シャイフ（Ibn Taimīya, d.728）などがこれを採り、イブン・アキール（d.513）も『これが我らの学説（ハン

バリー派）に近い」と言う。（ハンバリー派）学説では、2年かそれ以上、浄財を払わなくても、彼には1回の浄財（のみ）が課されるが、この説によると毎年浄財を払うことになる。」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.182.

（注24）「他の儀礼行為（'ibādāt）と同じである。というのは病人と月経中の女性にも義務となり、礼拝は失神した者、眠っている者にも義務となるのであり、既述のように債権にも、また手持ちでない財産などにも義務となるのである。但し実際にそれを自分の手にして占有するまでは彼にはその支払いは課されないのである。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.183.

（注25）「他人に対する債務と同様に（消失の理由として自分に）過失があったのであれ、なかったのであれ、その（財の）消失によっては浄財は免除されない」*ibid.,* vol.3, pp.183-184.
「アッラーフの債権はより返済に値する」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.184, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.184.

［家畜の浄財］節

ラクダ、牛、羊、ヤギについては、それらが1年かそれを越える期間放牧されていた場合(注1)、浄財が義務となる。ラクダは(注2)25頭につき1才の雌子ラクダ1頭、それ以下（の頭数）の場合は5頭につき羊1頭、36頭には2才雌子ラクダ1頭、46頭には3才雌ラクダ1頭、61頭には4才雌ラクダ1頭、76頭には2才雌子ラクダ2頭、91頭には3才雌ラクダ2頭、121頭以上には2才ラクダ3頭で(注3)、以後40頭毎に2才雌ラクダ1頭、50頭毎には3才雌ラクダ1頭が義務となる。

（注1）「全ての放牧ラクダ（群）に。そして2歳雌ラクダ40頭毎に」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.188.

「羊類（ghanam）には放牧されたものに」（ハディース：アル＝ブハーリー）*ibid.*, vol.3, p.188, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.188.

(注2)「(教友・初代カリフ）アブー・バクルが彼（教友アナス）をバハレーンに派遣する時に、彼に次のように書き渡した。

『慈愛遍く慈悲深きアッラーフの御名によりて。これはアッラーフがのその使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）に命じ給い、アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がムスリムたちに義務として課された喜捨の義務である。ムスリムでそれ（浄財）についてこの通りに（納入を）求められた者はそれを支払え。それ以上を求められた者は支払わない（でよい）。25頭以下には5頭毎に羊1頭。25頭以上35頭以下1才の雌子ラクダ1頭、36頭以上45頭以下には2才雌子ラクダ1頭、46頭以上60頭以下には3才雌ラクダ1頭、61頭以上75頭以下には4才雌ラクダ1頭、76頭以上90頭以下には2才雌子ラクダ2頭、91頭以上120頭までは3才雌ラクダ2頭、120頭を越えれば以後40頭毎に2才雌子ラクダ1頭、50頭毎には3才雌ラクダ1頭。4頭以下のラクダしか所有しない者には、その所有者が（自発的に）望まない限り、喜捨はないが、ラクダが5頭を越えれば、それについて羊1頭（の浄財が義務となる）。』」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Mu'tamad,* vol.1, pp.262-263, *al=Mughnī,* vol.1, pp.10-11.

(注3)「121頭になれば、それには3頭の2才雌子ラクダ」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.194.

［牛の浄財］節

30頭の牛には1才の雄牛か雌牛1頭、40頭には2才雌牛。それ以上には30頭毎に1才雄牛1頭、40頭毎に2才雌牛1頭が義務となる(注1)。雄でもこの場合は(注2)、また一才雌牛の代わりに2才雄牛でも(注3)、また最低数（niṣāb）が全て雄であれば(注4)可。

(注1)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は私（ムア

ーズ）をイエメンに派遣し、牛には30頭毎に1才雄牛、あるいは1才雌牛、40頭毎に2才雌牛を徴収するように命じられた」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、アル＝ナサーィー、イブン・マージャ）*al=Salsabīl,* vol.1, p.285.
（注2）「それは牛30頭の場合の1才雄牛のことである」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.201.（注1）参照。

（注3）「それ（1才雌牛）がいない場合」*ibid.,* vol.3, p.201.
「なぜならそれ（2才雄牛）は小猛獣なら撃退し、独りで草木を食み、水場に行く（ことが出来る）から。しかしそれは原則ではない（特例である）ため、（1才）雌（牛）がいる場合は（2才）雄（牛による代納）は不可である。」al=Ḥāshiya, vol.3, p.201, al=Mubdi', vol.2, p.319.

（注4）「ラクダであれ、牛であれ、羊類であれ。なぜなら浄財は慈善であるから、自分の財に無いのに、それが賦課されることはないのである」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.201.

［羊類（ghanam）の浄財］節

40頭の羊類については、羊（shā）(注1)1頭、121頭には羊2頭、201頭には羊3頭、その後は100頭毎に1頭ずつが義務となる(注2)。共有（khulṭa）(注3)では2つの財が1つとなる（とみなす）。

（注1）「『羊（shā）』とは『羊（ḍa'n）』のjadha'か『山羊・羚羊（ma'z）』のthanīである」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.202.
「我々のもとにアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の浄財徴税吏が来て、『我々はḍa'nのjadha'aとma'zのthanīyaを徴収するように命じられた』と述べた」（ハディース：マーリク）*al=Mughnī,* vol.4, p.49.
「『羊（ḍa'n）』のjadha'とは『（生後）6か月が経ったもの』であり、『山羊・羚羊（ma'z）』のthanīとは『（生後）1年が経ったもの』である」*ibid.,* vol.4, p.49, *al=Ḥāshiya,* vol., pp.202-203.
以後、繁雑を避けるためにshāは「羊」と訳す。

(注2)「羊類については、放牧されたものについて、40頭から120頭までは羊1頭、120頭を越えれば、それらには羊2頭、200頭を越えればそれらには3頭、300頭を越えれば100頭毎に羊1頭（が浄財として課される）。」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Ḥāshiya,* vol.2, p.202, *al=Mughnī,* vol.4, p.38.

(注3)「つまり共同所有（sharika）である」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.208.
「喜捨を（納めるのを）嫌って（本来）別のものを纏めたり、共同のものを分けたりしてはならない。2人の共有であるものは、2人の間で平等に合算する。」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*ibid.*, vol.3, pp.210-211.
「たとえば1人が羊1頭を有し、もう1人が39頭を有している場合、あるいは40人の男が40当の羊を（共）有し、各人が1頭（づつ）を有しており、共に丸1年が過ぎた場合は、それぞれの所有分に応じて彼ら（全体に）1頭の羊が（浄財として）課される。また3人が各々40頭づつ（計）120頭の羊を所有しており、各人に個別に1年の経過の判断が確定できない場合には、全員に3分の1づつの1頭（の浄財）が課される。」al=Rauḍ al=Murbi', vol.3, p.211.

[穀物と果実の浄財]

すべての穀物にはたとえそれが食糧でなくても(注1)浄財が課され(注2)、なつめやしや干しぶどうのように(注3)量で量られ貯蔵される果実すべてにも(注4)。最低量に達していることが必要であるが(注5)、それは1600イラク・ラトルである(注6)。1年の果実は、最低量に達しているかを調べるために集めて合計するが、異種のものは計算しない(注7)。またその最低量は浄財の支払いが義務となる時点(注8)で本人の所有であることが必要とみなされ、落ち穂拾いで得たものや刈り入れで稼いだものには（浄財の支払い）義務とならず(注9)、また、テラビン、ザウバル山麦、ヒメジョオンなどの（誰でも取ることが）許されているもの（mubāḥ）で採ったものについてはたとえ自分の土地に生えていたものであっても（義務とはなら）ない(注10)。

(注1)「『空と泉が水をやったものには10分の1（の浄財）』（ハディース：アル＝ブハーリー）との預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉の一般原則（'umūm）により、キンレンカ、カブラ、ベニバナの穀粒（ḥabb）や、コエンドウ、クミン、麻、キュウリ類などの種など」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.216.

(注2)「信仰する者よ、汝らが稼いだ良いものから、また我らが汝らのために大地から産出せしめたものから施しを為せ」（クルアーン2章267節）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.214.

「その収穫の日にその割り当てを支払え」（クルアーン6章141節）*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.214.

(注3)「アーモンドやピスタチオやハジバミなど。他の果実には義務とならず、野菜や青草、花などにも（義務と）ならない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, pp.218-220.

浄財の課される果実の範囲は明瞭ではない。*al=Ḥāshiya,* vol.3, pp.218-219, *al=Mu'tamad,* vol.1, pp.266-267.

「ムアーズは預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）に野菜（への浄財）について質問状を書き送ったところ、彼（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ））は彼に『それには何も（かから）ない』との返書を出した」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.219.

(注4)「『5ワスク以下に喜捨はない』（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）との預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉による。それはワスク（重量単位）での計量の視点を示している」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.217.

(注5)「5ワスク以下に喜捨はない」（ハディース）（注4）参照。

(注6)「1428と7分の4エジプト・ラトル、342と7分の6ダマスカス・リトル、257と7分の1エルサレム・ラトル」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.222.

バグダード・ラトルは408g、エジプト・ラトルは約450g. *al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu,* vol.1, p.75.

(注7)「家畜の場合と同じく、最低額を満たすためには小麦と大麦とは合算されず、ナツメヤシと干しぶどうも（合算）されない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.224.

(注8)「実が生ること」*ibid.*, vol.3, p.224.

「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はアブド・アッラーフ・ブン・ラウワーハを、ナツメヤシが熟して食べられる前の時点で、ユダヤ教徒のナツメヤシを算定するために彼らのもとに派遣しておられた」（ハディース：アブー・ダーウード、アフマド、アル＝バイハキー）*al=Mu'tamad*, vol.1, p.268.

(注9)「同様に実が生った後で購入や相続などによって所有したものについても（義務とならない）」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.224.

(注10)「その（生えている）土地を所有するからといって、それも所有することにはならないから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.225.

［無題］節

潅漑なしに水を得たものについては10分の1、潅漑をした場合にはその半分(注1)、両方の場合はその4分の3が義務となる(注2)。潅漑と無潅漑の割合が異なる場合は、双方のうちでより役に立ったほうを考慮し(注3)、それがわからなければ10分の1(注4)。

穀物が実り果実が生ったときに浄財は義務となる(注5)。それらを穀倉に入れなければ義務は確定せず(注6)、それ以前に消失すれば当人に悪意がない限り（浄財の支払い義務は）免除される(注7)。10分の1（の浄財）は土地の賃借者に義務となる(注8)。自分の所有（地）からであれ荒蕪地からであれ、160イラク・ラトルの蜂蜜を取れば、それには10分の1（の浄財）が課せられる(注9)。

秘宝とは無明時代(イスラーム入信以前)の(人々)埋蔵物で発見されたもののことをいい、量の多少にかかわらず5分の1が課せられる(注10)。

(注1)「空（雨）や泉が水をやったもの、あるいは水路（'athrī）によっ（て

水を得）たものには10分の1、水桶で水をやったものには10分の1の半分（が浄財）」（ハディース：アル＝ブハーリー、アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー、アル＝ティルミズィー、イブン・マージャ、アフマド、イブン・アル＝ジャールード）*al=Salsabīl,* vol.1, p.289.

「労力（kulfa）なく水を吸ったもの（農産物）には10分の1、労力をかけて水をやったものには10分の1の半分が義務になる」*al=Mu'tamad,* vol.1, p.268.

（注2）「なぜならそのどちらも1年を通じであればその要求されるところを義務として課されるのであるから、その半分であればその半分を課される」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.227. つまり潅漑された分の10分の1の半分即ち20分の1と、潅漑されない分である10分の1の半分の更に半分即ち40分の1の合計で40分の3、即ち10分の1の4分の3。

（注3）「なぜなら潅漑の数と、各潅漑時に水をやったもの（作物）の数を数えるのは困難なため、多いほうを採る」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.228.

（注4）「確信をもって義務として課されたものを納めるため」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.228.「それ（10分の1）を全て（支払うこと）が義務であるというのが原則であるから（20分の1は特例軽減措置）」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.228.

（注5）「その収穫の日にその割り当てを支払え」（クルアーン6章141節）

「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はナツメヤシが熟した時点でそれを算定するためにアブド・アッラーフ・ブン・ラウワーハを派遣しておられた」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.290.

（注6）「なぜならそれ以前には、それは占有（yad 'alai-hi）が確定していないものの範疇に入る」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.230.

（注7）「その根拠にはムスリム、アブー・ダーウード、アル＝ナサーィーらが収録している『おまえの（信仰上の）兄弟に果物を売って、その後それ（果物）に事故が生じ（て消失し）た場合には、不当にそのおまえの（信仰上の）兄弟の財から（代金を）取ることは許されない』とのジャービル―アッラーフが彼を嘉しますように―のハディースがある。もしこのような欲得を基礎とする領域において人間（間）の権利（果実の代金）ですら消失によって消滅するなら、なおさらアッラーフの権利（果実への浄財）は消滅すべきであろう。なぜならそれ（アッラーフの権利）は寛容を基礎としていからである。」*al=Salsabīl,* vol.1, pp.290-291.

(注8)「(土地の) 所有者でなく」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.233.「なぜなら彼 (賃借者) が作物の所有者であるから」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.233.

(注9)「アッラーフの使徒は彼の治世に蜂蜜の皮袋10袋につき1袋を徴収していた」(ハディース：イブン・マージャ、アル＝アスラム、アブー・ウバイド) *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.235.

(注10)「ある男が秘宝を見つけた。すると預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) は彼に『もしおまえがそれを人の住む村落か人の通る道で見つけたなら、1年の間は、告知しなさい。もし無明時代の (人々の) 村落か、無人の村落で見つけたならば、その秘宝には5分の1 (の浄財)。」(ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー、アル＝バイハキー、アル＝ハーキム) *al=Salsabīl,* vol.1, p.292.

[金銀の浄財]

金については20ミスカール、銀については200ディルハムに達すれば、その40分の1 (の浄財) が義務である(注1)。最低額を満たすために金は銀に合算され(注2)、商品の価格は金銀のどちらかに合算される(注3)。男性には指輪(注4)、刀の柄(注5)、胴巻(注6)などの銀 (の着用) は許される。また、男性には金の剣の柄(注7)、鼻などのようにそれが不可欠なものであれば許される(注8)。女性には、女性が習慣的に着用するものならばたとえ多量でも金、銀は許される(注9)。使用、無償賃貸に供される金銀の装身具には浄財は課せられないが(注10)、賃貸や扶養に供される場合(注11)、また装身具でも禁じられたものであれば(注12)、浄財が課せられる。

(注1)「金銀を退蔵しそれらをアッラーフの道に費やさない者たちには、苛酷な懲罰を啓告せよ」(クルアーン9章34節)

「もしおまえが200ディルハム（の銀）を所有しており1年が経過すれば、それには5ディルハム（の浄財）。（金が）20ディーナールに達するまではおまえには何も課されない。しかしおまえが20ディーナールを所有し1年が経過すれば2分の1ディーナールが課される。」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.293.

1ミスカールは金1ディーナール、即ち4,25g、1ディルハムは2,975g。cf., *al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu,* vol.1, pp.76-77.

(注2)「なぜなら両者の目的は1つであり、その浄財も一致するからである。それゆえそれは1つの類の2つの種のようなものである。また手持ち（ḥāḍir）と債権（dain）は区別されない。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.246.

(注3)「例えば10ミスカール（ディーナール）と10ミスカール相当の商品を所有する、あるいは100デルハム及びそれと同額の商品を所有する者は、たとえ金と銀と商品であっても、最低額を満たすために全ての合算する」*ibid.*, vol.3, p.246.

(注4)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は銀で指輪を作った」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.*, vol.3, p.247.

(注5)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の刀の柄は銀であった」（ハディース：アル＝アスラム）*ibid.*, vol.3, p.250, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.250.

(注6)「*al=Iqnā'* の注釈者（al=Bahūtī, d.1051）は、教友は銀の装飾のある布で胴巻きを作った、と述べている」*al=Salsabīl,* vol.1, p.294.

(注7)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は（マッカ）征服の日、金と銀の（装飾の）付いた剣を付けて（マッカ市に）入った」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.294.

(注8)「アルフジャ・ブン・アスアドはアル＝クラーブ（の戦い）の日に鼻をそぎ落とされ、銀で付け鼻を作ったが、それが錆びてしまった。そこで預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は彼に命じ、彼は金で鼻を作った。」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, pp.253-254.

(注9)「金と絹は我がウンマ（共同体）の女性には許されたが、男性には禁

じられた」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、アル＝ナサーィー) *ibid.*, vol.3, p.255, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.255.

(注10)「装身具には浄財は課されない」(ハディース：アル＝タバラーニー) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.256.

(注11)「(本来) 金銀には浄財が義務となる。ところが彫金や衣装や装飾のために加工 (i'dād) し、また使用することによって、浄財の免除に傾く。ところが貸与のために加工することによって『活用 (isti'māl)』に傾き、浄財の義務賦課の原因となり、その免除 (の論拠) を強めるもの (理由) より強くなるからである。」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.257.

(注12)「なぜならそれが商売のため、他のもの獲得の媒体として創造されたが故に、それには浄財が義務となることが原則であり、それ (商売、他のものの獲得の媒体となること) が妨げられない限り、その原則が継続するのである。アフマドは『鞍や馬勒に使われているものには浄財が (義務で) ある』と述べているが、彼 (アフマド) は『鞦や鞍や馬勒の装飾は禁じられている』と明言している。」*al=Mughnī,* vol.4, p.229.

[商品の浄財]

商品(注1)を自らの行為によって商売のニーヤ (意図) をもって(注2)所有し、その価格が最低額(注3)に達していた場合は、その価格から浄財をする。もし相続によって所有した場合、あるいは自らの行為によるものではあるが商売のニーヤ (意図) を持たずに所有し、その後商売をニーヤ (意図) したとしても、それによっては (浄財の対象とは) ならない。1年の経過後に、金か銀のいずれか貧者に利益になる方で計算され、何によって買われたかは考慮されない(注4)。商品を最低額 (以上) の対価か諸商品で買った場合には1年に算入される(注5)。しかしそれを放牧家畜 (の最低額) で買った (交換した) 場合は (その商品の1年に) 算入されない(注6)。

(注1)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は売るために用意していたものから喜捨を支払うように命じた」(ハディース：アブー・ダーウード) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.276.

(注2)「所有の時点で。あるいはその（ニーヤの）判断が、その（ニーヤの）表示の代わりとなるものとして存続しているとみなされること（istiṣḥāb）によって。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, pp.261-262.「つまり1年を通じて、それ（商売のニーヤ）を中断しようとのニーヤを（特に）持たないことによって、商売のニーヤ（が存在する）との判断がその（ニーヤの）表示の代わりとなるものとして存続しているとみなされること（istiṣḥāb)」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.262.

(注3)「金銀のどちらか一方の」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.262.

(注4)「その価格が金銀の一方で（計算すれば）最低額に達しており、他方では違う場合には、最低額に達していた方が考慮される」*ibid.,* vol.3, p.264.

(注5)「なぜなら商売とは商品と滞貨による取引、交換である以上、それによって（浄財計算期間の）1年が中断するなら、商売に対する浄財（という制度自体）が成立しない（baṭalat）からである」*ibid.,* vol.3, p.265.

(注6)「なぜなら両者（商品と放牧家畜）は最低額も、（浄財支払い）義務（の割合）も違うからである。但し商売用の最低額の放牧家畜をそれと同額の所有用の放牧家畜で買った（交換した）場合は別［で1年に加算される］。なぜならば放牧は浄財（賦課）の理由となるが、商売の浄財がその（商売の）強さ（qūwa）によってそれ（放牧の浄財）に優先される。それがその対抗者（商売）の無くなることによりそれ（放牧）が表に出ることにより放牧の規定が確定し、最低額の商売のための放牧家畜を所有する者は商売の浄財が課され、その価格が商売の最低額に達しなければ放牧の浄財が課されるのである。」*ibid.,* vol.3, p.266.

それは祭の昼夜（後述）に、自分と扶養家族の食糧と基本必需品を除き(注1)1サーウ(注2)の余剰があるムスリム全てに義務であり(注3)、負債はそれ（浄財の支払い義務）を免じない(注4)が、それを請求された場合は別である(注5)。自分のものと、たとえラマダーン月のことであっても(注6)扶養する者の（斎戒明けの浄財）を(注7)支払う。もし一部（の扶養家族）について（支払い）不可能ならば、まず自分のものから始め(注8)、次いで妻(注9)、次いで奴隷(注10)、次いで母(注11)、次いで父(注12)、次いで子供、次いで相続においてもっとも近い者(のものを支払う)(注13)。共有奴隷については、共有者の間で1サーアを分担する(注14)。胎児については(支払いが)望ましい(注15)。反抗的な妻については義務でない(注16)。自分の斎戒明けの浄財(の支払い)が自分以外の者にとって義務である者が、その者の許可なく自ら支払っても可(ajza'a)(注17)。斎戒明けの夜の日没よりそれは義務となる(注18)。したがって、その後に入信するか、奴隷を所有するか、結婚するか、子供ができた者は、斎戒明け浄財（の支払い義務）を課されないが、その前であれば課される。祭礼から2日だけ前なら支払いは許されるが(注19)、祭礼の日の礼拝前が最善であり(注20)、その後はマクルーフ(自尊行為)となる(注21)。祭礼の日の後であればカダーで支払いをするが、それは罪を犯したことになる(注22)。

(注1)「「(浄財は)先ず自分自身、次いでおまえが扶養する者から始めよ」(ハディース：アル＝ブハーリー）との預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉により、そちらがより重要であるため、それが優先されねばならないから。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.271, *al=Mughnī*, vol.4, pp.308-150.

(注2) 1サーウは5ラトル2分の1,2175g、あるいは8ラトル、3800g。cf., *al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu*, vol.1, p.75.

(注3)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は小麦1サーウか大麦1サーウの斎戒明けの浄財をムスリムの奴隷と自由人、男性と女性、子供と大人に義務として課され、人々が（斎戒明けの祭りの礼拝に出掛ける前にそれが支払われるように命じらえた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, pp.270-271.

(注4)「なぜならそれは財産に対しての義務ではないから」*ibid.*, vol.3, p.273.［浄財の］書・(注22)、(注23)、(注24) 参照。

(注5)「その時にはそちら（負債返済）を優先する。なぜなら浄財は慈善の義務であり、負債の返済はより重要であるから。」*ibid.*, vol.3, p.273.

(注6)「ある者の扶養費を［ラマダーン月の］全期間にわたって与えたなら、前述のハディースの一般原則 |(注7) 参照| によりその者の斎戒明け（の浄財支払い義務）を果たす。但しその（ラマダーン月の一部（の何日かだけ）与えた場合は別。」*ibid.*, vol.3, pp.274-275.

ラマダーン月の一部だけある者に扶養費を与えた者については、その者に代わってその斎戒あけの浄財を払う義務があるか否かについては、ハンバリー派内部にも（1）支払い義務がある、(2) 支払い義務は無い、(3) ラマダーン月のうちで与えた日数の割合に応じて負担する、の3つの説がある。cf., *al=Inṣāf*, vol.3, pp.168-169.

(注7)「おまえたちが扶養する者についても斎戒明け（の浄財支払い）を果たせ」（ハディース：アル＝バイハキー、アル＝ダーラクトゥニー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.274, *al=Ḥāshiya*, vol.3, p.274..

(注8)「（浄財は）先ず自分自身、次いでおまえが扶養する者から始めよ」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Salsabīl*, vol.1, p.302.（注1）参照。

(注9)「彼女への扶養は無条件な義務であるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.275.

(注10)「奴隷には、斎戒明けの喜捨以外に喜捨はない」（ハディース：ムスリム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.302.

(注11)「（ある遊牧民が）『誰に慈愛を捧げるべきでしょうか』と尋ねると、（アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は）『おまえの母だ』

と答えた。「次は誰でしょう」と更に尋ねると、また「おまえの母だ」と答えた。「次は誰でしょう；と更に尋ねると、「お前の父だ」と答えた。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アフマド、イブン・マージャ）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.280, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.276.

（注12）「あなたとあなたの財産はあなたの父のために」（ハディース：イブン・マージャ、アル＝タバラーニー、アル＝タハーウィー）*al=Mu'tamad,* vol.1, pp.280-281, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.276.

（注13）「なにかが余れば、あなたの近親に」（ハディース：ムスリム）*ibid.,* vol.3, p.277.

（注14）「扶養費と同様にその所有権に応じて」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.276.

（注15）「（教友第3代カリフ）ウスマーン―アッラーフが彼を嘉しますように―がそうしたから」*ibid.,* vol.3, p.277.

義務にはならない。「胎児は家畜の胎児と同様に、浄財は賦課されない。またそれ（胎児）には、生きて生まれたとの条件付きでの相続と遺贈を除いて現世の法規定は確定しないからである。」*al=Mughnī,* vol.4, p.316.

（注16）「なぜならば彼にはそんな女性に対しては扶養義務がないから」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.278.

（注17）「なぜなら彼が最初に命じられた者（mukhāṭab）であっても、他人が（その義務を代わりに）引き受けた者（mutaḥammil）であるから。自分がその斎戒明け（の浄財の支払い）を賦課されているのでない者であってもその者の許可を得て代わりに支払えば、可であるが、そうでなければ（無許可なら）不可。」*ibid.,* vol.3, p.279.

（注18）「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、斎戒者の無駄口と性交から浄め、貧者への施食として斎戒明けの浄財を義務として課された。それを礼拝前に払えば、それは浄財として嘉納される。それを礼拝の後で払えばそれは喜捨の一つに過ぎない。」（ハディース：アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アル＝バイハキー、アル＝ハーキム）*al=Mughnī,* vol.4, p.284, *al=Salsabīl,* vol.1, p.304.

「なぜならそれ（浄財）は、「斎戒明け（fiṭr）」の語と所有格結合されて

いるので、それ（斎戒明け）と共に義務となるからである」*al=Mughnī,* vol.4, p.299. つまり斎戒明けは、日没によるから。

(注19)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はラマダーンの斎戒明けの喜捨を義務として課された。…中略…それで人々は斎戒明け（の祭りの）1日前か2日前にそれを払っていた。(了)」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, pp.280-281.

(注20)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は小麦1サーウか大麦1サーウの斎戒明けの浄財をムスリムの奴隷と自由人、男性と女性、子供と大人に義務として課され、人々が（斎戒明けの祭りの）礼拝に出掛ける前にそれが支払われるように命じらえた」（ハディース：アル＝ブハーリー）*ibid.*, vol.3, pp.281,270-271.

(注21)「この日（斎戒明けの祭りの日)、彼ら（貧者）が物乞いをする必要がないようにせよ」との預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー、アル＝バイハキー）によって。というのはそれ（浄財）を礼拝の後に支払ったのでは、その日の全てにわたって彼らから（物乞いの）必要をなくしたことにならないから。」*al=Mu'tamad,* vol.1, p.282.

「斎戒明けの浄財を祭りの日の礼拝の後で払うことは 『アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、斎戒者の無駄口と性交からの浄め、貧者への施食として斎戒明けの浄財を義務として課された。それを礼拝前に払えば、それは浄財として嘉納される。それを礼拝の後で払えばそれは喜捨の一つに過ぎない。』 とのイブン・アッバース―彼ら父子をアッラーフが嘉し給いますように―の伝えるハディース（アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アル＝バイハキー、アル＝ハーキム）によりマクルーフではあるが可（ajza'a)。」*al=Salsabīl,* vol.3, p.302.

(注22)「それ（斎戒明けの祭りの日）よりそれ（浄財の支払い）を遅らせることによって、アル＝ダーラクトゥニーの伝えるイブン・ウマルのハディースの 「この日（斎戒明けの祭りの日)、彼ら（貧者）が（物乞いをする）必要がないようにせよ」との預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉による命令に（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー）に背いているから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.282.

［無題］節

小麦か大麦、あるいはその粉か粥、あるいはなつめやし、干しぶどう、乾燥乳（aqiṭ）は1サーウが義務である(注1)。もしこの（上記の）5種が無い場合はいかなる食用穀物、果実でも可であるが、傷物(注2)やパン(注3)では不可である。1人に課されたものものを集団に与えること、およびその逆も可である(注4)。

(注1)「我々はアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が存命であった頃には斎戒明けの浄財に、食べ物1サーウ、あるいは大麦1サーウ、あるいはナツメヤシ1サーウ、あるいは干しブドウ1サーウ、あるいは乾燥乳1サーウを支払っていたものでした」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.285.

(注2)「その悪いものを選んで施すな」（クルアーン2章267節）*al=Salsabīl*, vol.1, p.305.

(注3)「それが計量（されるもの）からも貯蔵（されるもの）からも外れているから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.288.

「この浄財に、その価格を支払うことは絶対に不可である」*al=Mu'tamad*, vol.1, p.283.「al=Wazīr（Abū Muzaffar 'Abd Allāh, d.593/1197）は、『彼ら（先達）は斎戒明けの浄財に価格を支払うことが許されないということで一致しているが、アブー・ハニーファだけが違い、許される、と言う（了）』と述べている」*al=Ḥāshiya*, vol.3, p.288.

(注4) つまり1人が払った浄財1サーウを多数の浄財受給者の間で分配すること、及び多人数の払った浄財を纏めて1人の浄財受給者に与えることはどちらも許される。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, pp.288-289, *al=Ḥāshiya*, vol.3, pp.288-299.

[浄財の支払い] 章

それ（支払い）が可能であれば、やむを得ない場合(注1)を除き、即刻行うことが義務である(注2)。その規定を知ったうえで義務を否認し、浄財を拒否することは不信仰であり(注3)、徴収された上で(注4)処刑される(注5)。あるいは吝嗇から（支払いを拒否する）ならその者は徴収された上で懲罰が加えられる(注6)。また、浄財は子供や狂人の財産にも義務となるが(注7)、それは両者の後見人が支払う(注8)。ニーヤ（意図）なくしてはその支払いは許されない(注9)。最も良いのは浄財を自分の手で配分し(注10)、その者と受給者が伝えられた言葉を唱えることである(注11)。また最も良いのは、それぞれの財の浄財をその地方の貧者に支払うことであり、それを礼拝が短縮される(注12)所まで運ぶことは許されない。但し運んでしまった場合は、それでも可(注13)。ある地方に貧者がいなければ、それ（その地方で納められた浄財）は最も近い地方で配分される(注14)。

もし所有者がある地方にいて、その者の富が別の地方にある場合は、その富の浄財はその（富のある）地方(注15)で支払われ、斎戒明け喜捨は彼（自身）の滞在する地方で(注16)（支払われる）。浄財を2年以下で先払いすることは許されるがムスタハッブ（推奨行為）ではない(注17)。

(注1)「徴集吏が戻ってくる（その結果、2重に収めさせられる）恐れがある、あるいは自分の生命、財産などに危険があるなど」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.292.

(注2)「なぜなら至高者の御言葉『浄財を収めよ』（クルアーン2章43、83、110節、4章77節、22章78節、24章56節、58章13節、73章20節）の（時と場所の指定のない）無条件命令形は、即時性を要請するから」*al=Mu'tamad*, vol.1, p.284.

(注3)「イジュマーゥによって。その者がアッラーフとその使徒とウンマのイジュマーゥを虚偽としているため。」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.293, *al=Salsabīl,* vol.1, p.307, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.284.

「(浄財が義務であることを知らず、その後に教え諭されたにも拘わらず、(不払いに) 固執した者も同様 (に処刑) であり、その支払いを拒まずともそれが義務であることを否定する者も同様 (に処刑)」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.293.

(注4)「債務と同様に免除されない。また浄財受給者がその権利を有することからも」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.293.

(注5)「彼には背教者の規定が適用され、3日間にわたり悔い改めを求められた後、応じるか、さもなければ不信仰 (の科) によって処刑される」*al=Mu'tamad,* vol.1, p.284, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.294.

「人々が『アッラーフの他に神は無い』と唱え、礼拝を果たし、浄財を収めるまで人々と戦うように私は命じられた」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.294.

(注6)「必要なら (支払い拒否者たちと) 戦う」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.294.

「浄財 (支払い) 拒否者らと戦うことについて教友たちがアル＝スィッディーク (初代カリフ・アブー・バクル) に合意したことから、イマーム (カリフ) はそれ (浄財) をその (正しい) 位置におくために彼 (支払い拒否者) と戦う」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.294.

(注7)「孤児の後見人は、喜捨が引き落とされるまでその財産を投資せよ」(ハディース：アル＝ティルミズィー、アル＝バイハキー、アル＝ダーラクトゥニー、アブー・ウバイド[d.224, *Kitāb al=Amwāl*]) *al=Salsabīl,* vol.1, pp.307-308.

(注8)「両者への義務である扶養費の処理と同様に。なぜならそれは代理 (niyāba) の許される権利 (ḥaqq) であるから、それに代理を立てること (taukīl) が有効なのである」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.296.

(注9)「行為はニーヤのみによる」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.296, *al=Salsabīl,* vol.1, p.308.

(注10)「それ（浄財）がその（受給）資格のある者の手に渡ったとの確信を得るため」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.297.

(注11)「それを払う者は、『アッラーフ、それ（浄財）を実りのあるものとし給え。それを先細り（maghram）にしないで下さい。』（ハディース：イブン・マージャ、イブン・アサーキル［Tārīkh Dimashq］）と唱え、受け取った者は『あなたの与えたものについてアッラーフがあなたに報奨を垂れ、あなたが（自分の）手元に残されたものを祝福し、あなたを清浄になされますように』と唱える。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.299, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.299, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.285.

「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、人々が喜捨を持ってくると、『アッラーフように、彼らを祝福し給え（ṣalli）』と言い、彼のもとに私（アブド・アッラーフ）の父アブー・アウファーが喜捨を持ってくると、『アッラーフよ、アブー・アウファーの家族を祝福し給え』と言われた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1. p.308.

(注12)「その財（が納付された）地方（balad）から（礼拝）短縮の距離以内に運ぶことは許される。なぜならそれは1つの地方と見做される（fī ḥukm balad wāḥid）からである。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.300.

「彼らにアッラーフが彼らの富裕者から徴収し彼らの貧者に支払う喜捨を義務として課されたことを教えよ」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.301, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.301.

(注13)「なぜならそれでも有資格者にその『権利のあるもの（ḥaqq）』を支払ったことになり、罪（ya'thimu）ではあっても、その義務は果たしてはいるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.302.

「（教友、イエメン総督）ムアーズはイエメンの民に言った。『喜捨としては大麦や雑穀の代わりに外套や衣服などの衣料品を納めなさい。その方がおまえたちにも楽であり、マディーナに居る預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の教友たちにもより役に立つ」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Salsabīl,* vol.1, pp.309-310.

(注14)「（教友、イエメン総督）ムアーズはイエメンからウマルに喜捨を送ったが、ウマルはそれを非難し『私はあなたを（浄財）徴収吏として派遣したのではない。私は住民の富裕な者から集め、それを彼らのうちの貧しい者に分配するためにあなたを派遣したのだ。』と言った。するとムアーズは『（ここイエメンで）私からそれを受け取る者が見つかるなら、あなたに何も送り

はしなかったでしょう。』と答えた。」(アブー・ウバイドの伝える伝承[d.224, *Kitāb al=Amwāl*]) *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.302, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.287.

(注15)「喜捨がその財の(ある)地方から移送されないように。なぜなら財(の存在)こそ浄財(賦課)の原因であるから」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.303. 「浄財の」章・(注22)参照。

(注16)「斎戒明け(の浄財)が賦課されるのは(財ではなく)身体(人間)(badan)に他ならないから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.303. [斎戒明けの浄財]章・(注4)参照。

「預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)その後継者たちの先例に基づき、イマーム(カリフ)には、放牧家畜や農産物や果物などの目につく財産の浄財を徴収するため、(浄財支払いが)義務となる頃合いに徴収吏を派遣する義務がある」*ibid.*, vol.3, p.304.

(注17)「アル=アッバース・ブン・アブド・アル=ムッタリブは預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)に(支払い)期限が来る前の喜捨の先払いを求めたが、彼(預言者)はそれを許容した(rakkhkhaṣa)」(ハディース:アブー・ダーウード、アル=ティルミズィー、アル=ナサーィー、アフマド)

「預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)はアル=アッバースの喜捨を2年分全納させた」(ハディース:アブー・ウバイド) *al=Salsabīl,* vol.1, pp.310-311, *al=Ḥāshiya,* vol.3, pp.304-305, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.287.

[浄財受給者]章

(浄財受給者は)8種(注1)あり、第1に極貧者(fuqarā')、つまり無一文か必需品をわずかに所有する者、第2に貧者(masākīn)、つまり必需品の大半か半ばを所有する者(注2)、第3に浄財(関連業務)に従事する者、つまりその徴収者および保管者(注3)、第4にイスラーム入信、悪行の抑制が期待される者、あるいは供与によって信仰の強化が期待できる者など心が懐柔される者(注4)、第5に奴隷、つまり解放契約奴隷(注5)で、ムスリムの捕虜も浄財によって解放できる(注6)。第6に債務者で、たと

え富裕であっても仲たがいしている者の仲裁のためか(注7)、貧困の場合の債務者自身のため。第7にアッラーの道（にある者）のため、つまり無給（lā dīwān la-hu）の義勇兵のため(注8)。第8に「道の子」、つまり自分の（住む）地方から旅を始めたばかりの者（munshi'）以外で旅の途中にある旅人のためで、彼が自分の国まで行き着けるだけのものを与える。また扶養家族のある者はそれらの者に必要なものを取る(注9)。（上記の8種のうちの）1種の者（だけ）に浄財を与えることは許される(注10)。扶養が義務でない親類に（浄財を施すこと）がスンナである(注11)。

(注1)「喜捨は極貧者、貧者、それ（浄財）に従事する者、心が懐柔される者、奴隷、債務者、アッラーの道（にある者）のため、『道の子』のみのためのもの」（クルアーン9章60節）

「アッラーフは喜捨の規定（ḥukm）については、その規定にあたってそれを8つ（の範疇）に分けない限り、預言者の規定であれ、他の誰の（規定）であれ満足し給わない。それ故もしお前がその8つの（範疇の）どれかに当たるなら、私はお前に与えよう」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ダーラクトゥニー）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.289.

(注2)「『船については、海で働く「貧者（masākīn）」のものであった』（クルアーン18章79節）との主の御言葉による。それは彼ら（貧者）が働くための（元手となる）船を所有していたことを示している。また預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は『私は極貧（faqr）からの庇護を希います』、『アッラーフ、私を「貧者（miskīn）」として、また我がウンマを「貧者（masākīn）」として甦らせ、（最後の審判の日に）我らを貧者の群れと共に招集し給え』と言われていることからも、極貧（faqr）がより酷いことが示されているのである」*ibid.,* vol.1, p.289, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.310-311.

但し「極貧者（fuqarā'）」と「貧者（masākīn）」は同義であるとも言われる。cf., *ibid.,* vol.3, p.311, *al=Salsabīl,* vol.1, p.311.

(注3)「その者が行為能力者、ムスリムであり、信頼がおけ、有能であり、（ハーシム家の）血統でない（後述）という条件で、たとえ裕福であっても、彼へのその（労働の）賃金相当を与える」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, pp.312-313.

(注4)「その害を抑えるために（浄財を）与えられ懐柔される者は、不信仰者に限られない」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.314.

「なぜならフナインの（戦いの）日に預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はスフヤーン・ブン・ウマイヤに、彼がイスラームに入信する前であったが、彼にイスラームを好きにならせるために（分け前を）与えたからである」（ハディース：ムスリム、アル＝バイハキー）

「イエメンにいたアリーは砂金を送ってきた。アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はそれをアル＝アクラウ・ブン・ハービス・アル＝ハンザリー、ウヤイナ・ブン・バドル・アル＝ファザーリー、キラーブ族のNo.2であったアルカマ・ブン・ウラーサ・アル＝アーミリー、そしてナブハーン族のNo.2であったザイド・アル＝ハイル・アル＝ターイーの4人にそれを分配した。するとクライシュ族は怒って『あなたは私たちを差し置いて、ナジドの頭目たちに与えるのか』と言ったので、彼（使徒）は『私は彼らを懐柔するためにそうしたのだ』と言われた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アブー・ダーウード、アフマド）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.290.

(注5)「解放契約奴隷に（解放のための）債務完済のために（不足額を）与える」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.316.

(注6)「債務からの彼の『隷属（首）の解放（fakk raqaba)』（クルアーン90章13節）によって、債務者に払うものに準ずる」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.316.

(注7)「カビーサ・ブン・アル＝ムハーリクが（相争う徒党の仲裁のために私財を投じて）債務を背負うことになり頼み事のために預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）を訪れた時の、彼（使徒）の『カビーサよ、我々に喜捨が届けられるまで待て。我々はそれをあなた（のため）に（与えるように）と命じるであろう。』との預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉による」（ハディース：ムスリム、アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー、アフマド、アル＝ダーリミー）*al=Mughnī,* vol.4, p.119, 129, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.291.

(注8)「『巡礼と小巡礼は「アッラーフの道」に当たる』とのハディース（アフマド）によって、（極）貧者に義務の巡礼か小巡礼を行うに足るものを与える」*al=Mu'tamad,* vol.1, p.291.

(注9)「つまり扶養家族のいる極貧者か貧者」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.322.

「彼が1年間暮らせる（yakfī-him）だけ。極貧者と貧者の規定も同様で1

年間を暮らせるだけのものを取る権利がある。」*al=Salsabīl,* vol.1, p.313, *al=Inṣāf,* vol.3, pp.238-239.

(注10)「『汝らが隠してそれ（喜捨）を（極）貧者たちに与えれば、その方が汝らにとって良い』（クルアーン2章271章）との至高者の御言葉と、ムアーズの伝える預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が彼をイエメンに派遣した時の、『彼らにアッラーフは彼らに彼らの富裕な者から徴収し、彼らのうちの貧しい者に分配するための喜捨を義務として課されたことを教えよ』とのハディース（アル＝ブハーリー、ムスリム）による。つまりこのクルアーンの節も伝承（ハディース）も1種（貧者）にしか言及していないからである。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.325.

(注11)「お前たちの近親への喜捨は喜捨であると同時に親戚付き合い（の善行）を兼ねる」（ハディース：アフマド、アル＝ティルミズィー、アル＝ナサーィー、イブン・マージャ、アブー・ダーウード）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.327, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.327.

[無題] 節

浄財はハーシム家(注1)、ムッタリブ家(注2)とその郎党（maulā）(注3)、また富裕な扶養者の（庇護）下にある貧者(注4)、自分の卑属、尊属(注5)、奴隷(注6)、夫には与えない(注7)。（浄財受給）有資格者でないと思った者に与え、その後有資格者と判明した場合、あるいはその逆の場合、それは浄財とはならない(注8)。但し富裕者を貧者と間違え（て与え）た場合は別（で可）(注9)。随意の喜捨（ṣadaqa al=taṭauwu'）は推奨される(注10)が、特にラマダーン中(注11)や非常時(注12)が最善である。それ（喜捨）は自分と扶養者の必要を越えてものを所有する者にはスンナであるが(注13)、それに満たない場合（に喜捨する者）は罪を犯すことになる(注14)。

(注1)「喜捨はムハンマドの一族（āl）にはふさわしくない。それは人々の汚れ（の浄化のためのもの）である。」（ハディース：ムスリム）*al=Rauḍ al =Murbi'*, vol.3, p.328.

(注2) ムッタリブ家については許されるとの説も有力である。cf., *ibid.*, vol.3, pp.329-330, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.329.
ハンバリー派の通説でも許される。cf., *Zād al=Mustaqni', al=Riyāḍ,* 1993, vol.3, p.173.

(注3)「部族（qaum）の郎党は彼ら（部族）の一部（min-hum）である」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー、アル＝ティルミズィー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, pp.330-331. 但しムッタリブ家の郎党については許されるとの説もある。*ibid.*, vol.3, p.331.（注2）参照。

(注4)「それ（扶養者の存在）によって（浄財の）必要がないから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.332.

(注5)「自分が扶養する義務を負う者（被扶養者）に（浄財を）支払えば、彼らは扶養費を必要とせず、彼（扶養者）にそれ（扶養）を免ずることになるから」*al=Mu'tamad,* vol.1, p.293.

(注6)「その扶養はその主人の義務であり、彼（奴隷）も彼（主人）の富により裕福である（と見做される）から」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.334.

(注7) 許可説、不許可説の2説がある。cf., *al=Mu'tamad,* vol.1, pp.293-294, *al=Inṣāf,* vol.3, p.261.
「貴女（イブン・マスウードの妻ザイナブ）が喜捨するに最も相応しいのは貴女の夫と息子である」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.294.

(注8)「なぜなら一般的にそれは紛らわしくないからであり、それは人間の債務（の場合）と同じなのである」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.336.

(注9)「なぜなら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は丈夫な2人の男に（浄財）を与え、「それ（浄財）には富裕な者、強い者には割り当てはないのであるが、おまえたち2人が望むなら、それ（浄財）からおまえたちに与えよう」と言われたから」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウ

ード、アル＝ナサーィー」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.337, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.337.

(注10)「喜捨を施す男女はアッラーフに良い貸し付けをしたことになる。(アッラーフは) 彼らのためにそれは倍増され、彼らには気前の良い報奨がある。」(クルアーン57章18節) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.295.
「喜捨は主の御怒りを鎮め、悪い死に方を防ぐ」(ハディース：アル＝ティルミズィー) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.338.

(注11)「アッラーフの使徒 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) は『どの喜捨が最善か』と尋ねられて『ラマダーン月の喜捨である』と答えられた」(ハディース：アル＝ティルミズィー) *al=Salsabīl,* vol.1, p.317.

(注12)「あるいは飢餓の日の、近親の孤児、埃に塗れた貧者への施食」(クルアーン90章14－16節) *al=Salsabīl,* vol.1, p.317, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.340.

(注13)「上の手 (施す手) は下の手 (物乞いの手) に勝る。おまえの扶養する者から始めよ。最善の喜捨は富裕な者によるもの。」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, pp.340-341.

(注14)「人間にとって自分が養う者を飢えさせることより重い罪があろうか」(ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.341, *al=Salsabīl,* vol.1, p.317.

[斎戒] の書

ラマダーン (月) の斎戒は、その月の新月を目撃することによって(注1)義務となる(注2)。もし (シャーバーンの) 30日の夜が晴天で (新月が) 見えなければ斎戒はしない(注3)。雲や砂塵がそれ (月の出) を妨げた場合(注4)はハンバリー派の通説では斎戒する(注5)。もし (新月が) 日中に見られたなら、それは次の夜の (月) である(注6)。ある地方の住民が新月を見れば住民全員に斎戒が課される(注7)。公正な者 (1人) が目撃す

れば(注8)たとえそれが女性でも斎戒する(注9)。1人の者の視認によって30日間斎戒したか(注10)雲のせいで斎戒したかであって、(シャアバーン)月の新月を見ない場合には斎戒を解かない(注11)。(自分)1人だけでラマダーンの新月を見たがその言葉を退けられた者、あるいは1人だけでシャウワールの新月を見た者は斎戒を解かない(注12)。斎戒は責任能力のあり、それが可能なムスリム全てに課される(注13)。

日中に明証(注14)が示された場合は、食の抑制とカダーゥ(定時後履行)が[斎戒の]義務の(課された)者すべてに課され(注15)、(日中に)清浄な身となった月経の女性、悪露のある産婦、斎戒を解いた状態で(定住地に)到着した旅人も同様である(注16)。

老齢、あるいは不治の病のために斎戒を解いた者は、一日につき貧者一人に食事を施す(注17)。(斎戒が)有害な病人、(礼拝を)短縮できる旅人は(斎戒を解くことが)スンナである(注18)。定住者が一日の斎戒のニーヤ(意図)を持ちその後その日のうちに旅に出た場合も斎戒を解く(注19)。

妊婦か授乳婦が自分の身体への不安から斎戒を解いた場合はカダーゥをのみ行う(注20)。一方子供(への不安)のためであればカダーゥを行った上で一日につき貧者一人に食事を施す(注21)。

斎戒のニーヤを持ち(注22)その後正気を失うか失神し日中全く正常に戻らなかった者の斎戒は有効ではないが(注23)、日中ずっと眠っていた者はそうではない(注24)。失神していた者にはカダーゥのみが課せられる(注25)。

その夜のうちに(注26)ニーヤを特定する(注27)ことが、(斎戒が)義務である日に関しては斎戒(各一日毎)に義務づけられるが(注28)、義務であることのニーヤは義務ではない。

随意(の斎戒)は、日中、正午前後のニーヤでも有効である(注29)。もし「明日がラマダーンであれば義務の斎戒である」とのニーヤを有しもそれは十分でない(注30)。斎戒を解くニーヤを持った者は斎戒を解く(注32)。

(注1)「それゆえ汝らのうちでその（ラマダーン）月を居住地で過ごした者は、その期間は斎戒せよ」（クルアーン2章185節）

「その（新月の）視認（ru'ya）によって斎戒（を開始）し、その視認によって斎戒を解け」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, pp.347-348, *al=Salsabīl*, vol.1, pp.319-320.

(注2)「汝らには斎戒が定められた」（クルアーン2章183節）*al=Ḥāshiya*, vol.3, p.344、347.

(注3)「新月を見るか、（シャアバーン月の日）数が満ちるまで、ラマダーン（月の斎戒入り）を急がず、（ラマダーン月の新月を見るかシャアバーン月の日が満ちれば）その後でまた（次の）新月を見るか、（ラマダーン月の日）数が満ちるまで斎戒を行え」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー、イブン・ヒッバーン）*al=Salsabīl*, vol.1, p.320.

(注4)「つまりシャアバーン月30日の夜の月の出に」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.350. イスラーム暦では1日は日の入りから始まるので、シャアバーン月30日の夜の月の出が見えない場合に斎戒するとは、明けてシャアバーン月30日の日中を斎戒することを指す。

(注5)「暫定的な判断により慎重を期して（iḥṭiyātan）ラマダーン月であるとのニーヤ（意図）をもって」*ibid.*, vol.3, p.351, *al=Mu'tamad*, vol.1, p.299.

「月は29日である。それゆえそれ（新月）を見るまでは斎戒せず、また新月を見るまでは斎戒を解くな。そしてもし雲などがかかっていればそれを［縮めて（29日と）］計算せよ」（ハディース：アフマド）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.353, *al=Salsabīl*, vol.3, p.321.

但し斎戒は義務ではない、との説有力。cf., *al=Ḥāshiya*, vol.3, pp.350-351, *al=Salsabīl*, vol.1, pp.320-321.

(注6)「たとえ（南中後）太陽が（西に）傾き始める前であっても、午後の終わりに見られた場合と同様に」*al=Rauḍ al=Murbi'*（*al=Ḥāshiya*）, vol.3, p.356.

「つまり30日の日中の（南中後）太陽が（西に）傾き始める前であれ、その後であれ新月が見えれば、それは次の夜の（月）であり前の夜の（月）ではなく、それゆえもしそれがシャアバーン月の30日であれば（日中に新月を見ても）（飲食、性交などの斎戒を破ることを）抑制せず、ラマダーン月の30日であれば（日中に新月を見ても）斎戒を解かないということ」*al=*

Salsabīl, vol.1, p.321.

「おまえたちが昼間に新月を見ても夕方になるまで斎戒を解くな」(ハディース：アル＝ダーラクトゥニー、アル＝バイハキー) *ibid.,* vol.1, p.321.

(注7)「その（新月の）視認（ru'ya）によって斎戒（を開始）し、その視認によって斎戒を解け」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）との預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉はウンマ（ムスリム共同体）全体を対象として語りかけられている（mukhāṭab）から」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.358.

「私（クライブ）はシリアに行ったが、シリアで私はラマダーンの新月を見たが、我々が新月を見たのは金曜の夜であった。そして月末にマデイーナに到着するとイブン・アッバース（教友）が私に質問をし、新月についても触れて、『あなたがたはいつ新月を見たか』と尋ねた。私が『我々は金曜の夜にそれを見ました』と言うと、彼は『あなたは金曜の夜にそれを見たのか』と聞き返したので、私は『はい。そして人々もそれを見、斎戒し、ムアーウィヤ（教友、シリア総督）も斎戒しました。すると彼（イブン・アッバース）は『しかし我々は土曜の夜にそれを見たので、我々は30日を全うするか、それ（シャアバーン月の新月）を見るまでは斎戒を続ける』と言いました。そこで私が『ムアーウィヤの（新月の）視認と斎戒では十分ではないのですか』と言うと、彼は『いや。アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は我々にその（30日を全うするか、シャアバーン月の新月を見るまでは斎戒を続ける）ように命じられたのである』といった。」(ハディース：ムスリム、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、アフマド) *al=Mughnī,* vol.4, p.328, *al=Salsabīl,* vol.1, p.322.

(注8)「人々が（ラマダーン月の）新月を探したが、私（イブン・ウマル）がアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）に『私がそれを見ました』と知らせると、彼は斎戒し、人々にもその斎戒を行うように命じられた」(ハディース：アブー・ダーウード) *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.360.

一般には証言が受け入れられるのは、2人の証言が必要（後述）。

(注9)「(ハディース）の伝承の場合と同様に、それを告げた者が女性であっても奴隷であっても」(*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.360.)

(注10)「2人のムスリムの証人が証言すれば、斎戒し、斎戒を解け」(ハディース：アル＝ナサーィー、アフマド、アル＝ダーラクトゥニー) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.301.

「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は斎戒を解くための証言については、2人の男の証言しか許認されなかった」（イブン・ウマル、イブン・アッバースの伝承：出典不明）*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.361.

つまり1人の証言による斎戒の開始は慎重を期してであり、確信に基づくものではない、との意味であろう。（注5）、（注11）参照。

（注11）「なぜならその（シャアバーン月29日の翌日の）斎戒はただ慎重を期してであったのであり、ラマダーン月が継続しているというのが本来の状態（aṣl）であるから」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.362.

（注12）「斎戒明け（の祭り）は人々が斎戒を解く日であり、犠牲（の祭り）は人々が犠牲を捧げる日である」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.365.

（注13）*Dalīl al=Ṭālib* によると、斎戒の義務は（1）イスラーム、（2）成人、（3）理性、（4）それを行い得ること、の4つであり、それが有効である条件は（1）イスラーム、（2）月経の終了、（3）悪露の終了、（4）物心、（5）理性、（6）ニーヤの6つである。cf., *al=Mu'tamad,* vol.1, pp.302-303.

（注14）「その（前）夜の新月の視認による」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.368.

（注15）カダーゥは課されない、との少数説も存在する。cf., *al=Salsabīl,* vol.1, p.324, *al=Inṣāf,* vol.3, pp.281-282.

（注16）「その期間の一部に居住者として間に合ったから（idrāk）」*al=Ḥāshiya,* vol.1, p.369.

（注17）「アル＝ブハーリーの伝えるイブン・アッバースの『それが出来ない者には償い。（極）貧者への施食。』（クルアーン2章184節）についての『これは廃棄されてはいない。これは斎戒のできない老人のためである』との言葉による。また不治の病人も老人の規定に準ずる。しかし老人と不治の病人が旅行者であった場合は通常の免責事由（旅行）によって斎戒を解いたことにより代償はなく、それができなかったことによりカダーゥゥもない。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, pp.371-372.

（注18）「病人、あるいは旅行中の者には、他の日に定数（の斎戒）」（クルアーン2章184節）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.373.

「旅行中に斎戒することは『敬虔』にはあたらない」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.373.

(注19)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は（マッカ）征服の年に、マッカに出掛け、斎戒し人々も彼と共に斎戒していたが、疲労困憊の極に達した。そこで『人々にとっては斎戒が辛いのですが、あなたの行われたことを見習っているのです』と言われて、彼はアスルの後で水の入った椀を持って来させ、人々が彼を見守る中で飲んだ。」(ハディース：ムスリム、アル＝ティルミズィー) *al=Salsabīl,* vol.1, p.326.
「それ（斎戒を解くこと）をしない方がより良い」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.376.

(注20)「その両者は病人、自分自身について心配する者に準ずるからである」*ibid.,* vol.3, p.377.

(注21)「至高者の『それが出来ない者には償い。貧者への施食。』(クルアーン2章184節) との御言葉によって。イブン・アッバースはこれ（この節）は斎戒の可能な老人、老女が斎戒を解き、1日につき貧者1人に食事を施すとの軽減措置（rukhṣa）であった。授乳婦と妊婦はその子供（に自分の斎戒が与える悪影響）が心配なら斎戒を解き、食事を施す」(アブー・ダーウード) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.378.

(注22)「夜のうちにそのニーヤを持つ」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.381.

(注23)「なぜならシャルウ（聖教）に定められた斎戒とはニーヤを伴う（飲食、性交などの）抑制（imsāk）であるので、狂人や失神した者には帰さしめられないのである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.381.
有効でない理由については、al=Ḥāshiya は、「ニーヤだけでは十分でない (tujzi'u)。…中略…日中ずっと発狂するか失神していた者は決して『抑制』していたということはできない」と「抑制」の欠如を理由としているが、*al=Salsabīl* は「有効な斎戒はニーヤなくしては存在しないが、発狂した者、失神した者はニーヤを欠いているのである」とニーヤの欠如を理由としている。c.f., *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.381, *al=Salsabīl,* vol.1, p.328.

(注24)「睡眠は日常的行為であり、それによって感覚が完全に失われるわけでもないから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.381.

(注25)「なぜならその（失神の）時間は通常長時間ではなくそれによっては義務賦課は無くならない。しかし狂人は別であり、彼には義務賦課が無いのでカダーゥも課されない。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.382.

「彼(狂人)にはカダーゥは課されない。なぜなら通常その時間は長期にわたるので、それ(カダーゥ)によって苦痛とマシャッカ(難儀)が生じるが、それはシャルウ(聖教)の否定するところであるから。」*al=Salsabīl*, vol.1, p.328.

(注26)「ファジュル（夜明けの光り）の兆しの現れる前の夜のうちに斎戒を（ニーヤ）した者にしか斎戒は（認められ）ない」(ハディース：アル＝ダーラクトゥニー) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.383.

(注27) その斎戒がラマダーン月の斎戒なのか、カダーゥの斎戒なのか、誓いによる斎戒なのか、贖罪のための斎戒なのかを特定する必要がある。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.382, *al=Mu'tamad*, vol.1, p.304.

(注28)「なぜなら毎日が独立のイバーダ（勤行）であるから。そしてその（日の）斎戒はその他の（日の）斎戒の無効（fasād）によっては無効にならない。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.384.

(注29)「つまりその斎戒が義務のものであるとのニーヤを有することは条件とならない。なぜならそれには（斎戒の理由の）特定（だけ）で間に合う(yujzi'u)から。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.384.

(注30)「ある日の日中に私（アーイシャ）のところに預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がいらっしゃり、『貴女がたのところには何か（食べ物が）あるか』と尋ねられました。私たちが『いいえ』とお答えすると、彼は『では私は斎戒していることにしよう』と言われました。」(ハディース：ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.386.

(注31)「ニーヤによるその（斎戒の）決意（jazm）が欠けるから。但しそれをラマダーン月の30日の（前）夜に言い、『さもなければ私は斎戒を解く』と付言し、（まだ）ラマーダン月であることが判明した場合にはそれでそれ（斎戒）に間に合う。なぜならそれは（ラマダーン月であるという）現状に基づいている（buniya 'alā aṣl）であり、その消失が確定していないからである。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.387.

(注32)「(斎戒の）ニーヤを持たなかった者に準ずることになる」*al=Rauḍ*

al=Murbi', vol.3, p.387.

[斎戒を損なうか、償いを義務づけるもの] 章

喉に達するほどのものを飲食したか(注1)、鼻から吸うか(注2)、座薬を入れたか(注3)、コホルを塗るか(注4)、あるいは尿道以外(注5)のどこからであれ腹にものを入れたか(注6)、故意に嘔吐したか(注7)、自慰か（陰部以外での）性交渉(注8)によって射精するか(注9)愛液（al=madhīy）(注10)を漏らすか(注11)、凝視を繰り返して射精するか(注12)、吸玉放血をするかされるかして(注13)出血した者はその斎戒が無効となるが、失念か強制によるものは異なる(注14)。ハエや埃が喉に入り込んだか(注15)、妄想のすえ射精したか(注16)夢精をしたか(注17)、口に食べ物が入りそれを吐き出したか沐浴したか口を漱いだか鼻を漱いだかあるいはそれを3回以上繰り返すか吸い込み水が喉まで入るかしても無効にはならない(注18)。

黎明の兆しに疑いを抱いて食を取った者の斎戒は有効であるが(注19)、日没に疑いを抱くか(注20)、夜だと確信していたが後になって昼であったことが明らかになった者はそうではない(注21)。

(注1)「夜明け前に白糸と黒糸の見分けがつくようになるまで食べ飲み、それから夜まで斎戒を完遂せよ」(クルアーン2章187節) al=Salsabīl, vol.1, p.330.

(注2)「斎戒者以外は鼻を漱ぐときは深く吸え」(ハディース：アフマド、アル＝ハーキム、イブン・ヒッバーン、アル＝シャーフィイー) *al=Salsabīl*, vol.1, p.330, *al=Mu'tamad*, vol.1, p.311.

(注3)「なぜならそれは体内（腹腔）(jauf) に達するから」*al=Ḥāshiya*, vol.3, p.390.

(注4)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は民に麝香のアンチモン（の塗布）を命じたが、『斎戒者はそれを慎め』と言われた」（ハディース：アブー・ダーウード、アフマド、アル＝バイハキー）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.311.

(注5)「なぜならそれは穴（manfadh）がないから。深い傷からの出血のように尿はただ滲み出すだけであり、体内（腹腔）には達しないからである。」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.392.

(注6)「ウドゥーゥ（洗浄）はただ排泄したものについてであり、入ったものについてではない。また斎戒を解くのは入ったものであって、排泄したものによるのではない」（教友イブン・アッバースの言葉）*al=Salsabīl,* vol.1, p.331.

(注7)「故意に嘔吐した者はカダーゥを行う」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.396.

(注8)「陰部以外で、あるいは接吻するか、愛撫するか」*ibid.,* vol.3, p.396.

(注9)「それは性交渉による射精であり、秘所によるのでない射精に類するから」*al=Mughnī,* vol.4, p.361.

(注10)「愛液（al=madhīy）とは、男の妻との前戯によって出る白っぽい薄い液体」*al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu,* vol.1, p.360.

(注11) 性交渉による愛液の放出は斎戒を破らないとの説もある。cf., *al=Salsabīl,* vol.1, p.332, *al=Ḥāshiya,* vol.3, pp.396-397.

(注12)「なぜなら避けることのできる快感を得る行為によっての射精であり、愛撫による射精と同類であるから」*ibid.,* vol.3, p.397.

(注13)「吸玉放血療法を施す者、施された者は（共に）斎戒を破ったことになる」（ハディース：アル＝ティルミズィー、アフマド）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.398.

(注14)「斎戒者であって忘れて食べるか飲むかした者はその斎戒を完遂せよ。その者に食事を与え、飲ませたのはアッラーフに他ならない」（ハディ

ース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.*, vol.3, p.401.

(注15)「それを避けることが出来ない点で、睡眠中の者（の喉に何かが入ること）と同類であるから」*ibid.*, vol.3, p.402.

(注16)「我がウンマ（宗教共同体）には、自然に起きたこと、行わなかったこと、口に出さなかったことは赦される」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.*, vol.3, p.402. *al=Ḥāshiya*, vol.3, p.402.

「それ（妄想による射精）と凝視の繰り返し（による射精）の類推は認められない。なぜならそれ（妄想による射精）はそれ（凝視の繰り返しによる射精）より（罪が）軽い（dūna-hu）からである。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.402.

(注17)「アル＝シャイフ（イブン・タイミーヤ）は『人々の合意によって（ittifāq al=nās）』と言う」*al=Ḥāshiya*, vol.3, p.402.

(注18)「意図の不在によって」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.404.

(注19)「なぜなら原状（aṣl）は夜の継続だから」*ibid.*, vol.3, p.406.

(注20)「なぜなら原状（aṣl）は昼の継続だから」*al=Ḥāshiya*, vol.3, p.406.

「我々はアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の治世に曇った日に斎戒を解いたが、その後で太陽が現れた。そこで私（アスマーゥ・ビント・アビー・バクル）がヒシャームに『彼らはカダーゥを命じられていますか』と尋ねると、彼は『そうしなければならない』と答えた。」（アフマド、アブー・ダーウード、アル＝ブハーリー、アル＝バイハキー、イブン・マージャ）*al=Salsabīl*, vol.1, p.335.

(注21)「アブー・サイード・アル＝フダリー（教友）は、実はファジュルであったのに夜であると思って夜食を摂った男について尋ねられ、『もし彼の斎戒がラマダーン月であれば、その代わりに1日カダーゥ（の斎戒）を行う。もしラマダーンでなければその最初に食べたのなら、最後まで食べるがよい。』（アル＝バイハキー）*ibid.*, vol.1, p.335.

［無題］節

ラマダーンの日中に性器あるいは肛門で交合を行った者(注1)にはカダーゥと償いが義務である(注2)。陰部以外で性交し射精したか、女性で免責理由がある場合(注3)、あるいは旅行中(注4)に斎戒のニーヤ（意図）を持った者が交合をした場合は、（いずれも）斎戒を破ったことにはなるが償いはいらない(注5)。2日つづけて交合したか、1日のうちに交合を繰り返してまだ償いをしていない場合は、後者の場合は1つの償い(注6)、前者の場合は2つの償い(注7)。もし交合し償いをし、その後同じ日のうちに交合した場合は2度目の償いをする(注8)。（飲食、性交渉などの）抑制が課されている者(注9)についても交合すれば同様である。

健康な者が交合し、その後病気なるか、正気を失うか、旅に出ても（償いは）免じられない(注10)。ラマダーンの斎戒においては交合以外は償いは義務とならない(注11)。

償いは奴隷解放、いない場合は2カ月の連続斎戒、それができない場合は60人の貧者に食べ物を施すことであるが、食べ物がなければ償いは免じられる(注12)。

(注1)「たとえ忘れてであれ、強制されてであれ、知らずにであれ」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, pp.410-411.
「彼（忘れて交合した者）にはカダーゥと償いが課される。なぜなら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は（故意でなかった場合の例外規定を）特に述べていないから」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.410.

(注2)「ある男が『アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）よ、私は斎戒中に妻と交わりました』と言うと、アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は『お前には解放する奴隷がいるか』と尋ねられた。彼が『いいえ』と答えると、使徒は『では続けて2か月斎戒できるか』と尋ねれらて。彼が『いいえ』と答えると、使徒は『お前は60人を貧者に食事を施せるか』と尋ねられたが、彼が『いいえ』と答えた。そこへ我々の居る

ところでナツメヤシの籠が運ばれて来たので使徒は『質問者はどこにいるか。これを取ってそれで喜捨をせよ。』と言われた。するとその男は『アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）よ、私より貧しい者にですか。アッラーフに誓って、このマディーナには私の家族より貧しい者は居ません』と言った。すると預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は犬歯が見えるほどに笑われ、それから『それをお前の家族に食べさせなさい』と言われた。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アル＝ティルミズィー、アフマド）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.312.

（注3）「（女性の場合は彼女が）知らなかったか、忘れていたか、強制されたか、眠っていた場合には償いはない」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.413.
「なぜなら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は交わった女性には償いを命じなかったから。また性交に関する財の権利義務（ḥaqq māl）はその性によっているため、婚資と同じく男性のみであり、女性は忘れていたか、強制された場合には償いがないのである。（これはアフマドの言葉として伝わる）1つの伝承。」*al=Kāfī,* vol.1, p.357.

（注4）「（礼拝の）短縮が許される旅行」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.414.

（注5）「なぜならこれらの場合には斎戒の履行は課されておらず、随意（の斎戒）に準ずるから」*ibid.,* vol.3, p.414.

（注6）「学識者（ahl al='ilm）の間に異論なく」*al=Mughnī,* vol.4, pp.385-386.

（注7）この場合も1つの償いで間に合うとの説もある。cf., *ibid.,* vol.4, p.386.

（注8）「なぜなら交合は禁じられており、それが繰り返されたなら、巡礼（の禁止事項を破った場合の償いの繰り返し）と同様に（後述）、それ（償い）も繰り返される」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.416.

（注9）「例えばファジュルになった後で、新月に視認を知った者や、ニーヤ（を持つこと）を忘れた者や、故意に食事をした者で、それらの後に交合を行った者などで、斎戒者でないにも拘わらず」*al=Mughnī,* vol.4, p.386, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.416.

（注10）「なぜならその者は交合によってラマダーン月の義務の斎戒を（既に）無効にしており、それゆえ（その時点で）その償いは確定しているから

である」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.417.

(注11)「イジュマーゥによって」*ibid.,* vol.3, p.417.
「なぜならそれには（クルアーン、ハディースの）明文がなく、それ（交合）以外はそれ（交合）と等しくないから」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.417.

(注12)「なぜなら遊牧民が、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が彼に貧者に食事を施すためにナツメヤシを与えたとき、彼（預言者）に彼（遊牧民自身）の困窮を訴えたとき、彼（預言者）は『それをお前の家族に食べさせよ』と命じられ、別の償いを彼に命じられなかったから」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.420, *al=Salsabīl,* vol.1, p.338.（注2）参照。

[斎戒におけるマクルーフ、ムスタハッブ、カダーゥの規定] 章

唾液を溜めてそれを飲み込むことはマクルーフ(自粛行為)であり(注1)、痰を飲み込むことは禁じられ、(痰が)口まで達したら、それ（痰）だけは飲み込むことで斎戒破りとなる(注2)。

無用に食べ物を味わうこと(注3)、不溶性樹脂（ガム）を咬むことはマクルーフであり(注4)、もし両者の味が喉に達すれば斎戒破りとなる(注5)。溶性樹脂(溶けるガム)はその(交じった)唾を飲みこむなら(咬むことは)禁じられる(注6)。接吻は欲情をそそられる者にはマクルーフである(注7)。嘘、陰口、悪口を慎むことは義務である(注8)。悪口を言われた者は「私は斎戒者である」と言うことがスンナである(注9)。

スフール（斎戒に入る前の夜食）は遅らせ、フィトル（斎戒明けの食事）は急ぎ(注10)、完熟ナツメヤシ、それがなければ乾燥ナツメヤシ、それがなければ水で行い(注11)、(解く際には)伝えられた言葉を唱えることがスンナである(注12)。

カダーゥは（ラマダーンの後に）続けて行うことがムスタハッブであり(注13)、免責事由なく次のラマダーンまで遅らせることは許されな

い(注14)。もしそれをすれば、カダーゥに加え、1日につき1人の貧者に食事を施さねばならない(注15)。たとえ次のラマダーンの後であっても(免責事由があって遅らせた後)死んだ場合、あるいは誓いの(注16)斎戒、巡礼、御籠り、礼拝の義務を負ったままで死んだ場合はその者の後見者[相続人]が彼のカダーゥを行うことがムスタハッブである(注17)。

(注1)「字義通りには、たとえ故意であっても。というのは(唾を)溜めずに飲み込んだのなら、マクルーフとならないことには異論がないから。なぜならそれは道の埃(を飲み込むのと)と同じで警戒しても避けることができないから。」*al=Mubdi'*, vol.3, p.39.

(注2)「それは嘔吐と同じく口中から(のもの)ではないから」*ibid.*, vol.3, p.39. 但しハンバリー派の多くはこの問題について判断を保留している。cf., *ibid.*, vol.3, p.39.

(注3)「斎戒者が何か—つまり肉スープなど—の味見をすることは問題ない」(教友イブン・アッバースの言葉:アル=バイハキー) *al=Salsabīl*, vol.1, p.339.

(注4)「なぜならそれは粘液(balgham)を分泌させ、唾液を集め、渇きを引き起こすから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.424.

(注5)「なぜならそれはそれを対内に運ぶから」*ibid.*, vol.3, p.424.

(注6)「イジュマーゥによって」*ibid.*, vol.3, p.424.
「なぜならそれは何かを外部から対内に入れることを目指しているから」*al=Ḥāshiya*, vol.3, p.424.
ハンバリー派の通説では限定なく禁じられる。cf., *Zād al=Mustaqni'*, *al=Riyāḍ*, 1993, vol.3, p.173.

(注7)「(若者から斎戒中の接吻について尋ねられ)預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)は若者にはそれを禁じ、老人には許しされた」(ハディース:アブー・ダーウード) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.426.

(注8)「人が不義の言葉、その（不義の）行いを慎まないとしたなら、アッラーフはその者がその飲食を断つことなど必要とはされはしない」（ハディース：アル＝ブハーリー、アフマド、アブー・ダーウード）*ibid.*, vol.3, p.427.

(注9)「誰かが彼（斎戒者）の悪口を言うか、彼と争うなら、『私は斎戒者である』と言わしめよ」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.*, vol.3, p.429, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.429.

(注10)「サフールを遅らせ、フィトルを早めている限り、人々は健全であり続けよう」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.432.

(注11)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は礼拝する前に、完熟ナツメヤシで斎戒を解かれたものであったが、完熟ナツメヤシがなければ干しナツメヤシで、干しナツメヤシもなければ水を何口か啜られたものであった」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー）*ibid.*, vol.3, p.434.

(注12)「アッラーフよ、あなたのために私は斎戒し、あなたの恵みをもって斎戒を解きます。アッラーフ、私（の斎戒）を嘉納し給え。あなたこそ全てを聞き知悉される御方」（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.435, al=Ḥāshiya, vol.3, p.435.

(注13)「ラマダーン（月の斎戒）のカダーゥは、望むなら（ラマダーン月と）離し、望むなら（ラマダーン月に）続けよ」（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー、アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.342.

(注14)「かつて私（預言者の妻アーイシャ）にはラマダーン月の斎戒（のカダーゥ）が課されていましたが、私はアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）（のお世話）のためにシャァバーン月までそのカダーゥを行うことができませんでした」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.437.

(注15)「(病気でカダーゥが出来ないままに翌年のラマダーン月を迎えた男に）今迎えているもの（ラマダーン月）の斎戒を行い、それから斎戒を破った月の斎戒を行い、1日毎に（一人の）貧者に食事を施せ」（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.342.

(注16) 誓いを立てて自らに課した巡礼、斎戒、礼拝など。後述。

(注17)「義務ではない」*ibid.*, vol.1, p.343.

「斎戒の義務を負ったまま死んだ者には、アッラーフが望み給えばその後見人（相続人）が代わりに斎戒する」（ハディース：アル＝バッザール［Ibrāhīm bn Aḥmad］, d.369、アル＝ブハーリー、ムスリム）

「ある男が『私の姉妹が巡礼に行くと誓いを立てていながら死んでしまいました』と言った。そこで預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は『もし彼女に負債があれば、おまえはそれを返済するか』と尋ねられた。そして彼が『はい』と答えると、彼（預言者）は『それならアッラーフにも返済（カダーゥ）しなさい。彼（アッラーフ）こそ最も返済（カダーゥ）に相応しい。』と言われた。」（ハディース：アル＝ブハーリー）*ibid.*, vol.1, p.344.

［随意者の斎戒］章

満月の日々(注1)、月曜、木曜(注2)、シャウワール月のうち6日(注3)、アル＝ムハッラム月(注4)、特に10日、次いで9日(注5)、巡礼以外(注6)にはズー・アル＝ヒッジャの（最初の）9日(注7)、特にアラファの日(注8)の斎戒がスンナとして定められる。

最善（の随意斎戒）は1日斎戒し（次の）1日は斎戒を解くものである(注9)。

ラジャブ月のみ(注10)、金曜［のみ］(注11)、土曜［のみ］(注12)（の斎戒）、あるいは疑問［の日］（の斎戒）(注13)はマクルーフ（自粛行為）である。

たとえ義務（の斎戒）であっても(注14)両祭礼（の日）の斎戒は禁じられ(注15)、タシュリーク（日干し）の日々(注16)は「享楽」形式、「結合」形式の（犠牲の）「血」の代りとして(注17)以外は斎戒は禁じられる(注18)。

時間に余裕のある義務(注19)であれ（一旦それを）始めた者は、それを中断することは禁じられる(注20)。他方、随意行為においては（その完遂は）義務として課されず(注21)、巡礼を除き(注22)、無効となったも

のにもカダーゥは（義務としては課され）ない(注23)。

ライラ・アル＝カドル（御稜威の夜）の（ラマダーン）最後の10日(注24)に求められ(注25)、そのうち奇数日に確実性が高く(注26)、27日の夜が最も可能性が高い(注27)。その夜には伝えられた言葉(注28)で祈願を行う。

（注1）「月に3日の斎戒を行うなら、13日、14日、15日に斎戒しなさい」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.446.

（注2）「毎月曜と木曜には（人の）行為が（天の法廷に）提出される。私は斎戒者の状態で私の行為が提出されたいと思う。」（ハディース：アフマド、アル＝ティルミズィー、アル＝ダーリミー、イブン・マージャ）*al=Salsabīl*, vol.1, p.344, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.446.

（注3）「ラマダーン月を斎戒し、シャウワール月をそれに続け（て斎戒し）た者は、1年間の斎戒をしたようなもの」（ハディース：ムスリム）*ibid.*, vol.3, p.448.

（注4）「ラマダーン月に次いで優れた斎戒は、「アッラーフの禁忌の月（アル＝ムハッラム月）」（の斎戒）である」（ハディース：ムスリム）*ibid.*, vol.3, p.449.

（注5）「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がアル＝ムハッラム10日に斎戒を行い、その斎戒を命じられた時、人々は『アッラーフの使徒、それはユダヤ教徒とキリスト教徒が尊重する日です』と言った。すると彼は『アッラーフが望み給い、もし来年があれば、私は9日に斎戒しよう』と言われた。」（ハディース：ムスリム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.346.

（注6）「巡礼がアラファの日にアラファで斎戒することはムスタハッブではない」*al=Ḥāshiya*, vol.3, p.453.
「（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ））はアラファの日にアラファで斎戒することを禁じられた」（ハディース：アブー・ダーウード）*ibid.*, vol.3, p.453.

（注7）「善行を行う日々として、この10日以上にアッラーフの愛で給う日々はない。…」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3,

p.453.「ここでの『10日』は、『ズー・アル＝ヒッジャ月の最初の9日』の意味である」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.452.

(注8)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はアラファの日の斎戒について問われ、『前年とその年の（罪の）償いとなる』と答え、アル＝ムハッラム10日の斎戒について問われると、『それは前年の（罪の）償いとなる』と答えられた」（ハディース：ムスリム、アル＝ティルミズィー、アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アフマド）*al=Salsabīl,* vol.1, p.346, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.454.

(注9)「アッラーフの御許での最善の斎戒、ダーウード（ダビデ）―彼に平安あれ―の斎戒を行え。彼は1日斎戒しては、(翌)1日は斎戒を解いていた。」（ハディース：ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.347, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.455.

(注10)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はラジャブ月の斎戒を禁じられた」（ハディース：イブン・マージャ、アル＝バイハキー、アル＝タバラーニー、アル＝カズウィーニー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.347.

(注11)「金曜日には斎戒をするな。但しその前に1日（の斎戒）、あるいはその後に1日（の斎戒）があれば別である。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.458. つまり木曜と金曜、あるいは金曜と土曜のように続けて斎戒をするのは差し支えない。

(注12)「お前たちに義務とされたもの（ラマダーン月の斎戒など）を除いて土曜日には斎戒するな」（ハディース：アフマド）*ibid.,* vol.3, p.459.

(注13)「それはシャアバーン月30日。雲などがなければ、『疑わしい日に斎戒をする者は、アブー・アル＝カースィム（ムハンマド）（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）に背いたことになる』とのアンマール（教友）の言葉によって。」（ハディース：アブー・ダーウード）*ibid.,* vol.3, p.461. ［斎戒］の巻・(注4) 参照。

「お前たちは誰もラマダーン月に1日、あるいは2日先立って斎戒してはならない。但し前々から斎戒していた（日にその日が当たる）者は別であり、その者は斎戒するがよい。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アル＝ティルミズィー、アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー、イブン・マージャ、アフマド）*al=Salsabīl,* vol.1, p.348.

(注14)「(アッラーフの使徒) は斎戒明けの (祭) 日と犠牲 (祭) の日の2日の斎戒を禁じられた」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Salsabīl,* vol.1, p.348.

(注15)「アル＝ワズィール (d.593) などがイジュマーゥを伝えている。但しアブー・ハニーファ (だけ) からは (彼が) 誓い (を果たすための斎戒) は許される (と述べた) と伝えられている。」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.463.

(注16)「タシュリークの日々」とはズー・アル＝ヒッジャ11、12、13日を指す。

(注17)「享楽」形式、「結合」形式の (犠牲の)「血」については後述。

(注18)「タシュリークの日々は、飲食とアッラーフの唱念の日々である」(ハディース：ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.463.

(注19)「(次の) ラマダーン (月が来る) 前の、ラマダーン (月の斎戒) の (やり残した) 全部のカダーゥや、義務の礼拝のその定刻の初め (に履行できなかった者の定刻内の履行) や無条件の宣誓や償いなど」*al=Furū',* vol.,3, p.139.

(注20)「『汝の行いを無効にするな』(クルアーン47章33節) との至高者の御言葉の一般原則 ('umūm) による」*al=Salsabīl,* vol.1, p.349.

「急用があってはとの (maẓinna al=ḥāja) 慈悲から (rifq) その (義務の) 時間に余裕が与えられているので、義務の賦課 ('ahda) から逃れることも決定されるからである (muta'ayyin)。(義務行為が) 一旦始められた以上、(まさにその時間における) その完遂が都合がよいと決まったことになり、」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.465.

(注21)「随意の斎戒者は自分自身の主であり、斎戒 (を完遂) するも、斎戒を解くも望みのままである」(ハディース：アル＝ティルミズィー、アブー・ダーウード、アフマド) *al=Salsabīl,* vol.1, p.349.

(注22)「アッラーフのための巡礼と小巡礼を完遂せよ」(クルアーン：2章196節) *ibid.,* vol.1, p.349.

(注23)「もし (その斎戒が) 随意のものなら、カダーゥをするもしないも

好きにすればよい」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード）*ibid.*, vol.1, p.349.

（注24）「ラマダーンの最後の10日にライラ・アル＝カドルを求めよ」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'.*, vol.3, p.467.

（注25）「信仰心と（来世の報酬の）計算からライラ・アル＝カドルに（礼拝に）立つ者は、かつて犯した罪を許される」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid,* vol.3, p.467.

（注26）「ラマダーンの最後の10日の奇数日にライラ・アル＝カドルを求めよ」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.350.

（注27）「それ、つまりライラ・アル＝カドル、を求める者は、27日に求めよ」（ハディース：アフマド）*ibid.*, vol.1, p.350.

（注28）「『アッラーフ、あなたこそ寛恕を愛される寛恕者でおわします。私をお赦し下さい。』と言いなさい」（ハディース：アフマド、イブン・マージャ、アル＝ティルミズィー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.470-471.

［参籠］章

参籠は至高なるアッラーへの服従のためモスクに閉じこもることで、スンナである(注1)。それは斎戒を伴わなくても有効である(注2)。参籠と斎戒は誓願によって義務として課される(注3)。それは集団礼拝の行われるモスクにおいてしか有効ではない(注4)。但し女性は別で自宅のモスク(注5)以外のあらゆるモスクで［有効］。

最も尊い聖モスク、次いでマディーナの（預言者）モスク、次いで（エルサレムの）アル＝アクサー・モスクの3つのモスク以外のモスクで参詣か礼拝を誓った者は、そこでの遂行が課されるわけではないが、もし最良のモスクを指定した場合は、それ以外のところでは不可である

が(注6)、その逆は逆（で可）(注7)。日（zaman）を指定して誓いを立てた者は、その最初の夜の前(注8)に参詣の場所に入り、最後の夜の後(注9)にそこを出る(注10)。参詣をする者は必要以外では外出せず(注11)、あらかじめそれを条件付けていない限り(注12)病人を見舞うことも葬儀に参列することもしない(注13)。もし陰部で交接すればその参詣は無効となる(注14)。勤行（qurab）に専従し(注15)、無用なことを避けることがムスタハッブ（推奨行為）である(注16)。

(注1)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、アッラーフが彼を（天国に）召されるまで、（ずっと）ラマダーン月の最後の10日間は参籠されたものでしたが、その後にはその妻たちも参籠しました」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アフマド）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.319, *al=Salsabīl,* vol.1, p.351.

(注2)「『アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）、私は無明（イスラーム入信以前）時代に（マッカの）聖モスクに夜に参籠すると誓いを立てていました』とのウマルに言葉による。アル＝ブハーリーの伝えるところでは、そこで預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は『おまえの誓いを果たしなさい』と言ったが、もし斎戒が（参籠の有効性の）条件なら、夜の参籠は有効ではなくなってしまう（ので使徒の言葉が無意味になってしまう）のである。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.475.

(注3)「それゆえ斎戒者として参籠する、あるいは参籠して斎戒すると誓った者には、（斎戒と参籠を）同時に行うことが課される」*ibid.,* vol.3, p.476.
「アッラーフに従う（ことを行う）誓いを立てた者は（誓いを果たして）彼（アッラーフ）に従うがよい、しかしアッラーフに背く（ことを行う）誓いを立てた者は（誓いを守って）彼（アッラーフ）に背いてはならぬ」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.351, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.476.

(注4)「集団（礼拝の）モスクにしか参詣はない」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.479.

(注5)「それは女性が自宅で礼拝を行う場所のこと」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.480.

(注6)「(マディーナの) この私のモスクでの礼拝はそれ以外での1000の礼拝にも勝る。但し (マッカの) 聖モスクは別である。なぜならそれ (聖モスク) はより勝るから。」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アフマド、マーリク) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.320, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.482.

「聖モスク、私のモスク、アル＝アクサー・モスクの3つのモスクを除いて、馬具を付けるな (参詣するな)」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アフマド) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.320.

(注7)「ある男が (マッカ) 征服の日に『アッラーフの使徒、私は、もしアッラーフがあなた (使徒) にマッカを征服せしめたなら、エルサレムで礼拝しよう、と誓いをたてました』と言ったので、彼 (使徒) は『ここ (マッカ) で礼拝せよ』と言われた。また男が彼に尋ねたが彼 (使徒) は『ここ (マッカ) で礼拝せよ』と言われた。しかしまた男が彼に尋ねたので彼はそれでは好きにせよ』と言われた」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード) *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.485.

「こうして聖モスクが他のモスクに勝るがゆえに、(使徒は) その男にここ (聖モスク) での礼拝を命じたのである。そしてそれはより勝るもの (モスク) でなら (代りに) 間に合うこと、またそれはより勝るものにはより功徳があるからであることを示しているのである。」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.485.

(注8)「日没の直前に」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.485.

(注9)「日没後に」*ibid.,* vol.3, p.486.

(注10)「なぜならその 日(zamn)の 始まりは日没だから」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.485. イスラーム暦では1日は日没から始まる。

(注11)「飲食物を運ぶ者がいない場合の飲食のための外出、吐き気、尿意、便意 (を催した時)、義務の浄化、沐浴を必要とする大汚の者の沐浴、(義務として) 自分に課された金曜集団礼拝、(法廷) 証言のため (の外出) など」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.488.

「アッラーフの使徒 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) は参詣されている時には、生理的必要 (ḥāja al=insān) がない限り自宅に戻りませんでした」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Salsabīl,* vol.1, p.353.

(注12)「アブー・アブド＝アッラーフ（アフマド）は、家族と一緒に食べることを付帯条件とした参籠者について尋ねられて、『もしそれが条件に付けられたのなら、良い』と答えた。そこで『あなたは参籠に条件を付けることを許すのですか』と尋ねられると、彼は『そうだ』と答えた。私（アル＝アスラム）が『家族と夜を過ごしてもですか』と尋ねると、『もしそれ（参籠）が随意（の参籠）であれば許される』と言った。」*al=Mughnī,* vol.4, p.471.

(注13)「彼には途切れず参籠する義務があるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.490.
「（預言者は参籠中は）病人を見舞いに訪れなかった」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.490.

(注14)「汝らがモスクに参籠中は彼女（妻）らと交わるな」（クルアーン2章187節）*al=Salsabīl,* vol.1, p.353.

(注15)「礼拝や（クルアーン）読誦や（アッラーフの）唱念（dhikr）など」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.494.

(注16)「空論、争論、多言など。なぜならそれ（空論、争論、多言など）はそれ（参籠）以外においてもマクルーフである以上、それ（参籠）においてはより一層マクルーフであるからである」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.494.
「人のイスラームの良好さ（の現れ）には、自分に関係のないことから遠ざかることがある」（ハディース：アル＝ティルミズィー、イブン・マージャ）*al=Salsabīl,* vol.1, p.354, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.495.

［巡礼の儀］の書

巡礼（ḥajj）と小巡礼（'umra）は、ムスリムの自由人(注1)で責任能力（mukallaf）(注2)があり「それが可能な者」(注4)にとっては一生に一回の(注3)直ぐに果たすべき（'alā al=faur）(注5)義務である(注6)。巡礼においてはアラファ（に到着する）まで、小巡礼においては周回礼までに奴隷状態、狂気、少年期が終われば、義務（の遂行）として有効である(注7)。

子供と奴隷がこれらを行った場合は、随意行為として(有効である)(注8)。それが可能な者とは、乗り物(馬、ロバ、駱駝など)に乗ることが可能で、諸義務(注9)、シャルウ(聖教)に定められた扶養(注10)、必要経費(注11)を返済充当した後、自分の立場に見合った(注12)粗食と乗り物を手配できる者のことである(注13)。老齢、回復の見込みのない病により出来ない者は、それが義務となる地点(注14)から自分の代わりに巡礼と小巡礼を行う者を立てなければならず(注15)、イフラーム(入斎)の後で当人が健康になっても代理(注16)で間に合う(注17)。女性に関しては親類縁者がいることが(巡礼と小巡礼の)義務(の遂行)には条件付けられるが(注18)、それは(親類縁者とは)夫か血縁か合法的な理由で恒久的に結婚が禁じられた者ある(後述)。

両者(巡礼、小巡礼)を課された者が死んだ場合は、彼の遺産から(代理が行う)費用が差し引かれる(注19)。

(注1)「子供が巡礼しその後成人すれば彼には再度の巡礼が課される。奴隷が巡礼し、その後解放されれば彼にも再度の巡礼が課される」(ハディース:アフマド、アル=バイハキー、アル=シャーフィイー) *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.505.

(注2)「イスラームと理性(判断力:'aql)は(巡礼と小巡礼が)有効となる条件であり、成人と完全な自由人であることは、(巡礼と小巡礼の)有効性ではなく、義務と十然性(ijzā')の条件であり、(巡礼を行い得る肉体的、経済的)能力は十然性ではなく義務の条件である。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.505.

「十然である」とは、有効かつ義務を果たしたことになることを指し、従って判断力のあるムスリムの奴隷と小児には巡礼、小巡礼は義務ではなく、行えば随意の巡礼、小巡礼として有効であり天国での報酬はあるが、義務を果たしたことにはならず、従って自由になるか成人すれば改めて義務の巡礼、小巡礼を果たさなくてはならない。一方「能力」は義務となるための条件であり、能力のない者には義務は課されないが、十然となるための条件ではないため、巡礼、小巡礼を行う者が能力を欠いていてもそれは十然に義務を果

たしたことになり得る。例えば無一文で本来巡礼を果たすだけの「経済的」能力がないにも拘わらず物乞いをしながら巡礼を行ってもその巡礼は義務の巡礼として十然に有効であり、「経済的」能力を養ってから改めて巡礼をやり直す必要はない。cf., *al=Ḥāshiya,* vol., pp.504-505.

(注3)「人々はアッラーフのために『館（アアバ神殿)』を巡礼に詣でる義務を負う。但しその手立てを有し可能である者にはである。」(クルアーン3章97節) *al=Salsabīl,* vol.1, p.356.

(注4)「(義務の) 巡礼は1回である。(巡礼が1回を) 越えれば、それは随意に行ったことになる。」(ハディース：アフマド) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.503.

(注5)「巡礼―つまりその義務 (の履行を) ―を急げ。というのはおまえたちは誰も (将来) 何が起きるか知らないのだから。」(ハディース：アフマド) *ibid.,* vol.3, p.505.

(注6)「アッラーフのために巡礼と小巡礼を完遂せよ」(クルアーン2章196節) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.501.

「人々よ、おまえたちには巡礼が義務として課された。それゆえ巡礼に赴け。」(ハディース：ムスリム) *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.503.

(注7)「なぜなら完全な状態 (自由人、成人として) で『(巡礼、小巡礼の) 儀式 (nusk)』を果たしたことになるから」*ibid.,* vol.3, p.507. (注2) 参照。なお儀式の構成要件については後述。

(注8)「ある女性が子供をアッラーフの使徒 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) のもとに連れて来て、『これ (子供) は巡礼ができますか』と尋ねた。する彼 (使徒) は『できる。そして貴女には (天国で) 報償がある。』と答えられた。」(ハディース：ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.509.

(注9)「人々の立場 (ḥāl) の違いから、常識 ('urf) と習慣に照らして一人一人について各人の立場に相応しいものが、シャルウの定めによって必要とみなされる。従って乗り物と鞍だけで十分な階層に属していれば、落ちる心配さえなければそれで十分であるが、そうでなければ (円蓋付) 輿の調達が必要とみなされる。」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.514.

(注10)「満期になったか期限の迫っている（mu'ajjala）債務や浄財や（罪の）代償（kaffāra）や誓い（の結果支払いが課されることになったもの）などの」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.515.

(注11)「自分自身と被扶養者の長期間（'alā al=dawām）の。不動産や商品や工具など。」*ibid.*, vol.3, pp.515-516.「長期間」とは1年、あるいは巡礼から帰還するまでの期間。cf., *al=Ḥāshiya*, vol.3, p.516.

(注12)「その人に相応しい書籍、住居、使用人、衣装、外套、絨毯など。他人が自分のために払ってくれたのでは、『可能な者』であることにはならない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, pp.516-517.

(注13)「尊くも畏き御方の御言葉『その手立てを有し可能である者には』（クルアーン3章97節）について『アッラーフの使徒、「手立て」とは何でしょうか』と尋ねられて、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は『糧食と乗り物である』と答えられた」（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.514.

(注14)「つまり自分の（住んでいる）地方から」*ibid.*, vol.3, p.519.

(注15)「ハスアム族の女性が『アッラーフの使徒よ、私の父は、巡礼の義務が定められた時には、既に乗り物の上に座ることのできない老人になっていました。そこで私が彼（父）の代わりに巡礼を行うことができますか。』と尋ねた。そこで彼（使徒）は『彼（貴女の父）の代わりに巡礼を行うがよい』と答えられた。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.520.

「また両者（巡礼、小巡礼）（の義務）は代理を見つけることができなければ免じられる」*ibid.*, vol.3, p.521.

(注16)「自分自身の巡礼を果たしていない者は、他人の代理としての巡礼もし（てはなら）ない」*ibid.*, vol.3, p.521.

「預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)はある男が『スブルマに代わって汝(アッラーフ)の御許に罷り越しました』と唱えるのを聞いて『おまえ自身の巡礼は済ませたのか』と尋ねられた。男が『いいえ』と答えると、『自分のために巡礼を行い、一つまりそれ（現在の巡礼を）を（自分の巡礼として）続け（て完遂に）―その後でシュブルマの代わりの巡礼を行え』と言われた。」(ハディース：アル＝バイハキー、アフマド) *al=Ḥāshiya*, vol.3, p.521.

(注17)「なぜなら彼は自分に命じられた事を果たした以上、義務賦課('ahda)の外にあるからである。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.521.

(注18)「女性は親類縁者の連れがいなければ旅をしてはならない。また女性が親類縁者と共にいる時を除いて、(他人の)男は彼女の許へ行ってはならない。」(ハディース:アフマド)*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.524.

(注19)「ある男が預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)のもとにやって来て、『私の父はイスラームの(定めの)巡礼の義務を負ったまま死にました。私は彼の代わりに巡礼を行いましょうか』と尋ねると、彼(預言者は『おまえはもし父が債務を遺していたなら、代わりにそれを払うつもりがあるか』と聞き返された。男が『はい』と答えると、『それなら彼(おまえの父)の代わりに巡礼を行いなさい』と言われた。」(ハディース:アル=ナサーィー、イブン・マージャ、アル=ダーラクトゥニー、アル=シャーフィイー)*al=Salsabīl*, vol.1, pp.360-361.

[起点]章

マシュリク(東アラブ)の住民の起点(mīqāt)はザート・イルクであり(注1)マディーナの住民の(それ)はズー・アル=フライファ、シリア、エジプト、マグリブ(西アラブ)の住民(のそれ)は、アル=ジュフファ、イエメンの住民はヤラムラムであり、ナジトの住民はカルヌであり、これら(の出発点)はその住民と住民以外でそこを通過する者にとってのものであり、またマッカの住民で巡礼を行う者はマッカから(出発し)(注2)。小巡礼はアル=ヒッル(聖域周辺部)から(出発する)(注3)。巡礼の月はシャウワール、ズー・アル=カアダとズー・アル=ヒッジャの(最初の)10日である(注4)。

(注1)「預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)はイラクの住民にはザ

ート・イルクを出発点に定められた」（ハディース：ムスリム、アル＝シャーフィイー）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.329.

（注2）「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、マディーナの住民にはズウー・アル＝フライファ、シリア、住民にはアル＝ジュフファ、ナジトの住民にはカルヌ、イエメンの住民はヤラムラムを（巡礼の）出発点と定められ、『それら（の地）は、それら（の地の住民）のためであり、そしてそれら（の地）の住民以外で巡礼と小巡礼を望んでそれら（の地）に来た者のものである。それより（メッカに）近い者が（巡礼開始の）声を上げる（yuhillu）のは、自分の家族（の住む所）からである。またマッカの住民はそこ（マッカ）で（巡礼開始の）声を上げる。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.538.

（注3）「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はアブド・アル＝ラフマーン・ブン・アビー・バクルに（姉妹の）アーイシャをアル＝タンイームから小巡礼に行かせるように命じられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.,* vol.3, p.540.「アル＝タンイームとはアル＝ヒッル（マッカ聖域周辺部）の最も内側の地である（adnā al=ḥill）」*al=Salsabīl,* vol.1, p.362.

「マッカあるいはその聖域を目指す（arāda）行為能力のあるムスリム自由人は、合法的な戦闘、危険の心配、薪拾いなどなど頻繁に生ずる必要事などによる以外は、イフラーム（入斎）することなく（それらの）起点（mīqāt）を越えることは許されない。それ（イフラーム）なしにそれ（起点）を越えた者には、巡礼が終ってしまうか、身の危険の心配がある場合を除き、イフラームを行うためにそこ（起点）に戻ることが（義務として）課される。その場でイフラーム（入斎）をした者には、血（犠牲）が課される。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, pp.540-542.

（注4）「巡礼は周知の数月」（クルアーン2章197節）*al=Kāfi,* vol.1, p.390.

「彼ら（教友イブン・マスウード、イブン・アッバース、アブド・アッラーフ・イブン・アル＝ズバイル）は『巡礼の月はシャウワール、ズー・アル＝カアダとズー・アル＝ヒッジャの（最初の）10日である』と行った」（アル＝ダーラクトゥニー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.362, *al=Kāfi,* vol.1, pp.390-391.

[イフラーム] 章

（イフラームとは）巡礼の儀式（nusk）のニーヤ（意図）を持つことである。それ（イフラーム）を望む者には以下のことがスンナである。

沐浴(注1)、[水が] 無い場合のタヤンムム（砂塵による清め）(注2)、潔斎(注3)、香を焚きこめること(注4)、縫い目のあるもの(注5)を身につけないこと(注6)、白い(注7)腰布と肩掛けを身につけて(注8)イフラーム（入斎）を行うこと、また2ラクア（の礼拝）の後にイフラームに入ることがスンナとして定められる(注9)。ニーヤ（意図）を持つことは条件であり(注10)、「アッラーフよ、私はこれこれの巡礼をすることを望みます(注11)。それゆえ私にそれを易しいものとしてください。またもし私を支障が生じた場合は、支障が生じた所が私がイフラームを解く所です」(注12)と言うことがムスタハッブである。

最高の巡礼儀の形式は「享楽(tamattuʿ)」形式で、このやり方は、巡礼の月(注13)に小巡礼のためにイフラームに入り、それを済ませて、その後に同年のうちに巡礼のためにイフラームをするものである(注14)。

「地平線（の彼方から来る）者（ufkī）」(注15)には（犠牲獣の）血（による代償）が義務となる(注16)。もし女性が月経となり(注17)巡礼を逃すことを恐れるならば(注18)、[義務として]巡礼のイフラームを行い、「結合」形式で行う者となる(注19)。

乗り物に乗る時には(注20)、「あなたの御許に参上しました(注21)、アッラーよ、あなたの御許に参上しました。あなたの御許に参上しました。あなたに同輩はいません。あなたの御許に参上しました。称賛と恩寵はあなたに属し、主権もです。あなたに同輩はいません。」と唱える(注22)。男性はこれを声を出して唱えるが(注23)、女性は小声でささやく(注24)。

(注1)「ムスリムの伝えるところでは預言者（彼にアッラーフの祝福と平安

あれ）はアスマーゥ・ビント・ウマイスに沐浴を命じ、またアーイシャが巡礼（開始）の声をあげるにあたって月経中であったにも拘わらず沐浴を命じたから」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, pp.547-548, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.548.

（注2）タヤンムムはムスタハッブでないとの説も有力。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.548, *al=Salsabīl,* vol.1, p.363.

（注3）「剃髪、爪切り、脱臭など」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.548.

（注4）「『私（アーイシャ）はアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がイフラームに入られる前に、彼のイフラームのために、また館（カアバ神殿）で周回礼を行われる前にも、彼の（イフラームの）解禁のために香をつけました』また彼女（アーイシャ）は言った。『私は巡礼のイフラームの状態にあったアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の髪の分け目の麝香のきらめきを見るかのようです』」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.549.

（注5）「シャツやズボンなど、着るだけの部分（qadr al=malbūs 'alai-hi）を縫製したもの全て」*ibid.*, vol.3, p.551.

（注6）「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は巡礼のイフラームの状態にある者が着る（べき）物について尋ねられて、『シャツもターバンもマントもズボンも、黄色染料ウコンやサフランで染めた服、革製足袋(khuff)をつけるな。但し（革製足袋については）靴を持たない者は別であるが、（その場合でも）それ（革製足袋）が足首より下だけになるように切り詰めよ。』と答えられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、マーリク）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.333.

（注7）「白い服を着よ。なぜならそれがお前たちの最善の服であるから。そしてそれをお前たちの死者の死装束とせよ。」（ハディース：アル＝ティルミズィー、アブー・ダーウード、アフマド、アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.363.

（注8）「お前たちは皆、腰布と肩掛けと靴でイフラームを行え」(ハディース：アフマド）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.552.

(注9)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は礼拝を終えられてからイフラームを義務づけられ、それから出掛けられた。そしてアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が乗り物（ラクダ）に乗られ、それが立ち上がると、（巡礼開始の）声を上げられた（ahalla)。そこで一団がそれ（開始）で彼に合流した。彼らは『彼（使徒）はラクダが立った時に、（巡礼開始の）声を上げられた』と言った。それは彼らがそこで初めて合流したからである。その後、彼（使徒）は前進し、アラー・アル＝バイダーウに達したところで、（巡礼開始の声を）上げられた。そこでまた一団がそれ（唱えること）で彼に合流し、彼らは『彼（使徒）はアラー・アル＝バイダーゥで（巡礼開始の）声を上げられた』と言った。」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝アスラム）*al=Mughnī,* vol.5, pp.81-82.

(注10)「行為はただニーヤのみに拠る。全ての人間にはニーヤを持ったことが帰属する。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.363.

(注11) どの形式かを特定する。cf., *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.3, p.554. 後述。

(注12)「ドゥバーア・ビント・アル＝ズバイルが彼(預言者)に『私は巡礼をしたいのですが痛みがあります』と言うと、彼は『アッラーフ、支障が生じた所が私がイフラームを解く所です、との条件をつけた上で巡礼しなさい』と言われた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.,* vol.4, p.555.

(注13)［起点］章（注4）参照。

(注14)「（アッラーフの使徒は）その教友たちが周回礼（後述）と走歩礼（後述）をした時、犠牲獣を連れた者以外には、それを小巡礼とするように命じられた」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.,* vol.4, p.559. なお巡礼には「享楽形式」、「結合形式」、「単独形式」の3つの形式がある。後述。

(注15)「それ（地平者）は、（マッカの）聖域から「(礼拝の）短縮（の許される)」距離以上離れた者であり、『享楽形式』か『結合形式』でイフラームを行った者」*ibid.,* vol.3, p.562.

「『享楽形式』（の巡礼）者にはイジュマーゥによって。アフマドは『結合形式』（の巡礼）者にも（義務と）明言している。しかしイジュマーゥによって、『単独形式』（の巡礼）者には義務ではない。」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.562.

(注16)「小巡礼から巡礼の間に（イフラームの一部部分解禁を）『享楽』した者には、重荷にならない程度の供物（が課される）。それがない者には、巡礼中に3日と期間後の7日、つまり合計10日の斎戒（が課される）。これは自分の家族が（マッカの）聖モスクの側に住んでいない者についてである。」（クルアーン：2章196節）*al=Salsabīl*, vol.1, p.365.

(注17)「『享楽形式』（の女性巡礼）者が、小巡礼の周回礼の前に」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.565.

(注18)「なぜなら彼女（月経中の女性）にはモスクに入って『(アッラーフの）館（カアバ神殿)』の周回礼を行うことが許されないから」*al=Ḥāshiya*, vol.3, p.565.［月経］章（注13）参照。

(注19)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がアーイシャ（妻）のところにやって来て、彼女が泣いているのを見つけ、『どうしたのか』と尋ねられた。すると彼女は言った。『私は月経になってしまいました。人々は（イフラームを）解きましたが、私は（イフラームも）解かず、人々は今巡礼に行っていますが、(アッラーフの)館(カアバ神殿)の周回礼も行っていません。彼(使徒)は『これはアッラーフがアーダムの娘たちに定めたことである。だから沐浴し、それで巡礼(開始の)声を上げなさい。そこで彼女は行い、様々な逗留点に逗留し、(月経から)清まると、カアバ神殿の周回礼を行い、またアル＝サファーとアル＝マルワ（での走歩礼）も（行った)。そこで彼(使徒)は『貴女は(これで)既に貴女の巡礼と小巡礼（のイフラーム）を解いた(ことになる)』と言われた。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.366, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.566.

(注20)「正しくは彼のイフラームの直後に」*ibid.*, vol.3, p.568.

(注21)「つまり『私はあなたに服従しあなたの命に応えるために控えております』」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.569.

(注22)「ズー・アル＝フライファで、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はその乗り物（ラクダ）が立ち上がった時、(巡礼開始の）声を上げ（ahalla)、『あなたの御許に参上しました、アッラー、あなたの御許に参上しました。あなたの御許に参上しました。あなたに同盟はいません。あなたの御許に参上しました。称賛と恩寵はあなたに属し、主権もです。あなたに同盟はいません。』と言われた。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムス

リム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.366, *al=Ḥāshiya,* vol.3, p.568.

(注23)「ジブリール（天使ガブリエル）が私のもとへやって来ました。そして彼（ジブリール）は私に、『(巡礼開始の）声を上げ（ihlāl)、「あなたの御許に参上しました」と唱える（talbīya）ところで我が教友たちが声を高めるよう私が命じるように、と命じました。」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.572.

(注24)「人心を惑わす（fitna）恐れがあるから」*ibid.*, vol.3, p.574.
「女性はアル＝サファーとアル＝マルワに上らず、『あなたの御許に参上しました』との唱句（talbīya）でも声を高めない」（教友アブド・アッラーフ・イブン・ウマルの言葉：アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.367.
「イブン・アル＝ムンズィルは『碩学たち（ahl al='ilm）は女性のスンナは声を高めないことであることでイジュマーゥを形成している』と述べている」*al=Ḥāshiya,* vol.3, p.574.

[イフラーム中に禁じられていること] 章

それは9つある(注1)。[1] 剃髪(注2)、[2] 爪切り(注3)、3本の髪(注4)、あるいは爪を切った者には（犠牲獣の）血（の償い）が課させる(注5)、[3] 頭に被り物で覆った者は（血の）償い（を課される)。[4] 男が縫い目のあるものを着れば（血の）償い(注6)。[5] 男が自分の身体か服に香を付ける(注7)、香油を塗るか、香りを嗅ぐか(注8)、香木その他を焚けば、（血の）償い。[6] もし元来陸棲で食用の「狩りの獲物（ṣaid）」(注9)を、たとえそれがそれ以外のものの間で生まれたもの(注10)であっても、殺すか、自分の手で(注11)死んだ場合、彼にその代償（jazā'）が課される(注12)。家畜(注13)、海漁の獲物(注14)、非食用獣(注15)、襲いかかってきたもの(注16)の殺害は違う。[7] 結婚契約は禁じられる(注17)。それは有効ではないが償いはない(注18)。また復縁は有効である(注19)。[8] イフラームに入った者が第1のイフラームの解除（後述）の前に交合を行

えばその2人の巡礼の儀は無効となるが(注20)、そのまま巡礼を続け(注21)、翌年そのカダーゥを［義務として］行う(注22)。性行為は禁じられ(注23)、もし行って射精した場合、巡礼は無効とはならないが(注24)、ラクダの犠牲が課される(注25)。ただしその者はイフラームを解いた状態からイフラームに入り義務の周礼を行う(注26)。

女性のイフラームは服装を除き男性と同様で、ベールと長手袋(注27)、顔を覆うことを避けるが(注28)、装飾は許される(注29)。

(注1) *al=Mu'tamad* では7つと数えているが実質は変わらない。

(注2)「供物がその（屠殺が）解禁される所に到達するまでは汝らの髪を刈るな」（クルアーン2章196節）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.4.

(注3)「あるいは免責事由なく手か足からそれ（爪）を摘むこと。目の周りに髪が生えるか、爪が割れるかしてそれら除去するか、あるいは両者（髪、爪）がほかのものと共に剥がれた場合には贖罪（の犠牲）は（課され）ない」*ibid.*, vol.4, p.4.

「巡礼のイフラーム状態にある者が、爪が割れてそれを捨てて、『おまえたちから傷を取り除け』と言っても、アッラーフはお前たちの傷によっては何もなされはしない」（ハディース：アル＝バイハキー）*al=Salsabīl*, vol.1, pp.367-368.

(注4)「アル＝ハサン・アル＝バスリー（d.110）とアターゥ（d.114/5）の2人は、『3本の毛（の散髪）には贖罪（の犠牲が課される）。それについては失念していた者と故意の者に違いはない』と言った、と伝えられている」（アル＝バイハキー）*ibid.*, vol.1, p.368.

(注5)「羊。あるいは60人の(極)貧者に食事を施すか、3日の斎戒。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, pp.7-8.

「汝らのうち、病人、頭部に疾病（虫刺され）のある者は、斎戒か喜捨か犠牲による贖罪（が課される）」（クルアーン2章196節）*al=Mu'tamad*, vol.1, p.340.

(注6)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は巡礼のイフラームの状態にある者が着る（べき）物について尋ねられて、『シャツもターバンもフード付マントもズボンも、黄色染料ウコンやサフランで染めた服、革製足袋（khuff）をつけるな。但し（革製足袋については）靴を持たない者は別であるが、（その場合でも）それ（革製足袋）が足首より下だけになるように切り詰めよ。』と答えられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、マーリク）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.333.

(注7)「（巡礼中に）乗り物から落ちて首を折って死んだ男について、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の言葉『彼に香を付けるな』による」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.335, *al=Salsabīl,* vol.1, p.369.

(注8)「なぜならその香りが目的で、香料とされるなら、薔薇水に準ずるから」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.16. 但し香を嗅ぐことは許されるとの説もある。cf., *ibid.,* vol.4, p.16.

(注9)「鳩や家鴨などで、たとえ飼われていても。一方野生化していても飼育ラクダや牛は違う。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.20.

(注10)「食用と非食用（動物）の混血、野生と飼育（動物）の混血など」*ibid.,* vol.4, pp.20-21.

(注11)「直接手を下すのであれ、（獲物の）示唆、指示、（狩猟の）手助けなど（死の間接的）原因を作ること（sabab）であれ」*ibid.,* vol.4, p.21.

(注12)「信仰する者よ。汝らが巡礼のイフラームの状態にある時は猟の殺害はならない。汝らのうちで故意に殺した者は、代償は殺したものと同等の家畜である。」（クルアーン5章95節）*al=Salsabīl,* vol.1, p.370.

(注13)「それは『猟の獲物』にはあたらないから。また預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は（マッカの）聖域でイフラーム中にラクダを屠殺されていたのである。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.25.

(注14)「汝らには海の猟とその食べ物が、汝らと旅人たちのための食料として許された。しかし汝らが巡礼のイフラームの状態にある限り、陸の猟（の獲物）は汝らに禁じられている。」（クルアーン5章96節）*al=Salsabīl,* vol.1,

p.370, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.26.

(注15)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はイフラームを解いた状態でも、イフラームの状態でも、カラス、トビ、サソリ、ネズミ、獰猛な犬の5種の害獣は殺すようにと命じられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.371.

(注16)「預言者たちの中のある一人の預言者が木の下で休んでいると、アリが彼を刺した。そこで彼は命じて荷物を木の下から動かし、命じてそれ(木)を燃やしてしまった。するとアッラーフは彼に『(その加害者の)アリ1匹(だけ)にしなかったのか』と啓示された。」(ハディース：ムスリム) *ibid.*, vol.1, p.371.

(注17)「巡礼のイフラームの状態にある者は結婚することも、させることもない」(ハディース：ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.30.

(注18)「なぜならイフラームのために（その婚姻）契約は成立しなかった(fasada)のであるから、それには償いは義務とならないのである」*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.31.

(注19)「それは『手元に残すこと（imsāk）』であるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.32. 「彼女らに親切にして手元に残せ」(クルアーン2章231節) *al=Salsabīl*, vol.1, p.372.

(注20)「その間に（自らに）巡礼を課した者は交わらない」(クルアーン2章197節) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.33.

「イブン・アル＝ムンズィル（d.309）やアル＝ワズィール（d.560）などが学者のイジュマーゥを伝えている」*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.33.

「横溢（の周回礼）を果たす前にミナでその妻と交わった者に、彼（教友イブン・アッバース）はラクダの屠殺を命じた」(アル＝アスラム)「横溢(の周回礼)を果たす前にその妻を抱いた者は、小巡礼を行い、供物を捧げよ」(教友イブン・アッバースの言葉：マーリク) *al=Salsabīl*, vol.1, p.372.

(注21)「アッラーフのために巡礼と小巡礼を完遂せよ」(クルアーン2章196節)

(注22)「ウマル・ブン・アル＝ハッターブ、アリー・ブン・アビー・ター

リブ、アブー・フライラ（3教友）は、巡礼のイフラーム中でありながら妻を抱いた男について尋ねられ、『両人の巡礼を果たすまで両人の目標にむけて進み完遂せよ。その後両人には翌年の巡礼と供物が課される。』と言った」（マーリク）*al=Salsabīl,* vol.1, pp.372-373.

(注23)「性器によらない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.37.
「その間に（自らに）巡礼を課した者は巡礼中は交わらず、悪を行わず、争論に耽らない」（クルアーン2章197節）*al=Salsabīl,* vol.1, p.373.

(注24)「それ（性器によらない性行為）と交合のキヤース（類推）は正しくない。なぜならそれ（交合）に対しては法定ハッド刑（後述）（の執行）が義務となるが、それ（性器によらない性行為）は違うから。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.38.

(注25)「交合の場合のラクダ（の犠牲）とのキヤース（類推）により、（性器によらない）性行為、接吻、凝視の繰り返し、欲情を抱いての愛撫、自慰などで射精すれば。射精しなかった場合は、（当部の）疾病（虫刺され）による（剃髪の）償いと同様に｛(注5) 参照｝羊（の犠牲が課される）。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, pp.38-39.

(注26)「横溢（の周回礼）を果たす前にその妻を抱いた者は、小巡礼を行い、供物を捧げよ」（教友イブン・アッバースの言葉：アル＝バイハキー、マーリク）*al=Salsabīl,* vol.1, p.374.
但しハンバリー派の通説ではイフラームだけで足りる。cf., *Zād al=Mustaqni', al=Riyāḍ,* 1993, vol.3, p.173.

(注27)「（巡礼では）女性は覆面をするな。手袋も付けるな。」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.3, p.40.

(注28)「男性のイフラームは頭で、女性のイフラームは顔で」（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー）*ibid.,* vol.4, p.41, *al=Ḥāshiya,* vol.4, p.41.

(注29)「巡礼のイフラーム状態にある女は綿、絹、染め物、装飾を着る」（教友アーイシャの言葉：アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.375.

[償い] 章

剃髪(注1)、爪切り、頭に被り物をすること、香を焚くこと、縫い目のあるものの着用に対する償いは(注2)、3日の斎戒か、6人の貧者にそれぞれ1ムッドの小麦か半サーウの乾燥なつめやしか大麦(注3)の食べ物を施すか、羊1頭を屠ることのいずれかを選択する。禁猟の代償は、同類のものを所有していればそれ（を屠殺する）か、それをディルハムに換算し、それで食べ物(注4)を買い、貧者一人につき1ムッドを施すか、1ムッドにつき1日の斎戒を行うかのうちいずれかを選ぶ(注5)。「享楽」と「結合」（に対する償い）の血に関しては、供物（の犠牲）が義務であるが、それがない場合は3日の斎戒で(注6)、最も良いのは（3日のうち）最後の日をアラファの日とすることである(注7)。また家族の許に戻ってから7日間斎戒する(注8)。また「支障による途中放棄者（muḥṣar）」(注9)は（供物を屠ることが課されるが）もし供物がなければ10日間斎戒し(注10)、その後イフラームを解く(注11)。また巡礼中の陰部における性交(注12)にはラクダ1頭（の屠殺）(注13)、小巡礼中であれば羊一頭が課される(注14)。女性が自発的に協力した場合は彼女にも（同様のものが）課される(注15)。

(注1)「汝らのうち、病人、頭部に疾病（虫刺され）のある者は、斎戒か喜捨か犠牲による贖罪（が課される）」（クルアーン2章196節）*al=Salsabīl*, vol.3, p.376.

「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がカアブ・ブン・ウジュラに『おまえの頭を虫が刺したようだが』と言われ、彼が『はい』と答えると、彼（使徒）は『それ（頭）を剃りなさい。そして羊を一頭屠殺すか、3日間斎戒をするか、6人の貧者に3サーゥの乾燥ナツメヤシを喜捨しなさい』と言われた。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.47.

(注2)「残りも剃髪に含める」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.48.「つまり禁

じられたことの『残り』の爪切り、（縫い目のある衣服等の）着衣、香料（も剃髪に準ずると見做す）。類似によるキヤース（類推）による。なぜならここ（巡礼）でのそれらの禁止は『贅沢』であることにより、従って剃髪（の禁止の理由）に似ているからである。」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.48.

（注3）1サーゥは4ムッドであり、また2.75リットルであり。cf., *al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu,* vol.1, p.75.

（注4）「斎戒明けの喜捨として間に合うもの」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.48, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.341. ［斎戒明けの浄財］章・［無題］節（注1）、（注3）参照。

（注5）「信仰する者よ、汝らが巡礼のイフラーム状態にある時には猟の殺害を犯すな。しかし汝らのうちで故意にその（猟の）殺害札を犯した者には、代償として汝らの中の公正な2人の者が殺したものと同等と判断した家畜が、供物としてカアバ（神殿のある聖域）に届けられるか、その代わりの斎戒（が課される）。それはその問題の重大さを味わうため。」（クルアーン5章95節）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.49.

（注6）「小巡礼から巡礼の間に（イフラームの一部部分解禁を）『享楽』した者には、重荷にならない程度の供物（が課される）。それがない者には、巡礼中に3日と期間後の7日、つまり合計10日の斎戒（が課される）。これは自分の家族が（マッカの）聖モスクの側に住んでいない者についてである。」（クルアーン：2章196節）*al=Salsabīl,* vol.1, p.377, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, pp.50-53.

（注7）「『巡礼中に3日』との御言葉について（教友4代カリフ）アリーは、『水汲み（tarwīya）の日（後述）の前日と、水汲みの日とアラファの日のことである』と言った」（アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.377.
　但し、最後の日が「水汲みの日」になるのが最善との説もある。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.4, pp.51-52.

（注8）（注6）参照。*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, pp.52-53.

（注9）支障による途中放棄については、［イフラーム］章・（注12）参照。

（注10）「汝らに支障が生じた場合には、重荷にならない程度の供物（が課

される)」(クルアーン2章196節) *ibid.*, vol.4, p.53.

(注11)「なぜなら預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)はアル＝フダイビーヤ(の地)で敵(の妨害)による(巡礼の)障害が生じた時には、イフラームを解かれたからである。というのはもしイフラームの継続が彼(障害による放棄者)に課されるとすれば、障害が多年にわたって続くこともありうる以上、苦役であるから。」*al=Kāfī*, vol.1, p.461.

(注12)「『享楽形式』(巡礼)者(の償い)とのキヤース(類推)による」*al=Rauḍ al=Murbi'*., vol.4, p.54.

(注13)[イフラーム中に禁じられていること]章・(注21)参照。
「アル＝カーディー(アブー・ヤゥラー・アル＝ファッラーゥ)らが、『もしラクダがなければ牛、それもなければ7頭の羊。なぜならそれは犠牲(aḍāḥī)においてその(ラクダの)代わりとなるから。』と述べている。」*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.54.

(注14)「なぜならそれは犠牲の1つであり、羊1頭が義務となる。なぜならば小巡礼の規定は(巡礼)より軽いからである。」*ibid.*, vol.4, p.54.

(注15)「強制された女性には償いはない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.55.

[無題]節

猟の場合を除き(注1)、同種の禁を繰り返し犯しまだ償いをしていない者は(注2)1単位の償いを行う(注3)。多種の禁を犯した者(注4)は各個に償う(注5)。これは自分がイフラームの状態にあることを否定していてもいなくても(同じである)(注6)。服、香、頭の被り物は、忘れて行った場合は免じられるが(注7)、性交(注8)、猟(注9)、爪切り、散髪は違う(注10)。すべての供物、食べ物の施しは(マッカの)聖域の貧者のためであるが(注11)、自損(剃髪)や着衣などの償いと途中放棄の血(の償い)はその原因が生じたところで(注12)。また斎戒はどこででも可(注13)。(犠

牲の）血は羊か(注14)、ラクダ7分の1で(注15)、これは牛（7分の1）でも可(注16)。

(注1) 後述。
「その代償は殺したものと同等の家畜である。」（クルアーン5章95節）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.57.

(注2)「前の（違反）を償ったあとで、それ（違反）を繰り返した場合はもう1度の償いが課される」*ibid.*, vol.4, p.57.

(注3)「ターバンとシャツとズボンと革製靴下を身につけた場合には、1単位の償い（のみ）が課される。というのはそれは同種であり、頭と身体に香料を付けるのを同様だからである。」*al=Kāfī*, vol.1, p.417.
「なぜなら至高なるアッラーフは、剃髪に1単位の償いを義務づけられたが、1回に起きたか、複数回であったかの区別をされていないからである」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.56.
「汝らのうち、病人、頭部に疾病（虫刺され）のある者は、斎戒か喜捨か犠牲による贖罪（が課される）」（クルアーン2章196節）「償い」章：(注1)参照。

(注4)「剃髪し、爪を切り、縫製品を着ることによって（3種の禁を犯すなど）」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.57.

(注5)「つまり、全ての種について、それについて義務となっている償いを」*ibid.*, vol.4, p.57.

(注6)「巡礼の（イフラーム）の解禁は、3つの事項の1つによってしか成立しない。即ち、(1) その（巡礼）の諸（儀礼）行為の完結、あるいは (2) 支障が生じた場合の解禁、あるいは (3) その（巡礼の）開始時点であらかじめ条件としていたところの免責事項（'udhr）（の発生）によってである。これ以外によっては解禁にはならない。例え解禁のニーヤ（意図）を有しても、許されず、その者のイフラームは彼の否定によっては無効とならず、継続し、彼にはその諸規定が課される。自分でイフラームを否定しても、それはただのニーヤに過ぎないため、彼には(犠牲などの)何の責任も生じない。」*ibid.*, vol.4, p.58.

(注7)「我がウンマ（共同体）は、過誤、失念、無理強いされたことは赦される」（ハディース：イブン・マージャ、アル＝ダーラクトゥニー、アル＝バイハキー、アル＝タバラーニー）*ibid.*, vol.4, p.59, *al=Ḥāshiya,* vol.4, p.59.

(注8)「交合によって巡礼が無効となるとの判断を下した教友たち―アッラーフが彼らを嘉されますように―は誰も（犯意の有無を）詮索せず、（禁じられていると知ったうえで）故意に（交合を）行った者とそうでない者を区別しなかったからである」*al=Salsabīl,* vol.1, p.379.

(注9)「なぜならアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は巡礼のイフラームの状態にある者が狩ったハイエナ（の代償）を牡羊とされ、教友の時代に発生し彼らが判断を下した事件でも同様であり、使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）にも教友にも（犯意）詮索も、（故意と過誤、失念の）区別もなかったからである。というのは破損（mutlafāt）における原則は補償（ḍamān）（後述）だからである。」*ibid.*, vol.1, p.379.［狩猟の代償］節・章（注1）参照。

(注10)「なぜならそれらは破損（itlāf）であり、それゆえ人間の財産（の場合）と同様に、それが故意であっても、過失であっても（賠償責任は）同じであるから」al=Rauḍ al=Murbi', vol.4, p.59.
なお「人間の財産」とは「アッラーフの財産」の対義語。

(注11)「代償として汝らの中の公正な2人の者が殺したものと同等と判断した家畜が、供物としてカアバ（神殿のある聖域）に届けられるか、その代わりの斎戒（が課される）。…」（クルアーン5章95節）
「そして古寺（カアバ神殿）がそれを解禁する場」（クルアーン22章33節）*al=Salsabīl,* vol.1, vol.1, p.380.
「なぜならばその目的は彼ら（マッカの極貧者）の福祉（tausi'a）だからである。それはそこ（マッカの聖域）の居住者のことであるが、そこを通過する巡礼なども、必要があれば浄財受給資格者となる。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.61.

(注12)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はフダイビーヤの和約の後で、書面の問題が片付いたところで、教友たちに『立って、犠牲を屠れ。それから剃髪せよ。』と言われた」（ハディース：アル＝ブハーリー、アブー・ダーウード、アフマド）*al=Salsabīl,* vol.1, p.380, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.62.

(注13)「なぜならその功徳が他人に及ぶものではない以上、それ（を行う場所）を特定することに意味はないから」*ibid.*, vol.4, p.63.

(注14)「『重荷にならない程度の供物（が課される）』（クルアーン2章196節）とは羊（1頭）である」（教友アリー、イブン・ウマル、イブン・アッバースの言葉：アル＝バイハキー）
「つまり単に『血』と言われる場合、その意味するところは羊（1頭の屠殺）である」*al=Salsabīl*, vol.1, p.380.

(注15)「巡礼と小巡礼で我々と預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、我々7人単位でラクダ（1頭）に（屠殺のために）共同出資した」（ハディース：ムスリム、アフマド、アル＝バイハキー）*ibid.*, vol.1, p.380.

(注16)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は巡礼において、ムスリムの間で7人毎に牛に（屠殺のために）共同出資した」（ハディース：アフマド）*ibid.*, vol.1, pp.380-381.

[狩猟の代償（注1）] 節

ダチョウにはラクダ1頭(注2)、野生ロバ(注3)、野牛、牡野山羊(īl)（注4）、鹿（thaital）(注5)、野山羊（wa'l）(注6)には牛1頭、ハイエナには雄羊(注7)、カモシカには羊(注8)。イタチ（wabr）(注9)やトカゲ（ḍabb）(注10)には生後6月（以上）の牡羊、トビネズミには子ヤギ、ウサギには（生後4月以上の）雌子ヤギ(注11)、ハトには羊(注12)。

(注1)「『至高者の御言葉「その代償は殺したものと同等の家畜である」（クルアーン5章95節）と預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がハイエナ（の殺害）について（の代償を）牡羊とされたことによる（ハディース：アブー・ダーウード）。また教友が裁定を下したことに関しては、彼らの裁定に依拠すればよく、それについて改めて裁定する必要は無い。というのは彼らこそ、（アッラーフとその使徒の意図を）最もをよく知っており、彼ら

の見解こそが正答に最も近いからである。それは『我が教友は星のようなものである。彼らに倣うならば、お前たちは導かれるだろう。』(*al=Ḥāshiya* によると偽作) との預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) の言葉による。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.66-67, *al=Ḥāshiya*, vol.4, pp.66-67.

(注2)「なぜならそれ (ダチョウ) はそれ (ラクダ) に似ているから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.1, p.67.
「ダチョウを殺した者にはラクダ1頭が課される」(イブン・アッバースの言葉：アル＝バイハキー) *al=Salsabīl*, vol.1, p.381.

(注3)「牛には牛、野生ロバにも牛 (が課される)」(イブン・アッバースの言葉：アル＝バイハキー) *ibid.*, vol.1, p.381.

(注4)「野牛には牛、牡野山羊にも牛 (が課される)」(イブン・アッバースの言葉：アル＝バイハキー) *ibid.*, vol.1, p.381.

(注5)「al=Jauharī (アラビア語学者、辞書 *al=Ṣiḥāḥ* の著者、d.1003) は『thaital とは wa'l musinn (wa'l の成獣)』と言う」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.68.

(注6)「*al=Ṣiḥāḥ* には『wa'l とは arwī (野生ヤギ、カモシカ)』とある」*ibid.*, vol.4, p.68.
「arwī (野生ヤギ、カモシカ) には牛 (が課される)」(イブン・ウマルの言葉：出典不明) *ibid.*, vol.4, p.68, *al=Mubdi'*, vol.3, p.193, *al=Furū'*, vol.3, p.427.

(注7)「アッラーフの使徒 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) はそれ (ハイエナ) には牡羊と判定された」(ハディース：アフマド) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.69.

(注8)「カモシカ (の狩猟) には羊 (が課される)」(ハディース：マーリク) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.70, *al=Ḥāshiya*, vol.4, p.70.

(注9)「イタチ (wabr) についてはトカゲとの類推」*al=Mubdi'*, vol.3, p.194.

(注10)「我々の仲間のアルバドと呼ばれる男がトカゲを踏んでその背骨を折って (殺して) しまった。そこで我々は (教友第2代カリフ) ウマル―アッラーフ、彼を嘉し給え―の許に赴きアルバドが彼 (ウマル) に尋ねた。彼 (ウマル) は『アルバド、それについては (自分で) 判断せよ』と言うと、

彼（アルバド）は『信徒の長、あなたは私より優れています』と言った。すると彼（ウマル）は『私は自分で判断せよとお前に命じたのであって、私を誉めろと命じたわけではない』と命じた。そこでアルバドは『私はそれには水と草木を集めた（生後6月の）子羊を考えています』と答えました。そこでウマルは『それ（子羊）をその（トカゲの償いの）ために（屠れ）』と言い、彼にそう判定するよう命じた。」（サイード、アル＝シャーフィイー）*al=Mughnī,* vol.5, p.405.

(注11)「巡礼のイフラームの状態の者がハイエナを殺せば、牡羊、カモシカには羊、トビネズミには（生後4月以上）子羊、ウサギにはウサギにはヤギの新生児（が償い）」（ハディース：アル＝ダーラクトゥニー、アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.383.

(注12)「（ハンバリー派の）同学は、それは教友のイジュマーゥである、と言っている。但しそれ（鳩と羊の同等性）は価格によるのではない。」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.71.

［聖域の狩猟の規定］節

そこ（マッカの聖域）での狩猟は、イフラームにある者にも、それを解いている者にも禁じられる(注1)。そこでの猟の規定はイフラームにある者の猟と同じである(注2)。その地の木、青草を伐採することは禁じられるが、但しイズヒル（芳香のあるトウシンソウ属の植物）は除く(注3)。またマディーナでの猟も禁じられる(注4)がそれには代償はなく(注5)、飼い葉(注6)や農具(注7)のためなどは許される。その聖地はアイル［山］とサウル［山］の間である(注8)。

(注1)「この町（マッカ）は、天地創造の日、アッラーフがそれを聖別されたのである。それゆえアッラーフの聖性にかけてそれ（マッカ）は復活の日に至るまで聖地である。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アフマド）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.76, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.345.

(注2)「それには代償（が課される）」*ibid.*, vol.4, p.76.

(注3)「その（マッカの聖域の）木を伐採せず、青草も刈るな。—別のヴァリアントでは、そのサボテンを切るな。また（教友）アル＝アッバースは『イズヒルは除いて。なぜならそれは墓と家屋のためのもので、彼ら（マッカ住人）に必要不可欠だから』と言う—［そして彼（使徒）は言う］ 但しイズヒルは除いて。」（アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.346, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.78. 但しアル＝ブハーリー、ムスリムには「青草も刈るな」の句はない。

「常識に照らして（'urfan）小さい（と言えるような）木には羊（1頭）で賠償し、それ以上のものには牛（1頭）で賠償する」*ibid.*, vol.4, p.79.

(注4)「マディーナはアイルとサウルの間が聖地である。その草は刈られず、その獲物が狩られない。また男がラクダに飼料をやる以外にそこで木が伐採されることも許されない。」（ハディース：アブー・ダーウード）*ibid.*, vol.4, p.81.

(注5)「なぜならそれ（マディーナ）はイフラームをせずに入ることが許される場であるから、それ（そこでの狩猟）には代償が義務とならない」*al=Mughnī,* vol.5, p.191.

「バクル・ブン・ムハンマド（アフマドの弟子）の伝承（riwāya）によるとアフマドは『預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）からも、また教友の誰からも、それ（マディーナでの狩猟）について代償の裁定を下したとは我々に伝えられてない」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.82.

(注6) (注4) 参照。cf., *ibid.*, vol.1, p.82.

(注7)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がマディーナを聖化された時、人々が『アッラーフの使徒、我々は労働者であり、水運び人です。我々は我々の土地以外の土地は不可能です。我々に軽減措置を願います。』と頼んだ。そこで彼は『鞍の2本の支柱、滑車の軸受け、輿の円蓋、滑車の軸木（を作る場合）は別として、それ以外については、そこ（マディーナ）から何も伐採してはならない』と言われた。」（ハディース：アフマド）*ibid.*, vol.4, p.83.

(注8)「マディーナはアイルとサウルの間が聖地である」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.385.

「アイルとサウルの間とはその2つの黒石地帯の間を指す」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.84

「アッラーフの使徒(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)は、その（マディーナの）2つの黒石地帯の間を聖別され、マディーナの周辺12マイルを禁域（ḥimā）とされた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.385.

[メッカ入域のズィクルとそれに関する周回礼と走歩礼] 章

以下のことがスンナである。（メッカには）その一番高いところから（入り）(注1)、（聖）モスクにはバヌー・シャイバ門から（入る）(注2)。（アッラーの）「館（カアバ神殿）」が見えたら、両手を掲げ(注3)、伝えられたもの（祈願句）を唱える(注4)。その後右肩を出し、左肩のみを覆って周回する(注5)。小巡礼を行う者は「小巡礼の周回礼」から、「結合」形式（巡礼）者と「単独」形式（巡礼）者は「到着の周回礼」から始める(注6)。全身で黒石に向かい(注7)、それに（右手で）触れ(注8)、それに接吻する(注9)。（接吻が）難しければ自分の手に接吻する(注10)。触れることが難しければ、それに向かってかざし(注11)、伝えられたことを唱える(注12)。「館（カアバ神殿）」を左手に7周回るが(注13)、「地平線（の彼方からマッカに来た）者」はこの周回礼では3周は速足で回り、後の4周は歩く(注14)。（黒）石とイエメン角に毎回触れる(注15)。

周回礼の1部をやり損ねたか(注16)、周回礼、あるいは巡礼のニーヤ(意図）を有しなかったか(注17)、アル＝シャーザラワァーン（カアバの周壁）(注18)の上かアル＝ヒジュルの壁(注19)の上を周礼したか、あるいは裸体(注20)か不浄な状態で行った者は(注21)（その周礼は）有効でない(注22)。

その後（イブラーヒームの）立処の後ろで2ラクア礼拝する(注23)。

(注1)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）マッカに入られるときは、最も高い位置から入り、最も低い位置から出られた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.386.

「カダーゥの山道から」（一番高いところ）*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.87.

(注2)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は朝日が昇った頃に（irtifā' al=ḍuḥā）マッカに入り、（聖モスクの）バヌー・シャイバ門の所でラクダを休ませ、それから中に入った」（ハディース：ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.88.

バヌー・シャイバ門は通称「アル＝サラーム（平和）門」として知られている。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.4, p.88, *al=Salsabīl,* vol.1, p.386.

(注3)「（以下の）7つの場合を除いて手を上げるな。即ち、礼拝の開始時、『（アッラーフの）館（カアバ神殿）』への表敬（istiqbāl）、サファー（丘）とマルワ（丘）の上で（後述）、2つの逗留場（アラファ、ムズダリファ、後述）、2つのジャマラ（後述）。」（ハディース：イブン・アル＝ムンズィル、アル＝ハイサミー）*al=Mughnī,* vol.5, p.211（f.n.), *al=Salsabīl,* vol.1, p.386.

(注4)「アッラーフ、あなたこそ平安であり、また平安はあなたから。我らが主よ、我らに平安を授け給え」（ハディース：アル＝バイハキー、アル＝ハーキム）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.90, *al=Salsabīl,* vol.1, p.387.

「アッラーフ、この館（カアバ神殿）の偉大さ、名誉、栄光、尊厳、徳を増し加え、その偉大さと名誉とそれに巡礼、小巡礼で詣でる者に、偉大さ、名誉、栄光、尊厳、徳を増し加え給え」（ハディース：アル＝バイハキー、イブン・アブド・アル＝ワッハーブ・ジャリール、アル＝シャーフィイー）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.90, *al=Salsabīl,* vol.1, pp.386-387.

(注5)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は緑の縞の上着を着け、右肩を出し、左肩のみを覆って周回した」(ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アル＝バイハキー、アル＝ティルミズィー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.387.

(注6)「つまり、モスクでの挨拶（の礼拝）より前に周回礼を（行う）」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.93.

「なぜなら周回礼は、（マッカの）聖モスクでの挨拶（の礼拝）にあたるから、始めにそれ（周回礼）を行うことがムスタハッブ（推奨行為）となる」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.93.

「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がマッカに着いた時に最初になさったのは、ウドゥーゥ（洗浄）であり、それから『館（カアバ神殿）』の周回礼をなさいました」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.94.

尚、「モスクでの挨拶 taḥīya al=masjid）」とは、モスクに入った時に捧げる2ラクアの礼拝のこと。

「モスクでの挨拶（の礼拝）はスンナとして定められている」*al=Mu'tamad,* vol.1, p.163.

「おまえたちは誰でもモスクに入れば、2ラクアの礼拝を捧げるまでは座るな」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、マーリク）*ibid.,* vol.1, p.163.

(注7)「（カアバ神殿の）門の側面（側に）に立たないように気をつけ、（黒）石の右と左の『館（カアバ神殿）』の2側面が見えるように（黒石）に向き合って立つ。黒石に全身で向き合えば、それで間に合う。」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.94.

「ウマル、お前は剛の者だ。お前が『館（カアバ神殿）』の周回礼を行うと、弱者を傷つけるだろう。だから（黒）石（の前）に空きがあればそれに近づいてもよいが、そうでなければ、『アッラーフは至大なり』と唱えて、離れなさい」（ハディース：アル＝バイハキー、アフマド）*al=Mughnī,* vol.5, p.214 (f.n.), *al=Salsabīl,* vol.1, p.387.

(注8)「つまり（黒）石を右手で撫でる。アル＝ティルミズィーが真正と判定して収録したハディースに、『それ（黒石）が天国から降って来た時には、牛乳よりも白かった。しかしそれを人間の罪過が黒く染めたのである。』とある。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.95.

(注9)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は（黒（石）に向き合い、両唇をそれにつけ、長い間泣き、向きを変え、それから泣きながらウマル・ブン・アル＝ハッターブに『ウマル、ここでは涙がこぼれる』と言われた」（ハディース：イブン・マージャ）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.95.

(注10)「（預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は）それ（黒石）に対面し、自分の手に接吻され…」（ハディース：ムスリム）*ibid.,* vol.4, p.97.

(注11)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はラクダに乗って周回礼をなさり、（黒）石の所に通りかかるたびに手の中のもの（接吻した手）

をそれ（黒石）にかざされ、アッラーフは至大なりと唱えられた」（ハディース：アル＝ブハーリー）*ibid.*, vol.4, p.97.

（注12）「アッラーフの御名によって。アッラーフは至大なり。あなたへの信仰、あなたの書（クルアーン）への信頼から、あなたとの契約の履行、あなたの預言者ムハンマド（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）のスンナの踏襲として」（ハディース：イブン・ハジャル［*al=Talkhīṣ al=Ḥabīr*］）*al=Mughnī*, vol.5, p.215（f.n.）, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, pp.98-99.

（注13）「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はマッカに到着されると（黒）石を訪れ、それに触れた後に、速足で3回、徒歩で4回、右回りに回られた」（ハディース：ムスリム、アル＝ナサーィー）*al=Salsabīl, vol.1, p.388.*

（注14）「私（イブン・ウマル）はアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が巡礼、小巡礼で周回礼をなさる時には、先ず『館（カアバ神殿）を3回速足で回り、4回徒歩で回られたのを見た」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.*, vol.1, p.389.

（注15）「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は周回礼でイエメン角と（黒）石に触れるのを怠られたことはなかった」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.103.

「その両者に触れるのが困難であればそれらに手をかざす」*ibid.*, vol.4, p.103.

「アッラーフはイエメン角に7,000の天使を配されており、『アッラーフ、私はあなたに現世と来世での赦免を請います。我らが主よ、現世の幸福、来世の幸福を恵み、火獄の懲罰から我らを護り給え。』と唱える者があると、『アーミーン』と唱和する。」（ハディース：アフマド）*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.105, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.105.

（注16）「なぜなら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は完全な周回礼を行ったうえで、『あなたの巡礼の儀を私から嘉納し給え』と唱えられたからである」（ムスリム、アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー、イブン・マージャ、アフマド）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.107, *al=Mughnī*, vol.5, pp.230-231（f.n.）.

（注17）「なぜならそれは崇拝行為（'ibāda）であり、礼拝に準ずるから。ま

た『行為はただニーヤ（意図）に基づく』（アル＝ブハーリー、ムスリム）とのハディース（既述）による。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, pp.107-108.

(注18)「それは地面から3分の2ジラーゥ（腕尺）盛り上がったもので、かつてはアル＝ムルタズィムやアル＝ヒジュルのと同様に『館（カアバ神殿）』の南側に見て取れたが、その後（アフマド）アル＝ムヒップ・アル＝タバリーの法判断により、その凸面が平坦にされた。」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.108.

アル＝ムヒップ・アル＝タバリーは『聖地の師（shaikh al=ḥaram)』と呼ばれたシャーフィイー派法学者、1295年没。

(注19)「それ（アル＝ヒジュル）はカアバの壁の残りであり、『館（カアバ神殿）』の一部であるから、その周回礼は有効ではない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.108.

「後述のようにそれは『破損物（ḥaṭīm)』とも呼ばれる。なぜならそれは『館（カアバ神殿)』から『壊れ落ちたもの（maḥṭūm)』であるから。『破損物（ḥaṭīm)』は黒石と『(イブラーヒームの）立ち所』（後述）の中間であることは周知である。」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.109.

「アル＝ヒジュルは『館（カアバ神殿)』の一部である」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アル＝バイハキー）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.355.

(注20)「裸体で『館（カアバ神殿)』の周回礼を行うな」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.391.

(注21)「(月経中の妻アーイシャに対して）巡礼者が行うことを行いなさい。但し周回礼は、貴女が清まるまで行うな。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*ibid.,* vol.1, p.391.

(注22)「周回礼は、途中であなたがたが話をしても良いことを除いて、礼拝（と同じ）である」（ハディース：アル＝ティルミズィー、アル＝アスラム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.111.

al=Mu'tamad によると、周回礼が有効となる条件は以下の11である。

ニーヤ、イスラーム、判断力、定時、秘所の覆い、汚物の除去、汚れ(大汚、小汚）の浄化、7周の完遂、『館（カアバ神殿)』を左に回ること（右回り)、可能である以上（歩行不能でない限り）徒歩である（乗り物に乗らない)こと、連続(途中で中断、再開しないこと)。cf., *al=Mu'tamad,* vol.1, p.355-356.

また *al=Kāfī* は、イスラーム、判断力、定時、「館」を左に回ること、可

能である以上徒歩であること、の5つを条件とせず、代わりに、「館」全体(の外側)を回ること、周回礼開始の時点で(黒石)に前身で向き合うこと、(周回礼の式次第の)順序(の順守)、の3つを加え、条件は9つとなっている。*al=Kāfī,* vol.1, p.433-434.

(注23)「アッラーフの使徒(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)は(周回礼の)最後にイブラーヒームの『立ち所』に赴き、『イブラーヒームの立ち所を礼拝所とせよ』(クルアーン2章125節)を読誦し、2ラクアの礼拝を捧げ、(クルアーン第1章)開扉章と、(第109章)不信仰者章、(第112章)純正章を読誦された」(ハディース:ムスリム、アフマド)*al=Salsabīl,* vol.1, p.392.

[メッカ入域のズィクルとそれに関する周回礼と走歩礼]章

[無題]節

その後(黒)石に触れ、アル=サファー(の丘)にその(アル=サファーの)門を抜けて向かい(注1)、『館(カアバ神殿)』が見えるようにそこに上り、「アッラーフは至大なり」と唱え伝えられたことを唱える(注2)。それから歩いて第1の標識まで下り(注3)、次の標識(注4)まで速足で急ぎ、その後歩いてアル=マルワ(の丘)に上り、アル=サファーで唱えたことを唱えた後、(アル=マルワ)を降り、歩くところでは歩き、「速足のところ」(注5)では急いでアル=サファーに向かい(注6)、これを行きを1回、帰りを1回と数えて7回行う(注7)。もしアル=マルワから始めれば第1回目を欠いたことになる(注8)。

走歩礼(sa'y)には清浄(注9)と[秘所の]被服(注10)と[周回礼との]連続(注11)がスンナとして定められる。それが終わると、供物(犠牲獣)を持たない「享楽形式」(の巡礼)者は髪を切り、イフラームを解く。それ以外の者はハッジ後にイフラームを解く(注12)。「享楽形式」(の巡

礼）者は周回礼に入ったら「主よ御許に参上しました…」(注13)と唱えるのを止める(注14)。

(注1)「(預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は)『(イブラーヒームの）立ち所』と『館（カアバ神殿)』の間で2ラクアの礼拝を捧げ、その2ラクアの後で（黒）石に触り、それからアル＝サファーに向かって出掛けられた」（ハディース：ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.114.

(注2)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はアル＝サファーが近づくと『アル＝サファーとアル＝マルワはアッラーフの聖跡のうちに数えられる』（クルアーン2章158節）と唱え、『アッラーフが先にされたもの（アル＝サファー）をもって私は（走歩礼を）始める』と（言い)、アル＝サファーから始め、『館（カアバ神殿)』が見えるようにそれに登り、キブラの方角を向き、アッラーフは唯一であり、彼は至大であるとし、『アッラーフ唯一者以外に神はなく、彼に同輩はおらず、王権は彼に属し、彼には称賛も帰され、彼は万象に全能におわす。アッラーフ唯一者以外に神はなく、彼はその約束を果たし、その僕を助け、全ての党派を御独りで打ち破り給う。』と唱えられた。」（ムスリム、アル＝ナサーィー、アフマド）*al=Salsabīl,* vol.1, p.393.

(注3)「それは（聖）モスクの角にある約6腕尺の緑の印である」*al=Rauḍ al =Murbi',* vol.4, p.117.

(注4)「(聖)モスクの角にある『アル＝アッバース門』沿いの緑の印である」*ibid.,* vol.4, p.118.

(注5)「(既述の）2つの『標識』の間」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.119.

(注6)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は（アル＝サファー）を降りて、下り坂になるところまでは歩き、涸れ河の底では速足になり、我々が登りになったところからアル＝マルワまで歩き、アル＝マルワの上でアル＝サファーで行ったことを行われたが、その往復の最後はアル＝マルワであった」（ハディース：ムスリム）*al=Kāfī,* vol.4, p.437.

(注7)「なぜなら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の巡礼の儀を語り伝える伝承者たちは彼（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がその（ア

ル＝サファーとアル＝マルワ）間を7回行き来したことで一致しているからである」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.119.

「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はアル＝サファーに着くと、アル＝サファーとアル＝マルワの間を7回巡回したが、彼の巡礼を終え屠殺の日にその供物を屠殺し、（ミナーからマッカに）押し出して、『館（カアバ神殿）』の巡回礼を行うまで、彼に禁じられたことを何も解禁せず、彼に禁じられたことの全てをその後で解禁した」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.408.

「（イブン・ウマルは）アル＝サファーとアル＝マルワを巡回する時は、アル＝サファーから始め、『館（カアバ神殿）』が見えるようにそれに登り、『アッラーフは至大なり』と3回唱え、『アッラーフ唯一者以外に神はなく、彼に同盟はおらず、王権は彼に属し、彼には称賛も帰され、彼は万象に全能におわす。アッラーフ唯一者以外に神はなく、彼はその約束を果たし、その僕を助け、全ての党派を御独りで打ち破り給う。』と唱え、それを7回行った。つまり21回『アッラーフは至大なり』と唱え、7回『アッラーフ唯一者以外に神はなく…』と唱えたが、その間にも祈願をし、アッラーフに願い事をした。それから（アル＝サファーを）下り、涸れ河の底に来るとそこを抜けるまでは速足になり、その後アル＝マルワに着くまでは歩き、それに登り、アル＝サファーで行ったと同じことを行い、走歩礼（sa'y）を終えるまでにこれを7回繰り返した。」（アフマド）Aḥmad 'Abd al=Raḥmā al=Bannā, *Bulūgh al=Amānī min Asrār al=Fatḥ al=Rabbānī,* vol.12, p.87.

（注8）「私はアッラーフが先にされたもの（アル＝サファー）をもって（走歩礼を）始める」（ハディース）*al=Salsabīl,* vol.1, p.394, （注2）参照。

（注9）「女性が『館（カアバ神殿）』の周回礼を行い、それから2ラクアの礼拝を捧げ、それから月経になれば、アル＝サファーとアル＝マルワの間を巡回せよ」（ハディース：アル＝アスラム）*al=Mughnī,* vol.5, p.246.

（注10）「碩学たち（ahl al='Ilm）の多数意見では、（大汚、小汚の）汚れの状態にあるか、裸体で走歩礼を行っても、（有効な走歩礼として）間に合う。但し秘所を覆うことは、（走歩礼であるかどうかに関わらず）無条件に義務である。」*al=Mu'tamad,* vol.1, p.358.

（注11）「それ（歩走礼）と周回礼の間の」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.1, p.358.

「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は周回礼の後で初めて走歩礼を行われ、『あなたのための巡礼の儀を、私から嘉納し給え』と言われた」

(ハディース：ムスリム、アフマド、アル＝ナサーィー) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.358.

(注12)「お前たちの中で供物（犠牲獣）を持つ者は、その巡礼を終えるまでは、禁じられたことの何物も解禁されない。他方お前たちの中で供物（犠牲獣）を持たない者は『館（カアバ神殿)』、アル＝サファーとアル＝マルワ（の間）を（それぞれ）回り、（髪を）切り、（小巡礼の）禁を解き、それから（改めて）巡礼のために開始の声をあげ、供物（犠牲獣）を捧げよ。供物のない者は巡礼中に3日、家族の許に帰ってから7日の斎戒を行え。」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Mughnī,* vol.5, p.252.

(注13) ［イフラーム］章・(注21) 参照。

(注14)「小巡礼を行う者は、(黒) 石に触るまで、『主よ御許に参上しました…』と唱えよ」(ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、アル＝ナサーィー) *al=Salsabīl,* vol.1, p.395.

［巡礼と小巡礼の形態］章

マッカでイフラームを解いている者は「水汲み」の日(注1)、日が（西に）傾く前（午前中）にそこで巡礼のためにイフラームをすることがスンナであるが(注2)、聖域のその他の場所においても可(注3)。そしてミナーで1泊し(注4)日が昇った後アラファに向かう(注5)。ウラナの底(注6)を除きその全体が逗留場である(注7)。（アラファでは）ズフルとアスル（の礼拝）をまとめ(注8)、『岩場』(注9)とアル＝ラフマ山(注10)に乗り物に乗ったまま(注11)停まり(注12)、伝えられた祈願を多く行うこと(注13)がスンナである。その（巡礼の）有資格者であり(注14)アラファの日のファジュルから犠牲の日のファジュルまでの一時でも（そこに）逗留した者はその巡礼は有効となるがそうでなければ（有効とは）ならない(注15)。

日中（アラファに）逗留し、日没前に（そこを）押し出し、その前に戻って来なかった者には（犠牲の）血が課されるが(注16)、夜間のみ停

まった者には（課され）ない(注17)。

その後で日没後(注18)、粛々と（bi-sakīna）(注19)ムズダリファに押し出すが、空き地では急ぐ(注20)。そこで2つの夜の礼拝をまとめ(注21)、[義務として]そこで夜を明かす(注22)。夜半過ぎに（そこを）発つことが許されるが(注23)、その[夜半]前であればそこにファジュルの後に到着した場合と同様、（犠牲の）血が課される(注24)が、その[ファジュル]前（に到着したの）であれば（課され）ない(注25)。

（そこで夜を明かした時は）朝の礼拝をし(注26)、「聖標（al=mash'ar al=ḥarām）」(注27)に行き、そこに登るかふもとに立ち(注28)、アッラーを讃え、『アッラーフは至大なり』と唱え、「アラファートから押し出した時には、…」（クルアーン2章198節）の2節を読誦し(注29)、明るくなるまで祈願を行う(注30)。

アル＝ムハッスィラ(注31)に着いたなら、投石場に急ぎ(注32)、小石を拾うが(注33)、その数は70で(注34)、（大きさは）フンムス（エジプト豆）とハシバミの実の間(注35)。

ミナー、―それはムハッスィルの涸れ河からであるが、―に着いたなら、ジャムラ・アル＝アカバ(注36)に向かって、それらの石を7つ順に投げる(注37)。腋の白さが見えるまで［右］手を上げ(注38)、石ひとつ毎に『アッラーフは至大なり』と唱える(注39)。それ以外のものを投げては認められず(注40)、2度投げても認められない(注41)。（ジャムラ・アル＝アカバには）停まらず(注42)、その前に「主よ御許に参上しました…」と唱えるのを止める(注43)。日昇後に投げるが(注44)、夜半過ぎでも間に合う(注45)。

その後供物（犠牲獣）を持っていれば屠殺し(注46)、剃髪するか髪全体を短く刈る(注47)。女性は指半分ほど(注48)短くする(注49)。

この後では彼（男性巡礼者）には女性（との交合）以外のすべてが解禁となる(注50)。剃髪と散髪は巡礼の儀であるが(注51)、これを遅らせても血（の償い）は課されず、投石と屠殺の前に行っても（課され）ない(注52)。

(注1)「ズウー・アル＝ヒッジャ月8日」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.126.

(注2)「水汲みの日、人々はミナーに向かい、巡礼の開始の声を上げた。アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は乗り物に乗り、そこでズフルとアスルとマグリブとイシャーゥとファジュルの礼拝を行われ、太陽が登るまでしばらくそこに留まった。」（ハディース：ムスリム、アル＝ティルミズィー、アル＝ナサーィー、アフマド）*al=Salsabīl*, vol.1, p.395.

(注3)「その（マッカ）の外からでも」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.127.
「『我々はアル＝アブタフで（巡礼）開始の声を上げた』との（教友）ジャービルの言葉による」*al=Mughnī*, vol.5, p.261.「なぜならアル＝アブタフは町（al=balad）の外であるから」*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.127.

(注4)（注2）参照。cf., *al=Salsabīl*, vol.1, p.396.

(注5)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はミナーでファジュルの礼拝を行ってから、アラファの日の朝に出発しアラファに到着するとズフルの礼拝までナミラに泊まられた。アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は昼過ぎに出掛け、ズフルとアスル（の礼拝）を纏め、それから人々に説教し、それから出掛け、アラファの逗留所に逗留された。」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Mughnī*, vol.5, p.264.

(注6)「アラファは全て『逗留場』である。それゆえウラナから登れ。」（ハディース：イブン・マージャ）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.131.
「ウラナのモスクとも言われる涸れ河で、雨が降ると水が流れる水路。また3つの山とも言われ、端の山は『（アラファの）逗留場』に隣接している。」*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.130.

(注7)「アル＝ウラナを見下ろす山からそれと向かい合った山、アーミル族の周壁、—あるいはマーリク族の砦とも呼ばれる—まで。その縦は2マイルであり、横も同様に2マイルである。」*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.130.

(注8)（注5）参照。cf., *al=Salsabīl*, vol.1, p.397.

(注9)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は彼のラクダ『アル＝カスワー』を『岩場』に停め、徒歩の者の手綱を手にし、キブラ（カアバの方向）に向かれた」（ハディース：ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.133,

al=Ḥāshiya, vol.4, p.133.

(注10)「アル＝ラフマ山に登ることはシャリーアに定められていない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.133.

(注11)（注2）参照。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.4, p.132.

(注12)「私（預言者）はここに逗留する（waqaftu)。アラファは全て『逗留場（mauqif)』である。」（ハディース：アブー・ダーウード、イブン・マージャ）*al=Mughnī,* vol.5, p.266.

(注13)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がアラファの日に最も多くされた祈願は、『アッラーフ唯一者以外に神はなく、彼に同盟はおらず、王権は彼に属し、彼には称賛も帰される。善は彼の御手にあり、彼は万象に全能におわす。』であった」（ハディース：アフマド）*al=Salsabīl,* vol.1, p.397.

(注14)「ムスリムであり、巡礼のイフラームを行い、酩酊しておらず、狂人でなく、失神していないことによって」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.137.

(注15)「なぜならそれはそれ（アラファ逗留）は崇拝行為（'ibāda）の構成要件である以上、それ（構成要件であるアラファ逗留）を欠いては（巡礼は）成立しないのである」

「巡礼は、アラファの日である。結集の夜の（翌朝の）ファジュルの礼拝までに（アラファに）着いた者はその巡礼を完遂したのである。」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.138.

(注16)「つまり羊1頭。なぜなら義務を行わなかったからである。もし戻って日没まで留まるか、あるいはその（日没）後でもファジュル前に戻れば、彼には血は課されない。なぜならそれで義務、つまり夜と昼の逗留を果たしたことになるからである。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.138.

「我々のこの礼拝（アル＝ムズダリファでのファジュルの礼拝）に参加し、我々が（聖モスクへと）押し出すまでを、我々と共に（アル＝ムズダリファに）逗留した者は、それ以前に夜間であれ日中であれアラファに逗留していたのであれば、その巡礼を全うし、身奇麗にし（髪や爪を切りイフラームを解いて）て（良い状態になって）いる。」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、アル＝ナサーィー、アル＝ハーキム）*al=Mu'tamad,*

vol.1, p.349, *al=Ḥāshiya,* vol.4, p.144.

(注17)「巡礼は、アラファの日である。結集の夜の（翌朝の）ファジュルの礼拝までに（アラファに）着いた者は（その巡礼に）間に合ったことになる。」(ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、アフマド) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.349.

(注18)「(預言者は) 日が沈んでから（アル＝ムズダリファへと）押し出された」(ハディース：アブー・ダーウード) *al=Ḥāshiya,* vol.4, p.139.

(注19)「人々よ、爾々と爾々と」(ハディース：ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.140, *al=Mughnī,* vol.5, p.276, p.156 (f.n.).

(注20)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はラクダの歩みを速めておられたが、空き地では（更に）急ぎ足にさせられた」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.141, *al=Ḥāshiya,* vol.4, p.141.

(注21)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はアル＝ムズダリファに到着すると、そこで1回のアザーンと2回のイカーマでマグリブとイシャーゥの礼拝を行われたが、その（イカーマとイシャーゥの）間には全く（アッラーフの）称賛（句を唱えること）を行われなかった」(ハディース：ムスリム、アフマド) *al=Salsabīl,* vol.1, p.399, *al=Mughnī,* vol.5, p.278.

(注22)「アラファートから押し出した時には、『聖標(al=mash'ar al=ḥarām)』でアッラーフを唱念せよ」(クルアーン2章198節) *al=Mughnī,* vol.5, p.284.

「アル＝ムズダリファには『アル＝ムズダリファ』、『集結(al=jam')』、『聖標 (al=mash'ar al=ḥarām)』の3つの名がある。その範囲はアラファの『2つの山間の狭隘地(ma'zimān)』からムハッスィルの角までである。」*ibid.,* vol.5, p.283. 「アラファの『2つの狭隘地』とは2つの山」*al=Mubdi',* vol.3, p.237.

なお *al=Mubdi'* では「ムハッスィルの角」の代わりに「ムハッスィルの涸れ河」とある。cf., *ibid.,* vol.3, p.237.

「なぜなら預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はそこで夜を明かし、『あなたの（ための巡礼の儀）を私から嘉納し給え』と言われたから」(ハディース：ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.142, *al=Mu'tamad,* vol.1, p.350.

(注23)「私（イブン・アッバース）は（アル＝ムズダリファの夜に）預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が彼の家族の中の身体の弱い者と一緒に先にアル＝ムズダリファからミナーに行かせた者の1人であった」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.143.

(注24)「なぜなら巡礼の儀の義務（の1つ）を行わなかったから」*ibid.*, vol.4, p.144.

「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が行われたことと言われたことに反しているから」*al=Salsabīl*, vol.1, p.400.

「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はそこで夜を明かし、『あなたの（ための巡礼の儀）を私から嘉納し給え』と言われた。夜半過ぎに押し出すことは、それについて言われた軽減措置 |(注23) 参照| によってのみ許されているだけであるから」*al=Mughnī*, vol.5, p.284.

(注25)「それによって明文に述べられた |(注22) 参照| 定刻内の逗留が成立しているから」*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.144.

「我々のこの礼拝—即ちファジュル（の礼拝)—に参加し、我々が（聖モスクへと）押し出すまでを、我々と共に（アル＝ムズダリファに）逗留した者は、その巡礼を全うした。」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、アル＝ナサーィー、アル＝ハーキム）*al=Ḥāshiya, vol.4*, p.144, *al=Mu'tamad*, vol.1, p.349.

(注26)（注25）参照。cf., *al=Salsabīl*, vol.1, p.400.

(注27)「アル＝ムズダリファの小山」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.144.

(注28)「(使徒は）ファジュルの礼拝をし、乗り物に乗り、『聖標』の着くと、そこでキブラ（カアバの方向）を向いた」（ハディース：ムスリム）*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.145.

「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は『聖標』の着くと、それに登り、アッラーフを称え、『アッラーフは至大なり』と唱え、『アッラーフの他に神はなし…』と唱えられた」（ジャービルの伝えるハディース）*al=Mubdi'*, vol.3, p.237.

(注29)「『アラファートから押し出した時には、…』（クルアーン2章198節）との至高者の御言葉と『預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は「聖標」の着くと、それに登り、アッラーフを称え、「アッラーフは至大なり」と

唱え、「アッラーフの他に神はなし…」と唱えられた』とのジャービルのハディースにより」*al=Mubdi'*, vol.3, p.237.

「(使徒は) アッラーフに祈願し、『アッラーフは至大なり』と唱え、『アッラーフの他に神はなし…』と唱えられた」(ハディース：ムスリム) *ibid.*, vol.4, p.145.

(注30)「預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) はすっかり (空が) 白むまで『聖標』に逗留し、(空が) 白むと日が昇る前に緩々と出発した」(ハディース：ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.146, *al=Ḥāshiya,* vol.4, p.146.

(注31)「アル＝ムズダリファとミナーの間の涸れ河」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p146.

(注32)「それは石を投げるのに要する程 (qadr ramya bi-ḥajar)」*al=Mughnī,* vol.5, p.288.

「預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) はアル＝ムハッスィルの (河) 底に差しかかると、少し動きを速めた」(ハディース：ムスリム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.147, *al=Ḥāshiya,* vol.4, p.147.

(注33)「アッラーフの使徒 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) はアラファの (日の後の) 黄昏と『集結』の朝、人々が押し出すときに、『おまえたちはアル＝ムハッスィルに入るまでは緩々と (進め)。それ (アル＝ムハッスィル) はミナーの一部である』と言われ、また『お前たちはアル＝ジャマラで投げる投石用の石を (拾え)』と言われた」(ハディース：ムスリム、アフマド) *al=Salsabīl,* vol.1, p.401.

石はどこで拾っても良いというのが通説。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.147, *al=Mughnī,* vol.5, p.288.

(注34)「屠殺の日に7個、急がないならアル＝タシュリークの日々に63個を投げる」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.149. 後述。

(注35)「投石 (khadhaf) 用の石のような」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.149. 「人々よ。アル＝ジャマラで石を投げるなら、投石用の石のような (大きさの) 石を投げよ」(ハディース：アブー・ダーウード) *al=Mughnī,* vol.5, p.289.

(注36)「それら（ムハッスィルとジャマラ・アル＝アカバ）はミナーの一部ではない。なぜならその境界は確定されていないから。ジャマラ・アル＝アカバはミナー側から見てアル＝ジャマラートの最後のものであり、マッカに最も近く、最大のアル＝ジャマラである。」*al=Ḥāshiya,* vol.4, pp.149-150.

(注37)「1つ、また1つ。もし纏めて1回で投げれば、1つとしてしか間に合わない。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.150.「つまり、1つ、また1つ投げる。イブン・ウマルなどの伝える両『正伝集（アル＝ブハーリー、ムスリム）』の収録する『預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はそこ（アル＝ジャマラ）で7つの石を投げた』による」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.150.

(注38)「なぜなら投げる助けになるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.151.

(注39)「私（ザイド・ブン・アスラム）は、サーリム・ブン・アブド・アッラーフが涸れ河の底に降り、アル＝ジャマラに7つの石を投げ、石1つ毎に、『アッラーフは至大なり。アッラーフは至大なり。』とタクビールを唱え、それから『アッラーフよ、これを祝福された巡礼、罪の赦し、嘉された行いとなし給え』と言うのを見た。そこで私が彼の行ったことについて尋ねると、彼は『私の父が私に、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はこの場所からアル＝ジャマラに石を投げ、石を1つ投げる度に、私が（今）唱えたように唱えられた』と答えた。」（ハディース：アル＝バイハキー）*al=Mughnī,* vol.5, p.293.

(注40)「宝石、金、鉱物など石以外のもの」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.151.

(注41)「なぜならそれは『崇拝行為（'ibāda)』に使用されたものなので、ウドゥーゥ（洗浄）の水と同じく、2度と使用できない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.152.

(注42)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はアル＝タシュリークの日々には日が西に傾き始めるとアル＝ジャマラでアル＝ジャマラ1つずつにつき7つの石を投げ、石1つ毎に『アッラーフは至大なり』と唱え、第1と第2（のアル＝ジャマラ）では停まって長く立ち祈願されたが、第3（のアル＝ジャマラ、即ちジャマラ・アル＝アカバ）では停まられなかった」（ハディース：アブー・ダーウード、アフマド、イブン・ヒッバーン、アル＝バイハキー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.403.

(注43)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はジャマラ・アル＝アカバで（石を）投げるまでは、『主よ御許に参上しました…』と唱えておられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.154.

(注44)「私（ジャービル）はアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が屠殺の日の午前中に（石を）投げるのを見ました」（ハディース：ムスリム）*ibid.*, vol.4, p.154.

(注45)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が（妻の）ウンム・サラマに屠殺の（日の前）夜に許可されたので、彼女はファジュルの前に、ジャマラ・アル＝アカバで（石を）投げ、そこを去り、（周回礼に）押し寄せました」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.155.

(注46)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はミナーに到着し、アル＝ジャマラに行きそれに（石を）投げ、その後ミナーの宿営に行って屠殺をなされ、その後理容師に、（頭の）右側を指して『刈れ』と命じ、次いで左側を指し、それから彼（理容師）を人々にまわされた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー）*al=Salsabīl*, vol.1, p.404.

(注47)「汝らの頭を剃るか短く刈り込んで（アッラーフが望み給えば、聖モスクに安全に入る）…」（クルアーン48章27節）
「(髪を)短く刈って、それから(巡礼のイフラームを)解禁せよ」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アフマド）*al=Mu'tamad*, vol.1, p.351-352.

(注48) それ以下でも可。cf., *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.159, *al=Mubdi'*, vol.3, p.243.

(注49)「女性には剃髪は課されない。女性には散髪が課されるだけである。」（教友イブン・アッバースの言葉：アブー・ダーウード）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.160.

(注50)「交合、（性器以外による）性行為、接吻、愛撫、婚姻交渉」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, pp.160-161.

(注51)「両者を［共に］行わなければ、（犠牲の）血（が課される）」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.162.

「（髪を）短く刈って、それから（巡礼のイフラームを）解禁せよ」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アフマド）*ibid.*, vol.4, p.162, *al=Mu'tamad*, vol.1, p.351-352.

(注52)「何かの前に何かを先に行っても、問題はない」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.162, *al=Ḥāshiya*, vol.4, p.162.

「お前たちがアル＝ジャマラに（石を）投げれば、女性を除く全てがおまえたちに解禁される」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー、イブン・マージャ、アフマド、アル＝バイハキー）*al=Salsabīl*, vol.1, p.405, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.5, p.161.

［無題］節

その後マッカに押し出し(注1)、『結合形式』者と『単独形式』者は義務遂行のニーヤ（意図）をもって「訪問（ziyāra）の周回礼」を行う(注2)。その定刻の初めは犠牲（の日）の夜半過ぎであるが(注3)、スンナではその日の日中であり(注4)、遅らせることもできる(注5)。「享楽形式」者であるか(注6)、それ以外でも到着の周回礼と共に走歩礼を行わなかった者は、その後でアル＝サファーとアル＝マルワの間で走歩礼を行う(注7)。その後はすべてが解禁となる(注8)。

その後ザムザム(泉)の水を(注9)望みのもののために(祈って)飲み(注10)、それで腹を満たし(注11)、伝えられた言葉で祈願する(注12)。

その後戻り(注13)、ミナーで(注14)3夜(注15)を過ごし、アル＝ハイフ・モスク(注16)に近い第1アルジャムラで7つの石を投げ(注17)、それを左手に見ながら(注18)少し下がり(注19)、長々と祈願をする(注20)。次いで中間のアルジャムラでも同様にし、次いでジャムラ・アル＝アカバで（同様にし）それを右手にし、涸れ河の底に降りるがそこには留まらない。こ

れをアル＝タシュリークの日々の毎日日が（西に）傾いてから（午後）に(注21)、キブラに向かって同じ順序で行う(注22)。（タシュリークの）3日目に全て(注23)を（まとめて）投げても間に合うが(注24)、（その場合）順を追ってそのニーヤ（意図）をもって行う(注25)。もしそれに遅れるかミナーで夜明かしをしなかった場合は（償いの）血が課される。

2日のうちに早めに済ませた者は日没前までに出立する(注26)。そうでなければ夜明かしと翌日の投石が課せられる(注27)。

マッカからの出発を望む者は、「別離の（wadā‘）周回礼」を行うまでは出発しない(注28)。その後に滞在したり、商売をしたりした場合は、周回礼をやり直す(注29)。月経の女性以外で(注30)これを行わなかった者はそこに引き返す(注31)。それが困難か(注32)戻らない者には（償いの）血が課される(注33)。もし来訪の周回礼を遅らせ、出発の時にそれを行っても「別離の（周回礼）」として間に合う(注34)。月経の女性(注35)以外は［黒石のある］角と扉の間に立ち、伝えられた祈願(注36)を行い、月経の女性は門の所に立って(注37)祈願をする(注38)。

預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の墓(注39)、その2人の教友(注40)の墓を訪ねることがムスタハッブ（推奨行為）である。

小巡礼の形態は、起点（mīqāt）かメッカの住人であればアル＝ヒッルの最近点でイフラームを行うことであり、聖域内では不可(注41)。周回礼、走歩礼を行い、（剃髪か）散髪をした後、イフラームを解く(注42)。小巡礼はいつでも許され(注43)、それ（「結合形式」者の小巡礼）によって義務（の小巡礼）の代わりとして間に合う(注44)。

巡礼の構成要件は、イフラーム、（アラファの）逗留、「訪問の周回礼」、走歩礼である(注45)。

その義務行為は、指定の起点でのイフラーム、日没までアラファに逗留すること、給水人と牧童を除きミナーで夜明かしすること、夜半後にムズダリファで夜明かしすること、投石、剃髪、別離（の周回礼）であり(注46)、その他はスンナである。

小巡礼の構成要件は、イフラームと周回礼、走歩礼である(注47)。

その義務行為は、剃髪とその出発地点でのイフラームである(注48)。

イフラームを行わなかった場合、その者の巡礼の儀は成立しない。またそれ以外の構成要件、あるいはそのニーヤ（意図）を欠いた場合、それなしにはその者の巡礼の儀は完遂されない。義務行為を怠った者は、(償いの）血が課せられるが(注49)、スンナの場合はなにも課されない(注50)。

(注1)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は屠殺場に向かい、屠殺を行い、乗り物（ラクダ）に乗り、『館（カアバ神殿)』に押し出し、マッカでズフルを行われた」（ハディース：ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.407.

(注2)「『押し出し(ifāḍa)の周回礼』とも言われる」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.165.

「『万古の館（カアバ神殿)』の周回礼を行え」（クルアーン22章29節）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.349.

「これ（訪問の周回礼）は（巡礼の）構成要件であり、これを欠いては巡礼は成立しない。そしてこれは字義通りには、この両者（『結合形式』者と『単独形式』者）はたとえ（巡礼の儀を始める前に）まだマッカに入っていなくとも、『到着（qudūm）の周回礼』を行わず、『享楽形式』者も同様（に行わない）で、『訪問の周回礼』だけを行うことになる。それはモスクに入った時にイカーマとなった者には、『モスクの挨拶（の礼拝)』の代わりにそれ（そのイカーマの義務の礼拝）だけで足りるのと同様であり、アル＝ムワッファク（イブン・クダーマ）がこれ（見解）を採っている。一方タキー・アル＝ディーン（イブン・タイミーヤ）やイブン・ラジャブやアフマドの明文、—そしてそれは多数派の採るものでもあるが—もしこの両者（『結合形式』者と『単独形式』者）が（巡礼の儀を始める前に）まだそれ（マッカ）に入っていなければ、（先ず）速足で『到着の周回礼』、次いで『訪問の（周回礼』を行い、『享楽形式』者は（先ず）『到着』、次いで速足無しに『訪問』の周回礼を行う、というものである。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, pp.166-167. cf., *al=Ḥāshiya,* vol.4, pp.166-169.

但しハンバリー派の通説では、「結合形式」者、「単独形式」者は前にマッカに入っていなければ速足（raml）で、「享楽形式」者は速足なしに「到着

(qudūm) の周回礼」を行い、その後「訪問の周回礼」を行う。cf., *Zād al=Mustaqni'*, *al=Riyāḍ*, 1993, vol.3, pp.173-174.

(注3)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は（妻の）ウンム・サラマを屠殺の（日の前）夜に去らせられたので、彼女はファジュルの前に、ジャマラ・アル＝アカバで（石を）投げ、そこを去り、（周回礼に）押し寄せました」（アブー・ダーウード、アル＝バイハキー、アル＝ハーキム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.407.

(注4)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は屠殺の日に押し出された」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.167.

(注5)「つまり周回礼をミナーの日々より遅らせること。なぜならその定刻の最後は『走歩礼』と同じく明確化されていないから。」*ibid.*, vol.4, p.169.
「なぜなら至高者（アッラーフ）は（時間の）条件を付さずに周回礼を命じているからである」*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.169.（注2）参照。

(注6)「なぜなら彼（『享楽形式』者）の第1の『走歩礼』は小巡礼のためのものだからで、巡礼のための走歩礼が義務となる」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.169.

(注7)「巡礼と小巡礼のイフラームを（同時に）行った者には、1回の周回礼と1回の走歩礼でその両方（巡礼と小巡礼）に間に合う」（ハディース：アル＝ティルミズィー、イブン・マージャ、アフマド）*al=Salsabīl*, vol.1, p.408.

(注8)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はアル＝サファーに着くと、アル＝サファーとアル＝マルワの間を7回巡回したが、彼の巡礼を終え屠殺の日にその供物を屠殺し、（ミナーからマッカに）押し出して、『館（カアバ神殿）』の巡回礼を行うまで、彼に禁じられたことを何も解禁せず、彼に禁じられたことの全てをその後で解禁した」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl*, vol.1, p.408.

(注9)「（巡礼で預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は）それから配水係のアブド・アル＝ムッタリブ族の許に赴かれ、彼らは彼に水桶を渡し、彼はそれから飲んだ」（ハディース：ムスリム）*al=Mughnī*, vol.5, p.318（f.n.）.

(注10)「ザムザム（の泉）の水は、（それを祈って）飲んだ物事に（霊験あらたかである）」（ハディース：イブン・マージャ、アフマド、アル＝バイハキー、アル＝ハーキム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.409.

(注11)「我々と偽信者の間（の区別）の印は、彼ら（偽信者）がザムザムの水で腹を満たさないことである」（ハディース：アル＝ブハーリー、イブン・マージャ、アル＝ハーキム、アル＝タバラーニー、アル＝カズウィーニー）*ibid.,* vol.1, p.409.

(注12)「アッラーフの御名に於いて。アッラーフよ、これによって我々に有益な知識、豊かな糧、渇きの癒し、満腹、全ての病の癒しを与え、これによって我が心を浄め、それ（心）をあなたへの畏れとあなたの英知で満たし給え。」（教友イクリマからの伝承）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.172, *al=Ḥāshiya,* vol.4, p.172.

(注13)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は屠殺の日に押し出し（周回礼を行い）、それから戻ってミナーでズフルの礼拝をされた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.173.

(注14)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はズフルの礼拝をされ、その（屠殺の）日の終わりに（マッカに）押し出し（周回礼を行い）、それからミナーに戻り、そこでアル＝タシュリークの日々の夜を過ごされた」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Mughnī,* vol.5, p.324.

(注15)「（帰郷を）急がなければ。急ぐなら2泊2日。アル＝タシュリークの日々にはアル＝ジャマラートで（石を）投げる。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.173.
「2日で急いで行う者にも罪はない。また遅らせる者にも、（アッラーフを）畏れる者には罪はない。」（クルアーン2章203節）*al=Mughnī,* vol.5, p.332.
「（アル＝タシュリークの日々とは）屠殺の日の後の3日である」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.173.

(注16)「最初にそれを建てたのはアッバース朝カリフのアル＝マンスール（d.158）である。それ（の建てられた場所）は預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がミナーで説教と礼拝を行った場である。」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.174.

(注17)「(イブン・ウマルは) 第1のアル＝ジャマラで7個の石を投げ、1個毎に『アッラーフは至大なり』と唱え、それから前へ出て、平地に行き、長時間立って両手を上げ、それから中間 (のアル＝ジャマラ) で (石を) 投げ、それから北に向かって底の平地に行き、キブラに向かって長時間立ち、それからジャマラ・アル＝アカバでは涸れ河の底から (石を) 投げ、そこでは (立ち) 停まらずに離れて、『私 (イブン・ウマル) 預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) がこのように行われるのを見た』と言った」(ハディース：アル＝ブハーリー) *al=Mubdi'*, vol.3, p.251.

(注18)「両『正伝』(アル＝ブハーリー、ムスリム) 集などには、預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) がその (アル＝ジャマラ) の前に出て、キブラの方向を向いて立ち止まられたとある。あるテキストでは『平地になるまで前進しキブラの方向に向いて立たれた』となるが、それ (アル＝ジャマラ) を左手に見ない限りそのようにはならないのである」*al=Ḥāshiya*, vol.4, pp.174-174.

(注19)「(他人の投げる) 石が当たらないように」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.175.

「アル＝ムワッファク (Ibn Qudāma, d.620) 等の表現。それから、『正伝』集 (ムスリム) 等にあるように少し前進する ｜(注17) 参照｜。」*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.175.

(注20)「両手をあげて」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.175.

「アル＝ブハーリー、ムスリム等の『正伝』に『キブラに向かって長時間立ち、両手をあげて祈願を行った』とあるから。一部の者はそれ (長時間) をクルアーン第2章「雌牛」章 (を読み終わる程) の時間、と具体的に示している。」*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.175.

(注21)「その前 (午前中) では不可 (lā yujzi') であり、(ザムザムの) 給水人と (ラクダの) 牧童以外には夜も不可」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, pp.176-177.

(注22)「アル＝ジャマラでの70個全てを投げる」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.178.

(注23)「アル＝タシュリークの日々は投石の定時であり、それゆえアラファでの逗留をその定刻の終わりまで遅らせた場合 (何も課されない) のと同じく ｜[巡礼と小巡礼の形態] 章・(注15) 参照｜、それをその (定刻の) 始

まり（第1日）からその終わり（第3日）まで遅らせても、何物も（課され）ない。」*al=Mughnī,* vol.5, p.333.

（注24）「定刻内に履行を逃した礼拝（のカダーゥ）と同じく」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, pp.178-179.「礼拝の条件」節（注22）参照。

（注25）「なぜなら巡礼の儀の義務（の1つ）を行わなかったから。但し（ザムザムの）給水人と（ラクダの）牧童には（ミナーでの）夜明かしは課されない」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.179.

「アル＝アッバースは彼の（マッカの巡礼客への）給水の（役目の）ために、ミナーの夜をマッカで明かすことの許可をアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）に求め、彼（使徒）は彼に許可を与えられた」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.412.

（注26）「彼には罪は無く、彼は第3日の投石を免じられる。彼は石は地中に埋める。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, pp.180-181.

「2日で急いで行う者にも罪はない。また遅らせる者にも、（アッラーフを）畏れる者には罪はない。」（クルアーン2章203節）*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.180.

（注27）「第2日の晩を迎えた者は、翌朝まで残り、人々と共に帰途につけ」（教友第2代カリフ・ウマルの言葉：マーリク）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.181, *al=Ḥāshiya,* vol.4, p.181.

（注28）「自分の（マッカでの）最後の務め（'ahd）を『館（カアバ神殿）』の周回礼としない限り、誰も（マッカを）出立してはならぬ」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Salsabīl,* vol.1, p.413.

（注29）「その（マッカでの）最後の務めは『館（カアバ神殿）』で、となるように。それは旅行者がその家族や兄弟たちに別れを告げる場合の慣行と同じなのである。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.184.

（注30）「人は（マッカでの）最後の務めは『館（カアバ神殿）』で、と命じられている。但し月経中の女性には減免される。」（教友イブン・アッバースの言葉：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.413.

（注31）「マッカから遠く離れていなければイフラームはせずに。マッカから遠く離れていれば小巡礼のイフラームをし、小巡礼の周回礼と走歩礼を行

い、それから『別離の（周回礼）』（を行う）。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.184.

（注32）「マッカから『（礼拝）短縮』の距離以内で遠く離れている（ため戻ることが困難な）者、あるいはマッカから『（礼拝）短縮』の距離以上に遠く離れている者には、（犠牲の）血が課される。しかしその場合は戻ることは課されない。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.185.

（注33）「なぜなら巡礼の儀の義務（の1つ）を行わなかったから」*ibid.*, vol.4, p.185.

（注34）「なぜなら命じられているのは、その（マッカでの）最後の時が『館（カアバ神殿）』で、であることであり、既に彼はそれを行ったからである」*ibid.*, vol.4, p.185.

（注35）「そして悪露のある女性は『別離の（周回礼）』の後で」*ibid.*, vol.4, p.186.

（注36）「アッラーフよ、これはあなたの館です。私はあなたの僕、あなたの僕の息子、あなたの婢の息子です。あなたは私に支配権を授けれらたあなたの被造物の上に私を据えられました。またあなたは私にあなたの国々を旅させ、ついに私をあなたの恩寵によってあなたの館に到着せしめ、私が巡礼の儀を果たすのを助けられました。もしあなたが私を嘉されるなら、あなたの御満悦を私に増し給え。しかしもしそうでないのなら我が家があなたの館から遠ざかる前に現在において恵み給え。もしあなたが私にお許しになるなら、これが私の退去の時です。あなたとあなたの館の代わりを求めるわけではなく、あなたとあなたの館から離れることを望むわけではありません。アッラーフよ、私の身体に健康、肉体に元気、私の宗教に無謬を与え給え。私の終着駅を良くし、私を生き永らえさせ給うなら、あなたへの服従を恵み、現世と来世の福を私に合わせ授け給え。まことにあなたは万事に全能におわします。」（教友イブン・アッバースの伝承）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, pp.187-189.

（注37）「なぜなら『モスクは月経中の女性、大汚の者には許されない』との伝承により、彼女はそれ（モスク）に入ることは禁じられているから」*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.190.「月経」の章（注13）参照。

（注38）「既述の」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.190.（注36）参照。

(注39)「私の死後、巡礼を済ませ私の墓に参った者は、生前に私を訪れたかの如くである」(ハディース：アル＝ダーラクトゥニー) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.191.

(注40)初代カリフ・アブー・バクルと第2代カリフ・ウマル。cf., *al=Salsabīl*, vol.1, p.416.

(注41)「(妻) アーイシャに対する預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) の『アル＝タンウィームから小巡礼を行え』との命令による」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アフマド) *al=Mu'tamad*, vol.1, p.353.

(注42) *al=Mu'tamad* によると「小巡礼」の構成要件はイフラーム、周回礼、走歩礼、の3つであり、義務は「解禁場 (ḥill)」からのイフラーム、剃髪、あるいは散髪、の2つである。cf., *al=Mu'tamad*, vol.1, pp.352-353. (注48) 参照。

(注43)「巡礼の数カ月でも、屠殺の日、アラファ (の日) にもマクルーフ (自粛行為) とはならない。しかし回を重ねること、それらを連続して行うことがマクルーフであることでは、先人たち (salaf) の一致を見ている。*al=Mubdi'* はこのように述べている。

但しラマダーン月には繰り返すことがムスタハッブである。なぜならそれは巡礼と等価であるから。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, pp.198-199.

「ラマダーンの小巡礼は巡礼に匹敵する」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Kāfī*, vol.1, p.391.

(注44)「(アーイシャが「結合形式」の巡礼で周回礼を行った時に) の預言者 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) の言葉。『貴女は既に貴女の巡礼と小巡礼 (を完遂し、そのイフラーム) を解禁された。』」(ハディース：ムスリム) *al=Ḥāshiya*, vol.4, p.200.

(注45) cf., *al=Mu'tamad*, vol.1, pp.348-350.

al=Kāfī はアラファの逗留、「訪問の周回礼」は構成要件としているが、イフラームと走歩礼が構成要件であるか否かについてはアフマド師から2つの説が伝わるとのみ述べているが、*al='Umda* ではアラファの逗留、「訪問の周回礼」のみを構成要件としている。cf., *al=Kāfī*, vol.1, p.457, *al='Umda*, p.138.

(注46) cf., *al=Mu'tamad,* vol.1, pp.350-352. *al=Kāfī* は剃髪とミナーでの夜明かしが義務であるか否かについてはアフマド師から2つの説が伝わるとのみ述べているが、イブン・クダーマは *al='Umda* では剃髪とミナーでの夜明かしを巡礼の義務行為に数えている。cf., *al=Kāfī,* vol.1, p.457, *al='Umda,* p.138.

(注47) cf., *al=Mu'tamad,* vol.1, pp.352-353. *al=Kāfī* はイフラームと走歩礼が構成要件であるか否かについてはアフマド師から2つの説が伝わるとのみ述べているが、*al='Umda* は周回礼のみを構成要件としている。cf., *al=Kāfī,* vol.1, p.457, *al='Umda,* p.138.

(注48) cf., *al=Mu'tamad,* vol.1, p.353. *al=Kāfī* はアフマド師から伝わる2つの説の1つによると剃髪は小巡礼の義務行為であると述べるのみであるが、*al='Umda* はイフラーム、走歩礼、剃髪の3つを小巡礼の義務行為としている。cf., *al=Kāfī,* vol.1, p.457, *al='Umda,* p.138.

(注49)「巡礼の儀の一部を忘れたか、行わなかった者は、(犠牲獣の) 血を流しなさい」(教友イブン・アッバースの伝承) *al=Salsabīl,* vol.1, p.420.

(注50)「なぜならそれは義務ではないので、他の崇拝行為のスンナと同様に、その補填が義務でないから」*al=Mubdi',* vol.3, p.265.

[遅刻と障害] 章

(アラファの) 逗留を逸した者は、巡礼を逸したことになるので(注1)、小巡礼としてイフラームを解き(注2)、[義務として] カダーゥ (定時後履行) を行うが(注3)、もし予め (中断の) 条件をつけていなければ(注4)、供物を捧げる(注5)。

敵が (アッラーの) 家への行く手を塞いだ者は、まず供物を捧げ、その後にイフラームを解く(注6)。もしそれ (供物) がなければ10日間斎戒をした後にイフラームを解く(注7)。アラファへの道を塞がれた場合は、小巡礼としてイフラームを解く(注8)。

病気か糧食の欠乏が支障となった場合は、(特に) 条件付けていない限り(注9)、そのままイフラームの状態に留まる(注10)。

(注1)「(ジャービル)『集結の夜のファジュルになるまでは巡礼を逸することにはならない』(教友) アル＝ズバイルが『アッラーフの使徒 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) がそう言われたのですか』と尋ねると、彼 (アル＝ズバイル) は『そのとおり』と答えた」(ハディース：アル＝アスラム) *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.206.

(注2)「翌年の巡礼のためにイフラームの状態に留まることを自ら選んだのでない限り、周回礼、走歩礼を行い、剃髪か散髪をする」*ibid.*, vol.4, p.207.

(注3)「逸した巡礼を」*ibid.*, vol.4, p.207.

(注4)「そのイフラームの始めに、『私に支障が生じれば支障が生じたところが私のイフラームの解禁の場です』と言うことによって。その場合には彼には供物も、カダーゥもない」*ibid.*, vol.4, p.208.

(注5)「(教友第2代カリフ) ウマル・ブン・アル＝ハッターブはアッラーフの使徒 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) の教友アブー・アイユーブとハッバール・ブン・アル＝アスワドが巡礼を逸し、屠殺の日にやってきた時に、小巡礼としてイフラームを解き、イフラームを解いた状態で帰還し、その後で翌年巡礼し、供物を捧げる、もしなければ巡礼中に3日、その家族のもとに帰ってから7日斎戒するように命じた。」(マーリク、アル＝シャーフィイー、アル＝バイハキー) *al=Mu'tamad*, vol.1, p.361, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.208.

(注6)「アッラーフの使徒 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) は小巡礼に出かけたが、クライシュ族が彼に『館 (カアバ神殿)』(詣で) を妨げた。そこで彼はアル＝フダイビヤで供物を屠殺し、頭を剃った。」(アル＝ブハーリー、ムスリム、アル＝バイハキー) *al=Mu'tamad*, vol.1, p.362.

(注7) (注5) 参照。cf., *al=Salsabīl*, vol.1, p.422.

(注8)「なぜならば巡礼を小巡礼に替えることは、支障がなくても許される

以上、それ（支障）があるなら尚更（許されて然るべき）であるから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.212.

（注9）（注4）参照。

（注10）「なぜなら敵による支障の場合と違って、イフラームの解禁は彼の困苦（病気、糧食の欠乏）の解消に役立たないからである」*ibid.*, vol.4, p.214.

［供物、犠牲］章

最善のものはラクダ、次いで牛(注1)、次いで羊であるが、羊は［生後半年を経た］若羊（jadha'）か(注2)、そうでなければサニー（sanī）、つまりラクダは5才、牛は2才、山羊は1才、羊は半年のものしか（供物として）間に合わない(注3)。羊1頭は1人分に十分で(注4)、ラクダと牛は7人分(注5)。片目(注6)、やせ細ったもの、跛、歯欠け、乳の出ないもの、病気、耳や角の欠けたものは(注7)不可だが、生来の尾欠け、角なし(注8)、男根を残して去勢されたもの(注9)、半分以下なら耳、角が欠けていても可(注10)。

スンナは以下の通りである。ラクダは左前足を縛られて立っているところを、首の根元と胸の間のくぼみに槍で突いてのナフル方式による屠殺（naḥr）(注11)、それ以外のものは（頸動脈を切る）ザブフ方式で屠殺（yadhbaḥu）するが(注12)、逆にすることも許される(注13)。そして以下のように唱える。「アッラーの御名において、アッラーは至大なり、アッラーよ、あなたからの（授かり）ものをあなたに（捧げます）」(注14)

犠牲はその持ち主が執り行うか(注15)、ムスリムに代理を頼み自ら立ち会う(注16)。

屠殺の時刻は祭礼の礼拝(注17)、あるいはそれに相当する時間(注18)が経過した後から、その後(注19)2日目(注20)までであるが、夜間はマクル

ーフ（自爾行為）である(注21)。それをやり逃した場合は、その義務をカダーゥ（定刻後履行）で果たす(注22)。

(注1)「金曜日に沐浴して（金曜集合礼拝の）第1の刻に出かける者は、ラクダを犠牲に捧げたようなもの。第2の刻に出かける者は、牛を犠牲に捧げたようなもの。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.423.

(注2)「若羊（jadha'）は犠牲として許される」（ハディース：イブン・マージャ）*al=Mughnī,* vol.5, p.460, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.218.

(注3)「若羊（jadha'）はサニー（sanīya）が果たす（tūfī）ことを果たす」（イブン・マージャ）*ibid.,* vol.5, p.460. つまりサニーの替わりになる。
「成獣（musinna）以外を屠るな。但しおまえたちに重荷になる場合には、若羊（jadha'）を屠りなさい」（ハディース：ムスリム、アブー・ダーウード、イブン・マージャ）*ibid.,* vol.5, p.460.

(注4)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の時代にある男が自分と自分の家族のために羊1頭を屠り、（自分たちで）食べ、（他人に）食事を施した」（ハディース：アル＝ティルミズィー、イブン・マージャ、マーリク）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.219, *al=Ḥāshiya,* vol.4, p.219.

(注5)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は我々にラクダと牛についてはその双方につき7人づつで分担するように命じられた」（ハディース：ムスリム）*ibid.,* vol.4, p.220.

(注6)「明らかな片目、明らかな病気、明らかな跛、不潔でやせ細ったもの、の4つは犠牲に（供えること）は許されない」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.222.

(注7)「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は耳や角が半分以上かけたものを犠牲に捧げることを禁じられた」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、アル＝ナサーィー）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.366.

(注8)「(特に) 禁止されていないから」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.224.

(注9)「アッラーフの使徒 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) は白黒雑種の睾丸を抜かれ去勢された2頭の羊を犠牲に捧げられた」(ハディース：アフマド) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.365.

(注10) (注7) 参照。cf., *al=Salsabīl,* vol.1, p.427.

(注11)「1本足を縛られ3本足で立っているそれら (ラクダ) にアッラーフの御名を唱えよ」(クルアーン22章36節) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.366.

「アッラーフの使徒 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) とその教友は左前足を縛られて残りの足で立っているラクダをナハル方式で屠殺していた」(ハディース：アブー・ダーウード) *al=Salsabīl,* vol.1, p.427. naḥr と dhabḥ の語は通常無限定に「屠殺」を指す。従って本稿でも naḥr と dhabḥ は共に「屠殺」の訳語をあて、必要がある場合に限り「ナフル方式の屠殺」、「ザブフ方式の屠殺」と訳し分けた。

「『アッラーフの使徒 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) とその教友は左前足を縛られて残りの足で立っているラクダを (ナフル方式で) 屠殺していた』

首の根元と胸の間のくぼみを突いて。なぜならラクダの首は長いので頭の近くを突くと、霊魂が抜け出すときに苦痛が生ずるからである。しかしどのように屠殺しようとも可。」*al=Ḥāshiya,* vol.4, pp.225-226.

(注12)「ラクダ以外は。キブラの方向に向け、左側から。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.226.

「アッラーフは牛を (ザブフ方式で) 屠殺するようにおまえたちに命じられた」(クルアーン2章67節)

「アッラーフの使徒 (彼にアッラーフの祝福と平安あれ) は2頭の羊を犠牲に捧げ、自らの手でその2頭を (ザブフ方式で) 屠殺された」(ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、アフマド) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.367.

(注13)「ナフル方式で屠殺されるもの (ラクダ) をザブフ方式で屠殺し、ザブフ方式で屠殺される者 (牛、羊など) をナフル方式で屠殺すること。なぜならそれ (ナフル方式) も屠殺 (ザブフ) の位置を逸脱していないから。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.226.

(注14)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はそれ（犠牲獣）をキブラの方向に向け、『アッラーの御名において、アッラーは至大なり、アッラーよ、あなたからの（授かり）ものをあなたに（捧げます）』と唱えられた」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.4, pp.227-228.

(注15)（注12）参照。cf., *al=Salsabīl,* vol.1, p.428.

(注16)「（娘ファーテイマに）貴女の犠牲獣を持ってきなさい。その血から滴る最初の1滴によって貴女の罪が赦されるのだから」（アブー・サウード[教友 al=Khudrī]の伝えるハディース：出典無記）*al=Kāfī,* vol.1, p.472.

(注17)「その地方の。そこで複数（犠牲祭の礼拝）が挙行されていれば最初の礼拝の（前）。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.229.

「（屠殺の日に）（犠牲祭の）礼拝の前に屠殺をした者は、（屠殺を）やり直せ」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Salsabīl,* vol.1, p.429.

(注18)「（犠牲）祭の礼拝が挙行されていない場所では」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.229.

「（犠牲祭の）礼拝を行わない者について」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.229.

(注19)「つまり（犠牲）祭の日の後の」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.229.

(注20)「の終わり」*ibid.,* vol.4, p.229. つまり犠牲祭の日から数えて3日間。

「アフマド師は言う。『アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の教友から——のヴァリアントでは—ウマル、イブン・ウマル、イブン・アッバース、アブー・フライラ、アナス—アッラーフ、彼らを嘉し給え—の5人のアッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の教友から——の伝承によると屠殺の日数は3日である』」*al=Salsabīl,* vol.1, p.429, *al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.230, *al=Mu'tamad,* vol.1, pp.367-368.

(注21)「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は夜に犠牲を捧げることを禁じられた」（ハディース：アル＝タバラーニー、イブン・ハジャル、アル＝ハイサミー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.430.

「夜に犠牲を捧げることはマクルーフではあっても許される」*ibid.,* vol.1, p.429, *al=Ḥāshiya,* vol.4, p.230.

(注22)「そこでの行いはアダーゥ（定刻内履行）（の場合）と同じ。『随意（の

犠牲）」はその定刻を逸せば、免除される。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.231.
「なぜなら成果は、その時（巡礼明けの犠牲の日々）の功徳によるのであるが、それは既に過ぎているから。もしそれを犠牲に捧げ喜捨しても、それは喜捨した（ただの）肉片にすぎない」*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.231.

［ジハード（聖戦）］の書

ジハード（jihād）は連帯義務であるが(注1)、それ（戦場）に臨むか、敵が自国（balad-hu）に侵略するか(注2)、イマーム（カリフ）が出陣を命じた場合(注3)は義務となる(注4)。辺境警護の完遂（tamām）は40日である(注5)。

もし両親がムスリムであれば、2人の許しがない限り(注6)志願兵としては(注7)ジハードに出征しない。イマーム（カリフ）は進軍に際し、［義務として］自軍を調査し、和平論者(注8)、敗北主義者(注9)（の参戦）を禁じる。

また彼（カリフ）は［敵地に着いた］初めに（戦利品の）5分の1（の分配）の後の4分の1を、帰還時にはその（戦利品の5分の1の分配の）後の3分の1を（特別手当として）支給することができる(注10)。

軍は彼（カリフ）に従い、彼と共に忍耐することが課せられ(注11)、敵が急襲し、その危害を恐れた場合を除き(注12)、彼の許可無くして襲撃（ghazw）は許されない(注13)。

戦利品は戦争の地で奪略することによって所有となる(注14)。それは戦士のうち戦場に臨んだ者のものとなる(注15)。

［イマーム（カリフ）か、その代理が］5分の1を取った後(注16)、戦利品の残りは歩兵には1、騎兵には3、つまり騎兵自身に1、馬に2の割合で分配する(注17)。軍（本隊）は分遣隊が獲得したもの（戦利品）に与かり、分遣隊は本隊の獲得したものに与かる(注18)。

戦利品を不当に掠め取った者は、武器(注19)とクルアーン(注20)と命のあるもの(注21)を除きその者の馬具（に入っているもの）すべてを焼却する(注22)。

剣（武力）によって（敵の）土地を奪い取った場合イマーム（カリフ）はそれを分配するか(注23)、ムスリム（全体）（muslimūn）のワクフとしそれを占有する(注24)者(注25)から徴収する永続的地租（kharāj）を課すかのいずれかを選ぶ(注26)。地租と貢租（jizya）（後述）の［額、税率の］最終判断（marja'）はイマーム（カリフ）のイジュティハード（裁量）による(注27)。自分の占有する土地の活用ができない者は、その賃貸か放棄を強制される(注28)。それには相続が適用される(注29)。

貢租、地租、10分の1税(注30)、（多信教徒が）恐怖から見捨てて逃げたもの、戦利品の5分の1の5分の1(注31)など、多神教徒の財産から徴収され(注32)たものは、「払い戻し（fai'）」(注33)でありムスリム（全体）（muslimūn）の福祉のために使われる(注34)。

（注1）「それ（jihād）は語源的には力（ṭāqa）と能力（si'a）を尽くすことを意味する」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.253.

「それ（jihād）シャルウ（聖教）の上では、不信仰者との戦闘（qitāl）を意味する」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.253.

「汝らには戦争が義務として課された」(クルアーン2章216節)*al=Mu'tamad,* vol.1, p.375, *al=Ḥāshiya,* vol.4, p.254.

「汝らの財産と腕と舌とで多神教徒たちと戦え」（ハディース：アブー・ダーウード、アル＝ナサーィー、アフマド、アル＝ダーリミー）*al=Salsabīl,* vol.2, p.5.

「それ（ジハード遂行）が十分可能な者がそれに従事していれば他の人々は免責されるが、さもなければ全員が罪を犯したことになる」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.254.

「信徒たちの全員が出征するわけではない」（クルアーン9章122節）*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.254.

（注2）「汝らが（敵の）一団と遭遇すれば、踏みとどまれ」（クルアーン8章

45節）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.258.

（注3）「アッラーフの道へ出征せよ、と言われると、なぜ汝らは地に釘付けになるのか」（クルアーン9章38節）*ibid.*, vol.4, p.258.

「汝らが（徴兵）招集された時には出征せよ」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アフマド）*al=Mu'tamad,* vol.1, p.377.

（注4）「つまり（連帯義務から）各個の（義務に変わる）」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.256.

al=Mu'tamad によるとジハードは男性、自由人、ムスリム、責任能力者、の4つの条件を満たす者のみに義務となる。

女性にジハードが課されない典拠は以下のハディースである。

「私（アーイシャ）が『アッラーフの使徒、女性にはジハードが課されますか』と尋ねると、彼（使徒）は『（女性に課されるのは）戦闘のないジハード、（即ち）巡礼と小巡礼である』と答えられた」（ハディース：アフマド）

また責任無能力者（例：未成年）に課されない典拠は以下のハディースである。

「私（イブン・ウマル）はウフド（の戦役の）日、アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）に（参戦を）申し出たが、彼は私に（参戦を）お許しにならなかった」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アフマド）cf., *al=Mu'tamad,* vol.1, p.376.

また *al=Ḥāshiya* は「（ジハードへの不参加に）盲人には罪はなく、跛行者にも罪はない」（クルアーン48章17節）、「弱者、病人、旅の備えを調達できない者には（ジハードへの不参加に）罪はない」（クルアーン9章91節）を典拠に、上記の4つの条件に健常者であることを加えている。cf., *al=Ḥāshiya,* vol.4, pp.256-257.

自由人であることについては、「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）が自由人にはイスラームとジハードの誓いを課されたが、奴隷にはジハード抜きでイスラームだけの誓いを課されたと伝えられている」（ハディース：イブン・ハジャル、*Talkhīṣ al=Ḥabīr*、アル＝ナサーィー）ことによる。*al=Mughnī,* vol.13, pp.8-9（f.n.）.

（注5）「辺境警護の完遂（tamām）は40日である」（ハディース：アブド・アッラーフ・アル＝アスバハーイーニー［Abū al=Shaikh, d.369, *Kitāb al=Thawāb*］）*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, pp.259-260.

（注6）「なぜなら両親への孝行は個人的義務であるが、ジハードは連帯義務

であるので、個人的義務（である孝行）が優先されるからである」*al=Mu'tamad,* vol.1, p.379.

「もし両親がお前に許可すればジハードに赴け。さもなければ両親への孝行（が優先）である。」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.261.

（注7）「義務（のジハード）には両親の許可は必要視されない」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.262.「たとえばイマーム（カリフ）に招集された場合や、敵軍に包囲された場合など。両者が同等ならジハードの利（maṣlaḥa）の方がより包括的だからである。というのはそれ（ジハード）は宗教の護持とムスリム（社会）の防衛のためのものだからである。」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.262.「両者が同等」とは、孝行も個人的義務であるが、イマームの招集、敵軍の包囲に際してはジハードも個人的義務になり、両者共に個人的義務であるため義務性において同等である、との意味。

（注8）「アッラーフが汝を彼らの一団の許に返され、そして彼らが汝に出征の許しを求めたとしたら言え。『お前たちは決して出征しない。また（仮に出征しても）私と共に敵軍と戦いはしない。』」（クルアーン9章83節）*al=Salsabīl,* vol.1, p.7.

（注9）「アル＝マディーナの敗北主義者たちについては、我らが彼らに対して汝の気勢を上げさせよう」（クルアーン22章60節）

「彼らは汝らと共に出征しても、汝らの間に悪を広め、汝らの内紛を狙って汝らに不和の種を撒く」（クルアーン9章47節）*al=Salsabīl,* vol.1, p.7.

（注10）「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は最初に4分の1、帰還後に3分の1を（兵士に）特別支給されたものであった」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.267.

（注11）「アッラーフに従い、使徒と汝らの中の指導者たちに従え」（クルアーン4章59節）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.268.

「私（使徒）に従う者は、アッラーフに従ったことになり、私に背く者はアッラーフに背いたことになる。私の副官に従った者は私に従ったことになり、私の副官に背いた者は私に背いたことになる。」（アル＝ブハーリー）*al=Salsabīl,* vol.1, p.8.

（注12）「なぜならその場合にはその（敵軍との）戦闘が（戦わずして敗れ

ることより）得であると（maṣlaḥa）決まっているからである。不信仰者への夜襲は許され、意図的にではなく子供などを殺すことになろうとも投石機で彼ら（不信仰者）を攻撃することも許される。自分の意見（ra'y）のない小児、女性、両性具有者、修道士、老人、慢性病者、盲人は、彼らが戦闘に参加せず、（敵軍の）戦意を鼓舞したのでない限り殺害は許されない。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.269-271.

「年寄り、子供、女は殺すな」（ハディース：アブー・ダーウード）

「子供、女、年寄りは殺すな。お前たちは修道院に立て籠もる人々に会うだろうが、彼らも彼らの立て籠もるもの（修道院）も放任せよ」（教友初代カリフ・アブー・バクルの言葉）*al=Kāfī*, vol.4, p.267.

(注13)「(戦闘は）不可欠な場合を除き、イマーム（カリフ）の許可がない限り禁じられる。これは(アフマドが)明言している。*al=Mughnī* では、『(勝利の）好機を逸する恐れが無い限り』とある。また *al=Rauḍa* (*Rauḍa al=Nāẓir*）にはアフマドの説として伝えられたものにも異同があり、『許されない』と（言ったと）伝えられる一方で、それを許したとも伝えられている。」*al=Furū'*, vol.6, pp.199-200.

また *al=Muqni'* では「イマーム（カリフ）の許可」に代えて「(軍）司令官（amīr）の許可」となっている。

「『司令官の許可がない限り襲撃は許されない』（*al=Muqni'*）なぜなら彼（司令官）は戦争について最も良く知っているからであり、その（戦争の）問題は彼に一任されているからである。また（両軍の代表同士による）一騎打ち（mubāraza）が彼（司令官）の許可なくしては許されないなら、襲撃は尚更（許されない）のである。」*al=Mubdi'*, vol.3, p.349.

(注14)「我々の腕（権力）がそれを確保したことと、それ（戦利品）に対する不信仰者の所有権が消失したことによって、そこ（戦争の地）でのその(戦利品の）分配が許される。

戦利品とは、戦闘によって敵国人の財産から奪ったもの、及びそれに付随するもの（捕虜の身代金等)。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.274.

(注15)「私（アブー・ムーサー・アル＝アシュアリー）は（ユダヤ教徒）ハイバル族を征服した後、アシュアリー族の一団と共に居る預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の許に赴いた。彼（預言者）は我々（アシュアリー族）に（戦利品）を分配しましたが、彼は我々以外の征服に立ち会わなかった者には誰にも（戦利品を）分配されませんでした。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アブー・ダーウード、アル＝ティルミズィー、ア

フマド）*al=Salsabīl,* vol.2, p.9.

（注16）「それを5［等］分する。（第1に）アッラーフとその使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の取り分で、その使途は「払い戻し（fai'）」（後述）と同様である。次いで（第2に）ハーシム家とアル＝ムッタリブ家の者の取り分であり、彼らが何処にいようと、また彼らの富裕者にも貧者にも（与えられる）。次いで（第3に）貧しい孤児の取り分。次いで（第4に）貧者の取り分。次いで（第5に）旅人の取り分。それ（分配）は力の及ぶ限り、全ての地方に及ぶ。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, pp.277-278.

「知れ。汝らが戦利品として得たものは、その5分の1はアッラーフのもの。また（即ちそれは）その使徒と、（使徒の）親族、孤児、貧者、旅人のもの。」（クルアーン8章41節）*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.277.

（注17）「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）はハイバル族征伐の日に騎兵には（歩兵の）3倍の取り分を与えた。（内訳は）取り分2つは馬のためであり、1つが彼（騎兵自身）のものである。」（ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.280.

（注18）「分遣隊は本隊に還元され（turaddu）、本体は分遣隊に還元される」（ハディース：アフマド、アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アル＝バイハキー、イブン・アル＝ジャールード）*al=Salsabīl,* vol.2, p.11, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.281.

（注19）「なぜなら戦闘において彼がそれを必要とするから」*al=Mubdi',* vol.3, p.375.

（注20）「その不可侵性（ḥurma）による」*ibid.,* vol.3, p.375.

（注21）「その（火の）主（アッラーフ）以外が火によって（動物を）苛むことに対する預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の禁令による」*ibid.,* vol.3, p.375.

「お前たちが誰かを捕らえたら、彼を殺せ。但し彼を焚殺してはならない。と言うのは火の主以外は、彼を火で苛まないからである。」（ハディース：アブー・ダーウード、サイード［Sa'īd bn Manṣūr, d.227］）*al=Mughnī,* vol.13, p.139.

（注22）「戦利品を掠めた男を見つけたならば、（鞭で）打ち、その所持品を

焼却せよ」（ハディース：アブー・ダーウード）*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.283.

（注23）「知れ。汝らが戦利品として得たものは、その5分の1はアッラーフのもの」（クルアーン8章41節）*al=Salsabīl,* vol.2, p.12.（注16）参照。

（注24）「自分でそれ（土地）を利用するか、それを（他人に）賃貸するか」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.285.

（注25）「ムスリム、あるいは庇護民（後述）の」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.285.

（注26）「（教友第2代カリフ）ウマル—アッラーフ、彼を嘉し給え—が、アッラーフが彼にシリア、イラク、エジプトを征服せしめ給うた時に、それをムスリム（全体）のためのワクフとし、それを占有する者から徴収する永続的地租（kharāj）をそれ（その土地）に課したから」（アル＝ブハーリー、アブー・ウバイド［*Kitāb al=Amwāl*］）*al=Salsabīl,* vol.1, p.12.

（注27）「双方（地租と貢租）の設定者であるところの（カリフ）。彼はそのイジュティハードによってそれを設定する。なぜなら物価（ujra）は時代によって異なるので（教友第2代カリフ）ウマル—アッラーフ、彼を嘉し給え—が設定したもの（額、税率）に則る必要はない。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.286.

（注28）「なぜならその土地はムスリム（全体）のものであり、それゆえそれを遊ばせておくことは彼らに対して許されないのである」*ibid.,* vol.4, p.288.

（注29）「それ（その土地）は、それを占有していた者（被相続人）から相続人に、その被相続人の占有時の状態（権利、義務）に応じて移転する」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.288.

「所有権が被相続人から相続人に移転するように」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.288.

（注30）「敵国人（ḥarbī）の商売、あるいは我々と商売をする庇護民からその半分（20分の1）」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.289.

（注31）「アッラーフの使徒（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）の取り分」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.290.（注16参照）。

戦利品の5分の1は、使徒と、（使徒の）親族、孤児、貧者、旅人によって

更に5等分されるが、使徒の没後は、使徒の取り分である戦利品の5分の1の5分の1、即ち25分の1は「払い戻し（fai'）」となる。

（注32）「正当に（bi-ḥaqq）、戦いによらず」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.289.

（注33）「なぜなら多神教徒からムスリムに戻ったから。『払い戻し（fai'）』の原義は『戻り（rujū'）』である。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.290.

「なぜなら多神教徒はアッラーフに他者を併置した時点で、それらの富の（所有の）有資格者ではなくなっているからである。それ（富）はアッラーフが、彼（アッラーフの）崇拝のために援用するためにのみ創造されたものである。アッラーフはそれ（富を）、彼独りの崇拝のためにそれ（富）を援用するようにと、ムスリムであるその僕たちに返され、それは『払い戻し』になったのである。なぜなら彼ら（ムスリム）こそその（所有の本来の）有資格者だからである。」*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.290.

「群落の住民からアッラーフがその使徒に払い戻された（afā'）ものは、アッラーフのもの、その使徒のもの、（使徒の）親族のもの、…中略…また彼らの後に来た者は…」（クルアーン59章6-10節）*al=Mu'tamad*, vol.1, p.388.

（注34）「軍人には限られない。堤防の修繕、土手の盛り土、眼鏡橋の架橋、裁判官などの給費など最優先事項から、順番に。」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, pp.293-294.

［庇護契約の締結］章

庇護契約（dhimma）（注1）は、マギ教徒（注2）、および新旧約聖書の民（注3）とその分派（注4）以外には締結されない。またイマーム（カリフ）かその代理以外はそれを締結できない（注5）。また貢租は小児、女性（注6）、奴隷（注7）、支払い能力のない貧者には課されない（注8）。貢租はその納税義務者から年末に徴収される（注9）。彼らがその所定額を収めれば、その受領は義務となり（注10）、彼らとの戦闘は禁じられる（注11）。

その［貢租徴収の］際には彼らは卑しめられ（注12）、［義務として］長時間立たされ（注13）、両手を差し伸べさせられる（注14）。

(注1)「『庇護契約(dhimma)』とは語源的には『契約('ahd)』、『保証(ḍamān)』、『保護(amān)』であり、庇護契約の締結とは貢租(jizya)の支払いとイスラームの法規(aḥkām al=milla)の遵守(iltizām)を条件に、一部の不信仰者が不信仰に留まることを承認すること」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.302.

「彼ら(啓典の民)が身を屈め手ずから貢租を差し出すまで。」(クルアーン9章29節) *ibid.*, vol.4, p.302.

「我らの預言者(彼にアッラーフの祝福と平安あれ)は、お前たち(ペルシャ軍)がアッラーフのみを崇拝するか、あるいは貢租を支払うまでお前たちと戦うように我々に命じられた」(ハディース:アル=ブハーリー、アル=バイハキー) *al=Mu'tamad*, vol.1, p.390.

イスラームがムスリムに認める異教徒との平和共存関係には、「イスラームの家(dār al=islām)」内に永住する異教徒に与える安全保証である「庇護契約」と並んで、「戦争の家(dār al=ḥarb)」から一時的に「イスラームの家)」内に入る異教徒に与える「安全保証(amān)」、「戦争の家」の異教徒との戦争を中断する「停戦協定(muhādana)」がある。

アル=バアリー(d.778/1375)の『簡易法学』は、「ジハードの書」の中に「安全保証」と「停戦」の章を立て以下のように述べている。

「安全保証(amān)」は、判断力があり選択の自由のあるムスリムによる「私はあなたを保護した(ajartu-ka)」、「あなたに危害(ba's)はない」など(の宣言)によって有効となる。

イマーム(カリフ)によっては、全て(の不信仰者)に、軍司令官によっては対峙する者(不信仰者の敵軍)に、(ムスリム)個人によっては(不信仰者の)家族やキャラバンに(対して安全保証が与えられる)。

イマーム(カリフ)かその代理には、(停戦に)公益(があるとの判断)により、「停戦協定(muhādana)」(締結)が許される。彼ら(不信仰者の敵)をムスリムに対して保護するが、彼らに(停戦)違反の恐れがあれば、その協定を彼らに突き返す。Abī 'Abd Allāh al=Ba'lī al=Ḥanbalī, *al=Tashīl fī al=Fiqh, Riyādh*, 1414 (h), p.195.

安全保証の典拠は「多信教徒の一人が汝の許に保護を求めるなら、彼がアッラーフの御言葉を聞けるように、保護してやれ」(クルアーン9章6節)。cf., *al=Kāfī*, vol.4, p.330.

庇護契約、停戦協定がカリフとその代理の大権であるのに対して、安全保証は成人したムスリムであれば女性や奴隷にでも締結できる。cf., *al=Mubdi'*, vol.3, pp.389, 398.

停戦の典拠は「しかし彼ら(多神教徒)が和平に傾くなら、汝らもそれに

傾け」（クルアーン8章61節）cf., *ibid.*, vol.3, p.398.

停戦には期限が必要であり無期停戦は許されない。但し通説によると停戦期限に上限は無い。cf., *ibid.*, vol.3, pp.398-399.

(注2)「なぜならかつては彼らにも啓典があったが、その後失われた(rufi'a)、と伝えられているから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.302.

「マギ教徒の中には、太陽を崇拝する者、火を崇拝する者がいる」Ibn al=Mabrid, *al=Durr al=Naqīy*, vol.3, p.627.

「彼ら—つまりマギ教徒—には、啓典の民の法（sunna）を適用せよ」（ハディース：アル＝タバラーニー、アル＝シャーフィイー、マーリク）*al=Salsabīl*, vol.2, p.14.

(注3)「キリスト教徒とユダヤ教徒」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.303.

(注4)「両宗教（キリスト教、ユダヤ教）のどちらかを奉ずるサマリヤ人、フランク（ローマ）人、サビ教徒など」*ibid.*, vol.4, p.304.

「碩学たちはサビ教徒については意見が分かれている。アフマドからは、彼らがキリスト教徒の1種である、と（言った）とも伝えられている。また彼（アフマド）は別の場では、『私には、彼らは土曜日に休んでいる、と聞いており、そうだとすれば土曜日に休んでいるなら彼らはユダヤ教徒である』と述べている。（教友第2代カリフ）ウマルからは『彼ら（サビ教徒）は土曜日に休んでいる』と（言ったと伝えられている）。またムジャーヒド(d.103)は『彼らはユダヤ教友とキリスト教友の中間である』と言っている。またアル＝サディー（d.128）とアル＝ラビーゥ（d.63）は『彼らは啓典の民である』と述べている。アル＝シャーフィイーは彼ら（サビ教徒）のことに関しては判断を保留している。正答は彼らの預言者、啓典について両聖典の民(キリスト教徒、ユダヤ教徒）の一方に一致しているなら、彼らはその（キリスト教徒、ユダヤ教徒）の仲間であり、それについて相違するなら彼らは啓典の民ではない。また彼ら（サビ教徒）については、彼らが『星は理性的生命体である。7惑星は神々である。』と言っている、とも言われる。もしそうなら彼らは偶像崇拝者の類いである。」*al=Mughnī*, vol.13, pp.203-204.

(注5)「それが永久契約である以上、それにおいてイマーム（カリフ）が蔑ろにされてはならないから」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.305, *al=Mughnī*, vol.9, p.213.

(注6)「なぜなら貢租は殺害の代わりであるが、女性と小児の殺害は禁じら

れているから」*al=Mu'tamad,* vol.1, p.392.［ジハード］の書・(注12) 参照。

「ウマル―アッラーフ、彼を嘉し給え―は軍司令官たちに、貢租を課すが、女子供には課さないようにとの書を送った」(アル＝バイハキー、サイード・ブン・マンスール) *al=Salsabīl,* vol.2, p.16.

(注7)「奴隷 (mamlūk) には貢租は (課され) ない」(ウマルの言葉) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.392.

(注8)「アッラーフは能力以上のものを課し給わない」(クルアーン2章286節) *al=Salsabīl,* vol.2, p.16, *al=Ḥāshiya,* vol.4, p.306.

(注9)「それは浄財や血の代償 (diya) と同じく年を重ねるごとに繰り返される、あるいは毎年末に徴収される財であり、その (年の) 初めには義務とならない」*al=Mughnī,* vol.13, pp.212-213.

(注10)「アッラーフを信じない者たちと戦え、…中略…彼らが身を屈め手ずから貢租を差し出すまで。」(クルアーン9章29節)

「彼ら (啓典の民) に貢租の支払いを呼びかけよ。もし彼らがお前 (の呼びかけ) に応えたならば、彼らを受け入れ、彼らから手を引け」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム、アブー・ダーウード、イブン・マージャ、アル＝ナサーィー、アル＝ティルミズィー、アフマド、アル＝ダーリミー)*al =Mughnī,* vol.13, p.212 (f.n.).

(注11)「また彼らの財産を奪うことも。彼らが (一時的に)『戦争の家』に滞在しているのでない限り、彼らに害を及ぼそうとする者を撃退せねばならない。」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.307.

「彼ら (庇護民) が貢租を払うのは、彼らの血 (命) を我々の血のように、また彼らの財産を我々の財産と同じく (不可侵) にするためにほかならない」(教友第4代カリフ・アリーの言葉) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.393.

(注12)「彼ら (啓典の民) が身を屈め手ずから貢租を差し出すまで。」(クルアーン9章29節) *al=Salsabīl,* vol.2, p.16, *al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.308.

(注13)「彼ら (庇護民) が疲労困憊するまで。徴収者は座り、彼らは立って徴収される。」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.308.

(注14)「それ、貢租を (人を介して徴税人に) 送り付けることは受け入れ

られない」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.308.

[庇護民の諸規定] 章

イマーム（カリフ）は庇護民に対しては生命(注1)、財産(注2)、名誉［の保護］、彼ら（自身）が合法と信じるものは除くが(注3)禁止と信じているものについてのハッド刑（法定刑、後述）の執行に関してはイスラームの法規定を適用しなければならない(注4)。

また彼らに対しムスリムとの識別を課し(注5)、彼らは馬を除く乗用動物(注6)には鞍でなく荷鞍を敷いて(注7)乗ることができる。彼らはまた集会で最初に発言することは許されず、彼らのために起立することも(注8)彼らに先に挨拶することも(注9)許されない。

また彼らは教会の新築、転売、またたとえ不正によるものであっても破損箇所の改築は許されず(注10)、ムスリムのものよりも高い建物、同じ高さの建物を建てることも許されない(注11)。また、酒、豚、鐘を人目に晒すこと、また彼らの聖典を朗唱することも許されない(注12)。キリスト教徒のユダヤ教への改宗、およびその逆は認められず(注13)、イスラームへの入信か元の宗教（に留まるか）しか受け入れられない。

(注1)「『預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は、銀の装飾品（の強奪）のために女奴隷を殺したユダヤ教徒を処刑された』との両『正伝集（アル＝ブハーリー、ムスリム）』にあるように、（庇護民が他人を）殺すか、（他人の）四肢を切り落とせば、（犯人が）ムスリムの場合と同じように、それに応じて（後述の同害報復刑で）罰される」*al=Ḥāshiya*, vol.4, p.309.

(注2)「他人の財産を破損すれば、それを賠償する」*al=Mubdi'*, vol.3, p.416.

(注3)「酒のような」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.309.

「また豚肉を食べること、結婚の許されない者（後述）との婚姻。というのは、罪深いことに、彼らはそれを許しているからである。但し彼ら（庇護民）はムスリムの面前では、彼ら（ムスリム）に不快を与えないために、それを見せつけない。」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.309.

(注4)「結婚した後で不貞を犯した2人のユダヤ教徒（の男女）を連れて来られて、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は両者を石打刑に処された」(ハディース：アル＝ブハーリー、ムスリム) *al=Raud̤ al=Murbi'*, vol.4, p.310, *al=Ḥāshiya*, vol.4, p.310.

(注5)「ある民の真似をする者は、その仲間である」(ハディース：アフマド) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.390.

「(第2代カリフ・オマルの治世にムスリム軍に征服された) アラビア半島の（キリスト教徒の）住民が（ムスリム軍の司令官）アブド・アル＝ラフマーン・ブン・ガナムに以下のように書き送った。

あなたがたが我らの国に侵入してきたのに対して、我々は我々が以下のことを我々自身に対して条件と課すことで、あなたに我々自身と我々の同信者の安全保証を求める。

我々は我々の町に教会を新築せず、その郊外に修道士の修道院（dair)、庵（qalāya)、僧院（ṣauma'a）をも（新築）せず、教会の破損も修復せず、またムスリムの占領地にもそれら（教会、修道院）に類するものを（新築）しない。また我々は我らの教会に昼夜を問わずムスリムが入ることを拒まず、その門戸を通行人、旅人に対しては解放するが、スパイはそこにも我々の住居にも泊めない。

また我々はムスリムを騙す者のことを隠さず、我々の教会の中で小さな音で鳴らす以外我らの鐘を鳴らさず、その（教会）の上に十字架を立てず、ムスリムが参加している場合には我らの教会内でも礼拝でも（聖書）読誦でも大声を上げず、ムスリムの市場に我らの十字架や聖書を出品せず、雨乞いや「枝の主日」に外出せず、我々の死者（の葬儀）で哀悼の声を上げず、ムスリムの市場に灯明を飾って彼ら（死者）を持ち込まず、彼ら（ムスリム)の近隣に豚を入れず、酒を売らず、多神崇拝を公開せず、誰も我々の宗教に勧誘せず、その宣教をしない。また我々はムスリムが分有している奴隷からは何物も取り上げず、我々の親戚の誰がイスラームへの入信を望んでも妨げない。

また我々は今まで通りの衣装を守り、縁無帽、ターバン、靴の着用においても、頭髪を分けることにおいても、ムスリムを真似ず、また彼ら（ム

スリム）の行進においても（真似）せず、彼ら（ムスリム）の言葉を喋らず、彼らと同じ命名（kunā）をせず、我々の前頭部は刈り上げ、前髪を分けず、我々は腰に（専用の）腰帯を締め、我々の指輪にアラビア語を彫らない。

また我々は鞍に乗らず、いかなる武器も作らず、携帯せず、帯刀しない。

また我々は集会においてもムスリムに敬意を表し、道案内をし、彼らが集会を望めば、彼らのために席を立ち、また我々は在宅中の彼ら（ムスリム）を煩わせない。

また我々は我らの子弟にクルアーンを教えず、ムスリムが取引の決定権を持つのでない限り我々の誰もムスリムと商売の共同経営を行わない。

また我々は全てのムスリムの旅人を3日間は客として歓待し、有り合わせの普通の食事を施す。それは我々が我ら自身と我らの子弟、妻、貧者たちに保証しているものである。

もし我々が（ここに）我々自身に課しそれによって安全保証を受け入れた条件を我々が改変するか違えるかすれば、我々には庇護契約（を享有する権利）はなくなり、あなたには反抗（mu'ānada）と内紛（shiqāq）の徒に対して許されること（攻撃）が許される。

アブド・アル＝ラフマーン・ブン・ガナムは（第2代カリフ）ウマル・ブン・アル＝ハッターブ―アッラーフ、彼を嘉し給え―にこれ（契約）を書き送った。

するとウマルは彼ら（キリスト教徒）に以下のような返書を認めた。

私は彼らに対して彼ら請願したことに調印するが、私は彼らが彼ら自身に条件として課したことに加えて、彼らが（敵に捕らえられた）我々（ムスリム）の捕虜を（奴隷として敵から）買い取らないことと、ムスリムを故意に殺害した者は（庇護）契約が無効になる、との条件の2項目を添える。

アブド・アル＝ラフマーン・ブン・ガナムはこれを公布し、シリアの諸都市に居住した（東）ローマ人はこの条件を承認した。」（アル＝ハッラール、アル＝バイハキー）*al=Mughnī,* vol.13, pp.237-238.

（注6）「ロバなど」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.311.

（注7）「ウマルは庇護民に前髪を刈り上げ、腰帯を締め、（馬の）荷鞍に横乗りするように命じた」（アル＝ハッラール）*ibid.*, vol.4, p.311.（注5）参照。

(注8)「それは彼らに対して敬意を表することになるから」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.311.（注5）参照。cf., *al=Kāfī,* vol.4, p.359.

(注9)「ユダヤ教徒やキリスト教徒に先に挨拶をするな。彼らの誰かに道で会ったなら、彼らに道を譲らせよ」（ハディース：アル＝ティルミズィー）*al =Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.312.

(注10)「イスラーム(の地)には(キリスト教)教会は建てられず、破損箇所も修復されない」（ハディース：アル＝スユーティー［*al=Jāmi' al=Kabīr*］）*ibid.,* vol.4, p.313-314, *al=Mughnī,* vol.13, p.241.

(注11)「イスラームは上位にあり、下位に（なっては）はならない」（ハディース：アル＝ブハーリー、アル＝タバラーニー、アル＝バイハキー［*al=Dalā'il*］、アル＝ダーラクトゥニー）*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.315, *al=Salsabīl,* vol.2, p.19.

(注12)（注5）参照。cf., *al=Kāfī,* vol.4, p.360.

(注13)「なぜならその者はかつてその虚偽を認めていたところの虚偽の宗教に改宗したことになり、背教に準ずるから」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.319.
「改宗する者は処刑せよ」（ハディース：アル＝ブハーリー）*al=Salsabīl,* vol.2, p.19.

［庇護契約の違背行為］章

もし庇護民がジズヤの貢納(注1)、あるいはイスラームの規定の遵守を拒むか、ムスリムに対し殺人(注2)、強姦（ta'addā bi-zinā）(注3)、強盗、スパイ行為、スパイの蔵匿を行ったり(注4)、アッラーとその使徒(注5)、あるいはクルアーンを冒涜すれば(注6)、庇護契約に違背したことになるが、違背はその妻子にまで及ぶものではなく(注7)、本人の生命と財産のみが庇護を解除される(注8)。

(注1)「彼ら(啓典の民)が身を屈め手ずから貢租を差し出すまで。」(クルアーン9章29節) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.397.［庇護契約の締結］章(注10)参照。

(注2)［庇護民の諸規定］章（注1）参照。cf., *al=Salsabīl,* vol.2, p.20.

(注3)「(第2代カリフ) ウマル・ブン・アル＝ハッターブはムスリムの女性を強姦したユダヤ教徒の磔を命じた」(ハディース：アル＝バイハキー、アル＝タバラーニー) *ibid.,* vol.2, p.20.

(注4)「(マッカ) 征服の戦い（の歴史伝承）には、彼（アッラーフの使徒）の『アッラーフはバドル（の戦役の）参戦者を顧みられるかもしれないと思わないのか』との言葉によって、たとえムスリムであってもスパイを処刑することの許可（の典拠）が存在する。彼（使徒）は彼がバドル（の戦役に）参戦したために処刑を中止したのである。」*al=Ḥāshiya,* vol.4, p.322.

バドルの戦役にも参加したムスリムの「移住者」の一人ハーティブ・ブン・アブー・バルタアがマッカの多神教徒側に内通していたのを発見された。(第2代カリフ) ウマルはその処刑を主張したが、預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）がはハーティブがバドルの戦役にも参加した古参ムスリムであったことを理由に彼を許した。『日訳　サヒーフ　ムスリム』第3巻、473－474頁参照。

(注5)「(教友) イブン・ウマルは、(キリスト教徒) 修道士が預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）を誹謗している、と聞き、『もし私がそれを聞いたなら、その男を殺していただろう。私はそんな輩に安全保証を与えない』と言った」(出典不明) *al=Mu'tamad,* vol.1, p.397.

(注6)「契約を結んだ後で彼らがその誓いを破り汝ら（ムスリム）の宗教を誹謗するなら、不信仰の頭目らと戦え。まことに彼らには誓いなどない。」(クルアーン9章12節) *al=Salsabīl,* vol.2, p.21.

(注7)「違反は彼にあり、彼だけに限られるから」*al=Rauḍ al=Murbi',* vol.4, p.324.

「誰も他人の重荷を背負わない」(クルアーン6章164節、17章15節、35章18節、39章7節、53章38節) *al=Salsabīl,* vol.2, p.21.

(注8)「その者に対してイマーム（カリフ）には、敵国人の捕虜（に対してと）と同じく、処刑、奴隷化、特赦、身代金かムスリム捕虜との交換による

釈放のいずれかの選択肢がある」*al=Rauḍ al=Murbi'*, vol.4, p.324.

「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は（ユダヤ教徒）クライザ族の男性（捕虜）を処刑されたが、その数は600人から700人に及んだ」（ハディース：アル＝ナサーィー、アル＝ティルミズィー、アフマド）

「その後、特赦か、あるいは身請け」（クルアーン47章4節）

「預言者（彼にアッラーフの祝福と平安あれ）は教友2人によってウカイル族の多神教徒2人を身請けされた」（ハディース：アル＝ティルミズィー、アフマド）

「（預言者は）バドル（の戦役）の者（敵軍捕虜）の金による身請けに応じられた」（アブー・ダーウード、アル＝ハーキム）cf., *al=Mu'tamad,* vol.1, p.382.

古典学の現在 Ⅲ

平成13年(2001年) 9月

[発行] 文部科学省科学研究費補助金特定領域研究
「古典学の再構築」総括班

[領域代表] 中谷英明

[事務局] 〒651-2180 神戸市西区伊川谷町有瀬 518
神戸学院大学 人文学部
Tel: (078) 974-1551 Fax: (078) 976-1715
E-mail: somu@classics.jp

[制作] 株式会社 シンクス
〒600-8854 京都市下京区梅小路西中町32
Tel: (075) 322-2572 Fax: (075) 315-2317
E-mail: office@thinksnet.co.jp

この冊子は再生紙を使用しています。

1998 - 2002



古典学の再構築